官報
（号　外）
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔最高裁規則〕
○刑事訴訟規則の一部を改正する規則（最高裁一三）　一
○刑事事件等に関する手続において用いる識別符号の付与等に関する規則（同一四）　九〇
〔その他告示〕
○肥料の登録の有効期間を更新した件（農林水産一六〇八）　九一
○生産業者の住所の変更に係る届出があった件（同一六〇九）　九四
○肥料の登録が失効した件（同一六一〇）
○民事事件等に関する手続において用いる識別符号の付与における本人確認方法に関する要綱を定める件の一部を改正する件（最高裁八）
○情報通信技術の進展等に対応するための刑事訴訟法等の一部を改正する法律（令和七年法律第三十九号）附則第三条第一項本文に規定する最高裁判所の定める刑事事件を告示する件（同九）

〔官庁報告〕
国家試験
第五十八回社会保険労務士試験合格者（厚生労働省）　九五
〔公　告〕
諸事項
官庁
参加者の有無を確認する公募手続に係る参加意思確認書の提出を求める公示関係　一〇三
裁判所
破産、免責、再生関係
特殊法人等
国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構第十期事業年度財務諸表、令和七事業年度財務諸表（国立研究開発法人理化学研究所・独立行政法人奄美群島振興開発基金）、税理士証票無効・登録者・登録抹消関係　一四六
地方公共団体
教育職員免許状失効、行旅死亡人、無縁墳墓等改葬関係　一六三
会社その他
会社決算公告　一六九

最高裁規則

○最高裁判所規則第十三号

刑事訴訟規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和八年十月二十三日

最高裁判所

刑事訴訟規則の一部を改正する規則

刑事訴訟規則（昭和二十三年最高裁判所規則第三十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分（［　］で注記した項番号を含む。）に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
目次	目次
第一編　総則（第一条）	第一編　［同上］
［第一章～第五章　略］	［第一章～第五章　同上］
第六章　書類及び送達（第三十七条―第六十五条）	第六章　書類及び送達（第三十七条―第六十五条）
第六章の二　電子情報処理組織による申立て等（第六十五条の二―第六十五条の八）	
［第七章　略］	［第七章　同上］
第八章　被告人の召喚、勾引及び勾留（第六十七条―第九十二条の四）	第八章　被告人の召喚、勾引及び勾留（第六十七条―第九十二条の三）
［第九章～第十三章　略］	［第九章～第十三章　同上］
第十四章　証拠保全（第百三十七条―第百三十八条の二）	第十四章　証拠保全（第百三十七条・第百三十八条）
第十五章　訴訟費用（第百三十八条の三―第百三十八条の八）	第十五章　訴訟費用（第百三十八条の二―第百三十八条の七）
第十六章　費用の補償（第百三十八条の九・第百三十八条の十）	第十六章　費用の補償（第百三十八条の八・第百三十八条の九）
第二編　第一審	第二編　［同上］
［第一章・第二章　略］	［第一章・第二章　同上］
第三章　公判	第三章　［同上］
［第一節　略］	［第一節　同上］
第二節　争点及び証拠の整理手続	第二節　［同上］
第一款　公判前整理手続	第一款　［同上］
第一目　通則（第二百十七条の二―第二百十七条の二十）	第一目　通則（第二百十七条の二―第二百十七条の十九）
第二目　争点及び証拠の整理（第二百十七条の二十一―第二百十七条の二十六）	第二目　争点及び証拠の整理（第二百十七条の二十―第二百十七条の二十五）
第三目　証拠開示に関する裁定（第二百十七条の二十七―第二百十七条の二十九）	第三目　証拠開示に関する裁定（第二百十七条の二十六―第二百十七条の二十八）
第二款　期日間整理手続（第二百十七条の三十）	第二款　期日間整理手続（第二百十七条の二十九）
第三款　公判手続の特例（第二百十七条の三十一―第二百十七条の三十四）	第三款　公判手続の特例（第二百十七条の三十―第二百十七条の三十三）
第三節　被害者参加（第二百十七条の三十五―第二百十七条の四十二）	第三節　被害者参加（第二百十七条の三十四―第二百十七条の四十）
［第四節　略］	［第四節　同上］
第四章　証拠収集等への協力及び訴追に関する合意（第二百二十二条の十三の二）	
第五章　即決裁判手続	第四章　即決裁判手続
［第一節・第二節　略］	［第一節・第二節　同上］
［第三編～第六編　略］	［第三編～第六編　同上］
第七編　裁判の執行（第二百九十四条の二―第二百九十五条の十四）	第七編　裁判の執行（第二百九十四条の二―第二百九十五条の十二）
［第八編　略］	［第八編　同上］
附則	附則

（請求書の謄本等の提供、意見書の差出し・法第十七条）

第四条　検察官は、裁判所に係属する事件について刑事訴訟法（昭和二十三年法律第百三十一号。以下「法」という。）第十七条第一項各号に規定する事由のため管轄移転の請求をした場合には、速やかに、被告人に対し、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるものを提供しなければならない。ただし、第一号に定める電磁的記録（法第四十条第一項に規定する電磁的記録をいう。以下同じ。）の提供は、被告人に異議があるときは、することができない。

一　当該管轄移転の請求を第六十五条の二第一項の方法によりした場合　ファイル（法第四十条の二第一項に規定するファイルをいう。第三十一条の二及び第百三十八条の二を除き、以下同じ。）（第六十五条の七ただし書の場合にあつては、同条の記録媒体）に記録されている請求書に記載すべき事項を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録

二　当該管轄移転の請求を請求書によりした場合　請求書の謄本

2　被告人は、前項の規定による提供を受けた日から三日以内に管轄裁判所に意見書を差し出すことができる。

（忌避の申立て・法第二十一条）

第九条　［略］

［2　略］

3　忌避の原因及び忌避の申立てをした者が事件について請求若しくは陳述をした際に忌避の原因があることを知らなかつたこと又は忌避の原因が事件について請求若しくは陳述をした後に生じたことは、申立てをした日から三日以内に書面又は電磁的記録によりこれを疎明しなければならない。

（申立てに対する意見書・法第二十三条）

第十条　忌避された裁判官は、次に掲げる場合を除いては、忌避の申立てに対し意見書（電磁的記録をもつて作成するものを含む。）を提出しなければならない。

［一～三　略］

（被疑者の弁護人の選任・法第三十条）

第十七条　公訴の提起前にした弁護人の選任は、弁護人と連署した書面若しくはその画像情報又は弁護人との連署に代わる措置をとつた電磁的記録（第百六十五条第一項においてこれらを「弁護人選任書」という。）を当該被疑事件を取り扱う検察官又は司法警察員に提出した場合に限り、第一審においてもその効力を有する。

2　検察官又は司法警察員は、前項の規定により弁護人と連署した書面の画像情報が提出された場合において、必要と認めるときは、当該書面の提出を求めることができる。

3　第一項に規定する連署に代わる措置は、当該電磁的記録が被疑者及び弁護人の作成に係るものであることを示すとともに当該電磁的記録の改変を防止するために必要な措置とする。

（被告人の弁護人の選任の方式・法第三十条）

第十八条　［略］

2　第六十五条の二第一項の方法により前項に規定する弁護人の選任をするときは、同項に規定する弁護人と連署した書面の画像情報若しくは弁護人との連署に代わる措置をとつた電磁的記録をファイルに記録する方法又は当該画像情報若しくは当該電磁的記録を記録した記録媒体を裁判所に提出する方法によるものとする。

（請求書の謄本の交付、意見書の差出・法第十七条）

第四条　検察官は、裁判所に係属する事件について刑事訴訟法（昭和二十三年法律第百三十一号。以下法という。）第十七条第一項各号に規定する事由のため管轄移転の請求をした場合には、速やかに請求書の謄本を被告人に交付しなければならない。

［新設］

2　被告人は、謄本の交付を受けた日から三日以内に管轄裁判所に意見書を差し出すことができる。

（忌避の申立て・法第二十一条）

第九条　［同上］

［2　同上］

3　忌避の原因及び忌避の申立てをした者が事件について請求若しくは陳述をした際に忌避の原因があることを知らなかつたこと又は忌避の原因が事件について請求若しくは陳述をした後に生じたことは、申立てをした日から三日以内に書面でこれを疎明しなければならない。

（申立てに対する意見書・法第二十三条）

第十条　忌避された裁判官は、次に掲げる場合を除いては、忌避の申立てに対し意見書を差し出さなければならない。

［一～三　同上］

（被疑者の弁護人の選任・法第三十条）

第十七条　公訴の提起前にした弁護人の選任は、弁護人と連署した書面を当該被疑事件を取り扱う検察官又は司法警察員に差し出した場合に限り、第一審においてもその効力を有する。

［新設］

［新設］

（被告人の弁護人の選任の方式・法第三十条）

第十八条　［同上］

［新設］

3　裁判所は、前項の規定により弁護人と連署した書面の画像情報が提出された場合において、必要と認めるときは、当該書面の提出を求めることができる。

4　第二項に規定する連署に代わる措置については、前条第三項の規定を準用する。この場合において、同項中「被疑者」とあるのは、「被告人」と読み替えるものとする。

（主任弁護人、副主任弁護人の権限・法第三十四条）

第二十五条　主任弁護人又は副主任弁護人は、弁護人に対する通知又は送達について他の弁護人を代表する。

2　主任弁護人及び副主任弁護人以外の弁護人は、裁判長又は裁判官の許可及び主任弁護人又は副主任弁護人の同意がなければ、申立て、請求、質問、尋問又は陳述をすることができない。ただし、法第四十条第二項又は第四十条の二第一項の規定による許可の請求、法第四十六条の規定による請求及び公判期日において証拠調べが終わつた後にする意見の陳述については、この限りでない。

（国選弁護人選任請求書等の提出・法第三十七条の二等）

第二十八条の三　刑事収容施設に収容され、又は留置されている被疑者が法第三十七条の二又は第三百五十条の十七第一項の請求をするには、裁判所書記官の面前で行う場合を除き、刑事施設の長、留置業務管理者若しくは海上保安留置業務管理者又はその代理者を経由して、請求書及び法第三十六条の二に規定する資力申告書（以下この条において「請求書等」という。）を裁判官に提出しなければならない。

2　前項の場合において、刑事施設の長、留置業務管理者若しくは海上保安留置業務管理者又はその代理者は、被疑者から請求書等を受け取つたときは、直ちにこれを裁判官に送付しなければならない。ただし、法第三百五十条の十七第一項の請求をする場合を除き、勾留を請求されていない被疑者から請求書等を受け取つた場合には、当該被疑者が勾留を請求された後直ちにこれを裁判官に送付しなければならない。

3　前項の場合において、刑事施設の長、留置業務管理者若しくは海上保安留置業務管理者又はその代理者は、請求書等をファクシミリを利用して送信することにより裁判官に送付し、又は請求書等の送付に代えて請求書等の画像情報を裁判官に送付することができる。

4　前項の規定による送付がされたときは、その時に、請求書等の提出があつたものとみなす。

5　裁判官は、前項に規定する場合において、必要があると認めるときは、刑事施設の長、留置業務管理者又は海上保安留置業務管理者に対し、第三項の規定によるファクシミリを利用した送信又は画像情報の送付に使用した書面を提出させることができる。

（弁護人の書類の閲覧等・法第四十条）

第三十一条　弁護人は、裁判長の許可を受けて、自己の使用人その他の者に訴訟に関する書類（電磁的記録を含む。以下同じ。）及び証拠物（電磁的記録であるものを含む。第百三十四条第一項、第百七十一条、第百七十五条、第二百三条の二、第二百七条の三、第二百八十九条第一項及び第二百九十三条を除き、以下同じ。）を閲覧させ、又は謄写させることができる。この場合において、当該訴訟に関する書類又は証拠物の全部又は一部が電磁的記録であるときは、当該電磁的記録の閲覧は、その内容を表示したものを閲覧し、又はその内容を再生したものを視聴する方法によるものとし、当該電磁的記録の謄写は、これを複写し、若しくは印刷し、又はその内容を表示し若しくは再生したものを記載し若しくは記録する方法によるものとする。

［新設］

［新設］

（主任弁護人、副主任弁護人の権限・法第三十四条）

第二十五条　主任弁護人又は副主任弁護人は、弁護人に対する通知又は書類の送達について他の弁護人を代表する。

2　主任弁護人及び副主任弁護人以外の弁護人は、裁判長又は裁判官の許可及び主任弁護人又は副主任弁護人の同意がなければ、申立、請求、質問、尋問又は陳述をすることができない。但し、証拠物の謄写の許可の請求、裁判書又は裁判を記載した調書の謄本又は抄本の交付の請求及び公判期日において証拠調が終つた後にする意見の陳述については、この限りでない。

（国選弁護人選任請求書等の提出・法第三十七条の二等）

第二十八条の三　刑事収容施設に収容され、又は留置されている被疑者が法第三十七条の二又は第三百五十条の十七第一項の請求をするには、裁判所書記官の面前で行う場合を除き、刑事施設の長、留置業務管理者若しくは海上保安留置業務管理者又はその代理者を経由して、請求書及び法第三十六条の二に規定する資力申告書を裁判官に提出しなければならない。

2　前項の場合において、刑事施設の長、留置業務管理者若しくは海上保安留置業務管理者又はその代理者は、被疑者から同項の書面を受け取つたときは、直ちにこれを裁判官に送付しなければならない。ただし、法第三百五十条の十七第一項の請求をする場合を除き、勾留を請求されていない被疑者から前項の書面を受け取つた場合には、当該被疑者が勾留を請求された後直ちにこれを裁判官に送付しなければならない。

3　前項の場合において、刑事施設の長、留置業務管理者若しくは海上保安留置業務管理者又はその代理者は、第一項の書面をファクシミリを利用して送信することにより裁判官に送付することができる。

4　前項の規定による送付がされたときは、その時に、第一項の書面の提出があつたものとみなす。

5　裁判官は、前項に規定する場合において、必要があると認めるときは、刑事施設の長、留置業務管理者又は海上保安留置業務管理者に対し、送信に使用した書面を提出させることができる。

（弁護人の書類の閲覧等・法第四十条）

第三十一条　弁護人は、裁判長の許可を受けて、自己の使用人その他の者に訴訟に関する書類及び証拠物を閲覧又は謄写させることができる。

（電磁的方法による書類の閲覧等・法第四十条の二）

第三十一条の二　法第四十条の二第一項に規定する電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて裁判所の規則で定めるものは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める方法とする。

一　閲覧する場合　電子情報処理組織（裁判所の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と弁護人の使用に係る電子計算機であつて最高裁判所が定める技術的基準に適合するものとを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。次号において同じ。）を使用して弁護人の使用に係る電子計算機の映像面に訴訟に関する書類又は証拠物の内容を表示したものを閲覧し、又はその内容を再生したものを視聴する方法

二　謄写する場合　電子情報処理組織を使用して弁護人の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに訴訟に関する書類又は証拠物を記録する方法

（裁判の告知）

第三十四条　裁判の告知は、公判廷においては、宣告によつてこれをし、その他の場合には、裁判書の謄本又はファイルに記録された裁判書に係る電磁的記録を送達してこれをしなければならない。ただし、特別の定めのある場合は、この限りでない。

第三十四条の二　法第二百七十一条の二第一項の規定による求めがあつた事件について、当該求めに係る個人特定事項（法第二百七十一条の五第一項の決定により通知することとされたものを除く。第七項及び第八項において同じ。）が法第二百七十一条の二第一項第一号又は第二号に掲げる者のものに該当すると認める場合であつて、検察官の意見を聴き、相当と認めるときは、裁判書の抄本であつて当該個人特定事項の記載がないものその他の裁判書の謄本に代わるもの（以下この項において「裁判書抄本等」という。）の謄本又はファイルに記録された裁判書抄本等に係る電磁的記録を被告人に送達して裁判の告知をすることができる。

2　法第三百十二条の二第一項の規定による求めがあつた事件について、当該求めに係る個人特定事項（同条第四項において読み替えて準用する法第二百七十一条の五第一項の決定により通知することとされたものを除く。第七項及び第八項において同じ。）が法第二百七十一条の二第一項第一号又は第二号に掲げる者のものに該当すると認める場合であつて、検察官の意見を聴き、相当と認めるときは、裁判書の抄本であつて当該個人特定事項の記載がないものその他の裁判書の謄本に代わるもの（以下この項において「裁判書抄本等」という。）の謄本又はファイルに記録された裁判書抄本等に係る電磁的記録を被告人に送達して裁判の告知をすることができる。

3　検察官が法第二百九十九条の四第一項、第三項、第六項若しくは第八項の規定（これらの規定を法第三百十六条の二十三第二項において準用する場合を含む。）による措置をとつた事件又は裁判所が法第二百九十九条の五第三項（法第三百十六条の二十三第三項において準用する場合を含む。）の規定による措置をとつた事件について、これらの措置に係る者（以下この項において「措置対象者」という。）若しくは措置対象者の親族の身体若しくは財産に害を加え又はこれらの者を畏怖させ若しくは困惑させる行為がなされるおそれがあると認める場合であつて、検察官の意見を聴き、相当と認めるときは、裁判書の抄本であつて当該措置対象者の氏名若しくは住居の記載がないものその他の裁判書の謄本に代わるもの（以下この項において「裁判書抄本等」という。）の謄本又はファイルに記録された裁判書抄本等に係る電磁的記録を被告人に送達して裁判の告知をすることができる。

［新設］

（裁判の告知）

第三十四条　裁判の告知は、公判廷においては、宣告によつてこれをし、その他の場合には、裁判書の謄本を送達してこれをしなければならない。ただし、特別の定めのある場合は、この限りでない。

第三十四条の二　法第二百七十一条の二第二項の規定による起訴状抄本等の提出があつた事件について、起訴状に記載された個人特定事項のうち起訴状抄本等に記載がないもの（法第二百七十一条の五第一項の決定により通知することとされたものを除く。第五項及び第六項において同じ。）が法第二百七十一条の二第一項第一号又は第二号に掲げる者のものに該当すると認める場合であつて、検察官の意見を聴き、相当と認めるときは、裁判書の抄本であつて当該個人特定事項の記載がないものその他の裁判書の謄本に代わるものの謄本を被告人に送達して裁判の告知をすることができる。

2　法第三百十二条の二第二項の規定による訴因変更等請求書面抄本等（同項に規定する訴因変更等請求書面抄本等をいう。以下同じ。）の提出があつた事件について、訴因変更等請求書面に記載された個人特定事項のうち訴因変更等請求書面抄本等に記載がないもの（法第三百十二条の二第四項において読み替えて準用する法第二百七十一条の五第一項の決定により通知することとされたものを除く。第五項及び第六項において同じ。）が法第二百七十一条の二第一項第一号又は第二号に掲げる者のものに該当すると認めるときは、裁判書の抄本であつて当該個人特定事項の記載がないものその他の裁判書の謄本に代わるものの謄本を被告人に送達して裁判の告知をすることができる。

［新設］

4 法第二百七条の二第二項の規定による勾留状に代わるものの提供があつた事件について、勾留状に記載され、又は記録された個人特定事項のうち勾留状に代わるものに記載又は記録がないもの（法第二百七条の三第一項の裁判により通知することとされたものを除く。第十一項及び第十二項において同じ。）が法第二百一条の二第一項第一号又は第二号に掲げる者のものに該当すると認める場合であつて、検察官の意見を聴き、相当と認めるときは、裁判書の抄本であつて当該個人特定事項の記載がないものその他の裁判書の謄本に代わるもの（以下この項において「裁判書抄本等」という。）の謄本又はファイルに記録された裁判書抄本等に係る電磁的記録を被疑者に送達して裁判の告知をすることができる。

5 法第二百二十四条第三項において読み替えて準用する法第二百七条の二第二項の規定による鑑定留置状に代わるものの提供があつた事件について、鑑定留置状に記載され、又は記録された個人特定事項のうち鑑定留置状に代わるものに記載又は記録がないもの（法第二百二十四条第三項において準用する法第二百七条の三第一項の裁判により通知することとされたものを除く。第十一項及び第十二項において同じ。）が法第二百一条の二第一項第一号又は第二号に掲げる者のものに該当すると認める場合であつて、検察官の意見を聴き、相当と認めるときは、裁判書の抄本であつて当該個人特定事項の記載がないものその他の裁判書の謄本に代わるもの（以下この項において「裁判書抄本等」という。）の謄本又はファイルに記録された裁判書抄本等に係る電磁的記録を被疑者に送達して裁判の告知をすることができる。

6 第二百七十八条の二第二項の規定による第二百七十八条第一項の令状の抄本その他の当該令状に代わるものの提供があつた事件について、当該令状に記載され、又は記録された個人特定事項のうち当該令状の抄本その他の当該令状に代わるものに記載又は記録がないもの（第二百七十八条の三第一項の裁判により通知することとされたものを除く。第十三項及び第十四項において同じ。）が法第二百一条の二第一項第一号又は第二号に掲げる者のものに該当すると認める場合であつて、検察官の意見を聴き、相当と認めるときは、裁判書の抄本であつて当該個人特定事項の記載がないものその他の裁判書の謄本に代わるもの（以下この項において「裁判書抄本等」という。）の謄本又はファイルに記録された裁判書抄本等に係る電磁的記録を少年に送達して裁判の告知をすることができる。

7 法第二百七十一条の三第一項若しくは第二百七十一条の四第二項の規定による措置がとられた事件について、法第二百七十一条の二第一項の規定による求めに係る個人特定事項が同項第一号若しくは第二号に掲げる者のものに該当すると認める場合又は法第三百十二条の二第四項において準用する法第二百七十一条の三第一項若しくは第二百七十一条の四第二項の規定による求めに係る個人特定事項が法第二百七十一条の二第一項第一号若しくは第二号に掲げる者のものに該当すると認めるときは、弁護人に対し、裁判書の謄本又はファイルに記録された裁判書に係る電磁的記録を送達して裁判の告知をするに当たり、当該裁判書に記載され、又は記録されているこれらの個人特定事項を被告人に知らせてはならない旨の条件を付し、又は被告人に知らせる時期若しくは方法を指定することができる。

8 法第二百七十一条の三第三項若しくは第二百七十一条の四第四項の規定による措置がとられた事件について、法第二百七十一条の二第一項の規定による求めに係る個人特定事項が同項第一号若しくは第二号に掲げる者のものに該当すると認める場合又は法第三百十二条の二第四項において準用する法第二百七十一条の三第三項若しくは第二百七十一条の四第四項の規定による求めに係る個人特定事項が法第二百七十一条の二第一項第一号若しくは第二号に掲げる者のものに該当すると認めるときは、法第三百十二条の二第一項の規定による求めに係る個人特定

3 法第二百七条の二第二項の規定による勾留状に代わるものの交付があつた事件について、勾留状に記載された個人特定事項のうち勾留状に代わるものに記載がないもの（法第二百七条の三第一項の裁判により通知することとされたものを除く。第七項及び第八項において同じ。）が法第二百一条の二第一項第一号又は第二号に掲げる者のものに該当すると認める場合であつて、検察官の意見を聴き、相当と認めるときは、裁判書の抄本であつて当該個人特定事項の記載がないものその他の裁判書の謄本に代わるものの謄本を被疑者に送達して裁判の告知をすることができる。

4 法第二百二十四条第三項において読み替えて準用する法第二百七条の二第二項の規定による鑑定留置状に代わるものの交付があつた事件について、鑑定留置状に記載された個人特定事項のうち鑑定留置状に代わるものに記載がないもの（法第二百二十四条第三項において準用する法第二百七条の三第一項の裁判により通知することとされたものを除く。第七項及び第八項において同じ。）が法第二百一条の二第一項第一号又は第二号に掲げる者のものに該当すると認める場合であつて、検察官の意見を聴き、相当と認めるときは、裁判書の抄本であつて当該個人特定事項の記載がないものその他の裁判書の謄本に代わるものの謄本を被疑者に送達して裁判の告知をすることができる。

［新設］

5 法第二百七十一条の三第一項若しくは第二百七十一条の四第二項の規定による起訴状の謄本の提出があつた事件について、起訴状に記載された個人特定事項のうち起訴状抄本等に記載がないものが法第二百七十一条の二第一項第一号若しくは第二号に掲げる者のものに該当すると認める場合又は法第三百十二条の二第四項において準用する法第二百七十一条の三第一項若しくは第二百七十一条の四第二項の規定による訴因変更等請求書面の謄本の提出があつた事件について、訴因変更等請求書面に記載された個人特定事項のうち訴因変更等請求書面抄本等に記載がないものが法第二百七十一条の二第一項第一号若しくは第二号に掲げる者のものに該当すると認める場合において、被告人に弁護人があり、検察官の意見を聴き、相当と認めるときは、弁護人に対し、裁判書の謄本を送達して裁判の告知をするに当たり、当該裁判書に記載されているこれらの個人特定事項を被告人に知らせてはならない旨の条件を付し、又は被告人に知らせる時期若しくは方法を指定することができる。

6 法第二百七十一条の三第三項若しくは第二百七十一条の四第四項の規定による起訴状抄本等の提出があつた事件について、起訴状に記載された個人特定事項のうち起訴状抄本等に記載がないものが法第二百七十一条の二第一項第一号若しくは第二号に掲げる者のものに該当すると認める場合又は法第三百十二条の二第四項において準用する法第二百七十一条の三第三項若しくは第二百七十一条の四第四項の規定による訴因変更等請求書面抄本等の提出があつた事件に

事項が法第二百七十一条の二第一項第一号若しくは第二号に掲げる者のものに該当すると認める場合において、被告人に弁護人があり、検察官の意見を聴き、相当と認めるときは、弁護人に対し、裁判書の抄本であつてこれらの個人特定事項の記載がないものその他の裁判書の謄本に代わるもの（以下この項において「裁判書抄本等」という。）の謄本若しくはファイルに記録された裁判書抄本等に係る電磁的記録を送達して裁判の告知をし、又は裁判書の謄本若しくはファイルに記録された裁判書に係る電磁的記録を送達して裁判の告知をするに当たり、当該裁判書に記載され、若しくは記録されているこれらの個人特定事項を被告人に知らせてはならない旨の条件を付し、若しくは被告人に知らせる時期若しくは方法を指定することができる。

9‖　検察官が法第二百九十九条の四第一項若しくは第六項の規定（これらの規定を法第三百十六条の二十三第二項において準用する場合を含む。）による措置をとつた事件又は裁判所が法第二百九十九条の五第三項（法第三百十六条の二十三第三項において準用する場合を含む。）の規定による措置をとつた事件について、これらの措置に係る者（以下この項において「措置対象者」という。）若しくは措置対象者の親族の身体若しくは財産に害を加え又はこれらの者を畏怖させ若しくは困惑させる行為がなされるおそれがあると認める場合において、被告人に弁護人があり、検察官の意見を聴き、相当と認めるときは、弁護人に対し、裁判書の謄本又はファイルに記録された裁判書に係る電磁的記録を送達して裁判の告知をするに当たり、裁判書に記載され、又は記録されている当該措置対象者の氏名又は住居を被告人に知らせてはならない旨の条件を付し、又は被告人に知らせる時期若しくは方法を指定することができる。

10‖　検察官が法第二百九十九条の四第三項又は第八項の規定（これらの規定を法第三百十六条の二十三第二項において準用する場合を含む。）による措置をとつた事件について、当該措置に係る者（以下この項において「措置対象者」という。）若しくは措置対象者の親族の身体若しくは財産に害を加え又はこれらの者を畏怖させ若しくは困惑させる行為がなされるおそれがあると認める場合において、被告人に弁護人があり、検察官の意見を聴き、相当と認めるときは、弁護人に対し、裁判書の謄本又はファイルに記録された裁判書抄本等に係る電磁的記録を送達して裁判の告知をし、又は裁判書の謄本若しくはファイルに記録された裁判書に係る電磁的記録を送達して裁判の告知をするに当たり、当該裁判書に記載され、若しくは記録されている当該措置対象者の氏名若しくは住居を被告人に知らせてはならない旨の条件を付し、若しくは被告人に知らせる時期若しくは方法を指定することができる。

11‖　法第二百七条の二第二項の規定による勾留状に代わるものの提供があつた事件について、勾留状に記載され、若しくは記録された個人特定事項のうち勾留状に代わるものに記載若しくは記録がないものが法第二百一条の二第一項第一号若しくは第二号に掲げる者のものに該当すると認める場合又は法第二百二十四条第三項において読み替えて準用する法第二百七条の二第二項の規定による鑑定留置状に代わるものの提供があつた事件について、鑑定留置状に記載され、若しくは記録された個人特定事項のうち鑑定留置状に代わるものに記載若しくは記録がないものが法第二百一条の二第一項第一号若しくは第二号に掲げる者のものに該当すると認める場合において、被疑者に弁護人があり、検察官の意見を聴き、相当と認めるときは、弁護人に対し、裁判書の謄本又はファイルに記録された裁判書に係る電磁的記録を送達して裁判の告知をするに当たり、当該裁判書に記載され、又は記録されているこれらの個人特定事項を被疑者に知らせてはならない旨の条件を付することができる。

ついて、訴因変更等請求書面に記載された個人特定事項のうち訴因変更等請求書面抄本等に記載がないものが法第二百七十一条の二第一項第一号若しくは第二号に掲げる者のものに該当すると認める場合において、被告人に弁護人があり、検察官の意見を聴き、相当と認めるときは、弁護人に対し、裁判書の抄本であつてこれらの個人特定事項の記載がないものその他の裁判書の謄本に代わるものの謄本を送達して裁判の告知をし、又は裁判書の謄本を送達して裁判の告知をするに当たり、当該裁判書に記載されているこれらの個人特定事項を被告人に知らせてはならない旨の条件を付し、若しくは被告人に知らせる時期若しくは方法を指定することができる。

［新設］

［新設］

7‖　法第二百七条の二第二項の規定による勾留状に代わるものの交付があつた事件について、勾留状に記載された個人特定事項のうち勾留状に代わるものに記載がないものが法第二百一条の二第一項第一号若しくは第二号に掲げる者のものに該当すると認める場合又は法第二百二十四条第三項において読み替えて準用する法第二百七条の二第二項の規定による鑑定留置状に代わるものの交付があつた事件について、鑑定留置状に記載された個人特定事項のうち鑑定留置状に代わるものに記載がないものが法第二百一条の二第一項第一号若しくは第二号に掲げる者のものに該当すると認める場合において、被疑者に弁護人があり、検察官の意見を聴き、相当と認めるときは、弁護人に対し、裁判書の謄本を送達して裁判の告知をするに当たり、当該裁判書に記載されているこれらの個人特定事項を被疑者に知らせてはならない旨の条件を付することができる。

12‖　法第二百七条の二第二項の規定による勾留状に代わるものの提供があつた事件について、勾留状に記載され、若しくは記録された個人特定事項のうち勾留状に代わるものに記載若しくは記録がないものが法第二百一条の二第一項第一号若しくは第二号に掲げる者のものに該当すると認める場合又は法第二百二十四条第三項において読み替えて準用する法第二百七条の二第二項の規定による鑑定留置状に代わるものの提供があつた事件について、鑑定留置状に記載され、若しくは記録された個人特定事項のうち鑑定留置状に代わるものに記載若しくは記録がないものが法第二百一条の二第一項第一号若しくは第二号に掲げる者のものに該当すると認める場合において、被疑者に弁護人があり、検察官の意見を聴き、前項の規定による措置によつては、法第二百一条の二第一項第一号ハ⑴若しくは第二号イに規定する名誉若しくは社会生活の平穏が著しく害されること又は同項第一号ハ⑵若しくは第二号ロに規定する行為を防止できないおそれがあると認めるときは、弁護人に対し、裁判書の抄本であつてこれらの個人特定事項の記載がないものその他の裁判書の謄本に代わるもの（以下この項において「裁判書抄本等」という。）の謄本又はファイルに記録された裁判書抄本等に係る電磁的記録を送達して裁判の告知をすることができる。

13‖　第二百七十八条の二第二項の規定による第二百七十八条第一項の令状の抄本その他の当該令状に代わるものの提供があつた事件について、当該令状に記載され、又は記録された個人特定事項のうち当該令状の抄本その他の当該令状に代わるものに記載又は記録がないものが法第二百一条の二第一項第一号又は第二号に掲げる者のものに該当すると認める場合において、少年に弁護人があり、検察官の意見を聴き、相当と認めるときは、弁護人に対し、裁判書の謄本又はファイルに記録された裁判書に係る電磁的記録を送達して裁判の告知をするに当たり、当該裁判書に記載され、又は記録されているこれらの個人特定事項を少年に知らせてはならない旨の条件を付することができる。

14‖　第二百七十八条の二第二項の規定による第二百七十八条第一項の令状の抄本その他の当該令状に代わるものの提供があつた事件について、当該令状に記載され、又は記録された個人特定事項のうち当該令状の抄本その他の当該令状に代わるものに記載又は記録がないものが法第二百一条の二第一項第一号又は第二号に掲げる者のものに該当すると認める場合において、少年に弁護人があり、検察官の意見を聴き、前項の規定による措置によつては、法第二百一条の二第一項第一号ハ⑴若しくは第二号イに規定する名誉若しくは社会生活の平穏が著しく害されること又は同項第一号ハ⑵若しくは第二号ロに規定する行為を防止できないおそれがあると認めるときは、弁護人に対し、裁判書の抄本であつてこれらの個人特定事項の記載がないものその他の裁判書の謄本に代わるもの（以下この項において「裁判書抄本等」という。）の謄本又はファイルに記録された裁判書抄本等に係る電磁的記録を送達して裁判の告知をすることができる。

（処置をとるべきことの請求）

第三十四条の三　裁判所又は裁判官は、前条第七項から第十一項まで若しくは第十三項の規定により付した条件に弁護人が違反したとき又は同条第七項から第十項までの規定による時期若しくは方法の指定に弁護人が従わなかつたときは、弁護士である弁護人については当該弁護士の所属する弁護士会又は日本弁護士連合会に通知し、適当な処置をとるべきことを請求することができる。

［2　略］

8‖　法第二百七条の二第二項の規定による勾留状に代わるものの交付があつた事件について、勾留状に記載された個人特定事項のうち勾留状に代わるものに記載がないものが法第二百一条の二第一項第一号若しくは第二号に掲げる者のものに該当すると認める場合又は法第二百二十四条第三項において読み替えて準用する法第二百七条の二第二項の規定による鑑定留置状に代わるものの交付があつた事件について、鑑定留置状に記載された個人特定事項のうち鑑定留置状に代わるものに記載がないものが法第二百一条の二第一項第一号若しくは第二号に掲げる者のものに該当すると認める場合において、被疑者に弁護人があり、検察官の意見を聴き、前項の規定による措置によつては、法第二百一条の二第一項第一号ハ⑴若しくは第二号イに規定する名誉若しくは社会生活の平穏が著しく害されること又は同項第一号ハ⑵若しくは第二号ロに規定する行為を防止できないおそれがあると認めるときは、弁護人に対し、裁判書の抄本であつてこれらの個人特定事項の記載がないものその他の裁判書の謄本に代わるものの謄本を送達して裁判の告知をすることができる。

［新設］

（処置をとるべきことの請求）

第三十四条の三　裁判所又は裁判官は、前条第五項から第七項までの規定により付した条件に弁護人が違反したとき、又は同条第五項若しくは第六項の規定による時期若しくは方法の指定に弁護人が従わなかつたときは、弁護士である弁護人については当該弁護士の所属する弁護士会又は日本弁護士連合会に通知し、適当な処置をとるべきことを請求することができる。

［2　同上］

（謄本、抄本の送付）

第三十六条　検察官の執行指揮を要する裁判をしたときは、速やかに、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるものを検察官に送付しなければならない。ただし、特別の定めのある場合は、この限りでない。

一　裁判書が書面である場合又は裁判が書面である調書に記載されている場合　当該裁判書又は当該調書の謄本又は抄本

二　裁判書が電磁的記録である場合又は裁判が電磁的記録である調書に記録されている場合　当該裁判書、当該調書若しくはこれらを印刷した書面又は当該裁判書若しくは当該調書に記録されている事項の一部を記載し、若しくは記録した書面若しくは電磁的記録であつてその内容が当該事項と同一であることの証明がされたもの

2　前項の規定により送付した抄本又は裁判書若しくは調書に記録されている事項の一部を記載し、若しくは記録した書面若しくは電磁的記録であつてその内容が当該事項と同一であることの証明がされたものが第五十七条第二項から第五項までの規定による判決書若しくは調書判決（第二百十九条第一項に規定する調書判決をいう。以下この条から第百七十八条の十第三項までにおいて同じ。）の抄本又は当該判決書若しくは当該調書判決に記録されている事項の一部を記載し、若しくは記録した書面若しくは電磁的記録であつてその内容が当該事項と同一であることの証明がされたもので拘禁刑の執行指揮に必要なものであるときは、速やかに、その判決書又は調書判決の抄本又は当該判決書若しくは当該調書判決に記録されている事項の一部を記載し、若しくは記録した書面若しくは電磁的記録であつてその内容が当該事項と同一であることの証明がされたもので罪となるべき事実を記載し、若しくは記録したものを検察官に追送しなければならない。

（証人等の尋問調書）

第三十八条　証人、鑑定人、通訳人又は翻訳人の尋問については、調書（電磁的記録をもつて作成するものを含む。以下同じ。）を作らなければならない。

2　調書には、次に掲げる事項を記載し、又は記録しなければならない。

一　［略］

二　法第百五十七条第四項の規定により尋問したこと。

三　法第百五十七条第五項の規定により弁護人が在席したこと。

四　法第三百十六条の三十四第五項の規定により手続をしたこと。

五～十　［略］

十一　法第百五十七条の六第四項の規定により証人の同意を得てその尋問及び供述並びにその状況を電磁的記録として記録したこと。

十二　［略］

十三　［略］

3　調書（法第百五十七条の六第四項の規定により証人の尋問及び供述並びにその状況を記録した電磁的記録を除く。以下この項から第五項までにおいて同じ。）は、裁判所書記官が、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるものを供述者に読み聞かせ、又は供述者に閲覧させて、その記載又は記録が相違ないかどうかを問わなければならない。

一　調書を書面をもつて作成する場合　調書

二　調書を電磁的記録をもつて作成する場合　調書の内容を表示したもの

4　供述者が増減変更を申し立てたときは、その供述を調書に記載し、又は記録しなければならない。

（謄本、抄本の送付）

第三十六条　検察官の執行指揮を要する裁判をしたときは、速やかに裁判書又は裁判を記載した調書の謄本又は抄本を検察官に送付しなければならない。ただし、特別の定めのある場合は、この限りでない。

［新設］

2　前項の規定により送付した抄本が第五十七条第二項から第四項までの規定による判決書又は判決を記載した調書の抄本で拘禁刑の執行指揮に必要なものであるときは、速やかに、その判決書又は判決を記載した調書の抄本で罪となるべき事実を記載したものを検察官に追送しなければならない。

（証人等の尋問調書）

第三十八条　証人、鑑定人、通訳人又は翻訳人の尋問については、調書を作らなければならない。

2　調書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

［一　同上］

［新設］

［新設］

［新設］

二～七　［同上］

八　法第百五十七条の六第四項の規定により証人の同意を得てその尋問及び供述並びにその状況を記録媒体に記録したこと並びにその記録媒体の種類及び数量

九　［同上］

十　［同上］

3　調書（法第百五十七条の六第四項の規定により証人の尋問及び供述並びにその状況を記録した記録媒体を除く。次項及び第五項において同じ。）は、裁判所書記官をしてこれを供述者に読み聞かせ、又は供述者に閲覧させて、その記載が相違ないかどうかを問わなければならない。

［新設］

4　供述者が増減変更を申し立てたときは、その供述を調書に記載しなければならない。

5　尋問に立ち会つた検察官、被告人、被疑者又は弁護人が調書の記載又は記録の正確性について異議を申し立てたときは、申立ての要旨を調書に記載し、又は記録しなければならない。この場合には、裁判長又は尋問をした裁判官は、その申立てについての意見を調書に記載させ、又は記録させることができる。

6　調書には、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、供述者に当該各号に定める措置をとらせなければならない。

一　調書を書面をもつて作成する場合　調書に署名押印すること。

二　調書を電磁的記録をもつて作成する場合　調書の内容が相違ないことを確認した旨を当該調書上明らかにすること。

7　法第百五十七条の六第五項の規定により電磁的記録がその一部とされた調書については、その旨を調書上明らかにしておかなければならない。

8　裁判所書記官は、調書を書面をもつて作成したときは当該調書に記載した事項を、調書を電磁的記録をもつて作成したときは当該調書に記載した事項を、それぞれファイルに記録しなければならない。ただし、当該調書に記載した事項をファイルに記録することにつき困難な事情があるときは、この限りでない。

（被告人、被疑者の陳述の調書）

第三十九条　［略］

2　裁判所又は裁判官が刑事施設に被告人又は被疑者を在席させ、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法により被告人又は被疑者に対し被告事件又は被疑事件を告げこれに関する陳述を聴いた場合には、前項の調書には、当該方法によつた旨をも記載し、又は記録しなければならない。

3　第一項の調書（勾留を請求された被疑者に対し被疑事件を告げこれに関する陳述を聴く場合の調書を除く。）については、前条第二項（第六号前段に係る部分に限る。）、第三項、第四項、第六項及び第八項の規定を準用する。

4　勾留を請求された被疑者に対し被疑事件を告げこれに関する陳述を聴く場合の調書については、前条第二項（第六号前段に係る部分に限る。）、第三項、第四項及び第六項の規定を準用する。

（検証、押収等の調書）

第四十一条　検証、差押状を発しないでする押収又は電磁的記録提供命令（法第百二条の二第一項に規定する電磁的記録提供命令をいう。以下同じ。）（同項第一号ロに掲げる方法による提供を命ずるものに限る。）による電磁的記録の提供については、調書を作らなければならない。

2　検証調書には、次に掲げる事項を記載し、又は記録しなければならない。

一　［略］

二　［略］

三　［略］

3　押収（電磁的記録提供命令（法第百二条の二第一項第一号イに掲げる方法による提供を命ずるものに限る。）により電磁的記録を提供させることを除く。）をしたとき又は電磁的記録提供命令により電磁的記録を提供させたときは、押収物の品目又は当該電磁的記録の標目を記載し、又は記録した目録を作り、これを調書の一部としなければならない。

5　尋問に立ち会つた検察官、被告人、被疑者又は弁護人が調書の記載の正確性について異議を申し立てたときは、申立の要旨を調書に記載しなければならない。この場合には、裁判長又は尋問をした裁判官は、その申立についての意見を調書に記載させることができる。

6　調書には、供述者に署名押印させなければならない。

［新設］

7　法第百五十七条の六第五項の規定により記録媒体がその一部とされた調書については、その旨を調書上明らかにしておかなければならない。

［新設］

（被告人、被疑者の陳述の調書）

第三十九条　［同上］

［新設］

2　前項の調書については、前条第二項第三号前段、第三項、第四項及び第六項の規定を準用する。

［新設］

（検証、押収等の調書）

第四十一条　検証、差押状を発しないでする押収又は電磁的記録提供命令（法第百二条の二第一項に規定する電磁的記録提供命令をいう。以下同じ。）（同項第一号ロに掲げる方法による提供を命ずるものに限る。）による電磁的記録（法第九十九条第二項に規定する電磁的記録をいう。以下同じ。）の提供については、調書を作らなければならない。

2　検証調書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一　［同上］

二　［同上］

三　［同上］

3　押収（電磁的記録提供命令（法第百二条の二第一項第一号イに掲げる方法による提供を命ずるものに限る。）により電磁的記録を提供させることを除く。）をしたとき、又は電磁的記録提供命令により電磁的記録を提供させたときは、押収物の品目又は当該電磁的記録の標目を記載した目録を作り、これを調書に添付しなければならない。

4　裁判所書記官は、第一項の調書を書面をもつて作成したときは当該調書に記載した事項を、第一項の調書を電磁的記録をもつて作成したときは当該調書を、それぞれファイルに記録しなければならない。ただし、当該調書に記載した事項をファイルに記録することにつき困難な事情があるときは、この限りでない。

（調書の記載要件等）

第四十二条　第三十八条、第三十九条及び前条の調書には、裁判所書記官が取調べ又は処分をした年月日及び場所を記載し、又は記録しなければならない。

2　前項の調書には、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める措置をとらなければならない。

一　前項の調書を書面をもつて作成する場合　裁判所書記官が署名押印し、当該取調べ又は処分をした者（裁判所が取調べ又は処分をしたときは、裁判長。次号において同じ。）が認印すること。

二　前項の調書を電磁的記録をもつて作成する場合　裁判所書記官が調書が自らの作成に係るものであることを示すとともに当該調書の改変を防止するために必要な措置をとり、当該取調べ又は処分をした者が当該調書の内容を確認したことを当該調書上明らかにする措置をとること。

3　前条の調書には、処分をした時をも記載し、又は記録しなければならない。

（差押状等の執行調書、捜索調書）

第四十三条　［略］

2　調書には、次に掲げる事項を記載し、又は記録しなければならない。

［一・二　略］

3　第一項の調書については、第四十一条第二項第一号、第三項及び第四項の規定を準用する。

（公判調書の記録要件・法第四十八条）

第四十四条　公判調書には、次に掲げる事項を記録しなければならない。

［一～六　略］

七　法第二百八十六条の三第一項の規定により手続をしたこと。

八　法第二百八十八条の二の規定により弁護人が在席したこと。

九　［略］

十　［略］

十一　法第三百十六条の三十四第五項の規定により手続をしたこと。

十二　［略］

十三　［略］

十四　［略］

十五　［略］

十六　法第二百九十一条第六項の機会にした被告人及び弁護人の被告事件についての陳述

十七～三十　［略］

三十一　法第百五十七条の六第四項の規定により証人の同意を得てその尋問及び供述並びにその状況を電磁的記録として記録したこと。

三十二～四十　［略］

［新設］

（調書の記載要件）

第四十二条　第三十八条、第三十九条及び前条の調書には、裁判所書記官が取調又は処分をした年月日及び場所を記載して署名押印し、その取調又は処分をした者が認印しなければならない。但し、裁判所が取調又は処分をしたときは、認印は裁判長がしなければならない。

［新設］

2　前条の調書には、処分をした時をも記載しなければならない。

（差押状等の執行調書、捜索調書）

第四十三条　［同上］

2　調書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

［一・二　同上］

3　第一項の調書については、第四十一条第二項第一号及び第三項の規定を準用する。

（公判調書の記載要件・法第四十八条）

第四十四条　公判調書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

［一～六　同上］

［新設］

七　［同上］

八　［同上］

［新設］

九　［同上］

十　［同上］

十一　［同上］

十二　［同上］

十三　法第二百九十一条第五項の機会にした被告人及び弁護人の被告事件についての陳述

十四～二十七　［同上］

二十八　法第百五十七条の六第四項の規定により証人の同意を得てその尋問及び供述並びにその状況を記録媒体に記録したこと並びにその記録媒体の種類及び数量

二十九～三十七　［同上］

四十一　法第二百九十二条の二第六項において準用する法第百五十七条の四第一項に規定する措置を採つたこと並びに第三十九号に規定する者に付き添つた者の氏名及びその者と同号に規定する者との関係

四十二～五十　［略］

五十一　決定及び命令。ただし、次に掲げるものを除く。

［イ～ヘ　略］

ト　証人の尋問及び供述並びにその状況を電磁的記録として記録する旨の決定（法第百五十七条の六第四項）

［チ　略］

五十二　公判手続の更新をしたときは、その旨及び次に掲げる事項

［イ　略］

ロ　取り調べない旨の決定をした書面及び物並びに電磁的記録

五十三　法第三百五十条の二十二第一号若しくは第二号に該当すること又は法第二百九十一条第六項の手続に際し、被告人が起訴状に記載された訴因について有罪である旨の陳述をしなかつたことを理由として即決裁判手続の申立てを却下したときは、その旨

五十四　［略］

２　前項に掲げる事項以外の事項であつても、公判期日における訴訟手続中裁判長が訴訟関係人の請求により又は職権で記録を命じた事項は、これを公判調書に記録しなければならない。

（公判調書の供述の記録の簡易化・法第四十八条）

第四十四条の二　訴訟関係人が同意し、かつ、裁判長が相当と認めるときは、公判調書には、被告人に対する質問及びその供述並びに証人、鑑定人、通訳人又は翻訳人の尋問及び供述の記録に代えて、これらの者の供述の要旨のみを記録することができる。この場合には、その公判調書に訴訟関係人が同意した旨を記録しなければならない。

（公判調書の作成の手続・法第四十八条）

第四十五条　公判調書については、第三十八条第三項、第四項、第六項及び第八項の規定による手続をすることを要しない。

２　供述者の請求があるときは、裁判所書記官をしてその供述に関する部分を読み聞かせなければならない。尋問された者が増減変更の申立てをしたときは、その供述を記録させなければならない。

（公判調書のファイルへの記録の方式・法第四十八条）

第四十六条　［１］　裁判所書記官は、公判調書を作成してファイルに記録するときは、当該公判調書が自らの作成に係るものであることを示すとともに当該公判調書の改変を防止するために必要な措置をとらなければならない。

２　裁判長は、前項の公判調書の内容を確認したことを当該公判調書上明らかにする措置をとらなければならない。

３　裁判長に差し支えがあるときは、他の裁判官の一人が、その事由を第一項の公判調書に記録するとともに、当該公判調書の内容を確認したことを当該公判調書上明らかにする措置をとらなければならない。

４　地方裁判所の一人の裁判官又は簡易裁判所の裁判官に差し支えがあるときは、裁判所書記官が、その事由を第一項の公判調書に記録しなければならない。

５　裁判所書記官に差し支えがあるときは、裁判長が、その事由を第一項の公判調書に記録しなければならない。

三十八　法第二百九十二条の二第六項において準用する法第百五十七条の四第一項に規定する措置を採つたこと並びに第三十六号に規定する者に付き添つた者の氏名及びその者と同号に規定する者との関係

三十九～四十七　［同上］

四十八　［同上］

［イ～ヘ　同上］

ト　証人の尋問及び供述並びにその状況を記録媒体に記録する旨の決定（法第百五十七条の六第四項）

［チ　同上］

四十九　［同上］

［イ　同上］

ロ　取り調べない旨の決定をした書面及び物

五十　法第三百五十条の二十二第一号若しくは第二号に該当すること又は法第二百九十一条第五項の手続に際し、被告人が起訴状に記載された訴因について有罪である旨の陳述をしなかつたことを理由として即決裁判手続の申立てを却下したときは、その旨

五十一　［同上］

２　前項に掲げる事項以外の事項であつても、公判期日における訴訟手続中裁判長が訴訟関係人の請求により又は職権で記載を命じた事項は、これを公判調書に記載しなければならない。

（公判調書の供述の記載の簡易化・法第四十八条）

第四十四条の二　訴訟関係人が同意し、且つ裁判長が相当と認めるときは、公判調書には、被告人に対する質問及びその供述並びに証人、鑑定人、通訳人又は翻訳人の尋問及び供述の記載に代えて、これらの者の供述の要旨のみを記載することができる。この場合には、その公判調書に訴訟関係人が同意した旨を記載しなければならない。

（公判調書の作成の手続・法第四十八条）

第四十五条　公判調書については、第三十八条第三項、第四項及び第六項の規定による手続をすることを要しない。

２　供述者の請求があるときは、裁判所書記官にその供述に関する部分を読み聞かさせなければならない。尋問された者が増減変更の申立をしたときは、その供述を記載させなければならない。

（公判調書の署名押印、認印・法第四十八条）

第四十六条　［１］　公判調書には、裁判所書記官が署名押印し、裁判長が認印しなければならない。

［新設］

２　裁判長に差し支えがあるときは、他の裁判官の一人が、その事由を付記して認印しなければならない。

３　地方裁判所の一人の裁判官又は簡易裁判所の裁判官に差し支えがあるときは、裁判所書記官が、その事由を付記して署名押印しなければならない。

４　裁判所書記官に差し支えがあるときは、裁判長が、その事由を付記して認印しなければならない。

（異議の申立ての記載等・法第五十条等）

第四十八条　公判期日における証人の供述の要旨の正確性又は公判調書の記録の正確性についての異議の申立てがあつたときは、申立ての年月日及びその要旨を調書に記載し、又は記録しなければならない。この場合には、裁判所書記官がその申立てについての裁判長の意見を調書に記載し、又は記録するとともに、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める措置をとらなければならない。

一　調書を書面をもつて作成する場合　裁判所書記官が署名押印し、裁判長が認印すること。

二　調書を電磁的記録をもつて作成する場合　裁判所書記官が調書が自らの作成に係るものであることを示すとともに当該調書の改変を防止するために必要な措置をとり、裁判長が当該調書の内容を確認したことを当該調書上明らかにする措置をとること。

（調書への引用）

第四十九条　調書には、書面、写真その他裁判所又は裁判官が適当と認めるものを引用し、訴訟記録に添付して又はファイルに記録して、これを調書の一部とすることができる。

（調書の記録事項別の記録）

第四十九条の二　調書は、記録事項により区分してファイルに記録することができる。この場合には、調書が一体となるものであることを当該調書上明らかにしておかなければならない。

（被告人の公判調書の閲覧・法第四十九条）

第五十条　弁護人のない被告人による公判調書の内容を表示したものの閲覧又はその内容を再生したものの視聴は、裁判所においてこれをしなければならない。

2　前項の被告人が読むことができないとき又は目の見えないときにすべき公判調書の朗読は、裁判長の命により、裁判所書記官がこれをしなければならない。

（公判調書のファイルへの記録・法第四十八条等）

第五十二条　法第四十八条第四項ただし書の規定により公判調書をファイルに記録した場合には、その公判調書の記録の正確性についての異議の申立期間との関係においては、その公判調書をファイルに記録すべき最終日にこれをファイルに記録したものとみなす。

（公判準備における証人等の尋問調書）

第五十二条の二　公判準備において裁判所、受命裁判官又は受託裁判官が証人、鑑定人、通訳人又は翻訳人を尋問する場合の調書については、被告人又は弁護人が尋問に立ち会い、かつ、立ち会つた訴訟関係人及び供述者が同意したときは、次に掲げる手続によることができる。

一　証人その他の者の尋問及び供述の記載又は記録に代えて、これらの者の供述の要旨のみを記載し、又は記録すること。

［二　略］

2　前項各号に掲げる手続によつた場合には、その調書に訴訟関係人及び供述者が同意した旨を記載し、又は記録しなければならない。

3　第一項第二号に掲げる手続による調書が整理されていない場合（調書を電磁的記録をもつて作成する場合にあつては、ファイルに記録されていない場合）において、検察官、被告人又は弁護人の請求があるときは、裁判所書記官は、裁判長、受命裁判官又は受託裁判官の面前で、証人その他の者の供述の要旨を告げなければならない。

4　前項の場合において、検察官、被告人又は弁護人が供述の要旨の正確性について異議を申し立てたときは、裁判所書記官は、申立ての年月日、その要旨及びその申立てについての裁判長、受命裁判官又は受託裁判官の意見を調書に記載し、又は記録しなければならない。

（異議の申立の記載・法第五十条等）

第四十八条　公判期日における証人の供述の要旨の正確性又は公判調書の記載の正確性についての異議の申立があつたときは、申立の年月日及びその要旨を調書に記載しなければならない。この場合には、裁判所書記官がその申立についての裁判長の意見を調書に記載して署名押印し、裁判長が認印しなければならない。

［新設］

（調書への引用）

第四十九条　調書には、書面、写真その他裁判所又は裁判官が適当と認めるものを引用し、訴訟記録に添附して、これを調書の一部とすることができる。

（調書の記載事項別編てつ）

第四十九条の二　調書は、記載事項により区分して訴訟記録に編てつすることができる。この場合には、調書が一体となるものであることを当該調書上明らかにしておかなければならない。

（被告人の公判調書の閲覧・法第四十九条）

第五十条　弁護人のない被告人の公判調書の閲覧は、裁判所においてこれをしなければならない。

2　前項の被告人が読むことができないとき又は目の見えないときにすべき公判調書の朗読は、裁判長の命により、裁判所書記官がこれをしなければならない。

（公判調書の整理・法第四十八条等）

第五十二条　法第四十八条第三項ただし書の規定により公判調書を整理した場合には、その公判調書の記載の正確性についての異議の申立期間との関係においては、その公判調書を整理すべき最終日にこれを整理したものとみなす。

（公判準備における証人等の尋問調書）

第五十二条の二　公判準備において裁判所、受命裁判官又は受託裁判官が証人、鑑定人、通訳人又は翻訳人を尋問する場合の調書については、被告人又は弁護人が尋問に立ち会い、且つ立ち会つた訴訟関係人及び供述者が同意したときは、次の例によることができる。

一　証人その他の者の尋問及び供述の記載に代えて、これらの者の供述の要旨のみを記載すること。

［二　同上］

2　前項各号の例によつた場合には、その調書に訴訟関係人及び供述者が同意した旨を記載しなければならない。

3　第一項第二号の例による調書が整理されていない場合において、検察官、被告人又は弁護人の請求があるときは、裁判所書記官は、裁判長、受命裁判官又は受託裁判官の面前で、証人その他の者の供述の要旨を告げなければならない。

4　前項の場合において、検察官、被告人又は弁護人が供述の要旨の正確性について異議を申し立てたときは、申立の年月日及びその要旨を調書に記載しなければならない。この場合には、裁判所書記官がその申立についての裁判長、受命裁判官又は受託裁判官の意見を調書に記載して署名押印し、裁判長、受命裁判官又は受託裁判官が認印しなければならない。

5 前項の調書には、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める措置をとらなければならない。

一 前項の調書を書面をもつて作成する場合　裁判所書記官が署名押印し、裁判長、受命裁判官又は受託裁判官が認印すること。

二 前項の調書を電磁的記録をもつて作成する場合　裁判所書記官が調書が自らの作成に係るものであることを示すとともに当該調書の改変を防止するために必要な措置をとり、裁判長、受命裁判官又は受託裁判官が当該調書の内容を確認したことを当該調書上明らかにする措置をとること。

6 第一項第二号に掲げる手続による調書を公判期日において取り調べた場合において、検察官、被告人又は弁護人が調書の記載又は記録の正確性について異議を申し立てたときは、前二項の規定を準用する。

（速記録の作成）

第五十二条の三 裁判所速記官は、速記をしたときは、速やかに速記原本を反訳して速記録（電磁的記録をもつて作成するものを含む。以下同じ。）を作らなければならない。ただし、次条ただし書又は第五十二条の七ただし書の規定により速記録の引用が相当でないとされる場合は、この限りでない。

（証人の尋問調書等における速記録の引用）

第五十二条の四 証人、鑑定人、通訳人又は翻訳人の尋問及び供述並びに訴訟関係人の申立て又は陳述を裁判所速記官に速記させた場合には、速記録を調書に引用し、訴訟記録に添付して又はファイルに記録して、これを調書の一部とするものとする。ただし、裁判所又は裁判官が、尋問又は手続に立ち会つた検察官及び被告人、被疑者又は弁護人の意見を聴き、速記録の引用を相当でないと認めるときは、この限りでない。

（速記録引用の場合の措置）

第五十二条の五 前条本文の規定により証人、鑑定人、通訳人又は翻訳人の尋問及び供述を速記した速記録を調書の一部とする場合においては、第三十八条第三項から第六項までの規定による手続をしない。

2 前項に規定する場合には、次に掲げる手続による。

［一・二 略］

三 尋問に立ち会つた検察官、被告人、被疑者又は弁護人が速記原本の正確性について異議を申し立てたときは、その申立てを速記させること。この場合には、裁判長又は尋問をした裁判官は、その申立てについての意見を速記させることができること。

四 裁判所書記官に第一号に掲げる手続をした旨を調書に記載させ、又は記録させるとともに、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、供述者に当該イ又はロに定める措置をとらせること。

イ 調書が書面をもつて作成される場合　調書に署名押印すること。

ロ 調書が電磁的記録をもつて作成される場合　第一号の速記が相違ないことを確認した旨を調書上明らかにすること。

［新設］

5 第一項第二号の例による調書を公判期日において取り調べた場合において、検察官、被告人又は弁護人が調書の記載の正確性について異議を申し立てたときは、前項の規定を準用する。

（速記録の作成）

第五十二条の三 裁判所速記官は、速記をしたときは、すみやかに速記原本を反訳して速記録を作らなければならない。ただし、第五十二条の四ただし書又は第五十二条の七ただし書の規定により速記録の引用が相当でないとされる場合及び第五十二条の八の規定により速記原本が公判調書の一部とされる場合は、この限りでない。

（証人の尋問調書等における速記録の引用）

第五十二条の四 証人、鑑定人、通訳人又は翻訳人の尋問及び供述並びに訴訟関係人の申立又は陳述を裁判所速記官に速記させた場合には、速記録を調書に引用し、訴訟記録に添附して調書の一部とするものとする。ただし、裁判所又は裁判官が、尋問又は手続に立ち会つた検察官及び被告人、被疑者又は弁護人の意見を聴き、速記録の引用を相当でないと認めるときは、この限りでない。

（速記録引用の場合の措置）

第五十二条の五 前条本文の規定により証人、鑑定人、通訳人又は翻訳人の尋問及び供述を速記した速記録を調書の一部とするについては、第三十八条第三項から第六項までの規定による手続をしない。

2 前項の場合には、次の例による。

［一・二 同上］

三 尋問に立ち会つた検察官、被告人、被疑者又は弁護人が速記原本の正確性について異議を申し立てたときは、その申立を速記させること。この場合には、裁判長又は尋問をした裁判官は、その申立についての意見を速記させることができること。

四 裁判所書記官に第一号に定める手続をした旨を調書に記載させ、かつ、供述者をしてその調書に署名押印させること。

［新設］

3　供述者が速記原本の訳読を必要としない旨を述べ、かつ、尋問に立ち会つた検察官及び被告人、被疑者又は弁護人に異議がないときは、前項各号に掲げる手続をしない。この場合には、裁判所書記官にその旨を調書に記載させ、又は記録させるとともに、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、供述者に当該各号に定める措置をとらせなければならない。

一　調書が書面をもつて作成される場合　調書に署名押印すること。

二　調書が電磁的記録をもつて作成される場合　速記原本の訳読を必要としない旨を調書上明らかにすること。

4　公判準備における証人、鑑定人、通訳人又は翻訳人の尋問及び供述を速記した速記録を調書の一部とする場合には、前二項の規定を適用しない。ただし、供述者が速記原本の訳読を請求したときは、第二項第一号及び第二号に掲げる手続をしなければならない。

第五十二条の六　前条第一項に規定する調書が整理されていない場合（調書を電磁的記録をもつて作成する場合にあつては、ファイルに記録されていない場合）において、その尋問に立ち会い又は立ち会うことのできた検察官、被告人、被疑者又は弁護人の請求があるときは、裁判所書記官は、裁判所速記官に求めて速記原本の訳読をさせなければならない。

［2　略］

3　前項の異議の申立てがあつたときは、裁判所書記官が、申立ての年月日及びその要旨を調書に記載し、又は記録し、かつ、その申立てについての裁判長、受命裁判官又は受託裁判官の意見を調書に記載し、又は記録しなければならない。

4　前項の調書には、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める措置をとらなければならない。

一　前項の調書を書面をもつて作成する場合　裁判所書記官が署名押印し、裁判長、受命裁判官又は受託裁判官が認印すること。

二　前項の調書を電磁的記録をもつて作成する場合　裁判所書記官が調書が自らの作成に係るものであることを示すとともに当該調書の改変を防止するために必要な措置をとり、裁判長、受命裁判官又は受託裁判官が当該調書の内容を確認したことを当該調書上明らかにする措置をとること。

5　前条第四項の規定により公判準備における尋問及び供述を速記した速記録をその一部とした調書を公判期日において取り調べた場合において、検察官、被告人又は弁護人が調書の正確性について異議を申し立てたときは、前二項の規定を準用する。

（公判調書における速記録の引用）

第五十二条の七　公判廷における証人、鑑定人、通訳人又は翻訳人の尋問及び供述、被告人に対する質問及び供述並びに訴訟関係人の申立て又は陳述を裁判所速記官に速記させた場合には、速記録を公判調書に引用し、ファイルに記録して公判調書の一部とするものとする。ただし、裁判所が、検察官及び被告人又は弁護人の意見を聴き、速記録の引用を相当でないと認めるときは、この限りでない。

第五十二条の八　削除

3　供述者が速記原本の訳読を必要としない旨を述べ、かつ、尋問に立ち会つた検察官及び被告人、被疑者又は弁護人に異議がないときは、前項の手続をしない。この場合には、裁判所書記官にその旨を調書に記載させ、かつ、供述者をしてその調書に署名押印させなければならない。

［新設］

4　公判準備における証人、鑑定人、通訳人又は翻訳人の尋問及び供述を速記した速記録を調書の一部とする場合には、前二項の規定を適用しない。ただし、供述者が速記原本の訳読を請求したときは、第二項第一号及び第二号に定める手続をしなければならない。

第五十二条の六　前条の例による調書が整理されていない場合において、その尋問に立ち会い又は立ち会うことのできた検察官、被告人、被疑者又は弁護人の請求があるときは、裁判所書記官は、裁判所速記官に求めて速記原本の訳読をさせなければならない。

［2　同上］

3　前項の異議の申立があつたときは、裁判所書記官が申立の年月日及びその要旨を調書に記載し、かつ、その申立についての裁判長、受命裁判官又は受託裁判官の意見を調書に記載して署名押印し、裁判長、受命裁判官又は受託裁判官が認印しなければならない。

［新設］

4　前条の例により公判準備における尋問及び供述を速記した速記録をその一部とした調書を公判期日において取り調べた場合において、検察官、被告人又は弁護人が調書の正確性について異議を申し立てたときは、前項の規定を準用する。

（公判調書における速記録の引用）

第五十二条の七　公判廷における証人、鑑定人、通訳人又は翻訳人の尋問及び供述、被告人に対する質問及び供述並びに訴訟関係人の申立又は陳述を裁判所速記官に速記させた場合には、速記録を公判調書に引用し、訴訟記録に添附して公判調書の一部とするものとする。ただし、裁判所が、検察官及び被告人又は弁護人の意見を聴き、速記録の引用を相当でないと認めるときは、この限りでない。

（公判調書における速記原本の引用）

第五十二条の八　前条の裁判所速記官による速記がされた場合において、裁判所が相当と認め、かつ、訴訟関係人が同意したときは、速記原本を公判調書に引用し、訴訟記録に添附して公判調書の一部とすることができる。この場合には、その公判調書に訴訟関係人が同意した旨を記載しなければならない。

（速記原本の訳読等）

第五十二条の九　第五十二条の七本文の規定により速記録が公判調書の一部とされる場合において、供述者の請求があるときは、裁判所速記官にその供述に関する部分の速記原本を訳読させなければならない。尋問された者が増減変更の申立てをしたときは、その供述を速記させなければならない。

第五十二条の十　第五十二条の七本文の規定により速記録を公判調書の一部とする場合において、その公判調書が次回の公判期日までにファイルに記録されなかつたときは、裁判所書記官は、検察官、被告人又は弁護人の請求により、次回の公判期日において又はその期日までに、裁判所速記官に求めて前回の公判期日における証人の尋問及び供述を速記した速記原本の訳読をさせなければならない。この場合において、請求をした検察官、被告人又は弁護人が速記原本の正確性について異議を申し立てたときは、第四十八条の規定を準用する。

［2　略］

第五十二条の十一から第五十二条の十三まで　削除

（録音反訳による証人の尋問調書等）

第五十二条の十四　［略］

2　裁判所書記官は、前項の調書を書面をもつて作成したときは当該調書に記載した事項を、同項の調書を電磁的記録をもつて作成したときは当該調書を、それぞれファイルに記録しなければならない。ただし、当該調書に記載した事項をファイルに記録することにつき困難な事情があるときは、この限りでない。

（速記原本の訳読等）

第五十二条の九　第五十二条の七本文又は前条の規定により速記録又は速記原本が公判調書の一部とされる場合において、供述者の請求があるときは、裁判所速記官にその供述に関する部分の速記原本を訳読させなければならない。尋問された者が増減変更の申立をしたときは、その供述を速記させなければならない。

第五十二条の十　第五十二条の七本文又は第五十二条の八の規定により速記録又は速記原本を公判調書の一部とする場合において、その公判調書が次回の公判期日までに整理されなかつたときは、裁判所書記官は、検察官、被告人又は弁護人の請求により、次回の公判期日において又はその期日までに、裁判所速記官に求めて前回の公判期日における証人の尋問及び供述を速記した速記原本の訳読をさせなければならない。この場合において、請求をした検察官、被告人又は弁護人が速記原本の正確性について異議を申し立てたときは、第四十八条の規定を準用する。

［2　同上］

第五十二条の十一　検察官又は弁護人の請求があるときは、裁判所書記官は、裁判所速記官に求めて第五十二条の八の規定により公判調書の一部とした速記原本の訳読をさせなければならない。弁護人のない被告人の請求があるときも、同様である。

2　前項の場合において、速記原本の正確性についての異議の申立があつたときは、第四十八条の規定を準用する。

（速記原本の反訳等）

第五十二条の十二　裁判所は、次の場合には、裁判所速記官に第五十二条の八の規定により公判調書の一部とされた速記原本をすみやかに反訳して速記録を作らせなければならない。

一　検察官、被告人又は弁護人の請求があるとき。

二　上訴の申立があつたとき。ただし、その申立が明らかに上訴権の消滅後にされたものであるときを除く。

三　その他必要があると認めるとき。

2　裁判所書記官は、前項の速記録を訴訟記録に添附し、その旨を記録上明らかにし、かつ、訴訟関係人に通知しなければならない。

3　前項の規定により訴訟記録に添附された速記録は、公判調書の一部とされた速記原本に代わるものとする。

（速記録添附の場合の異議申立期間・法第五十一条）

第五十二条の十三　前条第二項の規定による通知が最終の公判期日後にされたときは、公判調書の記載の正確性についての異議の申立ては、速記録の部分に関する限り、その通知のあつた日から十四日以内にすることができる。ただし、法第四十八条第三項ただし書の規定により判決を宣告する公判期日後に整理された公判調書について、これを整理すべき最終日前に前条第二項の規定による通知がされたときは、その最終日から十四日以内にすることができる。

（録音反訳による証人の尋問調書等）

第五十二条の十四　［同上］

［新設］

（録音反訳の場合の措置）

第五十二条の十五　前条第一項の規定により証人、鑑定人、通訳人又は翻訳人の尋問及び供述を録音した録音体を反訳した調書を作成する場合においては、第三十八条第三項から第六項までの規定による手続をしない。

2　前項に規定する場合には、次に掲げる手続による。

［一～三　略］

四　裁判所書記官に第一号に掲げる手続をした旨を調書に記載させ、又は記録させるとともに、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、供述者に当該イ又はロに定める措置をとらせること。

イ　調書が書面をもつて作成される場合　調書に署名押印すること。

ロ　調書が電磁的記録をもつて作成される場合　第一号の録音が相違ないことを確認した旨を調書上明らかにすること。

3　供述者が録音体の再生を必要としない旨を述べ、かつ、尋問に立ち会つた検察官及び被告人、被疑者又は弁護人に異議がないときは、前項各号に掲げる手続をしない。この場合には、裁判所書記官にその旨を調書に記載させ、又は記録させるとともに、供述者に対し、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める措置をとらせなければならない。

一　調書が書面をもつて作成される場合　調書に署名押印すること。

二　調書が電磁的記録をもつて作成される場合　録音体の再生を必要としない旨を調書上明らかにすること。

4　公判準備における証人、鑑定人、通訳人または翻訳人の尋問及び供述を録音した録音体を反訳した調書を作成する場合には、前二項の規定を適用しない。ただし、供述者が録音体の再生を請求したときは、第二項第一号及び第二号に掲げる手続をしなければならない。

第五十二条の十六　前条第一項に規定する調書が整理されていない場合（調書を電磁的記録をもつて作成する場合にあつては、ファイルに記録されていない場合）において、その尋問に立ち会い又は立ち会うことのできた検察官、被告人、被疑者又は弁護人の請求があるときは、裁判所書記官は、録音体を再生しなければならない。

2　前項の場合において、その録音体が公判準備における尋問及び供述を録音したものであるときは、検察官、被告人又は弁護人は、録音体の正確性について異議を申し立てることができる。

3　前項の異議の申立てがあつたときは、裁判所書記官が、申立ての年月日及びその要旨を調書に記載し、又は記録し、かつ、その申立てについての裁判長、受命裁判官又は受託裁判官の意見を調書に記載し、又は記録しなければならない。

4　前項の調書には、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める措置をとらなければならない。

一　前項の調書を書面をもつて作成する場合　裁判所書記官が署名押印し、裁判長、受命裁判官又は受託裁判官が認印すること。

二　前項の調書を電磁的記録をもつて作成する場合　裁判所書記官が調書が自らの作成に係るものであることを示すとともに当該調書の改変を防止するために必要な措置をとり、裁判長、受命裁判官又は受託裁判官が当該調書の内容を確認したことを当該調書上明らかにする措置をとること。

5　前条第四項に規定する調書を公判期日において取り調べた場合において、検察官、被告人又は弁護人が調書の正確性について異議を申し立てたときは、前二項の規定を準用する。

（録音反訳の場合の措置）

第五十二条の十五　前条の規定により証人、鑑定人、通訳人又は翻訳人の尋問及び供述を録音した録音体を反訳した調書を作成する場合においては、第三十八条第三項から第六項までの規定による手続をしない。

2　［同上］

［一～三　同上］

四　裁判所書記官に第一号の手続をした旨を調書に記載させ、かつ、供述者をしてその調書に署名押印させること。

［新設］

3　供述者が録音体の再生を必要としない旨を述べ、かつ、尋問に立ち会つた検察官及び被告人、被疑者又は弁護人に異議がないときは、前項の手続をしない。この場合には、裁判所書記官にその旨を調書に記載させ、かつ、供述者をしてその調書に署名押印させなければならない。

［新設］

4　公判準備における証人、鑑定人、通訳人または翻訳人の尋問及び供述を録音した録音体を反訳した調書を作成する場合には、前二項の規定を適用しない。ただし、供述者が録音体の再生を請求したときは、第二項第一号及び第二号の手続をしなければならない。

第五十二条の十六　前条第一項に規定する調書が整理されていない場合において、その尋問に立ち会い又は立ち会うことのできた検察官、被告人、被疑者又は弁護人の請求があるときは、裁判所書記官は、録音体を再生しなければならない。

2　前項に規定する場合において、その録音体が公判準備における尋問及び供述を録音したものであるときは、検察官、被告人又は弁護人は、録音体の正確性について異議を申し立てることができる。

3　前項に規定する異議の申立てがあつたときは、裁判所書記官が、申立ての年月日及びその要旨を調書に記載し、かつ、その申立てについての裁判長、受命裁判官又は受託裁判官の意見を調書に記載して署名押印し、裁判長、受命裁判官又は受託裁判官が認印しなければならない。

［新設］

4　前条第四項に規定する調書を公判期日において取り調べた場合において、検察官、被告人又は弁護人が調書の正確性について異議を申し立てたときは、前項の規定を準用する。

（公判調書未記録の場合の録音体の再生等）

第五十二条の十九　公判調書が次回の公判期日までにファイルに記録されなかつたときは、裁判所は、検察官、被告人又は弁護人の請求により、次回の公判期日において又はその期日までに、前回の公判期日における証人、鑑定人、通訳人又は翻訳人の尋問及び供述、被告人に対する質問及び供述並びに訴訟関係人の申立て若しくは陳述を録音した録音体又は法第百五十七条の六第四項の規定により証人の尋問及び供述並びにその状況を記録した電磁的記録について、再生する機会を与えなければならない。

［２・３　略］

（公判調書における録音体の引用）

第五十二条の二十　公判廷における証人、鑑定人、通訳人又は翻訳人の尋問及び供述、被告人に対する質問及び供述並びに訴訟関係人の申立て又は陳述を録音させた場合において、裁判所が相当と認め、かつ、検察官及び被告人又は弁護人が同意したときは、録音体の内容を公判調書に引用し、ファイルに記録して公判調書の一部とすることができる。

（録音体の内容を記載した書面等の作成）

第五十二条の二十一　裁判所は、次の場合には、裁判所書記官に前条の規定により公判調書の一部とされた録音体の内容を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録を速やかに作らせなければならない。

［一～三　略］

（裁判書の作成）

第五十三条　裁判をするときは、書面又は電磁的記録をもつて裁判書を作らなければならない。ただし、決定又は命令を宣告する場合には、裁判書を作らないで、これを調書に記載させ、又は記録させることができる。

（裁判書等の署名押印等）

第五十五条　裁判書には、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、裁判をした裁判官が当該各号に定める措置をとらなければならない。

一　裁判書を書面をもつて作成する場合　署名押印すること。

二　裁判書を電磁的記録をもつて作成する場合　裁判書が裁判をした裁判官の作成に係るものであることを示すとともに当該裁判書の改変を防止するために必要な措置をとること。

2　裁判長が前項の措置をとることができないときは他の裁判官の一人が、他の裁判官が同項の措置をとることができないときは裁判長が、それぞれ、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める措置をとらなければならない。

一　裁判書を書面をもつて作成する場合　その事由を付記すること。

二　裁判書を電磁的記録をもつて作成する場合　その事由を記録すること。

3　裁判官は、裁判書（令状及びこれに係る請求を却下する裁判書、処分を受ける者に示すこととされている裁判書並びに法第五十四条の三第一項第二号の略式命令の請求及び同項第三号の申立て等に対する裁判書を除く。以下この項及び次項において同じ。）を書面をもつて作成したときは当該裁判書に記載した事項を、裁判書を電磁的記録をもつて作成したときは当該裁判書を、それぞれファイルに記録しなければならない。ただし、当該裁判書に記載した事項をファイルに記録することにつき困難な事情があるときは、この限りでない。

（公判調書未整理の場合の録音体の再生等）

第五十二条の十九　公判調書が次回の公判期日までに整理されなかつたときは、裁判所は、検察官、被告人又は弁護人の請求により、次回の公判期日において又はその期日までに、前回の公判期日における証人、鑑定人、通訳人又は翻訳人の尋問及び供述、被告人に対する質問及び供述並びに訴訟関係人の申立て又は陳述を録音した録音体又は法第百五十七条の六第四項の規定により証人の尋問及び供述並びにその状況を記録した記録媒体について、再生する機会を与えなければならない。

［２・３　同上］

（公判調書における録音体の引用）

第五十二条の二十　公判廷における証人、鑑定人、通訳人又は翻訳人の尋問及び供述、被告人に対する質問及び供述並びに訴訟関係人の申立て又は陳述を録音させた場合において、裁判所が相当と認め、かつ、検察官及び被告人又は弁護人が同意したときは、録音体を公判調書に引用し、訴訟記録に添付して公判調書の一部とすることができる。

（録音体の内容を記載した書面の作成）

第五十二条の二十一　裁判所は、次の場合には、裁判所書記官に前条の規定により公判調書の一部とされた録音体の内容を記載した書面を速やかに作らせなければならない。

［一～三　同上］

（裁判書の作成）

第五十三条　裁判をするときは、裁判書を作らなければならない。但し、決定又は命令を宣告する場合には、裁判書を作らないで、これを調書に記載させることができる。

（裁判書の署名押印）

第五十五条　裁判書には、裁判をした裁判官が、署名押印しなければならない。裁判長が署名押印することができないときは、他の裁判官の一人が、その事由を附記して署名押印し、他の裁判官が署名押印することができないときは、裁判長が、その事由を附記して署名押印しなければならない。

［新設］

［新設］

［新設］

４　裁判官は、裁判書の謄本に代わるもの（第二百九十条第二項に規定する略式命令抄本等を含む。以下この項において同じ。）を書面をもつて作成したときは当該裁判書の謄本に代わるものに記載した事項を、裁判書の謄本に代わるものを電磁的記録をもつて作成したときは当該裁判書の謄本に代わるものを、それぞれファイルに記録しなければならない。ただし、当該裁判書の謄本に代わるものに記載した事項をファイルに記録することにつき困難な事情があるときは、この限りでない。

（裁判書の記載要件等）

第五十六条　裁判書には、特別の定めのある場合を除いては、裁判を受ける者の氏名、年齢、職業及び住居を記載し、又は記録しなければならない。裁判を受ける者が法人（法人でない社団、財団又は団体を含む。以下同じ。）であるときは、その名称及び事務所を記載し、又は記録しなければならない。

２　判決書には、前項に規定する事項のほか、公判期日に出席した検察官の官氏名を記載し、又は記録しなければならない。

（裁判書等の謄本、抄本等）

第五十七条　裁判を記載した調書又は裁判書、勾留状に代わるものその他の令状に代わるもの若しくは裁判書の謄本に代わるもの（第二百九十条第二項に規定する略式命令抄本等を含む。）であつて書面であるものの謄本又は抄本は、原本又は謄本によりこれを作らなければならない。

２　判決書又は調書判決の抄本は、裁判の執行をすべき場合において急速を要するときは、前項の規定にかかわらず、被告人の氏名、年齢、職業、住居及び本籍、罪名、主文、適用した罰条、宣告をした年月日、裁判所並びに裁判官の氏名を記載してこれを作ることができる。

３　判決書又は調書判決が電磁的記録である場合にあつては、当該判決書又は当該調書判決に記録されている事項の一部を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録であつてその内容が当該判決書又は当該調書判決に記録されている事項と同一であることの証明がされたものは、裁判の執行をすべき場合において急速を要するときは、被告人の氏名、年齢、職業、住居及び本籍、罪名、主文、適用した罰条、宣告をした年月日、裁判所並びに裁判官の氏名を記載し、又は記録してこれを作ることができる。

４　第二項の抄本又は前項の判決書若しくは調書判決に記録されている事項の一部を記載し、若しくは記録した書面若しくは電磁的記録であつてその内容が当該判決書若しくは調書判決に記録されている事項と同一であることの証明がされたものは、判決をした裁判官が次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める措置をとつたものに限り、その効力を有する。

一　これらが書面である場合　その記載が相違ないことを証明する旨を付記して認印すること。

二　これらが電磁的記録である場合　その記録が相違ないことを証明する旨を当該電磁的記録上明らかにする措置をとること。

５　前項の場合には、第五十五条第二項の規定を準用する。ただし、同項（第一号に係る部分に限る。）の規定による署名押印に代えて認印することができる。

６　判決書又は調書判決に起訴状その他の書面又は電磁的記録に記載され又は記録された事実が引用された場合には、当該判決書又は当該調書判決の謄本（判決書又は調書判決が電磁的記録である場合にあつては、当該判決書又は当該調書判決に記録されている事項の全部を記載し、

［新設］

（裁判書の記載要件）

第五十六条　裁判書には、特別の定のある場合を除いては、裁判を受ける者の氏名、年齢、職業及び住居を記載しなければならない。裁判を受ける者が法人（法人でない社団、財団又は団体を含む。以下同じ。）であるときは、その名称及び事務所を記載しなければならない。

２　判決書には、前項に規定する事項の外、公判期日に出席した検察官の官氏名を記載しなければならない。

（裁判書等の謄本、抄本等）

第五十七条　裁判書、裁判を記載した調書、勾留状に代わるものその他の令状に代わるもの又は裁判書の謄本に代わるもの（第二百九十条第二項の略式命令の謄本に代わるものを含む。）の謄本又は抄本は、原本又は謄本によりこれを作らなければならない。

２　判決書又は判決を記載した調書の抄本は、裁判の執行をすべき場合において急速を要するときは、前項の規定にかかわらず、被告人の氏名、年齢、職業、住居及び本籍、罪名、主文、適用した罰条、宣告をした年月日、裁判所並びに裁判官の氏名を記載してこれを作ることができる。

［新設］

３　前項の抄本は、判決をした裁判官がその記載が相違ないことを証明する旨を付記して認印したものに限り、その効力を有する。

［新設］

４　前項の場合には、第五十五条後段の規定を準用する。ただし、署名押印に代えて認印することができる。

５　判決書に起訴状その他の書面に記載された事実が引用された場合には、その判決書の謄本又は抄本には、その起訴状その他の書面に記載された事実をも記載しなければならない。ただし、抄本について当該部分を記載することを要しない場合は、この限りでない。

又は記録した書面又は電磁的記録）又は抄本（判決書又は調書判決が電磁的記録である場合にあつては、当該判決書又は当該調書判決に記録されている事項の一部を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録であつてその内容が当該判決書又は当該調書判決に記録されている事項と同一であることの証明がされたもの。以下この項において同じ。）には、その起訴状その他の書面又は電磁的記録に記載され又は記録された事実をも記載し、又は記録しなければならない。ただし、抄本について当該部分を記載し、又は記録することを要しない場合は、この限りでない。

7　判決書に公判調書に記録された証拠の標目が引用された場合において、訴訟関係人の請求があるときは、その判決書の謄本（判決書が電磁的記録である場合にあつては、当該判決書に記録されている事項の全部を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録）又は抄本（判決書が電磁的記録である場合にあつては、当該判決書に記録されている事項の一部を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録であつてその内容が当該判決書に記録されている事項と同一であることの証明がされたもの）には、その公判調書に記録された証拠の標目をも記載し、又は記録しなければならない。

8　第三十四条の二第一項から第六項まで、第八項、第十項、第十二項及び第十四項の裁判書の謄本に代わるものには、それぞれその根拠となる規定によるものである旨を記載し、又は記録するとともに、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、裁判長又は裁判官が当該各号に定める措置をとらなければならない。

一　裁判書の謄本に代わるものが書面である場合　記名押印すること。

二　裁判書の謄本に代わるものが電磁的記録である場合　裁判書の謄本に代わるものが裁判長又は裁判官の作成に係るものであることを示すとともに当該裁判書の謄本に代わるものの改変を防止するために必要な措置をとること。

（公務員の書類等）

第五十八条　官吏その他の公務員が作るべき書類又は電磁的記録には、特別の定めのある場合を除いては、当該公務員が、年月日を記載し、又は記録するとともに、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める措置をとり、その所属の官公署を表示しなければならない。

一　作るべきものが書類である場合　署名押印すること。

二　作るべきものが電磁的記録である場合　電磁的記録が当該公務員の作成に係るものであることを示すとともに当該電磁的記録の改変を防止するために必要な措置をとること。

2　裁判官その他の裁判所職員が作成すべき裁判書、調書、勾留状に代わるものその他の令状に代わるもの若しくは裁判書の謄本に代わるもの（第二百九十条第二項に規定する略式命令抄本等を含む。）（以下この項において「裁判書等」という。）（書面であるものに限る。）又は裁判書等の謄本若しくは抄本（裁判書等が電磁的記録である場合にあつては、当該裁判書等に記録されている事項の全部又は一部を記載した書面であつてその内容が当該裁判書等に記録されている事項と同一であることの証明がされたもの）のうち、訴訟関係人その他の者に送達、送付又は交付（裁判所又は裁判官に対してする場合及び被告事件の終結その他これに類する事由による場合を除く。）をすべきものについては、毎葉に契印し、又は契印に代えて、これに準ずる措置をとらなければならない。

3　検察官、検察事務官、司法警察職員その他の公務員（裁判官その他の裁判所職員を除く。）が作成すべき書類（裁判所又は裁判官に対する申立て、意見の陳述、通知その他これらに類する訴訟行為に関する書類を除く。）には、毎葉に契印しなければならない。ただし、その書類の謄本若しくは抄本を作成する場合又はその公務員が作成すべき電磁的記録に記録されている事項

6　判決書に公判調書に記載された証拠の標目が引用された場合において、訴訟関係人の請求があるときは、その判決書の謄本又は抄本には、その公判調書に記載された証拠の標目をも記載しなければならない。

7　第三十四条の二第一項から第四項まで、第六項及び第八項の裁判書の謄本に代わるものには、それぞれその根拠となる規定によるものである旨を記載し、裁判長又は裁判官が、これに記名押印しなければならない。

［新設］

（公務員の書類）

第五十八条　官吏その他の公務員が作るべき書類には、特別の定めのある場合を除いては、年月日を記載して署名押印し、その所属の官公署を表示しなければならない。

［新設］

2　裁判官その他の裁判所職員が作成すべき裁判書、調書、令状に代わるもの若しくは裁判書の謄本に代わるもの（第二百九十条第二項の略式命令の謄本に代わるものを含む。）又はそれらの謄本若しくは抄本のうち、訴訟関係人その他の者に送達、送付又は交付（裁判所又は裁判官に対してする場合及び被告事件の終結その他これに類する事由による場合を除く。）をすべきものについては、毎葉に契印し、又は契印に代えて、これに準ずる措置をとらなければならない。

3　検察官、検察事務官、司法警察職員その他の公務員（裁判官その他の裁判所職員を除く。）が作成すべき書類（裁判所又は裁判官に対する申立て、意見の陳述、通知その他これらに類する訴訟行為に関する書類を除く。）には、毎葉に契印しなければならない。ただし、その書類の謄本又は抄本を作成する場合には、契印に代えて、これに準ずる措置をとることができる。

の全部若しくは一部を記載した書面であつてその内容が当該電磁的記録に記録されている事項と同一であることの証明がされたものを作成する場合には、契印に代えて、これに準ずる措置をとることができる。

（公務員以外の者の書類等）

第六十条　官吏その他の公務員以外の者が作るべき書類又は電磁的記録には、当該公務員以外の者が、年月日を記載し、又は記録するとともに、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める措置をとらなければならない。

一　作るべきものが書類である場合　署名押印すること。

二　作るべきものが電磁的記録である場合　電磁的記録が当該公務員以外の者の作成に係るものであることを示すとともに当該電磁的記録の改変を防止するために必要な措置をとること。

（条件を付する場合等の裁判長等による記名押印等）

第六十一条の二　裁判所又は裁判官が法又はこの規則の規定により個人特定事項を被告人又は被疑者に知らせてはならない旨の条件を付する場合において、書面又は電磁的記録によりこれをするときは、当該書面又は電磁的記録には、裁判長又は裁判官が被告人又は被疑者に知らせてはならない個人特定事項及び当該個人特定事項を被告人又は被疑者に知らせてはならない旨を記載し、又は記録するとともに、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める措置をとらなければならない。

一　書面により条件を付する場合　記名押印すること。

二　電磁的記録により条件を付する場合　電磁的記録が裁判長又は裁判官の作成に係るものであることを示すとともに当該電磁的記録の改変を防止するために必要な措置をとること。

2　裁判所又は裁判官が法又はこの規則の規定により個人特定事項を被告人に知らせる時期又は方法を指定する場合において、書面又は電磁的記録によりこれをするときは、当該書面又は電磁的記録には、裁判長又は裁判官が、被告人に知らせる時期又は方法を指定する個人特定事項及び当該個人特定事項を被告人に知らせる時期又は方法を記載し、又は記録するとともに、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める措置をとらなければならない。

一　書面により時期又は方法を指定する場合　記名押印すること。

二　電磁的記録により時期又は方法を指定する場合　電磁的記録が裁判長又は裁判官の作成に係るものであることを示すとともに当該電磁的記録の改変を防止するために必要な措置をとること。

（調書等への署名押印に代わる措置・法第百九十八条等）

第六十一条の三　法第百九十八条第五項第二号の裁判所の規則で定める署名押印に代わる措置は、被疑者が同項の調書に誤りがないことを確認した旨を当該調書上明らかにする措置とする。

2　法第二百九十条の三第一項、第三百十六条の十四第三項第二号及び第三百二十一条第一項の裁判所の規則で定める供述者の署名又は押印に代わる措置については、前項の規定を準用する。この場合において、同項中「被疑者」とあるのは「供述者」と、「調書」とあるのは「供述を録取した電磁的記録」と読み替えるものとする。

3　法第三百二十二条第一項の裁判所の規則で定める被告人の署名又は押印に代わる措置については、第一項の規定を準用する。

（公務員以外の者の書類）

第六十条　官吏その他の公務員以外の者が作るべき書類には、年月日を記載して署名押印しなければならない。

［新設］

（条件を付する場合等の裁判長等による記名押印）

第六十一条の二　裁判所又は裁判官が法又はこの規則の規定により個人特定事項を被告人又は被疑者に知らせてはならない旨の条件を付する場合において、書面でこれをするときは、当該書面には、被告人又は被疑者に知らせてはならない個人特定事項及び当該個人特定事項を被告人又は被疑者に知らせてはならない旨を記載し、裁判長又は裁判官が、これに記名押印するものとする。

［新設］

2　裁判所又は裁判官が法又はこの規則の規定により個人特定事項を被告人に知らせる時期又は方法を指定する場合において、書面でこれをするときは、当該書面には、被告人に知らせる時期又は方法を指定する個人特定事項及び当該個人特定事項を被告人に知らせる時期又は方法を記載し、裁判長又は裁判官が、これに記名押印するものとする。

［新設］

［新設］

（書類の送達のための届出・法第五十四条）

第六十二条　被告人、代理人、弁護人又は補佐人は、書類の送達を受けるため、書面によりその住居又は事務所を裁判所に届け出なければならない。裁判所の所在地に住居又は事務所を有しないときは、その所在地に住居又は事務所を有する者を送達受取人に選任し、送達受取人と連署した書面によりこれを届け出なければならない。

［2～4　略］

5　第六十五条の二第一項の方法により第一項後段の規定による送達受取人の届出をするときは、同項に規定する送達受取人と連署した書面の画像情報若しくは送達受取人との連署に代わる措置をとつた電磁的記録をファイルに記録する方法又は当該画像情報若しくは当該電磁的記録を記録した記録媒体を裁判所に提出する方法によるものとする。

6　裁判所は、前項の規定により送達受取人と連署した書面の画像情報が提出された場合において、必要と認めるときは、当該書面の提出を求めることができる。

7　第五項に規定する連署に代わる措置については、第十七条第三項の規定を準用する。この場合において、同項中「被疑者及び弁護人」とあるのは、「被告人、代理人、弁護人又は補佐人及び送達受取人」と読み替えるものとする。

（書留郵便等に付する送達・法第五十四条）

第六十三条　住居、事務所又は前条第一項後段の送達受取人を届け出なければならない者がその届出をしないときは、裁判所書記官は、書類を書留郵便又は一般信書便事業者若しくは特定信書便事業者の提供する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものとして別に最高裁判所規則で定めるもの（次項において「書留郵便等」という。）に付して、その送達をすることができる。ただし、法第二百七十一条第一項、第二百七十一条の二第四項、第二百七十一条の三第二項及び第四項並びに第二百七十一条の四第三項及び第五項の規定による送達、略式命令に係る第三十四条の規定による送達並びに第二百九十条第二項の規定による送達については、この限りでない。

［2　略］

（電子情報処理組織による送達・法第五十四条）

第六十三条の三　法第五十四条において準用する民事訴訟法（平成八年法律第百九号。以下「準用民事訴訟法」という。）第百九条の二第一項本文の通知は、次条第二項の規定により届け出られた電子メールアドレス（電子メール（特定電子メールの送信の適正化等に関する法律（平成十四年法律第二十六号）第二条第一号に規定する電子メールをいい、最高裁判所の細則で定める通信方式を用いるものに限る。以下この条において同じ。）の利用者を識別するための文字、番号、記号その他の符号をいう。次条第二項において同じ。）に宛てて電子メールを送信する方法によつてする。

（電子情報処理組織による送達を受ける旨の届出の方式・法第五十四条）

第六十三条の四　準用民事訴訟法第百九条の二第一項ただし書の最高裁判所規則で定める方式は、法第五十四条の二第一項の方法（ファイルに記録する方法に限る。）とする。ただし、準用民事訴訟法第百九条の二第二項後段の送達受取人を併せて届け出る場合は、書面によることができる。

2　準用民事訴訟法第百九条の二第一項ただし書の届出をする場合には、同条第二項の連絡先として送達を受ける者の使用に係る電子メールアドレスを届け出なければならない。この場合において、同項後段の送達受取人を届け出るときは、当該送達受取人の識別符号（刑事事件等に

（送達のための届出・法第五十四条）

第六十二条　被告人、代理人、弁護人又は補佐人は、書類の送達を受けるため、書面でその住居又は事務所を裁判所に届け出なければならない。裁判所の所在地に住居又は事務所を有しないときは、その所在地に住居又は事務所を有する者を送達受取人に選任し、その者と連署した書面でこれを届け出なければならない。

［2～4　同上］

［新設］

［新設］

（書留郵便等に付する送達・法第五十四条）

第六十三条　住居、事務所又は送達受取人を届け出なければならない者がその届出をしないときは、裁判所書記官は、書類を書留郵便又は一般信書便事業者若しくは特定信書便事業者の提供する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものとして別に最高裁判所規則で定めるもの（次項において「書留郵便等」という。）に付して、その送達をすることができる。ただし、起訴状の謄本、起訴状抄本等、略式命令の謄本及び第二百九十条第二項の略式命令の謄本の送達については、この限りでない。

［2　同上］

［新設］

［新設］

関する手続において用いる識別符号の付与等に関する規則（令和八年最高裁判所規則第十四号。以下「識別符号規則」という。）第一条第三項若しくは第四項又は第二条第二項の規定により付与された識別符号をいう。以下同じ。）を併せて届け出なければならない。

（送達すべき電磁的記録に記録されている事項の閲覧の方法・法第五十四条）

第六十三条の五　準用民事訴訟法第百九条の三第一項第一号の最高裁判所規則で定める方法は、送達を受けるべき者により、第六十五条の五第二項に規定する電子情報処理組織を使用して裁判所の使用に係る電子計算機に入力された符号が当該者に係る識別符号及び暗証符号（識別符号規則第一条第三項又は第二条第二項の規定により識別符号を付与された者にあつては識別符号規則第三条第一項の規定により届け出た暗証符号（同条第二項の規定により暗証符号を変更したときは、その変更後のもの）及び同条第五項の規定により付与された暗証符号があるときは、当該暗証符号、識別符号規則第一条第四項の規定により識別記号を付与された者にあつては識別符号規則第三条第三項の暗証符号（同条第四項の規定により暗証符号を変更したときは、その変更後のもの）及び同条第六項の規定により付与された暗証符号をいう。以下同じ。）であることが確認されたときに、送達すべき電磁的記録に記録されている事項を当該者の使用に係る電子計算機の映像面に表示する方法とする。

（検察官に対する送達・法第五十四条）

第六十四条　検察官に対する送達は、書類若しくは電磁的記録を記録した記録媒体若しくは当該電磁的記録に記録されている事項を印刷した書面を検察庁に送付し、又は当該電磁的記録を裁判所の使用に係る電子計算機から電気通信回線を通じて検察庁の使用に係る電子計算機に送信する方法によりしなければならない。

（刑事施設の長にする送達・法第五十四条）

第六十四条の二　準用民事訴訟法第九十九条第三項の刑事施設の長にする電磁的記録の送達は、当該電磁的記録を当該刑事施設の長に送付することによつてもすることができる。

2　前条の規定は、前項の規定による電磁的記録の送付について準用する。

（交付送達・法第五十四条）

第六十五条　裁判所書記官が本人に送達すべき書類又は送達すべき電磁的記録に記録されている事項を印刷した書面を交付したときは、その送達があつたものとみなす。

第六章の二　電子情報処理組織による申立て等

（電子情報処理組織による申立て等）

第六十五条の二　申立て等（法第五十四条の二第一項に規定する申立て等をいう。以下同じ。）であつて、当該申立て等に関するこの規則の規定により書面をもつてするものとされているものについては、当該規定にかかわらず、次条の定めるところにより第六十五条の五第一項に規定する電子情報処理組織を使用して当該書面に記載すべき事項をファイルに記録する方法又は当該事項を記録した記録媒体を裁判所若しくは裁判長若しくは裁判官に提出する方法によりすることができる。

2　前項の方法によりされた申立て等については、当該申立て等を書面をもつてするものとして規定したこの規則の規定に規定する書面をもつてされたものとみなして、この規則その他の当該申立て等に関する法令の規定を適用する。ただし、当該法令に特別の定めがあるときは、この限りでない。

［新設］

（検察官に対する送達・法第五十四条）

第六十四条　検察官に対する送達は、書類を検察庁に送付してこれをしなければならない。

［新設］

（交付送達・法第五十四条）

第六十五条　裁判所書記官が本人に送達すべき書類を交付したときは、その送達があつたものとみなす。

［新設］

3　第一項の電子情報処理組織を使用してファイルに記録する方法によりされた申立て等は、当該申立て等に係る事項がファイルに記録された時に裁判所若しくは裁判長又は裁判官に到達したものとみなす。

4　法第五十四条の二第一項又はこの条第一項の電子情報処理組織を使用してファイルに記録する方法により申立て等をする場合においては、第五十八条第一項第二号及び第六十条第二号に定める措置は、氏名又は名称を明らかにする措置をとることとする。

5　前項の氏名又は名称を明らかにする措置は、第一項の電子情報処理組織を使用して、申立て等をする者の使用に係る電子計算機から識別符号及び暗証符号を入力することとする。

（電子情報処理組織による申立て等の方式・法第五十四条の二）

第六十五条の三　法第五十四条の二第一項及び第五十四条の三第一項並びに前条第一項の電子情報処理組織を使用してファイルに記録する方法により行う申立て等は、最高裁判所の細則で定めるところにより、当該申立て等に係る書面に記載すべき事項を記録した電磁的記録を、当該申立て等をする者の使用に係る電子計算機から当該電子情報処理組織を使用して裁判所の使用に係る電子計算機に送信する方法により行うものとする。

2　前項の申立て等（検察官、検察事務官、司法警察職員その他最高裁判所が定める者による申立て等を除く。次項及び次条において同じ。）をする者は、あらかじめ、当該者に係る識別符号及び暗証符号を当該者の使用に係る電子計算機から入力しなければならない。

3　第一項の申立て等をする者は、当該申立て等を行う際に、準用民事訴訟法第百九条の二第一項ただし書の届出をしなければならない。ただし、既に同項ただし書の届出がされている場合は、この限りでない。

（数人が共同して電子情報処理組織による申立て等を行う場合）

第六十五条の四　数人が共同して前条第一項の申立て等をする場合における同条第二項の規定による措置は、当該申立て等をする者のうち一部の者（以下この条において「入力者」という。）が、当該入力者に係る識別符号及び暗証符号並びに入力者以外の者が入力者と共同して当該申立て等を行う旨を記載した書面の画像情報及び当該入力者以外の者に係る識別符号を当該入力者の電子計算機から入力することにより行うものとする。この場合においては、当該入力者以外の者に係る第六十五条の二第四項の氏名又は名称を明らかにする措置がとられたものとみなす。

（電子情報処理組織）

第六十五条の五　法第五十四条の二第一項及び第五十四条の三第一項本文の裁判所の規則で定める電子情報処理組織は、裁判所の使用に係る電子計算機と申立て等をする者の使用に係る電子計算機であつて最高裁判所が定める技術的基準に適合するものとを電気通信回線で接続した電子情報処理組織とする。

2　準用民事訴訟法第百九条の二第一項の最高裁判所規則で定める電子情報処理組織は、裁判所の使用に係る電子計算機と同項の規定による送達を受けるべき者の使用に係る電子計算機であつて最高裁判所が定める技術的基準に適合するものとを電気通信回線で接続した電子情報処理組織とする。

（電子情報処理組織による申立て等の特例・法第五十四条の三）

第六十五条の六　検察官及び弁護士である弁護人が書面により申立て等をするとき（法第五十四条の三第一項ただし書の申立て等をする場合を除く。）は、当該書面に、同条第二項に規定する事由がある旨及びその具体的内容を記載した書面を添付しなければならない。

2　法第五十四条の三第一項第三号の裁判所の規則で定める申立て等は、次に掲げるものとする。

一　法第二百一条の二第一項、第二百七条の二第一項（法第二百二十四条第三項において準用する場合を含む。）及びこの規則第二百七十八条の二第一項の規定による請求

二　勾留されている被告人を他の刑事施設に移すことについての裁判長の同意の請求であつて急速を要するもの

（裁判所書記官によるファイルへの記録等）

第六十五条の七　裁判所書記官は、法第五十四条の四に規定する申立て等に係る書面又は記録媒体及び法第三百十条の二に規定する証拠書類（電磁的記録を含む。第二百三条の二及び第二百七条の三を除き、以下同じ。）又は証拠物のほか、刑事訴訟に関する手続において法又はこの規則の規定に基づき裁判所に提出された書面又は記録媒体に記載され、又は記録されている事項をファイルに記録しなければならない。ただし、当該事項をファイルに記録することにつき困難な事情があるときは、この限りでない。

第六十五条の八　裁判所書記官は、法第五十四条の四本文若しくは第三百十条の二本文又は前条の規定により、書面又は記録媒体に記載され、又は記録されている事項をファイルに記録するときは、当該書面又は当該記録媒体の提出後、速やかにこれを行うものとする。

2　裁判所は、前項の規定により、書面又は記録媒体に記載され、又は記録されている事項がファイルに記録されたときは、当該書面又は当該記録媒体を裁判所に提出した者に対して返還することができる。

（裁判所書記官の立会・法第六十一条）

第六十九条　法第六十一条第一項の規定により被告人に対し被告事件を告げこれに関する陳述を聴く場合には、裁判所書記官を立ち会わせなければならない。

（勾留状の記載要件等・法第六十四条）

第七十条　勾留状には、法第六十四条に規定する事項のほか、法第六十条第一項各号に定める事由を記載し、又は記録しなければならない。

（召喚状等への記名押印に代わる措置・法第六十三条等）

第七十条の二　法第六十三条第二項第二号の裁判所の規則で定める記名押印に代わる措置は、召喚状が裁判長又は受命裁判官の作成に係るものであることを示すとともに当該召喚状の改変を防止するために必要な措置（召喚状に記録された事項を電子計算機の映像面、書面その他のものに表示したときに、併せて裁判長又は受命裁判官の氏名が表示されることとなるものに限る。）とする。

2　前項の規定は、法第六十四条第二項（第二号に係る部分に限る。）（法第六十六条第五項において準用する場合を含む。）の裁判所の規則で定める記名押印に代わる措置について準用する。

（勾引状又は勾留状の記載要件等・法第六十四条）

第七十条の三　法第六十四条第一項第二号の裁判所の規則で定める措置は、検察官及び検察事務官又は司法警察職員（法第七十条第二項の規定により刑事施設職員が執行する場合にあつては、検察官及び刑事施設職員。次条第一項第六号ロ、第百四十九条の二第一項第七号ロ及び第百五十条の三第一項第六号ロにおいて同じ。）の使用に係る電子計算機及び記録媒体から勾引状又は勾留状を消去することのほか、勾引状又は勾留状に記録された事項を印刷し、又は複写した書面又は電磁的記録がある場合には、これらを廃棄し、又は消去する措置とする。

［新設］

（裁判所書記官の立会・法第六十一条）

第六十九条　法第六十一条の規定により被告人に対し被告事件を告げこれに関する陳述を聴く場合には、裁判所書記官を立ち会わせなければならない。

（勾留状の記載要件・法第六十四条）

第七十条　勾留状には、法第六十四条に規定する事項の外、法第六十条第一項各号に定める事由を記載しなければならない。

［新設］

（勾引状に代わるもの、勾留状に代わるものの記載要件等・法第二百七十一条の八等）

第七十条の四　法第二百七十一条の八第一項第二号（法第三百十二条の二第四項において読み替えて準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の勾引状に代わるもの又は同号の勾留状に代わるものには、次に掲げる事項を記載し、又は記録しなければならない。

［一・二　略］

三　法第二百七十一条の二第一項又は第三百十二条の二第一項の規定による求めに係る個人特定事項を明らかにしない方法により記載し、又は記録した公訴事実の要旨

四　当該書面又は電磁的記録が法第二百七十一条の八第一項（第二号に係る部分に限る。）の規定によるものである旨

［五　略］

六　次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める事項

イ　勾引状に代わるもの又は勾留状に代わるものが書面による場合　勾引状又は勾留状の有効期間及びその期間経過後は執行に着手することができず勾引状に代わるもの又は勾留状に代わるものを返還しなければならない旨

ロ　勾引状に代わるもの又は勾留状に代わるものが電磁的記録による場合　勾引状又は勾留状の有効期間並びにその期間経過後は執行に着手することができず検察官及び検察事務官又は司法警察職員の使用に係る電子計算機及び記録媒体から勾引状に代わるもの又は勾留状に代わるものを消去する措置並びに勾引状に代わるもの又は勾留状に代わるものに記録された事項を印刷し又は複写した書面又は電磁的記録がある場合にはこれらを廃棄し又は消去する措置をとり、かつ、これらの措置をとつた旨を記録した電磁的記録を裁判長又は裁判官に提出しなければならない旨

［七　略］

八　法第六十四条第二項（法第六十六条第五項において準用する場合を含む。）の規定による措置をとつた裁判長又は裁判官の氏名

九　勾留状に代わるものを提供するときは、法第六十条第一項各号に定める事由

2　前項の勾引状に代わるもの又は勾留状に代わるものには、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、裁判長又は裁判官が当該各号に定める措置をとらなければならない。

一　勾引状に代わるもの又は勾留状に代わるものが書面による場合　記名押印すること。

二　勾引状に代わるもの又は勾留状に代わるものが電磁的記録による場合　勾引状に代わるもの又は勾留状に代わるものが裁判長又は裁判官の作成に係るものであることを示すとともに当該勾引状に代わるもの又は当該勾留状に代わるものの改変を防止するために必要な措置（勾引状に代わるもの又は勾留状に代わるものに記録された事項を電子計算機の映像面、書面その他のものに表示したときに、併せて裁判長又は裁判官の氏名が表示されることとなるものに限る。）をとること。

3　［略］

4　被告人の住居が明らかでないときは、これを記載し、又は記録することを要しない。

（勾引状に代わるもの、勾留状に代わるものの記載要件・法第二百七十一条の八等）

第七十条の二　法第二百七十一条の八第一項第二号（法第三百十二条の二第四項において読み替えて準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の勾引状に代わるもの又は同号の勾留状に代わるものには、次に掲げる事項を記載し、裁判長又は裁判官が、これに記名押印しなければならない。

［一・二　同上］

三　起訴状に記載された個人特定事項のうち起訴状抄本等に記載がないもの又は訴因変更等請求書面に記載された個人特定事項のうち訴因変更等請求書面抄本等に記載がないものを明らかにしない方法により記載した公訴事実の要旨

四　当該書面が法第二百七十一条の八第一項第二号の規定によるものである旨

［五　同上］

六　勾引状又は勾留状の有効期間及びその期間経過後は執行に着手することができず勾引状に代わるもの又は勾留状に代わるものはこれを返還しなければならない旨

［七　同上］

八　勾引状又は勾留状に記名押印した裁判長又は裁判官の氏名

九　勾留状に代わるものを交付するときは、法第六十条第一項各号に定める事由

［新設］

2　［同上］

3　被告人の住居が明らかでないときは、これを記載し、又は記録することを要しない。

（裁判長の令状の記載要件等・法第六十九条）

第七十一条　裁判長は、法第六十九条の規定により召喚状、勾引状又は勾留状を発する場合には、その旨を令状に記載し、又は記録しなければならない。

（勾引状、勾留状の原本等の送付・法第七十条等）

第七十二条　検察官の指揮により勾引状又は勾留状を執行する場合には、これを発した裁判所又は裁判官は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるものを検察官に送付しなければならない。

一　勾引状又は勾留状が書面である場合　勾引状又は勾留状の原本

二　勾引状又は勾留状が電磁的記録である場合　勾引状又は勾留状

2　前項（第二号に係る場合に限る。）の規定による送付は、勾引状若しくは勾留状を裁判所の使用に係る電子計算機から電気通信回線を通じて検察官の使用に係る電子計算機に送信する方法又は勾引状若しくは勾留状を記録した記録媒体を検察官に送付する方法によりしなければならない。

（勾引状等の数通交付）

第七十三条　勾引状又は勾引状に代わるもの（これらが書面である場合に限る。）は、数通を作り、これらを検察事務官又は司法警察職員数人に交付することができる。

（勾引状又は勾留状を示す措置・法第七十三条）

第七十三条の二　勾引状又は勾留状が電磁的記録である場合にあつては、これらを執行するには、被告人に対し、勾引状又は勾留状に記録された事項及び法第六十四条第二項（第二号に係る部分に限る。）（法第六十六条第五項において準用する場合を含む。）の規定による措置に係る裁判長又は裁判官の氏名を電子計算機の映像面、書面その他のものに表示して示さなければならない。

（勾引状、勾留状の謄本等の被告人への提供の請求等）

第七十四条　勾引状又は勾留状の執行を受けた被告人は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるものの被告人への提供を請求することができる。

一　勾引状又は勾留状が書面である場合　勾引状又は勾留状の謄本

二　勾引状又は勾留状が電磁的記録である場合　勾引状又は勾留状に記録されている事項の全部を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録であつてその内容が当該勾引状又は勾留状に記録されている事項と同一であることの証明がされたもの

2　前項の規定による請求があつた場合には、次項各号に掲げるときを除き、被告人に対し、前項各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるものを提供するものとする。

3　第一項の規定による請求があつた場合であつて、次の各号に掲げるときは、被告人に対し、当該各号に定めるものを提供するものとする。

一　法第二百七条の二第二項の規定による勾留状に代わるものの提供があつた場合（同項の規定による措置に係る個人特定事項の全部について法第二百七条の三第一項の裁判があつた場合を除く。）であつて、法第二百七十一条の二第一項の規定による求めがあつたとき　次のイに掲げるもの（法第二百七条の三第三項の規定による勾留状に代わるものの提供があつたときは、次のイ及びロに掲げるもの）

イ　次の(1)又は(2)に掲げる場合の区分に応じ、当該(1)又は(2)に定めるもの

(1)　法第二百七条の二第二項本文の勾留状に代わるものが書面である場合　当該勾留状に代わるものの謄本

（裁判長の令状の記載要件・法第六十九条）

第七十一条　裁判長は、法第六十九条の規定により召喚状、勾引状又は勾留状を発する場合には、その旨を令状に記載しなければならない。

（勾引状、勾留状の原本の送付・法第七十条）

第七十二条　検察官の指揮により勾引状又は勾留状を執行する場合には、これを発した裁判所又は裁判官は、その原本を検察官に送付しなければならない。

［新設］

（勾引状等の数通交付）

第七十三条　勾引状又は勾引状に代わるものは、数通を作り、これを検察事務官又は司法警察職員数人に交付することができる。

［新設］

（勾引状、勾留状の謄本の被告人への交付の請求等）

第七十四条　勾引状又は勾留状の執行を受けた被告人は、その謄本の被告人への交付を請求することができる。

［新設］

2　前項の規定による請求があつた場合には、次項各号に掲げるときを除き、被告人に対し、勾引状又は勾留状の謄本を交付するものとする。

3　第一項の規定による請求があつた場合であつて、次の各号に掲げるときは、被告人に対し、当該各号に定めるものを交付するものとする。

一　法第二百七条の二第二項の規定による勾留状に代わるものの交付があつた場合（同項の規定による措置に係る個人特定事項の全部について法第二百七条の三第一項の裁判があつた場合を除く。）であつて、法第二百七十一条の二第二項の規定による起訴状抄本等の提出があつたとき　当該勾留状に代わるもの（法第二百七条の三第三項の規定による勾留状に代わるものの交付があつたときは、当該勾留状に代わるもの及び法第二百七条の二第二項本文の勾留状に代わるもの）の謄本

［新設］

(2)　法第二百七条の二第二項本文の勾留状に代わるものが電磁的記録である場合　当該勾留状に代わるものに記録されている事項の全部を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録であつてその内容が当該勾留状に代わるものに記録されている事項と同一であることの証明がされたもの

ロ　次の(1)又は(2)に掲げる場合の区分に応じ、当該(1)又は(2)に定めるもの

(1)　法第二百七条の三第三項の勾留状に代わるものが書面である場合　当該勾留状に代わるものの謄本

(2)　法第二百七条の三第三項の勾留状に代わるものが電磁的記録である場合　当該勾留状に代わるものに記録されている事項の全部を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録であつてその内容が当該勾留状に代わるものに記録されている事項と同一であることの証明がされたもの

二　法第二百七十一条の八第一項（第二号に係る部分に限る。）の規定による勾引状に代わるもの又は勾留状に代わるものの提供があつたとき　次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定めるもの

イ　当該勾引状に代わるもの又は当該勾留状に代わるものが書面である場合　当該勾引状に代わるもの又は当該勾留状に代わるものの謄本

ロ　当該勾引状に代わるもの又は当該勾留状に代わるものが電磁的記録である場合　当該勾引状に代わるもの又は当該勾留状に代わるものに記録されている事項の全部を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録であつてその内容が当該勾引状に代わるもの又は当該勾留状に代わるものに記録されている事項と同一であることの証明がされたもの

三　法第三百十二条の二第四項において読み替えて準用する法第二百七十一条の八第一項（第二号に係る部分に限る。）の規定による勾引状に代わるもの又は勾留状に代わるものの提供があつたとき　次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定めるもの

イ　当該勾引状に代わるもの又は当該勾留状に代わるものが書面である場合　当該勾引状に代わるもの又は当該勾留状に代わるものの謄本

ロ　当該勾引状に代わるもの又は当該勾留状に代わるものが電磁的記録である場合　当該勾引状に代わるもの又は当該勾留状に代わるものに記録されている事項の全部を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録であつてその内容が当該勾引状に代わるもの又は当該勾留状に代わるものに記録されている事項と同一であることの証明がされたもの

（勾引状、勾留状の謄本等の弁護人への提供の請求等）

第七十四条の二　勾引状又は勾留状の執行を受けた被告人又はその弁護人は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるものの弁護人への提供を請求することができる。

一　勾引状又は勾留状が書面である場合　勾引状又は勾留状の謄本

二　勾引状又は勾留状が電磁的記録である場合　勾引状又は勾留状に記録されている事項の全部を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録であつてその内容が当該勾引状又は勾留状に記録されている事項と同一であることの証明がされたもの

2　前項の規定による請求があつた場合には、次項各号に掲げるときを除き、弁護人に対し、前項各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるものを提供するものとする。この場合において、法第二百七十一条の三第一項若しくは第二百七十一条の四第二項の規定による措置がとられたとき又は法第三百十二条の二第四項において準用する法第二百七十一条の三第一項若しくは第二百七十一条の四第二項の規定による措置がとられたとき（第一号の個人特定事項に

二　法第二百七十一条の八第一項（第二号に係る部分に限る。）の規定による勾引状に代わるもの又は勾留状に代わるものの交付があつたとき　当該勾引状に代わるもの又は当該勾留状に代わるものの謄本

［新設］

三　法第三百十二条の二第四項において読み替えて準用する法第二百七十一条の八第一項（第二号に係る部分に限る。）の規定による勾引状に代わるもの又は勾留状に代わるものの交付があつたとき　当該勾引状に代わるもの又は当該勾留状に代わるものの謄本

［新設］

（勾引状、勾留状の謄本の弁護人への交付の請求等）

第七十四条の二　勾引状又は勾留状の執行を受けた被告人又はその弁護人は、その謄本の弁護人への交付を請求することができる。

［新設］

2　前項の規定による請求があつた場合には、次項各号に掲げるときを除き、弁護人に対し、勾引状又は勾留状の謄本を交付するものとする。この場合において、法第二百七十一条の三第一項若しくは第二百七十一条の四第二項の規定による起訴状の謄本の提出があつたとき又は法第三百十二条の二第四項において準用する法第二百七十一条の三第一項若しくは第二百七十一条の四第二項の規定による訴因変更等請求書面の謄本の提出があつたとき（第一号の個人特定事

つき、裁判所若しくは裁判官が法若しくはこの規則の規定により被告人に知らせる時期の指定をし、その時期が到来したとき又は検察官から法第二百九十九条の四第十一項の規定により被告人に知らせる時期を指定した旨の通知があり、その時期が到来したときを除く。）であつて、次の各号に掲げるときは、弁護人に対し、当該各号に定める措置をとるものとする。

一　次号に掲げるとき以外のとき　勾引状の公訴事実の要旨又は勾留状の公訴事実の要旨若しくは被疑事実の要旨中に記載され、又は記録された個人特定事項（法第二百七十一条の二第一項又は第三百十二条の二第一項の規定による求めに係る個人特定事項（法第二百七十一条の五第一項（法第三百十二条の二第四項において読み替えて準用する場合を含む。）の決定により通知することとされたものを除く。）に限る。）を被告人に知らせてはならない旨の条件を付すること。

［二　略］

3　第一項の規定による請求があつた場合であつて、次の各号に掲げるときは、弁護人に対し、当該各号に定めるものを提供するものとする。

一　法第二百七条の二第二項の規定による勾留状に代わるものの提供があつた場合（同項の規定による措置に係る個人特定事項の全部について法第二百七条の三第一項の裁判があつた場合を除く。）であつて、法第二百七十一条の三第三項又は第二百七十一条の四第四項の規定による措置がとられたとき　次のイ及びロに掲げるもの

イ　当該勾留状に代わるものが書面である場合にあつては当該勾留状に代わるものの謄本、当該勾留状に代わるものが電磁的記録である場合にあつては当該勾留状に代わるものに記録されている事項の全部を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録であつてその内容が当該勾留状に代わるものに記録されている事項と同一であることの証明がされたもの

ロ　法第二百七条の三第三項の規定による勾留状に代わるものの提供があつた場合において、それが書面であるときにあつては当該勾留状に代わるものの謄本、当該勾留状に代わるものが電磁的記録であるときにあつては当該勾留状に代わるものに記録されている事項の全部を記載し又は記録した書面又は電磁的記録であつてその内容が当該勾留状に代わるものに記録されている事項と同一であることの証明がされたもの

二　法第二百七十一条の三第三項又は第二百七十一条の四第四項の規定による措置がとられた場合であつて、法第二百七十一条の八第一項（第二号に係る部分に限る。）の規定による勾引状に代わるもの又は勾留状に代わるものの提供があつたとき　次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定めるもの

イ　当該勾引状に代わるもの又は当該勾留状に代わるものが書面である場合　当該勾引状に代わるもの又は当該勾留状に代わるものの謄本

ロ　当該勾引状に代わるもの又は当該勾留状に代わるものが電磁的記録である場合　当該勾引状に代わるもの又は当該勾留状に代わるものに記録されている事項の全部を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録であつてその内容が当該勾引状に代わるもの又は当該勾留状に代わるものに記録されている事項と同一であることの証明がされたもの

項につき、裁判所若しくは裁判官が法若しくはこの規則の規定により被告人に知らせる時期の指定をし、その時期が到来したとき又は検察官から法第二百九十九条の四第十一項の規定により被告人に知らせる時期を指定した旨の通知があり、その時期が到来したときを除く。）であつて、次の各号に掲げるときは、弁護人に対し、当該各号に定める措置をとるものとする。

一　次号に掲げるとき以外のとき　勾引状の公訴事実の要旨又は勾留状の公訴事実の要旨若しくは被疑事実の要旨中に記載され、又は記録された個人特定事項（起訴状に記載された個人特定事項のうち起訴状抄本等に記載がないもの（法第二百七十一条の五第一項の決定により通知することとされたものを除く。）及び訴因変更等請求書面に記載された個人特定事項のうち訴因変更等請求書面抄本等に記載がないもの（法第三百十二条の二第四項において読み替えて準用する法第二百七十一条の五第一項の決定により通知することとされたものを除く。）に限る。）を被告人に知らせてはならない旨の条件を付すること。

［二　同上］

3　第一項の規定による請求があつた場合であつて、次の各号に掲げるときは、弁護人に対し、当該各号に定めるものを交付するものとする。

一　法第二百七条の二第二項の規定による勾留状に代わるものの交付があつた場合（同項の規定による措置に係る個人特定事項の全部について法第二百七条の三第一項の裁判があつた場合を除く。）であつて、法第二百七十一条の三第三項又は第二百七十一条の四第四項の規定による起訴状抄本等の提出があつたとき　当該勾留状に代わるもの（法第二百七条の三第三項の規定による勾留状に代わるものの交付があつたときは、当該勾留状に代わるもの及び法第二百七条の二第二項本文の勾留状に代わるもの）の謄本

［新設］

二　法第二百七十一条の三第三項又は第二百七十一条の四第四項の規定による起訴状抄本等の提出があつた場合であつて、法第二百七十一条の八第一項（第二号に係る部分に限る。）の規定による勾引状に代わるもの又は勾留状に代わるものの交付があつたとき　当該勾引状に代わるもの又は当該勾留状に代わるものの謄本

［新設］

三　法第三百十二条の二第四項において準用する法第二百七十一条の三第三項又は第二百七十一条の四第四項の規定による措置がとられた場合であつて、法第三百十二条の二第四項において読み替えて準用する法第二百七十一条の八第一項（第二号に係る部分に限る。）の規定による勾引状に代わるもの又は勾留状に代わるものの提供があつたとき　次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定めるもの

イ　当該勾引状に代わるもの又は当該勾留状に代わるものが書面である場合　当該勾引状に代わるもの又は当該勾留状に代わるものの謄本

ロ　当該勾引状に代わるもの又は当該勾留状に代わるものが電磁的記録である場合　当該勾引状に代わるもの又は当該勾留状に代わるものに記録されている事項の全部を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録であつてその内容が当該勾引状に代わるもの又は当該勾留状に代わるものに記録されている事項と同一であることの証明がされたもの

（勾引状、勾留状の謄本等の弁護人への提供の請求の方式）

第七十四条の三　［略］

［２・３　略］

（勾引状、勾留状執行後の処置）

第七十五条　勾引状又は勾留状を執行したときは執行した者の氏名、執行の場所及び年月日時を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録を、これを執行することができなかつたときはその事由を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録を作成しなければならない。

２　勾引状又は勾留状の執行に関する書類及び電磁的記録は、執行を指揮した検察官又は裁判官を経由して、勾引状又は勾留状を発した裁判所又は裁判官にこれを提出しなければならない。

３　勾引状の執行に関する書類又は電磁的記録を受け取つた裁判所又は裁判官は、裁判所書記官に被告人が引致された年月日時を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録を作成させなければならない。

（嘱託による勾引状・法第六十七条）

第七十六条　嘱託によつて勾引状を発した裁判官は、勾引状の執行に関する書類又は電磁的記録を受け取つたときは、裁判所書記官に被告人が引致された年月日時を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録を作成させなければならない。

２　嘱託によつて勾引状を発した裁判官は、被告人を指定された裁判所に送致する場合には、被告人が指定された裁判所に到着すべき期間を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録を作成しなければならない。

３　勾引の嘱託をした裁判所又は裁判官は、勾引状の執行に関する書類又は電磁的記録を受け取つたときは、裁判所書記官に被告人が到着した年月日時を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録を作成させなければならない。

（調書の作成・法第七十六条等）

第七十八条　［略］

２　裁判所書記官は、前項の調書を書面をもつて作成したときは当該調書に記載した事項を、同項の調書を電磁的記録をもつて作成したときは当該調書を、それぞれファイルに記録しなければならない。ただし、当該調書に記載した事項をファイルに記録することにつき困難な事情があるときは、この限りでない。

三　法第三百十二条の二第四項において準用する法第二百七十一条の三第三項又は第二百七十一条の四第四項の規定による訴因変更等請求書面抄本等の提出があつた場合であつて、法第三百十二条の二第四項において読み替えて準用する法第二百七十一条の八第一項（第二号に係る部分に限る。）の規定による勾引状に代わるもの又は勾留状に代わるものの交付があつたとき　当該勾引状に代わるもの又は当該勾留状に代わるものの謄本

［新設］

（勾引状、勾留状の謄本の弁護人への交付の請求の方式）

第七十四条の三　［同上］

［２・３　同上］

（勾引状、勾留状執行後の処置）

第七十五条　勾引状又は勾留状を執行したときは、これに執行の場所及び年月日時を記載し、これを執行することができなかつたときは、その事由を記載して記名押印しなければならない。

２　勾引状又は勾留状の執行に関する書類は、執行を指揮した検察官又は裁判官を経由して、勾引状又は勾留状を発した裁判所又は裁判官にこれを差し出さなければならない。

３　勾引状の執行に関する書類を受け取つた裁判所又は裁判官は、裁判所書記官に被告人が引致された年月日時を勾引状に記載させなければならない。

（嘱託による勾引状・法第六十七条）

第七十六条　嘱託によつて勾引状を発した裁判官は、勾引状の執行に関する書類を受け取つたときは、裁判所書記官に被告人が引致された年月日時を勾引状に記載させなければならない。

２　嘱託によつて勾引状を発した裁判官は、被告人を指定された裁判所に送致する場合には、勾引状に被告人が指定された裁判所に到着すべき期間を記載して記名押印しなければならない。

３　勾引の嘱託をした裁判所又は裁判官は、勾引状の執行に関する書類を受け取つたときは、裁判所書記官に被告人が到着した年月日時を勾引状に記載させなければならない。

（調書の作成・法第七十六条等）

第七十八条　［同上］

［新設］

（開示期日の調書）

第八十六条　開示期日における手続については、調書を作り、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める措置をとらなければならない。

一　調書を書面をもつて作成する場合　裁判所書記官が署名押印し、裁判長が認印すること。

二　調書を電磁的記録をもつて作成する場合　裁判所書記官が調書が自らの作成に係るものであることを示すとともに当該調書の改変を防止するために必要な措置をとり、裁判長が当該調書の内容を確認したことを当該調書上明らかにする措置をとること。

2　第七十八条第二項の規定は、前項の調書について準用する。

（保釈の保証書の記載事項等・法第九十四条等）

第八十七条　保釈の保証書（電磁的記録を含む。次項において同じ。）には、保証金額及びいつでもその保証金を納める旨を記載し、又は記録しなければならない。

［2　略］

（上訴中の事件等の勾留に関する処分・法第九十七条）

第九十二条　［略］

2　上訴中の事件で訴訟記録が上訴裁判所に到達していないものについて、勾留の期間を更新し、勾留を取り消し、又は保釈若しくは勾留の執行停止をし、若しくはこれを取り消すべき場合にも、前項と同様とする。

［3　略］

［削る］

（勾留状を示す措置・法第九十八条）

第九十二条の二　法第九十八条の規定により被告人を刑事施設に収容するには、被告人に対し、勾留状が電磁的記録である場合にあつては第一号に掲げる措置をとるとともに、同条に規定する決定が電磁的記録である場合にあつては第二号に掲げる措置をとらなければならない。

一　勾留状に記録された事項及び法第六十四条第二項（第二号に係る部分に限る。）の規定による措置に係る裁判長又は裁判官の氏名を電子計算機の映像面、書面その他のものに表示して示すこと。

二　当該決定に記録された事項を電子計算機の映像面、書面その他のものに表示して示すこと。

（拘禁刑以上の刑に処せられた被告人の収容手続・法第三百四十三条、第九十八条等）

第九十二条の三　法第三百四十三条第二項において準用する法第九十八条の規定により被告人を刑事施設に収容するには、被告人に対し、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に掲げる措置をとれば足りる。

一　勾留状が書面である場合　言い渡した刑並びに判決の宣告をした年月日及び裁判所を記載し、かつ、裁判長又は裁判官が相違ないことを証明する旨付記して認印した勾留状の謄本を示すこと。

二　勾留状が電磁的記録である場合　次のイ及びロに掲げる事項を電子計算機の映像面、書面その他のものに表示して示すこと。

イ　勾留状に記録された事項及び法第六十四条第二項（第二号に係る部分に限る。）の規定による措置に係る裁判長又は裁判官の氏名

ロ　言い渡した刑並びに判決の宣告をした年月日及び裁判所並びにこれらの記録が相違ないことを裁判長又は裁判官が証明する旨

（開示期日の調書）

第八十六条　開示期日における手続については、調書を作り、裁判所書記官が署名押印し、裁判長が認印しなければならない。

［新設］

［新設］

（保釈の保証書の記載事項・法第九十四条等）

第八十七条　保釈の保証書には、保証金額及びいつでもその保証金を納める旨を記載しなければならない。

［2　同上］

（上訴中の事件等の勾留に関する処分・法第九十七条）

第九十二条　［同上］

2　上訴中の事件で訴訟記録が上訴裁判所に到達していないものについて、勾留の期間を更新し、勾留を取り消し、又は保釈若しくは勾留の執行停止をし、若しくはこれを取り消すべき場合にも、前項と同様である。

［3　同上］

4　上訴裁判所は、被告人が勾留されている事件について訴訟記録を受け取つたときは、直ちにその旨を原裁判所に通知しなければならない。

［新設］

（拘禁刑以上の刑に処せられた被告人の収容手続・法第三百四十三条、第九十八条等）

第九十二条の二　法第三百四十三条第二項において準用する法第九十八条の規定により被告人を刑事施設に収容するには、言い渡した刑並びに判決の宣告をした年月日及び裁判所を記載し、かつ、裁判長又は裁判官が相違ないことを証明する旨付記して認印した勾留状の謄本を被告人に示せば足りる。

［新設］

２　法第二百七十一条の八第一項（第二号に係る部分に限る。）（法第三百十二条の二第四項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による勾留状に代わるものの提供があつた場合又は法第二百七条の二第二項の規定による勾留状に代わるものの提供があつた場合における前項の規定の適用については、同項中「勾留状」とあるのは「法第二百七十一条の八第一項第二号（法第三百十二条の二第四項において読み替えて準用する場合を含む。）の勾留状に代わるもの又は法第二百七条の二第二項本文の勾留状に代わるもの」と、同項第一号中「の謄本を示す」とあるのは「を示す」とする。

（監督保証金に代わる保証書の記載事項等・法第九十八条の六等）

第九十二条の四　監督保証金に代わる保証書（電磁的記録を含む。）には、監督保証金額及びいつでもその監督保証金を納める旨を記載し、又は記録しなければならない。

（差押状等の記載事項等・法第百七条）

第九十四条　差押状又は捜索状には、必要があると認めるときは、差押え又は捜索をすべき事由をも記載し、又は記録しなければならない。

（差押状、捜索状の記載要件等・法第百七条）

第九十四条の二　法第百七条第一項第二号の裁判所の規則で定める措置は、検察官及び検察事務官又は司法警察職員（法第百八条第一項ただし書の規定により裁判所書記官又は司法警察職員に執行を命ずる場合にあつては、裁判所書記官又は司法警察職員）の使用に係る電子計算機及び記録媒体から差押状又は捜索状を消去することのほか、差押状又は捜索状に記録された事項を印刷し、又は複写した書面又は電磁的記録がある場合には、これらを廃棄し、又は消去する措置とする。

（差押状、捜索状への記名押印に代わる措置・法第百七条）

第九十四条の三　法第百七条第三項第二号の裁判所の規則で定める記名押印に代わる措置は、差押状又は捜索状が裁判長の作成に係るものであることを示すとともに当該差押状又は捜索状の改変を防止するために必要な措置（差押状又は捜索状に記録された事項を電子計算機の映像面、書面その他のものに表示したときに、併せて裁判長の氏名が表示されることとなるものに限る。）とする。

（差押状又は捜索状を示す措置・法第百十条）

第九十四条の四　差押状が電磁的記録である場合にあつては、これを執行するには、処分を受ける者に対し、差押状に記録された事項及び法第百七条第三項（第二号に係る部分に限る。）の規定による措置に係る裁判長の氏名を、電子計算機の映像面、書面その他のものに表示して、又は処分を受ける者をしてその使用に係る電子計算機の映像面、書面その他のものに表示させて示さなければならない。

２　捜索状が電磁的記録である場合にあつては、これを執行するには、処分を受ける者に対し、捜索状に記録された事項及び法第百七条第三項（第二号に係る部分に限る。）の規定による措置に係る裁判長の氏名を、電子計算機の映像面、書面その他のものに表示して示さなければならない。

（捜索証明書、押収品目録の作成者・法第百十九条等）

第九十六条　法第百十九条又は第百二十条第一項の証明書又は目録は、捜索又は差押えが令状の執行によつて行われた場合には、その執行をした者がこれを作つて提供しなければならない。

（差押状等執行後の処置）

第九十七条　差押状又は捜索状の執行をした者は、速やかに執行に関する書類及び電磁的記録並びに差し押さえた物を令状を発した裁判所に提出しなければならない。検察官の指揮により執行をした場合には、検察官を経由しなければならない。

２　法第二百七十一条の八第一項（第二号に係る部分に限る。）（法第三百十二条の二第四項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による勾留状に代わるものの交付があつた場合又は法第二百七条の二第二項の規定による勾留状に代わるものの交付があつた場合における前項の規定の適用については、同項中「勾留状の謄本」とあるのは、「法第二百七十一条の八第一項第二号（法第三百十二条の二第四項において読み替えて準用する場合を含む。）の勾留状に代わるもの又は法第二百七条の二第二項本文の勾留状に代わるもの」とする。

（監督保証金に代わる保証書の記載事項・法第九十八条の六等）

第九十二条の三　監督保証金に代わる保証書には、監督保証金額及びいつでもその監督保証金を納める旨を記載しなければならない。

（差押状等の記載事項・法第百七条）

第九十四条　差押状又は捜索状には、必要があると認めるときは、差押え又は捜索をすべき事由をも記載しなければならない。

［新設］

［新設］

［新設］

（捜索証明書、押収品目録の作成者・法第百十九条等）

第九十六条　法第百十九条又は第百二十条第一項の証明書又は目録は、捜索又は差押えが令状の執行によつて行われた場合には、その執行をした者がこれを作つて交付しなければならない。

（差押状等執行後の処置）

第九十七条　差押状又は捜索状の執行をした者は、速やかに執行に関する書類及び差し押さえた物を令状を発した裁判所に差し出さなければならない。検察官の指揮により執行をした場合には、検察官を経由しなければならない。

（差押状の執行調書の記載等）

第九十九条　差押状の執行をした者は、第九十六条若しくは前条又は法第百二十一条第一項若しくは第二項の処分をしたときは、その旨を調書に記載し、又は記録しなければならない。

（被告人の身体検査の召喚状等の記載要件等・法第六十三条等）

第百二条　被告人に対する身体の検査のための召喚状又は勾引状には、身体の検査のために召喚又は勾引する旨をも記載し、又は記録しなければならない。

（被告人以外の者の身体検査の召喚状等の記載要件等・法第百三十六条等）

第百三条　被告人以外の者に対する身体の検査のための召喚状には、その氏名及び住居、被告人の氏名、罪名、出頭すべき年月日時及び場所、身体の検査のために召喚する旨並びに正当な理由がなく出頭しないときは過料又は刑罰に処せられ、かつ、勾引状を発することがある旨を記載し、又は記録しなければならない。

2　前項の召喚状には、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、裁判長が当該各号に定める措置をとらなければならない。

一　召喚状が書面による場合　記名押印すること。

二　召喚状が電磁的記録による場合　召喚状が裁判長の作成に係るものであることを示すとともに当該召喚状の改変を防止するために必要な措置（召喚状に記録された事項を電子計算機の映像面、書面その他のものに表示したときに、併せて裁判長の氏名が表示されることとなるものに限る。）をとること。

3　被告人以外の者に対する身体の検査のための勾引状には、その氏名及び住居、被告人の氏名、罪名、引致すべき場所、身体の検査のために勾引する旨、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める事項並びに発付の年月日を記載し、又は記録しなければならない。

一　勾引状が書面による場合　有効期間及びその期間経過後は執行に着手することができず令状を返還しなければならない旨

二　勾引状が電磁的記録による場合　有効期間並びにその期間経過後は執行に着手することができず検察官及び検察事務官又は司法警察職員（法第百三十六条において準用する法第七十条第二項の規定により刑事施設職員が執行する場合にあつては、検察官及び刑事施設職員）の使用に係る電子計算機及び記録媒体から勾引状を消去する措置並びに勾引状に記録された事項を印刷し又は複写した書面又は電磁的記録がある場合にはこれらを廃棄し又は消去する措置をとり、かつ、これらの措置をとつた旨を記録した電磁的記録を裁判長に提出しなければならない旨

4　前項の勾引状には、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、裁判長が当該各号に定める措置をとらなければならない。

一　勾引状が書面による場合　記名押印すること。

二　勾引状が電磁的記録による場合　勾引状が裁判長の作成に係るものであることを示すとともに当該勾引状の改変を防止するために必要な措置（勾引状に記録された事項を電子計算機の映像面、書面その他のものに表示したときに、併せて裁判長の氏名が表示されることとなるものに限る。）をとること。

（差押状の執行調書の記載）

第九十九条　差押状の執行をした者は、第九十六条若しくは前条又は法第百二十一条第一項若しくは第二項の処分をしたときは、その旨を調書に記載しなければならない。

（被告人の身体検査の召喚状等の記載要件・法第六十三条等）

第百二条　被告人に対する身体の検査のための召喚状又は勾引状には、身体の検査のために召喚又は勾引する旨をも記載しなければならない。

（被告人以外の者の身体検査の召喚状等の記載要件・法第百三十六条等）

第百三条　被告人以外の者に対する身体の検査のための召喚状には、その氏名及び住居、被告人の氏名、罪名、出頭すべき年月日時及び場所、身体の検査のために召喚する旨並びに正当な理由がなく出頭しないときは過料又は刑罰に処せられ且つ勾引状を発することがある旨を記載し、裁判長が、これに記名押印しなければならない。

［新設］

2　被告人以外の者に対する身体の検査のための勾引状には、その氏名及び住居、被告人の氏名、罪名、引致すべき場所、身体の検査のために勾引する旨、有効期間及びその期間経過後は執行に着手することができず令状はこれを返還しなければならない旨並びに発付の年月日を記載し、裁判長が、これに記名押印しなければならない。

［新設］

（尋問事項書・法第三百四条等）

第百六条　証人の尋問を請求した者は、裁判官の尋問の参考に供するため、速やかに尋問事項又は証人が証言すべき事項を記載した書面を差し出さなければならない。ただし、公判期日において訴訟関係人にまず証人を尋問させる場合は、この限りでない。

2　前項ただし書の場合においても、裁判所は、必要と認めるときは、証人の尋問を請求した者に対し、前項本文の書面を差し出すべきことを命ずることができる。

3　前二項の書面に記載すべき事項は、証人の証言により立証しようとする事項の全てにわたらなければならない。

［4　略］

5　公判期日外において証人の尋問をする場合には、速やかに相手方及びその弁護人の数に応ずる第一項の書面の謄本を裁判所に差し出さなければならない。ただし、同項の書面を第六十五条の二第一項の方法により差し出す場合は、この限りでない。

（決定の告知・法第百五十七条の二等）

第百七条の二　法第百五十七条の二第一項及び第百五十七条の三第一項の請求に対する決定、法第百五十七条の四第一項に規定する措置を採る旨の決定、法第百五十七条の五に規定する措置を採る旨の決定、法第百五十七条の六第一項及び第二項に規定する方法により証人尋問を行う旨の決定並びに同条第四項の規定により証人の尋問及び供述並びにその状況を電磁的記録として記録する旨の決定は、公判期日前にする場合においても、これを送達することを要しない。

［2　略］

（映像等の送受信による通話の方法による尋問・法第百五十七条の六）

第百七条の三　裁判所は、法第百五十七条の六第二項に規定する方法によつて尋問する場合（証人が他の裁判所の構内以外の場所に在席する場合に限る。）は、尋問前に、当該場所について、証人の陳述の内容に不当な影響を与えるおそれがあると認める者の在席する場所でないことその他証人の在席する場所が当該方法によつて尋問するために適当であることを確認しなければならない。

（召喚状、勾引状の記載要件等・法第百五十三条等）

第百十条　証人に対する召喚状には、その氏名及び住居、被告人の氏名、罪名、出頭すべき年月日時及び場所並びに正当な理由がなく出頭しないときは過料又は刑罰に処せられ、かつ、勾引状を発することがある旨を記載し、又は記録しなければならない。

2　前項の召喚状には、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、裁判長が当該各号に定める措置をとらなければならない。

一　召喚状が書面による場合　記名押印すること。

二　召喚状が電磁的記録による場合　召喚状が裁判長の作成に係るものであることを示すとともに当該召喚状の改変を防止するために必要な措置（召喚状に記録された事項を電子計算機の映像面、書面その他のものに表示したときに、併せて裁判長の氏名が表示されることとなるものに限る。）をとること。

3　証人に対する勾引状には、その氏名及び住居、被告人の氏名、罪名、引致すべき年月日時及び場所、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める事項並びに発付の年月日を記載し、又は記録しなければならない。

一　勾引状が書面による場合　有効期間及びその期間経過後は執行に着手することができず令状を返還しなければならない旨

（尋問事項書・法第三百四条等）

第百六条　証人の尋問を請求した者は、裁判官の尋問の参考に供するため、速やかに尋問事項又は証人が証言すべき事項を記載した書面を差し出さなければならない。但し、公判期日において訴訟関係人にまず証人を尋問させる場合は、この限りでない。

2　前項但書の場合においても、裁判所は、必要と認めるときは、証人の尋問を請求した者に対し、前項本文の書面を差し出すべきことを命ずることができる。

3　前二項の書面に記載すべき事項は、証人の証言により立証しようとする事項のすべてにわたらなければならない。

［4　同上］

5　公判期日外において証人の尋問をする場合には、速やかに相手方及びその弁護人の数に応ずる第一項の書面の謄本を裁判所に差し出さなければならない。

（決定の告知・法第百五十七条の二等）

第百七条の二　法第百五十七条の二第一項及び第百五十七条の三第一項の請求に対する決定、法第百五十七条の四第一項に規定する措置を採る旨の決定、法第百五十七条の五に規定する措置を採る旨の決定、法第百五十七条の六第一項及び第二項に規定する方法により証人尋問を行う旨の決定並びに同条第四項の規定により証人の尋問及び供述並びにその状況を記録媒体に記録する旨の決定は、公判期日前にする場合においても、これを送達することを要しない。

［2　同上］

（映像等の送受信による通話の方法による尋問・法第百五十七条の六）

第百七条の三　裁判所は、法第百五十七条の六第二項に規定する方法によつて尋問する場合（証人が他の裁判所の構内以外の場所に在席する場合に限る。）は、尋問前に、証人の陳述の内容に不当な影響を与えるおそれがあると認める者の在席する場所でないことその他証人の在席する場所が当該方法によつて尋問するために適当であることを確認しなければならない。

（召喚状、勾引状の記載要件・法第百五十三条等）

第百十条　証人に対する召喚状には、その氏名及び住居、被告人の氏名、罪名、出頭すべき年月日時及び場所並びに正当な理由がなく出頭しないときは過料又は刑罰に処せられ且つ勾引状を発することがある旨を記載し、裁判長が、これに記名押印しなければならない。

［新設］

2　証人に対する勾引状には、その氏名及び住居、被告人の氏名、罪名、引致すべき年月日時及び場所、有効期間及びその期間経過後は執行に着手することができず令状はこれを返還しなければならない旨並びに発付の年月日を記載し、裁判長が、これに記名押印しなければならない。

［新設］

二　勾引状が電磁的記録による場合　有効期間並びにその期間経過後は執行に着手することができず検察官及び検察事務官又は司法警察職員（法第百五十三条において準用する法第七十条第二項の規定により刑事施設職員が執行する場合にあつては、検察官及び刑事施設職員）の使用に係る電子計算機及び記録媒体から勾引状を消去する措置並びに勾引状に記録された事項を印刷し又は複写した書面又は電磁的記録がある場合にはこれらを廃棄し又は消去する措置をとり、かつ、これらの措置をとつた旨を記録した電磁的記録を裁判長に提出しなければならない旨

4　前項の勾引状には、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、裁判長が当該各号に定める措置をとらなければならない。

一　勾引状が書面による場合　記名押印すること。

二　勾引状が電磁的記録による場合　勾引状が裁判長の作成に係るものであることを示すとともに当該勾引状の改変を防止するために必要な措置（勾引状に記録された事項を電子計算機の映像面、書面その他のものに表示したときに、併せて裁判長の氏名が表示されることとなるものに限る。）をとること。

（映像等の送受信による通話の方法による証人尋問への被告人の立会い・法第百五十七条等）

第百十四条の二　裁判所は、法第百五十七条第四項に規定する方法によつて尋問する場合（被告人が他の裁判所の構内以外の場所に在席する場合に限る。）は、尋問前に、当該場所について、被告人に不当な影響を与えるおそれがあると認める者の在席する場所でないことその他被告人の在席する場所が当該方法によつて尋問に立ち会うために適当であることを確認しなければならない。

［新設］

（宣誓の方式・法第百五十四条）

第百十八条　宣誓は、証人が、良心に従つて、真実を述べ何事も隠さず、また、何事も付け加えないことを誓う旨を述べる方式（当該事項を述べることができない場合にあつては、次の各号に掲げるいずれかの方式）によりしなければならない。

一　裁判所書記官が当該事項を記載した書面を朗読し、証人が当該書面に署名する方式

二　裁判所書記官が当該事項を記録した電磁的記録の内容を朗読し、証人が当該電磁的記録の内容が相違ないことを確認した旨を当該電磁的記録上明らかにする方式

［2　略］

［新設］

（書面等による尋問）

第百二十五条　証人が耳が聞こえないときは、質問の内容を書面に記載し又は電子計算機の映像面に表示して示す方法で問い、口がきけないときは、回答の内容を書面で記載させ又は電子計算機に入力させる方法で答えさせることができる。

（公判期日外の尋問調書の閲覧等・法第百五十九条）

第百二十六条　裁判所は、検察官、被告人又は弁護人が公判期日外における証人尋問に立ち会わなかつた場合において証人尋問調書が整理されたとき若しくはファイルに記録されたとき又はその送付を受けたときは、速やかにその旨を立ち会わなかつた者に通知しなければならない。

2　被告人は、前項の尋問調書を閲覧することができる。この場合において、当該尋問調書の全部又は一部が電磁的記録であるときの当該電磁的記録の閲覧は、その内容を表示したものを閲覧し、又はその内容を再生したものを視聴する方法によるものとする。

（宣誓の方式・法第百五十四条）

第百十八条　宣誓は、証人が、良心に従つて、真実を述べ何事も隠さず、また、何事も付け加えないことを誓う旨を述べる方式（当該事項を述べることができない場合にあつては、裁判所書記官が当該事項を記載した書面を朗読し、証人が当該書面に署名する方式）によりしなければならない。

［新設］

［2　同上］

（書面による尋問）

第百二十五条　証人が耳が聞えないときは、書面で問い、口がきけないときは、書面で答えさせることができる。

（公判期日外の尋問調書の閲覧等・法第百五十九条）

第百二十六条　裁判所は、検察官、被告人又は弁護人が公判期日外における証人尋問に立ち会わなかつた場合において証人尋問調書が整理されたとき、又はその送付を受けたときは、速やかにその旨を立ち会わなかつた者に通知しなければならない。

2　被告人は、前項の尋問調書を閲覧することができる。

３　被告人は、読むことができないとき又は目の見えないときは、第一項の尋問調書（当該尋問調書の全部又は一部が電磁的記録であるときの当該電磁的記録にあつては、その内容）の朗読を求めることができる。

［４　略］

（宣誓の方式・法第百六十六条）

第百二十八条　［略］

２　宣誓は、鑑定人が、良心に従つて誠実に鑑定することを誓う旨を述べる方式（当該事項を述べることができない場合にあつては、次の各号に掲げるいずれかの方式）によりしなければならない。

一　裁判所書記官が当該事項を記載した書面を朗読し、鑑定人が当該書面に署名する方式

二　裁判所書記官が当該事項を記録した電磁的記録の内容を朗読し、鑑定人が当該電磁的記録の内容が相違ないことを確認した旨を当該電磁的記録上明らかにする方式

（鑑定の報告）

第百二十九条　鑑定の経過及び結果は、鑑定人に鑑定書（電磁的記録をもつて作成するものを含む。以下同じ。）により又は口頭でこれを報告させなければならない。

［２　略］

３　鑑定の経過及び結果を鑑定書により報告させる場合には、鑑定人に対し、鑑定書に記載し、又は記録した事項に関し公判期日において尋問を受けることがある旨を告げなければならない。

（裁判所外の鑑定）

第百三十条　［略］

２　前項の場合には、鑑定に関するものを鑑定人に提供することができる。

（鑑定留置状の記載要件等・法第百六十七条）

第百三十条の二　鑑定留置状には、被告人の氏名及び住居、罪名、公訴事実の要旨、留置すべき場所、留置の期間、鑑定の目的、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める事項並びに発付の年月日を記載し、又は記録しなければならない。

一　鑑定留置状が書面による場合　有効期間及びその期間経過後は執行に着手することができず令状を返還しなければならない旨

二　鑑定留置状が電磁的記録による場合　有効期間並びにその期間経過後は執行に着手することができず検察官及び検察事務官又は司法警察職員（法第百六十七条第六項において準用する法第七十条第二項の規定により刑事施設職員が執行する場合にあつては、検察官及び刑事施設職員）の使用に係る電子計算機及び記録媒体から鑑定留置状を消去する措置並びに鑑定留置状に記録された事項を印刷し又は複写した書面又は電磁的記録がある場合にはこれらを廃棄し又は消去する措置をとり、かつ、これらの措置をとつた旨を記録した電磁的記録を裁判長に提出しなければならない旨

２　鑑定留置状には、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、裁判長が当該各号に定める措置をとらなければならない。

一　鑑定留置状が書面による場合　記名押印すること。

二　鑑定留置状が電磁的記録による場合　鑑定留置状が裁判長の作成に係るものであることを示すとともに当該鑑定留置状の改変を防止するために必要な措置（鑑定留置状に記録された事項を電子計算機の映像面、書面その他のものに表示したときに、併せて裁判長の氏名が表示されることとなるものに限る。）をとること。

３　被告人は、読むことができないとき、又は目の見えないときは、第一項の尋問調書の朗読を求めることができる。

［４　同上］

（宣誓・法第百六十六条）

第百二十八条　［同上］

２　宣誓は、鑑定人が、良心に従つて誠実に鑑定することを誓う旨を述べる方式（当該事項を述べることができない場合にあつては、裁判所書記官が当該事項を記載した書面を朗読し、鑑定人が当該書面に署名する方式）によりしなければならない。

［新設］

（鑑定の報告）

第百二十九条　鑑定の経過及び結果は、鑑定人に鑑定書により又は口頭でこれを報告させなければならない。

［２　同上］

３　鑑定の経過及び結果を鑑定書により報告させる場合には、鑑定人に対し、鑑定書に記載した事項に関し公判期日において尋問を受けることがある旨を告げなければならない。

（裁判所外の鑑定）

第百三十条　［同上］

２　前項の場合には、鑑定に関する物を鑑定人に交付することができる。

（鑑定留置状の記載要件・法第百六十七条）

第百三十条の二　鑑定留置状には、被告人の氏名及び住居、罪名、公訴事実の要旨、留置すべき場所、留置の期間、鑑定の目的、有効期間及びその期間経過後は執行に着手することができず令状は返還しなければならない旨並びに発付の年月日を記載し、裁判長が記名押印しなければならない。

［新設］

［新設］

（看守の申出の方式・法第百六十七条）

第百三十条の三　法第百六十七条第四項の規定による申出は、被告人の看守を必要とする事由を記載した書面を差し出してしなければならない。

（鑑定留置状に代わるものの記載要件等・法第百六十七条、第二百七十一条の八等）

第百三十一条の二　法第百六十七条第六項において準用する法第二百七十一条の八第一項第二号（法第三百十二条の二第四項において読み替えて準用する場合を含む。第四号において同じ。）の鑑定留置状に代わるものには、次に掲げる事項を記載し、又は記録しなければならない。

［一・二　略］

三　法第二百七十一条の二第一項又は第三百十二条の二第一項の規定による求めに係る個人特定事項を明らかにしない方法により記載し、又は記録した公訴事実の要旨

四　当該書面又は電磁的記録が法第百六十七条第六項において準用する法第二百七十一条の八第一項（第二号に係る部分に限る。）の規定によるものである旨

［五～七　略］

八　次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める事項

イ　鑑定留置状に代わるものが書面による場合　鑑定留置状の有効期間及びその期間経過後は執行に着手することができず鑑定留置状に代わるものを返還しなければならない旨

ロ　鑑定留置状に代わるものが電磁的記録による場合　鑑定留置状の有効期間並びにその期間経過後は執行に着手することができず検察官及び検察事務官又は司法警察職員（法第百六十七条第六項において準用する法第七十条第二項の規定により刑事施設職員が執行する場合にあつては、検察官及び刑事施設職員）の使用に係る電子計算機及び記録媒体から鑑定留置状に代わるものを消去する措置並びに鑑定留置状に代わるものに記録された事項を印刷し又は複写した書面又は電磁的記録がある場合にはこれらを廃棄し又は消去する措置をとり、かつ、これらの措置をとつた旨を記録した電磁的記録を裁判長に提出しなければならない旨

［九　略］

十　法第百六十七条第六項において準用する法第六十四条第二項の措置をとつた裁判長の氏名

2　前項の鑑定留置状に代わるものには、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、裁判長が当該各号に定める措置をとらなければならない。

一　鑑定留置状に代わるものが書面による場合　記名押印すること。

二　鑑定留置状に代わるものが電磁的記録による場合　鑑定留置状に代わるものが裁判長の作成に係るものであることを示すとともに当該鑑定留置状に代わるものの改変を防止するために必要な措置（鑑定留置状に代わるものに記録された事項を電子計算機の映像面、書面その他のものに表示したときに、併せて裁判長の氏名が表示されることとなるものに限る。）をとること。

3　第七十条の四第三項及び第四項の規定は、第一項の鑑定留置状に代わるものについて準用する。

（看守の申出の方式・法第百六十七条）

第百三十条の三　法第百六十七条第三項の規定による申出は、被告人の看守を必要とする事由を記載した書面を差し出してしなければならない。

（鑑定留置状に代わるものの記載要件・法第百六十七条、第二百七十一条の八等）

第百三十一条の二　法第百六十七条第五項において準用する法第二百七十一条の八第一項第二号（法第三百十二条の二第四項において読み替えて準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の鑑定留置状に代わるものには、次に掲げる事項を記載し、裁判長が、これに記名押印しなければならない。

［一・二　同上］

三　起訴状に記載された個人特定事項のうち起訴状抄本等に記載がないもの又は訴因変更等請求書面に記載された個人特定事項のうち訴因変更等請求書面抄本等に記載がないものを明らかにしない方法により記載した公訴事実の要旨

四　当該書面が法第百六十七条第五項において準用する法第二百七十一条の八第一項第二号の規定によるものである旨

［五～七　同上］

八　鑑定留置状の有効期間及びその期間経過後は執行に着手することができず鑑定留置状に代わるものはこれを返還しなければならない旨

［九　同上］

十　鑑定留置状に記名押印した裁判長の氏名

［新設］

2　第七十条の二第二項及び第三項の規定は、法第百六十七条第五項において準用する法第二百七十一条の八第一項第二号の鑑定留置状に代わるものについてこれを準用する。

（鑑定許可状の記載要件等・法第百六十八条）

第百三十三条　法第百六十八条第二項の許可状には、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める事項及び発付の年月日を記載し、又は記録しなければならない。

一　当該許可状が書面による場合　有効期間及びその期間経過後は許可された処分に着手することができず令状を返還しなければならない旨

二　当該許可状が電磁的記録による場合　有効期間並びにその期間経過後は許可された処分に着手することができず鑑定人の使用に係る電子計算機及び記録媒体から当該許可状を消去する措置並びに当該許可状に記録された事項を印刷し又は複写した書面又は電磁的記録がある場合にはこれらを廃棄し又は消去する措置をとり、かつ、これらの措置をとつた旨を記録した電磁的記録を裁判長に提出しなければならない旨

2　前項の許可状には、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、裁判長が当該各号に定める措置をとらなければならない。

一　当該許可状が書面による場合　記名押印すること。

二　当該許可状が電磁的記録による場合　当該許可状が裁判長の作成に係るものであることを示すとともに当該許可状の改変を防止するために必要な措置（当該許可状に記録された事項を電子計算機の映像面、書面その他のものに表示したときに、併せて裁判長の氏名が表示されることとなるものに限る。）をとること。

3　鑑定人のすべき身体の検査に関し条件を付した場合には、これを第一項の許可状に記載し、又は記録しなければならない。

4　第一項第二号に掲げる場合において、鑑定人が同号に規定する措置をとつた旨を記録した電磁的記録を裁判長に提出することができない特別の事情があるときは、同号に定める事項に加え、当該電磁的記録の提出に代えて、同号に規定する措置をとつた旨を記載した書面を裁判長に提出することができる旨を記録することができる。

（鑑定許可状の送付・法第百六十八条）

第百三十三条の二　法第百六十八条第二項の許可状（電磁的記録である場合に限る。）を発した裁判所は、当該許可状を裁判所の使用に係る電子計算機から電気通信回線を通じて鑑定人の使用に係る電子計算機に送信し、又は当該許可状を記録した記録媒体を鑑定人に送付しなければならない。

（鑑定許可状を示す措置・法第百六十八条）

第百三十三条の三　法第百六十八条第二項の許可状が電磁的記録である場合にあつては、同条第一項の処分をするには、処分を受ける者に対し、当該許可状に記録された事項を電子計算機の映像面、書面その他のものに表示して示さなければならない。

（鑑定のための閲覧等）

第百三十四条　鑑定人は、鑑定について必要がある場合には、裁判長の許可を受けて、書類及び証拠物並びに電磁的記録を閲覧し、若しくは謄写し、又は被告人に対し質問する場合若しくは証人を尋問する場合にこれに立ち会うことができる。この場合において、当該電磁的記録の閲覧は、その内容を表示したものを閲覧し、又はその内容を再生したものを視聴する方法によるものとし、当該電磁的記録の謄写は、これを複写し、若しくは印刷し、又はその内容を表示し若しくは再生したものを記載し若しくは記録する方法によるものとする。

（鑑定許可状の記載要件等・法第百六十八条）

第百三十三条　法第百六十八条の許可状には、有効期間及びその期間経過後は許可された処分に着手することができず令状はこれを返還しなければならない旨並びに発付の年月日をも記載し、裁判長が、これに記名押印しなければならない。

［新設］

［新設］

2　鑑定人のすべき身体の検査に関し条件を附した場合には、これを前項の許可状に記載しなければならない。

［新設］

［新設］

（鑑定のための閲覧等）

第百三十四条　鑑定人は、鑑定について必要がある場合には、裁判長の許可を受けて、書類及び証拠物を閲覧し、若しくは謄写し、又は被告人に対し質問する場合若しくは証人を尋問する場合にこれに立ち会うことができる。

２　前項の規定にかかわらず、法第百五十七条の六第五項に規定する電磁的記録は、謄写することができない。

３　鑑定人は、被告人に対する質問若しくは証人の尋問を求め、又は裁判長の許可を受けてこれらの者に対し直接に問いを発することができる。

（電磁的方法による書類等の閲覧等・法第百八十条の二）

第百三十八条の二　法第百八十条の二第一項に規定する電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて裁判所の規則で定めるものは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める方法とする。

一　閲覧する場合　電子情報処理組織（裁判所の使用に係る電子計算機と検察官の使用に係る電子計算機であつて最高裁判所が定める技術的基準に適合するものとを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。次号において同じ。）を使用して検察官の使用に係る電子計算機の映像面に法第百七十九条第一項の処分に関する書類又は証拠物の内容を表示したものを閲覧し、又はその内容を再生したものを視聴する方法

二　謄写する場合　電子情報処理組織を使用して検察官の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに法第百七十九条第一項の処分に関する書類又は証拠物を記録する方法

（請求先裁判所・法第百八十七条の二）

第百三十八条の三　［略］

（請求の方式・法第百八十七条の二）

第百三十八条の四　［略］

（資料の提供・法第百八十七条の二）

第百三十八条の五　［略］

（請求書の謄本の差出し、送達・法第百八十七条の二）

第百三十八条の六　［略］

２　前項の規定は、法第百八十七条の二の請求を第六十五条の二第一項の方法によりする場合には、適用しない。

３　裁判所は、次の各号に掲げる場合には、遅滞なく、当該各号に定めるものを訴訟費用の負担を求められた者に送達しなければならない。

一　法第百八十七条の二の請求が第六十五条の二第一項の方法によりされた場合　ファイルに記録されている請求書に記載すべき事項を記録した電磁的記録（第六十五条の七ただし書の場合にあつては、同条の記録媒体に記録されている請求書に記載すべき事項を記載した書面）

二　法第百八十七条の二の請求が書面の差出しによりされた場合　請求書の謄本

（意見の聴取・法第百八十七条の二）

第百三十八条の七～第百三十八条の十　［略］

（令状請求の方式）

第百三十九条　［略］

２　逮捕状の請求書には、謄本一通を添付しなければならない。

３　前項の規定は、逮捕状の請求を第六十五条の二第一項の方法によりする場合には、適用しない。

（令状の送付）

第百三十九条の二　令状（電磁的記録である場合に限る。）を発した裁判官は、当該令状を裁判所の使用に係る電子計算機から電気通信回線を通じて請求者の使用に係る電子計算機に送信し、又は当該令状を記録した記録媒体を請求者に送付しなければならない。

２　前項の規定にかかわらず、法第百五十七条の六第五項に規定する記録媒体は、謄写することができない。

３　鑑定人は、被告人に対する質問若しくは証人の尋問を求め、又は裁判長の許可を受けてこれらの者に対し直接に問を発することができる。

［新設］

（請求先裁判所・法第百八十七条の二）

第百三十八条の二　［同上］

（請求の方式・法第百八十七条の二）

第百三十八条の三　［同上］

（資料の提供・法第百八十七条の二）

第百三十八条の四　［同上］

（請求書の謄本の差出し、送達・法第百八十七条の二）

第百三十八条の五　［同上］

［新設］

２　裁判所は、前項の謄本を受け取つたときは、遅滞なく、これを訴訟費用の負担を求められた者に送達しなければならない。

［新設］

（意見の聴取・法第百八十七条の二）

第百三十八条の六～第百三十八条の九　［同上］

（令状請求の方式）

第百三十九条　［同上］

２　逮捕状の請求書には、謄本一通を添附しなければならない。

［新設］

［新設］

（令状請求書の返還）

第百四十一条　［略］

２　前項の規定は、令状の請求を第六十五条の二第一項の方法によりする場合には、適用しない。

（逮捕状請求権者の指定、変更の通知等）

第百四十一条の二　国家公安委員会又は都道府県公安委員会は、法第百九十九条第二項の規定により逮捕状を請求することができる司法警察員を指定したとき又は法第二百一条の二第一項の規定により逮捕状に代わるものの提供を請求することができる司法警察員を指定したときは、国家公安委員会においては最高裁判所に、都道府県公安委員会においてはその所在地を管轄する地方裁判所にその旨を通知しなければならない。その通知の内容に変更を生じたときも、同様とする。

（逮捕状請求書の記載要件）

第百四十二条　逮捕状の請求書には、次に掲げる事項その他逮捕状に記載することを要する事項及び逮捕状発付の要件たる事項を記載しなければならない。

［一～六　略］

七　書面による逮捕状の発付を求めるときは、その旨及びその事由

八　［略］

九　同一の犯罪事実又は現に捜査中である他の犯罪事実についてその被疑者に対し前に逮捕状の請求又はその発付があつたと知つたときは、その旨並びにその犯罪事実その他当該請求及び発付に関する事実

［２・３　略］

（逮捕状に代わるものの提供請求書の記載要件）

第百四十二条の二　［略］

２　前項の書面には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

［一～五　略］

六　書面による逮捕状に代わるものの提供を求めるときは、その旨及びその事由

七　［略］

八　［略］

［３　略］

（逮捕状請求者の陳述聴取等）

第百四十三条の二　逮捕状の請求を受けた裁判官は、必要と認めるときは、逮捕状の請求をした者の陳述を聴き、又はその者に対し書類その他のものの提示を求めることができる。

（逮捕状の記載要件等）

第百四十四条　逮捕状には、請求者の官公職氏名をも記載し、又は記録しなければならない。

（逮捕状の記載要件等・法第二百条）

第百四十四条の二　法第二百条第一項第二号の裁判所の規則で定める措置は、検察官、検察事務官又は司法警察職員の使用に係る電子計算機及び記録媒体から逮捕状を消去することのほか、逮捕状に記録された事項を印刷し、又は複写した書面又は電磁的記録がある場合には、これらを廃棄し、又は消去する措置とする。

（令状請求書の返還）

第百四十一条　［同上］

［新設］

（逮捕状請求権者の指定、変更の通知等）

第百四十一条の二　国家公安委員会又は都道府県公安委員会は、法第百九十九条第二項の規定により逮捕状を請求することができる司法警察員を指定したとき又は法第二百一条の二第一項の規定により逮捕状に代わるものの交付を請求することができる司法警察員を指定したときは、国家公安委員会においては最高裁判所に、都道府県公安委員会においてはその所在地を管轄する地方裁判所にその旨を通知しなければならない。その通知の内容に変更を生じたときも、同様である。

（逮捕状請求書の記載要件）

第百四十二条　［同上］

［一～六　同上］

［新設］

七　［同上］

八　同一の犯罪事実又は現に捜査中である他の犯罪事実についてその被疑者に対し前に逮捕状の請求又はその発付があつたときは、その旨及びその犯罪事実

［２・３　同上］

（逮捕状に代わるものの交付請求書の記載要件）

第百四十二条の二　［同上］

２　［同上］

［一～五　同上］

［新設］

六　［同上］

七　［同上］

［３　同上］

（逮捕状請求者の陳述聴取等）

第百四十三条の二　逮捕状の請求を受けた裁判官は、必要と認めるときは、逮捕状の請求をした者の出頭を求めてその陳述を聴き、又はその者に対し書類その他の物の提示を求めることができる。

（逮捕状の記載要件）

第百四十四条　逮捕状には、請求者の官公職氏名をも記載しなければならない。

［新設］

（逮捕状への記名押印に代わる措置・法第二百条）

第百四十四条の三　法第二百条第二項第二号の裁判所の規則で定める記名押印に代わる措置は、逮捕状が裁判官の作成に係るものであることを示すとともに当該逮捕状の改変を防止するために必要な措置（逮捕状に記録された事項を電子計算機の映像面、書面その他のものに表示したときに、併せて裁判官の氏名が表示されることとなるものに限る。）とする。

（逮捕状を示す措置・法第二百一条）

第百四十四条の四　逮捕状が電磁的記録である場合にあつては、法第二百一条第一項（第二号に係る部分に限る。）の規定によりこれを被疑者に示すには、被疑者に対し、逮捕状に記録された事項及び法第二百条第二項（第二号に係る部分に限る。）の規定による措置に係る裁判官の氏名を電子計算機の映像面、書面その他のものに表示して示さなければならない。

（逮捕状に代わるものの記載要件等）

第百四十四条の五　逮捕状に代わるものには、次に掲げる事項を記載し、又は記録しなければならない。

［一・二　略］

三　法第二百一条の二第一項の規定による請求に係る個人特定事項を明らかにしない方法により記載し、又は記録した被疑事実の要旨

四　当該書面又は電磁的記録が法第二百一条の二第二項の規定によるものである旨

［五・六　略］

七　次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める事項

イ　逮捕状に代わるものが書面による場合　逮捕状の有効期間及びその期間経過後は逮捕をすることができず逮捕状に代わるものを返還しなければならない旨

ロ　逮捕状に代わるものが電磁的記録による場合　逮捕状の有効期間並びにその期間経過後は逮捕をすることができず検察官、検察事務官又は司法警察職員の使用に係る電子計算機及び記録媒体から逮捕状に代わるものを消去する措置並びに逮捕状に代わるものに記録された事項を印刷し又は複写した書面又は電磁的記録がある場合にはこれらを廃棄し又は消去する措置をとり、かつ、これらの措置をとつた旨を記録した電磁的記録を裁判官に提出しなければならない旨

［八・九　略］

2　逮捕状に代わるものには、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、裁判官が当該各号に定める措置をとらなければならない。

一　逮捕状に代わるものが書面による場合　記名押印すること。

二　逮捕状に代わるものが電磁的記録による場合　逮捕状に代わるものが裁判官の作成に係るものであることを示すとともに当該逮捕状に代わるものの改変を防止するために必要な措置（逮捕状に代わるものに記録された事項を電子計算機の映像面、書面その他のものに表示したときに、併せて裁判官の氏名が表示されることとなるものに限る。）をとること。

3　第七十条の四第三項及び第四項の規定は、逮捕状に代わるものについて準用する。

（逮捕状に代わるものを示す措置・法第二百一条の二）

第百四十四条の六　逮捕状に代わるものが電磁的記録である場合にあつては、法第二百一条第一項の規定にかかわらず、逮捕状により被疑者を逮捕するに当たり、被疑者に対し、逮捕状に代わるものに記録された事項を電子計算機の映像面、書面その他のものに表示して示すことができる。

［新設］

（逮捕状に代わるものの記載要件）

第百四十四条の二　逮捕状に代わるものには、次に掲げる事項を記載し、裁判官が、これに記名押印しなければならない。

［一・二　同上］

三　法第二百一条の二第一項の規定による請求に係る個人特定事項を明らかにしない方法により記載した被疑事実の要旨

四　当該書面が法第二百一条の二第二項の規定によるものである旨

［五・六　同上］

七　逮捕状の有効期間及びその期間経過後は逮捕をすることができず逮捕状に代わるものはこれを返還しなければならない旨

［八・九　同上］

［新設］

2　第七十条の二第二項及び第三項の規定は、逮捕状に代わるものについてこれを準用する。

［新設］

（逮捕状の作成）

第百四十五条　逮捕状は、逮捕状請求書（逮捕状の請求が第六十五条の二第一項の方法によりされた場合にあつては、ファイル（第六十五条の七ただし書の場合にあつては、同項の記録媒体）に記録されている逮捕状請求書に記載すべき事項を記録した電磁的記録）及びその記載又は記録を利用して作ることができる。

（逮捕状に代わるものの作成）

第百四十五条の二　逮捕状に代わるものは、第百四十二条の二第一項の書面（逮捕状に代わるものの請求が第六十五条の二第一項の方法によりされた場合にあつては、ファイル（第六十五条の七ただし書の場合にあつては、同項の記録媒体）に記録されている逮捕状に代わるものの請求書に記載すべき事項を記録した電磁的記録）及びその記載又は記録を利用して作ることができる。

（数通の逮捕状等）

第百四十六条　逮捕状及び逮捕状に代わるもの（これらが書面である場合に限る。）は、請求により、数通を発することができる。

（逮捕状に代わるものの提供請求の却下等）

第百四十六条の二　［略］

（勾留請求書の記載要件・法第二百四条等）

第百四十七条　被疑者の勾留の請求書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

［一～五　略］

六　書面による勾留状の発付を求めるときは、その旨及びその事由

［2・3　略］

（勾留状に代わるものの提供等請求書の記載要件・法第二百七条の二）

第百四十七条の二　［略］

2　前項の書面には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

［一～四　略］

五　書面による勾留状に代わるものの提供を求めるときは、その旨及びその事由

［3・4　略］

（資料の提供・法第二百四条等）

第百四十八条　被疑者の勾留を請求するには、次に掲げる資料を提供しなければならない。

一　その逮捕が逮捕状によるときは、逮捕状請求書及び逮捕状並びに逮捕者の氏名、逮捕の年月日時及び場所、引致者の氏名及び引致の年月日時、送致する手続をした者の氏名及び送致する手続をした年月日時並びに送致を受けた者の氏名及び送致を受けた年月日時を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録

二　その逮捕が現行犯逮捕であるときは、前号に規定する事項を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録

［三　略］

［2・3　略］

（勾留状の記載要件等・法第二百七条等）

第百四十九条　被疑者に対して発する勾留状には、勾留の請求の年月日をも記載し、又は記録しなければならない。

（逮捕状の作成）

第百四十五条　逮捕状は、逮捕状請求書及びその記載を利用してこれを作ることができる。

（逮捕状に代わるものの作成）

第百四十五条の二　逮捕状に代わるものは、第百四十二条の二第一項の書面及びその記載を利用してこれを作ることができる。

（数通の逮捕状等）

第百四十六条　逮捕状及び逮捕状に代わるものは、請求により、数通を発することができる。

（逮捕状に代わるものの交付請求の却下等）

第百四十六条の二　［同上］

（勾留請求書の記載要件・法第二百四条等）

第百四十七条　［同上］

［一～五　同上］

［新設］

［2・3　同上］

（勾留状に代わるものの交付等請求書の記載要件・法第二百七条の二）

第百四十七条の二　［同上］

2　［同上］

［一～四　同上］

［新設］

［3・4　同上］

（資料の提供・法第二百四条等）

第百四十八条　［同上］

一　その逮捕が逮捕状によるときは、逮捕状請求書並びに逮捕の年月日時及び場所、引致の年月日時、送致する手続をした年月日時及び送致を受けた年月日時が記載されそれぞれその記載についての記名押印のある逮捕状

二　その逮捕が現行犯逮捕であるときは、前号に規定する事項を記載した調書その他の書類

［三　同上］

［2・3　同上］

（勾留状の記載要件・法第二百七条等）

第百四十九条　被疑者に対して発する勾留状には、勾留の請求の年月日をも記載しなければならない。

（勾留状に代わるものの記載要件等・法第二百七条の二）

第百四十九条の二　法第二百七条の二第二項本文の勾留状に代わるものには、次に掲げる事項を記載し、又は記録しなければならない。

［一・二　略］

三　法第二百七条の二第一項の規定による請求に係る個人特定事項を明らかにしない方法により記載し、又は記録した被疑事実の要旨

四　当該書面又は電磁的記録が法第二百七条の二第二項の規定によるものである旨

［五・六　略］

七　次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める事項

イ　勾留状に代わるものが書面による場合　勾留状の有効期間及びその期間経過後は執行に着手することができず勾留状に代わるものを返還しなければならない旨

ロ　勾留状に代わるものが電磁的記録による場合　勾留状の有効期間並びにその期間経過後は執行に着手することができず検察官及び検察事務官又は司法警察職員の使用に係る電子計算機及び記録媒体から勾留状に代わるものを消去する措置並びに勾留状に代わるものに記録された事項を印刷し又は複写した書面又は電磁的記録がある場合にはこれらを廃棄し又は消去する措置をとり、かつ、これらの措置をとつた旨を記録した電磁的記録を裁判官に提出しなければならない旨

［八～十一　略］

2　前項の勾留状に代わるものには、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、裁判官が当該各号に定める措置をとらなければならない。

一　勾留状に代わるものが書面による場合　記名押印すること。

二　勾留状に代わるものが電磁的記録による場合　勾留状に代わるものが裁判官の作成に係るものであることを示すとともに当該勾留状に代わるものの改変を防止するために必要な措置（勾留状に代わるものに記録された事項を電子計算機の映像面、書面その他のものに表示したときに、併せて裁判官の氏名が表示されることとなるものに限る。）をとること。

3　第七十条の四第三項及び第四項の規定は、第一項の勾留状に代わるものについて準用する。

（勾留状に代わるものの提供等請求の却下等・法第二百七条の二）

第百四十九条の三　［略］

（書類等の送付）

第百五十条　裁判官は、被疑者を勾留したときは、速やかにこれに関する書類及び電磁的記録を検察官に送付しなければならない。

（勾留状に代わるものの記載要件等・法第二百七条の三）

第百五十条の三　法第二百七条の三第三項の勾留状に代わるものには、次に掲げる事項を記載し、又は記録しなければならない。

［一・二　略］

三　勾留状に記載され、又は記録された個人特定事項のうち法第二百七条の二第二項本文の勾留状に代わるものに記載又は記録がないもの（法第二百七条の三第一項の裁判により通知することとされたものを除く。）を明らかにしない方法により記載し、又は記録した被疑事実の要旨

四　当該書面又は電磁的記録が法第二百七条の三第三項の規定によるものである旨

［五　略］

（勾留状に代わるものの記載要件・法第二百七条の二）

第百四十九条の二　法第二百七条の二第二項本文の勾留状に代わるものには、次に掲げる事項を記載し、裁判官が、これに記名押印しなければならない。

［一・二　同上］

三　法第二百七条の二第一項の規定による請求に係る個人特定事項を明らかにしない方法により記載した被疑事実の要旨

四　当該書面が法第二百七条の二第二項の規定によるものである旨

［五・六　同上］

七　勾留状の有効期間及びその期間経過後は執行に着手することができず勾留状に代わるものはこれを返還しなければならない旨

［八～十一　同上］

［新設］

2　第七十条の二第二項及び第三項の規定は、法第二百七条の二第二項本文の勾留状に代わるもののについてこれを準用する。

（勾留状に代わるものの交付等請求の却下等・法第二百七条の二）

第百四十九条の三　［同上］

（書類の送付）

第百五十条　裁判官は、被疑者を勾留したときは、速やかにこれに関する書類を検察官に送付しなければならない。

（勾留状に代わるものの記載要件・法第二百七条の三）

第百五十条の三　法第二百七条の三第三項の勾留状に代わるものには、次に掲げる事項を記載し、裁判官が、これに記名押印しなければならない。

［一・二　同上］

三　勾留状に記載された個人特定事項のうち法第二百七条の二第二項本文の勾留状に代わるものに記載がないもの（法第二百七条の三第一項の裁判により通知することとされたものを除く。）を明らかにしない方法により記載した被疑事実の要旨

四　当該書面が法第二百七条の三第三項の規定によるものである旨

［五　同上］

六　次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める事項

イ　勾留状に代わるものが書面による場合　勾留状の有効期間及びその期間経過後は執行に着手することができず勾留状に代わるものを返還しなければならない旨

ロ　勾留状に代わるものが電磁的記録による場合　勾留状の有効期間並びにその期間経過後は執行に着手することができず検察官及び検察事務官又は司法警察職員の使用に係る電子計算機及び記録媒体から勾留状に代わるものを消去する措置並びに勾留状に代わるものに記録された事項を印刷し又は複写した書面又は電磁的記録がある場合にはこれらを廃棄し又は消去する措置をとり、かつ、これらの措置をとつた旨を記録した電磁的記録を裁判官に提出しなければならない旨

［七～十　略］

2　法第二百七条の三第三項の勾留状に代わるものには、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、裁判官が当該各号に定める措置をとらなければならない。

一　勾留状に代わるものが書面による場合　記名押印すること。

二　勾留状に代わるものが電磁的記録による場合　勾留状に代わるものが裁判官の作成に係るものであることを示すとともに当該勾留状に代わるものの改変を防止するために必要な措置（勾留状に代わるものに記録された事項を電子計算機の映像面、書面その他のものに表示したときに、併せて裁判官の氏名が表示されることとなるものに限る。）をとること。

3　第七十条の四第三項及び第四項の規定は、法第二百七条の三第三項の勾留状に代わるものについて準用する。

（勾留状又は勾留状に代わるものを示す措置・法第二百七条の三）

第百五十条の四　勾留状又は法第二百七条の三第三項の勾留状に代わるものが電磁的記録である場合にあつては、同条第五項の規定によりこれらを被疑者に示すには、被疑者に対し、勾留状又は同条第三項の勾留状に代わるものに記録された事項及び前条第二項（第二号に係る部分に限る。）の規定による措置に係る裁判官の氏名を電子計算機の映像面、書面その他のものに表示して示さなければならない。

（勾留状の謄本等の被疑者への提供の請求等・法第二百七条等）

第百五十条の五　勾留状の執行を受けた被疑者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるものの被疑者への提供を請求することができる。

一　勾留状が書面である場合　勾留状の謄本

二　勾留状が電磁的記録である場合　勾留状に記録されている事項の全部を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録であつてその内容が当該勾留状に記録されている事項と同一であることの証明がされたもの

2　前項の規定による請求があつた場合には、被疑者に対し、同項各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるものを提供するものとする。ただし、法第二百七条の二第二項の規定による勾留状に代わるものの提供があつたとき（同項の規定による措置に係る個人特定事項の全部について法第二百七条の三第一項の裁判があつた場合を除く。）は、被疑者に対し、第一号に掲げるもの（法第二百七条の三第三項の規定による勾留状に代わるものの提供があつたときは、同号及び第二号に掲げるもの）を提供するものとする。

一　次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定めるもの

イ　法第二百七条の二第二項本文の勾留状に代わるものが書面である場合　当該勾留状に代わるものの謄本

六　勾留状の有効期間及びその期間経過後は執行に着手することができず勾留状に代わるものはこれを返還しなければならない旨

［七～十　同上］

［新設］

2　第七十条の二第二項及び第三項の規定は、法第二百七条の三第三項の勾留状に代わるものについてこれを準用する。

［新設］

（勾留状の謄本の被疑者への交付の請求等・法第二百七条等）

第百五十条の四　勾留状の執行を受けた被疑者は、その謄本の被疑者への交付を請求することができる。

［新設］

2　前項の規定による請求があつた場合には、被疑者に対し、勾留状の謄本を交付するものとする。ただし、法第二百七条の二第二項の規定による勾留状に代わるものの交付があつたとき（同項の規定による措置に係る個人特定事項の全部について法第二百七条の三第一項の裁判があつた場合を除く。）は、被疑者に対し、当該勾留状に代わるもの（法第二百七条の三第三項の規定による勾留状に代わるものの交付があつたときは、当該勾留状に代わるもの及び法第二百七条の二第二項本文の勾留状に代わるもの）の謄本を交付するものとする。

［新設］

ロ　法第二百七条の二第二項本文の勾留状に代わるものが電磁的記録である場合　当該勾留状に代わるものに記録されている事項の全部を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録であつてその内容が当該勾留状に代わるものに記録されている事項と同一であることの証明がされたもの

二　次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定めるもの

イ　法第二百七条の三第三項の勾留状に代わるものが書面である場合　当該勾留状に代わるものの謄本

ロ　法第二百七条の三第三項の勾留状に代わるものが電磁的記録である場合　当該勾留状に代わるものに記録されている事項の全部を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録であつてその内容が当該勾留状に代わるものに記録されている事項と同一であることの証明がされたもの

（勾留状の謄本等の弁護人への提供の請求等）

第百五十条の六　勾留状の執行を受けた被疑者又はその弁護人は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるものの弁護人への提供を請求することができる。

一　勾留状が書面である場合　勾留状の謄本

二　勾留状が電磁的記録である場合　勾留状に記録されている事項の全部を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録であつてその内容が当該勾留状に記録されている事項と同一であることの証明がされたもの

［2　略］

3　前項の規定による通知を受けた検察官は、勾留状並びに法第二百七条の二第二項本文の勾留状に代わるもの及び法第二百七条の三第三項の勾留状に代わるもの（いずれもその提供があつた場合に限る。）を提出しなければならない。ただし、法第二百七条の二第二項の規定による措置に係る個人特定事項の全部について法第二百七条の三第一項の裁判があつたとき（以下この条において「全部通知の裁判があつたとき」という。）は、勾留状を提出すれば足りる。

4　前項の検察官は、第二項の規定による通知に係る事件において法第二百七条の二第二項の規定による勾留状に代わるものの提供があつたとき（全部通知の裁判があつたときを除く。）は、前項の規定による勾留状等の提出と同時に、次の各号に定める措置のうち、とるべきものを通知するものとする。ただし、第二号に定める措置をとるべき旨の通知は、第一号に定める措置によつては、法第二百一条の二第一項第一号ハ⑴若しくは第二号イに規定する名誉若しくは社会生活の平穏が著しく害されること又は同項第一号ハ⑵若しくは第二号ロに規定する行為を防止できないおそれがあると認めるときに限り、することができる。

一　弁護人に対し、勾留状に記載され、又は記録された個人特定事項のうち法第二百七条の二第二項本文の勾留状に代わるもの（法第二百七条の三第三項の規定による勾留状に代わるものの提供があつたときは、当該勾留状に代わるもの）に記載又は記録がないものを被疑者に知らせてはならない旨の条件を付して、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定めるものを提供すること。

イ　勾留状が書面である場合　勾留状の謄本

ロ　勾留状が電磁的記録である場合　勾留状に記録されている事項の全部を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録であつてその内容が当該勾留状に記録されている事項と同一であることの証明がされたもの

（勾留状の謄本の弁護人への交付の請求等）

第百五十条の五　勾留状の執行を受けた被疑者又はその弁護人は、その謄本の弁護人への交付を請求することができる。

［新設］

［2　同上］

3　前項の規定による通知を受けた検察官は、勾留状並びに法第二百七条の二第二項本文の勾留状に代わるもの及び法第二百七条の三第三項の勾留状に代わるもの（いずれもその交付があつた場合に限る。）を差し出さなければならない。ただし、法第二百七条の二第二項の規定による措置に係る個人特定事項の全部について法第二百七条の三第一項の裁判があつたとき（以下この条において「全部通知の裁判があつたとき」という。）は、勾留状を差し出せば足りる。

4　前項の検察官は、第二項の規定による通知に係る事件において法第二百七条の二第二項の規定による勾留状に代わるものの交付があつたとき（全部通知の裁判があつたときを除く。）は、前項の規定による勾留状等の差出しと同時に、次の各号に定める措置のうち、とるべきものを通知するものとする。ただし、第二号に定める措置をとるべき旨の通知は、第一号に定める措置によつては、法第二百一条の二第一項第一号ハ⑴若しくは第二号イに規定する名誉若しくは社会生活の平穏が著しく害されること又は同項第一号ハ⑵若しくは第二号ロに規定する行為を防止できないおそれがあると認めるときに限り、することができる。

一　弁護人に対し、勾留状に記載された個人特定事項のうち法第二百七条の二第二項本文の勾留状に代わるもの（法第二百七条の三第三項の規定による勾留状に代わるものに記載がないものを被疑者に知らせてはならない旨の条件を付して勾留状の謄本を交付すること。

［新設］

二　弁護人に対し、次のイに掲げるもの（法第二百七条の三第三項の規定による勾留状に代わるものの提供があつたときは、次のイ及びロに掲げるもの）を提供すること。

イ　次の(1)又は(2)に掲げる場合の区分に応じ、当該(1)又は(2)に定めるもの

(1)　法第二百七条の二第二項本文の勾留状に代わるものが書面である場合　当該勾留状に代わるものの謄本

(2)　法第二百七条の二第二項本文の勾留状に代わるものが電磁的記録である場合　当該勾留状に代わるものに記録されている事項の全部を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録であつてその内容が当該勾留状に代わるものに記録されている事項と同一であることの証明がされたもの

ロ　次の(1)又は(2)に掲げる場合の区分に応じ、当該(1)又は(2)に定めるもの

(1)　法第二百七条の三第三項の勾留状に代わるものが書面である場合　当該勾留状に代わるものの謄本

(2)　法第二百七条の三第三項の勾留状に代わるものが電磁的記録である場合　当該勾留状に代わるものに記録されている事項の全部を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録であつてその内容が当該勾留状に代わるものに記録されている事項と同一であることの証明がされたもの

5　第一項の規定による請求があつた場合には、次項の規定による措置をとるときを除き、弁護人に対し、第一項各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるものを提供するものとする。この場合において、同項の規定による請求に係る事件において法第二百七条の二第二項の規定による勾留状に代わるものの提供があつたとき（全部通知の裁判があつたときを除く。）は、勾留状に記載され、又は記録された個人特定事項のうち同項本文の勾留状に代わるもの（法第二百七条の三第三項の規定による勾留状に代わるものの提供があつたときは、当該勾留状に代わるもの）に記載又は記録がないものを被疑者に知らせてはならない旨の条件を付するものとする。

6　第一項の規定による請求があつた場合であつて、検察官から第四項第二号に定める措置をとるべき旨の通知があつたときは、弁護人に対し、第一号に掲げるもの（法第二百七条の三第三項の規定による勾留状に代わるものの提供があつたときは、同号及び第二号に掲げるもの）を提供するものとする。ただし、第四項第一号に定める措置によつては、法第二百一条の二第一項第一号ハ(1)又は第二号イに規定する名誉又は社会生活の平穏が著しく害されること及び同項第一号ハ(2)又は第二号ロに規定する行為を防止できないおそれがないことが明らかなときは、この限りでない。

一　次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定めるもの

イ　法第二百七条の二第二項本文の勾留状に代わるものが書面である場合　当該勾留状に代わるものの謄本

ロ　法第二百七条の二第二項本文の勾留状に代わるものが電磁的記録である場合　当該勾留状に代わるものに記録されている事項の全部を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録であつてその内容が当該勾留状に代わるものに記録されている事項と同一であることの証明がされたもの

二　弁護人に対し、法第二百七条の二第二項本文の勾留状に代わるもの（法第二百七条の三第三項の規定による勾留状に代わるものの交付があつたときは、当該勾留状に代わるもの及び法第二百七条の二第二項本文の勾留状に代わるもの）の謄本を交付すること。

［新設］

5　第一項の規定による請求があつた場合には、次項の規定による措置をとるときを除き、弁護人に対し、勾留状の謄本を交付するものとする。この場合において、第一項の規定による請求に係る事件において法第二百七条の二第二項の規定による勾留状に代わるものの交付があつたとき（全部通知の裁判があつたときを除く。）は、勾留状に記載された個人特定事項のうち法第二百七条の二第二項本文の勾留状に代わるもの（法第二百七条の三第三項の規定による勾留状に代わるものの交付があつたときは、当該勾留状に代わるもの）に記載がないものを被疑者に知らせてはならない旨の条件を付するものとする。

6　第一項の規定による請求があつた場合であつて、検察官から第四項第二号に定める措置をとるべき旨の通知があつたときは、弁護人に対し、法第二百七条の二第二項本文の勾留状に代わるもの（法第二百七条の三第三項の規定による勾留状に代わるものの交付があつたときは、当該勾留状に代わるもの及び法第二百七条の二第二項本文の勾留状に代わるもの）の謄本を交付するものとする。ただし、第四項第一号に定める措置によつては、法第二百一条の二第一項第一号ハ(1)又は第二号イに規定する名誉又は社会生活の平穏が著しく害されること及び同項第一号ハ(2)又は第二号ロに規定する行為を防止できないおそれがないことが明らかなときは、この限りでない。

［新設］

二　次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定めるもの
イ　法第二百七条の三第三項の勾留状に代わるものが書面である場合　当該勾留状に代わるものの謄本
ロ　法第二百七条の三第三項の勾留状に代わるものが電磁的記録である場合　当該勾留状に代わるものに記録されている事項の全部を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録であつてその内容が当該勾留状に代わるものに記録されている事項と同一であることの証明がされたもの
（勾留状の謄本等の弁護人への提供の請求の方式）
第百五十条の七　［略］
［2　略］
3　第一項の書面において前条第一項の規定による請求であることが明らかでない場合には、請求者が被疑者である請求については第百五十条の五第一項の規定による請求とみなし、請求者が弁護人である請求については前条第一項の規定による請求とみなす。
（勾留状の謄本等を弁護人に提供する旨の裁判）
第百五十条の八　裁判官は、第百五十条の六第六項の規定による勾留状に代わるものの謄本又は当該勾留状に代わるものに記録されている事項の全部を記載し、若しくは記録した書面若しくは電磁的記録であつてその内容が当該勾留状に代わるものに記録されている事項と同一であることの証明がされたものの提供があつた場合において、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、被疑者又は弁護人の請求により、弁護人に対し、勾留状に記載され、又は記録された個人特定事項のうち法第二百七条の二第二項本文の勾留状に代わるもの（法第二百七条の三第三項の規定による勾留状に代わるものの提供があつたときは、当該勾留状に代わるもの）に記載又は記録がないものを被疑者に知らせてはならない旨の条件を付して勾留状の謄本（勾留状が電磁的記録である場合にあつては、当該勾留状に記録されている事項の全部を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録であつてその内容が当該勾留状に記録されている事項と同一であることの証明がされたもの）を提供する旨の裁判をしなければならない。
一　第百五十条の六第五項後段の規定による措置によつて、法第二百一条の二第一項第一号ハ(1)及び第二号イに規定する名誉又は社会生活の平穏が著しく害されること並びに同項第一号ハ(2)及び第二号ロに規定する行為を防止できるとき。
二　第百五十条の六第六項の規定による措置により被疑者の防御に実質的な不利益を生ずるおそれがあるとき。
［2　略］
（処置をとるべきことの請求）
第百五十条の九　裁判官は、第百五十条の六第五項後段又は前条第一項の規定により付した条件に弁護人が違反したときは、弁護士である弁護人については当該弁護士の所属する弁護士会又は日本弁護士連合会に通知し、適当な処置をとるべきことを請求することができる。
［2　略］

（勾留状の謄本の弁護人への交付の請求の方式）
第百五十条の六　［同上］
［2　同上］
3　第一項の書面において前条第一項の規定による請求であることが明らかでない場合には、請求者が被疑者である請求については第百五十条の四第一項の規定による請求とみなし、請求者が弁護人である請求については前条第一項の規定による請求とみなす。
（勾留状の謄本を弁護人に交付する旨の裁判）
第百五十条の七　裁判官は、第百五十条の五第六項の規定による勾留状に代わるものの謄本の交付があつた場合において、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、被疑者又は弁護人の請求により、弁護人に対し、勾留状に記載された個人特定事項のうち法第二百七条の二第二項本文の勾留状に代わるもの（法第二百七条の三第三項の規定による勾留状に代わるものの交付があつたときは、当該勾留状に代わるもの）に記載がないものを被疑者に知らせてはならない旨の条件を付して勾留状の謄本を交付する旨の裁判をしなければならない。
一　第百五十条の五第五項後段の規定による措置によつて、法第二百一条の二第一項第一号ハ(1)及び第二号イに規定する名誉又は社会生活の平穏が著しく害されること並びに同項第一号ハ(2)及び第二号ロに規定する行為を防止できるとき。
二　第百五十条の五第六項の規定による措置により被疑者の防御に実質的な不利益を生ずるおそれがあるとき。
［2　同上］
（処置をとるべきことの請求）
第百五十条の八　裁判官は、第百五十条の五第五項後段又は前条第一項の規定により付した条件に弁護人が違反したときは、弁護士である弁護人については当該弁護士の所属する弁護士会又は日本弁護士連合会に通知し、適当な処置をとるべきことを請求することができる。
［2　同上］

（被疑者の勾留期間の再延長・法第二百八条の二）

第百五十条の十　［略］

（資料の提供等・法第二百八条等）

第百五十二条　前条第一項の請求をするには、勾留状を提出し、かつ、やむを得ない事由があることを認めるべき資料を提供しなければならない。

（勾留期間の延長の裁判・法第二百八条等）

第百五十三条　裁判官は、第百五十一条第一項の請求を理由があるものと認めるときは、裁判書を作成し、裁判所書記官をしてこれを検察官に提供させなければならない。

2　前項の裁判書には、延長する期間及び理由を記載し、又は記録するとともに、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、裁判官が当該各号に定める措置をとらなければならない。

一　前項の裁判書を書面をもつて作成する場合　記名押印すること。

二　前項の裁判書を電磁的記録をもつて作成する場合　同項の裁判書が裁判官の作成に係るものであることを示すとともに当該裁判書の改変を防止するために必要な措置（同項の裁判書に記録された事項を電子計算機の映像面、書面その他のものに表示したときに、併せて裁判官の氏名が表示されることとなるものに限る。）をとること。

3　第一項の延長の裁判は、同項の規定による提供をすることによつてその効力を生ずる。

4　裁判所書記官は、第一項の裁判書を検察官に提供するときには、次の各号のいずれかに掲げる措置をとらなければならない。

一　第一項の裁判書に提供した年月日を記載し、又は記録するとともに、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める措置をとること。

イ　第一項の裁判書が書面である場合　記名押印すること。

ロ　第一項の裁判書が電磁的記録である場合　提供した年月日の記録が裁判所書記官の作成に係るものであることを示すとともに当該記録の改変を防止するために必要な措置をとること。

二　第一項の裁判書を提供した年月日を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録を作成するとともに、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める措置をとること。

イ　書面を作成する場合　記名押印すること。

ロ　電磁的記録を作成する場合　電磁的記録が裁判所書記官の作成に係るものであることを示すとともに当該電磁的記録の改変を防止するために必要な措置をとること。

5　検察官は、第一項の裁判書の提供を受けたときは、直ちに刑事施設職員をしてこれを被疑者に示させなければならない。ただし、法第二百七条の二第二項の規定による勾留状に代わるものの提供があつた場合（同項の規定による措置に係る個人特定事項の全部について法第二百七条の三第一項の裁判があつた場合を除く。）においては、当該勾留状に代わるもの（法第二百七条の三第三項の規定による勾留状に代わるものの提供があつたときは、当該勾留状に代わるもの）を被疑者に示させ、延長する期間及び理由並びに延長の裁判をした裁判官の氏名を被疑者に読み聞かせさせれば足りる。

6　［略］

（被疑者の勾留期間の再延長・法第二百八条の二）

第百五十条の九　［同上］

（資料の提供等・法第二百八条等）

第百五十二条　前条第一項の請求をするには、勾留状を差し出し、且つやむを得ない事由があることを認めるべき資料を提供しなければならない。

（期間の延長の裁判・法第二百八条等）

第百五十三条　裁判官は、第百五十一条第一項の請求を理由があるものと認めるときは、勾留状に延長する期間及び理由を記載して記名押印し、かつ裁判所書記官をしてこれを検察官に交付させなければならない。

［新設］

2　前項の延長の裁判は、同項の交付をすることによつてその効力を生ずる。

3　裁判所書記官は、勾留状を検察官に交付する場合には、勾留状に交付の年月日を記載して記名押印しなければならない。

［新設］

4　検察官は、勾留状の交付を受けたときは、直ちに刑事施設職員をしてこれを被疑者に示させなければならない。ただし、法第二百七条の二第二項の規定による勾留状に代わるものの交付があつた場合（同項の規定による措置に係る個人特定事項の全部について法第二百七条の三第一項の裁判があつた場合を除く。）においては、当該勾留状に代わるもの（法第二百七条の三第三項の規定による勾留状に代わるものの交付があつたときは、当該勾留状に代わるもの）を被疑者に示させ、延長する期間及び理由並びに延長の裁判をした裁判官の氏名を被疑者に読み聞かせさせれば足りる。

5　［同上］

（勾留期間の延長に関する裁判書の謄本等の被疑者への提供の請求等・法第二百八条等）

第百五十四条　前条第一項の延長の裁判があつたときは、被疑者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるものの被疑者への提供を請求することができる。

一　前条第一項の裁判書が書面である場合　裁判書の謄本

二　前条第一項の裁判書が電磁的記録である場合　裁判書に記録されている事項の全部を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録であつてその内容が当該裁判書に記録されている事項と同一であることの証明がされたもの

2　前項の規定による請求があつた場合には、第百五十条の五第二項の規定を準用する。この場合において、同項中「第一号に掲げるもの」とあるのは「第一号に掲げるもの及び第百五十三条第一項の裁判書若しくはその抄本であつて被疑事実の要旨の記載がないもの又は当該裁判書に記録されている事項の全部若しくは一部を記載し、若しくは記録した書面若しくは電磁的記録であつてその内容が当該裁判書に記録されている事項と同一であることの証明がされたもの」と、「第二号に掲げるもの」とあるのは「第二号に掲げるもの並びに第百五十三条第一項の裁判書若しくはその抄本であつて被疑事実の要旨の記載がないもの又は当該裁判書に記録されている事項の全部若しくは一部を記載し、若しくは記録した書面若しくは電磁的記録であつてその内容が当該裁判書に記録されている事項と同一であることの証明がされたものであつて被疑事実の要旨の記載若しくは記録がないもの」と読み替えるものとする。

（勾留期間の延長に関する裁判書の謄本等の弁護人への提供の請求等）

第百五十四条の二　第百五十三条第一項の裁判があつたときは、被疑者又は弁護人は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるものの弁護人への提供を請求することができる。

一　第百五十三条第一項の裁判書が書面である場合　裁判書の謄本

二　第百五十三条第一項の裁判書が電磁的記録である場合　裁判書に記録されている事項の全部を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録であつてその内容が当該裁判書に記録されている事項と同一であることの証明がされたもの

2　前項の規定による請求があつた場合には、第百五十条の六第二項から第六項まで及び第百五十条の七から第百五十条の九までの規定を準用する。この場合において、第百五十条の六第二項中「前項」とあるのは「第百五十四条の二第一項」と、同条第四項第二号及び第六項中「謄本」とあるのは「謄本及び第百五十三条第一項の裁判書又はその抄本であつて被疑事実の要旨の記載がないもの」と、「証明がされたもの」とあるのは「証明がされたもの及び第百五十三条第一項の裁判書に記録されている事項の全部又は一部を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録であつてその内容が当該裁判書に記録されている事項と同一であることの証明がされたもの」と、同条第五項及び第六項中「第一項の規定による請求」とあるのは「第百五十四条の二第一項の規定による請求」と、第百五十条の七中「前条第一項」とあるのは「第百五十四条の二第一項」と、同条第三項中「第百五十条の五第一項」とあるのは「第百五十四条第一項」と読み替えるものとする。

（差押え等の令状請求書の記載要件・法第二百十八条）

第百五十五条　差押え、捜索、電磁的記録提供命令又は検証のための令状の請求書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

［一～十　略］

十一　書面による令状の発付を求めるときは、その旨及びその事由

（期間の延長の裁判の記載のある勾留状の謄本の被疑者への交付の請求等・法第二百八条等）

第百五十四条　前条第一項の裁判があつたときは、被疑者は、その裁判の記載のある勾留状の謄本の被疑者への交付を請求することができる。

［新設］

2　前項の規定による請求があつた場合には、第百五十条の四第二項の規定を準用する。この場合において、同項中「もの）の謄本」とあるのは、「もの）の謄本及び第百五十三条第一項の裁判の記載のある勾留状の抄本であつて、被疑事実の要旨の記載がないもの」と読み替えるものとする。

（期間の延長の裁判の記載のある勾留状の謄本の弁護人への交付の請求等）

第百五十四条の二　第百五十三条第一項の裁判があつたときは、被疑者又は弁護人は、その裁判の記載のある勾留状の謄本の弁護人への交付を請求することができる。

［新設］

2　前項の規定による請求があつた場合には、第百五十条の五第二項から第六項まで及び第百五十条の六から第百五十条の八までの規定を準用する。この場合において、第百五十条の五第二項中「前項」とあるのは「第百五十四条の二第一項」と、同条第四項第二号及び第六項中「謄本」とあるのは「謄本及び第百五十三条第一項の裁判の記載のある勾留状の抄本であつて、被疑事実の要旨の記載がないもの」と、同条第五項及び第六項中「第一項の規定による請求」とあるのは「第百五十四条の二第一項の規定による請求」と、第百五十条の六中「前条第一項」とあるのは「第百五十四条の二第一項」と、同条第三項中「第百五十条の四第一項」とあるのは「第百五十四条第一項」と読み替えるものとする。

（差押え等の令状請求書の記載要件・法第二百十八条）

第百五十五条　［同上］

［一～十　同上］

［新設］

2　身体検査令状の請求書には、前項に規定する事項のほか、法第二百十八条第九項に規定する事項を記載しなければならない。

［3　略］

（身体検査令状の記載要件等・法第二百十九条）

第百五十七条　身体検査令状には、正当な理由がなく身体の検査を拒んだときは過料又は刑罰に処せられることがある旨をも記載し、又は記録しなければならない。

（逮捕状等の返還に関する記載等）

第百五十七条の二　逮捕状又は法第二百十八条第一項の令状には、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項をも記載し、又は記録しなければならない。

一　逮捕状又は法第二百十八条第一項の令状が書面による場合　有効期間内であつても、その必要がなくなつたときは、直ちにこれを返還しなければならない旨

二　逮捕状又は法第二百十八条第一項の令状が電磁的記録による場合　有効期間内であつても、その必要がなくなつたときは、直ちに検察官及び検察事務官又は司法警察職員の使用に係る電子計算機及び記録媒体から逮捕状又は同項の令状を消去する措置並びに逮捕状又は同項の令状に記録された事項を印刷し又は複写した書面又は電磁的記録がある場合にはこれらを廃棄し又は消去する措置をとり、かつ、これらの措置をとつた旨を記録した電磁的記録を裁判官に提出しなければならない旨

2　逮捕状に代わるものには、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項をも記載し、又は記録しなければならない。

一　逮捕状に代わるものが書面による場合　逮捕状の有効期間内であつても、逮捕の必要がなくなつたときは、直ちに逮捕状に代わるものを返還しなければならない旨

二　逮捕状に代わるものが電磁的記録による場合　逮捕状の有効期間内であつても、逮捕の必要がなくなつたときは、直ちに検察官及び検察事務官又は司法警察職員の使用に係る電子計算機及び記録媒体から逮捕状に代わるものを消去する措置並びに逮捕状に代わるものに記録された事項を印刷し又は複写した書面又は電磁的記録がある場合にはこれらを廃棄し又は消去する措置をとり、かつ、これらの措置をとつた旨を記録した電磁的記録を裁判官に提出しなければならない旨

3　第百四十六条の規定により発した逮捕状又は逮捕状に代わるものには、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項をも記載しなければならない。

一　逮捕状を数通発した場合　逮捕状により逮捕をした場合には、遅滞なく当該逮捕状以外の逮捕状を返還しなければならない旨

二　逮捕状に代わるものを数通発した場合　逮捕状により逮捕をした場合には、遅滞なく示した逮捕状に代わるもの以外の逮捕状に代わるものを返還しなければならない旨

（法第二百十八条第一項の令状の記載要件等・法第二百十九条）

第百五十七条の三　法第二百十九条第一項第二号の裁判所の規則で定める措置は、検察官、検察事務官又は司法警察職員の使用に係る電子計算機及び記録媒体から法第二百十八条第一項の令状を消去することのほか、同項の令状に記録された事項を印刷し、又は複写した書面又は電磁的記録がある場合には、これらを廃棄し、又は消去する措置とする。

2　身体検査令状の請求書には、前項に規定する事項のほか、法第二百十八条第八項に規定する事項を記載しなければならない。

［3　同上］

（身体検査令状の記載要件・法第二百十九条）

第百五十七条　身体検査令状には、正当な理由がなく身体の検査を拒んだときは過料又は刑罰に処せられることがある旨をも記載しなければならない。

（逮捕状等の返還に関する記載）

第百五十七条の二　逮捕状又は法第二百十八条第一項の令状には、有効期間内であつても、その必要がなくなつたときは、直ちにこれを返還しなければならない旨をも記載しなければならない。

［新設］

2　逮捕状に代わるものには、逮捕状の有効期間内であつても、逮捕の必要がなくなつたときは、直ちに逮捕状に代わるものを返還しなければならない旨をも記載しなければならない。

［新設］

［新設］

［新設］

（法第二百十八条第一項の令状への記名押印に代わる措置・法第二百十九条）

第百五十七条の四　法第二百十九条第三項第二号の裁判所の規則で定める記名押印に代わる措置は、法第二百十八条第一項の令状が裁判官の作成に係るものであることを示すとともに当該令状の改変を防止するために必要な措置（同項の令状に記録された事項を電子計算機の映像面、書面その他のものに表示したときに、併せて裁判官の氏名が表示されることとなるものに限る。）とする。

（電磁的記録提供命令の令状の記載要件等・法第二百十九条）

第百五十七条の五　法第二百十八条の規定による電磁的記録提供命令の令状には、正当な理由がなく、同条第一項の規定による電磁的記録提供命令に違反したときは、法第二百二十二条の二の規定により刑罰に処せられることがある旨をも記載し、又は記録しなければならない。この場合において、法第二百十八条第三項の許可をするときは、正当な理由がなく、同項の規定による命令に違反したときは、法第二百二十二条の二の規定により刑罰に処せられることがある旨をも記載し、又は記録しなければならない。

（令状を複写したものの消去等）

第百五十七条の六　検察官、検察事務官又は司法警察職員は、逮捕状又は法第二百十八条第一項の令状（これらが電磁的記録である場合に限る。）により逮捕、差押え、捜索、電磁的記録提供命令又は検証をした場合において、他に逮捕状（電磁的記録である逮捕状に代わるものの提供があつたときは、逮捕状及び逮捕状に代わるもの）又は同項の令状に記録された事項を印刷し、又は複写した書面又は電磁的記録があるときは、遅滞なく、これらを廃棄し、又は消去しなければならない。

（鑑定留置請求書の記載要件・法第二百二十四条）

第百五十八条の二　鑑定のためにする被疑者の留置の請求書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

［一～八　略］

九　書面による鑑定留置状の発付を求めるときは、その旨及びその事由

［2　略］

（鑑定留置状に代わるものの提供等請求書の記載要件・法第二百二十四条、第二百七条の二）

第百五十八条の三　［略］

2　前項の書面には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

［一～四　略］

五　書面による鑑定留置状に代わるものの提供を求めるときは、その旨及びその事由

［3　略］

（鑑定留置状に代わるものの記載要件等・法第二百二十四条、第二百七条の二）

第百五十八条の四　法第二百二十四条第三項において読み替えて準用する法第二百七条の二第二項本文の鑑定留置状に代わるものには、次に掲げる事項を記載し、又は記録しなければならない。

［一・二　略］

三　法第二百二十四条第三項において読み替えて準用する法第二百七条の二第一項の規定による請求に係る個人特定事項を明らかにしない方法により記載し、又は記録した被疑事実の要旨

四　当該書面又は電磁的記録が法第二百二十四条第三項において読み替えて準用する法第二百七条の二第二項の規定によるものである旨

［新設］

（電磁的記録提供命令の令状の記載要件・法第二百十九条）

第百五十七条の三　法第二百十八条の規定による電磁的記録提供命令の令状には、正当な理由がなく、同条第一項の規定による電磁的記録提供命令に違反したときは、法第二百二十二条の二の規定により刑罰に処せられることがある旨をも記載しなければならない。この場合において、法第二百十八条第三項の許可をするときは、正当な理由がなく、同項の規定による命令に違反したときは、法第二百二十二条の二の規定により刑罰に処せられることがある旨をも記載しなければならない。

［新設］

（鑑定留置請求書の記載要件・法第二百二十四条）

第百五十八条の二　［同上］

［一～八　同上］

［新設］

［2　同上］

（鑑定留置状に代わるものの交付等請求書の記載要件・法第二百二十四条、第二百七条の二）

第百五十八条の三　［同上］

2　［同上］

［一～四　同上］

［新設］

［3　同上］

（鑑定留置状に代わるものの記載要件・法第二百二十四条、第二百七条の二）

第百五十八条の四　法第二百二十四条第三項において読み替えて準用する法第二百七条の二第二項本文の鑑定留置状に代わるものには、次に掲げる事項を記載し、裁判官が、これに記名押印しなければならない。

［一・二　同上］

三　法第二百二十四条第三項において読み替えて準用する法第二百七条の二第一項の規定による請求に係る個人特定事項を明らかにしない方法により記載した被疑事実の要旨

四　当該書面が法第二百二十四条第三項において読み替えて準用する法第二百七条の二第二項の規定によるものである旨

九　次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める事項　［五～八　略］

イ　鑑定留置状に代わるものが書面による場合　鑑定留置状の有効期間及びその期間経過後は執行に着手することができず鑑定留置状に代わるものを返還しなければならない旨

ロ　鑑定留置状に代わるものが電磁的記録による場合　鑑定留置状の有効期間並びにその期間経過後は執行に着手することができず検察官及び検察事務官又は司法警察職員（法第百六十七条第六項において準用する法第七十条第二項の規定により刑事施設職員が執行する場合にあつては、検察官及び刑事施設職員）の使用に係る電子計算機及び記録媒体から鑑定留置状に代わるものを消去する措置並びに鑑定留置状に代わるものに記録された事項を印刷し又は複写した書面又は電磁的記録がある場合にはこれらを廃棄し又は消去する措置をとり、かつ、これらの措置をとつた旨を記録した電磁的記録を裁判官に提出しなければならない旨

［十・十一　略］

2　前項の鑑定留置状に代わるものには、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、裁判官が当該各号に定める措置をとらなければならない。

一　鑑定留置状に代わるものが書面による場合　記名押印すること。

二　鑑定留置状に代わるものが電磁的記録による場合　鑑定留置状に代わるものが裁判官の作成に係るものであることを示すとともに当該鑑定留置状に代わるものの改変を防止するために必要な措置（鑑定留置状に代わるものに記録された事項を電子計算機の映像面、書面その他のものに表示したときに、併せて裁判官の氏名が表示されることとなるものに限る。）をとること。

3　第七十条の四第三項及び第四項の規定は、第一項の鑑定留置状に代わるものについて準用する。

（鑑定留置状に代わるものの提供等請求の却下等・法第二百二十四条、第二百七条の二）

第百五十八条の五　［略］

（鑑定留置状に代わるものの記載要件等・法第二百二十四条、第二百七条の三）

第百五十八条の七　法第二百二十四条第三項において読み替えて準用する法第二百七条の三第三項の鑑定留置状に代わるものには、次に掲げる事項を記載し、又は記録しなければならない。

［一・二　略］

三　鑑定留置状に記載され、又は記録された個人特定事項のうち法第二百二十四条第三項において読み替えて準用する法第二百七条の二第二項本文の鑑定留置状に代わるものに記載又は記録がないもの（法第二百二十四条第三項において準用する法第二百七条の三第一項の裁判により通知することとされたものを除く。）を明らかにしない方法により記載し、又は記録した被疑事実の要旨

四　当該書面又は電磁的記録が法第二百二十四条第三項において読み替えて準用する法第二百七条の三第三項の規定によるものである旨

［五～七　略］

八　次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める事項

イ　鑑定留置状に代わるものが書面による場合　鑑定留置状の有効期間及びその期間経過後は執行に着手することができず鑑定留置状に代わるものを返還しなければならない旨

九　鑑定留置状の有効期間及びその期間経過後は執行に着手することができず鑑定留置状に代わるものはこれを返還しなければならない旨　［五～八　同上］

［十・十一　同上］

［新設］

2　第七十条の二第二項及び第三項の規定は、法第二百二十四条第三項において読み替えて準用する法第二百七条の二第二項本文の鑑定留置状に代わるものについてこれを準用する。

（鑑定留置状に代わるものの交付等請求の却下等・法第二百二十四条、第二百七条の二）

第百五十八条の五　［同上］

（鑑定留置状に代わるものの記載要件・法第二百二十四条、第二百七条の三）

第百五十八条の七　法第二百二十四条第三項において読み替えて準用する法第二百七条の三第三項の鑑定留置状に代わるものには、次に掲げる事項を記載し、裁判官が、これに記名押印しなければならない。

［一・二　同上］

三　鑑定留置状に記載された個人特定事項のうち法第二百二十四条第三項において読み替えて準用する法第二百七条の二第二項本文の鑑定留置状に代わるものに記載がないもの（法第二百二十四条第三項において準用する法第二百七条の三第一項の裁判により通知することとされたものを除く。）を明らかにしない方法により記載した被疑事実の要旨

四　当該書面が法第二百二十四条第三項において読み替えて準用する法第二百七条の三第三項の規定によるものである旨

［五～七　同上］

八　鑑定留置状の有効期間及びその期間経過後は執行に着手することができず鑑定留置状に代わるものはこれを返還しなければならない旨

ロ　鑑定留置状に代わるものが電磁的記録による場合　鑑定留置状の有効期間並びにその期間経過後は執行に着手することができず検察官及び検察事務官又は司法警察職員（法第百六十七条第六項において準用する法第七十条第二項の規定により刑事施設職員が執行する場合にあつては、検察官及び刑事施設職員）の使用に係る電子計算機及び記録媒体から鑑定留置状に代わるものを消去する措置並びに鑑定留置状に代わるものに記録された事項を印刷し又は複写した書面又は電磁的記録がある場合にはこれらを廃棄し又は消去する措置をとり、かつ、これらの措置をとつた旨を記録した電磁的記録を裁判官に提出しなければならない旨

［九・十　略］

2　法第二百二十四条第三項において読み替えて準用する法第二百七条の三第三項の鑑定留置状に代わるものには、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、裁判官が当該各号に定める措置をとらなければならない。

一　鑑定留置状に代わるものが書面による場合　記名押印すること。

二　鑑定留置状に代わるものが電磁的記録による場合　鑑定留置状に代わるものが裁判官の作成に係るものであることを示すとともに当該鑑定留置状に代わるものの改変を防止するために必要な措置（鑑定留置状に代わるものに記録された事項を電子計算機の映像面、書面その他のものに表示したときに、併せて裁判官の氏名が表示されることとなるものに限る。）をとること。

3　第七十条の四第三項及び第四項の規定は、法第二百二十四条第三項において読み替えて準用する法第二百七条の三第三項の鑑定留置状に代わるものについて準用する。

（準用規定）

第百五十八条の八　第百五十条の五から第百五十条の九までの規定は、被疑者の鑑定留置について準用する。この場合において、第百五十条の五（見出しを含む。）、第百五十条の六の見出し、同条第一項及び第三項から第六項まで、第百五十条の七の見出し並びに第百五十条の八の見出し及び同条第一項中「勾留状」とあるのは「鑑定留置状」と、第百五十条の五第二項ただし書及び第百五十条の六第三項から第五項までの規定中「第二百七条の二第二項の」とあるのは「第二百二十四条第三項において読み替えて準用する法第二百七条の二第二項の」と、第百五十条の五第二項及び第百五十条の六第三項中「第二百七条の三第一項」とあるのは「第二百二十四条第三項において準用する法第二百七条の三第一項」と、第百五十条の五第二項、第百五十条の六第三項、第四項、第五項及び第六項並びに第百五十条の八第一項中「第二百七条の三第三項」とあるのは「第二百二十四条第三項において読み替えて準用する法第二百七条の三第三項」と、第百五十条の五第二項第一号、第百五十条の六第三項、第四項及び第六項第一号並びに第百五十条の八第一項中「第二百七条の二第二項本文」とあるのは「第二百二十四条第三項において読み替えて準用する法第二百七条の二第二項本文」と読み替えるものとする。

（鑑定処分許可請求書の記載要件・法第二百二十五条）

第百五十九条　法第二百二十五条第一項の許可の請求書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

［一～六　略］

七　書面による法第二百二十五条第三項の許可状の発付を求めるときは、その旨及びその事由

八　第百三十三条第四項の規定による記録を求めるときは、その旨及びその事由

［2　略］

［九・十　同上］

［新設］

2　第七十条の二第二項及び第三項の規定は、法第二百二十四条第三項において読み替えて準用する法第二百七条の三第三項の鑑定留置状に代わるものについてこれを準用する。

（準用規定）

第百五十八条の八　第百五十条の四から第百五十条の八までの規定は、法第二百二十四条第三項において読み替えて準用する法第二百七条の二第二項の規定による鑑定留置状に代わるものの交付があつた場合について準用する。この場合において、第百五十条の四（見出しを含む。）、第百五十条の五の見出し、同条第一項及び第三項から第六項まで、第百五十条の六の見出し並びに第百五十条の七の見出し及び同条第一項中「勾留状」とあるのは「鑑定留置状」と、第百五十条の四第二項及び第百五十条の五第三項から第五項までの規定中「第二百七条の二第二項の」とあるのは「第二百二十四条第三項において読み替えて準用する法第二百七条の二第二項の」と、第百五十条の四第二項及び第百五十条の五第三項中「第二百七条の三第一項」とあるのは「第二百二十四条第三項において準用する法第二百七条の三第一項」と、第百五十条の四第二項、第百五十条の五第三項、第四項第一号及び第二号、第五項並びに第六項並びに第百五十条の七第一項中「第二百七条の三第三項」とあるのは「第二百二十四条第三項において読み替えて準用する法第二百七条の三第三項」と、「第二百七条の二第二項本文」とあるのは「第二百二十四条第三項において読み替えて準用する法第二百七条の二第二項本文」と読み替えるものとする。

（鑑定処分許可請求書の記載要件・法第二百二十五条）

第百五十九条　［同上］

［一～六　同上］

［新設］

［新設］

［2　同上］

（準用規定）

第百五十九条の二　第百三十三条から第百三十五条までの規定は、法第二百二十五条第三項の許可状について準用する。この場合において、第百三十三条第一項第二号中「鑑定人」とあるのは「法第二百二十三条第一項の規定による鑑定の嘱託を受けた者及び請求者」と、第百三十三条の二中「鑑定人」とあるのは「請求者」と読み替えるものとする。

（書類等の送付・法第二百二十六条等）

第百六十三条　裁判官は、法第二百二十六条又は第二百二十七条の請求により証人を尋問したときは、速やかにこれに関する書類及び電磁的記録を検察官に送付しなければならない。

（起訴状の記載要件・法第二百五十六条）

第百六十四条　起訴状には、法第二百五十六条に規定する事項のほか、次に掲げる事項を記載しなければならない。

［一・二　略］

三　法第二百七十一条の二第一項の規定による求めをするときは、当該求めに係る者がそれぞれ同項第一号イ、ロ若しくはハ⑴若しくは⑵又は第二号イ若しくはロのいずれに該当するかの別

［2　略］

（弁護人選任書の提出等・法第二百五十六条等）

第百六十五条　検察官は、公訴の提起と同時に、検察官又は司法警察員に提出された弁護人選任書を裁判所に提出しなければならない。同時に提出することができないときは、その旨を裁判所に通知し、かつ、公訴の提起後、速やかにこれを提出しなければならない。

2‖　検察官は、前項前段の規定にかかわらず、第十七条第一項に規定する弁護人と連署した書面に代えて、当該書面の画像情報を裁判所に提出することができる。この場合において、裁判所は、必要と認めるときは、検察官又は弁護人に対して、当該書面の提出を求めることができる。

3‖　［略］

4‖　［略］

（起訴状抄本等の記載事項等・法第二百七十一条の二等）

第百六十五条の二　［略］

5‖　［2～4　略］

第二項及び前項の規定は、法第二百七十一条の二第一項の規定による求めを法第五十四条の二第一項の方法によりする場合には、適用しない。

（証明資料の提出・法第二百五十条）

第百六十五条の三　公訴を提起するについて、法第二百五十条第四項の規定により加算される、犯罪行為が終わった時から被害者が十八歳に達する日までの期間に相当する期間を証明する必要があるときは、検察官は、公訴の提起後、速やかにこれを証明すべき資料を裁判所に提出しなければならない。この場合には、次条ただし書の規定を準用する。

（証明資料の提出・法第二百五十五条）

第百六十六条　公訴を提起するについて、犯人が国外にいたこと又は犯人が逃げ隠れていたため有効に法第二百七十一条第一項若しくは第二百七十一条の二第四項の規定による送達、略式命令に係る第三十四条の規定による送達若しくは第二百九十条第二項の規定による送達ができなかつたことを証明する必要があるときは、検察官は、公訴の提起後、速やかにこれを証明すべき資料を裁判所に提出しなければならない。ただし、裁判官に事件につき予断を生ぜしめるおそれのある書類その他のものを提出してはならない。

［新設］

（書類の送付・法第二百二十六条等）

第百六十三条　裁判官は、法第二百二十六条又は第二百二十七条の請求により証人を尋問したときは、速やかにこれに関する書類を検察官に送付しなければならない。

（起訴状の記載要件・法第二百五十六条）

第百六十四条　［同上］

［一・二　同上］

三　法第二百七十一条の二第二項の規定により起訴状抄本等を提出するときは、同条第一項の規定による求めに係る者がそれぞれ同項第一号イ、ロ若しくはハ⑴若しくは⑵又は第二号イ若しくはロのいずれに該当するかの別

［2　同上］

（弁護人選任書の差出し等・法第二百五十六条等）

第百六十五条　検察官は、公訴の提起と同時に、検察官又は司法警察員に差し出された弁護人選任書を裁判所に差し出さなければならない。同時に差し出すことができないときは、起訴状にその旨を記載し、かつ公訴の提起後、速やかにこれを差し出さなければならない。

［新設］

2‖　［同上］

3‖　［同上］

（起訴状抄本等の記載事項等・法第二百七十一条の二等）

第百六十五条の二　［同上］

［2～4　同上］

［新設］

（証明資料の差出・法第二百五十条）

第百六十五条の三　公訴を提起するについて、法第二百五十条第四項の規定により加算される、犯罪行為が終わった時から被害者が十八歳に達する日までの期間に相当する期間を証明する必要があるときは、検察官は、公訴の提起後、速やかにこれを証明すべき資料を裁判所に差し出さなければならない。この場合には、次条ただし書の規定を準用する。

（証明資料の差出・法第二百五十五条）

第百六十六条　公訴を提起するについて、犯人が国外にいたこと又は犯人が逃げ隠れていたため有効に起訴状の謄本、起訴状抄本等、略式命令の謄本若しくは第二百九十条第二項の略式命令の謄本に代わるものの謄本の送達ができなかつたことを証明する必要があるときは、検察官は、公訴の提起後、速やかにこれを証明すべき資料を裁判所に差し出さなければならない。ただし、裁判官に事件につき予断を生ぜしめるおそれのある書類その他の物を差し出してはならない。

（逮捕状等の提出・法第二百八十条）

第百六十七条　検察官は、逮捕又は勾留されている被告人について公訴を提起したときは、速やかにその裁判所の裁判官に次に掲げるもの（いずれもその発付又は提供があつた場合に限る。）を提出しなければならない。逮捕又は勾留された後釈放された被告人について公訴を提起したときも、同様とする。

一　逮捕状

二　逮捕状に代わるもの

三　第百四十八条第一項第一号に掲げる資料（逮捕状請求書を除く。）

四　勾留状

五　法第二百七条の二第二項本文の勾留状に代わるもの

六　法第二百七条の三第三項の勾留状に代わるもの

七　第百五十三条第一項の裁判書

八　第七十五条第一項に規定する書面又は電磁的記録

2　検察官は、前項各号に掲げるものが書面である場合には、当該書面に代えて、当該書面の画像情報を同項の裁判官に提出することができる。この場合には、裁判官は、必要と認めるときは、検察官に対して、当該書面の提出を求めることができる。

3　裁判官は、第百八十七条の規定により他の裁判所の裁判官が勾留に関する処分をすべき場合には、直ちに第一項各号に掲げるもの及び前項の規定により提出された画像情報をその裁判官に送付しなければならない。

4　裁判官は、第一回の公判期日が開かれたときは、速やかに第一項各号に掲げるもの及び第二項の規定により提出された画像情報を裁判所に送付しなければならない。

（審判の請求に係る書面の記載要件等・法第二百六十二条）

第百六十九条　法第二百六十二条第二項の書面（同条第一項の規定による請求を同条第二項の電磁的方法によりする場合にあつては、当該請求に係る電磁的記録）には、裁判所の審判に付せられるべき事件の犯罪事実及び証拠を記載し、又は記録しなければならない。

（請求の取下げの方式・法第二百六十三条）

第百七十条　法第二百六十二条第一項の規定による請求の取下げは、同条第二項に規定する検察官に対して、書面若しくは法務省令で定めるところにより同項に規定する電磁的方法により、又は同条第一項に規定する裁判所に対して、書面により、これをしなければならない。

（書類等の送付）

第百七十一条　検察官は、法第二百六十二条第一項の規定による請求を理由がないものと認めるときは、当該請求のあつた日から七日以内に意見書を添えて書類及び証拠物並びに電磁的記録と共に第百六十九条の書面又は電磁的記録を法第二百六十二条第一項に規定する裁判所に送付しなければならない。意見書には、公訴を提起しない理由を記載しなければならない。

（請求等の通知）

第百七十二条　前条の規定による送付があつたときは、裁判所書記官は、速やかに法第二百六十二条第一項の規定による請求があつた旨を被疑者に通知しなければならない。

2　法第二百六十二条第一項の規定による請求の取下げが同項に規定する裁判所に対してあつたときは、裁判所書記官は、速やかにこれを検察官及び被疑者に通知しなければならない。ただし、前条の規定による送付が行われる前に当該取下げがあつたときは、被疑者に通知することを要しない。

（逮捕状等の差出・法第二百八十条）

第百六十七条　検察官は、逮捕又は勾留されている被告人について公訴を提起したときは、速やかにその裁判所の裁判官に逮捕状、逮捕状に代わるもの、勾留状、法第二百七条の二第二項本文の勾留状に代わるもの及び法第二百七条の三第三項の勾留状に代わるもの（以下この条において「逮捕状等」という。）（いずれもその発付又は交付があつた場合に限る。）を差し出さなければならない。逮捕又は勾留された後釈放された被告人について公訴を提起したときも、同様である。

［新設］

［新設］

2　裁判官は、第百八十七条の規定により他の裁判所の裁判官が勾留に関する処分をすべき場合には、直ちに前項の逮捕状等をその裁判官に送付しなければならない。

3　裁判官は、第一回の公判期日が開かれたときは、速やかに第一項の逮捕状等及び勾留に関する処分の書類を裁判所に送付しなければならない。

（審判請求書の記載要件・法第二百六十二条）

第百六十九条　法第二百六十二条の請求書には、裁判所の審判に付せられるべき事件の犯罪事実及び証拠を記載しなければならない。

（請求の取下の方式・法第二百六十三条）

第百七十条　法第二百六十二条の請求の取下は、書面でこれをしなければならない。

（書類等の送付）

第百七十一条　検察官は、法第二百六十二条の請求を理由がないものと認めるときは、請求書を受け取つた日から七日以内に意見書を添えて書類及び証拠物とともにこれを同条に規定する裁判所に送付しなければならない。意見書には、公訴を提起しない理由を記載しなければならない。

（請求等の通知）

第百七十二条　前条の送付があつたときは、裁判所書記官は、速やかに法第二百六十二条の請求があつた旨を被疑者に通知しなければならない。

2　法第二百六十二条の請求の取下があつたときは、裁判所書記官は、速やかにこれを検察官及び被疑者に通知しなければならない。

（被疑者の取調べ・法第二百六十五条）

第百七十三条　法第二百六十二条第一項の規定による請求を受けた裁判所は、被疑者の取調べをするときは、裁判所書記官を立ち会わせなければならない。

2　前項の場合には、調書を作り、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める措置をとらなければならない。

一　調書を書面をもつて作成する場合　裁判所書記官が署名押印し、裁判長が認印すること。

二　調書を電磁的記録をもつて作成する場合　裁判所書記官が調書が自らの作成に係るものであることを示すとともに当該調書の改変を防止するために必要な措置をとり、裁判長が当該調書の内容を確認したことを当該調書上明らかにする措置をとること。

3　前項の調書については、第三十八条第二項（第六号前段に係る部分に限る。）、第三項、第四項、第六項及び第八項の規定を準用する。

（審判に付する決定・法第二百六十六条）

第百七十四条　法第二百六十六条第二号の決定をするには、裁判書に起訴状に記載すべき事項を記載し、又は記録しなければならない。

2　前項の裁判書の謄本又はファイルに記録された裁判書に係る電磁的記録は、検察官及び被疑者にも送達しなければならない。

（審判に付する決定後の処分・法第二百六十七条）

第百七十五条　裁判所は、法第二百六十六条第二号の決定をした場合には、速やかに次に掲げる処分をしなければならない。

一　事件をその裁判所の審判に付したときは、裁判書を除いて、書類及び証拠物並びに電磁的記録を事件について公訴の維持に当たる弁護士に送付する。

二　事件を他の裁判所の審判に付したときは、裁判書をその裁判所に、書類及び証拠物並びに電磁的記録を事件について公訴の維持に当たる弁護士に送付する。

（起訴状の謄本の送達等・法第二百七十一条等）

第百七十六条　裁判所は、次の各号に掲げる場合には、直ちに、当該各号に定めるものを被告人に送達しなければならない。

一　公訴の提起が法第五十四条の二第一項の方法によりされた場合　ファイルに記録されている起訴状に記載すべき事項を記録した電磁的記録（法第五十四条の四ただし書の場合にあつては、同条の記録媒体に記録されている起訴状に記載すべき事項を記載した書面）

二　法第二百五十六条の二第一項の規定による起訴状の謄本の提出があつた場合　起訴状の謄本

2　裁判所は、法第二百七十一条第一項又は第二百七十一条の二第四項の規定による送達ができなかつたときは、直ちにその旨を検察官に通知しなければならない。

（呼称の定め等・法第二百七十一条の二等）

第百七十六条の二　裁判所は、法第二百七十一条の二第一項又は第三百十二条の二第一項の規定による求めがあつた事件について、必要があると認めるときは、これらの規定による求めに係る個人特定事項に係る名称に代わる呼称を定めることができる。

［2　略］

（被疑者の取調・法第二百六十五条）

第百七十三条　法第二百六十二条の請求を受けた裁判所は、被疑者の取調をするときは、裁判所書記官を立ち会わせなければならない。

2　前項の場合には、調書を作り、裁判所書記官が署名押印し、裁判長が認印しなければならない。

［新設］

3　前項の調書については、第三十八条第二項第三号前段、第三項、第四項及び第六項の規定を準用する。

（審判に付する決定・法第二百六十六条）

第百七十四条　法第二百六十六条第二号の決定をするには、裁判書に起訴状に記載すべき事項を記載しなければならない。

2　前項の決定の謄本は、検察官及び被疑者にもこれを送達しなければならない。

（審判に付する決定後の処分・法第二百六十七条）

第百七十五条　［同上］

一　事件をその裁判所の審判に付したときは、裁判書を除いて、書類及び証拠物を事件について公訴の維持にあたる弁護士に送付する。

二　事件を他の裁判所の審判に付したときは、裁判書をその裁判所に、書類及び証拠物を事件について公訴の維持にあたる弁護士に送付する。

（起訴状の謄本の送達等・法第二百七十一条等）

第百七十六条　裁判所は、法第二百五十六条の二の規定による起訴状の謄本の提出があつたときは、直ちにこれを被告人に送達しなければならない。

［新設］

2　裁判所は、起訴状の謄本又は起訴状抄本等の被告人に対する送達ができなかつたときは、直ちにその旨を検察官に通知しなければならない。

（呼称の定め等・法第二百七十一条の二等）

第百七十六条の二　裁判所は、法第二百七十一条の二第二項の規定による起訴状抄本等の提出があつた事件又は法第三百十二条の二第二項の規定による訴因変更等請求書面抄本等の提出があつた事件について、必要があると認めるときは、起訴状に記載された個人特定事項のうち起訴状抄本等に記載がないもの又は訴因変更等請求書面に記載された個人特定事項のうち訴因変更等請求書面抄本等に記載がないものに係る名称に代わる呼称を定めることができる。

［2　同上］

３　第一項の規定により定められた呼称がある場合において、その呼称を当該事件の訴訟に関する書類（判決書及び調書判決を除く。次項において同じ。）に記載し、又は記録したときは、第一項に規定する個人特定事項に係る名称を記載し、又は記録したものとみなす。

４　前項に規定する場合において、第一項に規定する個人特定事項に係る名称が氏名であり、その氏名に係る者が当該事件の訴訟に関する書類に署名すべきときは、署名に代えて同項の規定により定められた呼称を自書することができる。この場合における第三十八条第六項、第五十二条の五第二項第四号及び第三項、第五十二条の十五第二項第四号及び第三項、第六十条並びに第百十八条第一項の規定の適用については、第三十八条第六項第一号、第五十二条の五第二項第四号イ及び第三項第一号並びに第五十二条の十五第二項第四号イ及び第三項第一号中「署名押印すること」とあるのは「署名押印し、又は第百七十六条の二第一項の規定により定められた呼称を自書すること」と、第六十条第一号中「署名押印すること」とあるのは「署名押印し、又は第百七十六条の二第一項の規定により定められた呼称を自書すること」と、第百十八条第一項第一号中「署名する」とあるのは「署名し、若しくは第百七十六条の二第一項の規定により定められた呼称を自書する」とする。

（個人特定事項の通知の請求の方式・法第二百七十一条の五等）

第百七十六条の三　［略］

２　被告人又は弁護人は、前項の請求をしたときは、速やかに、検察官に対し、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるものを送付しなければならない。

一　前項の請求を第六十五条の二第一項の方法によりした場合　ファイル（第六十五条の七ただし書の場合にあつては、同条の記録媒体）に記録されている事項を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録

二　前項の請求を書面によりした場合　当該書面の謄本

［３　略］

（呼称の通知・法第二百七十一条の六等）

第百七十六条の五　裁判所は、法第二百七十一条の六第二項の規定により、法第二百七十一条の二第一項の規定による求めに係る個人特定事項が記載され若しくは記録されている部分の閲覧若しくは謄写を禁じた場合又は法第三百十二条の二第四項において読み替えて準用する法第二百七十一条の六第二項の規定により、法第三百十二条の二第一項の規定による求めに係る個人特定事項が記載され若しくは記録されている部分の閲覧若しくは謄写を禁じた場合において、弁護人の請求がある場合であつて、これらの個人特定事項に係る名称が氏名であるときは、弁護人に対し、これに代わる呼称を知らせなければならない。

２　裁判所は、法第二百七十一条の六第四項（法第三百十二条の二第四項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定により、法第二百七十一条の六第四項第一号イ又は第二号イに掲げる措置をとつた場合において、弁護人の請求がある場合であつて、法第二百七十一条の二第一項又は第三百十二条の二第一項の規定による求めに係る個人特定事項に係る名称が氏名であるときは、弁護人に対し、これに代わる呼称を知らせなければならない。

３　第一項の規定により定められた呼称がある場合において、その呼称を当該事件の訴訟に関する書類（判決書及び判決を記載した調書を除く。次項において同じ。）に記載したときは、第一項に規定する個人特定事項に係る名称を記載したものとみなす。

４　前項に規定する場合において、第一項に規定する個人特定事項に係る名称が氏名であり、その氏名に係る者が当該事件の訴訟に関する書類に署名すべきときは、署名に代えて同項の規定により定められた呼称を自書することができる。この場合における第三十八条第六項、第五十二条の五第二項第四号及び第三項、第五十二条の十五第二項第四号及び第三項、第六十条並びに第百十八条第一項の規定の適用については、第三十八条第六項、第五十二条の五第三項及び第五十二条の十五第三項中「署名押印させなければならない」とあるのは「署名押印させ、又は第百七十六条の二第一項の規定により定められた呼称を自書させなければならない」と、第五十二条の五第二項第四号及び第五十二条の十五第二項第四号中「署名押印させる」とあるのは「署名押印させ、又は第百七十六条の二第一項の規定により定められた呼称を自書させる」と、第六十条中「を記載して署名押印しなければならない」とあるのは「を記載して、署名押印し、又は第百七十六条の二第一項の規定により定められた呼称を自書しなければならない」と、第百十八条第一項中「署名する」とあるのは「署名し、又は第百七十六条の二第一項の規定により定められた呼称を自書する」とする。

（個人特定事項の通知の請求の方式・法第二百七十一条の五等）

第百七十六条の三　［同上］

２　被告人又は弁護人は、前項の請求をしたときは、速やかに、同項の書面の謄本を検察官に送付しなければならない。

［新設］

［３　同上］

（呼称の通知・法第二百七十一条の六等）

第百七十六条の五　裁判所は、法第二百七十一条の六第二項の規定により、起訴状に記載された個人特定事項のうち起訴状抄本等に記載がないものが記載され若しくは記録されている部分の閲覧若しくは謄写を禁じた場合又は法第三百十二条の二第四項において準用する法第二百七十一条の六第二項の規定により、訴因変更等請求書面に記載された個人特定事項のうち訴因変更等請求書面抄本等に記載がないものが記載され若しくは記録されている部分の閲覧若しくは謄写を禁じた場合において、弁護人の請求がある場合であつて、これらの個人特定事項に係る名称が氏名であるときは、弁護人に対し、これに代わる呼称を知らせなければならない。

２　裁判所は、法第二百七十一条の六第四項の規定により、裁判書若しくは裁判を記載した調書の抄本であつて起訴状に記載された個人特定事項のうち起訴状抄本等に記載がないものの記載がないものを交付した場合又は法第三百十二条の二第四項において準用する法第二百七十一条の六第四項の規定により、裁判書若しくは裁判を記載した調書の抄本であつて訴因変更等請求書面に記載された個人特定事項のうち訴因変更等請求書面抄本等に記載がないものの記載がないものを交付した場合において、弁護人の請求がある場合であつて、これらの個人特定事項に係る名称が氏名であるときは、弁護人に対し、これに代わる呼称を知らせなければならない。

3　裁判所は、法第二百七十一条の六第五項（法第三百十二条の二第四項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定により、法第二百七十一条の六第五項各号に定める措置をとつた場合において、法第四十六条の規定による請求をした被告人その他訴訟関係人（検察官及び弁護人を除く。）の請求がある場合であつて、これらの個人特定事項に係る名称が氏名であるときは、その被告人その他訴訟関係人に対し、これに代わる呼称を知らせなければならない。

4　裁判所は、法第二百七十一条の六第六項（法第三百十二条の二第四項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定により、法第二百七十一条の二第一項の規定による求めに係る個人特定事項が記載され若しくは記録されている部分の閲覧若しくは視聴を禁じ、又は当該部分の朗読の求めを拒んだ場合において、被告人の請求がある場合であつて、これらの個人特定事項に係る名称が氏名であるときは、被告人に対し、これに代わる呼称を知らせなければならない。

［5　略］

（公判期日外の尋問調書の閲覧等の制限）

第百七十六条の六　裁判所は、法第二百七十一条の二第四項の規定による措置又は法第三百十二条の二第三項の規定による措置をとつた場合において、当該措置に係る個人特定事項（法第二百七十一条の五第一項（法第三百十二条の二第四項において読み替えて準用する場合を含む。）の決定により通知することとされたものを除く。以下この条において同じ。）が法第二百七十一条の二第一項第一号又は第二号に掲げる者のものに該当し、検察官及び被告人又は弁護人の意見を聴き、相当と認めるときは、被告人による第百二十六条（第百三十五条及び第百三十六条において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）第一項の尋問調書の第百二十六条第二項の規定による閲覧（当該尋問調書の全部又は一部が電磁的記録であるときは、その内容を表示したものの閲覧又はその内容を再生したものの視聴）又は同条第三項の規定による朗読の求めについて、このうち当該措置に係る個人特定事項が記載され若しくは記録されている部分の閲覧若しくは視聴を禁じ、又は当該部分の朗読の求めを拒むことができる。ただし、当該措置に係る者の供述の証明力の判断に資するような被告人その他の関係者との利害関係の有無を確かめることができなくなるときその他の被告人の防御に実質的な不利益を生ずるおそれがあるときは、この限りでない。

2　裁判所は、前項の規定により、法第二百七十一条の二第四項の規定による措置若しくは法第三百十二条の二第三項の規定による措置に係る個人特定事項が記載され若しくは記録されている部分の閲覧若しくは視聴を禁じ、又は当該部分の朗読の求めを拒んだ場合において、被告人又は弁護人の請求がある場合であつて、当該個人特定事項に係る名称が氏名であるときは、被告人に対し、これに代わる呼称を知らせなければならない。

［3　略］

3　裁判所は、法第二百七十一条の六第五項の規定により、裁判書若しくは裁判を記載した調書の抄本であつて起訴状に記載された個人特定事項のうち起訴状抄本等に記載がないものの記載がないものを交付した場合又は法第三百十二条の二第四項において読み替えて準用する法第二百七十一条の六第五項の規定により、裁判書若しくは裁判を記載した調書の抄本であつて訴因変更等請求書面に記載された個人特定事項のうち訴因変更等請求書面抄本等に記載がないものの記載がないものを交付した場合において、法第四十六条の規定による請求をした被告人その他訴訟関係人（検察官及び弁護人を除く。）の請求がある場合であつて、これらの個人特定事項に係る名称が氏名であるときは、その被告人その他訴訟関係人に対し、これに代わる呼称を知らせなければならない。

4　裁判所は、法第二百七十一条の六第六項の規定により、起訴状に記載された個人特定事項のうち起訴状抄本等に記載がないものが記載され若しくは記録されている部分の閲覧を禁じ、若しくは当該部分の朗読の求めを拒んだ場合又は法第三百十二条の二第四項において準用する法第二百七十一条の六第六項の規定により、訴因変更等請求書面に記載された個人特定事項のうち訴因変更等請求書面抄本等に記載がないものが記載され若しくは記録されている部分の閲覧を禁じ、若しくは当該部分の朗読の求めを拒んだ場合において、被告人の請求がある場合であつて、これらの個人特定事項に係る名称が氏名であるときは、被告人に対し、これに代わる呼称を知らせなければならない。

［5　同上］

（公判期日外の尋問調書の閲覧等の制限）

第百七十六条の六　裁判所は、法第二百七十一条の二第四項の規定による措置又は法第三百十二条の二第三項の規定による措置をとつた場合において、当該措置に係る個人特定事項（法第二百七十一条の五第一項（法第三百十二条の二第四項において読み替えて準用する場合を含む。）の決定により通知することとされたものを除く。以下この条において同じ。）が法第二百七十一条の二第一項第一号又は第二号に掲げる者のものに該当し、検察官及び被告人又は弁護人の意見を聴き、相当と認めるときは、被告人が第百二十六条（第百三十五条及び第百三十六条において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）第一項の尋問調書を第百二十六条第二項の規定により閲覧し、又は同条第三項の規定により朗読を求めるについて、このうち当該措置に係る個人特定事項が記載され若しくは記録されている部分の閲覧を禁じ、又は当該部分の朗読の求めを拒むことができる。ただし、当該措置に係る者の供述の証明力の判断に資するような被告人その他の関係者との利害関係の有無を確かめることができなくなるときその他の被告人の防御に実質的な不利益を生ずるおそれがあるときは、この限りでない。

2　裁判所は、前項の規定により、法第二百七十一条の二第四項の規定による措置若しくは法第三百十二条の二第三項の規定による措置に係る個人特定事項が記載され若しくは記録されている部分の閲覧を禁じ、又は当該部分の朗読の求めを拒んだ場合において、被告人又は弁護人の請求がある場合であつて、当該個人特定事項に係る名称が氏名であるときは、被告人に対し、これに代わる呼称を知らせなければならない。

［3　同上］

（証人等の氏名及び住居の開示に係る措置の通知・法第二百九十九条の四）

第百七十八条の八　［略］

2　前項の書面には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一　検察官がとつた法第二百九十九条の四第一項から第十項までの規定による措置に係る者の氏名若しくは住居又は個人特定事項

［二～四　略］

（証人等の氏名及び住居の開示に関する裁定の請求の方式・法第二百九十九条の五）

第百七十八条の九　［略］

2　被告人又は弁護人は、前項の請求をしたときは、速やかに、検察官に対し、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるものを送付しなければならない。

一　前項の請求を第六十五条の二第一項の方法によりした場合　ファイル（第六十五条の七ただし書の場合にあつては、同条の記録媒体）に記録されている事項を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録

二　前項の請求を書面によりした場合　当該書面の謄本

［3　略］

（呼称の定め等・法第二百九十九条の四等）

第百七十八条の十　［略］

［2　略］

3　第一項の規定により定められた呼称がある場合において、その呼称を当該事件の訴訟に関する書類（判決書及び調書判決を除く。次項において同じ。）に記載し、又は記録したときは、第一項の氏名又は住居を記載し、又は記録したものとみなす。

4　前項に規定する場合において、第一項の規定による氏名に代わる呼称の定めがあり、その氏名に係る者が当該事件の訴訟に関する書類に署名すべきときは、署名に代えて同項の規定により定められた呼称を自書することができる。この場合における第三十八条第六項、第五十二条の五第二項第四号及び第三項、第五十二条の十五第二項第四号及び第三項、第六十条並びに第百十八条第一項の規定の適用については、第三十八条第六項第一号、第五十二条の五第二項第四号イ及び第三項第一号並びに第五十二条の十五第二項第四号イ及び第三項第一号中「署名押印すること」とあるのは「署名押印し、又は第百七十八条の十第一項の規定により定められた呼称を自書すること」と、第六十条第一号中「署名する」とあるのは「署名し、若しくは第百七十八条の十第一項の規定により定められた呼称を自書する」とする。

（証人等の呼称又は連絡先の通知・法第二百九十九条の六）

第百七十八条の十一　［略］

2　裁判所は、法第二百九十九条の六第四項の規定により、同項第一号イ又は第二号イに掲げる措置をとつた場合において、弁護人の請求があるときは、弁護人に対し、氏名にあつてはこれに代わる呼称を、住居にあつてはこれに代わる連絡先を知らせなければならない。

（証人等の氏名及び住居の開示に係る措置の通知・法第二百九十九条の四）

第百七十八条の八　［同上］

2　［同上］

一　検察官がとつた法第二百九十九条の四第一項から第十項までの規定による措置に係る者の氏名又は住居

［二～四　同上］

（証人等の氏名及び住居の開示に関する裁定の請求の方式・法第二百九十九条の五）

第百七十八条の九　［同上］

2　被告人又は弁護人は、前項の請求をしたときは、速やかに、同項の書面の謄本を検察官に送付しなければならない。

［新設］

［3　同上］

（呼称の定め等・法第二百九十九条の四等）

第百七十八条の十　［同上］

［2　同上］

3　第一項の規定により定められた呼称がある場合において、その呼称を当該事件の訴訟に関する書類（判決書及び判決を記載した調書を除く。次項において同じ。）に記載したときは、第一項の氏名又は住居を記載したものとみなす。

4　前項に規定する場合において、第一項の規定による氏名に代わる呼称の定めがあり、その氏名に係る者が当該事件の訴訟に関する書類に署名すべきときは、署名に代えて同項の規定により定められた呼称を自書することができる。この場合における第三十八条第六項、第五十二条の五第二項第四号及び第三項、第五十二条の十五第二項第四号及び第三項、第六十条並びに第百十八条第三項の規定の適用については、第三十八条第六項、第五十二条の五第三項及び第五十二条の十五第三項中「署名押印させ、又は第百七十八条の十第一項の規定により定められた呼称を自書させなければならない」とあるのは「署名押印させる」とあるのは「署名押印させ、又は第百七十八条の十第一項の規定により定められた呼称を自書させる」と、第六十条中「を記載して署名押印しなければならない」とあるのは「を記載して、署名押印し、又は第百七十八条の十第一項の規定により定められた呼称を自書しなければならない」と、第百十八条第一項中「署名する」とあるのは「署名し、又は第百七十八条の十第一項の規定により定められた呼称を自書する」とする。

（証人等の呼称又は連絡先の通知・法第二百九十九条の六）

第百七十八条の十一　［同上］

2　裁判所は、法第二百九十九条の六第四項の規定により、裁判書又は裁判を記載した調書の抄本であつて検察官がとつた法第二百九十九条の四第三項又は第八項の規定による措置に係る者の氏名又は住居の記載がないものを交付した場合において、弁護人の請求があるときは、弁護人に対し、氏名にあつてはこれに代わる呼称を、住居にあつてはこれに代わる連絡先を知らせなければならない。

3　裁判所は、法第二百九十九条の六第五項の規定により、同項各号に定める措置をとつた場合において、法第四十六条の規定による請求をした被告人その他訴訟関係人（検察官及び弁護人を除く。）の請求があるときは、その被告人その他訴訟関係人に対し、氏名にあつてはこれに代わる呼称を、住居にあつてはこれに代わる連絡先を知らせなければならない。

4　裁判所は、法第二百九十九条の六第六項の規定により、検察官がとつた法第二百九十九条の四第一項、第三項、第六項若しくは第八項の規定による措置に係る者若しくは裁判所がとつた法第二百九十九条の五第三項の規定による措置に係る者の氏名若しくは住居が記載され若しくは記録されている部分の閲覧若しくは視聴を禁じ、又は当該部分の朗読の求めを拒んだ場合において、被告人の請求があるときは、被告人に対し、氏名にあつてはこれに代わる呼称を、住居にあつてはこれに代わる連絡先を知らせなければならない。

［5　略］

（公判期日外の尋問調書の閲覧等の制限）

第百七十八条の十二　裁判所は、検察官がとつた法第二百九十九条の四第一項、第三項、第六項若しくは第八項の規定による措置に係る者若しくは裁判所がとつた法第二百九十九条の五第三項の規定による措置に係る者（以下この項及び次項においてこれらの者を「措置対象者」という。）若しくは措置対象者の親族の身体若しくは財産に害を加え又はこれらの者を畏怖させ若しくは困惑させる行為がなされるおそれがあると認める場合において、検察官及び被告人又は弁護人の意見を聴き、相当と認めるときは、被告人による第百二十六条（第百三十五条及び第百三十六条において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）第一項の尋問調書の第百二十六条第二項の規定による閲覧（当該尋問調書の全部又は一部が電磁的記録であるときは、その内容を表示したものの閲覧又はその内容を再生したものの視聴）又は同条第三項の規定による朗読の求めについて、このうち当該措置対象者の氏名若しくは住居が記載され若しくは記録されている部分の閲覧若しくは視聴を禁じ、又は当該部分の朗読の求めを拒むことができる。ただし、当該措置対象者の供述の証明力の判断に資するような被告人その他の関係者との利害関係の有無を確かめることができなくなるときその他の被告人の防御に実質的な不利益を生ずるおそれがあるときは、この限りでない。

2　裁判所は、前項の規定により、措置対象者の氏名若しくは住居が記載され若しくは記録されている部分の閲覧若しくは視聴を禁じ、又は当該部分の朗読の求めを拒んだ場合において、被告人又は弁護人の請求があるときは、被告人に対し、氏名にあつてはこれに代わる呼称を、住居にあつてはこれに代わる連絡先を知らせなければならない。

［3　略］

（検察官、弁護人との事前の打合せ）

第百七十八条の十六　裁判所は、適当と認めるときは、第一回の公判期日前に、検察官及び弁護人を出頭させて、又は他の裁判所の構内にある場所その他の同一構内（裁判長がこの項の規定による打合せを行うために在席する場所と同一の構内をいう。）以外にある場所であつて、適当と認めるものに検察官若しくは弁護人を在席させ、音声の送受信又は映像と音声の送受信によ

3　裁判所は、法第二百九十九条の六第五項の規定により、裁判書又は裁判を記載した調書の抄本であつて検察官がとつた法第二百九十九条の四第一項、第三項、第六項若しくは第八項の規定による措置に係る者又は裁判所がとつた法第二百九十九条の五第三項の規定により閲覧を禁じた部分の記載がないものを交付した場合において、法第四十六条の規定による請求をした被告人その他訴訟関係人（検察官及び弁護人を除く。）の請求があるときは、その被告人その他訴訟関係人に対し、氏名にあつてはこれに代わる呼称を、住居にあつてはこれに代わる連絡先を知らせなければならない。

4　裁判所は、法第二百九十九条の六第六項の規定により、検察官がとつた法第二百九十九条の四第一項、第三項、第六項若しくは第八項の規定による措置に係る者若しくは裁判所がとつた法第二百九十九条の五第三項の規定による措置に係る者の氏名若しくは住居が記載され若しくは記録されている部分の閲覧を禁じ、又は当該部分の朗読の求めを拒んだ場合において、被告人の請求があるときは、被告人に対し、氏名にあつてはこれに代わる呼称を、住居にあつてはこれに代わる連絡先を知らせなければならない。

［5　同上］

（公判期日外の尋問調書の閲覧等の制限）

第百七十八条の十二　裁判所は、検察官がとつた法第二百九十九条の四第一項、第三項、第六項若しくは第八項の規定による措置に係る者若しくは裁判所がとつた法第二百九十九条の五第三項の規定による措置に係る者若しくはこれらの親族の身体若しくは財産に害を加え又はこれらの者を畏怖させ若しくは困惑させる行為がなされるおそれがあると認める場合において、検察官及び被告人又は弁護人の意見を聴き、相当と認めるときは、被告人が第百二十六条（第百三十五条及び第百三十六条において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）第一項の尋問調書を第百二十六条第二項の規定により閲覧し、又は同条第三項の規定により朗読を求めについて、このうち当該措置に係る者の氏名若しくは住居が記載され若しくは記録されている部分の閲覧を禁じ、又は当該部分の朗読の求めを拒むことができる。ただし、当該措置に係る者の供述の証明力の判断に資するような被告人その他の関係者との利害関係の有無を確かめることができなくなるときその他の被告人の防御に実質的な不利益を生ずるおそれがあるときは、この限りでない。

2　裁判所は、前項の規定により、検察官がとつた法第二百九十九条の四第一項、第三項、第六項若しくは第八項の規定による措置に係る者若しくは裁判所がとつた法第二百九十九条の五第三項の規定による措置に係る者の氏名若しくは住居が記載され若しくは記録されている部分の閲覧を禁じ、又は当該部分の朗読の求めを拒んだ場合において、被告人又は弁護人の請求があるときは、被告人に対し、氏名にあつてはこれに代わる呼称を、住居にあつてはこれに代わる連絡先を知らせなければならない。

［3　同上］

（検察官、弁護人との事前の打合せ）

第百七十八条の十六　裁判所は、適当と認めるときは、第一回の公判期日前に、検察官及び弁護人を出頭させた上、公判期日の指定その他訴訟の進行に関し必要な事項について打合せを行うことができる。ただし、事件につき予断を生じさせるおそれのある事項にわたることはできない。

り同時に通話をすることができる方法によつて、公判期日の指定その他訴訟の進行に関し必要な事項について打合せを行うことができる。ただし、事件につき予断を生じさせるおそれのある事項にわたることはできない。

［2　略］

（第一回の公判期日・法第二百七十五条）

第百七十九条　被告人に対する第一回の公判期日の召喚状の送達は、法第二百七十一条第一項又は第二百七十一条の二第四項の規定による送達の前には、これをすることができない。

［2・3　略］

（公判期日の変更の請求・法第二百七十六条）

第百七十九条の四　訴訟関係人は、公判期日の変更を必要とする事由が生じたときは、直ちに、裁判所に対し、その事由及びそれが継続する見込みの期間を具体的に明らかにし、かつ、診断書（電磁的記録を含む。以下同じ。）その他の資料によりこれを疎明して、期日の変更を請求しなければならない。

2　裁判所は、前項の事由をやむを得ないものと認める場合のほか、同項の請求を却下しなければならない。

（不出頭の場合の資料・法第二百七十八条）

第百八十三条　被告人は、公判期日に召喚を受けた場合において精神又は身体の疾病その他の事由により出頭することができないと思料するときは、直ちにその事由を記載した書面及びその事由を明らかにすべき医師の診断書その他の資料を裁判所に提出しなければならない。

2　前項の規定により医師の診断書を提出すべき場合において被告人が貧困のためこれを得ることができないときは、裁判所は、医師に被告人に対する診断書の作成を嘱託することができる。

3　前二項の診断書には、病名及び病状のほか、その精神又は身体の病状において、公判期日に出頭することができるかどうか、自ら又は弁護人と協力して適当に防御権を行使することができるかどうか及び出頭し又は審理を受けることにより生命又は健康状態に著しい危険を招くかどうかの点に関する医師の具体的な意見が記載され、又は記録されていなければならない。

（不当な診断書・法第二百七十八条）

第百八十五条　裁判所は、医師が第百八十三条の規定による診断書を作成するについて、故意に、虚偽の記載若しくは記録をし、同条に定める方式に違反し、内容を不明瞭なものとし、その他相当でない行為をしたものと認めるときは、厚生労働大臣若しくは医師をもつて組織する団体がその医師に対し適当と認める処置をとることができるようにするためにその旨をこれらの者に通知し、又は法令によつて認められている他の適当な処置をとることができる。

（勾留に関する処分をすべき裁判官・法第二百八十条）

第百八十七条　公訴の提起があつた後第一回の公判期日までの勾留に関する処分は、公訴の提起を受けた裁判所の裁判官がこれをしなければならない。ただし、事件の審判に関与すべき裁判官は、その処分をすることができない。

2　前項の規定によるときは同項の処分をすることができない場合には、同項の裁判官は、同一の地に在る地方裁判所又は簡易裁判所の裁判官にその処分を請求しなければならない。ただし、急速を要する場合又は同一の地にその処分を請求すべき他の裁判所の裁判官がない場合には、同項ただし書の規定にかかわらず、自らその処分をすることを妨げない。

［2　同上］

（第一回の公判期日・法第二百七十五条）

第百七十九条　被告人に対する第一回の公判期日の召喚状の送達は、起訴状の謄本又は起訴状抄本等の被告人に対する送達の前には、これをすることができない。

［2・3　同上］

（公判期日の変更の請求・法第二百七十六条）

第百七十九条の四　訴訟関係人は、公判期日の変更を必要とする事由が生じたときは、直ちに、裁判所に対し、その事由及びそれが継続する見込の期間を具体的に明らかにし、且つ、診断書その他の資料によりこれを疎明して、期日の変更を請求しなければならない。

2　裁判所は、前項の事由をやむを得ないものと認める場合の外、同項の請求を却下しなければならない。

（不出頭の場合の資料・法第二百七十八条）

第百八十三条　被告人は、公判期日に召喚を受けた場合において精神又は身体の疾病その他の事由により出頭することができないと思料するときは、直ちにその事由を記載した書面及びその事由を明らかにすべき医師の診断書その他の資料を裁判所に差し出さなければならない。

2　前項の規定により医師の診断書を差し出すべき場合において被告人が貧困のためこれを得ることができないときは、裁判所は、医師に被告人に対する診断書の作成を嘱託することができる。

3　前二項の診断書には、病名及び病状の外、その精神又は身体の病状において、公判期日に出頭することができるかどうか、自ら又は弁護人と協力して適当に防禦権を行使することができるかどうか及び出頭し又は審理を受けることにより生命又は健康状態に著しい危険を招くかどうかの点に関する医師の具体的な意見が記載されていなければならない。

（不当な診断書・法第二百七十八条）

第百八十五条　裁判所は、医師が第百八十三条の規定による診断書を作成するについて、故意に、虚偽の記載をし、同条に定める方式に違反し、又は内容を不明りようなものとしその他相当でない行為があつたものと認めるときは、厚生労働大臣若しくは医師をもつて組織する団体がその医師に対し適当と認める処置をとることができるようにするためにその旨をこれらの者に通知し、又は法令によつて認められている他の適当な処置をとることができる。

（勾留に関する処分をすべき裁判官・法第二百八十条）

第百八十七条　公訴の提起があつた後第一回の公判期日までの勾留に関する処分は、公訴の提起を受けた裁判所の裁判官がこれをしなければならない。但し、事件の審判に関与すべき裁判官は、その処分をすることができない。

2　前項の規定によるときは同項の処分をすることができない場合には、同項の裁判官は、同一の地に在る地方裁判所又は簡易裁判所の裁判官にその処分を請求しなければならない。但し、急速を要する場合又は同一の地にその処分を請求すべき他の裁判所の裁判官がない場合には、同項但書の規定にかかわらず、自らその処分をすることを妨げない。

［3　略］

4　裁判官は、第一項の処分をするについては、検察官、被告人又は弁護人の出頭を命じてその陳述を聴くことができる。必要があるときは、これらの者に対し、書類その他のものの提出を命ずることができる。ただし、事件の審判に関与すべき裁判官は、事件につき予断を生ぜしめるおそれのある書類その他のものの提出を命ずることができない。

［5　略］

（出頭拒否についての取調べ・法第二百八十六条の二）

第百八十七条の三　［略］

2　裁判所は、前項の規定による取調べをするについて必要があると認めるときは、刑事施設職員その他の関係者の出頭を命じてその陳述を聴き、又はこれらの者に対し報告書（電磁的記録を含む。）の提出を命ずることができる。

3　第一項の規定による取調べは、合議体の構成員にさせることができる。

（映像等の送受信による通話の方法による被告人の出頭・法第二百八十六条の三）

第百八十七条の五　裁判所は、法第二百八十六条の三第一項に規定する方法によつて公判期日における手続を行う場合（被告人が他の裁判所の構内以外の場所に在席する場合に限る。）は、当該手続前に、当該場所について、被告人に不当な影響を与えるおそれがあると認める者の在席する場所でないことその他被告人の在席する場所が当該方法によつて手続を行うために適当であることを確認しなければならない。

（証拠調べの請求の方式・法第二百九十八条）

第百八十九条　証拠調べの請求は、証拠と証明すべき事実との関係を具体的に明示して、これをしなければならない。

2　証拠書類又は証拠物の一部の取調べを請求するには、特にその部分を明確にしなければならない。

3　裁判所は、必要と認めるときは、証拠調べの請求をする者に対し、前二項に定める事項を明らかにする書面又は電磁的記録の提出を命ずることができる。

4　前各項の規定に違反してされた証拠調べの請求は、これを却下することができる。

（証拠決定についての提示命令）

第百九十二条　証拠調べの決定をするについて必要があると認めるときは、訴訟関係人に証拠書類又は証拠物の提示を命ずることができる。この場合において、当該証拠書類又は証拠物の全部又は一部が電磁的記録であるときは、当該電磁的記録については、その内容を表示したものを閲覧し、又はその内容を再生したものを視聴する方法により、提示を受けるものとする。

（人定質問）

第百九十六条　裁判長は、検察官の法第二百九十一条第一項の規定による朗読に先立ち、被告人に対し、その人違いでないことを確かめるに足りる事項を問わなければならない。

（起訴状等を示す措置・法第二百九十一条）

第百九十六条の九　法第二百九十一条第二項（第一号に係る部分に限る。）の場合においては、検察官は、被告人に対し、ファイル（法第五十四条の四ただし書の場合にあつては、同条の記録媒体）に記録されている起訴状に記載すべき事項を電子計算機の映像面、書面その他のものに表示して示さなければならない。

［3　同上］

4　裁判官は、第一項の処分をするについては、検察官、被告人又は弁護人の出頭を命じてその陳述を聴くことができる。必要があるときは、これらの者に対し、書類その他の物の提出を命ずることができる。但し、事件の審判に関与すべき裁判官は、事件につき予断を生ぜしめる虞のある書類その他の物の提出を命ずることができない。

［5　同上］

（出頭拒否についての取調べ・法第二百八十六条の二）

第百八十七条の三　［同上］

2　裁判所は、前項の規定による取調べをするについて必要があると認めるときは、刑事施設職員その他の関係者の出頭を命じてその陳述を聴き、又はこれらの者に対し報告書の提出を命ずることができる。

3　第一項の規定による取調は、合議体の構成員にさせることができる。

［新設］

（証拠調の請求の方式・法第二百九十八条）

第百八十九条　証拠調の請求は、証拠と証明すべき事実との関係を具体的に明示して、これをしなければならない。

2　証拠書類その他の書面の一部の取調を請求するには、特にその部分を明確にしなければならない。

3　裁判所は、必要と認めるときは、証拠調の請求をする者に対し、前二項に定める事項を明らかにする書面の提出を命ずることができる。

4　前各項の規定に違反してされた証拠調の請求は、これを却下することができる。

（証拠決定についての提示命令）

第百九十二条　証拠調の決定をするについて必要があると認めるときは、訴訟関係人に証拠書類又は証拠物の提示を命ずることができる。

（人定質問）

第百九十六条　裁判長は、検察官の起訴状の朗読に先だち、被告人に対し、その人違でないことを確めるに足りる事項を問わなければならない。

［新設］

２　法第二百九十一条第五項（第一号に係る部分に限る。）の場合においては、検察官は、被告人に対し、ファイル（法第五十四条の四ただし書の場合にあつては、同条の記録媒体）に記録されている起訴状抄本等に記載すべき事項を電子計算機の映像面、書面その他のものに表示して示さなければならない。

３　法第二百九十条の二第一項若しくは第三項又は第二百九十条の三第一項の決定があり、かつ、法第二百七十一条の二第四項の規定による措置がとられた場合において、当該措置に係る個人特定事項の一部について法第二百七十一条の五第一項の決定があり、かつ、当該決定に係る通知が電磁的記録によりされたときは、検察官は、被告人に対し、同条第四項に規定する電磁的記録の内容を電子計算機の映像面、書面その他のものに表示して示さなければならない。

（被告人の権利保護のための告知事項・法第二百九十一条）

第百九十七条　裁判長は、法第二百九十一条第一項の規定による朗読が終わつた後、被告人に対し、終始沈黙し又個々の質問に対し陳述を拒むことができる旨のほか、陳述をすることもできる旨及び陳述をすれば自己に不利益な証拠ともなり又利益な証拠ともなるべき旨を告げなければならない。

２　裁判長は、必要と認めるときは、被告人に対し、前項に規定する事項のほか、被告人が充分に理解していないと思料される被告人保護のための権利を説明しなければならない。

（簡易公判手続によるための処置・法第二百九十一条の二）

第百九十七条の二　被告人が法第二百九十一条第六項の機会に公訴事実を認める旨の陳述をした場合には、裁判長は、被告人に対し簡易公判手続の趣旨を説明し、被告人の陳述がその自由な意思に基づくかどうか及び法第二百九十一条の二に定める有罪の陳述に当たるかどうかを確かめなければならない。ただし、裁判所が簡易公判手続によることができず又はこれによることが相当でないと認める事件については、この限りでない。

（争いのない事実の証拠調べ）

第百九十八条の二　訴訟関係人は、争いのない事実については、誘導尋問、法第三百二十六条第一項の書面若しくは電磁的記録又は供述及び法第三百二十七条の書面若しくは電磁的記録の活用を検討するなどして、当該事実及び証拠の内容及び性質に応じた適切な証拠調べが行われるよう努めなければならない。

（書面若しくは物又は電磁的記録の提示・法第三百四条等）

第百九十九条の十　訴訟関係人は、書面若しくは物又は電磁的記録に関しその成立、同一性その他これに準ずる事項について証人を尋問する場合において必要があるときは、その書面若しくは物を示し、又はその電磁的記録の内容を電子計算機の映像面、書面その他のものに表示して示し、若しくはその内容を再生したものを視聴させることができる。

２　前項の書面若しくは物又は電磁的記録が証拠調べを終わつたものでないときは、あらかじめ、相手方にこれを閲覧する機会（同項の電磁的記録については、その内容を表示したものを閲覧し、又はその内容を再生したものを視聴する機会）を与えなければならない。ただし、相手方に異議がないときは、この限りでない。

（記憶喚起のための書面等の提示・法第三百四条等）

第百九十九条の十一　訴訟関係人は、証人の記憶が明らかでない事項についてその記憶を喚起するため必要があるときは、裁判長の許可を受けて、書面（供述を録取した書面を除く。）若しくは物を示し、又は電磁的記録（供述を録取した電磁的記録を除く。）の内容を電子計算機の映像面、書面その他のものに表示して示し、若しくはその内容を再生したものを視聴させて尋問することができる。

（被告人の権利保護のための告知事項・法第二百九十一条）

第百九十七条　裁判長は、起訴状の朗読が終つた後、被告人に対し、終始沈黙し又個々の質問に対し陳述を拒むことができる旨の外、陳述をすることもできる旨及び陳述をすれば自己に不利益な証拠ともなり又利益な証拠ともなるべき旨を告げなければならない。

２　裁判長は、必要と認めるときは、被告人に対し、前項に規定する事項の外、被告人が充分に理解していないと思料される被告人保護のための権利を説明しなければならない。

（簡易公判手続によるための処置・法第二百九十一条の二）

第百九十七条の二　被告人が法第二百九十一条第五項の機会に公訴事実を認める旨の陳述をした場合には、裁判長は、被告人に対し簡易公判手続の趣旨を説明し、被告人の陳述がその自由な意思に基づくかどうか及び法第二百九十一条の二に定める有罪の陳述に当たるかどうかを確かめなければならない。ただし、裁判所が簡易公判手続によることができず又はこれによることが相当でないと認める事件については、この限りでない。

（争いのない事実の証拠調べ）

第百九十八条の二　訴訟関係人は、争いのない事実については、誘導尋問、法第三百二十六条第一項の書面又は供述及び法第三百二十七条の書面の活用を検討するなどして、当該事実及び証拠の内容及び性質に応じた適切な証拠調べが行われるよう努めなければならない。

（書面又は物の提示・法第三百四条等）

第百九十九条の十　訴訟関係人は、書面又は物に関しその成立、同一性その他これに準ずる事項について証人を尋問する場合において必要があるときは、その書面又は物を示すことができる。

２　前項の書面又は物が証拠調を終つたものでないときは、あらかじめ、相手方にこれを閲覧する機会を与えなければならない。ただし、相手方に異議がないときは、この限りでない。

（記憶喚起のための書面等の提示・法第三百四条等）

第百九十九条の十一　訴訟関係人は、証人の記憶が明らかでない事項についてその記憶を喚起するため必要があるときは、裁判長の許可を受けて、書面（供述を録取した書面を除く。）又は物を示して尋問することができる。

２　前項の規定による尋問については、書面又は電磁的記録の内容が証人の供述に不当な影響を及ぼすことのないように注意しなければならない。

［３　略］

（傍聴人の退廷）

第二百二条　裁判長は、被告人、証人、鑑定人、通訳人又は翻訳人が特定の傍聴人の面前（法第百五十七条の五第二項に規定する措置を採る場合及び映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法による場合を含む。）で充分な供述をすることができないと思料するときは、その供述をする間、その傍聴人を退廷させることができる。

（電磁的記録の取調べの方法・法第三百七条の二）

第二百三条の三　裁判長は、請求により電磁的記録の取調べをするについてその内容を朗読させる場合において、訴訟関係人の意見を聴き、相当と認めるときは、その内容の朗読に代えて、その取調べを請求した者、陪席の裁判官若しくは裁判所書記官にその内容の要旨を告げさせ、又は自らこれを告げることができる。

２　裁判長は、職権で電磁的記録の取調べをするについてその内容を朗読させる場合において、訴訟関係人の意見を聴き、相当と認めるときは、その内容の朗読に代えて、自らその内容の要旨を告げ、又は陪席の裁判官若しくは裁判所書記官にこれを告げさせることができる。

（簡易公判手続による場合の特例・法第三百七条の三）

第二百三条の四　簡易公判手続によつて審判をする旨の決定があつた事件については、第百九十八条、第百九十九条、第二百三条の二及び前条の規定は、適用しない。

（閲覧の対象から除外することに弁護人に異議がなかつた部分の通知等）

第二百七条の二　裁判所は、法第二百七十一条の二第一項又は第三百十二条の二第一項の規定による求めがあつた事件について、弁護人が法第四十条第一項若しくは第四十条の二第一項の規定により訴訟に関する書類若しくは証拠物を閲覧し、若しくは謄写する場合又は弁護人若しくは被告人その他訴訟関係人（検察官を除く。第四項第二号において同じ。）から法第四十六条の規定による請求があつた場合において、必要があると認めるときは、検察官に対し、法第三百十条の規定により裁判所に提出された証拠書類又は証拠物（以下この条において「証拠書類等」という。）に記載され又は記録されている個人特定事項（法第二百七十一条の二第一項又は第三百十二条の二第一項の規定による求めに係る個人特定事項を除く。）であつて、法第二百七十一条の二第四項の規定による措置に係る者のもの又は法第三百十二条の二第三項の規定による措置に係る者のもののうち、法第二百九十九条第一項本文の規定により検察官が弁護人に事前に閲覧する機会を与えるに当たり、閲覧又は視聴の対象から除外することについて弁護人に異議がなかつたもの（以下この条において「非開示個人特定事項」という。）又は弁護人から被告人に知らせないことについて弁護人に異議がなかつたもの（以下この条において「条件付き開示個人特定事項」という。）の有無及びこれらの個人特定事項がある場合にはその内容を通知するよう求めることができる。

２　検察官は、前項の規定による求めがあつた場合には、裁判所に対し、非開示個人特定事項及び条件付き開示個人特定事項の有無並びにこれらの個人特定事項がある場合にはその内容を通知するものとする。ただし、同項の規定による求めの前に、証拠書類等の抄本（証拠書類等の全部又は一部が電磁的記録であるときは、当該証拠書類等に記録されている事項の一部を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録であつてその内容が当該証拠書類等に記録されている事

２　前項の規定による尋問については、書面の内容が証人の供述に不当な影響を及ぼすことのないように注意しなければならない。

［３　同上］

（傍聴人の退廷）

第二百二条　裁判長は、被告人、証人、鑑定人、通訳人又は翻訳人が特定の傍聴人の面前（証人については、法第百五十七条の五第二項に規定する措置を採る場合並びに法第百五十七条の六第一項及び第二項に規定する方法による場合を含む。）で充分な供述をすることができないと思料するときは、その供述をする間、その傍聴人を退廷させることができる。

［新設］

（簡易公判手続による場合の特例・法第三百七条の二）

第二百三条の三　簡易公判手続によつて審判をする旨の決定があつた事件については、第百九十八条、第百九十九条及び前条の規定は、適用しない。

（閲覧の対象から除外することに弁護人に異議がなかつた部分の通知等）

第二百七条の二　裁判所は、法第二百七十一条の二第二項の規定による起訴状抄本等の提出があつた事件又は法第三百十二条の二第二項の規定による訴因変更等請求書面抄本等の提出があつた事件について、弁護人が法第四十条第一項の規定により訴訟に関する書類若しくは証拠物を閲覧し若しくは謄写する場合又は弁護人若しくは被告人その他訴訟関係人（検察官を除く。第四項第二号において同じ。）から法第四十六条の規定による請求があつた場合において、必要があると認めるときは、検察官に対し、法第三百十条の規定により裁判所に提出された証拠書類又は証拠物に記載され又は記録されている個人特定事項（起訴状に記載された個人特定事項のうち起訴状抄本等に記載がないもの及び訴因変更等請求書面に記載された個人特定事項のうち訴因変更等請求書面抄本等に記載がないものを除く。）であつて、法第二百七十一条の二第四項の規定による措置に係る者のもの又は法第三百十二条の二第三項の規定による措置に係る者のもののうち、法第二百九十九条第一項本文の規定により検察官が弁護人に事前に閲覧する機会を与えるに当たり、閲覧の対象から除外することについて弁護人に異議がなかつたもの（以下この条において「非開示個人特定事項」という。）又は弁護人から被告人に知らせないことについて弁護人に異議がなかつたもの（以下この条において「条件付き開示個人特定事項」という。）の有無及びこれらの個人特定事項がある場合にはその内容を通知するよう求めることができる。

２　検察官は、前項の規定による求めがあつた場合には、裁判所に対し、非開示個人特定事項及び条件付き開示個人特定事項の有無並びにこれらの個人特定事項がある場合にはその内容を通知するものとする。ただし、同項の規定による求めの前に、同項の証拠書類若しくは証拠物の抄本であつて非開示個人特定事項の記載若しくは記録がないもの又は非開示個人特定事項若しくは条件付き開示個人特定事項を特定したものを提出しているときは、この限りでない。

項と同一であることの証明がされたもの。）であつて非開示個人特定事項の記載若しくは記録がないもの又は非開示個人特定事項若しくは条件付き開示個人特定事項を特定したものを提出しているときは、この限りでない。

3　検察官は、前項の証拠書類等の抄本であつて非開示個人特定事項の記載又は記録がないものを提出することによつて、前項本文の通知に代えることができる。

4　裁判所は、次の各号に掲げる場合には、それにより被告人の防御に実質的な不利益を生ずるおそれがあるときを除き、当該各号に定める措置をとることができる。ただし、第一号に定める措置については同号の弁護人に、第二号に定める措置については同号の請求をした者に異議がないときに限り、とることができる。

一　弁護人が法第四十条第一項又は第四十条の二第一項の規定により訴訟に関する書類又は証拠物を閲覧し又は謄写する場合であつて、非開示個人特定事項があるとき　訴訟に関する書類若しくは証拠物の抄本（訴訟に関する書類又は証拠物の全部又は一部が電磁的記録であるときは、当該訴訟に関する書類又は当該証拠物に記録されている事項の一部を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録であつてその内容が当該訴訟に関する書類又は当該証拠物に記録されている事項と同一であることの証明がされたもの）であつて非開示個人特定事項の記載若しくは記録がないもの又は第二項ただし書若しくは前項の証拠書類等の抄本であつて非開示個人特定事項の記載若しくは記録がないものを閲覧又は謄写させる方法により、当該請求に係る閲覧又は謄写に代えること。

二　弁護人又は被告人その他訴訟関係人から法第四十六条の規定による請求があつた場合であつて、非開示個人特定事項があるとき　裁判書又は裁判を記載した調書の抄本（裁判書が電磁的記録であるとき又は裁判が電磁的記録である調書に記録されているときは、当該裁判書又は当該調書に記録されている事項の一部を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録であつてその内容が当該裁判書又は当該調書に記録されている事項と同一であることの証明がされたもの）であつて非開示個人特定事項の記載又は記録がないものを提供すること。

三　弁護人が法第四十条第一項又は第四十条の二第一項の規定により訴訟に関する書類若しくは証拠物を閲覧し若しくは謄写する場合又は弁護人から法第四十六条の規定による請求があつた場合であつて、条件付き開示個人特定事項があるとき　弁護人が訴訟に関する書類若しくは証拠物を閲覧し若しくは謄写するに当たり又は弁護人に裁判書若しくは裁判を記載した調書の謄本若しくは抄本（裁判書が電磁的記録であるとき又は裁判が電磁的記録である調書に記録されているときは、当該裁判書又は当該調書に記録されている事項の全部又は一部を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録であつてその内容が当該裁判書又は当該調書に記録されている事項と同一であることの証明がされたもの）を提供するに当たり、これらに記載又は記録された条件付き開示個人特定事項を被告人に知らせてはならない旨の条件を付すること。

（取り調べた証拠の提出・法第三百十条）

第二百七条の三　法第三百十条本文の規定により証拠書類又は証拠物を提出する場合は、これらに記載されている事項を記録した電磁的記録を裁判所に提出するよう努めなければならない。

3　検察官は、第一項の証拠書類又は証拠物の抄本であつて非開示個人特定事項の記載又は記録がないものを提出することによつて、前項本文の通知に代えることができる。

4　裁判所は、次の各号に掲げる場合には、それにより被告人の防御に実質的な不利益を生ずるおそれがあるときを除き、当該各号に定める措置をとることができる。ただし、第一号に定める措置については同号の弁護人に、第二号に定める措置については同号の請求をした者に異議がないときに限り、とることができる。

一　弁護人が法第四十条第一項の規定により訴訟に関する書類又は証拠物を閲覧し又は謄写する場合であつて、非開示個人特定事項があるとき　訴訟に関する書類若しくは証拠物の抄本であつて非開示個人特定事項の記載若しくは記録がないもの又は第二項ただし書若しくは前項の証拠書類若しくは証拠物の抄本であつて非開示個人特定事項の記載若しくは記録がないものを閲覧又は謄写させる方法により、当該請求に係る閲覧又は謄写に代えること。

二　弁護人又は被告人その他訴訟関係人から法第四十六条の規定による請求があつた場合であつて、非開示個人特定事項があるとき　裁判書又は裁判を記載した調書の抄本であつて非開示個人特定事項の記載がないものを交付すること。

三　弁護人が法第四十条第一項の規定により訴訟に関する書類若しくは証拠物を閲覧し若しくは謄写する場合又は弁護人から法第四十六条の規定による請求があつた場合であつて、条件付き開示個人特定事項があるとき　弁護人が訴訟に関する書類若しくは証拠物を閲覧し若しくは謄写するに当たり又は弁護人に裁判書若しくは裁判を記載した調書の謄本若しくは抄本を交付するに当たり、これらに記載又は記録された条件付き開示個人特定事項を被告人に知らせてはならない旨の条件を付すること。

［新設］

（訴因変更等請求書面等の朗読・法第三百十二条等）

第二百九条　検察官は、法第三百十二条第五項又は第三百十二条の二第三項の規定による送達があつた後、遅滞なく公判期日において、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるものを朗読しなければならない。

一　法第三百十二条第一項の請求を法第五十四条の二第一項の方法によりした場合　ファイル（法第五十四条の四ただし書の場合にあつては、同条の記録媒体）に記録されている訴因変更等請求書面に記載すべき事項

二　法第三百十二条第一項の請求を訴因変更等請求書面の提出によりした場合　訴因変更等請求書面

2　法第二百九十条の二第一項又は第三項の決定があつたときは、前項の規定による朗読は、被害者特定事項を明らかにしない方法でこれを行うものとする。この場合においては、検察官は、被告人に対し、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める措置をとらなければならない。

一　法第三百十二条第一項の請求を法第五十四条の二第一項の方法によりした場合　ファイル（法第五十四条の四ただし書の場合にあつては、同条の記録媒体）に記録されている訴因変更等請求書面に記載すべき事項を電子計算機の映像面、書面その他のものに表示して示すこと。

二　法第三百十二条第一項の請求を訴因変更等請求書面の提出によりした場合　訴因変更等請求書面を示すこと。

3　法第二百九十条の三第一項の決定があつた場合における第一項の規定による朗読についても、前項と同様とする。この場合において、同項中「被害者特定事項」とあるのは、「証人等特定事項」とする。

4　法第三百十二条の二第三項の規定による措置がとられた場合においては、当該措置に係る個人特定事項の全部について同条第四項において読み替えて準用する法第二百七十一条の五第一項の決定があつたときを除き、第二項後段（前項前段の規定により第二項後段と同様とすることとされる場合を含む。）の規定は、適用しない。

5　法第二百九十条の二第一項若しくは第三項又は第二百九十条の三第一項の決定があり、かつ、法第三百十二条の二第三項の規定による措置がとられた場合において、当該措置に係る個人特定事項の一部について同条第四項において読み替えて準用する法第二百七十一条の五第一項の決定があつたときは、検察官は、被告人に対し、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める措置をとるとともに、法第三百十二条の二第四項において準用する法第二百七十一条の五第四項に規定する電磁的記録の内容を電子計算機の映像面、書面その他のものに表示して示し、又は同項に規定する書面を示さなければならない。

一　法第三百十二条の二第一項の規定による求めを法第五十四条の二第一項の方法によりした場合　ファイルに記録されている訴因変更等請求書面抄本等に記載すべき事項（法第五十四条の四ただし書の場合にあつては、同条の記録媒体に記録されている訴因変更等請求書面抄本等に記載すべき事項）を電子計算機の映像面、書面その他のものに表示して示すこと。

二　法第三百十二条の二第一項の規定による求めを訴因変更等請求書面抄本等を示すこと。

（訴因変更等請求書面の朗読・法第三百十二条等）

第二百九条　検察官は、法第三百十二条第五項又は第三百十二条の二第三項の規定による送達があつた後、遅滞なく公判期日において訴因変更等請求書面を朗読しなければならない。

［新設］

2　法第二百九十条の二第一項又は第三項の決定があつたときは、前項の規定による訴因変更等請求書面の朗読は、被害者特定事項を明らかにしない方法でこれを行うものとする。この場合においては、検察官は、被告人に訴因変更等請求書面を示さなければならない。

［新設］

3　法第二百九十条の三第一項の決定があつた場合における第一項の規定による訴因変更等請求書面の朗読についても、前項と同様とする。この場合において、同項中「被害者特定事項」とあるのは「証人等特定事項」とする。

4　法第三百十二条の二第三項の規定による措置がとられた場合においては、第二項後段（前項前段の規定により第二項後段と同様とすることとされる場合を含む。以下この項において同じ。）の規定は、当該措置に係る個人特定事項の全部又は一部について法第三百十二条の二第四項において読み替えて準用する法第二百七十一条の五第一項の決定があつた場合に限り、適用する。この場合において、第二項後段中「訴因変更等請求書面」とあるのは、「法第三百十二条の二第三項の規定による措置に係る個人特定事項の全部について同条第四項において読み替えて準用する法第二百七十一条の五第一項の決定があつた場合にあつては訴因変更等請求書面を、法第三百十二条の二第三項の規定による措置に係る個人特定事項の一部について当該決定があつた場合にあつては訴因変更等請求書面抄本等及び同条第四項において準用する法第二百七十一条の五第四項に規定する書面」とする。

［新設］

（訴因変更等請求書面の記載要件等・法第三百十二条の二）

第二百九条の二　法第三百十二条の二第一項の規定による求めをする場合には、訴因変更等請求書面に、同項の規定による求めに係る者がそれぞれ法第二百七十一条の二第一項第一号イ、ロ若しくはハ(1)若しくは(2)又は第二号イ若しくはロのいずれに該当するかの別を記載しなければならない。

2　前項に規定する場合には、第百六十五条の二第一項及び第二項の規定を準用する。ただし、同項の規定は、法第三百十二条の二第一項の規定による求めを法第五十四条の二第一項の方法によりする場合には、準用しない。

3　法第三百十二条の二第四項において読み替えて準用する法第二百七十一条の三第一項各号又は第二百七十一条の四第二項各号に定める措置をとる場合には第百六十五条の二第三項の規定を準用し、法第三百十二条の二第四項において読み替えて準用する法第二百七十一条の三第三項各号又は第二百七十一条の四第四項各号に定める措置をとる場合には第百六十五条の二第三項及び第四項の規定を準用する。ただし、同項の規定は、法第三百十二条の二第一項の規定による求めを法第五十四条の二第一項の方法によりする場合には、準用しない。

（意見が提出されたことの通知）

第二百十条の六　裁判所は、法第二百九十二条の二第七項の規定により意見が提出されたときは、速やかに、その旨を検察官及び被告人又は弁護人に通知しなければならない。

（更新の手続）

第二百十三条の二　公判手続を更新するには、次に掲げる手続による。

一　裁判長は、まず、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定めるものに基づいて、検察官に公訴事実の要旨を陳述させなければならない。ただし、被告人及び弁護人に異議がないときは、その陳述の全部又は一部をさせないことができる。

イ　公訴の提起、起訴状訂正の申立て又は法第三百十二条第一項の請求（以下この号において「公訴の提起等」という。）が法第五十四条の二第一項の方法によりされた場合　ファイル（法第五十四条の四ただし書の場合にあつては、同条の記録媒体）に記録されている起訴状、起訴状訂正書又は訴因変更等請求書面（以下この号において「起訴状等」という。）に記載すべき事項

ロ　公訴の提起等が起訴状等の提出によりされた場合　起訴状等

［二　略］

三　更新前の公判期日における被告人若しくは被告人以外の者の供述を録取した書面若しくは電磁的記録、更新前の公判期日における裁判所の検証の結果を記載し、若しくは記録した書面若しくは電磁的記録又は更新前の公判期日において取り調べた書面若しくは物若しくは電磁的記録については、職権で証拠書類又は証拠物として取り調べなければならない。ただし、裁判所は、証拠とすることができないと認める書面若しくは物若しくは電磁的記録又は証拠とするのを相当でないと認め、かつ、訴訟関係人が取り調べないことに異議のない書面若しくは物若しくは電磁的記録については、これを取り調べない旨の決定をしなければならない。

四　裁判長は、前号本文に規定する書面若しくは物又は電磁的記録を取り調べる場合においては、その内容の全部若しくは一部を朗読し、表示し、再生し、又は示すことに代えて、相当と認める方法でこれを取り調べることができる。

［五　略］

（訴因変更等請求書面の記載要件等・法第三百十二条の二）

第二百九条の二　法第三百十二条の二第二項の規定により訴因変更等請求書面抄本等を提出する場合には、訴因変更等請求書面に、同条第一項の規定による求めに係る者がそれぞれ法第二百七十一条の二第一項第一号イ、ロ若しくはハ(1)若しくは(2)又は第二号イ若しくはロのいずれに該当するかの別を記載しなければならない。

2　前項に規定する場合には、第百六十五条の二第一項及び第二項の規定を準用する。

3　法第三百十二条の二第四項において準用する法第二百七十一条の三第三項又は第二百七十一条の四第四項の規定により訴因変更等請求書面抄本等を提出する場合には、第百六十五条の二第三項及び第四項の規定を準用する。

（意見を記載した書面が提出されたことの通知）

第二百十条の六　裁判所は、法第二百九十二条の二第七項の規定により意見を記載した書面が提出されたときは、速やかに、その旨を検察官及び被告人又は弁護人に通知しなければならない。

（更新の手続）

第二百十三条の二　公判手続を更新するには、次の例による。

一　裁判長は、まず、検察官に起訴状（起訴状訂正書又は訴因変更等請求書面を含む。）に基づいて公訴事実の要旨を陳述させなければならない。ただし、被告人及び弁護人に異議がないときは、その陳述の全部又は一部をさせないことができる。

［新設］

［二　同上］

三　更新前の公判期日における被告人若しくは被告人以外の者の供述を録取した書面又は更新前の公判期日における裁判所の検証の結果を記載した書面並びに更新前の公判期日において取り調べた書面又は物については、職権で証拠書類又は証拠物として取り調べなければならない。ただし、裁判所は、証拠とすることができないと認める書面又は物及び証拠とするのを相当でないと認めかつ訴訟関係人が取り調べないことに異議のない書面又は物については、これを取り調べない旨の決定をしなければならない。

四　裁判長は、前号本文に掲げる書面又は物を取り調べる場合において訴訟関係人が同意したときは、その全部若しくは一部を朗読し又は示すことに代えて、相当と認める方法でこれを取り調べることができる。

［五　同上］

（写真撮影等の制限）

第二百十五条　刑事訴訟に関する手続における写真の撮影、録音、録画又は放送は、裁判長、受命裁判官又は受託裁判官の許可を得なければ、これをすることができない。ただし、特別の定めのある場合は、この限りでない。

（判決宣告期日の告知・法第二百八十四条等）

第二百十六条　法第二百八十四条又は第二百八十五条に掲げる事件について判決の宣告のみをすべき公判期日の召喚状には、その公判期日に判決を宣告する旨をも記載し、又は記録しなければならない。

［2　略］

（映像等の送受信による通話の方法による公判前整理手続期日への出頭・法第三百十六条の七等）

第二百十七条の十一　裁判所又は受命裁判官は、法第三百十六条の七第二項又は第三百十六条の九第四項に規定する方法によつて公判前整理手続期日における手続を行う場合（検察官、弁護人又は被告人が他の裁判所の構内以外の場所に在席する場合に限る。）は、当該手続前に、当該場所について、当該検察官、弁護人又は被告人に不当な影響を与えるおそれがあると認める者の在席する場所でないことその他当該検察官、弁護人又は被告人の在席する場所が当該方法によつて手続を行うために適当であることを確認しなければならない。

（被告人の公判前整理手続期日への出頭についての通知等・法第三百十六条の九等）

第二百十七条の十二　［略］

2　弁護人は、法第五十四条の二第一項の方法により法第三百十六条の十の規定による求めに応じるときは、同条に規定する被告人と連署した書面の画像情報若しくは被告人との連署に代わる措置をとつた電磁的記録をファイルに記録する方法又は当該画像情報若しくは当該電磁的記録を記録した記録媒体を裁判所に提出する方法によりするものとする。

3　裁判所は、前項の規定により被告人と連署した書面の画像情報が提出された場合において、必要と認めるときは、当該書面の提出を求めることができる。

4　第二項に規定する連署に代わる措置については、第十七条第三項の規定を準用する。この場合において、同項中「被疑者」とあるのは、「被告人」と読み替えるものとする。

（公判前整理手続を受命裁判官にさせる旨の決定の送達・法第三百十六条の十一）

第二百十七条の十三　［略］

（公判前整理手続期日における決定等の告知）

第二百十七条の十四　［略］

（決定の告知・法第三百十六条の五）

第二百十七条の十五　［略］

（公判前整理手続調書の記録要件・法第三百十六条の十二）

第二百十七条の十六　公判前整理手続調書には、次に掲げる事項を記録しなければならない。

［一～三　略］

四　法第三百十六条の七第三項の規定により手続をしたこと及び同一構内（同項に規定する同一構内をいう。）以外にある場所に在席した裁判官の官氏名

五　［略］

（公判廷の写真撮影等の制限）

第二百十五条　公判廷における写真の撮影、録音又は放送は、裁判所の許可を得なければ、これをすることができない。但し、特別の定のある場合は、この限りでない。

（判決宣告期日の告知・法第二百八十四条等）

第二百十六条　法第二百八十四条又は第二百八十五条に掲げる事件について判決の宣告のみをすべき公判期日の召喚状には、その公判期日に判決を宣告する旨をも記載しなければならない。

［2　同上］

［新設］

（被告人の公判前整理手続期日への出頭についての通知・法第三百十六条の九）

第二百十七条の十一　［同上］

［新設］

［新設］

（公判前整理手続を受命裁判官にさせる旨の決定の送達・法第三百十六条の十一）

第二百十七条の十二　［同上］

（公判前整理手続期日における決定等の告知）

第二百十七条の十三　［同上］

（決定の告知・法第三百十六条の五）

第二百十七条の十四　［同上］

（公判前整理手続調書の記載要件・法第三百十六条の十二）

第二百十七条の十五　公判前整理手続調書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

［一～三　同上］

［新設］

四　［同上］

六　［略］

七　法第三百十六条の七第二項又は第三百十六条の九第四項の規定により手続をしたこと。

八～二十三　［略］

2　前項に掲げる事項以外の事項であつても、公判前整理手続期日における手続中、裁判長又は受命裁判官が訴訟関係人の請求により又は職権で記録を命じた事項は、これを公判前整理手続調書に記録しなければならない。

（公判前整理手続調書のファイルへの記録の方式・法第三百十六条の十二）

第二百十七条の十七　裁判所書記官は、公判前整理手続調書を作成してファイルに記録するときは、当該公判前整理手続調書が自らの作成に係るものであることを示すとともに当該公判前整理手続調書の改変を防止するために必要な措置をとらなければならない。

2　裁判長又は受命裁判官は、前項の公判前整理手続調書の内容を確認したことを当該公判前整理手続調書上明らかにする措置をとらなければならない。

3　裁判長に差し支えがあるときは、他の裁判官の一人が、その事由を第一項の公判前整理手続調書に記録するとともに、当該公判前整理手続調書の内容を確認したことを当該公判前整理手続調書上明らかにする措置をとらなければならない。

4　地方裁判所の一人の裁判官、簡易裁判所の裁判官又は受命裁判官に差し支えがあるときは、裁判所書記官が、その事由を第一項の公判前整理手続調書に記録しなければならない。

5　裁判所書記官に差し支えがあるときは、裁判長又は受命裁判官が、その事由を第一項の公判前整理手続調書に記録しなければならない。

（公判前整理手続調書のファイルへの記録・法第三百十六条の十二）

第二百十七条の十八　公判前整理手続調書は、各公判前整理手続期日後速やかに、遅くとも第一回公判期日までにこれをファイルに記録しなければならない。

（公判前整理手続調書の記録に対する異議申立て等・法第三百十六条の十二）

第二百十七条の十九　［略］

（公判前整理手続に付された場合の特例・法第三百十六条の二）

第二百十七条の二十　［略］

（証明予定事実等の明示方法・法第三百十六条の十三等）

第二百十七条の二十一　［略］

［2　略］

（証明予定事実の明示における留意事項・法第三百十六条の十三等）

第二百十七条の二十二　［略］

（期限の告知・法第三百十六条の十三等）

第二百十七条の二十三　公判前整理手続において、法第三百十六条の十三第五項、第三百十六条の十六第二項（法第三百十六条の二十一第五項において準用する場合を含む。）、第三百十六条の十七第三項、第三百十六条の十九第二項（法第三百十六条の二十二第四項において準用する場合を含む。）、第三百十六条の二十一第四項又は第三百十六条の二十二第三項に規定する期限を定めた場合には、これを検察官及び被告人又は弁護人に通知しなければならない。

（期限の厳守・法第三百十六条の十三等）

第二百十七条の二十四　［略］

五　［同上］

［新設］

六～二十一　［同上］

2　前項に掲げる事項以外の事項であつても、公判前整理手続期日における手続中、裁判長又は受命裁判官が訴訟関係人の請求により又は職権で記載を命じた事項は、これを公判前整理手続調書に記載しなければならない。

（公判前整理手続調書の署名押印、認印・法第三百十六条の十二）

第二百十七条の十六　公判前整理手続調書には、裁判所書記官が署名押印し、裁判長又は受命裁判官が認印しなければならない。

［新設］

2　裁判長に差し支えがあるときは、他の裁判官の一人が、その事由を付記して認印しなければならない。

3　地方裁判所の一人の裁判官、簡易裁判所の裁判官又は受命裁判官に差し支えがあるときは、裁判所書記官が、その事由を付記して署名押印しなければならない。

4　裁判所書記官に差し支えがあるときは、裁判長又は受命裁判官が、その事由を付記して認印しなければならない。

（公判前整理手続調書の整理・法第三百十六条の十二）

第二百十七条の十七　公判前整理手続調書は、各公判前整理手続期日後速やかに、遅くとも第一回公判期日までにこれを整理しなければならない。

（公判前整理手続調書の記載に対する異議申立て等・法第三百十六条の十二）

第二百十七条の十八　［同上］

（公判前整理手続に付された場合の特例・法第三百十六条の二）

第二百十七条の十九　［同上］

（証明予定事実等の明示方法・法第三百十六条の十三等）

第二百十七条の二十　［同上］

［2　同上］

（証明予定事実の明示における留意事項・法第三百十六条の十三等）

第二百十七条の二十一　［同上］

（期限の告知・法第三百十六条の十三等）

第二百十七条の二十二　公判前整理手続において、法第三百十六条の十三第四項、第三百十六条の十六第二項（法第三百十六条の二十一第四項において準用する場合を含む。）、第三百十六条の十七第三項、第三百十六条の十九第二項（法第三百十六条の二十二第四項において準用する場合を含む。）、第三百十六条の二十一第三項又は第三百十六条の二十二第三項に規定する期限を定めた場合には、これを検察官及び被告人又は弁護人に通知しなければならない。

（期限の厳守・法第三百十六条の十三等）

第二百十七条の二十三　［同上］

（期限を守らない場合の措置・法第三百十六条の十六等）

第二百十七条の二十五　裁判所は、公判前整理手続において法第三百十六条の十六第二項（法第三百十六条の二十一第五項において準用する場合を含む。）、第三百十六条の十七第三項、第三百十六条の十九第二項（法第三百十六条の二十二第四項において準用する場合を含む。）、第三百十六条の二十一第四項又は第三百十六条の二十二第三項に規定する期限を定めた場合において、当該期限までに、意見若しくは主張が明らかにされず、又は証拠調べの請求がされない場合においても、公判の審理を開始するのを相当と認めるときは、公判前整理手続を終了することができる。

（証人等の氏名及び住居の開示に関する措置に係る準用規定・法第三百十六条の二十三）

第二百十七条の二十六　［略］

（証拠不開示の理由の告知・法第三百十六条の十五等）

第二百十七条の二十七　検察官は、法第三百十六条の十五第一項若しくは第二項（これらの規定を法第三百十六条の二十一第五項において準用する場合を含む。）又は第三百十六条の二十第一項（法第三百十六条の二十二第五項において準用する場合を含む。）の規定により被告人又は弁護人から開示の請求があつた証拠について、これを開示しない場合には、被告人又は弁護人に対し、開示しない理由を告げなければならない。

（証拠開示に関する裁定の請求の方式・法第三百十六条の二十五等）

第二百十七条の二十八　［略］

２　前項の請求をした者は、速やかに、相手方又はその弁護人に対し、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるものを送付しなければならない。ただし、被告人に対する第一号に定める電磁的記録の提供は、被告人に異議があるときは、することができない。

一　前項の請求を第六十五条の二第一項の方法によりした場合　ファイル（第六十五条の七ただし書の場合にあつては、同条の記録媒体）に記録されている事項を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録

二　前項の請求を書面によりした場合　当該書面の謄本

［３　略］

（証拠標目一覧表の記載事項等・法第三百十六条の二十七）

第二百十七条の二十九　法第三百十六条の二十七第二項の一覧表には、証拠ごとに、その種類、供述者又は作成者及び作成年月日のほか、同条第一項の規定により証拠の提示を命ずるかどうかの判断のために必要と認める事項を記載し、又は記録しなければならない。

（準用規定）

第二百十七条の三十　期日間整理手続については、前款（第二百十七条の二十を除く。）の規定を準用する。この場合において、これらの規定（見出しを含む。）中「公判前整理手続期日」とあるのは「期日間整理手続期日」と、「公判前整理手続調書」とあるのは「期日間整理手続調書」と読み替えるほか、第二百十七条の二から第二百十七条の四までの見出し中「第三百十六条の二」とあるのは「第三百十六条の二十八」と、第二百十七条の三及び第二百十七条の四中「第三百十六条の二第一項」とあるのは「第三百十六条の二十八第一項」と、第二百十七条の五から第二百十七条の十三までの見出し、第二百十七条の十五（見出しを含む。）、第二百十七条の十六から第二百十七条の十九までの見出し、第二百十七条の二十一第一項、第二百十七条の二十二の見出し、第二百十七条の二十三（見出しを含む。）、第二百十七条の二十四の見出し、第二百十七条の二十五（見出しを含む。）、第二百十七条の二十六の見出し、第二百十七条の二十七（見出しを含む。）、第二百十七条の二十八の見出し及び同条第一項並びに前条（見出しを含む。）中「法」とあるのは「法第三百十六条の二十八第二項において準用する法」と、第二百十

（期限を守らない場合の措置・法第三百十六条の十六等）

第二百十七条の二十四　裁判所は、公判前整理手続において法第三百十六条の十六第二項（法第三百十六条の二十一第四項において準用する場合を含む。）、第三百十六条の十七第三項、第三百十六条の十九第二項（法第三百十六条の二十二第四項において準用する場合を含む。）、第三百十六条の二十一第三項又は第三百十六条の二十二第三項に規定する期限を定めた場合において、当該期限までに、意見若しくは主張が明らかにされず、又は証拠調べの請求がされない場合においても、公判の審理を開始するのを相当と認めるときは、公判前整理手続を終了することができる。

（証人等の氏名及び住居の開示に関する措置に係る準用規定・法第三百十六条の二十三）

第二百十七条の二十五　［同上］

（証拠不開示の理由の告知・法第三百十六条の十五等）

第二百十七条の二十六　検察官は、法第三百十六条の十五第一項若しくは第二項（法第三百十六条の二十一第四項において準用する場合を含む。）又は第三百十六条の二十第一項（法第三百十六条の二十二第五項において準用する場合を含む。）の規定により被告人又は弁護人から開示の請求があつた証拠について、これを開示しない場合には、被告人又は弁護人に対し、開示しない理由を告げなければならない。

（証拠開示に関する裁定の請求の方式・法第三百十六条の二十五等）

第二百十七条の二十七　［同上］

２　前項の請求をした者は、速やかに、同項の書面の謄本を相手方又はその弁護人に送付しなければならない。

［新設］

［３　同上］

（証拠標目一覧表の記載事項・法第三百十六条の二十七）

第二百十七条の二十八　法第三百十六条の二十七第二項の一覧表には、証拠ごとに、その種類、供述者又は作成者及び作成年月日のほか、同条第一項の規定により証拠の提示を命ずるかどうかの判断のために必要と認める事項を記載しなければならない。

（準用規定）

第二百十七条の二十九　期日間整理手続については、前款（第二百十七条の十九を除く。）の規定を準用する。この場合において、これらの規定（見出しを含む。）中「公判前整理手続期日」とあるのは「期日間整理手続期日」と、「公判前整理手続調書」とあるのは「期日間整理手続調書」と読み替えるほか、第二百十七条の二から第二百十七条の四までの見出し中「第三百十六条の二」とあるのは「第三百十六条の二十八」と、第二百十七条の三及び第二百十七条の四中「第三百十六条の二第一項」とあるのは「第三百十六条の二十八第一項」と、第二百十七条の五から第二百十七条の十三までの見出し、第二百十七条の十四（見出しを含む。）、第二百十七条の十五から第二百十七条の十八までの見出し、第二百十七条の二十第一項、第二百十七条の二十一の見出し、第二百十七条の二十二（見出しを含む。）、第二百十七条の二十三の見出し、第二百十七条の二十四（見出しを含む。）、第二百十七条の二十五の見出し、第二百十七条の二十六（見出しを含む。）、第二百十七条の二十七の見出し及び同条第一項並びに前条（見出しを含む。）中「法」とあるのは「法第三百十六条の二十八第二項において準用する法」と、第二百十七条

七条の十六第一項第二十一号中「第三百十六条の二十三第三項」とあるのは「第三百十六条の二十八第二項において準用する法第三百十六条の二十三第三項」と、同項第二十二号イ中「第百五十七条の二第一項」とあるのは「第百五十七条の二第一項又は第百五十七条の三第一項」と、「第三百十六条の五第九号」とあるのは「第三百十六条の二十八第二項において準用する法第三百十六条の五第九号」と、第二百十七条の十八中「第一回公判期日」とあるのは「期日間整理手続終了後の最初の公判期日」と、第二百十七条の二十一の見出し中「第三百十六条の十三」とあるのは「第三百十六条の二十八第二項において準用する法第三百十六条の十三」と、同条第二項中「第三百十六条の十七第一項」とあるのは「第三百十六条の二十八第二項において準用する法第三百十六条の十七第一項」と、第二百十七条の二十六中「第三百十六条の二十三第二項」とあるのは「第三百十六条の二十八第二項において準用する法第三百十六条の二十三第二項」と読み替えるものとする。

（審理予定に従つた公判の審理の進行）

第二百十七条の三十一　［略］

［２　略］

（公判前整理手続等の結果を明らかにする手続・法第三百十六条の三十一）

第二百十七条の三十二　公判前整理手続又は期日間整理手続に付された事件について、当該公判前整理手続又は期日間整理手続の結果を明らかにするには、公判前整理手続調書若しくは期日間整理手続調書の内容を朗読し、又はその要旨を告げなければならない。法第三百十六条の二第三項（法第三百十六条の二十八第二項において準用する場合を含む。）に規定する書面又は電磁的記録についても、同様とする。

［２　略］

３　法第二百九十条の二第一項又は第三項の決定があつたときは、前二項の規定による公判前整理手続調書又は期日間整理手続調書の内容の朗読又は要旨の告知は、被害者特定事項を明らかにしない方法でこれを行うものとする。法第三百十六条の二第三項（法第三百十六条の二十八第二項において準用する場合を含む。）に規定する書面又は電磁的記録についても、同様とする。

４　法第二百九十条の三第一項の決定があつた場合における第一項又は第二項の規定による公判前整理手続調書又は期日間整理手続調書の内容の朗読又は要旨の告知は、証人等特定事項を明らかにしない方法でこれを行うものとする。法第三百十六条の二第三項（法第三百十六条の二十八第二項において準用する場合を含む。）に規定する書面又は電磁的記録についても、同様とする。

（やむを得ない事由の疎明・法第三百十六条の三十二）

第二百十七条の三十三　［略］

（やむを得ない事由により請求することができなかつた証拠の取調べの請求・法第三百十六条の三十二）

第二百十七条の三十四　［略］

（被害者参加の申出がされた旨の通知の方式・法第三百十六条の三十三）

第二百十七条の三十五　［略］

（委託の届出等・法第三百十六条の三十四等）

第二百十七条の三十六　［略］

２　第六十五条の二第一項の方法により前項の規定による届出をするときは、同項に規定する当該弁護士と連署した書面の画像情報若しくは当該弁護士との連署に代わる措置をとつた電磁的記録をファイルに記録する方法又は当該画像情報若しくは当該電磁的記録を記録した記録媒体を裁判所に提出する方法によるものとする。

の十五第一項第十九号中「第三百十六条の二十三第三項」とあるのは「第三百十六条の二十八第二項において準用する法第三百十六条の二十三第三項」と、同項第二十号イ中「第百五十七条の二第一項」とあるのは「第百五十七条の二第一項又は第百五十七条の三第一項」と、「第三百十六条の五第九号」とあるのは「第三百十六条の二十八第二項において準用する法第三百十六条の五第九号」と、第二百十七条の十七中「第一回公判期日」とあるのは「期日間整理手続終了後の最初の公判期日」と、第二百十七条の二十の見出し中「第三百十六条の十三」とあるのは「第三百十六条の二十八第二項において準用する法第三百十六条の十三」と、同条第二項中「第三百十六条の十七第一項」とあるのは「第三百十六条の二十八第二項において準用する法第三百十六条の十七第一項」と、第二百十七条の二十五中「第三百十六条の二十三第二項」とあるのは「第三百十六条の二十八第二項において準用する法第三百十六条の二十三第二項」と読み替えるものとする。

（審理予定に従つた公判の審理の進行）

第二百十七条の三十　［同上］

［２　同上］

（公判前整理手続等の結果を明らかにする手続・法第三百十六条の三十一）

第二百十七条の三十一　公判前整理手続又は期日間整理手続に付された事件について、当該公判前整理手続又は期日間整理手続の結果を明らかにするには、公判前整理手続調書若しくは期日間整理手続調書を朗読し、又はその要旨を告げなければならない。法第三百十六条の二第三項（法第三百十六条の二十八第二項において準用する場合を含む。）に規定する書面についても、同様とする。

［２　同上］

３　法第二百九十条の二第一項又は第三項の決定があつたときは、前二項の規定による公判前整理手続調書又は期日間整理手続調書の朗読又は要旨の告知は、被害者特定事項を明らかにしない方法でこれを行うものとする。法第三百十六条の二第三項（法第三百十六条の二十八第二項において準用する場合を含む。）に規定する書面についても、同様とする。

４　法第二百九十条の三第一項の決定があつた場合における第一項又は第二項の規定による公判前整理手続調書又は期日間整理手続調書の朗読又は要旨の告知は、証人等特定事項を明らかにしない方法でこれを行うものとする。法第三百十六条の二第三項（法第三百十六条の二十八第二項において準用する場合を含む。）に規定する書面についても、同様とする。

（やむを得ない事由の疎明・法第三百十六条の三十二）

第二百十七条の三十二　［同上］

（やむを得ない事由により請求することができなかつた証拠の取調べの請求・法第三百十六条の三十二）

第二百十七条の三十三　［同上］

（被害者参加の申出がされた旨の通知の方式・法第三百十六条の三十三）

第二百十七条の三十四　［同上］

（委託の届出等・法第三百十六条の三十四等）

第二百十七条の三十五　［同上］

［新設］

3　裁判所は、前項の規定により当該弁護士と連署した書面の画像情報で届出がされた場合において、必要と認めるときは、当該書面の提出を求めることができる。

4　第二項に規定する連署に代わる措置については、第十七条第三項の規定を準用する。この場合において、同項中「被疑者及び弁護人」とあるのは、「被害者参加人及びその委託を受けた弁護士」と読み替えるものとする。

5　第一項の規定による届出は、審級ごとにしなければならない。

6　第一項又は第二項の書面若しくはその画像情報又は電磁的記録に委託した行為を特定する記載又は記録がないときは、法第三百十六条の三十四及び第三百十六条の三十六から第三百十六条の三十八までに規定する全ての行為を委託したものとみなす。

7　［略］

8　［略］

（代表者選定の求めの記録化・法第三百十六条の三十四）

第二百十七条の三十七　法第三百十六条の三十四第三項（同条第七項において準用する場合を含む。次条において同じ。）の規定により公判期日又は公判準備に出席する代表者の選定を求めたときは、裁判所書記官は、これを記録上明らかにしなければならない。

（選定された代表者の通知・法第三百十六条の三十四）

第二百十七条の三十八　［略］

（映像等の送受信による通話の方法による被害者参加人等の出席・法第三百十六条の三十四）

第二百十七条の三十九　裁判所は、法第三百十六条の三十四第五項（第二号に係る部分に限る。）に規定する方法によつて公判期日における手続を行う場合（被害者参加人又はその委託を受けた弁護士が他の裁判所の構内以外の場所に在席する場合に限る。）は、当該手続前に、当該場所について、当該被害者参加人又はその委託を受けた弁護士に不当な影響を与えるおそれがあると認める者の在席する場所でないことその他当該被害者参加人又はその委託を受けた弁護士の在席する場所が当該方法によつて手続を行うために適当であることを確認しなければならない。

2　前項の規定は、公判準備において証人の尋問を行う場合について準用する。

（意見陳述の時期・法第三百十六条の三十八）

第二百十七条の四十　［略］

（意見陳述の時間・法第三百十六条の三十八）

第二百十七条の四十一　［略］

（決定の告知・法第三百十六条の三十三等）

第二百十七条の四十二　［略］

2　裁判所は、法第三百十六条の三十四第四項（同条第七項において準用する場合を含む。第五項において同じ。）の規定により公判期日又は公判準備への出席を許さない旨の決定をしたときは、速やかに、その旨を出席を許さないこととされた者に通知しなければならない。

3　裁判所は、法第三百十六条の三十四第五項（同条第七項において準用する場合を含む。第五十四第五項の申出をした者に通知しなければならない。

［新設］

［新設］

2　前項の規定による届出は、審級ごとにしなければならない。

3　第一項の書面に委託した行為を特定する記載がないときは、法第三百十六条の三十四及び第三百十六条の三十六から第三百十六条の三十八までに規定するすべての行為を委託したものとみなす。

4　［同上］

5　［同上］

（代表者選定の求めの記録化・法第三百十六条の三十四）

第二百十七条の三十六　法第三百十六条の三十四第三項（同条第五項において準用する場合を含む。次条において同じ。）の規定により公判期日又は公判準備に出席する代表者の選定を求めたときは、裁判所書記官は、これを記録上明らかにしなければならない。

（選定された代表者の通知・法第三百十六条の三十四）

第二百十七条の三十七　［同上］

［新設］

（意見陳述の時期・法第三百十六条の三十八）

第二百十七条の三十八　［同上］

（意見陳述の時間・法第三百十六条の三十八）

第二百十七条の三十九　［同上］

（決定の告知・法第三百十六条の三十三等）

第二百十七条の四十　［同上］

2　裁判所は、法第三百十六条の三十四第四項（同条第五項において準用する場合を含む。第四項において同じ。）の規定により公判期日又は公判準備への出席を許さない旨の決定をしたときは、速やかに、その旨を出席を許さないこととされた者に通知しなければならない。

［新設］

４　［略］

５　裁判所は、法第三百十六条の三十三第一項の申出に対する決定若しくは同項の決定を取り消す決定、法第三百十六条の三十四第四項の規定による公判期日又は公判準備への出席を許さない旨の決定、同条第五項の申出に対する決定、法第三百十六条の三十六第一項、第三百十六条の三十七第一項若しくは第三百十六条の三十八第一項の申出に対する決定、法第三百十六条の三十九第一項に規定する措置を採る旨の決定若しくは同項の決定を取り消す決定又は同条第四項若しくは第五項に規定する措置を採る旨の決定をしたときは、公判期日においてこれをした場合を除き、速やかに、その旨を訴訟関係人に通知しなければならない。

第二百十八条の二　地方裁判所又は簡易裁判所においては、簡易公判手続又は即決裁判手続によつて審理をした事件の判決書には、公判調書に記載された証拠の標目を特定して引用することができる。

（調書判決）

第二百十九条　地方裁判所又は簡易裁判所においては、上訴の申立てがない場合には、判決の宣告をした公判期日に列席した裁判所書記官に、被告人の氏名、年齢、職業、住居及び本籍（判決の宣告を受けた者が法人であるときは、その名称及び事務所）、罪名、宣告した判決主文、罪となるべき事実の要旨、適用した罰条、宣告をした年月日、裁判所、裁判官の官氏名並びに公判期日に出席した検察官の官氏名を記載し、又は記録した調書（以下この条において「調書判決」という。）を作成させ、これをもつて判決書に代えることができる。ただし、判決宣告の日から十四日以内で、かつ、判決の確定前に法第四十六条の規定による請求があつたときは、この限りでない。

２　調書判決には、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める措置をとらなければならない。

一　調書判決を書面をもつて作成する場合　裁判所書記官が署名押印し、裁判長が認印すること。

二　調書判決を電磁的記録をもつて作成する場合　裁判所書記官が調書判決が自らの作成に係るものであることを示すとともに当該調書判決の改変を防止するために必要な措置をとり、裁判長が当該調書判決の内容を確認したことを当該調書判決上明らかにする措置をとること。

３　裁判長に差し支えがあるときは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、他の裁判官の一人が当該各号に定める措置をとらなければならない。

一　前項第一号に掲げる場合　その事由を付記して認印すること。

二　前項第二号に掲げる場合　その事由を調書判決に記録するとともに、当該調書判決の内容を確認したことを当該調書判決上明らかにする措置をとること。

４　地方裁判所の一人の裁判官又は簡易裁判所の裁判官に差し支えがあるときは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、裁判所書記官が当該各号に定める措置をとらなければならない。

一　第二項第一号に掲げる場合　その事由を付記すること。

二　第二項第二号に掲げる場合　その事由を記録すること。

５　裁判所書記官に差し支えがあるときは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、裁判長が当該各号に定める措置をとらなければならない。

一　第二項第一号に掲げる場合　その事由を付記すること。

二　第二項第二号に掲げる場合　その事由を記録すること。

３　［同上］

４　裁判所は、法第三百十六条の三十三第一項の申出に対する決定若しくは同項の決定を取り消す決定、法第三百十六条の三十四第四項の規定による公判期日又は公判準備への出席を許さない旨の決定、法第三百十六条の三十六第一項、第三百十六条の三十七第一項若しくは第三百十六条の三十八第一項の申出に対する決定、法第三百十六条の三十九第一項に規定する措置を採る旨の決定若しくは同項の決定を取り消す決定又は同条第四項若しくは第五項に規定する措置を採る旨の決定をしたときは、公判期日においてこれをした場合を除き、速やかに、その旨を訴訟関係人に通知しなければならない。

第二百十八条の二　地方裁判所又は簡易裁判所においては、簡易公判手続又は即決裁判手続によつて審理をした事件の判決書には、公判調書に記載された証拠の標目を特定して引用することができる。

（調書判決）

第二百十九条　地方裁判所又は簡易裁判所においては、上訴の申立てがない場合には、裁判所書記官に判決主文並びに罪となるべき事実の要旨及び適用した罰条を判決の宣告をした公判期日の調書の末尾に記載させ、これをもつて判決書に代えることができる。ただし、判決宣告の日から十四日以内でかつ判決の確定前に判決書の謄本の請求があつたときは、この限りでない。

２　前項の記載については、判決をした裁判官が、裁判所書記官とともに署名押印しなければならない。

３　前項の場合には、第四十六条第三項及び第四項並びに第五十五条後段の規定を準用する。

［新設］

［新設］

6　裁判所書記官は、調書判決を書面をもつて作成したときは当該調書判決に記載した事項を、調書判決を電磁的記録をもつて作成したときは当該調書判決を、それぞれファイルに記録しなければならない。ただし、当該調書判決に記載した事項をファイルに記録することにつき困難な事情があるときは、この限りでない。

（刑法第二十五条の二第一項の規定による保護観察の判決の通知等）

第二百二十二条の二　裁判所は、刑法（明治四十年法律第四十五号）第二十五条の二第一項の規定により保護観察に付する旨の判決の宣告をしたときは、速やかに、保護観察を受けるべき者の保護観察を担当すべき保護観察所の長に対し、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるもの又は保護観察を受けるべき者の氏名、年齢、住居、罪名、判決の主文、犯罪事実の要旨及び宣告の年月日を記載し、若しくは記録した書面若しくは電磁的記録を送付しなければならない。この場合において、裁判所は、その者が保護観察の期間中遵守すべき特別の事項に関する意見を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録を添えなければならない。

一　判決書が書面である場合　判決書の謄本又は抄本

二　判決書が電磁的記録である場合　判決書若しくはこれを印刷した書面又は当該判決書に記録されている事項の一部を記載し、若しくは記録した書面若しくは電磁的記録であつてその内容が当該事項と同一であることの証明がされたもの

2　前項前段の書面又は電磁的記録には、同項後段に規定する意見以外の裁判所の意見その他保護観察の資料となるべき事項を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録を添えることができる。

（帰国等保証金に代わる保証書の記載事項等・法第三百四十二条の六等）

第二百二十二条の四　帰国等保証金に代わる保証書（電磁的記録を含む。）には、帰国等保証金額及びいつでもその帰国等保証金を納める旨を記載し、又は記録しなければならない。

（勾留状の記載要件等・法第三百四十二条の八等）

第二百二十二条の六　［略］

［2　略］

3　第一項に規定する場合において、法第二百七十一条の八第一項（第二号に係る部分に限り、法第三百十二条の二第四項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定により勾留状に代わるものを提供するときにおける第七十条の四の規定（勾留状に代わるものに関する部分に限る。次項において同じ。）の適用については、同条第一項第九号中「法第六十条第一項各号」とあるのは「法第三百十二条の八第一項各号列記以外の部分（法第三百四十五条の三において読み替えて準用する場合を含む。）」と、同条第二項中「裁判長又は裁判官」とあるのは「裁判長」とする。

4　前項に規定する場合において、法第六十条第一項各号に定める事由に該当するときにおける第七十条の四の規定の適用については、同条第一項第九号中「法第六十条第一項各号」とあるのは「法第六十条第一項各号及び第三百四十二条の八第一項各号列記以外の部分（法第三百四十五条の三において読み替えて準用する場合を含む。）」と、同条第二項中「裁判長又は裁判官」とあるのは「裁判長」とする。

［5・6　略］

（資料の提出・法第三百四十九条）

第二百二十二条の八　刑の執行猶予の言渡しの取消しの請求をするには、取消しの事由があることを認めるべき資料を提出しなければならない。その請求が刑法第二十六条の二（第二号に係る部分に限る。）又は第二十七条の五（第二号に係る部分に限る。）の規定による猶予の言渡しの取消しを求めるものであるときは、保護観察所の長の申出があつたことを認めるべき資料をも提出しなければならない。

［新設］

（刑法第二十五条の二第一項の規定による保護観察の判決の通知等）

第二百二十二条の二　裁判所は、刑法（明治四十年法律第四十五号）第二十五条の二第一項の規定により保護観察に付する旨の判決の宣告をしたときは、速やかに、判決書の謄本若しくは抄本又は保護観察を受けるべき者の氏名、年齢、住居、罪名、判決の主文、犯罪事実の要旨及び宣告の年月日を記載した書面をその者の保護観察を担当すべき保護観察所の長に送付しなければならない。この場合において、裁判所は、その者が保護観察の期間中遵守すべき特別の事項に関する意見を記載した書面を添付しなければならない。

［新設］

2　前項前段の書面には、同項後段に規定する意見以外の裁判所の意見その他保護観察の資料となるべき事項を記載した書面を添付することができる。

（帰国等保証金に代わる保証書の記載事項・法第三百四十二条の六等）

第二百二十二条の四　帰国等保証金に代わる保証書には、帰国等保証金額及びいつでもその帰国等保証金を納める旨を記載しなければならない。

（勾留状の記載要件等・法第三百四十二条の八等）

第二百二十二条の六　［同上］

［2　同上］

3　第一項に規定する場合において、法第二百七十一条の八第一項（第二号に係る部分に限り、法第三百十二条の二第四項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定により勾留状に代わるものを交付するときにおける第七十条の二の規定（勾留状に代わるものに関する部分に限る。次項において同じ。）の適用については、同条第一項中「裁判長又は裁判官」とあるのは「裁判長」と、「法第六十条第一項各号」とあるのは「法第三百四十二条の八第一項各号列記以外の部分（法第三百四十五条の三において読み替えて準用する場合を含む。）」とする。

4　前項に規定する場合において、法第六十条第一項各号に定める事由に該当するときにおける第七十条の二の規定の適用については、同条第一項中「裁判長又は裁判官」とあるのは「裁判長」と、「法第六十条第一項各号」とあるのは「法第六十条第一項各号及び第三百四十二条の八第一項各号列記以外の部分（法第三百四十五条の三において読み替えて準用する場合を含む。）」とする。

［5・6　同上］

（資料の差出し・法第三百四十九条）

第二百二十二条の八　刑の執行猶予の言渡しの取消しの請求をするには、取消しの事由があることを認めるべき資料を差し出さなければならない。その請求が刑法第二十六条の二第二号又は第二十七条の五第二号の規定による猶予の言渡しの取消しを求めるものであるときは、保護観察所の長の申出があつたことを認めるべき資料をも差し出さなければならない。

（請求書の謄本の差出し、送達・法第三百四十九条等）

第二百二十二条の九　［略］

2　前項の規定は、同項の規定による猶予の言渡しの取消しの請求を第六十五条の二第一項の方法によりする場合には、適用しない。

3　裁判所は、次の各号に掲げる場合には、遅滞なく、猶予の言渡しを受けた者に対し、当該各号に定めるものを送達しなければならない。

一　第一項の規定による猶予の言渡しの取消しの請求が第六十五条の二第一項の方法によりされた場合　ファイルに記録されている請求書に記載すべき事項を記録した電磁的記録（第六十五条の七ただし書の場合にあつては、同条の記録媒体に記録されている請求書に記載すべき事項を記載した書面）

二　第一項の規定による猶予の言渡しの取消しの請求が請求書の提出によりされた場合　請求書の謄本

（口頭弁論・法第三百四十九条の二）

第二百二十二条の十二　法第三百四十九条の二第二項の規定による口頭弁論については、次に掲げる手続による。

［一　略］

二　口頭弁論期日には、猶予の言渡しを受けた者に出頭を命じなければならない。

［三　略］

四　裁判所は、検察官、猶予の言渡しを受けた者若しくは弁護人の請求により、又は職権で、口頭弁論期日を変更することができる。

［五　略］

六　猶予の言渡を受けた者が口頭弁論期日に出頭しないときは、開廷することができない。ただし、正当な理由がなく出頭しないときは、この限りでない。

七　裁判所は、口頭弁論期日における手続を行う場合において、次に掲げる場合であつて、審理の状況、弁護人の数その他の事情を考慮した上、やむを得ない事由があり、猶予の言渡しを受けた者の防御に実質的な不利益を生ずるおそれがなく、かつ、相当と認めるときは、検察官及び猶予の言渡しを受けた者又は弁護人の意見を聴き、他の裁判所の構内にある場所その他の同一構内（裁判官及び訴訟関係人が口頭弁論期日における手続を行うために在席する場所と同一の構内をいう。以下この号において同じ。）以外にある場所であつて、適当と認めるものに猶予の言渡しを受けた者を在席させ、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法によつて、手続を行うことができる。この場合において、その場所に在席した猶予の言渡しを受けた者は、その口頭弁論期日に出頭したものとみなす。

イ　同一構内への出頭に伴う移動に際し、猶予の言渡しを受けた者の身体に害を加え又は身体の拘束を受けている猶予の言渡しを受けた者を奪取し若しくは解放する行為がなされるおそれがあると認めるとき。

ロ　猶予の言渡しを受けた者がその傷病又は心身の障害により同一構内に出頭することが著しく困難であると認めるとき。

（請求書の謄本の差出し、送達・法第三百四十九条等）

第二百二十二条の九　［同上］

［新設］

2　裁判所は、前項の謄本を受け取つたときは、遅滞なく、これを猶予の言渡を受けた者に送達しなければならない。

［新設］

（口頭弁論・法第三百四十九条の二）

第二百二十二条の十二　法第三百四十九条の二第二項の規定による口頭弁論については、次の例による。

［一　同上］

二　口頭弁論期日には、猶予の言渡を受けた者に出頭を命じなければならない。

［三　同上］

四　裁判所は、検察官、猶予の言渡を受けた者若しくは弁護人の請求により、又は職権で、口頭弁論期日を変更することができる。

［五　同上］

六　猶予の言渡を受けた者が期日に出頭しないときは、開廷することができない。但し、正当な理由がなく出頭しないときは、この限りでない。

［新設］

八　裁判所は、前号に掲げる方法によつて口頭弁論期日における手続を行う場合（猶予の言渡しを受けた者が他の裁判所の構内以外の場所に在席する場合に限る。）は、当該手続前に、当該場所について、猶予の言渡しを受けた者に不当な影響を与えるおそれがあると認める者の在席する場所でないことその他猶予の言渡しを受けた者の在席する場所が当該方法によつて手続を行うために適当であることを確認しなければならない。

九　弁護人は、裁判所が第七号に掲げる手続により口頭弁論期日における手続を行うときは、猶予の言渡しを受けた者が在席する場所に在席することができる。

十　猶予の言渡しを受けた者の請求があるとき又は公の秩序若しくは善良の風俗を害するおそれがあるときは、口頭弁論を公開しないことができる。

十一　［略］

第四章　証拠収集等への協力及び訴追に関する合意

（連署に代わる措置・法第三百五十条の三）

第二百二十二条の十三の二　法第三百五十条の三第二項の裁判所の規則で定める検察官、被疑者又は被告人及び弁護人の連署に代わる措置は、当該電磁的記録がこれらの者の作成に係るものであることを示すとともに当該電磁的記録の改変を防止するために必要な措置とする。

第五章　［略］

（書面の添付等・法第三百五十条の十六）

第二百二十二条の十四　即決裁判手続の申立書には、法第三百五十条の十六第三項に規定する手続をしたことを明らかにする書面又は電磁的記録を添えなければならない。

（即決裁判手続の申立ての却下）

第二百二十二条の十七　裁判所は、即決裁判手続の申立てがあつた事件について、法第三百五十条の二十二各号のいずれかに該当する場合には、決定でその申立てを却下しなければならない。法第二百九十一条第六項の手続に際し、被告人が起訴状に記載された訴因について有罪である旨の陳述をしなかつた場合も、同様とする。

［2　略］

（即決裁判手続の申立てを却下する決定等をした場合の措置・法第三百五十条の二十二等）

第二百二十二条の十八　即決裁判手続の申立てを却下する裁判書には、その理由が法第三百五十条の二十二第一号若しくは第二号に該当すること又は法第二百九十一条第六項の手続に際し、被告人が起訴状に記載された訴因について有罪である旨の陳述をしなかつたことであるときは、その旨を記載し、又は記録しなければならない。

2　法第三百五十条の二十二の決定を取り消す裁判書には、その理由が法第三百五十条の二十五第一項第一号、第二号又は第四号に該当すること（同号については、被告人が起訴状に記載された訴因について有罪である旨の陳述と相反するか又は実質的に異なつた供述をしたことにより同号に該当する場合に限る。）となつたことであるときは、その旨を記載し、又は記録しなければならない。

（即決裁判手続による場合の特例）

第二百二十二条の二十二　即決裁判手続によつて審判をする旨の決定があつた事件については、第百九十八条、第百九十九条、第二百三条の二及び第二百三条の三の規定は、適用しない。

［新設］

七　猶予の言渡を受けた者の請求があるとき、又は公の秩序若しくは善良の風俗を害する虞があるときは、口頭弁論を公開しないことができる。

八　［同上］

［新設］

第四章　［同上］

（書面の添付・法第三百五十条の十六）

第二百二十二条の十四　即決裁判手続の申立書には、法第三百五十条の十六第三項に定める手続をしたことを明らかにする書面を添付しなければならない。

（即決裁判手続の申立ての却下）

第二百二十二条の十七　裁判所は、即決裁判手続の申立てがあつた事件について、法第三百五十条の二十二各号のいずれかに該当する場合には、決定でその申立てを却下しなければならない。法第二百九十一条第五項の手続に際し、被告人が起訴状に記載された訴因について有罪である旨の陳述をしなかつた場合も、同様とする。

［2　同上］

（即決裁判手続の申立てを却下する決定等をした場合の措置・法第三百五十条の二十二等）

第二百二十二条の十八　即決裁判手続の申立てを却下する裁判書には、その理由が法第三百五十条の二十二第一号若しくは第二号に該当すること又は法第二百九十一条第五項の手続に際し、被告人が起訴状に記載された訴因について有罪である旨の陳述をしなかつたことであるときは、その旨を記載しなければならない。

2　法第三百五十条の二十二の決定を取り消す裁判書には、その理由が法第三百五十条の二十五第一項第一号、第二号又は第四号に該当すること（同号については、被告人が起訴状に記載された訴因について有罪である旨の陳述と相反するか又は実質的に異なつた供述をしたことにより同号に該当する場合に限る。）となつたことであるときは、その旨を記載しなければならない。

（即決裁判手続による場合の特例）

第二百二十二条の二十二　即決裁判手続によつて審判をする旨の決定があつた事件については、第百九十八条、第百九十九条及び第二百三条の二の規定は、適用しない。

第二百二十二条の二十三　即決裁判手続によつて審理し、即日判決の言渡しをした事件の公判調書については、判決の言渡しをした公判期日から二十一日以内にこれをファイルに記録すれば足りる。

2　前項の場合には、その公判調書の記載の正確性についての異議の申立期間との関係においては、その公判調書をファイルに記録すべき最終日にこれをファイルに記録したものとみなす。

第二百二十二条の二十四　即決裁判手続によつて審理し、即日判決の言渡しをした事件について、裁判長の許可があるときは、裁判所書記官は、第四十四条第一項第二十二号及び第二十五号に掲げる記録事項の全部又は一部を省略することができる。ただし、控訴の申立てがあつた場合は、この限りでない。

［2　略］

（上訴取下げの申立ての方式・法第三百五十九条等）

第二百二十四条　上訴取下げの申立ては、書面でこれをしなければならない。ただし、公判廷においては、口頭でこれをすることができる。この場合には、その申立てを公判調書に記録しなければならない。

（同意書等の提出・法第三百六十条）

第二百二十四条の二　法第三百五十三条又は第三百五十四条に規定する者は、上訴の放棄又は取下げをするときは、同時に、被告人のこれに同意する旨の書面又は電磁的記録を提出しなければならない。

第二百二十八条　刑事施設に収容されている被告人が上訴の提起期間内に上訴の申立書を刑事施設の長又はその代理者に提出したときは、上訴の提起期間内に上訴をしたものとみなす。

（訴訟記録等の送付）

第二百三十五条　控訴の申立てが明らかに控訴権の消滅後にされたものである場合を除いては、第一審裁判所は、公判調書の記録の正確性についての異議申立期間の経過後、速やかに訴訟記録及び証拠物を控訴裁判所に送付しなければならない。

（控訴趣意書の差出期間・法第三百七十六条）

第二百三十六条　［略］

2　前項の規定による通知は、通知書（電磁的記録をもつて作成するものを含む。以下この条及び第二百五十二条において同じ。）を送達してこれをしなければならない。この場合において、通知書を電磁的記録をもつて作成したときは、これをファイルに記録しなければならない。

［3・4　略］

（控訴趣意書の謄本）

第二百四十一条　控訴趣意書には、相手方の数に応ずる謄本を添付しなければならない。

2　前項の規定は、控訴の趣意の申述を法第五十四条の二第一項の方法によりする場合には、適用しない。

（控訴趣意書の謄本等の送達）

第二百四十二条　控訴裁判所は、速やかに、相手方に対し、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるものを送達しなければならない。

一　控訴趣意書が差し出された場合　控訴趣意書の謄本

二　控訴の趣意の申述が法第五十四条の二第一項の方法によりされた場合　ファイルに記録されている控訴趣意書に記載すべき事項を記録した電磁的記録（法第五十四条の四ただし書の場合にあつては、同条の記録媒体に記録されている控訴趣意書に記載すべき事項を記載した書面）

第二百二十二条の二十三　即決裁判手続によつて審理し、即日判決の言渡しをした事件の公判調書については、判決の言渡しをした公判期日から二十一日以内にこれを整理すれば足りる。

2　前項の場合には、その公判調書の記載の正確性についての異議の申立期間との関係においては、その公判調書を整理すべき最終日にこれを整理したものとみなす。

第二百二十二条の二十四　即決裁判手続によつて審理し、即日判決の言渡しをした事件について、裁判長の許可があるときは、裁判所書記官は、第四十四条第一項第十九号及び第二十二号に掲げる記載事項の全部又は一部を省略することができる。ただし、控訴の申立てがあつた場合は、この限りでない。

［2　同上］

（上訴取下の申立の方式・法第三百五十九条等）

第二百二十四条　上訴取下の申立は、書面でこれをしなければならない。但し、公判廷においては、口頭でこれをすることができる。この場合には、その申立を調書に記載しなければならない。

（同意書の差出・法第三百六十条）

第二百二十四条の二　法第三百五十三条又は第三百五十四条に規定する者は、上訴の放棄又は取下をするときは、同時に、被告人のこれに同意する旨の書面を差し出さなければならない。

第二百二十八条　刑事施設に収容されている被告人が上訴の提起期間内に上訴の申立書を刑事施設の長又はその代理者に差し出したときは、上訴の提起期間内に上訴をしたものとみなす。

（訴訟記録等の送付）

第二百三十五条　控訴の申立が明らかに控訴権の消滅後にされたものである場合を除いては、第一審裁判所は、公判調書の記載の正確性についての異議申立期間の経過後、速やかに訴訟記録及び証拠物を控訴裁判所に送付しなければならない。

（控訴趣意書の差出期間・法第三百七十六条）

第二百三十六条　［同上］

2　前項の通知は、通知書を送達してこれをしなければならない。

［3・4　同上］

（控訴趣意書の謄本）

第二百四十一条　控訴趣意書には、相手方の数に応ずる謄本を添附しなければならない。

［新設］

（控訴趣意書の謄本の送達）

第二百四十二条　控訴裁判所は、控訴趣意書を受け取つたときは、速やかにその謄本を相手方に送達しなければならない。

［新設］

（答弁書）

第二百四十三条　控訴の相手方は、前条の規定による送達を受けた日から七日以内に答弁書を控訴裁判所に差し出すことができる。

［２・３　略］

４　答弁書には、相手方の数に応ずる謄本を添付しなければならない。

５　前項の規定は、控訴の趣意に対する答弁を第六十五条の二第一項の方法によりする場合には、適用しない。

６　控訴裁判所は、速やかに、控訴申立人に対し、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるものを送達しなければならない。

一　答弁書が差し出された場合　答弁書の謄本

二　控訴の趣意に対する答弁が第六十五条の二第一項の方法によりされた場合　ファイルに記録されている答弁書に記載すべき事項を記録した電磁的記録（第六十五条の七ただし書の場合にあつては、同条の記録媒体に記録されている答弁書に記載すべき事項を記載した書面）

（受命裁判官の報告書）

第二百四十五条　裁判長は、合議体の構成員に控訴申立書及び控訴趣意書並びに答弁書（控訴の申立て若しくは控訴の趣意の申述又は控訴の趣意に対する答弁が法第五十四条の二第一項又はこの規則第六十五条の二第一項の方法によりされた場合にあつては、ファイル（法第五十四条の四ただし書又はこの規則第六十五条の七ただし書の場合にあつては、法第五十四条の四本文又はこの規則第六十五条の七本文の記録媒体）に記録されている控訴申立書若しくは控訴趣意書又は答弁書に記載すべき事項を記録した電磁的記録）を検閲して報告書（電磁的記録をもつて作成するものを含む。次項において同じ。）を作らせることができる。

２　公判期日には、受命裁判官は、弁論前に、前項の報告書（電磁的記録である場合にあつては、その内容）を朗読しなければならない。

（判決書の記載等）

第二百四十六条　判決書には、控訴の趣意及び重要な答弁について、その要旨を記載し、又は記録しなければならない。この場合において、適当と認めるときは、控訴趣意書又は答弁書に記載された事実（控訴の趣意の申述又は控訴の趣意に対する答弁が法第五十四条の二第一項又はこの規則第六十五条の二第一項の方法によりされた場合にあつては、ファイル（法第五十四条の四ただし書又はこの規則第六十五条の七ただし書の場合にあつては、法第五十四条の四本文又はこの規則第六十五条の七本文の記録媒体）に記録されている控訴趣意書又は答弁書に記載すべき事項）を引用することができる。

（移送の許可の申請・法第四百六条）

第二百四十八条　［略］

２　前項の許可は、書面又は電磁的記録でこれを求めなければならない。

３　前項の書面又は電磁的記録には、原判決の判決書の謄本（判決書が電磁的記録である場合にあつては、当該判決書に記録されている事項を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録）及び控訴趣意書の謄本（控訴の趣意の申述が法第五十四条の二第一項の方法によりされた場合にあつては、ファイル（法第五十四条の四ただし書の場合にあつては、同条の記録媒体）に記録されている控訴趣意書に記載すべき事項を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録）を添えなければならない。

（答弁書）

第二百四十三条　控訴の相手方は、控訴趣意書の謄本の送達を受けた日から七日以内に答弁書を控訴裁判所に差し出すことができる。

［２・３　同上］

４　答弁書には、相手方の数に応ずる謄本を添附しなければならない。

［新設］

５　控訴裁判所は、答弁書を受け取つたときは、速やかにその謄本を控訴申立人に送達しなければならない。

［新設］

（受命裁判官の報告書）

第二百四十五条　裁判長は、合議体の構成員に控訴申立書、控訴趣意書及び答弁書を検閲して報告書を作らせることができる。

２　公判期日には、受命裁判官は、弁論前に、報告書を朗読しなければならない。

（判決書の記載）

第二百四十六条　判決書には、控訴の趣意及び重要な答弁について、その要旨を記載しなければならない。この場合において、適当と認めるときは、控訴趣意書又は答弁書に記載された事実を引用することができる。

（移送の許可の申請・法第四百六条）

第二百四十八条　［同上］

２　前項の許可は、書面でこれを求めなければならない。

３　前項の書面には、原判決の謄本及び控訴趣意書の謄本を添附しなければならない。

（訴訟記録の送付）

第二百五十一条　上告の申立てが明らかに上告権の消滅後にされたものである場合を除いては、原裁判所は、公判調書の記録の正確性についての異議申立期間の経過後、速やかに訴訟記録を上告裁判所に送付しなければならない。

（原判決の判決書の謄本等の提供・法第四百六条）

第二百五十八条の二　第二百五十七条の規定による申立てがあつたときは、原裁判所に対して法第四十六条の規定による判決書の謄本（判決書が電磁的記録であるときは、当該判決書に記録されている事項の全部を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録であつてその内容が当該判決書に記録されている事項と同一であることの証明がされたもの。以下この条及び第二百五十八条の四において同じ。）の提供の請求があつたものとみなす。ただし、申立人が申立ての前に判決書の謄本の提供を受けているとき（その提供を受けるに当たり、法第二百七十一条の二第一項（法第四百四条において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定による求めに係る個人特定事項（法第二百七十一条の五第一項（法第四百四条において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の決定により通知することとされたものを除く。）又は法第三百十二条の二第一項（法第四百四条において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定による求めに係る個人特定事項（法第三百十二条の二第四項（法第四百四条において準用する場合を含む。）において読み替えて準用する法第二百七十一条の五第一項の決定により通知することとされたものを除く。）を法第二百七十一条の六第三項（法第三百十二条の二第四項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定により被告人に知らせてはならない旨の条件が付され、又は被告人に知らせる時期若しくは方法を指定された場合を含む。）又は法第二百七十一条の六第四項若しくは第五項（これらの規定を法第三百十二条の二第四項において準用する場合を含む。）の規定による判決書の抄本の提供を受けているときは、この限りでない。

2　前項本文の場合には、原裁判所は、遅滞なく判決書の謄本を申立人に提供しなければならない。ただし、弁護人又は被告人その他訴訟関係人（検察官を除く。）から第二百五十七条の規定による申立てがあつた場合であつて、次の各号に掲げるときは、当該各号に定める措置をとることをもつて、判決書の謄本の提供に代えることができる。

一　第二百五十七条の規定による申立てに係る事件において法第二百七十一条の二第一項又は第三百十二条の二第一項の規定による求めがあつたとき　法第二百七十一条の六第三項から第五項まで（これらの規定を法第三百十二条の二第四項において準用する場合を含む。）の規定による措置又は法第四百四条において準用する法第二百七十一条の六第三項から第五項まで（これらの規定を法第四百四条において準用する法第三百十二条の二第四項において準用する場合を含む。）の規定による措置

［二　略］

3　第一項ただし書又は前項の場合には、裁判所書記官は、判決書の謄本又は判決書の抄本を提供した日を記録上明らかにしておかなければならない。

（訴訟記録の送付）

第二百五十一条　上告の申立が明らかに上告権の消滅後にされたものである場合を除いては、原裁判所は、公判調書の記載の正確性についての異議申立期間の経過後、速やかに訴訟記録を上告裁判所に送付しなければならない。

（原判決の謄本等の交付・法第四百六条）

第二百五十八条の二　第二百五十七条の申立てがあつたときは、原裁判所に対して法第四十六条の規定による判決の謄本の交付の請求があつたものとみなす。ただし、申立人が申立ての前に判決の謄本の交付を受けているとき（その交付を受けるに当たり、起訴状に記載された個人特定事項のうち起訴状抄本等に記載がないもの（法第二百七十一条の五第一項（法第四百四条において準用する場合を含む。）の決定により通知することとされたものを除く。）又は訴因変更等請求書面に記載された個人特定事項のうち訴因変更等請求書面抄本等に記載がないもの（法第三百十二条の二第四項（法第四百四条において準用する場合を含む。）において読み替えて準用する法第二百七十一条の五第一項の決定により通知することとされたものを除く。）を被告人に知らせてはならない旨の条件が付され、又は被告人に知らせる時期若しくは方法を指定された場合を含む。）又は法第二百七十一条の六第四項若しくは第五項（これらの規定を法第三百十二条の二第四項において準用する場合を含む。）の規定による判決の抄本の交付、法第二百九十九条の六第四項若しくは第五項の規定による判決の抄本の交付若しくは法第四百四条において準用する法第二百七十一条の六第四項若しくは第五項（これらの規定を法第四百四条において準用する法第三百十二条の二第四項において準用する場合を含む。）若しくは第二百九十九条の六第四項若しくは第五項の規定による判決の抄本の交付を受けているときは、この限りでない。

2　前項本文の場合には、原裁判所は、遅滞なく判決の謄本を申立人に交付しなければならない。ただし、弁護人又は被告人その他訴訟関係人（検察官を除く。）から第二百五十七条の申立てがあつた場合であつて、次の各号に掲げるときは、当該各号に定める措置をとることをもつて、判決の謄本の交付に代えることができる。

一　第二百五十七条の申立てに係る事件において法第二百七十一条の二第二項の規定による起訴状抄本等の提出があつたとき又は法第三百十二条の二第二項（法第四百四条において準用する場合を含む。）の規定による訴因変更等請求書面抄本等の提出があつたとき　法第二百七十一条の六第三項から第五項まで（これらの規定を法第三百十二条の二第四項において準用する場合を含む。）の規定による措置又は法第四百四条において準用する法第二百七十一条の六第三項から第五項まで（これらの規定を法第四百四条において準用する法第三百十二条の二第四項において準用する場合を含む。）の規定による措置

［二　同上］

3　第一項ただし書又は前項の場合には、裁判所書記官は、判決の謄本又は抄本を交付した日を記録上明らかにしておかなければならない。

（事件受理の申立理由書・法第四百六条）

第二百五十八条の四　申立人は、第二百五十八条の二第二項の規定による判決書の謄本又は判決書の抄本の提供を受けたときはその日から、同条第一項ただし書の場合には第二百五十七条の規定による申立てをした日から十四日以内に理由書を原裁判所に差し出さなければならない。

［２　略］

３　第一項の理由書には、相手方の数に応ずる謄本及び原判決の判決書の謄本又は判決書の抄本を添えなければならない。

４　前項の規定は、第二百五十七条の規定による申立てを第六十五条の二第一項の方法によりする場合には、適用しない。

（申立書の送付等・法第四百六条）

第二百六十条　原裁判所は、第二百五十八条の四第一項の理由書及び添付書類（電磁的記録を含む。）を受け取つたときは、前条の場合を除いて、速やかにこれを第二百五十八条の申立書と共に最高裁判所に送付しなければならない。

［２　略］

（事件受理の決定の効力等・法第四百六条）

第二百六十三条　［略］

２　前項の理由書の謄本（第二百五十七条の規定による申立てが第六十五条の二第一項の方法によりされた場合にあつては、ファイルに記録されている理由書に記載すべき事項を記録した電磁的記録（第六十五条の七ただし書の場合にあつては、同条の記録媒体に記録されている理由書に記載すべき事項を記載した書面）を相手方に送達する場合において、第二百六十一条第一項後段の規定により排除された理由があるときは、同時にその決定書の謄本又はファイルに記録された決定書に係る電磁的記録をも送達しなければならない。

（少年鑑別所への送致令状の記載要件等・少年法第四十四条）

第二百七十八条　少年法（昭和二十三年法律第百六十八号）第四十四条第二項の規定により発する令状には、少年の氏名、年齢及び住居、罪名、被疑事実の要旨、法第六十条第一項各号に定める事由、収容すべき少年鑑別所、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める事項並びに請求及び発付の年月日を記載し、又は記録しなければならない。

一　当該令状が書面による場合　有効期間及びその期間経過後は執行に着手することができず令状を返還しなければならない旨

二　当該令状が電磁的記録による場合　有効期間並びにその期間経過後は執行に着手することができず検察官及び検察事務官又は司法警察職員（第三項において準ずることとされる法第七十条第二項の規定により刑事施設職員が執行する場合にあつては、検察官及び刑事施設職員）の使用に係る電子計算機及び記録媒体から令状を消去する措置並びに令状に記録された事項を印刷し又は複写した書面又は電磁的記録がある場合にはこれらを廃棄し又は消去する措置をとり、かつ、これらの措置をとつた旨を記録した電磁的記録を裁判官に提出しなければならない旨

（事件受理の申立理由書・法第四百六条）

第二百五十八条の四　申立人は、第二百五十八条の二第二項の規定による謄本又は抄本の交付を受けたときはその日から、同条第一項ただし書の場合には第二百五十七条の申立てをした日から十四日以内に理由書を原裁判所に差し出さなければならない。この場合には、理由書に相手方の数に応ずる謄本及び原判決の謄本又は抄本を添付しなければならない。

［２　同上］

［新設］

（申立書の送付等・法第四百六条）

第二百六十条　原裁判所は、第二百五十八条の四第一項の理由書及び添付書類を受け取つたときは、前条の場合を除いて、速やかにこれを第二百五十八条の申立書とともに最高裁判所に送付しなければならない。

［２　同上］

（事件受理の決定の効力等・法第四百六条）

第二百六十三条　［同上］

２　前項の理由書の謄本を相手方に送達する場合において、第二百六十一条第一項後段の規定により排除された理由があるときは、同時にその決定の謄本をも送達しなければならない。

（少年鑑別所への送致令状の記載要件・少年法第四十四条）

第二百七十八条　少年法（昭和二十三年法律第百六十八号）第四十四条第二項の規定により発する令状には、少年の氏名、年齢及び住居、罪名、被疑事実の要旨、法第六十条第一項各号に定める事由、収容すべき少年鑑別所、有効期間及びその期間経過後は執行に着手することができず令状はこれを返還しなければならない旨並びに請求及び発付の年月日を記載し、裁判官が、これに記名押印しなければならない。

［新設］

2　前項の令状には、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、裁判官が当該各号に定める措置をとらなければならない。

一　前項の令状が書面による場合　記名押印すること。

二　前項の令状が電磁的記録による場合　同項の令状が裁判官の作成に係るものであることを示すとともに当該令状の改変を防止するために必要な措置（同項の令状に記録された事項を電子計算機の映像面、書面その他のものに表示したときに、併せて裁判官の氏名が表示されることとなるものに限る。）をとること。

3　第一項の令状の執行は、法及びこの規則中勾留状の執行に関する規定に準じてこれをしなければならない。

（少年鑑別所への送致令状に代わるものの提供請求等）

第二百七十八条の二　検察官は、法第二百一条の二第一項第一号又は第二号に掲げる者の個人特定事項について、必要と認めるときは、勾留の請求に代わる少年法第十七条第一項の措置の請求（以下「勾留に代わる措置の請求」という。）と同時に、裁判官に対し、勾留に代わる措置の請求をされた少年に被疑事件を告げるに当たつては当該個人特定事項を明らかにしない方法によること及び前条第一項の令状を執行するための措置に用いるものとして当該個人特定事項の記載又は記録がない同項の令状の抄本その他の当該令状に代わるものを提供することを請求することができる。

2　裁判官は、前項の規定による請求を受けたときは、勾留に代わる措置の請求をされた少年に被疑事件を告げるに当たつては、当該請求に係る個人特定事項を明らかにしない方法によるとともに、少年法第四十四条第二項の規定により令状を発するときは、これと同時に、当該令状を執行するための措置に用いるものとして、当該個人特定事項を明らかにしない方法により被疑事実の要旨を記載し、又は記録した当該令状の抄本その他の当該令状に代わるものを提供するものとする。ただし、当該請求に係る者が法第二百一条の二第一項第一号又は第二号に掲げる者に該当しないことが明らかなときは、この限りでない。

第二百七十八条の三　［略］

［2　略］

3　裁判官は、第一項の裁判（前条第二項の規定による措置に係る個人特定事項の一部を少年に通知する旨のものに限る。）をしたときは、速やかに、検察官に対し、第一項の裁判の執行に用いるものとして、当該個人特定事項（当該裁判により通知することとされたものを除く。）を明らかにしない方法により被疑事実の要旨を記載し、又は記録した第二百七十八条第一項の令状の抄本その他の当該令状に代わるものを提供するものとする。

［4　略］

（勾留に代わる措置の請求・少年法第四十三条）

第二百八十一条　少年事件において、検察官が裁判官に対し勾留に代わる措置の請求をする場合には、第百四十七条から第百五十条の九までの規定を準用する。

（請求の手続）

第二百八十三条　再審の請求をするには、その趣意書に原判決の判決書の謄本（判決書が電磁的記録である場合にあつては、当該判決書に記録されている事項の全部を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録。以下この条において同じ。）、証拠書類及び証拠物を添えてこれを管轄裁判所に提出しなければならない。ただし、法第二百七十一条の二第一項の規定による求めがあ

［新設］

2　前項の令状の執行は、法及びこの規則中勾留状の執行に関する規定に準じてこれをしなければならない。

（少年鑑別所への送致令状に代わるものの交付請求等）

第二百七十八条の二　検察官は、法第二百一条の二第一項第一号又は第二号に掲げる者の個人特定事項について、必要と認めるときは、勾留の請求に代わる少年法第十七条第一項の措置の請求（以下「勾留に代わる措置の請求」という。）と同時に、裁判官に対し、勾留に代わる措置の請求をされた少年に被疑事件を告げるに当たつては当該個人特定事項を明らかにしない方法によること及び少年に示すものとして当該個人特定事項の記載がない前条第一項の令状の抄本その他の当該令状に代わるものを交付することを請求することができる。

2　裁判官は、前項の規定による請求を受けたときは、勾留に代わる措置の請求をされた少年に被疑事件を告げるに当たつては、当該請求に係る個人特定事項を明らかにしない方法によるとともに、少年法第四十四条第二項の規定により令状を発するときは、これと同時に、少年に示すものとして、当該個人特定事項を明らかにしない方法により被疑事実の要旨を記載した当該令状の抄本その他の当該令状に代わるものを交付するものとする。ただし、当該請求に係る者が法第二百一条の二第一項第一号又は第二号に掲げる者に該当しないことが明らかなときは、この限りでない。

第二百七十八条の三　［同上］

［2　同上］

3　裁判官は、第一項の裁判（前条第二項の規定による措置に係る個人特定事項の一部を少年に通知する旨のものに限る。）をしたときは、速やかに、検察官に対し、少年に示すものとして、当該個人特定事項（当該裁判により通知することとされたものを除く。）を明らかにしない方法により被疑事実の要旨を記載した第二百七十八条第一項の令状の抄本その他の当該令状に代わるものを交付するものとする。

［4　同上］

（勾留に代わる措置の請求・少年法第四十三条）

第二百八十一条　少年事件において、検察官が裁判官に対し勾留に代わる措置の請求をする場合には、第百四十七条から第百五十条の八までの規定を準用する。

（請求の手続）

第二百八十三条　再審の請求をするには、その趣意書に原判決の謄本、証拠書類及び証拠物を添えてこれを管轄裁判所に差し出さなければならない。ただし、法第二百七十一条の二第二項の規定による起訴状抄本等の提出があつた場合、法第二百九十九条の四第一項、第三項、第六項若しくは第八項の規定による措置がとられた場合、法第二百九十九条の五第三項の規定による

つた場合、法第二百九十九条の四第一項、第三項、第六項若しくは第八項の規定による措置がとられた場合、法第二百九十九条の五第三項の規定による措置がとられた場合又は法第三百十二条の二第一項（法第四百四条において準用する場合を含む。）の規定による求めがあつた場合であつて、原判決の判決書の謄本を添えることができないときは、原判決の判決書の抄本（判決書が電磁的記録である場合にあつては、当該判決書に記録されている事項の一部を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録であつてその内容が当該判決書に記録されている事項と同一であることの証明がされたもの）であつてこれらの措置に係る個人特定事項又は氏名若しくは住居の記載又は記録がないものを添えれば足りる。

（書面の添付等・法第四百六十一条の二等）

第二百八十八条　略式命令の請求書には、法第四百六十一条の二第一項に規定する手続をしたことを明らかにする書面又は電磁的記録を添えなければならない。

（書類等の提出）

第二百八十九条　検察官は、略式命令の請求と同時に、略式命令をするために必要があると思料する書類及び証拠物並びに電磁的記録を裁判所に提出しなければならない。

2　検察官は、前項の規定により被告人以外の者の供述録取書等（法第二百九十条の三第一項に規定する供述録取書等をいう。）であつて、その者が法第三百五十条の二第一項の合意に基づいて作成したもの又は同項の合意に基づいてされた供述を録取し若しくは記録したものを裁判所に提出するときは、その提出と同時に、合意内容書面等（法第三百五十条の七第一項に規定する合意内容書面等をいう。以下同じ。）を裁判所に提出しなければならない。

3　前項の規定により合意内容書面等を裁判所に提出する場合において、当該合意の当事者が法第三百五十条の十第二項の規定により当該合意から離脱する旨の告知をしているときは、検察官は、併せて、同項の書面又は電磁的記録を裁判所に提出しなければならない。

4　第二項の規定により合意内容書面等を裁判所に提出した後、裁判所が略式命令をする前に、当該合意の当事者が法第三百五十条の十第二項の規定により当該合意から離脱する旨の告知をしたときは、検察官は、遅滞なく、同項の書面又は電磁的記録をその裁判所に提出しなければならない。

5　検察官は、次条第二項の規定により送達するのを相当と思料するときは、起訴状に記載された個人特定事項が法第二百七十一条の二第一項第一号又は第二号に掲げる者のものに該当すると認めるべき資料を裁判所に提出することができる。

（略式命令の時期等）

第二百九十条　［略］

2　裁判所は、略式命令を発する場合において、起訴状に記載された個人特定事項が法第二百七十一条の二第一項第一号又は第二号に掲げる者のものに該当し、かつ、相当と認めるときは、略式命令の謄本又はファイルに記録された略式命令に係る電磁的記録に代えて当該個人特定事項の記載若しくは記録がない略式命令の抄本その他の略式命令の謄本に代わるもの（以下この条において「略式命令抄本等」という。）の謄本又はファイルに記録された略式命令抄本等に係る電磁的記録を被告人に送達してその告知をすることができる。

3　前項の略式命令抄本等には、同項の規定によるものである旨を記載し、又は記録するとともに、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、裁判官が当該各号に定める措置をとらなければならない。

一　略式命令抄本等が書面である場合　記名押印すること。

二　略式命令抄本等が電磁的記録である場合　略式命令抄本等が裁判官の作成に係るものであることを示すとともに当該略式命令抄本等の改変を防止するために必要な措置をとること。

4　裁判所は、略式命令に係る第三十四条の規定による送達又は第二項の規定による送達ができなかつたときは、直ちにその旨を検察官に通知しなければならない。

措置がとられた場合又は法第三百十二条の二第二項（法第四百四条において準用する場合を含む。）の規定による訴因変更等請求書面抄本等の提出があつた場合であつて、原判決の謄本を添えることができないときは、原判決の抄本であつてこれらの措置に係る個人特定事項又は氏名若しくは住居の記載がないものを添えれば足りる。

（書面の添附・法第四百六十一条の二等）

第二百八十八条　略式命令の請求書には、法第四百六十一条の二第一項に定める手続をしたことを明らかにする書面を添附しなければならない。

（書類等の差出）

第二百八十九条　検察官は、略式命令の請求と同時に、略式命令をするために必要があると思料する書類及び証拠物を裁判所に差し出さなければならない。

2　検察官は、前項の規定により被告人以外の者の供述録取書等（法第二百九十条の三第一項に規定する供述録取書等をいう。）であつて、その者が法第三百五十条の二第一項の合意に基づいて作成したもの又は同項の合意に基づいてされた供述を録取し若しくは記録したものを裁判所に差し出すときは、その差出しと同時に、合意内容書面（法第三百五十条の七第一項に規定する合意内容書面をいう。以下同じ。）を裁判所に差し出さなければならない。

3　前項の規定により合意内容書面を裁判所に差し出す場合において、当該合意の当事者が法第三百五十条の十第二項の規定により当該合意から離脱する旨の告知をしているときは、検察官は、あわせて、同項の書面を裁判所に差し出さなければならない。

4　第二項の規定により合意内容書面を裁判所に差し出した後、裁判所が略式命令をする前に、当該合意の当事者が法第三百五十条の十第二項の規定により当該合意から離脱する旨の告知をしたときは、検察官は、遅滞なく、同項の書面をその裁判所に差し出さなければならない。

5　検察官は、次条第二項の略式命令の謄本に代わるものの謄本を被告人に送達するのを相当と思料するときは、起訴状に記載された個人特定事項が法第二百七十一条の二第一項第一号又は第二号に掲げる者のものに該当すると認めるべき資料を裁判所に差し出すことができる。

（略式命令の時期等）

第二百九十条　［同上］

2　裁判所は、略式命令を発する場合において、起訴状に記載された個人特定事項が法第二百七十一条の二第一項第一号又は第二号に掲げる者のものに該当し、かつ、相当と認めるときは、略式命令の謄本に代えて当該個人特定事項の記載がない略式命令の抄本その他の略式命令の謄本に代わるものの謄本を被告人に送達してその告知をすることができる。

3　前項の略式命令の謄本に代わるものには、同項の規定によるものである旨を記載し、裁判官が、これに記名押印しなければならない。

［新設］

4　裁判所は、略式命令又は略式命令の謄本に代わるものの謄本の送達ができなかつたときは、直ちにその旨を検察官に通知しなければならない。

（起訴状の謄本の送達等・法第四百六十三条等）

第二百九十二条　法第四百六十三条第三項の規定による通知をした場合（公訴の提起が法第五十四条の二第一項の方法によりされた場合に限る。）又は法第四百六十三条第四項の規定による起訴状の謄本の提出があつた場合には、第百七十六条の規定の適用があるものとする。

2　法第四百六十三条第六項において適用する法第二百七十一条の二第一項の規定による求めをする場合には、検察官は、当該起訴状抄本等及び第百六十五条の二第二項の規定により差し出す起訴状抄本等に、法第二百七十一条の二第一項の規定による求めに係る者がそれぞれ同項第一号イ、ロ若しくはハ⑴若しくは⑵又は第二号イ若しくはロのいずれに該当するかの別を記載しなければならない。

（書類等の返還等）

第二百九十三条　裁判所は、法第四百六十三条第三項又は第四百六十五条第二項の通知をしたときは、直ちに次に掲げる措置をとらなければならない。

一　第二百八十九条第一項の書類及び証拠物並びに合意内容書面等（電磁的記録であるものを除く。）及び法第三百五十条の十第二項の書面を検察官に返還すること。

二　第二百八十九条第一項の電磁的記録並びに合意内容書面等（電磁的記録であるものに限る。）及び法第三百五十条の十第二項の電磁的記録を裁判所の使用に係る電子計算機及び記録媒体から消去すること。

（拘置請求書の記載要件・法第四百九十四条の五等）

第二百九十四条の二　法第四百九十四条の五の規定による拘置の請求をするには、次に掲げる事項を記載した請求書を提出しなければならない。

［一～三　略］

四　書面による拘置状の発付を求めるときは、その旨及びその事由

［2　略］

（資料の提供・法第四百九十四条の五等）

第二百九十四条の三　法第四百九十四条の五の規定による拘置の請求をするには、次に掲げる資料を提供しなければならない。

一　罰金の裁判の裁判書又は裁判を記載した調書の謄本（裁判書が電磁的記録である場合又は裁判が電磁的記録である調書に記録されている場合にあつては、当該裁判書又は当該調書に記録されている事項の全部を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録）又は抄本（裁判書が電磁的記録である場合又は裁判が電磁的記録である調書に記録されている場合にあつては、当該裁判書又は当該調書に記録されている事項の一部を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録であつてその内容が当該裁判書又は当該調書に記録されている事項と同一であることの証明がされたもの）

二　法第三百四十五条の二又は第四百九十四条の三の規定による決定の裁判書又は裁判を記載した調書の謄本（裁判書が電磁的記録である場合又は裁判が電磁的記録である調書に記録されている場合にあつては、当該裁判書又は当該調書に記録されている事項の全部を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録）又は抄本（裁判書が電磁的記録である場合又は裁判が電

（起訴状の謄本の送達等・法第四百六十三条等）

第二百九十二条　法第四百六十三条第四項の規定による起訴状の謄本の提出があつた場合には、第百七十六条の規定の適用があるものとする。

2　法第四百六十三条第五項において読み替えて適用する法第二百七十一条の二第二項の規定により起訴状抄本等を提出する場合には、検察官は、当該起訴状抄本等及び第百六十五条の二第二項の規定により差し出す起訴状抄本等に、法第二百七十一条の二第一項の規定による求めに係る者がそれぞれ同項第一号イ、ロ若しくはハ⑴若しくは⑵又は第二号イ若しくはロのいずれに該当するかの別を記載しなければならない。

（書類等の返還）

第二百九十三条　裁判所は、法第四百六十三条第三項又は第四百六十五条第二項の通知をしたときは、直ちに第二百八十九条第一項の書類及び証拠物並びに合意内容書面及び法第三百五十条の十第二項の書面を検察官に返還しなければならない。

［新設］

（拘置請求書の記載要件・法第四百九十四条の五等）

第二百九十四条の二　［同上］

［一～三　同上］

［新設］

［2　同上］

（資料の提供・法第四百九十四条の五等）

第二百九十四条の三　［同上］

一　罰金の裁判の裁判書又は裁判を記載した調書の謄本又は抄本

二　法第三百四十五条の二又は第四百九十四条の三の規定による決定の裁判書又は裁判を記載した調書の謄本又は抄本

磁的記録である調書に記録されている場合にあつては、当該裁判書又は当該調書に記録されている事項の一部を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録であつてその内容が当該裁判書又は当該調書に記録されている事項と同一であることの証明がされたもの）

［三　略］

（調書の作成・法第四百九十四条の六）

第二百九十四条の五　［略］

2　前項の調書には、裁判所が法第四百九十四条の六第二項に規定する方法により同条第一項に規定する者に対し理由を告げこれに関する陳述を聴いた場合は、当該方法によつた旨をも記載し、又は記録しなければならない。

3　第一項の調書については、第三十八条第二項（第六号前段に係る部分に限る。）、第三項、第四項、第六項及び第八項並びに第四十二条第一項の規定を準用する。

（拘置状の記載要件等・法第四百九十四条の七等）

第二百九十四条の六　拘置状には、法第四百九十四条の七第三項において読み替えて準用する法第六十四条に規定する事項のほか、罰金の裁判が確定した者が法第四百九十四条の五各号に掲げる者であることを記載し、又は記録しなければならない。

2　第七十一条、第七十二条、第七十三条の二、第七十四条第一項及び第二項並びに第七十五条第一項の規定（これらの規定のうち勾留に関する部分に限る。）は、拘置状について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

［略］	［略］	［略］
第七十二条第一項	裁判所又は裁判官	裁判所
第七十三条の二	被告人	法第三百四十五条の二（法第四百四条（法第四百十四条において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）又は第四百九十四条の三の規定による決定を受けた者
	裁判長又は裁判官	裁判長
第七十四条第一項	被告人は	者は
	被告人への提供	提供
［略］	［略］	［略］

（拘置についての準用規定・法第四百九十四条の八等）

第二百九十四条の八　第八十一条から第八十二条まで、第八十四条から第八十六条の二まで、第八十八条、第九十条、第百四十条、第百四十一条及び第百五十条の規定は、法第四百九十四条の五の規定による拘置について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

［略］	［略］	［略］

［三　同上］

（調書の作成・法第四百九十四条の六）

第二百九十四条の五　［同上］

［新設］

2　前項の調書については、第三十八条第二項（第三号前段に係る部分に限る。）、第三項、第四項及び第六項並びに第四十二条第一項の規定を準用する。

（拘置状の記載要件等・法第四百九十四条の七等）

第二百九十四条の六　拘置状には、法第四百九十四条の七第二項において読み替えて準用する法第六十四条に規定する事項のほか、罰金の裁判が確定した者が法第四百九十四条の五各号に掲げる者であることを記載しなければならない。

2　第七十一条、第七十二条、第七十四条第一項及び第二項並びに第七十五条第一項の規定（これらの規定のうち勾留に関する部分に限る。）は、拘置状について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

［同上］	［同上］	［同上］
第七十二条	裁判所又は裁判官	裁判所
第七十四条第一項	被告人は	者は
	被告人への交付	交付
［同上］	［同上］	［同上］

（拘置についての準用規定・法第四百九十四条の八等）

第二百九十四条の八　［同上］

［同上］	［同上］	［同上］

第百四十条、第百四十一条第一項及び第百五十条	裁判官	法第四百九十四条の五の規定による拘置をした裁判所
［略］	［略］	［略］

（勾引に関する準用規定・法第四百九十四条の十二等）

第二百九十四条の九　第七十一条から第七十四条第二項まで、第七十五条及び第七十六条の規定（これらの規定のうち勾引に関する部分に限る。）は、法第四百九十四条の十二第二項の規定による勾引について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

［略］	［略］	［略］
第七十二条第一項、第七十五条第二項及び第三項並びに第七十六条第三項	裁判所又は裁判官	法第四百九十四条の十二第一項の規定による決定をした裁判所
第七十三条	勾引状又は勾引状に代わるもの	勾引状
第七十三条の二、第七十六条第一項及び第三項	被告人	法第三百四十五条の二（法第四百四条（法第四百十四条において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）又は第四百九十四条の三の規定による決定を受けた者
第七十三条の二	裁判長又は裁判官	裁判長
第七十四条第一項	被告人は	者は
	被告人への提供	提供
第七十四条第二項	次項各号に掲げるときを除き、被告人	その請求をした者
［略］	［略］	［略］

第百四十条、第百四十一条及び第百五十条	裁判官	法第四百九十四条の五の規定による拘置をした裁判所
［同上］	［同上］	［同上］

（勾引に関する準用規定・法第四百九十四条の十二等）

第二百九十四条の九　［同上］

［同上］	［同上］	［同上］
第七十二条、第七十五条第二項及び第三項並びに第七十六条第三項	裁判所又は裁判官	法第四百九十四条の十二第一項の規定による決定をした裁判所
第七十三条	勾引状又は勾引状に代わるもの	勾引状
第七十四条第一項	被告人は	者は
	被告人への交付	交付
第七十四条第二項	次項各号に掲げるときを除き、被告人	その請求をした者
第七十六条第一項及び第二項	被告人	法第三百四十五条の二（法第四百四条（法第四百十四条において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）又は第四百九十四条の三の規定による決定を受けた者
［同上］	［同上］	［同上］

（認印に代わる措置・法第四百七十三条）

第二百九十四条の十　法第四百七十三条ただし書の裁判所の規則で定める認印に代わる措置は、裁判長又は裁判官が同条第二号に定める裁判書又は調書に係る裁判の執行を指揮する旨を明らかにする措置とする。

（免除の申立裁判所・法第五百条）

第二百九十五条の二　訴訟費用の負担を命ずる裁判の執行免除の申立ては、その裁判を言い渡した裁判所にしなければならない。ただし、事件が上訴審において終結した場合には、全部の訴訟費用について、その上訴裁判所にしなければならない。

2　前項の申立てを受けた裁判所は、その申立てについて決定をしなければならない。ただし、同項ただし書の規定による申立てを受けた裁判所は、自ら決定をするのが適当でないと認めるときは、訴訟費用の負担を命ずる裁判を言い渡した下級の裁判所に決定をさせることができる。この場合には、その旨を記載し、又は記録し、かつ、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、裁判長が当該各号に定める措置をとつた送付書（電磁的記録をもつて作成されるものを含む。）と共に申立書（同項の申立てが第六十五条の二第一項の方法によりされた場合にあつては、ファイルに記録されている申立書に記載すべき事項を記録した電磁的記録（第六十五条の七ただし書の場合にあつては、第六十五条の二第一項の記録媒体に記録されている申立書に記載すべき事項を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録）及び関係書類（電磁的記録を含む。）を送付するものとする。

一　送付書が書面である場合　認印すること。

二　送付書が電磁的記録である場合　送付書の内容を確認したことを当該送付書上明らかにすること。

3　前項ただし書の規定による送付をしたときは、裁判所は、直ちにその旨を検察官に通知しなければならない。

（差押え等の令状請求書の記載要件・法第五百九条）

第二百九十五条の六　法第五百九条の規定による差押え、捜索、電磁的記録提供命令又は検証のための令状の請求書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

［一～十　略］

十一　書面によるこの項の令状の発付を求めるときは、その旨及びその事由

2　法第五百九条の規定による身体検査令状の請求書には、前項に規定する事項のほか、同条第五項に規定する事項を記載しなければならない。

［3　略］

（資料の提供等・法第五百九条等）

第二百九十五条の七　前条第一項の請求をするには、執行すべき裁判の裁判書又は裁判を記載した調書の謄本（裁判書が電磁的記録である場合又は裁判が電磁的記録である場合にあつては、当該裁判書又は当該調書に記録されている事項を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録）又は抄本（裁判書が電磁的記録である場合又は裁判が電磁的記録である場合にあつては、当該裁判書又は当該調書に記録されている事項の一部を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録であつてその内容が当該裁判書又は当該調書に記録されている事項と同一であることの証明がされたもの）を提出しなければならない。

［2・3　略］

（身体検査令状の記載要件等・法第五百十条）

第二百九十五条の八　法第五百九条第一項後段又は第五百十一条第一項後段の身体検査令状には、正当な理由がなく身体の検査を拒んだときは過料又は刑罰に処せられることがある旨をも記載し、又は記録しなければならない。

［新設］

（免除の申立裁判所・法第五百条）

第二百九十五条の二　訴訟費用の負担を命ずる裁判の執行免除の申立は、その裁判を言い渡した裁判所にしなければならない。但し、事件が上訴審において終結した場合には、全部の訴訟費用について、その上訴裁判所にしなければならない。

2　前項の申立を受けた裁判所は、その申立について決定をしなければならない。但し、前項但書の規定による申立を受けた裁判所は、自ら決定をするのが適当でないと認めるときは、訴訟費用の負担を命ずる裁判を言い渡した下級の裁判所に決定をさせることができる。この場合には、その旨を記載し、かつ、裁判長が認印した送付書とともに申立書及び関係書類を送付するものとする。

［新設］

3　前項但書の規定による送付をしたときは、裁判所は、直ちにその旨を検察官に通知しなければならない。

（差押え等の令状請求書の記載要件・法第五百九条）

第二百九十五条の六　［同上］

［一～十　同上］

［新設］

2　法第五百九条の規定による身体検査令状の請求書には、前項に規定する事項のほか、法第五百九条第四項に規定する事項を記載しなければならない。

［3　同上］

（資料の提供等・法第五百九条等）

第二百九十五条の七　前条第一項の請求をするには、執行すべき裁判の裁判書又は裁判を記載した調書の謄本又は抄本を差し出さなければならない。

［2・3　同上］

（身体検査令状の記載要件・法第五百十条）

第二百九十五条の八　法第五百九条第一項後段又は第五百十一条第一項後段の身体検査令状には、正当な理由がなく身体の検査を拒んだときは過料又は刑罰に処せられることがある旨をも記載しなければならない。

（令状の返還に関する記載等・法第五百十条）

第二百九十五条の九　法第五百九条第一項の令状には、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項をも記載しなければならない。

一　当該令状が書面による場合　有効期間内であつても、その必要がなくなつたときは、直ちにこれを返還しなければならない旨

二　当該令状が電磁的記録による場合　有効期間内であつても、その必要がなくなつたときは、検察官（法第五百十六条の規定により検察事務官に処分をさせる場合にあつては、検察官及び検察事務官）の使用に係る電子計算機及び記録媒体から令状を消去する措置並びに令状に記録された事項を印刷し又は複写した書面又は電磁的記録がある場合にはこれらを廃棄し又は消去する措置をとり、かつ、これらの措置をとつた旨を記録した電磁的記録を裁判官に提出しなければならない旨

（法第五百九条第一項の令状の記載要件等・法第五百十条）

第二百九十五条の十　法第五百十条第一項第二号の裁判所の規則で定める措置は、検察官（法第五百十六条の規定により検察事務官に処分をさせる場合にあつては、検察官及び検察事務官）の使用に係る電子計算機及び記録媒体から法第五百九条第一項の令状を消去することのほか、当該令状に記録された事項を印刷し、又は複写した書面又は電磁的記録がある場合には、これらを廃棄し、又は消去する措置とする。

（法第五百九条第一項の令状への記名押印に代わる措置・法第五百十条）

第二百九十五条の十一　法第五百十条第三項第二号の裁判所の規則で定める記名押印に代わる措置は、法第五百九条第一項の令状が裁判官の作成に係るものであることを示すとともに当該令状の改変を防止するために必要な措置（同項の令状に記録された事項を電子計算機の映像面、書面その他のものに表示したときに、併せて裁判官の氏名が表示されることとなるものに限る。）とする。

（電磁的記録提供命令の令状の記載要件等・法第五百十条）

第二百九十五条の十二　法第五百九条第一項の規定による電磁的記録提供命令の令状には、正当な理由がなく、同項の規定による電磁的記録提供命令に違反したときは、法第五百十三条の二の規定により刑罰に処せられることがある旨をも記載し、又は記録しなければならない。

（法第五百九条第一項の令状の執行後の処置）

第二百九十五条の十三　検察官は、電磁的記録である法第五百九条第一項の令状を執行した場合において、他にこれに記録された事項を印刷し、又は複写した書面又は電磁的記録があるときは、遅滞なく、これらを廃棄し、又は消去しなければならない。

（鑑定処分許可請求書の記載要件・法第五百十五条）

第二百九十五条の十四　検察官が法第五百十五条第二項の規定によつてする請求に係る請求書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

［一～七　略］

八　書面による法第五百十五条第三項の許可状の発付を求めるときは、その旨及びその事由

［2　略］

（準用規定等）

第二百九十五条の十五　第百三十九条第一項及び第百三十九条の二から第百四十一条までの規定は、検察官がする法第五百九条第三項又は第五百十五条第二項の請求について準用する。

2　第九十四条の四第一項の規定は検察官が法第五百九条の規定によつてする押収（電磁的記録提供命令（法第百二条の二第一項第一号イに掲げる方法による提供を命ずるものに限る。）を含む。）、電磁的記録提供命令（同号ロに掲げる方法による提供を命ずるものに限る。）又は検証について、第九十四条の四第二項の規定は検察官が法第五百九条の規定によつてする捜索について、それぞれ準用する。

（令状の返還に関する記載・法第五百十条）

第二百九十五条の九　法第五百九条第一項の令状には、有効期間内であつても、その必要がなくなつたときは、直ちにこれを返還しなければならない旨をも記載しなければならない。

［新設］

［新設］

（電磁的記録提供命令の令状の記載要件・法第五百十条）

第二百九十五条の十　法第五百九条第一項の規定による電磁的記録提供命令の令状には、正当な理由がなく、同項の規定による電磁的記録提供命令に違反したときは、法第五百十三条の二の規定により刑罰に処せられることがある旨をも記載しなければならない。

［新設］

（鑑定処分許可請求書の記載要件・法第五百十五条）

第二百九十五条の十一　［同上］

［一～七　同上］

［新設］

［2　同上］

（準用規定等）

第二百九十五条の十二　第百三十九条第一項、第百四十条及び第百四十一条の規定は、検察官が法第五百九条第三項又は第五百十五条第二項の規定によつてする請求について準用する。

［新設］

3 ［略］
4 ［略］
5 前項の調書については、第四十一条第二項（第一号に係る部分に限る。）及び第四十三条第二項の規定を準用する。
6 第百三十三条及び第百三十三条の三から第百三十五条までの規定は、法第五百十五条第三項の許可状について準用する。この場合において、第百三十三条第一項第二号中「鑑定人」とあるのは「法第五百十四条の規定による鑑定の嘱託を受けた者及び請求者」と、第百三十四条第三項中「被告人」とあるのは「裁判の執行を受ける者」と読み替えるものとする。

（申立て等の方式）

第二百九十六条 申立て等は、書面又は口頭でこれをすることができる。ただし、特別の定めのある場合は、この限りでない。
2 口頭による申立て等は、裁判所書記官の面前（映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法による場合を含む。）でこれをしなければならない。
3 前項の場合には、裁判所書記官は、申立て等の内容を記載し、又は記録した調書を作らなければならない。
4 裁判所書記官は、前項の調書を書面をもつて作成したときは当該調書に記載した事項を、同項の調書を電磁的記録をもつて作成したときは当該調書を、それぞれファイルに記録しなければならない。ただし、当該調書に記載した事項をファイルに記録することにつき困難な事情があるときは、この限りでない。

（刑事収容施設に収容中又は留置中の被告人又は被疑者の申立て等）

第二百九十七条 刑事施設の長、留置業務管理者若しくは海上保安留置業務管理者又はその代理者は、刑事収容施設に収容され、又は留置されている被告人又は被疑者が申立て等をしようとするときは、努めてその便宜を図り、ことに、被告人又は被疑者が自ら申述書（電磁的記録を含む。）を作ることができないときは、これを被告人又は被疑者に代わつて作成し、又は所属の職員にこれを被告人又は被疑者に代わつて作成させなければならない。

（書類等の提供、受理等）

第二百九十八条 書類及び電磁的記録の提供及び受理は、裁判所書記官がこれを取り扱う。

［2・3 略］

（裁判官に対する取調べ等の請求）

第二百九十九条 検察官、検察事務官又は司法警察職員の裁判官に対する取調べ、処分又は令状の請求は、当該事件の管轄にかかわらず、これらの者の所属の官公署の所在地を管轄する地方裁判所又は簡易裁判所の裁判官にこれをしなければならない。ただし、やむを得ない事情があるときは、最寄りの下級裁判所の裁判官にこれをすることができる。
2 前項の請求は、少年事件については、同項本文に規定する裁判官のほか、同項に規定する者の所属の官公署の所在地を管轄する家庭裁判所の裁判官にもこれをすることができる。
3 第一項の令状の請求を第六十五条の二第一項の電子情報処理組織を使用してファイルに記録する方法によりするときは、第一項本文に規定する裁判官のほか、別に最高裁判所が定める裁判所の裁判官にもこれをすることができる。

（書類、証拠物の閲覧等）

第三百一条 ［略］
2 裁判長又は裁判官は、訴訟に関する書類及び証拠物の閲覧又は謄写について、書類の破棄、電磁的記録の消去その他不法な行為を防ぐため必要があると認めるときは、裁判所書記官その他の裁判所職員をこれに立ち会わせ、又はその他の適当な措置を講じなければならない。

2 ［同上］
3 ［同上］
4 前項の調書については、第四十一条第二項（第一号に限る。）及び第四十三条第二項の規定を準用する。

［新設］

（申立その他の申述の方式）

第二百九十六条 裁判所又は裁判官に対する申立その他の申述は、書面又は口頭でこれをすることができる。但し、特別の定のある場合は、この限りでない。
2 口頭による申述は、裁判所書記官の面前でこれをしなければならない。
3 前項の場合には、裁判所書記官は、調書を作らなければならない。

［新設］

（刑事収容施設に収容中又は留置中の被告人又は被疑者の申述）

第二百九十七条 刑事施設の長、留置業務管理者若しくは海上保安留置業務管理者又はその代理者は、刑事収容施設に収容され、又は留置されている被告人又は被疑者が裁判所又は裁判官に対して申立てその他の申述をしようとするときは、努めてその便宜を図り、ことに、被告人又は被疑者が自ら申述書を作ることができないときは、これを代書し、又は所属の職員にこれを代書させなければならない。

（書類の発送、受理等）

第二百九十八条 書類の発送及び受理は、裁判所書記官がこれを取り扱う。

［2・3 同上］

（裁判官に対する取調等の請求）

第二百九十九条 検察官、検察事務官又は司法警察職員の裁判官に対する取調、処分又は令状の請求は、当該事件の管轄にかかわらず、これらの者の所属の官公署の所在地を管轄する地方裁判所又は簡易裁判所の裁判官にこれをしなければならない。但し、やむを得ない事情があるときは、最寄の下級裁判所の裁判官にこれをすることができる。
2 前項の請求は、少年事件については、同項本文の規定にかかわらず、同項に規定する者の所属の官公署の所在地を管轄する家庭裁判所の裁判官にもこれをすることができる。

［新設］

（書類、証拠物の閲覧等）

第三百一条 ［同上］
2 裁判長又は裁判官は、訴訟に関する書類及び証拠物の閲覧又は謄写について、書類の破棄その他不法な行為を防ぐため必要があると認めるときは、裁判所書記官その他の裁判所職員をこれに立ち会わせ、又はその他の適当な措置を講じなければならない。

（代替収容の場合における規定の適用）

第三百五条　刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律第十五条第一項の規定により留置施設に留置される者については、留置施設を刑事施設と、留置業務管理者を刑事施設の長と、留置担当官（同法第十六条第二項に規定する留置担当官をいう。）を刑事施設職員とみなして、第六十二条第三項、第六十四条の二、第七十条の二第一項第五号、第八十条第一項及び第二項、第九十一条第一項第二号及び第三号、第九十二条の二、第九十二条の三第一項、第百四十九条の二第一項第六号、第百五十条の三第一項第五号、第百五十三条第五項、第百八十七条の二、第百八十七条の三第二項、第二百十六条第二項、第二百二十七条（第百三十八条の九、第二百二十九条、第二百八十四条、第二百九十四条及び第二百九十五条第二項において準用する場合を含む。）、第二百二十八条（第百三十八条の九、第二百二十九条、第二百八十四条、第二百九十四条及び第二百九十五条第二項において準用する場合を含む。）、第二百二十九条、第二百二十九条、第二百四十四条、第二百四十五条及び第二百八十条の二第三項及び第四項並びに第二百八十条の三第二項の規定を適用する。

（代替収容の場合における規定の適用）

第三百五条　刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律第十五条第一項の規定により留置施設に留置される者については、留置施設を刑事施設と、留置業務管理者を刑事施設の長と、留置担当官（同法第十六条第二項に規定する留置担当官をいう。）を刑事施設職員とみなして、第六十二条第三項、第七十条の二第一項第五号、第八十条第一項及び第二項、第九十一条第一項第二号及び第三号、第九十二条の二第一項、第百四十九条の二第一項第六号、第百五十条の三第一項第五号、第百五十三条第四項、第百八十七条の二、第百八十七条の三第二項、第二百十六条第二項、第二百二十七条（第百三十八条の八、第二百二十九条、第二百八十四条、第二百九十四条及び第二百九十五条第二項において準用する場合を含む。）、第二百二十八条（第百三十八条の八、第二百二十九条、第二百八十四条、第二百九十四条及び第二百九十五条第二項において準用する場合を含む。）、第二百二十九条、第二百二十九条、第二百四十四条、第二百四十五条及び第二百八十条の二第三項及び第四項並びに第二百八十条の三第二項の規定を適用する。

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附　則

（施行期日）

第一条　この規則は、情報通信技術の進展等に対応するための刑事訴訟法等の一部を改正する法律（令和七年法律第三十九号。以下「法」という。）の施行の日（以下「施行日」という。）から施行する。

（裁判所等に対する申述等に関する経過措置）

第二条　申立て等（法附則第五条第一項に規定する申立て等をいう。以下この条において同じ。）であって、施行前刑事事件（法附則第三条第一項に規定する施行前刑事事件をいう。以下同じ。）又は特定刑事事件（法附則第四条に規定する特定刑事事件をいう。以下同じ。）に係るものについては、この規則による改正後の刑事訴訟規則（以下「新規則」という。）第六十五条の二及び第六十五条の六第一項（これらを準用する場合を含む。）の規定は、適用しない。ただし、施行前刑事事件又は特定日前刑事事件（法附則第三条第一項に規定する特定日前刑事事件をいう。以下同じ。）とこれらの事件以外の刑事事件を併せて審判する場合における施行日以後（施行日後に併せて審判することとなった場合にあっては、それ以後）の申立て等については、この限りでない。

（裁判所書記官によるファイルへの記録に関する経過措置）

第三条　刑事訴訟に関する手続において法による改正後の刑事訴訟法（昭和二十三年法律第百三十一号）又は新規則の規定に基づき裁判所に提出された書面又は記録媒体であって、施行前刑事事件又は特定刑事事件に係るものについては、新規則第六十五条の七（これを準用する場合を含む。）の規定は、適用しない。ただし、施行前刑事事件又は特定日前刑事事件とこれらの事件以外の刑事事件を併せて審判する場合における施行日以後（施行日後に併せて審判することとなった場合にあっては、それ以後）に提出された書面又は記録媒体については、この限りでない。

（調書のファイルへの記録に関する経過措置）

第四条　施行前刑事事件又は特定刑事事件については、新規則第三十八条第八項、第四十一条第四項、第五十二条の十四第二項、第七十八条第二項及び第二百九十六条第四項（これらを準用する場合を含む。）の規定は、適用しない。ただし、施行前刑事事件又は特定日前刑事事件とこれらの事件以外の刑事事件を併せて審判する場合における施行日以後（施行日後に併せて審判することとなった場合にあっては、それ以後）に作成されたこれらの規定に係る調書については、この限りでない。

（裁判書等のファイルへの記録に関する経過措置）

第五条　施行前刑事事件又は特定刑事事件に係る新規則第五十五条第三項に規定する裁判書及び同条第四項に規定する裁判書の謄本に代わるもの並びに第二百十九条第一項に規定する調書判決（以下この条において「裁判書等」という。）については、新規則第五十五条第三項及び第四項並びに第二百十九条第六項（これらを準用する場合を含む。）の規定は、適用しない。ただし、施行前刑事事件又は特定日前刑事事件とこれらの事件以外の刑事事件を併せて審判する場合における施行日以後（施行日後に併せて審判することとなった場合にあっては、それ以後）に作成された裁判書等については、この限りでない。

（取り調べた証拠に関する経過措置）

第六条　証拠書類及び証拠物（法附則第七条本文に規定する証拠書類及び証拠物をいう。以下この条において同じ。）については、新規則第二百七条の三の規定は、適用しない。ただし、施行前刑事事件又は特定日前刑事事件とこれらの事件以外の刑事事件を併せて審判する場合における施行日以後（施行日後に併せて審判することとなった場合にあっては、それ以後）に証拠調べを終わった証拠書類及び証拠物については、この限りでない。

（令状に関する経過措置）

第七条　施行前刑事事件又は特定刑事事件に係る令状については、なお従前の例による。ただし、施行前刑事事件又は特定日前刑事事件とこれらの事件以外の刑事事件を併せて審判する場合における施行日以後（施行日後に併せて審判することとなった場合にあっては、それ以後。以下この条において同じ。）に発付される令状（請求により発付される令状にあっては、施行日以後に請求される令状）については、この限りでない。

（速記原本が公判調書の一部とされる場合における速記原本及び速記録に関する経過措置）

第八条　施行前刑事事件又は特定刑事事件において、速記原本が公判調書の一部とされる場合における速記原本及び速記録については、なお従前の例による。ただし、施行前刑事事件又は特定日前刑事事件とこれらの事件以外の刑事事件を併せて審判する場合における施行日以後（施行日後に併せて審判することとなった場合にあっては、それ以後）に作成される速記原本及び速記録については、この限りでない。

最高裁判所長官　今崎　幸彦

○最高裁判所規則第十四号

刑事事件等に関する手続において用いる識別符号の付与等に関する規則を次のように定める。

令和八年十月二十三日

最高裁判所

刑事事件等に関する手続において用いる識別符号の付与等に関する規則

（識別符号の付与の方法）

第一条　刑事事件及び少年事件に関する手続において、刑事訴訟法（昭和二十三年法律第百三十一号）、刑事訴訟規則（昭和二十三年最高裁判所規則第三十二号）その他の法令に定める電子情報処理組織を使用するための識別符号（文字、番号、記号その他の符号であって、その使用者ごとに異なるものとなるように割り当てられることにより、特定の使用者を識別することができるものをいう。以下同じ。）を得るときは、あらかじめ、次に掲げる事項をその使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）から入力して送信する方法により最高裁判所に届け出なければならない。

一　氏名及び住所（法人又は法人でない社団若しくは財団で代表者若しくは管理人の定めがあるものにあっては、その名称、代表者又は管理人の氏名及び主たる事務所の所在地）

二　電話番号

三　電子メールアドレス（特定電子メールの送信の適正化等に関する法律（平成十四年法律第二十六号）第二条第一号に規定する電子メール（最高裁判所の細則で定める通信方式を用いるものに限る。）の利用者を識別するための文字、番号、記号その他の符号をいう。）

四　生年月日（法人又は法人でない社団若しくは財団で代表者若しくは管理人の定めがあるものにあっては、その代表者又は管理人の生年月日）

五　その他必要な事項として最高裁判所が定める事項

2　前項の規定による届出を行う者（法人又は法人でない社団若しくは財団で代表者若しくは管理人の定めがあるものにあっては、その代表者又は管理人をいう。以下この項において同じ。）は、最高裁判所が定める方法により前項の規定による届出を行う者を確認するための措置を講じなければならない。

3　最高裁判所は、第一項の規定による届出を受理したとき（次条第二項に規定する場合を除く。）は、当該届出をした者に対し、識別符号を付与するものとする。

4　前三項の規定にかかわらず、最高裁判所は、識別符号を付与することが相当と認める者に対し、識別符号を付与することができる。

（弁護士に対する識別符号の付与の方法）

第二条　弁護士が、その業務として前条第一項の規定による届出をする場合には、弁護士であることを証明しなければならない。

2　最高裁判所は、前項に規定する場合において、当該届出を受理したときは、当該届出をした弁護士に対し、弁護士の業務として前条第一項の電子情報処理組織を使用するための識別符号を付与するものとする。

（届出事項の変更等）

第三条　第一条第三項又は前条第二項の規定により識別符号を付与された者は、その使用に係る電子計算機において暗証符号を設定し、遅滞なく、設定した暗証符号を当該電子計算機から入力して送信する方法により最高裁判所に届け出なければならない。

2　第一条第三項又は前条第二項の規定により識別符号を付与された者は、第一条第一項各号に掲げる事項に変更があったとき、暗証符号を変更するとき又は識別符号の使用を廃止するときは、遅滞なく、その旨をその使用に係る電子計算機から入力して送信する方法により最高裁判所に届け出なければならない。

3　第一条第四項の規定により識別符号を付与された者は、最高裁判所に対し、暗証符号の設定を求めなければならない。

4　第一条第四項の規定により識別符号を付与された者が、暗証符号を変更するとき又は識別符号の使用を廃止するときも、第二項と同様とする。

5　最高裁判所は、第一条第三項又は前条第二項の規定により識別符号を付与された者が当該識別符号を使用する都度、当該者に対し、第一項の規定により届け出られた暗証符号（第二項の規定により暗証符号が変更されたときは、その変更後のもの）とは別の暗証符号を付与することができる。

6　最高裁判所は、第一条第四項の規定により識別符号を付与された者が当該識別符号を使用する都度、当該者に対し、第三項の暗証符号（第四項の規定により暗証符号が変更されたときは、その変更後のもの）とは別の暗証符号を付与するものとする。

（識別符号の使用の停止）

第四条　最高裁判所は、次に掲げる場合には、第一条第三項若しくは第四項又は第二条第二項の規定により付与した識別符号の使用を停止することができる。

一　当該識別符号を付与された者が偽りその他不正な手段により当該識別符号の付与を受けたものであるとき。

二　当該識別符号を付与された者以外の者が当該識別符号を不正に取得したとき。

三　当該識別符号を付与された者が裁判所の使用に係る電子計算機に対して不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成十一年法律第百二十八号）第二条第四項に規定する不正アクセス行為をしたとき。

四　第一条第三項の規定により当該識別符号を付与された者が当該識別符号を付与された日から九十日間当該識別符号を使用しなかったときその他の当該者が当該識別符号を使用する必要がなくなったと認めるとき。

五　第二条第二項の規定により当該識別符号を付与された者が法令の規定により弁護士の業務を行うことができなくなったとき。

六　前各号に掲げる場合のほか、当該識別符号を付与された者が第一条第一項の電子情報処理組織の使用を継続することが適当でないと認める特別の事情があるとき。

附　則

この規則は、情報通信技術の進展等に対応するための刑事訴訟法等の一部を改正する法律（令和七年法律第三十九号）の施行の日から施行する。

最高裁判所長官　今崎　幸彦

その他告示

○農林水産省告示第千六百八号

肥料の品質の確保等に関する法律（昭和二十五年法律第百二十七号）第十二条第二項の規定に基づき、令和八年八月二十四日付けをもつて次のように肥料の登録の有効期間を更新したので、同法第十六条第一項の規定に基づき告示する。

令和八年十月二十三日

農林水産大臣　武部　新

1　登録番号、肥料の種類及び名称並びに生産業者又は輸入業者の名称及び住所

有効期間が令和11年８月24日となつたもの

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	名称	住所
生第67842号	化成肥料	マルナカ複合肥料ユーキペレ555	中部飼料株式会社	愛知県名古屋市中区錦二丁目13番19号
生第67844号	化成肥料	マルナカ複合肥料ユーキペレ865	中部飼料株式会社	愛知県名古屋市中区錦二丁目13番19号
生第67870号	液状肥料	ダン印有機入り複合液肥532号	ダン化学株式会社	静岡県藤枝市高田169番地の12
生第70515号	液状肥料	第一リン酸カリ液肥	パレス化学株式会社	神奈川県横浜市金沢区福浦１丁目11番地の16
生第74900号	家庭園芸用複合肥料	カダン液肥SB９号	フマキラー株式会社	東京都千代田区神田美倉町11番地
生第79401号	化成肥料	ほう素入りひかり高度複合482号	NCTアグリ株式会社	東京都千代田区外神田一丁目18番13号
生第79412号	液状肥料	ブラックジャック１号	株式会社古田産業	高知県高知市五台山3983番地５
生第86408号	液状肥料	PF32	株式会社シードマン	千葉県野田市中里710番地１
生第86409号	液状肥料	新多木有機入り液肥13号	多木化学株式会社	兵庫県加古川市別府町緑町２番地
生第86413号	家庭園芸用複合肥料	エード10号	KINCHO園芸株式会社	東京都中央区東日本橋二丁目６番12号
生第86418号	汚泥肥料	こうこう１号	奥中山高原農協乳業株式会社	岩手県二戸郡一戸町奥中山字西田子1311番地３
生第86420号	汚泥肥料	いずみ２号	株式会社平和物産	福島県須賀川市小倉字牡丹平135番地23
生第86423号	汚泥肥料	いぶき21	観音寺市伊吹クリーンセンター	香川県観音寺市伊吹町82番地
生第86424号	汚泥肥料	ハイパースラッジ１号	東かがわ市	香川県東かがわ市湊1847番地１
生第86425号	汚泥肥料	のびる君	上天草衛生施設組合	熊本県天草市有明町楠甫6030番地
生第88994号	家庭園芸用複合肥料	K―10号	アグロカネショウ株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目８番３号
生第92055号	化成肥料	くみあい尿素有機入り化成S808V２号	片倉コープアグリ株式会社	東京都千代田区九段北一丁目８番10号
生第92056号	化成肥料	くみあい有機入り化成S777V２号	片倉コープアグリ株式会社	東京都千代田区九段北一丁目８番10号
生第92062号	家庭園芸用複合肥料	エードそのまま液17号	KINCHO園芸株式会社	東京都中央区東日本橋二丁目６番12号
生第92063号	汚泥肥料	ウイン	有限会社佐藤重機	北海道中川郡本別町向陽町55番地
生第92067号	汚泥肥料	クレア	自然フーズ株式会社	愛知県田原市赤羽根町野添原62番地
生第100296号	化成肥料	低度888	有限会社マルイ	富山県高岡市六家1209番地
生第100305号	化成肥料	くみあい苦土・有機入り複合肥料S897特号	朝日アグリア株式会社	埼玉県児玉郡神川町渡瀬222番地
生第100314号	汚泥肥料	今井肥料１号	有限会社今井重機	北海道斜里郡小清水町元町一丁目47番３号
生第103770号	液状肥料	Big Boss	中島商事株式会社	愛知県豊明市沓掛町石畑158番地
生第103771号	液状肥料	ハイパーガーデン	中島商事株式会社	愛知県豊明市沓掛町石畑158番地
生第103772号	液状肥料	ハイパースタート	中島商事株式会社	愛知県豊明市沓掛町石畑158番地
生第103775号	液状肥料	アーリーシーズン	中島商事株式会社	愛知県豊明市沓掛町石畑158番地
生第103776号	液状肥料	ミッドシーズン	中島商事株式会社	愛知県豊明市沓掛町石畑158番地
生第103778号	汚泥肥料	瑞穂のHERO（肥料）	株式会社日本環境管理センター	岐阜県海津市平田町三郷493番地
生第103779号	液状肥料	エンドシーズン	中島商事株式会社	愛知県豊明市沓掛町石畑158番地
生第103781号	家庭園芸用複合肥料	セルフディフェンスKG	東山物産株式会社	大阪府藤井寺市岡２丁目７番67号
生第103783号	汚泥肥料	メタン発酵液肥	株式会社DISPO.	北海道帯広市西二十条北四丁目２番地
生第103786号	液状肥料	くみあい有機入り複合液肥463号	くみあい肥料株式会社	長崎県諫早市栄田町８番23号
生第103810号	副産肥料	ドライピー	日本化学工業株式会社	東京都江東区亀戸九丁目11番１号
生第103811号	液状肥料	ネオイーストS	アサヒバイオサイクル株式会社	東京都渋谷区恵比寿南二丁目４番１号
生第103817号	汚泥肥料	ホーチ魚汚泥発酵肥料	株式会社ホーチ・アグリコ	静岡県御前崎市白羽9111番地の１
生第103818号	汚泥肥料	森の汚泥肥料	森食品工業株式会社	長野県千曲市大字森2543番地
生第103820号	化成肥料	くみあい尿素入り複合275マザー	片倉コープアグリ株式会社	東京都千代田区九段北一丁目８番10号
生第106142号	液状肥料	PKマグ液肥134	日東エフシー株式会社	愛知県名古屋市港区いろは町１丁目23番地
生第106146号	家庭園芸用複合肥料	不二2.4―0.1―0.2	有限会社不二養土	長崎県大村市中里町390番地１

生第106149号	液状肥料	関菱液肥022特号	関菱化学株式会社	茨城県土浦市右籾字宮塚3041番地の２
生第106150号	液状肥料	関菱液肥654特号	関菱化学株式会社	茨城県土浦市右籾字宮塚3041番地の２
生第106152号	液状肥料	有機酸入り液状肥料25号	有限会社グリーン化学	千葉県流山市流山三丁目351番地
生第106156号	化成肥料	くみあい有機入り化成0881	片倉コープアグリ株式会社	東京都千代田区九段北一丁目８番10号
生第106159号	家庭園芸用複合肥料	家庭園芸用複合肥料１号	有限会社グリーン化学	千葉県流山市流山三丁目351番地
生第108131号	配合肥料	くみあい苦土炭カル入り粒状複合NP13―Ca	ホクレン肥料株式会社	北海道札幌市中央区北４条西１丁目１番地
生第108132号	配合肥料	くみあい苦土入り粒状複合NP47―Cu	ホクレン肥料株式会社	北海道札幌市中央区北４条西１丁目１番地
生第108165号	化成肥料	園芸化成肥料６号	朝日アグリア株式会社	埼玉県児玉郡神川町渡瀬222番地
輸第10058号	配合肥料	NPK配合肥料７号	エヌ．ピー．ケー貿易株式会社	東京都千代田区丸の内三丁目４番１号
輸第11412号	化成肥料	シリカゲル入り・化成肥料10号	有限会社キャピタル・イチ・マル・ロク	新潟県新潟市中央区関屋下川原町一丁目３番地15
輸第13030号	化成肥料	SK有機入りペレット６－５－３	株式会社正栄商会	東京都江東区亀戸六丁目55番20号
輸第100301号	家庭園芸用複合肥料	ARY―609―01	アリスタ　ライフサイエンス株式会社	東京都中央区日本橋一丁目４番１号
輸第103824号	配合肥料	くみあい全農養液B	全国農業協同組合連合会	東京都千代田区大手町一丁目３番１号

有効期間が令和11年８月25日となったもの

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	名称	住所
生第77124号	家庭園芸用複合肥料	カダン液肥B170号	フマキラー株式会社	東京都千代田区神田美倉町11番地
生第82945号	化成肥料	くみあい有機入り複合肥料320号	朝日アグリア株式会社	埼玉県児玉郡神川町渡瀬222番地
生第82946号	化成肥料	くみあい尿素・有機入り複合肥料133Y１号	朝日アグリア株式会社	埼玉県児玉郡神川町渡瀬222番地
生第82950号	化成肥料	新すみだ特号	太陽肥料株式会社	茨城県神栖市砂山４番地
生第82951号	化成肥料	黒化成３・８号	太陽肥料株式会社	茨城県神栖市砂山４番地
生第82952号	化成肥料	新すみだ８号	太陽肥料株式会社	茨城県神栖市砂山４番地
生第82953号	化成肥料	新すみだ３号	太陽肥料株式会社	茨城県神栖市砂山４番地
生第82978号	家庭園芸用複合肥料	NPSAN	有限会社日本医薬品開発研究所	北海道勇払郡むかわ町花園３丁目25番地
生第82983号	汚泥肥料	おとなし１号	行橋市	福岡県行橋市中央一丁目１番１号
生第82987号	汚泥肥料	スーパーミクロ	関東有機肥料株式会社	栃木県那須塩原市西岩崎18番地14
生第82993号	汚泥肥料	バイオライト	コーヨー産業有限会社	鹿児島県日置市吹上町入来3725番地２

有効期間が令和14年８月24日となったもの

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	名称	住所
生第46341号	配合肥料	ほう素マンガン苦土入り複合肥料ホスグリーンN―１号（鉄、銅、亜鉛、モリブデン添加）	東北化学工業株式会社	愛知県名古屋市西区押切一丁目６番13号
生第46342号	配合肥料	ほう素マンガン苦土入り複合肥料ホスグリーンN―２号（鉄、銅、亜鉛、モリブデン添加）	東北化学工業株式会社	愛知県名古屋市西区押切一丁目６番13号
生第62676号	化成肥料	くみあい窒素加里化成17号	JA全農くみあい飼料株式会社	群馬県太田市東新町818番地
生第62677号	化成肥料	くみあい尿素入り複合燐加安45号	JA全農くみあい飼料株式会社	群馬県太田市東新町818番地
生第62678号	化成肥料	くみあい尿素入り複合燐加安486号	JA全農くみあい飼料株式会社	群馬県太田市東新町818番地
生第62733号	鉱さいけい酸質肥料	くみあい30けい酸苦土石灰	清水工業株式会社	岐阜県大垣市赤坂東町２番地の１
生第70507号	化成肥料	中日本ほうよく206	中日本肥料株式会社	愛知県名古屋市中村区名駅５丁目23番12号
生第74884号	化成肥料	高度複合肥料403	サンアグロ株式会社	東京都中央区日本橋小網町17番10
生第74902号	液状肥料	液体微量要素M―1000	清和肥料工業株式会社	大阪府大阪市中央区備後町四丁目３番４号
生第79414号	配合肥料	養液栽培用微量要素強化かんたんぴ	米山化学工業株式会社	大阪府大阪市北区西天満５丁目２番18号
生第86414号	軽量気泡コンクリート粉末肥料	モイス	アイカテック建材株式会社	東京都練馬区豊玉北六丁目５番15号
生第88997号	塩化加里	塩化加里55	ホクレン肥料株式会社	北海道札幌市中央区北４条西１丁目１番地
生第89000号	化成肥料	硫燐安13―33	ホクレン肥料株式会社	北海道札幌市中央区北４条西１丁目１番地
生第89001号	化成肥料	硫燐安15―17	ホクレン肥料株式会社	北海道札幌市中央区北４条西１丁目１番地
生第89002号	化成肥料	硫燐安16―17	ホクレン肥料株式会社	北海道札幌市中央区北４条西１丁目１番地
生第89003号	化成肥料	エーコープ尿素入り複合硫加燐安666	北海道肥料株式会社	北海道室蘭市築地町148番地
生第89006号	化成肥料	新東効果発現促進材入り化成808	新東化学工業株式会社	千葉県市原市八幡海岸通11番１
生第89009号	化成肥料	UF入り高度化成肥料284号	住商アグリビジネス株式会社	東京都千代田区神田和泉町１番地
生第89010号	化成肥料	化成肥料B668	日本肥糧株式会社	群馬県藤岡市岡之郷字戸崎559番３

生第89011号	化成肥料	化成肥料488号	九鬼肥料工業株式会社	三重県四日市市西末広町４番17号
生第100295号	化成肥料	高度444	有限会社マルイ	富山県高岡市六家1209番地
生第100297号	化成肥料	苦土有機入り化成088号	東邦化成工業株式会社	三重県四日市市西末広町４番17号
生第100304号	硫酸アンモニア	20.5硫酸アンモニア	NCTアグリ株式会社	東京都千代田区外神田一丁目18番13号
生第100306号	化成肥料	くみあい尿素・苦土・マンガン・ほう素・有機入り複合肥料380号	朝日アグリア株式会社	埼玉県児玉郡神川町渡瀬222番地
生第106064号	化成肥料	化成888	太陽肥料株式会社	茨城県神栖市砂山４番地
生第106145号	化成肥料	尿素ほう素入り化成525	株式会社アグリテクノ	北海道札幌市中央区大通西八丁目２番地30
生第106157号	液状肥料	MNB微量要素複合液肥M１号	片倉コープアグリ株式会社	東京都千代田区九段北一丁目８番10号
輸第549号	塩化加里	59.0塩化加里	住友商事株式会社	東京都千代田区大手町二丁目３番２号
輸第1960号	硝酸石灰	13.5硝酸石灰	住友商事株式会社	東京都千代田区大手町二丁目３番２号
輸第1961号	硝酸石灰	14.0硝酸石灰	住友商事株式会社	東京都千代田区大手町二丁目３番２号
輸第3075号	化成肥料	17.5―46.0りん安	株式会社welzo	福岡県福岡市博多区博多駅東一丁目14番３号
輸第4830号	化成肥料	硝酸態窒素入り化成肥料１号	エヌ．ピー．ケー貿易株式会社	東京都千代田区丸の内三丁目４番１号
輸第4831号	化成肥料	硝酸態窒素入り化成肥料２号	エヌ．ピー．ケー貿易株式会社	東京都千代田区丸の内三丁目４番１号
輸第7350号	化成肥料	粒状硝酸カリ	エヌ．ピー．ケー貿易株式会社	東京都千代田区丸の内三丁目４番１号
輸第11417号	硫酸アンモニア	硫安20.5	株式会社インターファーム	東京都中央区銀座三丁目11番５号
輸第11419号	尿素	ユーフレックス46	株式会社ヒューエンタープライズ	東京都新宿区新小川町５番28号
輸第11422号	重過りん酸石灰	重過りん酸43	有限会社キャピタル・イチ・マル・ロク	新潟県新潟市中央区関屋下川原町一丁目３番地15
輸第11427号	重過りん酸石灰	TSP42.0	株式会社welzo	福岡県福岡市博多区博多駅東一丁目14番３号
輸第11428号	重過りん酸石灰	TSP43.0	株式会社welzo	福岡県福岡市博多区博多駅東一丁目14番３号
輸第11429号	魚かす粉末	魚かす粉末５－７	ウィトレーディング株式会社	宮崎県都城市早水町５号９番地５
輸第11430号	魚かす粉末	魚かす粉末６－７	ウィトレーディング株式会社	宮崎県都城市早水町５号９番地５
輸第11431号	甲殻類質肥料粉末	カニ殻３－２	ウィトレーディング株式会社	宮崎県都城市早水町５号９番地５
輸第11435号	混合石灰肥料	混合石灰肥料K	谷商株式会社	兵庫県神戸市中央区栄町通三丁目６番９号
輸第11437号	副産肥料	前畑苦土肥料60	前畑産業株式会社	東京都千代田区神田和泉町１番地
輸第11438号	副産肥料	前畑苦土肥料80	前畑産業株式会社	東京都千代田区神田和泉町１番地
輸第11439号	副産肥料	アグリ軽焼マグ	アグリコマース株式会社	佐賀県神埼市神埼町尾崎3861番地１
輸第100287号	塩化アンモニア	25.0塩化アンモニア	セントラル化成株式会社	山口県宇部市大字沖宇部5254番地の７
輸第100311号	尿素	尿素46	有限会社新陽通商	神奈川県横浜市港北区下田町三丁目16
輸第106101号	ホルムアルデヒド加工尿素肥料	ホルム窒素39	日東エフシー株式会社	愛知県名古屋市港区いろは町１丁目23番地
輸第106144号	化成肥料	化成肥料556	グリーンコスモス株式会社	北海道苫小牧市新開町三丁目13番２号
輸第106148号	重過りん酸石灰	CG重過りん酸石灰２号	セントラルグリーン株式会社	新潟県新発田市本田3418番地
輸第106158号	化成肥料	化成肥料14―12―13―２―0.2	アイアグリ株式会社	茨城県土浦市北神立町２番地12

有効期間が令和14年８月25日となったもの

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	名称	住所
生第11327号	硝酸アンモニア	住友34.4防結性粒状硝酸アンモニア	住友化学株式会社	東京都中央区日本橋二丁目７番１号
生第24234号	化成肥料	三福化成特８号	清和肥料工業株式会社	大阪府大阪市中央区備後町四丁目３番４号
生第77106号	化成肥料	有機入り化成肥料50号H	平和肥料株式会社	愛知県蒲郡市浜町47番地
生第77107号	化成肥料	苦土有機入り化成肥料807号H	平和肥料株式会社	愛知県蒲郡市浜町47番地
生第82996号	化成肥料	くみあい硫加燐安406	ジェイカムアグリ株式会社	東京都千代田区神田須田町二丁目６番６号
生第82998号	化成肥料	くみあい化成高度500	ジェイカムアグリ株式会社	東京都千代田区神田須田町二丁目６番６号
生第83000号	化成肥料	くみあい複合燐加安44号	ジェイカムアグリ株式会社	東京都千代田区神田須田町二丁目６番６号
生第83001号	化成肥料	くみあい硫加燐安12号	ジェイカムアグリ株式会社	東京都千代田区神田須田町二丁目６番６号
生第83008号	化成肥料	高度444	日本肥料株式会社	大阪府和泉市府中町三丁目３番５号
輸第6669号	化成肥料	17―44燐安	三井物産株式会社	東京都千代田区大手町一丁目２番１号
輸第6674号	石灰窒素	石灰窒素	株式会社ファイマテック	東京都千代田区神田淡路町二丁目23番１号
輸第8392号	魚かす粉末	5.0魚骨	NCTアグリ株式会社	東京都千代田区外神田一丁目18番13号

２　保証成分量その他の規格（肥料の品質の確保等に関する法律第４条第１項第３号に掲げる肥料にあっては、含有を許される有害成分の最大量その他の規格）

肥料の名称ごとの保証成分量その他の規格（肥料の品質の確保等に関する法律第４条第１項第３号に掲げる肥料にあっては、含有を許される有害成分の最大量その他の規格）は、次のとおりである。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産省消費・安全局農産安全管理課に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネットの利用その他の方法により公表するものとする。）

○農林水産省告示第千六百九号

肥料の品質の確保等に関する法律（昭和二十五年法律第百二十七号）第十三条第１項の規定に基づき、次のように生産業者の住所の変更に係る届出があったので、同法第十六条第二項の規定に基づき告示する。

令和八年十月二十三日

農林水産大臣　武部　新

１　生産業者の住所の変更

登録番号　生第92415号、生第92416号、生第93772号

変更前　東京都中央区京橋一丁目15番１号

変更後　東京都中央区京橋一丁目７番１号

登録番号　生第109166号、生第109167号

変更前　福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目７番27号

変更後　福岡県福岡市西区大字太郎丸790番地１

○農林水産省告示第千六百十号

肥料の品質の確保等に関する法律（昭和二十五年法律第百二十七号）第十四条の規定に基づき、次の肥料の登録は失効したので、同法第十六条第１項の規定に基づき告示する。

令和八年十月二十三日

農林水産大臣　武部　新

１　登録番号、肥料の種類及び名称並びに輸入業者の名称及び住所

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	名称	住所
輸第106127号	液体微量要素複合肥料	シンライA	日本カーリット株式会社	東京都中央区京橋一丁目17番10号

２　保証成分量その他の規格（肥料の品質の確保等に関する法律第４条第１項第３号に掲げる肥料にあっては、含有を許される有害成分の最大量その他の規格）

肥料の名称ごとの保証成分量その他の規格（肥料の品質の確保等に関する法律第４条第１項第３号に掲げる肥料にあっては、含有を許される有害成分の最大量その他の規格）は、次のとおりである。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産省消費・安全局農産安全管理課に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネットの利用その他の方法により公表するものとする。）

○最高裁判所告示第八号

民事事件等に関する手続において用いる識別符号の付与における本人確認方法に関する要綱を定める件（令和八年最高裁判所告示第五号）の一部を次のように改正したので、告示する。

令和八年十月二十三日

最高裁判所

第二号の次に次の二号を加える。

三　規則第一条第三項又は第二条第二項の規定により識別符号を付与されている者が更に規則第一条第一項の規定による届出を行う場合　当該者に付与されている識別符号を裁判所に提供させる方法

四　刑事事件等に関する手続において用いる識別符号の付与等に関する規則（令和八年最高裁判所規則第十四号）第一条第三項若しくは第四項又は第二条第二項の規定により識別符号を付与されている者が規則第一条第一項の規定による届出を行う場合　当該者に付与されている識別符号を裁判所に提供させる方法

○最高裁判所告示第九号

情報通信技術の進展等に対応するための刑事訴訟法等の一部を改正する法律（令和七年法律第三十九号）附則第三条第１項本文に規定する最高裁判所の定める刑事事件を次のとおり定めたので、告示する。

令和八年十月二十三日

最高裁判所

情報通信技術の進展等に対応するための刑事訴訟法等の一部を改正する法律（令和七年法律第三十九号。以下「法」という。）附則第三条第１項本文に規定する最高裁判所の定める刑事事件は、次に掲げる事件以外のものとする。

一　法の施行の日から令和九年五月九日までの間においては、次に掲げる事件

イ　別表第一に掲げる罪に係る事件であって、法の施行の日から令和九年五月九日までの間において別表第二の一に掲げる裁判所に対して公訴の提起があった事件

ロ　イに定める罪に係る事件であって、司法警察職員（刑事訴訟法（昭和二十三年法律第百三十一号。以下「刑事訴訟法」という。）第百九十条に規定する司法警察職員として職務を行うべき者を除く。）又は検察官若しくは検察事務官（以下「司法警察職員等」という。）がイに定める期間においてイに定める裁判所又は当該裁判所の裁判長若しくは裁判官に対して申立て、請求その他の申述をするもの（イに掲げる事件及び起訴状の提出により公訴の提起があった事件を除く。）

二　令和九年五月十日から同年六月十三日までの間においては、次に掲げる事件

イ　前号イに掲げる事件及び令和九年五月十日から同年六月十三日までの間において別表第二の一に掲げる裁判所に対して公訴の提起があった事件

ロ　司法警察職員等がイに定める期間においてイに定める裁判所又は当該裁判所の裁判長若しくは裁判官に対して申立て、請求その他の申述をする事件（イに掲げる事件及び起訴状の提出により公訴の提起があった事件を除く。）

ハ　別表第一に掲げる罪に係る事件であって、イに定める期間において別表第二の二に掲げる裁判所に対して公訴の提起があった事件

ニ　ハに定める罪に係る事件であって、司法警察職員等がイに定める期間においてハに定める裁判所又は当該裁判所の裁判長若しくは裁判官に対して申立て、請求その他の申述をするもの（ハに掲げる事件及び起訴状の提出により公訴の提起があった事件を除く。）

三　令和九年六月十四日から同年七月十一日までの間においては、次に掲げる事件

イ　前号イに掲げる事件及び令和九年六月十四日から同年七月十一日までの間において別表第二の一に掲げる裁判所に対して公訴の提起があった事件

ロ　司法警察職員等がイに定める期間においてイに定める裁判所又は当該裁判所の裁判長若しくは裁判官に対して申立て、請求その他の申述をする事件（イに掲げる事件及び起訴状の提出により公訴の提起があった事件を除く。）

ハ　前号ハに掲げる事件及びイに定める期間において別表第二の二に掲げる裁判所に対して公訴の提起があった事件

ニ　司法警察職員等がイに定める期間においてハに定める裁判所又は当該裁判所の裁判長若しくは裁判官に対して申立て、請求その他の申述をする事件（ハに掲げる事件及び起訴状の提出により公訴の提起があった事件を除く。）

ホ　別表第一に掲げる罪に係る事件であって、イに定める期間において別表第二の一及び別表第二の二に掲げる裁判所以外の裁判所に対して公訴の提起があった事件

ヘ　ホに定める罪に係る事件であって、司法警察職員等がイに定める期間において ホに定める裁判所又は当該裁判所の裁判長若しくは裁判官に対して申立て、請求その他の申述をするもの（ホに掲げる事件及び起訴状の提出により公訴の提起があった事件を除く。）

四　令和九年七月十二日以降においては、次に掲げる事件

イ　前号イに掲げる事件及び令和九年七月十二日以降において別表第二の一に掲げる裁判所に対して公訴の提起があった事件

ロ　令和九年七月十二日以降においてイに定める裁判所又は当該裁判所の裁判長若しくは裁判官に対して申立て、請求その他の申述をする事件（イに掲げる事件及び起訴状の提出により公訴の提起があった事件を除く。）

ハ　前号ハに掲げる事件及び令和九年七月十二日以降において別表第二の二に掲げる裁判所に対して公訴の提起があった事件

ニ　令和九年七月十二日以降においてハに定める裁判所又は当該裁判所の裁判長若しくは裁判官に対して申立て、請求その他の申述をする事件（ハに掲げる事件及び起訴状の提出により公訴の提起があった事件を除く。）

ホ　前号ホに掲げる事件並びに令和九年七月十二日以降において別表第二の一及び別表第二の二に掲げる裁判所以外の裁判所に対して公訴の提起があった事件

ヘ　令和九年七月十二日以降においてホに定める裁判所又は当該裁判所の裁判長若しくは裁判官に対して申立て、請求その他の申述をする事件（ホに掲げる事件及び起訴状の提出により公訴の提起があった事件を除く。）

五　司法警察職員等が、裁判所又は裁判長若しくは裁判官に対して前各号に掲げる事件に係る申立て、請求その他の申述と併せて申立て、請求その他の申述をする事件（前各号に掲げる事件を除く。）及び当該申立て、請求その他の申述（公訴の提起に限る。）がされた事件

六　前各号に掲げる事件であって検察官が刑事訴訟法第五十四条の二第一項の方法により公訴の提起をした事件が係属する裁判所に対して、当該事件の被告人について更に公訴の提起をする事件（前各号に掲げる事件を除く。）及び当該公訴の提起があった事件

別表第一

覚醒剤取締法（昭和二十六年法律第二百五十二号）第四十一条の二第一項（所持に係る部分に限る。）の罪又は同法第四十一条の三第一項第一号の罪

別表第二の一

東京地方裁判所、その管轄区域内に所在する簡易裁判所若しくは東京家庭裁判所、横浜地方裁判所、その管轄区域内に所在する簡易裁判所若しくは横浜家庭裁判所、さいたま地方裁判所、その管轄区域内に所在する簡易裁判所若しくはさいたま家庭裁判所又は千葉地方裁判所、その管轄区域内に所在する簡易裁判所若しくは千葉家庭裁判所

別表第二の二

大阪地方裁判所、その管轄区域内に所在する簡易裁判所若しくは大阪家庭裁判所、名古屋地方裁判所、その管轄区域内に所在する簡易裁判所若しくは名古屋家庭裁判所、広島地方裁判所、その管轄区域内に所在する簡易裁判所若しくは広島家庭裁判所、福岡地方裁判所、その管轄区域内に所在する簡易裁判所若しくは福岡家庭裁判所、仙台地方裁判所、その管轄区域内に所在する簡易裁判所若しくは仙台家庭裁判所、札幌地方裁判所、その管轄区域内に所在する簡易裁判所若しくは札幌家庭裁判所、函館地方裁判所、その管轄区域内に所在する簡易裁判所若しくは函館家庭裁判所、旭川地方裁判所、その管轄区域内に所在する簡易裁判所若しくは旭川家庭裁判所、釧路地方裁判所、その管轄区域内に所在する簡易裁判所若しくは釧路家庭裁判所又は高松地方裁判所、その管轄区域内に所在する簡易裁判所若しくは高松家庭裁判所

官庁報告

国家試験

第58回社会保険労務士試験合格者

社会保険労務士法施行規則（昭和43年厚生省・労働省令第１号）第８条の規定に基づき、令和８年８月23日に実施した第58回社会保険労務士試験の合格者の受験番号を次のとおり公告する。

令和８年10月23日

厚生労働大臣　上野賢一郎

試験地　北海道			
受験番号		受験番号	
010100003		010100004	
010100006		010100007	
010100018		010100023	
010100045		010100054	
010100070		010100094	
010100156		010100163	
010100174		010100185	
010100213		010100219	
010100226		010100230	
010100253		010100256	
010100262		010100269	
010100295		010100316	
010100331		010100347	
010100375		010100401	
010100429		010100437	
010100476		010100482	
010100493		010100504	
010100508		010100522	
010100528		010100546	
010100563		010100605	
010100611		010100633	
010100657		010100665	
010100710		010100721	
010100755		010100757	
010100790		010100805	
010100815		010100827	
010100839		010100843	
010100870		010100901	
010100930		010100945	
010100966		010100972	
010101052		010101080	
010101082		010101098	
010101113		010101118	
010101155		010101197	
010101217		010101248	
010101250		010101280	
010101312		010101326	
010101505		010101542	
010110002		010110007	
010110018			

試験地　宮城県			
受験番号		受験番号	
010110021		010120005	
020200006		020200008	
020200018		020200019	
020200021		020200031	
020200032		020200033	
020200038		020200040	
020200043		020200050	
020200058		020200062	
020200069		020200079	
020200096		020200107	
020200108		020200120	
020200139		020200151	
020200152		020200157	
020200160		020200168	
020200191		020200218	
020200235		020200274	
020200285		020200291	
020200300		020200346	
020200349		020200355	
020200369		020200384	
020200387		020200390	
020200397		020200401	
020200402		020200406	
020200421		020200430	
020200451		020200468	
020200471		020200491	
020200492		020200498	
020200500		020200518	
020200530		020200534	
020200544		020200555	
020200604		020200629	
020200672		020200684	
020200686		020200691	
020200692		020200698	
020200718		020200728	
020200756		020200771	
020200779		020200816	
020200825		020200829	
020200832		020200833	
020200853		020200880	
020200889		020200908	
020200922		020200935	
020200951		020200953	
020200986		020200996	
020201006		020201024	
020201055		020201057	
020201081		020201093	
020201099		020201105	
020201106		020201111	
020201131		020201170	
020201172		020201200	
020201206		020201251	

020201267 020201290 020201293
020201305 020201311 020201319
020201351 020201374 020201384
020201481 020201515 020201624
020201670 020201708 020201795
020201850 020202005 020210004
020210008 020210016

試験地　群馬県

030300002 030300014 030300018
030300019 030300025 030300027
030300048 030300059 030300060
030300071 030300077 030300086
030300100 030300116 030300132
030300162 030300177 030300180
030300185 030300186 030300197
030300212 030300218 030300236
030300240 030300246 030300247
030300255 030300282 030300287
030300293 030300296 030300315
030300318 030300323 030300364
030300368 030300384 030300389
030300398 030300425 030300465
030300466 030300467 030300469
030300473 030300491 030300509
030300512 030300524 030300543
030300544 030300560 030300563
030300569 030300607 030300609
030300631 030300634 030300635
030300653 030300674 030300701
030300712 030300745 030300763
030300775 030300779 030300788
030300819 030300846 030300874
030300909 030300988 030301006
030301020 030301068 030301070
030301071 030301072 030301148
030301155 030301323 030301341
030310002 030310003 030310024

試験地　埼玉県

040400002 040400008 040400009
040400011 040400020 040400021
040400026 040400043 040400045
040400049 040400063 040400074
040400076 040400081 040400084
040400086 040400091 040400093
040400094 040400101 040400112
040400113 040400115 040400123
040400124 040400144 040400146
040400157 040400161 040400162
040400165 040400173 040400174
040400179 040400185 040400189
040400193 040400202 040400205
040400224 040400232 040400233
040400242 040400247 040400251
040400255 040400257 040400263
040400266 040400272 040400273
040400274 040400275 040400289
040400291 040400294 040400297
040400299 040400304 040400329
040400348 040400352 040400359
040400368 040400380 040400388
040400390 040400398 040400399
040400405 040400415 040400417
040400420 040400436 040400438
040400443 040400445 040400458
040400522 040400537 040400546
040400550 040400554 040400567
040400580 040400583 040400590
040400605 040400609 040400618
040400623 040400630 040400633
040400635 040400638 040400665
040400673 040400678 040400682
040400683 040400694 040400705
040400711 040400725 040400726
040400729 040400745 040400749
040400764 040400785 040400795
040400798 040400815 040400846
040400869 040400914 040400942
040400943 040400945 040400952
040400963 040400973 040400974
040401003 040401014 040401038
040401075 040401090 040401095
040401117 040401131 040401136
040401148 040401155 040401172
040401185 040401187 040401191
040401204 040401232 040401248
040401250 040401254 040401258
040401261 040401264 040401271
040401284 040401290 040401294
040401317 040401320 040401325
040401329 040401354 040401356
040401368 040401386 040401387
040401395 040401404 040401412
040401451 040401460 040401465
040401466 040401475 040401478
040401491 040401492 040401545
040401552 040401559 040401564
040401613 040401634 040401683
040401696 040401732 040401759
040401782 040401795 040401797
040401803 040401832 040401833
040401835 040401868 040401874
040401887 040401932 040401935
040401941 040401945 040401957
040401984 040401998 040410018
040420001 040500013 040500083
040500115 040500152 040500163
040500219 040500236 040500284
040500354 040500369 040500378
040500470 040500489 040500543
040500598 040500656 040500697
040500703 040500816 040500957
040501026 040501034

試験地　千葉県

050600002 050600011 050600026
050600058 050600066 050600083
050600087 050600094 050600095
050600100 050600103 050600108
050600126 050600128 050600133
050600137 050600151 050600153
050600166 050600171 050600172
050600173 050600176 050600180
050600182 050600201 050600222
050600227 050600236 050600244
050600257 050600258 050600271
050600278 050600283 050600285
050600304 050600323 050600325
050600350 050600356 050600358
050600359 050600377 050600378
050600390 050600391 050600393
050600396 050600398 050600410
050600412 050600416 050600428
050600429 050600439 050600452
050600465 050600466 050600472
050600476 050600484 050600488
050600489 050600490 050600521
050600523 050600530 050600539
050600552 050600555 050600556
050600565 050600584 050600592
050600633 050600649 050600650
050600664 050600686 050600689
050600707 050600710 050600730
050600738 050600741 050600744
050600749 050600752 050600756
050600758 050600788 050600800
050600810 050600814 050600821
050600826 050600838 050600852
050600861 050600863 050600899
050600902 050600907 050600909
050600916 050600963 050600965
050600969 050600979 050600992
050600995 050600999 050601004
050601009 050601016 050601028
050601047 050601050 050601056
050601067 050601071 050601116
050601118 050601120 050601121
050601140 050601154 050601167
050601181 050601190 050601220
050601225 050601234 050601235
050601240 050601255 050601279
050601293 050601303 050601306
050601326 050601353 050601371
050601384 050601410 050601425
050601440 050601482 050601492
050601496 050601523 050601542
050601588 050601609 050601619
050601627 050601646 050601654
050601661 050601696 050601701
050601707 050601713 050601725
050601731 050601754 050601756
050601782 050601812 050601842
050601851 050601874 050601888
050601904 050601945 050601964
050601976 050601989 050602031
050602051 050602052 050602061
050602075 050602126 050602150
050602172 050602192 050602203
050602212 050602233 050602238
050602241 050602249 050602462
050602473 050602502 050602596
050610002 050610013 050610034
050620008 050620011 050620019

試験地　東京都

060700007 060700009 060700010
060700017 060700020 060700027
060700028 060700032 060700034

060700037	060700039	060700042	060710076	060710078	060710080	060800648	060800651	060800652	060801539	060801543	060801552			
060700043	060700044	060700045	060710081	060710107	060710113	060800657	060800661	060800663	060801565	060801570	060801597			
060700047	060700051	060700059	060710114	060710126	060710129	060800664	060800666	060800670	060801606	060801612	060801632			
060700060	060700061	060700062	060710131	060710135	060710139	060800674	060800676	060800687	060801636	060801655	060801672			
060700063	060700065	060700077	060710144	060720004	060720010	060800689	060800690	060800691	060801674	060801676	060801698			
060700080	060700083	060700084	060720021	060720023	060720043	060800692	060800700	060800705	060801719	060801720	060801723			
060700089	060700094	060700106	060720058	060720065	060720066	060800707	060800708	060800710	060801726	060801728	060801730			
060700121	060700126	060700127	060720071	060720073	060720074	060800712	060800713	060800714	060801734	060801737	060801740			
060700141	060700148	060700151	060720081	060800004	060800013	060800739	060800766	060800787	060801741	060801742	060801751			
060700158	060700162	060700164	060800014	060800015	060800022	060800792	060800794	060800803	060801752	060801779	060801780			
060700168	060700169	060700171	060800024	060800028	060800032	060800810	060800813	060800819	060801826	060801834	060801837			
060700175	060700180	060700182	060800043	060800044	060800045	060800843	060800845	060800858	060801843	060801848	060801849			
060700186	060700190	060700225	060800047	060800048	060800055	060800866	060800875	060800877	060801850	060801879	060801894			
060700229	060700230	060700233	060800061	060800062	060800071	060800880	060800885	060800895	060801907	060801909	060801912			
060700234	060700242	060700249	060800080	060800084	060800088	060800902	060800908	060800909	060801917	060801919	060801922			
060700254	060700257	060700260	060800094	060800101	060800108	060800910	060800919	060800920	060801924	060801930	060801933			
060700268	060700274	060700275	060800127	060800129	060800131	060800921	060800942	060800946	060801935	060801937	060801941			
060700276	060700280	060700294	060800148	060800149	060800156	060800962	060800978	060800979	060801947	060801953	060801968			
060700297	060700302	060700305	060800157	060800163	060800164	060800981	060800982	060800989	060801975	060801977	060802000			
060700306	060700310	060700319	060800167	060800186	060800187	060800996	060801010	060801014	060802041	060802050	060802055			
060700325	060700338	060700347	060800188	060800199	060800204	060801018	060801026	060801030	060802057	060802059	060802060			
060700353	060700355	060700357	060800209	060800214	060800236	060801032	060801034	060801038	060802067	060802083	060802096			
060700362	060700371	060700375	060800240	060800244	060800246	060801041	060801042	060801043	060802098	060802106	060802107			
060700381	060700387	060700393	060800250	060800255	060800256	060801045	060801059	060801065	060802122	060802128	060802144			
060700404	060700407	060700408	060800257	060800265	060800271	060801066	060801069	060801074	060802150	060802162	060802170			
060700425	060700426	060700432	060800285	060800287	060800294	060801087	060801090	060801096	060802195	060802212	060802215			
060700434	060700437	060700441	060800308	060800311	060800312	060801100	060801101	060801103	060802218	060802234	060802240			
060700445	060700450	060700457	060800315	060800322	060800323	060801105	060801116	060801117	060802246	060802249	060802255			
060700458	060700462	060700473	060800329	060800351	060800360	060801119	060801127	060801129	060802257	060802269	060802272			
060700474	060700480	060700482	060800363	060800364	060800373	060801133	060801136	060801139	060802289	060802290	060802295			
060700488	060700497	060700499	060800381	060800382	060800385	060801142	060801144	060801152	060802313	060802314	060802321			
060700502	060700504	060700521	060800387	060800389	060800391	060801155	060801157	060801161	060802322	060802328	060802339			
060700527	060700542	060700545	060800392	060800394	060800400	060801163	060801167	060801183	060802346	060802349	060802385			
060700550	060700555	060700558	060800401	060800408	060800410	060801201	060801205	060801206	060802395	060802398	060802406			
060700562	060700563	060700565	060800411	060800412	060800416	060801216	060801217	060801223	060802420	060802429	060802446			
060700569	060700572	060700574	060800420	060800421	060800434	060801227	060801230	060801233	060802451	060802456	060802462			
060700576	060700580	060700585	060800436	060800448	060800461	060801237	060801246	060801268	060802471	060802476	060802513			
060700592	060700596	060700599	060800465	060800466	060800471	060801282	060801303	060801326	060802519	060802533	060802534			
060700602	060700614	060700617	060800472	060800475	060800487	060801335	060801339	060801340	060802536	060802539	060802541			
060700618	060700621	060700631	060800490	060800493	060800497	060801343	060801352	060801360	060802552	060900021	060900034			
060700634	060700640	060700643	060800503	060800514	060800518	060801372	060801378	060801405	060900064	060900088	060900092			
060700644	060700652	060700658	060800541	060800559	060800575	060801412	060801424	060801425	060900106	060900120	060900154			
060700664	060700682	060700683	060800583	060800585	060800586	060801446	060801451	060801456	060900194	060900197	060900198			
060700685	060700686	060700687	060800590	060800591	060800598	060801466	060801469	060801483	060900206	060900210	060900214			
060710007	060710017	060710026	060800625	060800626	060800628	060801484	060801515	060801526	060900218	060900235	060900238			
060710034	060710043	060710059	060800629	060800632	060800643	060801530	060801536	060801537						

060900239 060900269 060900276
060900281 060900284 060900292
060900293 060900294 060900300
060900304 060900314 060900353
060900357 060900374 060900381
060900399 060900404 060900408
060900414 060900435 060900439
060900442 060900447 060900453
060900464 060900478 060900503
060900515 060900522 060900528
060900531 060900535 060900552
060900553 060900557 060900574
060900579 060900609 060900621
060900624 060900636 060900637
060900642 060900646 060900648
060900655 060900671 060900682
060900684 060900694 060900702
060900704 060900708 060900715
060900740 060900746 060900747
060900753 060900758 060900789
060900811 060900814 060900815
060900817 060900819 060900831
060900845 060900846 060900847
060900857 060900869 060900881
060900883 060900887 060900898
060900907 060900916 060900925
060900958 060900974 060900997
060901004 060901019 060901021
060901036 060901037 060901041
060901043 060901050 060901051
060901055 060901058 060901059
060901060 060901084 060901086
060901087 060901099 060901109
060901110 060901124 060901132
060901147 060901165 060901177
060901196 060901201 060901203
060901220 060901234 060901241
060901243 060901246 060901269
060901313 060901319 060901320
060901333 060901344 060901361
060901364 060901371 060901390
060901410 060901411 060901412
060901414 060901444 060901448
060901463 060901490 060901491
060901493 060901503 060901507

060901510 060901554 060901555
060901560 060901570 060901588
060901589 060901591 060901597
060901630 060901631 060901633
060901640 060901648 060901654
060901666 060901669 060901692
060901702 060901707 060901724
060901739 060901750 060901752
060901756 060901767 060901775
060901779 060901791 060901792
060901793 060901796 060901800
060901806 060901811 060901813
060901814 060901822 060901881
060901892 060901900 060901919
060901920 060901925 060901940
060901941 060901964 060901966
060901992 060902008 060902012
060902016 060902022 060902023
060902044 060902046 060902054
060902060 060902068 060902075
060902080 060902094 060902107
060902119 060902122 060902124
060902127 060902129 060902130
060902145 060902152 060902155
060902160 060902162 060902171
060902173 060902188 060902200
060902237 060902243 060902251
060902256 060902264 060902266
060902274 060902322 060902325
060902335 060902336 060902340
060902349 060902364 060902367
060902376 060902396 060902404
060902407 060902416 060902442
060902448 060902455 060902472
060902517 060902527 060902548
060902553 060902562 060902565
060902586 060902592 060902615
060902623 060902627 060902632
060902657 060902673 060902674
060902713 060902746 060902781
060902812 060902820 060902840
060902854 060902859 060902864
060902878 060902891 060902892
060902919 060902945 060902952
060902977 060902980 060902991

060902994 060902996 060903001
060903007 060903014 060903018
060903058 060903075 060903080
060903097 060903123 060903144
060903147 060903189 060903191
060903253 060903257 060903294
060903295 060903296 060903306
060903323 060903347 060903356
060903386 060903398 060903403
060903410 060903412 060903420
060903422 060903424 060903425
060903435 060903446 060903447
060903460 060903473 060903478
060903494 060903497 060903512
060903543 060903552 060903585
060903609 060903617 060903618
060903663 060903664 060903669
060903690 060903691 060903704
060903708 060903729 060903811
060903816 060903824 060903838
060903861 060903895 060903929
060903950 060903969 060903996
060903999 060904026 060904033
060904043 060904050 060904096
060904117 060904139 060904145
060904170 060904185 060904193
060904199 060904239 060904240
060904263 060904271 060904369
060904374 060904417 060904435
060904463 060904485 060904494
060904498 060904505 060904506
060904535 060904587 060904591
060904611 060904625 060904636
060904639 060904657 060904743
060904768 060904771 060904790
060904812 060904833 060904845
060904854 060904955 060904969
060904970 060905004 060905017
060905040 060905059 060905108
060905135 060905152 060905162
060905172 060905219 060905294
060905311 060905327 060905330
060905365 060905448 060905450
060905468 060905474 060905476
060905479 060905487 060905544
060905564 060905610 060905628

060905672 060905733 060905746
060905756 060905781 060905806
060905826 060905869 060905887
060905889 060905915 060905952
060906009 060906028 060906049
060906090 060906177 060906230
060906248 060906285 060906411
060906425 060906445 060906462
060906470 060906555 060906557
060906567 060906586 060906690
060906726 060906771 060906811
060906851 060906870 060906924
060907072 060907075 060907093
060907134 060907263 060907440
060907448 060907453 060907457
060907472 060907534 060907539
060907680 060907745 060907771
060907905 060907953 060908055
060908451 060908464 060908492
060908782 060909055 060909201
060909771 060909780

試験地　神奈川県

071000006 071000012 071000015
071000016 071000018 071000019
071000026 071000027 071000030
071000031 071000032 071000043
071000047 071000048 071000054
071000055 071000067 071000072
071000078 071000080 071000084
071000085 071000088 071000089
071000104 071000140 071000142
071000148 071000153 071000154
071000160 071000167 071000170
071000178 071000182 071000184
071000185 071000193 071000194
071000199 071000203 071000210
071000213 071000218 071000219
071000225 071000228 071000232
071000233 071000242 071000247
071000249 071000255 071000256
071000257 071000259 071000260
071000265 071000274 071000281
071000290 071000294 071000306
071000307 071000310 071000319
071000326 071000327 071000329
071000339 071000354 071000361

071000366 071000368 071000382
071000388 071000401 071000413
071000421 071000426 071000441
071000452 071000468 071000469
071000477 071000480 071000482
071000488 071000490 071000492
071000498 071000515 071000518
071000547 071000557 071000562
071000565 071000579 071000582
071000595 071000599 071000600
071000602 071000610 071000620
071000627 071000638 071000662
071000680 071000691 071000705
071000710 071000715 071000716
071000748 071000773 071000793
071000806 071000818 071000819
071000823 071000825 071000831
071000833 071000835 071000841
071000849 071000850 071000852
071000853 071000856 071000857
071000858 071000869 071000878
071000881 071000884 071000893
071000915 071000929 071000947
071000952 071000968 071000975
071000981 071000988 071000998
071001007 071001010 071001015
071001020 071001040 071001042
071001053 071001057 071001064
071001075 071001080 071001087
071001100 071001102 071001109
071001112 071001137 071001138
071001143 071001159 071001163
071001165 071001167 071001181
071001198 071001204 071001214
071001218 071001231 071001235
071001238 071001243 071001259
071001260 071001264 071001273
071001290 071001305 071001317
071001346 071001351 071001352
071001355 071001356 071001357
071001366 071001374 071001376
071010005 071010009 071010020
071010027 071010031 071020023
071100021 071100047 071100065
071100069 071100091 071100100
071100102 071100134 071100148
071100151 071100171 071100175
071100184 071100202 071100211
071100227 071100233 071100242
071100246 071100290 071100300
071100307 071100323 071100342
071100347 071100372 071100391
071100399 071100416 071100430
071100432 071100440 071100452
071100453 071100470 071100502
071100516 071100531 071100550
071100554 071100561 071100571
071100581 071100584 071100609
071100613 071100633 071100634
071100658 071100664 071100672
071100687 071100699 071100721
071100759 071100769 071100790
071100791 071100812 071100858
071100867 071100872 071100898
071100913 071100925 071100939
071100944 071100952 071100963
071100987 071100989 071101014
071101021 071101039 071101054
071101060 071101072 071101084
071101085 071101093 071101107
071101112 071101120 071101121
071101160 071101182 071101210
071101213 071101227 071101257
071101267 071101270 071101277
071101286 071101295 071101321
071101351 071101362 071101378
071101433 071101435 071101498
071101508 071101536 071101556
071101565 071101584 071101629
071101646 071101647 071101650
071101656 071101682 071101716
071101718 071101754 071101786
071101789 071101792 071101857
071101861 071101876 071101882
071101904 071101983 071101998
071102090 071102092 071102106
071102126 071102180 071102207
071102220 071102226 071102344
071102345 071102559 071102563
071102710

試験地　石川県
081200003 081200008 081200009
081200013 081200018 081200027
081200034 081200037 081200038
081200044 081200049 081200050
081200062 081200086 081200089
081200105 081200106 081200108
081200109 081200110 081200122
081200126 081200127 081200136
081200146 081200156 081200164
081200167 081200170 081200175
081200186 081200206 081200215
081200217 081200219 081200221
081200229 081200230 081200242
081200244 081200259 081200262
081200278 081200286 081200289
081200314 081200319 081200324
081200330 081200348 081200356
081200358 081200372 081200376
081200387 081200417 081200418
081200436 081200440 081200441
081200450 081200460 081200520
081200539 081200574 081200579
081200580 081200602 081200603
081200637 081200647 081200688
081200759 081200775 081200799
081200802 081200865 081200976
試験地　静岡県
091300001 091300003 091300019
091300027 091300029 091300034
091300035 091300042 091300050
091300056 091300057 091300059
091300060 091300070 091300071
091300092 091300093 091300099
091300113 091300115 091300118
091300120 091300137 091300157
091300159 091300160 091300165
091300166 091300170 091300185
091300206 091300217 091300220
091300226 091300239 091300244
091300254 091300263 091300275
091300289 091300291 091300294
091300296 091300298 091300301
091300310 091300311 091300315
091300323 091300325 091300344
091300346 091300348 091300356
091300368 091300369 091300391

091300401 091300412 091300414
091300428 091300440 091300441
091300450 091300498 091300523
091300534 091300559 091300564
091300609 091300630 091300653
091300690 091300694 091300739
091300779 091300793 091300794
091300813 091300814 091300878
091300911 091300914 091300957
091300993 091301039 091301043
091310001 091310024 091320002
試験地　愛知県
101400003 101400004 101400005
101400006 101400010 101400012
101400015 101400018 101400019
101400020 101400023 101400024
101400028 101400037 101400038
101400045 101400052 101400054
101400061 101400074 101400075
101400076 101400080 101400084
101400090 101400102 101400103
101400105 101400109 101400115
101400134 101400141 101400159
101400161 101400162 101400163
101400173 101400187 101400192
101400194 101400209 101400211
101400212 101400213 101400217
101400220 101400221 101400224
101400226 101400234 101400245
101400246 101400250 101400262
101400268 101400276 101400292
101400300 101400303 101400304
101400317 101400318 101400319
101400325 101400328 101400335
101400348 101400359 101400365
101400380 101400384 101400385
101400391 101400399 101400400
101400401 101400406 101400411
101400412 101400414 101400418
101400423 101400428 101400434
101400439 101400454 101400456
101400457 101400458 101400460
101400463 101400469 101400477
101400492 101400498 101400514
101400516 101400527 101400529
101400535 101400538 101400553
101400566 101400570 101400578

101400632	101400634	101400666
101400686	101400693	101400695
101400700	101400722	101400727
101400732	101400745	101400794
101400799	101400800	101400804
101400831	101400837	101400859
101400876	101400903	101400919
101400938	101400954	101400975
101400981	101400987	101400991
101400995	101400996	101401009
101401014	101401027	101401044
101401045	101401053	101401058
101401067	101401070	101401074
101401075	101401083	101401086
101401112	101401125	101401142
101401143	101401159	101401168
101401173	101401175	101401187
101401190	101401196	101401203
101401219	101401224	101401233
101401261	101401262	101401263
101401275	101401294	101401314
101401346	101401381	101401405
101401408	101401411	101401412
101401419	101401449	101401462
101401492	101401505	101401516
101401522	101401524	101401531
101401537	101401540	101401542
101401546	101401554	101401555
101401558	101401562	101401567
101401569	101401576	101401579
101401585	101401590	101401597
101401601	101401602	101401612
101401613	101401616	101401628
101401633	101401639	101401640
101401656	101401660	101401697
101401706	101401707	101401710
101401739	101401749	101401758
101401766	101401769	101401802
101401804	101401812	101401816
101401819	101401824	101401838
101401848	101401875	101401901
101401906	101401918	101401921
101401931	101401936	101401950
101401958	101401973	101401975
101401976	101401980	101401983

101402002	101402004	101402011
101402030	101402036	101402038
101402041	101402042	101402049
101402050	101402056	101402063
101402102	101402115	101402119
101402132	101402147	101402149
101402158	101402193	101402198
101402223	101402234	101402238
101402247	101402297	101402303
101402330	101402360	101402378
101402385	101402389	101402402
101402412	101402422	101402425
101402428	101402437	101402448
101402454	101402476	101402486
101402502	101402545	101402548
101402549	101402551	101402574
101402583	101402584	101402618
101402623	101402673	101402688
101402689	101402711	101402714
101402722	101402733	101402741
101402743	101402790	101402815
101402831	101402832	101402856
101402879	101402948	101402978
101403002	101403021	101403037
101403090	101403109	101403121
101403129	101403320	101403354
101403395	101403491	101403495
101403502	101403547	101403555
101403625	101403759	101403789
101403791	101403851	101403863
101403943	101403990	101404018
101404114	101404262	101410002
101410009	101410019	101410035
101410054	101420005	101420017

試験地　京都府

111500005	111500013	111500014
111500016	111500019	111500023
111500024	111500035	111500036
111500043	111500046	111500055
111500057	111500090	111500098
111500100	111500103	111500110
111500112	111500113	111500118
111500130	111500144	111500158
111500160	111500165	111500177
111500187	111500193	111500194

111500213	111500247	111500256
111500258	111500261	111500265
111500274	111500296	111500299
111500329	111500334	111500342
111500343	111500352	111500361
111500364	111500365	111500385
111500399	111500404	111500416
111500422	111500430	111500455
111500457	111500467	111500478
111500485	111500487	111500500
111500502	111500544	111500552
111500558	111500559	111500562
111500569	111500571	111500596
111500629	111500671	111500737
111500771	111500794	111500798
111500799	111500808	111500809
111500810	111500821	111500837
111500863	111500890	111500910
111500919	111500957	111500965
111500967	111500975	111501020
111501070	111501074	111501155
111501175	111501186	111501199
111501205	111501219	111501260
111501350	111510001	111510002
111510005	111510011	111510012
111510018	111510025	111520008

試験地　大阪府

121600012	121600014	121600017
121600020	121600026	121600030
121600033	121600037	121600042
121600052	121600056	121600060
121600062	121600066	121600074
121600076	121600081	121600082
121600084	121600085	121600088
121600090	121600096	121600100
121600101	121600108	121600109
121600111	121600119	121600121
121600123	121600127	121600128
121600130	121600140	121600144
121600157	121600161	121600168
121600180	121600183	121600185
121600197	121600199	121600202
121600207	121600221	121600224
121600232	121600235	121600240
121600241	121600243	121600244

121600247	121600257	121600265
121600266	121600269	121600270
121600282	121600285	121600288
121600296	121600302	121600307
121600311	121600314	121600319
121600327	121600329	121600334
121600342	121600343	121600365
121600366	121600373	121600376
121600386	121600388	121600389
121600398	121600402	121600415
121600421	121600426	121600428
121600429	121600437	121600438
121600441	121600442	121600452
121600455	121600462	121600464
121600467	121600468	121600469
121600475	121600479	121600481
121600484	121600486	121600491
121600498	121600499	121600501
121600506	121600515	121600517
121600524	121600525	121600529
121600539	121600540	121600546
121600549	121600553	121600557
121600559	121600569	121600581
121600590	121600604	121600605
121600612	121600619	121600630
121600634	121600640	121600641
121600653	121600658	121600695
121600702	121600714	121600716
121600719	121600725	121600726
121600733	121600738	121600739
121600741	121600748	121600750
121600798	121600803	121600824
121600829	121600831	121600833
121600836	121600841	121600842
121600851	121600853	121600855
121600867	121600868	121600874
121600879	121600882	121600884
121600885	121600889	121600893
121600902	121600917	121600934
121600948	121600970	121600972
121600983	121600996	121601013
121601014	121601015	121601018
121601026	121601028	121601032
121601037	121601049	121601056

121601057 121601060 121601063
121601078 121601079 121601089
121601091 121601092 121601108
121601111 121601117 121601127
121601128 121601137 121601155
121601157 121601159 121601162
121601169 121601174 121601189
121601197 121601201 121601211
121601219 121601232 121601233
121601237 121601239 121601242
121601248 121601253 121601258
121601259 121601268 121601280
121601283 121601288 121601289
121601294 121601295 121601296
121601297 121601298 121601318
121601323 121601325 121601349
121601354 121601383 121601394
121601399 121601405 121601420
121601423 121601427 121601429
121601451 121601456 121601469
121601502 121601527 121601529
121601532 121601535 121601545
121601549 121601551 121601567
121601586 121601589 121700012
121700018 121700036 121700041
121700051 121700069 121700079
121700080 121700096 121700100
121700115 121700120 121700134
121700166 121700198 121700212
121700214 121700245 121700248
121700268 121700271 121700277
121700283 121700285 121700308
121700311 121700320 121700326
121700345 121700360 121700382
121700392 121700410 121700420
121700421 121700439 121700443
121700448 121700451 121700462
121700469 121700471 121700481
121700492 121700507 121700515
121700517 121700522 121700530
121700534 121700547 121700558
121700565 121700569 121700574
121700578 121700583 121700586
121700592 121700595 121700600
121700617 121800004 121800013

121800027 121800030 121800031
121800043 121800061 121800064
121800074 121800076 121800082
121800101 121800102 121800118
121800128 121800131 121800138
121800141 121800187 121800192
121800195 121800198 121800216
121800217 121800233 121800249
121800252 121800263 121800269
121800297 121800304 121800310
121800331 121800337 121800367
121800373 121800391 121800392
121800416 121800442 121800444
121800456 121800467 121800482
121800486 121800495 121800522
121800529 121800549 121800574
121800594 121800602 121800611
121800615 121800629 121800645
121800646 121800662 121800674
121800704 121800710 121800712
121800741 121800754 121800764
121800777 121800798 121800801
121800819 121800824 121800844
121800847 121800849 121800855
121800876 121800878 121800899
121800913 121800919 121800924
121800971 121800994 121801030
121801047 121801050 121801080
121801116 121801125 121801131
121801138 121801142 121801190
121801194 121801237 121801244
121801263 121801268 121801289
121801294 121801320 121801353
121801365 121801408 121801412
121801437 121801440 121801444
121801446 121801521 121801554
121801557 121801578 121801581
121801617 121801618 121801623
121801667 121801741 121801785
121801819 121801824 121801827
121801831 121801863 121801889
121801927 121801931 121802087
121802107 121802184 121802222
121802263 121802267 121802295
121802344 121802358 121802381

121802410 121802475 121802539
121802554 121802555 121802567
121802585 121802664 121802698
121802853 121802989 121803154
121803229 121810001 121810014
121810015 121810017 121810026
121810028 121810029 121810040
121810043 121810057 121810072

試験地　兵庫県

131900003 131900010 131900019
131900020 131900021 131900022
131900028 131900031 131900034
131900040 131900051 131900066
131900068 131900070 131900072
131900074 131900075 131900077
131900078 131900086 131900091
131900106 131900110 131900111
131900119 131900123 131900128
131900129 131900131 131900141
131900143 131900165 131900168
131900170 131900175 131900180
131900191 131900196 131900200
131900205 131900209 131900213
131900232 131900234 131900245
131900246 131900250 131900256
131900264 131900266 131900286
131900299 131900309 131900311
131900315 131900331 131900342
131900352 131900353 131900360
131900395 131900403 131900404
131900412 131900415 131900423
131900437 131900458 131900466
131900497 131900519 131900520
131900560 131900573 131900577
131900578 131900580 131900582
131900587 131900593 131900605
131900610 131900612 131900614
131900629 131900661 131900697
131900699 131900703 131900717
131900722 131900735 131900778
131900794 131900795 131900796
131900799 131900803 131900810
131900833 131900860 131900862
131900867 131900877 131900888
131900896 131900905 131900910

131900918 131900921 131900930
131900934 131900949 131900958
131900968 131900971 131900973
131900982 131900999 131901018
131901020 131901052 131901081
131901085 131901094 131901102
131901120 131901123 131901134
131901139 131901144 131901155
131901176 131901180 131901184
131901198 131901207 131901238
131901239 131901248 131901253
131901257 131901267 131901269
131901279 131901287 131901312
131901328 131901350 131901398
131901454 131901464 131901486
131901489 131901492 131901515
131901518 131901533 131901556
131901600 131901650 131901674
131901775 131901791 131901812
131901927 131902017 131902023
131902168 131910027 131910032
131910034

試験地　岡山県

142000004 142000012 142000015
142000025 142000026 142000028
142000032 142000036 142000055
142000061 142000074 142000087
142000090 142000091 142000093
142000101 142000102 142000105
142000115 142000119 142000136
142000139 142000141 142000164
142000189 142000196 142000207
142000215 142000250 142000253
142000266 142000283 142000286
142000289 142000290 142000297
142000306 142000316 142000327
142000328 142000341 142000342
142000343 142000350 142000351
142000356 142000374 142000388
142000401 142000418 142000446
142000467 142000481 142000485
142000522 142000544 142000562
142000575 142000624 142000638
142000642 142000655 142000682

142000688 142000689 142000727
142000733 142000745 142000806
142000807 142000810 142010005
142010006 142010008 142010009
142010015

試験地　広島県

152100001 152100003 152100008
152100011 152100016 152100023
152100031 152100032 152100043
152100046 152100054 152100058
152100060 152100064 152100068
152100070 152100071 152100086
152100089 152100103 152100122
152100125 152100126 152100134
152100137 152100142 152100159
152100160 152100190 152100214
152100216 152100223 152100226
152100242 152100264 152100265
152100268 152100276 152100284
152100307 152100308 152100309
152100332 152100338 152100340
152100341 152100342 152100361
152100363 152100379 152100388
152100396 152100402 152100403
152100404 152100437 152100442
152100448 152100466 152100468
152100506 152100510 152100525
152100529 152100539 152100554
152100555 152100559 152100569
152100598 152100614 152100617
152100637 152100657 152100666
152100677 152100690 152100691
152100692 152100695 152100703
152100713 152100727 152100754
152100766 152100772 152100808
152100811 152100827 152100873
152101003 152101006 152101010
152101011 152101139 152101162
152110003 152110005 152110015
152110016 152110024 152120005

試験地　香川県

162200005 162200015 162200031
162200040 162200046 162200048
162200052 162200057 162200066
162200071 162200077 162200106
162200122 162200125 162200128
162200142 162200147 162200155
162200157 162200173 162200178
162200190 162200191 162200203
162200219 162200232 162200235
162200237 162200248 162200261
162200263 162200270 162200277
162200281 162200283 162200292
162200296 162200308 162200312
162200342 162200344 162200356
162200361 162200366 162200376
162200381 162200384 162200405
162200417 162200422 162200440
162200452 162200465 162200470
162200471 162200475 162200477
162200479 162200507 162200543
162200552 162200556 162200566
162200591 162200601 162200615
162200624 162200671 162200692
162200704 162200768 162200778
162200815 162200869 162200983
162210004 162210011 162210013
162220003

試験地　福岡県

172300005 172300009 172300011
172300019 172300025 172300028
172300034 172300041 172300046
172300051 172300061 172300062
172300064 172300070 172300071
172300073 172300076 172300079
172300080 172300082 172300088
172300102 172300114 172300128
172300132 172300134 172300140
172300141 172300145 172300147
172300149 172300163 172300168
172300169 172300178 172300190
172300191 172300208 172300209
172300213 172300214 172300246
172300255 172300260 172300261
172300279 172300286 172300296
172300308 172300331 172300335
172300337 172300344 172300346
172300349 172300360 172300374
172300376 172300402 172300403
172300411 172300414 172300420
172300427 172300437 172300439
172300442 172300444 172300446
172300453 172300475 172300476
172300477 172300484 172300497
172300498 172300505 172300517
172300546 172300587 172300590
172300610 172300628 172300631
172300633 172300635 172300639
172300643 172300660 172300662
172300669 172300678 172300697
172300703 172300707 172300718
172300773 172300782 172300813
172300825 172300826 172300838
172300856 172300878 172300925
172300932 172300946 172300952
172300963 172300965 172300967
172300983 172300990 172300998
172301000 172301006 172301007
172301011 172301018 172301024
172301033 172301048 172301052
172301066 172301071 172301088
172301111 172301124 172301127
172301128 172301151 172301175
172301182 172301183 172301187
172301190 172301196 172301207
172301234 172301245 172301249
172301278 172310003 172310012
172310014 172310020 172310024
172310063 172320007 172320012
172320017 172320028 172400033
172400041 172400063 172400079
172400095 172400116 172400121
172400135 172400144 172400154
172400192 172400202 172400207
172400213 172400219 172400226
172400236 172400239 172400245
172400252 172400260 172400267
172400270 172400273 172400284
172400303 172400322 172400349
172400376 172400392 172400402
172400431 172400438 172400449
172400451 172400478 172400570
172400576 172400615 172400620
172400625 172400654 172400656
172400661 172400687 172400709
172400732 172400776 172400784
172400800 172400807 172400816
172400825 172400842 172400847
172400872 172400880 172400920
172400934 172401041 172401095
172401133 172401183 172401264
172401315 172401439 172401507

試験地　熊本県

182500002 182500005 182500015
182500028 182500037 182500049
182500052 182500064 182500066
182500074 182500088 182500090
182500094 182500105 182500119
182500125 182500128 182500131
182500135 182500140 182500148
182500160 182500162 182500176
182500182 182500188 182500192
182500205 182500212 182500219
182500228 182500240 182500245
182500246 182500274 182500282
182500292 182500294 182500301
182500307 182500335 182500341
182500358 182500368 182500385
182500390 182500428 182500439
182500443 182500477 182500481
182500500 182500501 182500506
182500516 182500521 182500530
182500550 182500552 182500566
182500586 182500588 182500606
182500633 182500682 182500750
182500751 182500826 182500907
182500994 182501121 182510001
182510002 182510003 182510011
182510029 182520001

試験地　沖縄県

192600010 192600015 192600023
192600030 192600032 192600036
192600037 192600045 192600082
192600091 192600121 192600138
192600139 192600141 192600150
192600164 192600174 192600200
192600205 192600221 192600297
192600331 192600348

公　告

諸　事　項

参加者の有無を確認する公募手続に係る参加意思確認書の提出を求める公示

令和８年10月23日

国土交通省航空局長　池光　　崇

次のとおり、参加意思確認書の提出を招請します。

１．当該招請の主旨

本件は、航空交通情報交換処理システム（MASS）の調整作業を行うものである。

下記の応募要件を満たし、本業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を招請する公募を実施するものである。

応募の結果、４．の応募要件を満たすと認められる者がいない場合にあっては、本業務を適切かつ確実に履行できる能力を有する法人等（以下「特定法人等」という。）との契約手続きに移行する。

なお、４．の応募要件を満たすと認められる者がいる場合にあっては、一般競争入札による公告を行う予定である。

２．業務概要

⑴　業務名　令和８年度航空交通情報交換処理システム（MASS）調整作業　一式

⑵　業務内容　公募説明書のとおり

⑶　履行期間　契約締結日の翌日から令和９年３月31日まで

３．業務目的

本業務は、航空交通情報交換処理システム（MASS）において必要となる装置設定作業や動作試験作業を行うことを目的とする。

４．応募要件

⑴　基本的要件

①　予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

②　国土交通省航空局長から指名停止を受けている期間中でないこと。

③　警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者として、国土交通省公共事業等から排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

④　上記以外の要件は、公募説明書による。

⑵　技術的要件

①　技術的な問い合わせに対応する窓口を有し、必要な情報の提供が可能であること。

⑶　業務実施体制に関する要件

作業工程の明示並びに品質管理及び検査を実施できる体制が整備されており、次の①～③に揚げる基準を満たす担当者を配置し、工程管理体制を明示できること。

①　全体管理責任者

受注者におけるプロジェクト全体管理責任者は本システムと同等規模（システムの設置・運用範囲が全国規模）のシステムに対する設計・開発の遂行責任者としての経験を２年以上有し、次のいずれかに該当すること。

・情報処理の促進に関する法律（昭和45年５月22日法律第90号）に基づき実施される情報処理技術者試験のうちプロジェクトマネージャ試験の合格者

・プロジェクトマネジメント協会（PMI）が認定するプロジェクトマネジメントプロフェッショナル（PMP）の資格保有者又は技術士（情報工学部門又は総合技術監理部門（情報工学を選択科目とする者））の資格を有すること

・上記のいずれかの試験合格者・資格保有者等と同等の能力を有することが、経歴等において、明らかな者

②　業務に係る管理者

業務の管理を行う管理者は、システム開発の経験年数を５年以上有すること。また、その中でリーダークラスとしての経験を２年以上有し、次のいずれかに該当すること。

・システムアーキテクト試験の合格者

・データベーススペシャリスト試験の合格者

・ネットワークスペシャリスト試験の合格者

・上記のいずれかの試験合格者・資格保有者等と同等の能力を有することが、経歴等において、明らかな者

③　情報セキュリティ管理者

情報セキュリティ管理を行う管理者は、次の要件を満たすこと。

・情報セキュリティに関する企画、実施、運用及び分析のすべての段階で、物理的観点、人的観点及び技術的観点から、情報セキュリティを保つための施策を計画及び実施し、その結果に関する評価を行った実績を有すること

５．手続等

⑴　担当部局

〒100―8918　東京都千代田区霞が関２―１―３国土交通省航空局予算・管財室契約係

ＴＥＬ　03―5253―8111（内線47186）

⑵　説明書の交付期間及び方法

令和８年10月23日から令和８年11月２日まで

⑶　参加意思確認書の提出期限、提出先及び方法

令和８年11月４日　17：00必着

場所：⑴に同じ。原則として電子メールにより提出すること。

６．その他

⑴　手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

⑵　関連情報を入手するための照会窓口

５．⑴に同じ。

⑶　令和07・08・09年度国土交通省競争参加資格（全省庁統一資格）における「役務の提供等」に係る一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていない場合も５．⑶により参加意思確認書を提出することができるが、一般競争入札に移行した後、入札参加を希望する場合には開札時までに公告等級に適合した資格等級の格付けがなされていなければならない。

⑷　契約予定日　令和８年12月４日

⑸　随意契約によることとした場合の「政府調達に関する協定」の規定上の理由　第13条第１項(b)(iii)「技術的な理由により競争が存在しない」

⑹　その他詳細は、公募説明書による。

７．Summary

⑴　Subject matter of contract: Adjustment of the Messaging-system for ATM as SWIM Service, 1 set.

⑵　Time-limit to express interests: 5 : 00 P.M. November 4, 2026

⑶　Contract point for documentation relating to the proposal : Contract section, Budget and Property Administration Office, Infrastructure, Transport and Tourism, 2―1―3 Kasumigaseki Chiyoda-ku, Tokyo, 100―8918 Japan. TEL 03―5253―8111 (Ext. 47186)

⑷　Expected date of the contract award : December 4, 2026

⑸　Reason for the use of the single tendering procedure as provided for in the Agreement on Government Procurement : Article XIII 1. b. iii “Due to an absence of competition for technical reasons”

⑹　Name of administrator in charge of the contract and division which he or she belongs : IKEMITSU Takashi, Director-General of the Civil Aviation Bureau, Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism.

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

令和８年（フ）第７１０号

北九州市八幡東区中央１丁目11番１―611号

債務者　古田章次郎

１　決定年月日時　令和８年10月８日午前10時

２　主文　債務者について破産手続を開始する。

３　破産管財人　弁護士　小原　隆寛

４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年12月８日午前11時45分

５　免責意見申述期間　令和８年11月27日まで

福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

令和８年（フ）第７１１号

北九州市八幡東区中央１丁目11番１―611号

債務者　古田美津子

１　決定年月日時　令和８年10月８日午前10時

２　主文　債務者について破産手続を開始する。

３　破産管財人　弁護士　小原　隆寛

４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年12月８日午前11時45分

５　免責意見申述期間　令和８年11月27日まで

福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

令和８年（フ）第７５３号
北九州市八幡西区市瀬２丁目11番56号（201）
債務者　杉本　　悟
1　決定年月日時　令和８年10月７日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大屋　昭則
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年12月８日午前11時30分
5　免責意見申述期間　令和８年11月27日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

令和８年（フ）第２４１号
岡山県倉敷市宮前542番地　市営西宮前団地16号
債務者　宮原　広吉
1　決定年月日時　令和８年10月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　岡部　宗茂
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月14日午前11時30分
5　免責意見申述期間　令和８年11月30日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

令和８年（フ）第７７７号
北九州市小倉北区下富野２丁目５番19号
債務者　口元　良太
1　決定年月日時　令和８年10月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　青木　　洋
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年12月15日午前10時45分
5　免責意見申述期間　令和８年12月１日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

令和８年（フ）第１８１号
群馬県邑楽郡邑楽町大字中野5745番地８
債務者　齋藤　直美
1　決定年月日時　令和８年10月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　青木　一郎
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年２月９日午後２時
5　免責意見申述期間　令和８年12月２日まで
前橋地方裁判所太田支部

令和８年（フ）第７７２号
北九州市小倉北区三郎丸１丁目12番８－101号
債務者　神代　　歩
1　決定年月日時　令和８年10月８日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　角南　雅徳
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年12月16日午後３時45分
5　免責意見申述期間　令和８年12月２日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

令和８年（フ）第２０７１号
横浜市西区東ケ丘41番地２　ＧｒｅｅｎＦｏｒｔ横浜桜木町203号
債務者　神元佐知子
1　決定年月日時　令和８年10月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小林　実穂
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年12月10日午後２時30分
5　免責意見申述期間　令和８年12月３日まで
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第７７６号
北九州市小倉北区緑ケ丘２丁目12番36－507号
債務者　吉元　尚志
1　決定年月日時　令和８年10月７日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　清成　　真
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年12月17日午前11時
5　免責意見申述期間　令和８年12月３日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

令和８年（フ）第９５号
福岡県築上郡築上町大字東八田1094番地１
債務者　かすみそうベーカリーこと堤　　省太
1　決定年月日時　令和８年10月８日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　松本　知佳
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年12月17日午前11時
5　免責意見申述期間　令和８年12月３日まで
福岡地方裁判所行橋支部破産係

令和７年（フ）第１６７号
函館市西桔梗町852番地４
債務者　松代　丈志
1　決定年月日時　令和８年10月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　吉田　昌洋
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年２月18日午前10時
5　免責意見申述期間　令和８年12月４日まで
函館地方裁判所

令和８年（フ）第４３４号
新潟市中央区川端町６丁目45番地　ダイアパレス万代903
債務者　小林　和子
1　決定年月日時　令和８年10月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小松　弥生
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年12月15日午前11時
5　免責意見申述期間　令和８年12月４日まで
新潟地方裁判所民事部

令和８年（フ）第４４１号
新潟市西区五十嵐２の町9143番地185
債務者　髙橋　武史
1　決定年月日時　令和８年10月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　阿部　　剛
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年12月22日午後１時50分
5　免責意見申述期間　令和８年12月４日まで
新潟地方裁判所民事部

令和８年（フ）第２９１号
香川県高松市花ノ宮町２丁目９番５号、住民票上の住所香川県さぬき市志度1287番地12
債務者　池田　義和
1　決定年月日時　令和８年10月９日午前９時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　富家佐也加
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月20日午後１時45分
5　免責意見申述期間　令和８年12月４日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

令和８年（フ）第７０４号
福岡県遠賀郡水巻町吉田南２丁目８番12号101号
債務者　安部　考浩
1　決定年月日時　令和８年10月８日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　藤井　　晋
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年12月18日午後３時
5　免責意見申述期間　令和８年12月４日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

令和８年（フ）第７４２号
北九州市八幡東区春の町５丁目１番13－301号、前住所北九州市八幡東区祇園原町４番43－207号
債務者　長友　広子
1　決定年月日時　令和８年10月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　仲地　彩子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年12月18日午後１時30分
5　免責意見申述期間　令和８年12月４日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

令和８年（フ）第９５０号
仙台市宮城野区榴岡３丁目７番30－602号
債務者　白田　太郎
1　決定年月日時　令和８年10月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　古川　真紀
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月12日午後１時30分
5　免責意見申述期間　令和８年12月７日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

令和８年（フ）第９７３号
仙台市宮城野区福田町１丁目７番31号　ラフィネ・ドミール101、従前の住所青森県黒石市大字袋字村元16番地１
債務者　盛　　桜子
1　決定年月日時　令和８年10月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　金井　哲志
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月22日午後１時35分
5　免責意見申述期間　令和８年12月７日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

令和８年（フ）第９８３号
仙台市宮城野区鶴ケ谷東３丁目13番34号
債務者　松尾真由美
1　決定年月日時　令和８年10月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　金井　哲志
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月18日午後１時55分
5　免責意見申述期間　令和８年12月７日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

令和８年（フ）第１０３９号
仙台市若林区沖野７丁目42番36号
債務者　佐々木　浩
１　決定年月日時　令和８年10月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　小林　正人
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月18日午後１時50分
５　免責意見申述期間　令和８年12月７日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

令和８年（フ）第１０９９号
宮城県多賀城市高崎３丁目３番14号　ＯＳ高崎203、従前の住所宮城県塩竈市向ケ丘１番12号
債務者　横山津矢子
１　決定年月日時　令和８年10月８日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　畠山　拓也
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月15日午前11時10分
５　免責意見申述期間　令和８年12月７日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

令和８年（フ）第１１２４号
仙台市青葉区旭ケ丘２丁目７番24号　セジュール旭ケ丘101
債務者　鷲田　　舞
１　決定年月日時　令和８年10月８日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　男澤　　拓
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月15日午前11時15分
５　免責意見申述期間　令和８年12月７日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

令和８年（フ）第１９７号
山梨県山梨市歌田448番地３
債務者　雨宮　美恵
１　決定年月日時　令和８年10月７日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　渡邊　森矢
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月20日午前11時30分
５　免責意見申述期間　令和８年12月７日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第１８５４号
大阪市平野区喜連２丁目５番87号　ラシーヌ喜連505号室
債務者　實井　翔太
１　決定年月日時　令和８年10月８日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　孝岡　裕介
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年12月21日午後１時40分
５　免責意見申述期間　令和８年12月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第４３１５号
大阪府枚方市長尾台４丁目４番61号
債務者　前田　弘美
１　決定年月日時　令和８年10月８日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　朴　　泰翼
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年12月21日午後２時20分
５　免責意見申述期間　令和８年12月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第４５３６号
大阪市淀川区十三東１丁目７番８―503号
債務者　高橋　　勝
１　決定年月日時　令和８年10月８日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　三島　昇悟
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年12月21日午後１時40分
５　免責意見申述期間　令和８年12月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第４７４５号
大阪市中央区高津３丁目２番11号　ＲＵＩＴＡ日本橋202
債務者　今西　建二
１　決定年月日時　令和８年10月８日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　赤堀順一郎
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年12月21日午後１時40分
５　免責意見申述期間　令和８年12月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第４９３０号
大阪市鶴見区横堤１丁目12番６号　セ・ジュールツルミ　203号
債務者　焼き肉いっぽこと　一瀬　　歩
１　決定年月日時　令和８年10月８日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　井上　修一
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年12月21日午後１時40分
５　免責意見申述期間　令和８年12月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第５０６０号
大阪府東大阪市鷹殿町16番１号
債務者　松本　一輝
１　決定年月日時　令和８年10月８日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　赤木　直哉
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年12月21日午後１時40分
５　免責意見申述期間　令和８年12月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第５９０号
岡山県和気郡和気町藤野1266番地
債務者　岡馬　　宏
１　決定年月日時　令和８年10月８日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　高橋　絢子
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月19日午前11時
５　免責意見申述期間　令和８年12月７日まで
岡山地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第６８９号
広島県東広島市黒瀬町南方2447番地１
債務者　岩土　直美
１　決定年月日時　令和８年10月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　山本　幸司
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月19日午後２時30分
５　免責意見申述期間　令和８年12月７日まで
広島地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第９５６号
広島市安芸区中野３丁目40番16号
債務者　野崎　泰弘
１　決定年月日時　令和８年10月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　影戸　　豊
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月15日午後２時30分
５　免責意見申述期間　令和８年12月７日まで
広島地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第９９６号
広島市安芸区中野東３丁目42番１号
債務者　明見　信義
１　決定年月日時　令和８年10月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　梅原　太郎
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年12月16日午後４時
５　免責意見申述期間　令和８年12月７日まで
広島地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１０７５号
広島市佐伯区五日市駅前１丁目５番37―505号
債務者　杉本　　覚
１　決定年月日時　令和８年10月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　川﨑　浩介
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年12月11日午前11時
５　免責意見申述期間　令和８年12月７日まで
広島地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第３３２号
愛媛県松山市北梅本町672番地　大野団地１棟44号
債務者　加藤さよみ
１　決定年月日時　令和８年10月８日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　谷　　勇輝
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月25日午後２時30分
５　免責意見申述期間　令和８年12月７日まで
松山地方裁判所民事部

令和８年（フ）第１６１号
秋田市下北手宝川字堂ケ下101番地
債務者　川村　颯一朗
１　決定年月日時　令和８年10月８日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　西野三紀子
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年２月４日午後２時
５　免責意見申述期間　令和８年12月８日まで
秋田地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第２８４号
埼玉県熊谷市小江川2111番地23
債務者　松永　浩市
１　決定年月日時　令和８年10月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　瀬戸　一哉
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年12月22日午前11時45分
５　免責意見申述期間　令和８年12月８日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

令和８年（フ）第２１６号
神奈川県三浦市南下浦町上宮田1528番地104
債務者　松永　莉奈
1　決定年月日時　令和８年10月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　赤塚　泰弘
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年12月９日午前10時30分
5　免責意見申述期間　令和８年12月８日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

令和８年（フ）第２２５号
神奈川県横須賀市追浜本町１丁目82番地　グレイスハウス103
債務者　大城　　優
1　決定年月日時　令和８年10月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中尾　繁行
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年12月９日午前11時30分
5　免責意見申述期間　令和８年12月８日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

令和８年（フ）第１０７号
三重県鈴鹿市国府町2916番地の16
債務者　大石スタニーこと　ＯＩＳＨＩ　ＳＵ　ＴＡＮＥＥ
1　決定年月日時　令和８年10月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　木村　夏美
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月13日午前10時30分
5　免責意見申述期間　令和８年12月８日まで
津地方裁判所破産係

令和８年（フ）第３０８号
大津市大萱一丁目16番28号　シルキーハイツ阪源206号
債務者　神田　　茂
1　決定年月日時　令和８年10月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　安田　慶太
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月13日午前10時
5　免責意見申述期間　令和８年12月８日まで
大津地方裁判所民事部

令和８年（フ）第３８１号
滋賀県守山市守山六丁目16番11―105号
債務者　宮田　　武
1　決定年月日時　令和８年10月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　稲田ますみ
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年２月５日午前10時
5　免責意見申述期間　令和８年12月８日まで
大津地方裁判所民事部

令和８年（フ）第３９３号
滋賀県草津市追分五丁目９番６―110号
シャローム追分、前住所大阪市淀川区新高６丁目16番16―801号
債務者　牧野多加男
1　決定年月日時　令和８年10月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　木下　康代
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月22日午前10時
5　免責意見申述期間　令和８年12月８日まで
大津地方裁判所民事部

令和８年（フ）第３２９号
愛媛県松山市保免中３丁目４番16号　スカイピア保免403号
債務者　松本　隆彦
1　決定年月日時　令和８年10月９日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　丹生谷定利
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月14日午後３時30分
5　免責意見申述期間　令和８年12月８日まで
松山地方裁判所民事部

令和８年（フ）第５１６号
大分市大字三芳1855番地の５　ラ　メゾン　スリジェ　ミヨシ701
債務者　山石麻里愛
1　決定年月日時　令和８年10月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　平松まゆき
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月22日午前10時30分
5　免責意見申述期間　令和８年12月８日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

令和８年（フ）第９１３号
兵庫県三田市友が丘３丁目16番地２
債務者　松本　和也
1　決定年月日時　令和８年10月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　池田真理子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年12月23日午前10時30分
5　免責意見申述期間　令和８年12月９日まで
神戸地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第３２０号
奈良市青野町一丁目11番17―102号
債務者　Ｂａｂｙ’ｓ　ｂｒｅａｔｈこと土居　元気
1　決定年月日時　令和８年10月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　吉田　育司
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年12月21日午前10時15分
5　免責意見申述期間　令和８年12月９日まで
奈良地方裁判所破産係

令和８年（フ）第７２号
愛媛県今治市波方町波方甲2626番地５
債務者　大西　　幸
1　決定年月日時　令和８年10月８日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　近藤　貞明
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月21日午前11時30分
5　免責意見申述期間　令和８年12月９日まで
松山地方裁判所今治支部

令和８年（フ）第１４２号
沖縄県中頭郡西原町字幸地125番地の３（グランデほかま303号室）
債務者　西野　義孝
1　決定年月日時　令和８年10月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　川田浩一朗
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月20日午前10時
5　免責意見申述期間　令和８年12月９日まで
那覇地方裁判所民事第３部

令和８年（フ）第２４５１号
名古屋市昭和区山手通２丁目13番地　クレス602号
債務者　中川　加奈
1　決定年月日時　令和８年10月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　鈴木　真美
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年12月24日午前11時
5　免責意見申述期間　令和８年12月10日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第２４５２号
名古屋市昭和区山手通２丁目13番地　クレス602号
債務者　中川　幸二
1　決定年月日時　令和８年10月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　鈴木　真美
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年12月24日午前11時
5　免責意見申述期間　令和８年12月10日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第７９３号
神戸市東灘区甲南町３丁目８番17号　ザ・オーキッドハウス本山　402号
債務者　永井寿樹弥（旧姓四木）
1　決定年月日時　令和８年10月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　木村倫太郎
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月19日午前10時20分
5　免責意見申述期間　令和８年12月10日まで
神戸地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第８０８号
神戸市中央区小野柄通２丁目１番５―307号
債務者　岩下　　等
1　決定年月日時　令和８年10月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　吉田　　皓
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月19日午前10時45分
5　免責意見申述期間　令和８年12月10日まで
神戸地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第１１７号
兵庫県明石市魚住町金ヶ崎297番地の１　リアンフォート201号
債務者　先間　俊裕
1　決定年月日時　令和８年10月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小森　祐輔
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月19日午前11時40分
5　免責意見申述期間　令和８年12月10日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

令和８年（フ）第２０号
奈良県五條市田園３丁目35番地の５
債務者　櫻本　明広
1　決定年月日時　令和８年10月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　藤木　秀行
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年12月24日午後１時30分
5　免責意見申述期間　令和８年12月10日まで
奈良地方裁判所五條支部

令和８年（フ）第５８６号
静岡県島田市高島町１番１号　寿荘Ｌ１、旧住所静岡県御前崎市御前崎20番地の１
債務者　松林　　賢
1　決定年月日時　令和８年10月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　靍岡　寿治
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年12月14日午前10時40分
5　免責意見申述期間　令和８年12月11日まで
静岡地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第５４５号
兵庫県相生市那波野３丁目10番55号　オイコスオニロ相生Ａ104、従前の住所兵庫県相生市那波南本町４番28号
債務者　吉村　有美（旧姓山根）
1　決定年月日時　令和８年10月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　上垣　孝俊
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月29日午前10時20分
5　免責意見申述期間　令和８年12月11日まで
神戸地方裁判所姫路支部

令和７年（フ）第８７号
福岡県鞍手郡小竹町大字御徳1029番地
債務者　秋吉　陽子
1　決定年月日時　令和８年10月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　明石美紗子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年12月23日午前10時30分
5　免責意見申述期間　令和８年12月11日まで
福岡地方裁判所直方支部

令和８年（フ）第４５号
福岡県鞍手郡小竹町大字御徳1029番地
債務者　秋吉　博之
1　決定年月日時　令和８年10月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　明石美紗子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年12月23日午前10時30分
5　免責意見申述期間　令和８年12月11日まで
福岡地方裁判所直方支部

令和８年（フ）第７７号
福岡県鞍手郡鞍手町大字八尋1074番地　県営住宅八尋団地１棟105号室
債務者　末實久美子（旧姓小山）
1　決定年月日時　令和８年10月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山本　健太
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年12月23日午前10時
5　免責意見申述期間　令和８年12月11日まで
福岡地方裁判所直方支部

令和８年（フ）第５１１号
熊本県上益城郡益城町大字福原520番地４、前住所熊本県上益城郡益城町大字福原1022番地８
債務者　本田　隆晴
1　決定年月日時　令和８年10月７日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　奥村惠一郎
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年12月15日午前10時
5　免責意見申述期間　令和８年12月14日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

令和８年（フ）第４７１号
相模原市中央区陽光台６丁目９番５号
債務者　高野亜紀子
1　決定年月日時　令和８年10月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　眞木　康州
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年12月16日午後１時45分
5　免責意見申述期間　令和８年12月15日まで
横浜地方裁判所相模原支部

令和８年（フ）第２０３号
釧路市愛国東１丁目２番５号　野村マンション　201、前住所釧路市大楽毛３丁目７番10号
債務者　鈴木　　洋
1　決定年月日時　令和８年10月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　佐藤　　圭
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年12月23日午前10時30分
5　免責意見申述期間　令和８年12月16日まで
釧路地方裁判所民事部

令和８年（フ）第２０５号
釧路市鳥取南７丁目２番18号　レオパレスバンフィーⅡ　211号室、前住所北海道白糠郡白糠町西庶路東１条南１丁目３番地５
債務者　山本　佳祐
1　決定年月日時　令和８年10月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山崎　俊之
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年12月23日午前11時
5　免責意見申述期間　令和８年12月16日まで
釧路地方裁判所民事部

令和８年（フ）第２９号
長野県上伊那郡南箕輪村5291番地１　協立ビル301号室
債務者　小出　翔一
1　決定年月日時　令和８年10月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　及川　裕貴
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年12月23日午前11時
5　免責意見申述期間　令和８年12月16日まで
長野地方裁判所伊那支部

令和８年（フ）第２５７号
長崎県長崎市葉山２丁目９番６号　カロンＨＡＹＡＭＡ　Ｈ、旧住所長崎県長崎市さくらの里１丁目23番32号
債務者　森　　葉月
1　決定年月日時　令和８年10月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　伊藤　　岳
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年12月23日午前10時10分
5　免責意見申述期間　令和８年12月16日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第２１４号
神奈川県茅ヶ崎市堤77番地１　マリヴァノンⅠ　103
債務者　村松　恭江
1　決定年月日時　令和８年10月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大川　宏之
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年12月24日午後１時30分
5　免責意見申述期間　令和８年12月17日まで
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第１８号
和歌山県新宮市佐野953番地の６　マンションＲＥＩＷＡ302号
債務者　左東　和也
1　決定年月日時　令和８年10月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山本　健二
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年12月24日午前11時30分
5　免責意見申述期間　令和８年12月17日まで
和歌山地方裁判所新宮支部

令和８年（フ）第２２４号
青森県むつ市海老川町31番18号　大林貸家
債務者　山崎　　豊
1　決定年月日時　令和８年10月９日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大谷　　直
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月21日午前11時
5　免責意見申述期間　令和８年12月18日まで
青森地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第２２５号
青森市佃２丁目４番10号　サンハイツ今105号
債務者　今井　邦明
1　決定年月日時　令和８年10月９日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　助川　圭太
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月13日午前11時30分
5　免責意見申述期間　令和８年12月18日まで
青森地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第２４８号
青森市千刈３丁目12番16号
債務者　坂本　竜也
1　決定年月日時　令和８年10月９日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　坂　　正俊
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月28日午前10時
5　免責意見申述期間　令和８年12月18日まで
青森地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第１２３号
青森県八戸市大字新井田字坂７番地５
債務者　小松祐太朗
１　決定年月日時　令和８年10月９日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　畠山　賢次
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月25日午後０時
５　免責意見申述期間　令和８年12月18日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

令和８年（フ）第５５４号
熊本県宇城市不知火町永尾717番地　老人ホーム松寿園、転入前住所熊本県下益城郡美里町津留747番地
債務者　久具山信義
１　決定年月日時　令和８年10月８日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　山長　浩徳
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年12月22日午後１時30分
５　免責意見申述期間　令和８年12月21日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

令和８年（フ）第５０４号
相模原市中央区清新５丁目15番７号　クリヤビル304号
債務者　石野　順二
１　決定年月日時　令和８年10月８日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　佐々木敏尚
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年12月23日午後１時45分
５　免責意見申述期間　令和８年12月22日まで
横浜地方裁判所相模原支部

令和８年（フ）第６０７号
熊本県上益城郡御船町大字滝川1707番地５
債務者　須崎　裕子
１　決定年月日時　令和８年10月７日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　田中　智之
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年12月23日午後１時30分
５　免責意見申述期間　令和８年12月22日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

令和８年（フ）第１６５３号
埼玉県川口市榛松３丁目27番７号
債務者　橋本　拓也
１　決定年月日時　令和８年10月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　佐々木規雄
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月13日午後１時40分
５　免責意見申述期間　令和８年12月23日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第１６６１号
さいたま市中央区鈴谷４丁目19番20号　びゅうパルク南与野弐番館101号
債務者　趙　　立才
１　決定年月日時　令和８年10月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　池上　雅弘
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月13日午後１時50分
５　免責意見申述期間　令和８年12月23日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第１２８１号
札幌市東区東苗穂６条３丁目３番22―103号
債務者　下田奈緒子
１　決定年月日時　令和８年10月８日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　瀬戸　悠介
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月13日午後１時30分
５　免責意見申述期間　令和８年12月25日まで
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１７８９号
札幌市東区北15条東４丁目２番14―102号
債務者　佐藤　慶吾
１　決定年月日時　令和８年10月８日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　稲垣　佳典
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月８日午後１時45分
５　免責意見申述期間　令和８年12月25日まで
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第９６号
茨城県取手市新町６丁目31番１号
債務者　森川　暢三
１　決定年月日時　令和８年10月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　黒田　祥史
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月28日午後１時30分
５　免責意見申述期間　令和８年12月25日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

令和８年（フ）第８６４号
名古屋市瑞穂区白羽根町２丁目51番地の２
債務者　田淵　賢佑
１　決定年月日時　令和８年10月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　服部　　郁
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月12日午後１時50分
５　免責意見申述期間　令和８年12月25日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第１８９１号
北海道千歳市住吉１丁目12番４―１号　サーモンビル２―Ｂ号
債務者　宮川雄次郎
１　決定年月日時　令和８年10月８日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　高田周一郎
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月13日午前10時30分
５　免責意見申述期間　令和８年12月28日まで
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第５２９号
埼玉県草加市旭町５丁目３番３号
債務者　川邊　信彬
１　決定年月日時　令和８年10月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　小松﨑文貴
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月15日午前11時30分
５　免責意見申述期間　令和８年12月28日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

令和８年（フ）第１５６２号
埼玉県川口市元郷５丁目25番７号
債務者　東山　憲一
１　決定年月日時　令和８年10月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　仲里　建良
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月18日午後２時10分
５　免責意見申述期間　令和９年１月４日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第１６２６号
埼玉県戸田市喜沢２丁目19番地の10　喜沢パールハイツ103号室
債務者　加地　昭子
１　決定年月日時　令和８年10月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　岡田　宜智
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月13日午前10時10分
５　免責意見申述期間　令和９年１月４日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第１６９９号
さいたま市見沼区東大宮６丁目25番地７　ファーストヒルズ402
債務者　廣瀬　　築
１　決定年月日時　令和８年10月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　神保　将之
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月18日午前10時20分
５　免責意見申述期間　令和９年１月４日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第１７０４号
埼玉県北足立郡伊奈町学園一丁目16番地セジュールマンション201
債務者　新井　幸彦
１　決定年月日時　令和８年10月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　久保佑一郎
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月18日午後３時
５　免責意見申述期間　令和９年１月４日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第９５７号
大阪府門真市古川町５番18号　サングレイス大西101号
債務者　角屋　敬史
１　決定年月日時　令和８年10月８日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　石坂　省悟
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月18日午後１時50分
５　免責意見申述期間　令和９年１月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第９５８号
大阪府門真市古川町５番18号　サングレイス大西101号
債務者　角屋　理絵
1　決定年月日時　令和８年10月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　石坂　省悟
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月18日午後１時50分
5　免責意見申述期間　令和９年１月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第４４９４号
大阪府豊中市南桜塚４丁目13番８－407号
債務者　中川　孝裕
1　決定年月日時　令和８年10月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　仲本　　偉
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月18日午後１時50分
5　免責意見申述期間　令和９年１月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第５１０２号
大阪府八尾市曙町３丁目160番地　フラワリータウン志紀102号
債務者　大島　一昭
1　決定年月日時　令和８年10月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　鶴見　泰之
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月14日午後１時50分
5　免責意見申述期間　令和９年１月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第１１１号
新潟県長岡市美沢１丁目490番地11
債務者　田村　和雄
1　決定年月日時　令和８年10月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　杉森　芳博
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月19日午前11時20分
5　免責意見申述期間　令和９年１月５日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

令和８年（フ）第２４９０号
名古屋市南区中割町４丁目111番地の３
債務者　山下　優翔
1　決定年月日時　令和８年10月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　宮田　智弘
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月19日午後１時30分
5　免責意見申述期間　令和９年１月５日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第２２５号
名古屋市千種区千種一丁目29番13号
債務者　涌井　貞朋
1　決定年月日時　令和８年10月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　宮下　和貴
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月21日午前11時30分
5　免責意見申述期間　令和９年１月７日まで
長野地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第５３５号
埼玉県草加市金明町184番地１　カーサフローラ301号
債務者　内村　研太
1　決定年月日時　令和８年10月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　吉廣　慶子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月22日午前10時30分
5　免責意見申述期間　令和９年１月８日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

令和８年（フ）第６０９号
埼玉県草加市青柳７丁目６番７号
債務者　松戸　夏海
1　決定年月日時　令和８年10月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　西村　友希
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月22日午前11時50分
5　免責意見申述期間　令和９年１月８日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

令和８年（フ）第１５４号
新潟県長岡市宝４丁目１番地16　マンションエクセル301号室
債務者　萩生真知子
1　決定年月日時　令和８年10月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　水戸　愛子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月26日午前11時30分
5　免責意見申述期間　令和９年１月12日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

令和８年（フ）第２８４号
奈良市帝塚山一丁目13番17号
債務者　寺川　正洋
1　決定年月日時　令和８年10月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中西　伸之
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月25日午前11時15分
5　免責意見申述期間　令和９年１月12日まで
奈良地方裁判所破産係

令和８年（フ）第３０１号
奈良県桜井市大字初瀬2390番地の１
債務者　チョッパー奈良ことガルエージェンシー奈良大和高田こと徳　　禎彦
1　決定年月日時　令和８年10月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　西井　宏明
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月25日午前11時10分
5　免責意見申述期間　令和９年１月12日まで
奈良地方裁判所破産係

令和８年（フ）第３６０号
静岡県三島市加茂川町22番２号　レジデンス関根302
債務者　羽立　淳二
1　決定年月日時　令和８年10月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　芝原　浩一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月14日午後３時
5　免責意見申述期間　令和９年１月13日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

令和８年（フ）第４６号
北海道芦別市上芦別町105番地の293
債務者　山崎　　誠
1　決定年月日時　令和８年10月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　村田　雅彦
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月21日午前11時30分
5　免責意見申述期間　令和９年１月14日まで
札幌地方裁判所滝川支部破産係

令和８年（フ）第６１４号
埼玉県八潮市大字浮塚1087番地１　メイプルヒルズ006
債務者　れもねゑど亭こと　和田　　慶
1　決定年月日時　令和８年10月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　配島　大輔
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月29日午後２時30分
5　免責意見申述期間　令和９年１月15日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

令和８年（フ）第７０号
長野県諏訪郡下諏訪町219番地
債務者　西尾　晴夫
1　決定年月日時　令和８年10月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　三井　智和
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月22日午前11時
5　免責意見申述期間　令和９年１月15日まで
長野地方裁判所諏訪支部

令和８年（フ）第１９２号
愛知県犬山市大字前原字横町80番地21
債務者　森下　裕也
1　決定年月日時　令和８年10月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　長谷川　希
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月29日午前10時15分
5　免責意見申述期間　令和９年１月15日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

令和８年（フ）第１５８０号
さいたま市見沼区東大宮１丁目75番地１　第一グリーンパーク207号
債務者　關口　　彰
1　決定年月日時　令和８年10月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　赤木　誠治
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年２月１日午後１時30分
5　免責意見申述期間　令和９年１月18日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第４９７号
神奈川県座間市相武台３丁目27番46－412号　フジヤマンション
債務者　福島　邦之
1　決定年月日時　令和８年10月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　根岸小百合
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月19日午後１時30分
5　免責意見申述期間　令和９年１月18日まで
横浜地方裁判所相模原支部

令和８年（フ）第１９３号
長野県安曇野市三郷小倉2335番地
債務者　中田　忠幸
1　決定年月日時　令和８年10月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　浅川　清実
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月26日午前11時
5　免責意見申述期間　令和９年１月19日まで
長野地方裁判所松本支部

令和８年（フ）第４１９号
岐阜県関市迫間台２丁目10番10号
債務者　藤吉　真年
1　決定年月日時　令和８年10月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　松井　義孝
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月19日午後１時30分
5　免責意見申述期間　令和９年１月19日まで
岐阜地方裁判所

令和８年（フ）第１２２号
栃木県佐野市浅沼町５番地１　セントラルマンション203号
債務者　永井　宏典
1　決定年月日時　令和８年10月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　秋元　一輝
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月22日午前11時20分
5　免責意見申述期間　令和９年１月21日まで
宇都宮地方裁判所足利支部

令和８年（フ）第２２８４号
愛知県あま市小路２丁目２番地10　クレール今井103号
債務者　髙橋　港一
1　決定年月日時　令和８年10月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　日比野穂高
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年２月４日午前10時
5　免責意見申述期間　令和９年１月21日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第２２６６号
神奈川県茅ヶ崎市甘沼587番地５　メゾンドルーチェ203
債務者　石部　順一
1　決定年月日時　令和８年10月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　早川　和孝
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年２月３日午後２時10分
5　免責意見申述期間　令和９年１月27日まで
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第３５７号
和歌山県海南市且来146番地４
債務者　井口　雄太
1　決定年月日時　令和８年10月７日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　淺尾　隼人
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年２月18日午前10時
5　免責意見申述期間　令和９年２月４日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

令和８年（フ）第７８９号
福岡県遠賀郡岡垣町海老津１丁目９番２号　カローレ岡垣Ⅰ　205
債務者　河津　和俊
1　決定年月日時　令和８年10月８日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月26日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

令和８年（フ）第８０９号
北九州市八幡西区野面２丁目10番24号、前住所北九州市八幡西区西鳴水２丁目３番１－811号
債務者　若竹　智子
1　決定年月日時　令和８年10月７日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月26日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

令和８年（フ）第３２０号
函館市中島町６番２－302号
債務者　工藤　弘美
1　決定年月日時　令和８年10月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月27日まで
函館地方裁判所

令和８年（フ）第３６７号
北海道上磯郡知内町字元町243番地
債務者　伊藤　千春
1　決定年月日時　令和８年10月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月27日まで
函館地方裁判所

令和８年（フ）第３７８号
函館市湯浜町７番25号　湯浜ＡＰ２号　右号室
債務者　大西　篤也
1　決定年月日時　令和８年10月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月27日まで
函館地方裁判所

令和８年（フ）第３７９号
函館市湯浜町７番25号　湯浜ＡＰ２号　右号室
債務者　大西　美春
1　決定年月日時　令和８年10月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月27日まで
函館地方裁判所

令和８年（フ）第４０２号
函館市亀田港町１番５号
債務者　濱坂　若菜
1　決定年月日時　令和８年10月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月27日まで
函館地方裁判所

令和８年（フ）第４０４号
函館市亀田本町67番48号
債務者　川村　金五
1　決定年月日時　令和８年10月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月27日まで
函館地方裁判所

令和８年（フ）第４０７号
函館市東川町18番２－101号　であえーる大森浜団地　Ｂ棟
債務者　木村　俊介
1　決定年月日時　令和８年10月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月27日まで
函館地方裁判所

令和８年（フ）第４１１号
北海道北斗市中野通１丁目７番24号　リージャストマンション中野通り203号室
債務者　佐藤　　功
1　決定年月日時　令和８年10月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月27日まで
函館地方裁判所

令和８年（フ）第１８３号
山形市大字下槙沢371番地
債務者　遠藤　國高
1　決定年月日時　令和８年10月９日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月27日まで
山形地方裁判所民事部

令和８年（フ）第１８６号
山形県東根市柏原２－１－11　Ｙ’ｓⅡ106、住民票上の住所山形県最上郡戸沢村大字岩清水808番地
債務者　栗田　寛美
1　決定年月日時　令和８年10月９日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月27日まで
山形地方裁判所民事部

令和８年（フ）第２０２３号
名古屋市天白区原４丁目603番地　アパートメントハウスフォーナイン305号、従前の住所三重県津市一志町田尻497番地６
債務者　中本　拓弥
1　決定年月日時　令和８年10月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月27日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第２０７１号
名古屋市港区福田２丁目1040番地　ウィルＫ102号
債務者　岡　　良行
1　決定年月日時　令和８年10月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月27日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第２１１５号
名古屋市港区野跡５丁目３番５－102号　稲永荘
債務者　森元　文則
1　決定年月日時　令和８年10月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月27日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第２３０２号
名古屋市南区明治１丁目４番14号　ベーネ明治202号
債務者　横井　佑香
1　決定年月日時　令和８年10月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月27日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第２３４２号
愛知県春日井市朝宮町１丁目20番地１　メゾンルミエール102号
債務者　船戸　清美
1　決定年月日時　令和８年10月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月27日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第２３７１号
名古屋市千種区千代が丘１番102―207号　千代が丘団地
債務者　中原組こと　中原　利文
1　決定年月日時　令和８年10月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月27日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第２３９５号
名古屋市中川区大当郎３丁目1103番地の１　ミキハイツＡ201号
債務者　瀬川　厚美
1　決定年月日時　令和８年10月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月27日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第２４２８号
名古屋市中村区十王町18番１号　メゾン黒川203号
債務者　中村　憂哉
1　決定年月日時　令和８年10月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月27日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第２４７６号
名古屋市中村区鳥居通５丁目34番地の２　マンション幸502号
債務者　坂野　覚久
1　決定年月日時　令和８年10月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月27日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第２４８３号
名古屋市中区伊勢山１丁目３番１号　岡文ビル302号
債務者　増田　珠弓
1　決定年月日時　令和８年10月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月27日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第２５０３号
名古屋市千種区若水３丁目１番15号　ＮＫ池下３Ｃ号
債務者　豊田　桃子
1　決定年月日時　令和８年10月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月27日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第２１９号
愛知県豊橋市西浜町３番地の１　市営前芝住宅405
債務者　白井　宏明
1　決定年月日時　令和８年10月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月30日まで
名古屋地方裁判所豊橋支部

令和７年（フ）第３７７号
岡山県倉敷市連島町鶴新田1172番地８
債務者　岡崎　幸治
1　決定年月日時　令和８年10月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月30日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

令和８年（フ）第２８１号
岡山県倉敷市西阿知町西原475番地10　アンジュエール202
債務者　入江　未莉（旧姓谷口）
1　決定年月日時　令和８年10月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月30日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

令和８年（フ）第３１５号
岡山県倉敷市新田2842番地２
債務者　定井　輝幸
1　決定年月日時　令和８年10月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月30日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

令和８年（フ）第８１６号
北九州市小倉北区上富野４丁目14番24―201号、前住所北九州市小倉北区篠崎１丁目３番１号（三谷ビル203号）
債務者　大野　修一
1　決定年月日時　令和８年10月７日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月30日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

令和８年（フ）第２１１号
愛知県江南市東野町河戸25番地
債務者　フォーラムこと　武馬　宏樹
1　決定年月日時　令和８年10月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月１日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

令和８年（フ）第２４５号
愛知県稲沢市祖父江町甲新田須賀北88番地３、住民票上の住所愛知県東海市名和町姥ケ懐13番地　コメコーポ201号
債務者　釼木　聖命
1　決定年月日時　令和８年10月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月１日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

令和８年（フ）第２７２号
福岡県久留米市津福今町457番地２　スクエアガーデン605号、前住所福岡県久留米市東合川新町２番７－１号
債務者　今井　　雅
1　決定年月日時　令和８年10月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月１日まで
福岡地方裁判所久留米支部

令和８年（フ）第２８１号
福岡県久留米市御井町2170番地３　サンハイツ村井Ａ棟104号、前住所福岡県久留米市高良内町2825番地１
債務者　洲崎　和則
1　決定年月日時　令和８年10月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月１日まで
福岡地方裁判所久留米支部

令和８年（フ）第２８４号
福岡県久留米市野中町310番地１　エテルナエーカーズ102号
債務者　森安　紀宏
1　決定年月日時　令和８年10月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月１日まで
福岡地方裁判所久留米支部

令和８年（フ）第２８５号
福岡県久留米市野中町310番地１　エテルナエーカーズ102号
債務者　森安　美穂
1　決定年月日時　令和８年10月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月１日まで
福岡地方裁判所久留米支部

令和８年（フ）第３０７号
群馬県前橋市広瀬町一丁目15番地11　ハイツフレンド広瀬ⅡＡ　２－Ｄ号
債務者　石井　伸也
1　決定年月日時　令和８年10月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月２日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

令和８年（フ）第１５６８号
埼玉県川口市芝下１丁目９番８号　南マンション101号
債務者　斉藤　剛志
1　決定年月日時　令和８年10月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月２日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第１６０１号
さいたま市北区日進町１丁目848番地９　シャトークロス201
債務者　茂木　優一
1　決定年月日時　令和８年10月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月２日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第１６７６号
さいたま市岩槻区美園東１丁目15番地２　Ｂｒｅｚｚａ　101
債務者　新屋敷真奈（旧姓赤江）
1　決定年月日時　令和８年10月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月２日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第１７３６号
埼玉県川口市東川口２丁目７番６号　フラワーハイツ301号
債務者　成田　千宙
1　決定年月日時　令和８年10月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月２日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第１７５３号
埼玉県川口市東領家４丁目１番21号　アークパル川口204号
債務者　山浦　敏郎
1　決定年月日時　令和８年10月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月２日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第４３４号
埼玉県越谷市東越谷３丁目15番地19　グランハイツＴＢ203、旧住所千葉県野田市尾崎台38番地の12
債務者　齋藤　昭次
1　決定年月日時　令和８年10月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月２日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

令和８年（フ）第４５０号
相模原市南区相武台団地１丁目６番12―16号
債務者　中村　祥子
1　決定年月日時　令和８年10月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月２日まで
横浜地方裁判所相模原支部

令和８年（フ）第２５６号
愛知県一宮市赤見４丁目８番２号　ジュネス仲島Ⅱ102号
債務者　西田　　力
1　決定年月日時　令和８年10月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月２日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

令和８年（フ）第２８１号
愛知県一宮市萩原町西御堂字虫祭２番地　県営西御堂住宅２棟308号
債務者　中島ちはる
1　決定年月日時　令和８年10月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月２日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

令和８年（フ）第４３６号
愛知県豊田市保見ケ丘６丁目１番地１　公団108―107号
債務者　倉富　ユキオこと　ＫＵＲＡＤＯＭＩ　ＤＥＮＮＹＳ　ＹＵＫＩＯ
１　決定年月日時　令和８年10月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月２日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

令和８年（フ）第８１７号
北九州市小倉南区守恒３丁目１番２―101号
債務者　森　　陽子
１　決定年月日時　令和８年10月８日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月２日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

令和８年（フ）第８２９号
北九州市門司区下二十町８番23―302号
債務者　小正路　剛
１　決定年月日時　令和８年10月８日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月２日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

令和８年（フ）第５３８号
札幌市厚別区大谷地東４丁目２番37号　マンション藤101
債務者　近岡　俊義
１　決定年月日時　令和８年10月８日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月３日まで
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１１６９号
札幌市北区麻生町７丁目４番５―103号
債務者　星野　珠実（旧姓工藤）
１　決定年月日時　令和８年10月８日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月３日まで
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１６３９号
札幌市中央区南11条西13丁目１番32―401号
債務者　飯田絵里子
１　決定年月日時　令和８年10月８日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月３日まで
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１６９３号
札幌市東区北34条東２丁目３番２―201号
債務者　加藤　香織
１　決定年月日時　令和８年10月８日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月３日まで
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１７７９号
札幌市東区北12条東15丁目１番13―202号
債務者　近藤　彩乃
１　決定年月日時　令和８年10月８日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月３日まで
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１８０１号
札幌市豊平区平岸７条14丁目２番３―209号
債務者　佐々木優子
１　決定年月日時　令和８年10月８日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月３日まで
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１８２９号
札幌市北区北30条西２丁目１番７―403号
債務者　中島　涼介
１　決定年月日時　令和８年10月８日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月３日まで
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１８３７号
札幌市豊平区平岸４条13丁目３番12号　平岸ロイヤルハイツ410号
債務者　宮下　信一
１　決定年月日時　令和８年10月８日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月３日まで
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１８４４号
札幌市豊平区月寒東５条９丁目４番７―507号
債務者　渡部　隆太
１　決定年月日時　令和８年10月８日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月３日まで
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１８８７号
札幌市中央区南13条西８丁目１番10号　ムツワハイツ３号
債務者　岡林　　勉
１　決定年月日時　令和８年10月８日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月３日まで
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１８８８号
札幌市中央区南13条西８丁目１番10号　ムツワハイツ３号
債務者　岡林ひろ子
１　決定年月日時　令和８年10月８日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月３日まで
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１９４２号
札幌市白石区東札幌３条４丁目６番８―301号
債務者　坂田　尚治
１　決定年月日時　令和８年10月８日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月３日まで
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１９９７号
札幌市北区麻生町６丁目９番18―301号
債務者　成田　晃一
１　決定年月日時　令和８年10月８日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月３日まで
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１７５号
群馬県太田市鳥山中町1095番地１
債務者　北澤　竜二
１　決定年月日時　令和８年10月８日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月３日まで
前橋地方裁判所太田支部

令和８年（フ）第４３５号
相模原市中央区千代田３丁目17番５号　アークヒルＡ102
債務者　小林　義行
1　決定年月日時　令和８年10月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月３日まで
横浜地方裁判所相模原支部

令和８年（フ）第６７９号
堺市中区土師町１丁27番10―110号
債務者　椿　　孝紀
1　決定年月日時　令和８年10月８日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月３日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

令和８年（フ）第６９９号
大阪府河内長野市木戸３丁目７番５号
債務者　南　　侑輝
1　決定年月日時　令和８年10月８日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月３日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

令和８年（フ）第７８２号
大阪府河内長野市三日市町1027番地の１〈府営三日市住宅２―401号〉
債務者　宮路　京子
1　決定年月日時　令和８年10月８日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月３日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

令和８年（フ）第７９０号
堺市南区原山台５丁１番18―303号
債務者　荒谷なつみ
1　決定年月日時　令和８年10月８日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月３日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

令和８年（フ）第８１６号
堺市西区草部525番地６
債務者　前田　大志
1　決定年月日時　令和８年10月８日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月３日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

令和８年（フ）第８２３号
堺市南区庭代台３丁13番７―302号
債務者　小山　拓郎
1　決定年月日時　令和８年10月８日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月３日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

令和８年（フ）第８３５号
堺市東区白鷺町２丁６番15―204号、前住所堺市東区日置荘西町４丁５番３―202号
債務者　西野　真司
1　決定年月日時　令和８年10月８日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月３日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

令和８年（フ）第８６０号
大阪府藤井寺市津堂２丁目15番３―101号
債務者　小林　真二
1　決定年月日時　令和８年10月８日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月３日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

令和８年（フ）第８７６号
大阪府松原市南新町１丁目７番25号
債務者　細田　貴沙
1　決定年月日時　令和８年10月８日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月３日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

令和８年（フ）第９０４号
大阪府羽曳野市河原城６―２―01号室、住民票上の住所大阪府羽曳野市高鷲３丁目１番５―804号　サンヴァリエ春日丘団地
債務者　小泉　信子
1　決定年月日時　令和８年10月８日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月３日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

令和８年（フ）第９４５号
堺市東区大美野171番地17
債務者　岩谷　竹師
1　決定年月日時　令和８年10月８日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月３日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

令和８年（フ）第９６７号
大阪府羽曳野市西浦６丁目４番32号　ボヌール　201号、前住所大阪府河内長野市西之山町２番１―304号
債務者　寺田　光輝
1　決定年月日時　令和８年10月８日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月３日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

令和８年（フ）第９７２号
堺市堺区中之町東２丁２番14号　ラフォーレ中之町307号
債務者　中村志保里
1　決定年月日時　令和８年10月８日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月３日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

令和８年（フ）第９７９号
大阪府羽曳野市西浦３丁目16番22号
債務者　葉山　明良
1　決定年月日時　令和８年10月８日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月３日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

令和８年（フ）第９８５号
堺市北区新金岡町３丁３番24―302号
債務者　二川　咲斗
1　決定年月日時　令和８年10月８日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月３日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

令和８年（フ）第１００７号
大阪府河内長野市本町18番14―203号
債務者　宮崎　和也
1　決定年月日時　令和８年10月８日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月３日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

令和８年（フ）第４２号
和歌山県西牟婁郡上富田町岩田821番地の５
債務者　稗田　富二
1　決定年月日時　令和８年10月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月３日まで
和歌山地方裁判所田辺支部

令和８年（フ）第６６号
福岡県大牟田市大字新町90番地　グループホーム虹色かぞく、前住所福岡県大牟田市鳥塚町２番地５
債務者　今村　晴美
１　決定年月日時　令和８年10月８日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月３日まで
福岡地方裁判所大牟田支部

令和８年（フ）第１９号
北海道浦河郡浦河町荻伏町28番地の１　荻伏Ｂ団地４棟２号
債務者　納谷　幸枝
１　決定年月日時　令和８年10月９日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月４日まで
札幌地方裁判所浦河支部破産係

令和８年（フ）第３５０号
静岡県御殿場市二の岡一丁目24番15号　レオパレス東山荘210、前住所静岡県静岡市葵区水道町140番地　レオパレスサスジュウⅡ102
債務者　須賀　　覚（旧姓衣鳩）
１　決定年月日時　令和８年10月９日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月４日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

令和８年（フ）第３５７号
静岡県三島市壱町田264番地の２　ブルール文教109
債務者　吉澤　拓麻
１　決定年月日時　令和８年10月９日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月４日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

令和８年（フ）第３６９号
静岡県沼津市西椎路645番地の４　市営大久望団地Ｋ１－205、前住所静岡県沼津市東椎路673番地　藤和シティコーポ沼津Ⅱ802
債務者　西川　光一
１　決定年月日時　令和８年10月９日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月４日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

令和８年（フ）第３８９号
静岡県浜松市中央区泉一丁目28番３号　コーポ双葉103
債務者　玉澤　学美
１　決定年月日時　令和８年10月９日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月４日まで
静岡地方裁判所浜松支部破産係

令和８年（フ）第４０１号
静岡県浜松市中央区舞阪町浜田518番地　ヴァン　エ　ソレイユ　101号、前住所静岡県浜松市中央区神田町90番地の５　タウンコート神田Ａ－１
債務者　瀧本　結生
１　決定年月日時　令和８年10月９日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月４日まで
静岡地方裁判所浜松支部破産係

令和８年（フ）第４１４号
静岡県磐田市新開68番地１
債務者　吉野　典子
１　決定年月日時　令和８年10月９日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月４日まで
静岡地方裁判所浜松支部破産係

令和８年（フ）第４５号
京都府亀岡市東つつじケ丘都台３丁目５番１号　アザレアヒルズＢ棟205号、前住所京都府亀岡市篠町森下垣内19番地４
債務者　竹本　栄子
１　決定年月日時　令和８年10月９日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月４日まで
京都地方裁判所園部支部破産係

令和８年（フ）第４８号
京都府亀岡市千代川町高野林西ノ畑22番地　アステシオ千代川103号
債務者　伊藤さよ子
１　決定年月日時　令和８年10月９日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月４日まで
京都地方裁判所園部支部破産係

令和８年（フ）第２６６号
香川県高松市牟礼町原623番地10
債務者　藤田　繁一
１　決定年月日時　令和８年10月９日午前９時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月４日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

令和８年（フ）第１４５号
鹿児島県志布志市志布志町志布志507番地２　ひまわり第２貸家Ｆ棟
債務者　下出　祐美
１　決定年月日時　令和８年10月５日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月４日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

令和８年（フ）第１０１３号
宮城県黒川郡大和町吉岡字天皇寺67番地　ヴィア・ラッテア203
債務者　浅見　　恵
１　決定年月日時　令和８年10月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月７日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

令和８年（フ）第１０７８号
仙台市太白区郡山字北目宅地36番地の２　ルミエール・エス101、従前の住所宇都宮市雀の宮３丁目４番26号　Ｓｏｐｈｉａ　Ｄｏｒｆ　101号室
債務者　日向野竜治
１　決定年月日時　令和８年10月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月７日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

令和８年（フ）第２０１号
秋田市楢山登町12番１号　アクア　108号
債務者　高橋　友和
１　決定年月日時　令和８年10月８日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月７日まで
秋田地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第２１２号
秋田市東通仲町17番12号　コーポＷｅアーバン201号
債務者　岡田ゆかり
１　決定年月日時　令和８年10月８日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月７日まで
秋田地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第１５号
茨城県結城市大字小田林1258番地　笠島ハウジングＣ棟
債務者　柳　　秀仁
1　決定年月日時　令和８年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月７日まで
　　水戸地方裁判所下妻支部

令和８年（フ）第３０号
茨城県下妻市赤須608番地６
債務者　新井　真琴
1　決定年月日時　令和８年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月７日まで
　　水戸地方裁判所下妻支部

令和８年（フ）第７６４号
川崎市川崎区伊勢町１番５号　ガーデンハイム　102
債務者　國分　輝久
1　決定年月日時　令和８年10月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月７日まで
　　横浜地方裁判所川崎支部破産係

令和８年（フ）第７９２号
川崎市多摩区南生田６丁目23番６号　田崎ハイツ　103
債務者　朝井　隆生
1　決定年月日時　令和８年10月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月７日まで
　　横浜地方裁判所川崎支部破産係

令和８年（フ）第７９５号
川崎市麻生区東百合丘２丁目３番２号　藤内方
債務者　池田　順子
1　決定年月日時　令和８年10月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月７日まで
　　横浜地方裁判所川崎支部破産係

令和８年（フ）第１９３号
長野市安茂里小市４丁目29番１－４号　小市団地　2926棟104
債務者　戸谷　妙子
1　決定年月日時　令和８年10月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月７日まで
　　長野地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第３８５号
岐阜県各務原市蘇原熊田町２丁目５番地（メゾン・ド・レファシ　101）
債務者　畠添　正治
1　決定年月日時　令和８年10月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月７日まで
　　岐阜地方裁判所

令和８年（フ）第４００号
岐阜県各務原市尾崎西町２丁目１番地（尾崎団地Ａ14棟1414）
債務者　民田　敏郎
1　決定年月日時　令和８年10月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月７日まで
　　岐阜地方裁判所

令和８年（フ）第５４２号
静岡県藤枝市本町４丁目７番50号
債務者　谷下　雄二
1　決定年月日時　令和８年10月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月７日まで
　　静岡地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第４９４号
兵庫県姫路市花田町小川783番地１　ＪＣタウン２番館202、従前の住所兵庫県姫路市花田町一本松401番地７　ライフコート市川301
債務者　永井　一幸
1　決定年月日時　令和８年10月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月７日まで
　　神戸地方裁判所姫路支部

令和８年（フ）第５０１号
兵庫県加古川市別府町別府881番地の１フォレーゼ別府204号
債務者　織田　照彦
1　決定年月日時　令和８年10月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月７日まで
　　神戸地方裁判所姫路支部

令和８年（フ）第５１３号
兵庫県姫路市北原239番地７
債務者　松井　和商
1　決定年月日時　令和８年10月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月７日まで
　　神戸地方裁判所姫路支部

令和８年（フ）第５４０号
兵庫県明石市魚住町中尾603番地の17
債務者　藤田美佐子
1　決定年月日時　令和８年10月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月７日まで
　　神戸地方裁判所姫路支部

令和８年（フ）第５４１号
兵庫県加古郡播磨町上野添１丁目７番１－401号、従前の住所兵庫県加古川市平荘町神木294番地の３
債務者　コージースペースデザインこと　鍋嶋　建生
1　決定年月日時　令和８年10月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月７日まで
　　神戸地方裁判所姫路支部

令和８年（フ）第５４８号
兵庫県高砂市曽根町2865番地の15　グリーンハイツ高砂202号
債務者　池永　瑞紀
1　決定年月日時　令和８年10月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月７日まで
　　神戸地方裁判所姫路支部

令和８年（フ）第２１４号
奈良県生駒郡平群町西宮２丁目10番36号　岡田ハイツ101号
債務者　岡村　尚子
1　決定年月日時　令和８年10月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月７日まで
　　奈良地方裁判所破産係

令和８年（フ）第２９１号
奈良市秋篠町1294番地の１　県住平城団地７－301号
債務者　井上　　光
1　決定年月日時　令和８年10月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月７日まで
　　奈良地方裁判所破産係

令和８年（フ）第３３０号
愛媛県松山市和泉北１丁目10番26号　コーポ相原103号
債務者　植木　規隆
1　決定年月日時　令和８年10月８日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月７日まで
松山地方裁判所民事部

令和８年（フ）第４６５号
熊本県宇城市松橋町両仲間246番地17
債務者　向田　章孝
1　決定年月日時　令和８年10月７日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月７日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

令和８年（フ）第５１７号
熊本市西区花園２丁目14番21―308号　井芹団地４棟
債務者　荒木　節子
1　決定年月日時　令和８年10月７日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月７日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

令和８年（フ）第１４０号
鹿児島県志布志市志布志町安楽1159番地３　県営ウッドタウン宮脇団地４号棟201号
債務者　寺薗　綾子
1　決定年月日時　令和８年10月７日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月７日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

令和８年（フ）第３８３号
沖縄県那覇市繁多川４丁目12番52号　大喜荘202
債務者　平川　淳子
1　決定年月日時　令和８年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月７日まで
那覇地方裁判所民事第３部

破産手続廃止

令和８年（フ）第４８０号
千葉県柏市かやの町２番38号
破産者　株式会社クライム
1　決定年月日　令和８年10月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和８年（フ）第４８８号
千葉県鎌ケ谷市中央２丁目15番32号
破産者　有限会社塩川住宅サービス
1　決定年月日　令和８年10月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和８年（フ）第４８９号
千葉県鎌ケ谷市中央２丁目15番32号
破産者　塩川　国博
1　決定年月日　令和８年10月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和８年（フ）第５０６号
千葉県松戸市大金平１丁目33番地の３　小金城址パストラルハイム303号
破産者　山下　知優
1　決定年月日　令和８年10月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和８年（フ）第５０８号
千葉県松戸市大金平５丁目373番地の４
破産者　原田　和樹
1　決定年月日　令和８年10月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和８年（フ）第５１２号
千葉県鎌ケ谷市道野辺中央１丁目６番18―205号
破産者　須貝　英俊（旧姓村松）
1　決定年月日　令和８年10月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和８年（フ）第５３７号
千葉県野田市宮崎１―15　４号棟、住民票上の住所静岡市駿河区小鹿１丁目16番18号
破産者　長谷川孝生
1　決定年月日　令和８年10月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和８年（フ）第５４８号
千葉県柏市増尾６丁目２番14号　コーポ鈴１番館205号
破産者　國塚　　誠
1　決定年月日　令和８年10月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和８年（フ）第５５６号
千葉県柏市柏1365番地８　クレストフォルム柏サウスウイング807号
破産者　松倉　亮太
1　決定年月日　令和８年10月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和８年（フ）第５６１号
栃木県小山市大字土塔247番地26
破産者　株式会社桜建興業
1　決定年月日　令和８年10月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和８年（フ）第５６２号
千葉県鎌ケ谷市北中沢１丁目２番15―202号、前住所千葉県鎌ケ谷市くぬぎ山５丁目１番18号
破産者　武藤　行正
1　決定年月日　令和８年10月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和８年（フ）第５８３号
東京都中央区日本橋浜町３丁目35番５号
破産者　株式会社クライム
1　決定年月日　令和８年10月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和８年（フ）第５５号
鹿児島県出水市上鯖淵621番地４　駅東ビル102号
破産者　Ｆ・Ｐカンパニー株式会社
1　決定年月日　令和８年10月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

令和７年（フ）第５６１号
相模原市南区下溝2029番地７
破産者　株式会社ＡＫ　Ｓｅｒｖｉｃｅ
1　決定年月日　令和８年10月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所相模原支部

令和８年（フ）第１０６号
愛知県江南市古知野町瑞穂82番地江南モロサダビル
破産者　株式会社太陽住宅総合研究所
1　決定年月日　令和８年10月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所一宮支部

令和８年（フ）第９０２号
札幌市東区北41条東２丁目１－15　パラディーゾ412
破産者　株式会社リメイクスリー
1　決定年月日　令和８年10月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第３４号
山形県東置賜郡高畠町大字入生田937番地
破産者　株式会社杉森商会
1　決定年月日　令和８年10月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
山形地方裁判所米沢支部

令和８年（フ）第３０号
千葉県香取市佐原ホ４番地　ノバガーデンⅢ103
破産者　川砂　宏樹
1　決定年月日　令和８年10月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所佐原支部

令和８年（フ）第２１２号
静岡県三島市松本71番地
破産者　株式会社大成
1　決定年月日　令和８年10月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

令和７年（フ）第５５８２号
大阪市福島区福島５丁目15番２号
破産者　有限会社スターボウ
1　決定年月日　令和８年10月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第１１３７号
大阪府東大阪市中小阪１丁目７番10号101
破産者　株式会社正寿
1　決定年月日　令和８年10月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第１３８０号
大阪市中央区谷町２丁目３番８号ピジョンビル
破産者　株式会社大阪建設工業新聞社
1　決定年月日　令和８年10月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第１８４３号
大阪府豊中市清風荘１丁目４番７号
破産者　ＬＩＢ株式会社
1　決定年月日　令和８年10月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第３５０１号
大阪市中央区道修町２丁目２番14号、商業登記簿上の本店所在地大阪市中央区瓦屋町１丁目11番６－504号
破産者　株式会社みどりや
1　決定年月日　令和８年10月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第３７０２号
大阪府摂津市南千里丘２番５－607号
破産者　株式会社天照
1　決定年月日　令和８年10月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第３１４号
堺市堺区砂道町三丁６番９号シャルムG101
破産者　クロスワークス株式会社
1　決定年月日　令和８年10月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

令和８年（フ）第１２０号
東京都中央区銀座一丁目12番４号Ｎ＆ＥＢＬＤ．６Ｆ
破産者　合同会社ｋｏｋｏｒｏ
1　決定年月日　令和８年10月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
徳島地方裁判所民事部

令和７年（フ）第４４３号
香川県高松市庵治町6390番地65
破産者　有限会社城石
1　決定年月日　令和８年10月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
高松地方裁判所民事部破産・再生係

令和７年（フ）第２０９号
沖縄県糸満市西崎町五丁目６番地の15
破産者　株式会社七福商事
1　決定年月日　令和８年10月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
那覇地方裁判所民事第３部

令和７年（フ）第７５号
岩手県花巻市東和町土沢10区245番地
破産者　株式会社多田製材所
1　決定年月日　令和８年10月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
盛岡地方裁判所花巻支部

令和８年（フ）第５８８号
東京都町田市原町田５丁目11番16―101号
破産者　松本　琴篤
1　決定年月日　令和８年10月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第１０７８号
東京都西東京市ひばりが丘３丁目３番３－806号
破産者　古田　伸一
1　決定年月日　令和８年10月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第１０８３号
東京都小金井市本町四丁目６番315号
破産者　有限会社エヌエヌシー
1　決定年月日　令和８年10月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第１０８４号
東京都小金井市本町４丁目６番３－15号小金井本町住宅
破産者　長縄　一男
1　決定年月日　令和８年10月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第１２０８号
東京都調布市染地３丁目１番地134多摩川住宅ロ12―405
破産者　相澤　清子
1　決定年月日　令和８年10月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第１２０９号
東京都調布市染地３丁目１番地134多摩川住宅ロ12―405
破産者　相澤　陸帆
1　決定年月日　令和８年10月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第１３１７号
東京都武蔵野市境南町２丁目12番21号
破産者　芦田　高之
1　決定年月日　令和８年10月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和６年（フ）第４２号
岐阜県恵那市岩村町2374番地の１
破産者　有限会社水野製材所
１　決定年月日　令和８年10月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所多治見支部

令和７年（フ）第３７号
三重県四日市市桜台２丁目45―１　クレストールサカクラ202号室、住民票上の住所三重県四日市市智積町6694番地
破産者　高田　　学
１　決定年月日　令和８年10月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所四日市支部破産係

令和８年（フ）第１１４号
兵庫県加古川市尾上町養田694番地の１、商業登記簿上の本店所在地神戸市東灘区向洋町東２丁目７番９
破産者　クロノスフィールド株式会社
１　決定年月日　令和８年10月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所姫路支部

令和８年（フ）第１号
兵庫県宍粟市山崎町塩田429
破産者　株式会社ラマンテ
１　決定年月日　令和８年10月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所龍野支部

令和８年（フ）第２号
兵庫県宍粟市山崎町塩田444―１
破産者　有限会社クレモナ
１　決定年月日　令和８年10月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所龍野支部

令和８年（フ）第３１０号
広島市南区比治山町３―14ダイアパレスリバーサイド比治山306号室
破産者　株式会社ＬＩＢＥＬＯ
１　決定年月日　令和８年10月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
広島地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第６６８号
広島県廿日市市地御前218番16号
破産者　株式会社ＥＬＥＯＳ
１　決定年月日　令和８年10月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
広島地方裁判所民事第４部

令和７年（フ）第３９号
愛媛県新居浜市八幡一丁目６番13号
破産者　株式会社才川
１　決定年月日　令和８年10月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
松山地方裁判所西条支部

破産手続廃止及び免責許可決定

令和７年（フ）第９８号
福島県いわき市内郷高坂町三本杉29番地の56
破産者　吉田　龍二
１　決定年月日　令和８年10月１日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所いわき支部

令和７年（フ）第１０５号
福島県いわき市内郷高坂町三本杉29番地の56
破産者　吉田　由子
１　決定年月日　令和８年10月１日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所いわき支部

令和８年（フ）第２７３号
盛岡市箱清水一丁目39―21、住民票上の住所盛岡市小鳥沢二丁目９番１号
破産者　吉田せつ子
１　決定年月日　令和８年10月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所第２民事部

令和８年（フ）第１０３号
茨城県水戸市千波町1403番地の５
破産者　髙橋　克江
１　決定年月日　令和８年10月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所

令和８年（フ）第１３７号
茨城県水戸市東前町1240番地の１　メゾン・ド・ルミノ204号
破産者　下条　悠乃
１　決定年月日　令和８年10月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所

令和８年（フ）第７７０号
札幌市東区北８条東３丁目２番24―402号
破産者　川村　　悟
１　決定年月日　令和８年10月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第８０８号
札幌市東区東苗穂12条１丁目７番７―101号、申立時の住所北海道江別市新栄台43番地の10
破産者　藤井　　仁
１　決定年月日　令和８年10月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１０５０号
北海道江別市東野幌町51番地の15
破産者　池側　結奈
１　決定年月日　令和８年10月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１０８９号
札幌市白石区北郷２条４丁目６番39―201号
破産者　佃　　慶二
１　決定年月日　令和８年10月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１２２５号
札幌市豊平区平岸４条13丁目５番10号　ルピナス南平岸103号
破産者　所　　靖人
１　決定年月日　令和８年10月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第３１号
岩手県胆沢郡金ケ崎町西根古寺15番地２
破産者　小澤　勇大
１　決定年月日　令和８年10月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所水沢支部

令和８年（フ）第３４号
岩手県奥州市江刺西大通り６番５号　ビレッジハウス江刺２号棟　504号室、旧住所岩手県奥州市江刺岩谷堂字一本松172番地１　メゾンコンフォート　２―Ｂ号室
破産者　愛澤奈津季
１　決定年月日　令和８年10月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所水沢支部

令和８年（フ）第８２号
茨城県水戸市石川１丁目3938番地の２　市営南堀原住宅２棟103号
破産者　小又　未来
１　決定年月日　令和８年10月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所

令和８年（フ）第１３８号
茨城県水戸市元吉田町2652番地の９　デムスハイツ206号
破産者　髙村　佳奈
１　決定年月日　令和８年10月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所

令和８年（フ）第１４１号
茨城県ひたちなか市大字足崎1457番地657
破産者　鈴木　純平
１　決定年月日　令和８年10月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所

令和８年（フ）第１５９号
茨城県ひたちなか市元町８番１－202号　メゾントキワ、開始決定時の住所茨城県ひたちなか市大字東石川1700番地メゾンモンシェリー205号
破産者　住谷　泰裕（開始決定時の氏　桜井）
１　決定年月日　令和８年10月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所

令和８年（フ）第１８３号
茨城県水戸市笠原町1955番地　グラスイズ203号
破産者　伊藤　　基
１　決定年月日　令和８年10月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所

令和８年（フ）第１９０号
茨城県水戸市堀町1108番地の７　プリマベーラＢ棟101号
破産者　井坂　彬仁
１　決定年月日　令和８年10月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所

令和８年（フ）第２０４号
茨城県水戸市水府町1382番地の１
破産者　大森　雅彦
１　決定年月日　令和８年10月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所

令和８年（フ）第２１２号
茨城県水戸市住吉町57番地の２　コープ菜の花の家水戸110号、開始決定時の住所茨城県水戸市見川町2563番地の710
破産者　立枝　辰雄
１　決定年月日　令和８年10月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所

令和８年（フ）第４号
茨城県神栖市息栖2822番地115　イタリー遊ｙ210
破産者　二宮　　翔
１　決定年月日　令和８年10月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所麻生支部

令和８年（フ）第２６号
茨城県鹿嶋市大字平井1184番地３　Ｖｅｇａ101
破産者　山本　壮真
１　決定年月日　令和８年10月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所麻生支部

令和８年（フ）第３１７号
埼玉県川口市大字赤井576番地の５、旧住所埼玉県川口市朝日１丁目14番19－401号シャルム朝日
破産者　鈴木　弥生（旧姓佐々木）
１　決定年月日　令和８年10月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第８２３号
埼玉県上尾市大字中新井520番地147、旧住所さいたま市西区三橋５丁目661番地１　ビマリー110
破産者　永良　　凌
１　決定年月日　令和８年10月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第８６３号
さいたま市岩槻区大字笹久保662番地２
破産者　大久保直紀
１　決定年月日　令和８年10月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第８８９号
埼玉県新座市野火止四丁目６番22号　Ｌｕｃｕｌｉａ　新座101号室
破産者　金野　大輔
１　決定年月日　令和８年10月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第８９１号
埼玉県川口市大字東本郷1402番地の３
破産者　谷口　智章
１　決定年月日　令和８年10月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第９０４号
埼玉県白岡市小久喜552番地10　フレンドハイツ202、破産手続開始決定時の住所埼玉県白岡市小久喜927番地３　ローヤルシティ白岡第２－908
破産者　大谷　葉子（旧姓清水）
１　決定年月日　令和８年10月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第９９９号
さいたま市岩槻区南平野２丁目17番地１312号
破産者　田上　優子
１　決定年月日　令和８年10月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第１０１４号
さいたま市西区大字西遊馬1514番地６　サニーハイム101号室
破産者　寒江なつき（旧姓柳原）
１　決定年月日　令和８年10月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第１０７２号
埼玉県川口市青木３丁目14番24号　ホープフルマンション403号
破産者　小沢　一雄
1　決定年月日　令和８年10月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第１０８２号
埼玉県加須市向川岸町７番37号　プリマヴェーラかぞ308号
破産者　嘉代　貴成
1　決定年月日　令和８年10月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第１１０９号
さいたま市岩槻区本町４丁目１番９号
破産者　関根　康子
1　決定年月日　令和８年10月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第１７０号
埼玉県入間市大字下藤沢591番地９、前住所埼玉県入間市春日町１－８－10プライムコートⅢ101号室
破産者　宮脇　　総
1　決定年月日　令和８年10月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

令和８年（フ）第３４１号
埼玉県川越市大字谷中21番地
破産者　矢島　良治
1　決定年月日　令和８年10月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

令和８年（フ）第３４７号
埼玉県所沢市大字山口1442番地の15
破産者　山崎　　卓
1　決定年月日　令和８年10月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

令和８年（フ）第３６０号
埼玉県川越市大字山田455番地３　（ラ・ルーチェⅡ102号室）
破産者　髙松　優也
1　決定年月日　令和８年10月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

令和８年（フ）第４０７号
埼玉県所沢市東新井町307番地の７
破産者　秋ところこと　黒田利香子
1　決定年月日　令和８年10月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

令和８年（フ）第４０８号
埼玉県所沢市小手指町４丁目４番地の10　キャッスル小手指405、前住所埼玉県東松山市松山町３丁目５番７号　レオパレスサザンクロスＢ107
破産者　吉成　和夫
1　決定年月日　令和８年10月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

令和８年（フ）第４６０号
埼玉県日高市大字北平沢772番地８
破産者　中嶋　千佳
1　決定年月日　令和８年10月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

令和８年（フ）第５１６号
埼玉県日高市大字鹿山197番地１　リリーヴィレッジＣＲＥＳＴ801
破産者　後藤　寛樹
1　決定年月日　令和８年10月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

令和８年（フ）第２９７号
川崎市幸区南加瀬２－29－13－Ｇ304、住民票上の住所福岡市博多区冷泉町５番24－205号アンピール祇園駅Ⅱ
破産者　吉田　　響
1　決定年月日　令和８年10月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

令和８年（フ）第３０４号
川崎市川崎区池田２丁目６番15号　第１小林荘　101
破産者　内　　博雪
1　決定年月日　令和８年10月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

令和８年（フ）第３０５号
川崎市川崎区池田２丁目６番15号　第１小林荘　101
破産者　内　　早苗
1　決定年月日　令和８年10月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

令和８年（フ）第３１６号
東京都世田谷区中町２丁目38番15号
破産者　出口　洋平
1　決定年月日　令和８年10月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

令和８年（フ）第３７７号
川崎市多摩区枡形５丁目24番11号　エテリアサウス　102
破産者　高丘　悠吾
1　決定年月日　令和８年10月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

令和８年（フ）第４１４号
川崎市高津区新作６丁目２番25号　レオパレスエスポワール　104
破産者　大竹　　司
1　決定年月日　令和８年10月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

令和８年（フ）第４２４号
川崎市宮前区宮崎１丁目６番地10　アライエ宮崎台　203
破産者　安田千恵子
1　決定年月日　令和８年10月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

令和８年（フ）第４５２号
川崎市中原区下小田中１丁目10番16―304号　ジュネス中原
破産者　照井　隆太
1　決定年月日　令和８年10月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

令和８年（フ）第４５９号
川崎市中原区下小田中４丁目12番７―101号
破産者　武智　恵太
1　決定年月日　令和８年10月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

令和８年（フ）第４７７号
川崎市麻生区王禅寺西６丁目１番８―303号
破産者　宮沢　　渚
1　決定年月日　令和８年10月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

令和８年（フ）第４９２号
川崎市川崎区大島３丁目17番２号　ｓａｋｉｓｏ　202
破産者　中田　　命
1　決定年月日　令和８年10月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

令和８年（フ）第７９号
神奈川県平塚市岡崎3269番地の33
破産者　遠藤　智美
1　決定年月日　令和８年10月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

令和８年（フ）第２２８号
神奈川県秦野市平沢1028番地の14
破産者　嶋田　　恵
1　決定年月日　令和８年10月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

令和８年（フ）第２４２号
神奈川県中郡二宮町山西141番地の２
破産者　港　　弘子
1　決定年月日　令和８年10月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

令和７年（フ）第２８５号
長野県須坂市墨坂南四丁目７番５―104号、旧住所長野県須坂市大字須坂1230番地43（215）
破産者　児玉真由美
1　決定年月日　令和８年10月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第２３号
長野県飯田市鼎一色551番地（信濃寮）
破産者　常盤　房夫
1　決定年月日　令和８年10月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所飯田支部

令和７年（フ）第６５４号
静岡市清水区有東坂２丁目27番地の１、旧住所静岡市清水区下野中14番６号　コモエスタ松永103
破産者　多賀谷勇貴
1　決定年月日　令和８年10月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第３８２号
静岡市葵区唐瀬１丁目７番10号　ニューハイム南　201
破産者　若山　靖弘
1　決定年月日　令和８年10月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

令和７年（フ）第３６３号
愛知県春日井市篠木町６丁目1643番地１　ＤＵＰＬＥＸ国王11Ｃ―101号、開始決定時の住所愛知県春日井市東神明町709番地４
破産者　岡田　陽峰
1　決定年月日　令和８年10月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

令和７年（フ）第２３４１号
愛知県知多郡南知多町大字豊丘字門廻間８番地の16
破産者　加藤　晋哉
1　決定年月日　令和８年10月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第５６５号
東京都武蔵野市境５丁目27番１号　ウエストプライマリー306、従前の住所愛知県東海市加木屋町南鹿持12番地の１　リビオ加木屋南公園201
破産者　山田　貴都
1　決定年月日　令和８年10月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第１２７０号
名古屋市中区上前津１丁目９番７号　ラクラーレ上前津402号、従前の住所名古屋市東区山口町９番12号　プチメゾン308
破産者　杉山　寛眞
1　決定年月日　令和８年10月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第１３６７号
名古屋市北区大曽根１丁目22番32号
破産者　小田　正史
1　決定年月日　令和８年10月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第１４００号
名古屋市中川区中郷５丁目21番地　フィオーレ中郷303号
破産者　上冨居大介
1　決定年月日　令和８年10月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第１５３５号
愛知県あま市七宝町桂北海道31番地
破産者　デニスドゥルドゥルダンかおり（旧姓相本）
1　決定年月日　令和８年10月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第１５６６号
愛知県常滑市矢田字垣出口60番地
破産者　村川　知里
1　決定年月日　令和８年10月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

令和６年（フ）第１０５８号
神戸市長田区花山町１丁目７番29号
破産者　田中　繁樹
１　決定年月日　令和８年10月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

令和６年（フ）第１０５９号
神戸市長田区花山町１丁目７番29号
破産者　田中敬伊子
１　決定年月日　令和８年10月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第１１０号
神戸市須磨区川上町１丁目１番６号、従前の住所大阪市北区豊崎７丁目３番５号　Ｊ－ＢＲＩＧＨＴＵＭＥＤＡＫＩＴＡ501号室
破産者　新井　健太
１　決定年月日　令和８年10月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第２３６号
神戸市北区藤原台北町５丁目３番９―503号、従前の住所神戸市北区有野町唐櫃3271番地の１　205号
破産者　西村　章吾
１　決定年月日　令和８年10月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第５３７号
神戸市兵庫区駅南通５丁目２番14―617号、従前の住所神戸市長田区大道通３丁目１番地フレール長田大道105号
破産者　Ｓ．Ｉ　ｃｏｌｏｒこと　生駒　翔
１　決定年月日　令和８年10月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第３３５号
岡山市中区藤崎184番地３
破産者　森本　　努
１　決定年月日　令和８年10月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第３５４号
沖縄県中頭郡西原町字上原290番地の１　（ビレッジハウス西原２棟503号）
破産者　小寺　邦将
１　決定年月日　令和８年10月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第３９４号
岡山県倉敷市酒津2671番地１　キャトルメゾンＡ―201、旧住所岡山県倉敷市林1907番地１
破産者　伊藤　智絵
１　決定年月日　令和８年10月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所第３民事部

令和７年（フ）第９７８号
広島県呉市宝町３―36―1304、住民票上の住所広島市中区中町７番41―602―１号
破産者　ＣＯＲＯＮＥＴこと野上　和政
１　決定年月日　令和８年10月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第３８４号
広島市安佐北区可部東２丁目39番４号
破産者　山西　　清
１　決定年月日　令和８年10月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１５６号
香川県三豊市高瀬町下勝間2152番地３　フジハイツ202号
破産者　阪口　公邦
１　決定年月日　令和８年10月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
高松地方裁判所民事部破産・再生係

令和７年（フ）第５１号
福岡県春日市天神山５丁目65番地、開始決定時の住所福岡県八女市立花町白木1989番地２
破産者　原　悠一朗
１　決定年月日　令和８年10月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所八女支部破産係

令和７年（フ）第１８８号
長崎県長崎市花丘町２番３―302号、旧住所長崎県長崎市多以良町2160番地69
破産者　山本　孝征
１　決定年月日　令和８年10月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第４３号
宮崎県小林市堤2851番地13
破産者　松山　　努
１　決定年月日　令和８年10月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所都城支部

令和８年（フ）第２０８号
沖縄県宜野湾市志真志３丁目４番21―503号　マンションライラック
破産者　浅井　亮平
１　決定年月日　令和８年10月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所沖縄支部破産係

令和８年（フ）第２２号
山形県最上郡舟形町舟形2050番地
破産者　佐藤　美香
１　決定年月日　令和８年10月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所新庄支部

令和８年（フ）第１５３号
茨城県土浦市霞ケ岡町29番７号
破産者　倉持　武顕
１　決定年月日　令和８年10月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

令和８年（フ）第５０号
茨城県龍ケ崎市松葉１丁目18番地１　エタニティーⅠ　202号室
破産者　内田　麻衣（旧姓　池田）
１　決定年月日　令和８年10月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

令和８年（フ）第６２号
茨城県取手市椚木14番地７
破産者　染野　直美
１　決定年月日　令和８年10月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

令和８年（フ）第６９号
茨城県取手市白山２丁目13番24号
破産者　髙岩　敏幸
１　決定年月日　令和８年10月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

令和８年（フ）第１０８３号
神奈川県茅ヶ崎市共恵１丁目12番８－１号
破産者　佐藤　公二
１　決定年月日　令和８年10月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第３２号
新潟県長岡市青島町918番地３
破産者　関　健太郎
１　決定年月日　令和８年10月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所長岡支部破産係

令和８年（フ）第９０号
富山県氷見市大境467番地、前住所富山市八尾町黒田521番地　レジーナⅢ104号
破産者　川辺　常治
１　決定年月日　令和８年10月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所高岡支部

令和８年（フ）第６７号
静岡県沼津市東原237番地の２　ワンズハウスＷＥＳＴ301、前住所静岡県沼津市大諏訪338番地の２
破産者　藤川　雅広
１　決定年月日　令和８年10月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

令和８年（フ）第１６０号
静岡県伊豆の国市長岡826番地の１　ビ・ソルトⅡ　101号
破産者　矢岸　　明
１　決定年月日　令和８年10月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

令和８年（フ）第１８９号
静岡県沼津市西間門198番地の１、前住所東京都港区六本木３丁目３番10―201号
破産者　芹澤　唱栄
１　決定年月日　令和８年10月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

令和７年（フ）第２７３号
静岡県富士市浅間上町16番35号、前住所静岡県富士市浅間上町13番22号
破産者　甲田　雅彦
１　決定年月日　令和８年10月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所富士支部

令和７年（フ）第２７４号
静岡県富士市浅間上町16番35号、前住所静岡県富士市浅間上町13番22号
破産者　甲田　美智子
１　決定年月日　令和８年10月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所富士支部

令和８年（フ）第２２０号
静岡県浜松市中央区子安町326番地の１　県営子安団地２棟508号
破産者　佐野あけみ
１　決定年月日　令和８年10月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

令和８年（フ）第６３号
京都市西京区嵐山谷ケ辻子町12番地の19
破産者　湯朝　寛起
１　決定年月日　令和８年10月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

令和８年（フ）第３３１号
京都府木津川市城山台十丁目22番地４
破産者　玄田こと　荒木　紀恵
１　決定年月日　令和８年10月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

令和７年（フ）第３８２９号
大阪市生野区桃谷２丁目21番８号、事業所所在地大阪市中央区本町橋６―21　シャンボール内本町406　橋本工業株式会社内
破産者　金子設計こと　金子　　晃
１　決定年月日　令和８年10月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第１７５５号
大阪市東成区大今里南３丁目10番19号
破産者　レグルスこと　杉本　敬二
１　決定年月日　令和８年10月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第１９号
兵庫県宝塚市山本中２丁目１番21号　ハイツ翠苑203
破産者　佐藤　　裕
１　決定年月日　令和８年10月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

令和８年（フ）第２９号
兵庫県宝塚市山本中１丁目19番６号、前住所兵庫県西宮市生瀬東町７番13―303号
破産者　相武ホームサービスこと　相武　高典
１　決定年月日　令和８年10月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

令和８年（フ）第１５７号
兵庫県宝塚市鹿塩２丁目13番15―203号
破産者　野津　公平
１　決定年月日　令和８年10月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

令和７年（フ）第２６７号
兵庫県神戸市中央区海岸通４－１－７－1201、住民票上の住所兵庫県西宮市甲子園浦風町１番12号
破産者　前川　浩一
１　決定年月日　令和８年10月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

令和８年（フ）第２２７号
大阪府豊中市庄内西町３丁目13番14号、前住所大阪府豊中市庄内幸町４丁目17―８
破産者　德岡　孝彦
１　決定年月日　令和８年10月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

令和８年（フ）第２９号
徳島県徳島市津田町一丁目10番19号
破産者　芳崎　直樹
1　決定年月日　令和８年10月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
徳島地方裁判所民事部

令和８年（フ）第９０号
香川県高松市上林町307番地１　リーベクオーレＡ203
破産者　松本　良二
1　決定年月日　令和８年10月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
高松地方裁判所民事部破産・再生係

令和８年（フ）第５９号
青森県上北郡野辺地町大月平32―６　ビジネスランド豊楽213号室、住民票上の住所高知市比島町２丁目11番12号　タウンハウス比島５、旧住所、高知市高埴６番３号　マリベールＴａｎｏｕｃｈｉ402号
破産者　濱渦　達記
1　決定年月日　令和８年10月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
高知地方裁判所破産係

令和８年（フ）第９号
長崎県雲仙市瑞穂町西郷丁777番地１　岩戸ハイツ101号室
破産者　楳原　灯志
1　決定年月日　令和８年10月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所島原支部破産係

令和８年（フ）第２０９号
宮崎県児湯郡新富町大字新田690番地３
破産者　黒木　美玖（旧姓竹下）
1　決定年月日　令和８年10月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所破産係

令和６年（フ）第４９３号
沖縄県那覇市字国場748番地３　エムワイハウス３－Ａ
破産者　村山　美恵
1　決定年月日　令和８年10月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所民事第３部

令和８年（フ）第１１０号
群馬県太田市東本町47番８号
破産者　豊田裕紀子
1　決定年月日　令和８年10月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所太田支部

令和８年（フ）第５３６号
北九州市小倉北区日明４丁目２番17号（日明西山アパート201）
破産者　河本　巧貴
1　決定年月日　令和８年10月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

令和７年（フ）第８９号
鹿児島県阿久根市港町22番地
破産者　松岡　重成
1　決定年月日　令和８年10月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

令和８年（フ）第６０号
鹿児島県出水市高尾野町柴引1350番地１
破産者　友田　智之
1　決定年月日　令和８年10月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

令和８年（フ）第６１号
鹿児島県出水市高尾野町柴引1350番地１
破産者　友田　麻弥
1　決定年月日　令和８年10月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

令和８年（フ）第６７１号
さいたま市南区根岸５丁目18番３号　ヴィラ白幡308
破産者　椎橋　由実
1　決定年月日　令和８年10月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第８６１号
さいたま市浦和区常盤１丁目２番25―803号
破産者　梅澤　　真
1　決定年月日　令和８年10月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第９４３号
埼玉県志木市下宗岡四丁目14番40号
破産者　ヒーリングアートＫＩＭＥＩこと　橋爪　貴明
1　決定年月日　令和８年10月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第４９号
神奈川県横須賀市池上３丁目３番17号　第２正栄荘101
破産者　國枝　清和
1　決定年月日　令和８年10月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所横須賀支部

令和８年（フ）第１４４号
神奈川県横須賀市久里浜６丁目４番１―33号　シーフロント久里浜
破産者　佐藤　大樹
1　決定年月日　令和８年10月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所横須賀支部

令和８年（フ）第１４７号
神奈川県横須賀市鴨居２丁目47番２号　東横マンションＥ―１
破産者　芦野　慎一
1　決定年月日　令和８年10月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所横須賀支部

令和８年（フ）第２５７号
相模原市南区上鶴間本町２丁目13番10―301号
破産者　攝待　翁康
1　決定年月日　令和８年10月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所相模原支部

令和８年（フ）第３３４号
相模原市中央区淵野辺本町３丁目40番13号
ＶｅｎｔＶｅｒｔ104
破産者　鈴木　誠勝
１　決定年月日　令和８年10月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所相模原支部

令和８年（フ）第３５９号
相模原市南区当麻880番地３　ウィステリア201
破産者　山田　秀麿
１　決定年月日　令和８年10月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所相模原支部

令和７年（フ）第３４９号
山梨県中央市山之神1156番地72、開始決定時の住所山梨県中央市山之神４番地61
破産者　梶原康一郎
１　決定年月日　令和８年10月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
甲府地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第１７４号
山梨県韮崎市大草町上條東割1054番地１
破産者　登尾　知博
１　決定年月日　令和８年10月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
甲府地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第２６１号
北九州市小倉北区皿山町28番11号
破産者　藤本　均
１　決定年月日　令和８年10月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

令和８年（フ）第４５１号
北九州市小倉北区片野４丁目20番14―701号
破産者　藤江愛莉奈
１　決定年月日　令和８年10月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

令和８年（フ）第４６１号
北九州市八幡西区岡田町７―30―706、住民票上の住所北九州市八幡西区茶売町６番４―505号
破産者　久保竣太郎
１　決定年月日　令和８年10月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

令和８年（フ）第４６７号
北九州市小倉南区葛原本町４丁目７番１号（201）、前住所北九州市小倉南区中曽根４丁目５番15号（102）
破産者　楽摩　佳奈
１　決定年月日　令和８年10月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

令和８年（フ）第５５３号
北九州市小倉北区下富野１丁目３番５号
破産者　ラックこと　宮﨑千鶴男
１　決定年月日　令和８年10月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

令和８年（フ）第１４４号
長崎県長崎市桶屋町21番地　Ｅｓｔｅｌａ桶屋町305、開始決定時住所長崎県長崎市浜町11番14号　高橋ビル401
破産者　百木　　愛
１　決定年月日　令和８年10月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第８３号
熊本市中央区新大江１丁目23番25号
破産者　安井　民雄
１　決定年月日　令和８年10月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

令和８年（フ）第９３号
熊本市中央区白山３丁目９番14号　メゾン林302号、転入前住所熊本市北区龍田陳内３丁目３番34号　陣内ハイツ201号
破産者　喜屋武　学
１　決定年月日　令和８年10月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

令和８年（フ）第１６８号
熊本市中央区渡鹿５丁目９番７号
破産者　髙水　晴司ことガレダギ，アリレザ
１　決定年月日　令和８年10月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

令和８年（フ）第１９４号
熊本市西区島崎６丁目19番54号、転入前住所福岡県行橋市大字下津熊949番地１　レオパレスシャルマン104号室
破産者　野﨑　洋介
１　決定年月日　令和８年10月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

令和８年（フ）第２２９号
熊本県菊池市泗水町田島2971番地
破産者　藤川　慎弥
１　決定年月日　令和８年10月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

令和８年（フ）第５２６号
札幌市東区北15条東16丁目２番１―306号
破産者　藤井　未夢
１　決定年月日　令和８年10月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第５９８号
札幌市北区北35条西５丁目２番３号　グリーンコーポ北35Ａ204号
破産者　辰己　純一
１　決定年月日　令和８年10月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第９０３号
札幌市白石区平和通１丁目北１番18号　ハイセレールグレンＣ―102号
破産者　南川　直喜
１　決定年月日　令和８年10月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１２２０号
札幌市豊平区月寒西１条８丁目１番６号　ビブレ月寒西Ⅱ―105号
破産者　小向　　貢
１　決定年月日　令和８年10月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１２７０号
札幌市手稲区富丘２条７丁目４番21号　Ｌｉｂｅｒｔｙ　Ｂｅｌｌ―107号
破産者　坂本　牧子
１　決定年月日　令和８年10月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１７４号
北海道旭川市神楽５条９丁目４番２号
破産者　伊藤　雪花
１　決定年月日　令和８年10月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

令和８年（フ）第３５号
宮城県富谷市成田４丁目25番地８、申立時の住所山形県東置賜郡高畠町大字入生田937番地
破産者　杉森　文昭
１　決定年月日　令和８年10月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所米沢支部

令和８年（フ）第８６号
山形県東置賜郡高畠町大字中島823番地
破産者　鈴木　　裕
１　決定年月日　令和８年10月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所米沢支部

令和８年（フ）第２２９号
相模原市南区上鶴間本町５丁目６番１号　エミール町田Ｃ棟103
破産者　多田　舜規
１　決定年月日　令和８年10月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所相模原支部

令和８年（フ）第２１３号
静岡県熱海市上多賀193番地
破産者　小沼　博稔
１　決定年月日　令和８年10月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

令和７年（フ）第１６３５号
名古屋市中村区松原町５丁目49番地の１　レオパレスなかむら307号
破産者　林　可奈子
１　決定年月日　令和８年10月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第９１５号
愛知県日進市赤池４丁目1112番地　リバーサイドミキムラ107、従前の住所愛知県日進市赤池町箕ノ手２番地1203
破産者　尾崎武一郎
１　決定年月日　令和８年10月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第１０８６号
愛知県春日井市岩成台８丁目４番地１　609号棟403号室
破産者　上森　末子
１　決定年月日　令和８年10月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第１１７９号
名古屋市昭和区御器所通３丁目２番地　オープンレジデンシア御器所ステーションフロント203号、従前の住所京都市上京区大宮通元誓願寺下る北之御門町573
破産者　柏崎　賢吾
１　決定年月日　令和８年10月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第１１８３号
名古屋市東区白壁３丁目27番８号　ライオンズマンション白壁の丘604号、従前の住所名古屋市東区主税町４―72―１　アーバニア主税町309号
破産者　大成園こと真城昌鎬こと　ＫＩＭ　ＣＨＡＮＧＨＯ金　昌鎬
１　決定年月日　令和８年10月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第１２３９号
名古屋市名東区大針３丁目270番地
破産者　川瀬　　浩
１　決定年月日　令和８年10月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第１３１８号
名古屋市守山区四軒家２丁目571番地の３　ｍｏｍｉｊｉ203号
破産者　荒川　宗樹
１　決定年月日　令和８年10月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第１３５６号
名古屋市瑞穂区大喜町４丁目７番地の２
破産者　スタイリッシュプラスこと　水野　文彦
１　決定年月日　令和８年10月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第１４０４号
名古屋市熱田区南一番町５番27号
破産者　大西　　学
１　決定年月日　令和８年10月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第１４７０号
名古屋市中川区長須賀２丁目303番地の２　Ｄ
破産者　中嶋　妙子
１　決定年月日　令和８年10月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第１４８３号
愛知県豊明市大久伝町東90番地１
破産者　宮治　　淳
１　決定年月日　令和８年10月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第１７０８号
愛知県海部郡蟹江町本町８丁目71番地　ネオハイツ立木103号
破産者　藤本　信隆
１　決定年月日　令和８年10月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

令和７年（フ）第４０５９号
大阪市生野区林寺２丁目13番13号　エミーナ林寺
破産者　山田　彩月
1　決定年月日　令和８年10月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和７年（フ）第４０８３号
大阪府枚方市南船橋２丁目７番11―807号
破産者　濱川　健太
1　決定年月日　令和８年10月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和７年（フ）第５５７８号
大阪府門真市江端町11番１―415号
破産者　山本　浩三
1　決定年月日　令和８年10月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和７年（フ）第５８８３号
大阪市生野区新今里６丁目８番４号　ＧＳ新今里　102号
破産者　荒木　知弥
1　決定年月日　令和８年10月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第１６７号
大阪市浪速区日本橋５丁目13番13―1101号
破産者　荒木　俊哉
1　決定年月日　令和８年10月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第１６９５号
大阪市生野区巽南１丁目４番５―404号
破産者　間瀬　健夫
1　決定年月日　令和８年10月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第１８１１号
大阪市西淀川区柏里１丁目８番７号　大谷マンション　１Ｂ号室
破産者　溝口　加菜
1　決定年月日　令和８年10月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第１８４４号
大阪府豊中市庄本町２丁目７番１―211号
破産者　吉田　拓也
1　決定年月日　令和８年10月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第２３３５号
大阪府吹田市高浜町14番21―102号
破産者　Ｎｕｔｒｉｔｉｏｎ＋こと　松尾　響花（旧姓藤原）
1　決定年月日　令和８年10月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第２４４４号
大阪市平野区長吉長原１丁目９番６―605号
破産者　岡　　良治
1　決定年月日　令和８年10月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第２６７３号
大阪府門真市江端町22番２号
破産者　長嶋　幸代
1　決定年月日　令和８年10月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第２８４４号
大阪府東大阪市山手町１番４号　プラットホーム額田駅前　303、前住所大阪市浪速区木津川１丁目１番17―601号
破産者　米川　陽一
1　決定年月日　令和８年10月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第２９４１号
大阪市都島区善源寺町２丁目４番３号
破産者　澤　早百合
1　決定年月日　令和８年10月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第２９４２号
大阪府四條畷市中野本町６番15号　グランシャリオ　ドゥ301
破産者　若林　新二
1　決定年月日　令和８年10月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第３０４４号
大阪府茨木市舟木町４番20号
破産者　田中　洋司
1　決定年月日　令和８年10月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第３２８５号
大阪府枚方市長尾西町２丁目36番11―101号
破産者　三浦　優生
1　決定年月日　令和８年10月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第３５０２号
大阪市中央区徳井町２丁目３―10―1103、住民票上の住所京都市伏見区村上町394番地グラン・コート伏見桃山大手筋Ⅱ　501
破産者　スピードサービスこと　角田　和男
1　決定年月日　令和８年10月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第３７０３号
大阪府茨木市真砂２丁目16番19号　辻田ロイヤルビル　202号
破産者　角野　太紀
1　決定年月日　令和８年10月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第３１５号
堺市堺区砂道町３丁６番９―101号
破産者　横江　幸嗣
1　決定年月日　令和８年10月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

令和８年（フ）第３４３号
堺市東区丈六169番地６　ロイヤルビブレ北野田402号
破産者　川畑　紀朋
1　決定年月日　令和８年10月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

令和８年（フ）第６７５号
堺市堺区石津町３丁７番24―402号
破産者　魚本流　今倉道場こと　今倉　孝男
1　決定年月日　令和８年10月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

令和８年（フ）第１２１号
徳島県徳島市大谷町猿楽18番地の17
破産者　小手川千帆
1　決定年月日　令和８年10月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
徳島地方裁判所民事部

令和８年（フ）第４４号
佐賀県神埼郡吉野ヶ里町大曲2572番地３、前住所佐賀県神埼市千代田町下西846番地２　アヴェニール（D）202
破産者　中村　彩花
1　決定年月日　令和８年10月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第２１０号
佐賀市川副町大字早津江津342番地１
破産者　袋　　洋之
1　決定年月日　令和８年10月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第１２１号
北海道空知郡上富良野町宮町２丁目２番41号　宮町コーポＣ号室
破産者　福島　輝代
1　決定年月日　令和８年10月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

令和７年（フ）第１０５号
岩手県花巻市東和町土沢10区245番地
破産者　多田美代子
1　決定年月日　令和８年10月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所花巻支部

令和７年（フ）第１０９号
岩手県花巻市東和町土沢10区245番地
破産者　多田　　孝
1　決定年月日　令和８年10月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所花巻支部

令和８年（フ）第３号
岩手県北上市大堤南三丁目５番14号　市営大堤住宅64号
破産者　田中　綾子
1　決定年月日　令和８年10月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所花巻支部

令和８年（フ）第６０号
岩手県北上市常盤台三丁目22番20号　メイプルときわ台101号
破産者　今城　光行
1　決定年月日　令和８年10月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所花巻支部

令和８年（フ）第８２号
栃木県佐野市関川町926番地24、前住所栃木県宇都宮市宝木町２丁目2572番地１
破産者　市田　佑来（旧姓鈴木）
1　決定年月日　令和８年10月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所足利支部

令和８年（フ）第１１８号
石川県野々市市扇が丘９番20号　扇が丘ビル402号
破産者　麺匠金色堂こと坂井　真澄
1　決定年月日　令和８年10月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所民事部

令和８年（フ）第２０４号
金沢市円光寺３丁目13番20号　セジュール中島101号
破産者　ヘア＆メイク30こと　中谷　智惠
1　決定年月日　令和８年10月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所民事部

令和８年（フ）第２２１号
静岡県伊豆の国市古奈609番地の１　リバーサイド藤103号、前住所静岡県伊豆の国市北江間126番地の３
破産者　横山ひとみ
1　決定年月日　令和８年10月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

令和８年（フ）第１１３号
静岡県藤枝市青南町１丁目５番地の５、開始決定時の住所愛知県江南市古知野町本郷192番地　ブリック江南201号
破産者　森下　和紀
1　決定年月日　令和８年10月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所一宮支部

令和８年（フ）第１１４号
愛知県丹羽郡大口町秋田一丁目３番地１
破産者　佐藤　祐二
1　決定年月日　令和８年10月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所一宮支部

令和７年（フ）第３１８号
愛知県豊川市西塚町２丁目44番地　サン西塚202号
破産者　平野　吾和
1　決定年月日　令和８年10月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所豊橋支部

令和８年（フ）第１６６号
大津市大江三丁目５番25号　リコースクエアビル510、前住所大津市平津二丁目６番１号
破産者　連工務店こと　連　　治
1　決定年月日　令和８年10月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所民事部

令和７年（フ）第５１９号
兵庫県赤穂市南野中426番地３フレグランスちくさ202、従前の住民票上の住所兵庫県赤穂郡上郡町高田台７丁目１番１
破産者　門崎千津子
1　決定年月日　令和８年10月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

令和８年（フ）第９７号
兵庫県姫路市飾磨区構1047番地16
破産者　安藤　寛敏
1　決定年月日　令和８年10月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

令和８年（フ）第２３３号
兵庫県姫路市苫編南２丁目344番地３　ベレオフォレスト303
破産者　常峰　彰人
1　決定年月日　令和８年10月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

令和８年（フ）第３４６号
兵庫県姫路市網干区和久389番地１　タウニィカナ201
破産者　角田　　悠
1　決定年月日　令和８年10月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

令和８年（フ）第３７７号
兵庫県姫路市北平野５丁目１番32号　アメニティー北平野Ｂ202
破産者　成瀬　　篤
1　決定年月日　令和８年10月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

令和８年（フ）第４０号
和歌山県田辺市秋津町188番地の２　エトワールＦ105
破産者　中西　　剛
1　決定年月日　令和８年10月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所龍野支部

令和７年（フ）第２８１号
岡山県倉敷市広江七丁目４番９―20号
破産者　田中　徹也
1　決定年月日　令和８年10月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

令和８年（フ）第９６号
岡山県都窪郡早島町早島4188番地15
破産者　佐野　靖之
1　決定年月日　令和８年10月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

令和８年（フ）第１４号
広島県三次市吉舎町辻1496番地
破産者　林　　静男
1　決定年月日　令和８年10月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所三次支部

令和７年（フ）第２７９号
愛媛県松山市溝辺町甲292番地１　溝辺ガレージハウスＡ－４号、開始決定時の住所愛媛県松山市南江戸１丁目４番20号
破産者　桑原　　勝
1　決定年月日　令和８年10月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所民事部

令和８年（フ）第９２号
愛媛県松山市高岡町355番地６
破産者　忽那有希子
1　決定年月日　令和８年10月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所民事部

令和８年（フ）第１４５号
愛媛県松山市北立花町７番地２
破産者　廣長　風摩
1　決定年月日　令和８年10月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所民事部

令和８年（フ）第１７６号
愛媛県松山市緑町１丁目３番地28　サンシャイン緑町1002号
破産者　藤岡　晃枝
1　決定年月日　令和８年10月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所民事部

令和８年（フ）第１９７号
愛媛県松山市喜与町２丁目４番地５　武井ビル203号
破産者　八本　詩織
1　決定年月日　令和８年10月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所民事部

令和７年（フ）第４０号
愛媛県新居浜市本郷二丁目８番53号、開始決定時の住所愛媛県新居浜市中村松木二丁目４番17号
破産者　才川　直人
1　決定年月日　令和８年10月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所西条支部

令和８年（フ）第５６号
愛媛県四国中央市土居町津根2334番地９
破産者　山川　裕士
1　決定年月日　令和８年10月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所西条支部

令和８年（フ）第１３３号
佐賀県鳥栖市古賀町554番地　南風花ノ木
破産者　平田　孝一
1　決定年月日　令和８年10月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第１６３号
佐賀県神埼市神埼町本堀3192番地15
破産者　石松　敏行
1　決定年月日　令和８年10月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第７号
長崎県島原市南安徳町丁4533番地
破産者　髙木　彰人
1　決定年月日　令和８年10月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所島原支部破産係

令和７年（フ）第１９７号
熊本県宇城市松橋町両仲間897番地１　ハッピーアライブⅠ201
破産者　守田　充伸
1　決定年月日　令和８年10月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

令和８年（フ）第２１８号
熊本市南区八分字町2469番地
破産者　藤川　鋭也
1　決定年月日　令和８年10月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

令和８年（フ）第２２０号
熊本県宇土市住吉町806番地１
破産者　伊藤　誠弥（旧姓山﨑）
１　決定年月日　令和８年10月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

令和８年（フ）第２６２号
熊本市東区御領６丁目７番65号　シャーメゾンヴィブレ103号室、転入前住所熊本市北区弓削５丁目15番２号　Ｂ棟２－１号室
破産者　関根　　晃
１　決定年月日　令和８年10月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

令和８年（フ）第３６１号
熊本市北区弓削５丁目28番19号　コーポ白川台　202号
破産者　三井　一憲
１　決定年月日　令和８年10月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

破産手続終結及び免責許可決定

令和７年（フ）第３２３号
岐阜市芋島５丁目３番20号　Ｆｉｓｔｆｕｌ　Ｐｅａｃｅ　ＯＫＵＤＡ　Ａ棟101号、前住所岐阜市切通３丁目11番16号
破産者　堀江　友恵
１　決定年月日　令和８年10月７日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所一宮支部

令和７年（フ）第７１９号
北九州市門司区社ノ木２丁目５番５－401号
破産者　甲村　貴志
１　決定年月日　令和８年10月７日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

令和８年（フ）第２８号
北九州市八幡西区馬場山原２番31号（110）
破産者　中川　彰子
１　決定年月日　令和８年10月７日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

令和７年（フ）第９６号
長崎県長崎市小江原４丁目20番18号、旧住所兵庫県豊岡市城崎町今津548番地の１
破産者　田中　冴幸
１　決定年月日　令和８年10月７日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所民事部破産係

令和７年（フ）第９０号
鹿児島県曽於市末吉町諏訪方8375番地３
破産者　宮尾　克秀
１　決定年月日　令和８年10月７日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

令和７年（フ）第７８号
秋田県大館市二井田字中台15番地７
破産者　ナラマサオートこと　奈良　昌範
１　決定年月日　令和８年10月８日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所大館支部

令和７年（フ）第２６４号
徳島県徳島市川内町富久102番地の５　リージェンシー悠久が丘、開始時の住所徳島県徳島市川内町加賀須野837番地の６
破産者　入山　勝江
１　決定年月日　令和８年10月８日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
徳島地方裁判所民事部

令和７年（フ）第２１０号
沖縄県豊見城市字与根44番地５、住民票上の前住所沖縄県豊見城市字伊良波157番地１　みどりマンション４－Ｃ
破産者　手登根　渉
１　決定年月日　令和８年10月８日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所民事第３部

令和８年（フ）第４号
北海道岩内郡岩内町字東山134番地３　コーポしらかば102号
破産者　向井　智一
１　決定年月日　令和８年10月９日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所岩内支部

令和７年（フ）第６８号
岩手県花巻市本館一丁目16番地２　プラシードⅡ　205号室、旧住所岩手県花巻市中北万丁目645番地46
破産者　芳賀　一雅
１　決定年月日　令和８年10月９日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所花巻支部

令和６年（フ）第４３号
愛知県みよし市三好丘旭３丁目１番地２　プロムナード三好丘７号棟202号室、開始決定時の住所名古屋市瑞穂区彌富通５丁目17－４　フィールグッドハウス201号
破産者　水野　滋之
１　決定年月日　令和８年10月９日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所多治見支部

令和７年（フ）第２１号
愛知県蒲郡市松原町20番12号　シーサイドハウス松原13、従前の住所愛知県蒲郡市形原町北浜８番地11
破産者　松下　清志
１　決定年月日　令和８年10月９日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所豊橋支部

令和７年（フ）第３２８号
愛知県豊川市当古町一色45番地
破産者　中山　富雄
１　決定年月日　令和８年10月９日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所豊橋支部

免責許可決定

令和８年（フ）第４８９号
千葉県鎌ケ谷市中央２丁目15番32号
破産者　塩川　国博
1　決定年月日　令和８年10月５日
2　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和８年（フ）第５０６号
千葉県松戸市大金平１丁目33番地の３　小金城址パストラルハイム303号
破産者　山下　知優
1　決定年月日　令和８年10月５日
2　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和８年（フ）第５０８号
千葉県松戸市大金平５丁目373番地の４
破産者　原田　和樹
1　決定年月日　令和８年10月５日
2　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和８年（フ）第５１２号
千葉県鎌ケ谷市道野辺中央１丁目６番18―205号
破産者　須貝　英俊（旧姓村松）
1　決定年月日　令和８年10月５日
2　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和８年（フ）第５３７号
千葉県野田市宮崎１―15　４号棟、住民票上の住所静岡市駿河区小鹿１丁目16番18号
破産者　長谷川孝生
1　決定年月日　令和８年10月５日
2　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和８年（フ）第５４８号
千葉県柏市増尾６丁目２番14号　コーポ鈴１番館205号
破産者　國塚　　誠
1　決定年月日　令和８年10月５日
2　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和８年（フ）第５５６号
千葉県柏市柏1365番地８　クレストフォルム柏サウスウイング807号
破産者　松倉　亮太
1　決定年月日　令和８年10月５日
2　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和８年（フ）第５６２号
千葉県鎌ケ谷市北中沢１丁目２番15―202号、前住所千葉県鎌ケ谷市くぬぎ山５丁目１番18号
破産者　武藤　行正
1　決定年月日　令和８年10月５日
2　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和８年（フ）第４７９号
千葉県柏市南逆井４丁目４番８号
破産者　松本　輝彦
1　決定年月日　令和８年10月６日
2　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和８年（フ）第４９６号
千葉県松戸市馬橋3382番地　タマリスク馬橋202号、前住所千葉県柏市光ケ丘団地３番２―804号
破産者　島村　陽介
1　決定年月日　令和８年10月６日
2　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和８年（フ）第５３４号
千葉県野田市尾崎745番地の24　サンクチュアリーヴィラ川間105号
破産者　山下　正利
1　決定年月日　令和８年10月６日
2　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和８年（フ）第５５５号
千葉県野田市中根70番地の１　野田荘103
破産者　平沢　真幸
1　決定年月日　令和８年10月６日
2　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和８年（フ）第５６５号
千葉県野田市野田693番地の４　ＮＹマンション301号室
破産者　高橋　義孝
1　決定年月日　令和８年10月６日
2　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和８年（フ）第５７２号
千葉県松戸市胡録台262番地の１　胡録台マンション102号、前住所東京都墨田区東向島１丁目27番２―201号　サンライトマンション
破産者　谷亀　功史
1　決定年月日　令和８年10月６日
2　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和８年（フ）第６００号
千葉県松戸市常盤平４丁目17番地　常盤平公団住宅Ｅ街区19棟302号
破産者　山崎　美香
1　決定年月日　令和８年10月６日
2　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和８年（フ）第６０９号
千葉県松戸市牧の原２番地の19　牧の原団地１街区22棟916号
破産者　山口　伸二
1　決定年月日　令和８年10月６日
2　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和８年（フ）第６１４号
千葉県松戸市中矢切488番地の24　フィオーレＡ棟202号
破産者　梅津　政克
1　決定年月日　令和８年10月６日
2　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和８年（フ）第６２１号
千葉県松戸市五香６丁目６番地の８　尾崎コーポ205号
破産者　竹平　哲也
1　決定年月日　令和８年10月６日
2　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和８年（フ）第５７号
福岡県京都郡苅田町幸町６番地87（県営住宅幸町団地13棟1334号）
破産者　高橋　涼太
1　決定年月日　令和８年10月６日
2　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所行橋支部破産係

令和８年（フ）第６０号
福岡県京都郡苅田町幸町６番地87（県営住宅12棟203号）
破産者　酒井　華音
1　決定年月日　令和８年10月６日
2　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所行橋支部破産係

令和８年（フ）第６１号
福岡県京都郡苅田町幸町６番地87（県営住宅幸町団地16棟304号）
破産者　笹木那々海（旧姓木村）
1　決定年月日　令和８年10月６日
2　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所行橋支部破産係

令和８年（フ）第１５６号
神奈川県横須賀市津久井５丁目11番２号
破産者　石渡　　亮
1　決定年月日　令和８年10月７日
2　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所横須賀支部

令和８年（フ）第１５８号
神奈川県横須賀市追浜東町１丁目28番地11県営アパート５―201
破産者　山田由美子
1　決定年月日　令和８年10月７日
2　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所横須賀支部

令和８年（フ）第２００号
山梨県甲府市朝気３丁目９番15号　ＫＥＩＳＨＯＵＳＥ105、前住所山梨県甲府市青沼２丁目22番１号　14号室
破産者　荒井　洋二
1　決定年月日　令和８年10月７日
2　主文　破産者について免責を許可する。
甲府地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第３６２号
岐阜市長良2435番地１（松籟荘３棟　34号室）
破産者　古田　節子
1　決定年月日　令和８年10月７日
2　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所

令和８年（フ）第１７０号
愛媛県松山市美沢１丁目10番38号　一般財団法人創精会　松山記念病院、住民票上の住所愛媛県松山市高井町1264番地
破産者　熊　　敦史（法定代理人成年後見人大和　　殉）
1　決定年月日　令和８年10月７日
2　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所民事部

令和８年（フ）第８２号
鹿児島県志布志市志布志町志布志二丁目23番２号、前住所鹿児島県鹿屋市札元１丁目20番38号
破産者　近藤　鶴見
１　決定年月日　令和８年10月７日
２　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

令和８年（フ）第１１３号
鹿児島県曽於市末吉町二之方6314番地　前原貸家７号棟
破産者　鮫島　　凌
１　決定年月日　令和８年10月７日
２　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

令和８年（フ）第７３６号
札幌市白石区栄通７丁目８番15号　ケイアイビル203号
破産者　小山久利子
１　決定年月日　令和８年10月８日
２　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第８１９号
札幌市西区宮の沢３条３丁目６番22―203号
破産者　大野　陽平
１　決定年月日　令和８年10月８日
２　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第９２２号
北海道石狩市花川南４条４丁目113番地２　リナリアＢ―202、住民票上の住所北海道石狩市花川南４条４丁目113番地２　エビスパレス花川Ｄ202号
破産者　古川　由美
１　決定年月日　令和８年10月８日
２　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１０３９号
札幌市東区北８条東17丁目２番29号
破産者　岡崎　滉太
１　決定年月日　令和８年10月８日
２　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１０９６号
札幌市厚別区厚別中央２条３丁目３番23―302号
破産者　二塚　幸恵
１　決定年月日　令和８年10月８日
２　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１１３５号
札幌市東区北15条東６丁目４番65―302号
破産者　久末　恵子
１　決定年月日　令和８年10月８日
２　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１１５２号
札幌市豊平区西岡３条９丁目14番21号
破産者　伊藤　敬二
１　決定年月日　令和８年10月８日
２　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１２００号
札幌市南区澄川３条６丁目３番３―730号
破産者　埜瀬　貴子
１　決定年月日　令和８年10月８日
２　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１２２２号
札幌市豊平区美園５条５丁目３番15―401号
破産者　千葉　悟史
１　決定年月日　令和８年10月８日
２　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１３２３号
札幌市豊平区平岸３条７丁目６番１―207号
破産者　藤田　勝也
１　決定年月日　令和８年10月８日
２　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１３３４号
札幌市北区北36条西７丁目２番１―105号
破産者　前川　遥哉
１　決定年月日　令和８年10月８日
２　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１３３９号
札幌市西区西野３条５丁目２番２―102号
破産者　坂本　　守
１　決定年月日　令和８年10月８日
２　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１３４０号
札幌市西区西野３条５丁目２番２―102号
破産者　外舘　桂子
１　決定年月日　令和８年10月８日
２　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１６号
北海道虻田郡倶知安町北３条東７丁目３番地１　羊蹄団地６号棟101号室
破産者　向井　善美（旧姓三木田）
１　決定年月日　令和８年10月８日
２　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所岩内支部

令和８年（フ）第１７号
北海道岩内郡岩内町字相生134番地
破産者　北沢　亮介
１　決定年月日　令和８年10月８日
２　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所岩内支部

令和８年（フ）第１４４号
北海道旭川市春光町10番地　市住132号
破産者　高久　　実
１　決定年月日　令和８年10月８日
２　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

令和８年（フ）第１７３号
北海道深川市６条９番16号
破産者　佐藤　由梨
１　決定年月日　令和８年10月８日
２　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

令和８年（フ）第２３２号
岩手県花巻市石鳥谷町新堀第44地割63番地１
破産者　佐々木美花子
１　決定年月日　令和８年10月８日
２　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所第２民事部

令和８年（フ）第２４２号
岩手県滝沢市狼久保603番地24
破産者　長澤　優太
１　決定年月日　令和８年10月８日
２　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所第２民事部

令和８年（フ）第２４６号
岩手県奥州市水沢星ガ丘町５番22号　星ガ丘ハイツⅠ号棟　202号室
破産者　兒玉　航星
１　決定年月日　令和８年10月８日
２　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所第２民事部

令和８年（フ）第２５５号
盛岡市厨川二丁目18番14―304号
破産者　村上なつみ
１　決定年月日　令和８年10月８日
２　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所第２民事部

令和８年（フ）第２６９号
盛岡市門一丁目９番26号　ダイセンＤ103号、前住所岩手県岩手郡岩手町大字江刈内第30地割44番地
破産者　中澤　正明
１　決定年月日　令和８年10月８日
２　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所第２民事部

令和８年（フ）第２７４号
岩手県滝沢市室小路667番地２　ユーミーミナミＡ101号
破産者　伊東　京子
１　決定年月日　令和８年10月８日
２　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所第２民事部

令和８年（フ）第７９１号
仙台市青葉区角五郎２丁目10番25号　角五郎市営住宅３棟101
破産者　有川みゆき
１　決定年月日　令和８年10月８日
２　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

令和８年（フ）第８４３号
宮城県名取市手倉田字八幡163番地の５　マノアーレ名取駅西Ｂ201号、従前の住所仙台市太白区中田１丁目８番34―１号　サニーイースト301
破産者　田中　愛夏
１　決定年月日　令和８年10月８日
２　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

令和８年（フ）第９５７号
埼玉県新座市新堀二丁目16番18号　ローズガーデン306号
破産者　井関　寿樹
１　決定年月日　令和８年10月８日
２　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第９６８号
埼玉県新座市馬場一丁目11番20号、旧住所静岡県沼津市大岡3753番地
破産者　岸野　智哉
1　決定年月日　令和８年10月８日
2　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第１０６４号
さいたま市中央区上落合７丁目９番15―503号
破産者　赤津　茉波
1　決定年月日　令和８年10月８日
2　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第１１６２号
さいたま市緑区美園４丁目11番地８　アークプレッソＪ306号室
破産者　塩野　朱里
1　決定年月日　令和８年10月８日
2　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第１２３６号
さいたま市緑区東大門３丁目18番地３　レオネクストヴァレッタ303
破産者　小山　翔太
1　決定年月日　令和８年10月８日
2　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第３０号
千葉県香取市佐原ホ４番地　ノバガーデンⅢ103
破産者　川砂　宏樹
1　決定年月日　令和８年10月８日
2　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所佐原支部

令和８年（フ）第４０６号
川崎市川崎区藤崎３丁目２番２―202号　市営住宅
破産者　白須真理紗（旧姓中川）
1　決定年月日　令和８年10月８日
2　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

令和８年（フ）第４３５号
川崎市高津区二子２丁目17番18号　ＴＡＣＨＩＢＡＮＡ　201
破産者　樋口　直登
1　決定年月日　令和８年10月８日
2　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

令和８年（フ）第４５４号
川崎市多摩区宿河原３丁目３番２―１号　クレアトーレ　105
破産者　高橋　　葵
1　決定年月日　令和８年10月８日
2　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

令和８年（フ）第５５６号
川崎市川崎区浜町１丁目３番２号　旭荘　203
破産者　荒木　　昇
1　決定年月日　令和８年10月８日
2　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

令和８年（フ）第５６０号
川崎市宮前区鷺沼４丁目13番地７　シャンヴォールＩＺＵＭＩ　101
破産者　仲田　尚子
1　決定年月日　令和８年10月８日
2　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

令和８年（フ）第５８７号
川崎市川崎区観音２丁目４番11号　石川荘　２Ｆ　202
破産者　中村　アヤ
1　決定年月日　令和８年10月８日
2　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

令和８年（フ）第６１７号
川崎市麻生区片平４丁目３番31号　メゾンパーク　Ａ―201
破産者　森川　由希
1　決定年月日　令和８年10月８日
2　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

令和８年（フ）第６３１号
川崎市中原区苅宿40番20号
破産者　山崎　秀貴（旧姓後藤）
1　決定年月日　令和８年10月８日
2　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

令和８年（フ）第６３３号
川崎市多摩区菅城下11番34号　ハイツカサヴェールⅡ　102　蜂谷方
破産者　笈沼由美子
1　決定年月日　令和８年10月８日
2　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

令和８年（フ）第６３９号
川崎市幸区塚越４丁目333番地89　矢向スマイルイン
破産者　高野眞智子
1　決定年月日　令和８年10月８日
2　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

令和８年（フ）第６４６号
川崎市中原区苅宿12番16号　エクセレントＫ203
破産者　副島太こと　橋本　　太
1　決定年月日　令和８年10月８日
2　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

令和８年（フ）第１０７号
神奈川県横須賀市吉倉町１丁目85番地４
破産者　一柳　宗弘
1　決定年月日　令和８年10月８日
2　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所横須賀支部

令和８年（フ）第１５７号
神奈川県横須賀市大津町１丁目４番７号　クラルテ201
破産者　柴田　　亮
1　決定年月日　令和８年10月８日
2　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所横須賀支部

令和８年（フ）第３５３号
神奈川県座間市座間１丁目2983番地の２　セジュールちはる103号
破産者　大石　　遼
1　決定年月日　令和８年10月８日
2　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所相模原支部

令和８年（フ）第３５４号
神奈川県座間市座間１丁目2983番地の２　セジュールちはる103号
破産者　大石古都美
1　決定年月日　令和８年10月８日
2　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所相模原支部

令和８年（フ）第１９５号
山梨県甲斐市富竹新田842番地６
破産者　加藤　　寛
1　決定年月日　令和８年10月８日
2　主文　破産者について免責を許可する。
甲府地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第２２２号
山梨県甲府市幸町28番８号
破産者　鈴木　理美
1　決定年月日　令和８年10月８日
2　主文　破産者について免責を許可する。
甲府地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第１１１号
長野市篠ノ井布施五明3575番地
破産者　後藤　慧気
1　決定年月日　令和８年10月８日
2　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第６０５号
名古屋市南区白水町39番地の６
破産者　髙橋　星希
1　決定年月日　令和８年10月８日
2　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第９２４号
名古屋市港区宝神１丁目39番地の３　ニューコーポ宝神1104号
破産者　杉原美由紀
1　決定年月日　令和８年10月８日
2　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第１４６６号
名古屋市千種区希望ケ丘１丁目３番６―302号　北希望荘
破産者　高木　史穂
1　決定年月日　令和８年10月８日
2　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第１６６０号
名古屋市東区矢田南１丁目２番11号　メイツナゴヤドームＷＥＳＴ801号
破産者　岩川　一樹
1　決定年月日　令和８年10月８日
2　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第１８０８号
愛知県半田市花園町６丁目21番地の９　メゾン・ド・ヴェール３Ｃ号
破産者　奥　　一眞
１　決定年月日　令和８年10月８日
２　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第１８７８号
名古屋市北区東長田町２丁目21番地の１　リヴェール森下101号
破産者　中村　佑介
１　決定年月日　令和８年10月８日
２　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第１８９８号
愛知県春日井市御幸町２丁目３番地11
破産者　木邊世利加
１　決定年月日　令和８年10月８日
２　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第１９２０号
名古屋市中川区西伏屋３丁目401番地　県営伏屋第一住宅２棟314号
破産者　西永　昌之
１　決定年月日　令和８年10月８日
２　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第１９４１号
名古屋市中川区上高畑２丁目39番地　シャトー八田205号
破産者　井口知奈美
１　決定年月日　令和８年10月８日
２　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第１９５０号
名古屋市天白区一本松２丁目801番地　リアライズ植田203号、従前の住所名古屋市瑞穂区堀田通７丁目16番地　パールプラザ401号
破産者　関　　将之
１　決定年月日　令和８年10月８日
２　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第２０７４号
名古屋市北区上飯田西町２丁目16番地　ユーワハイツ403号
破産者　長岡　　済
１　決定年月日　令和８年10月８日
２　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第３７９号
大阪府松原市大堀３丁目８番６―201号、前住所大阪市平野区喜連西４丁目７番16号　ハイツカイザンＡ－１
破産者　山嵜日出男
１　決定年月日　令和８年10月８日
２　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

令和８年（フ）第５０７号
堺市中区深阪４丁７番16号　ライフホープ深阪、前住所堺市南区若松台１丁２番10―1017号
破産者　岩城　純一
１　決定年月日　令和８年10月８日
２　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

令和８年（フ）第５３３号
大阪府柏原市本郷２丁目２番20号
破産者　裏山　隼将
１　決定年月日　令和８年10月８日
２　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

令和８年（フ）第５８３号
大阪府藤井寺市道明寺６丁目12番23号
破産者　古川　達也
１　決定年月日　令和８年10月８日
２　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

令和８年（フ）第５８４号
大阪府藤井寺市道明寺６丁目12番23号
破産者　古川　　茜
１　決定年月日　令和８年10月８日
２　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

令和８年（フ）第５９４号
大阪府松原市上田４丁目４番１―806号
破産者　吉賀　梨絵
１　決定年月日　令和８年10月８日
２　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

令和８年（フ）第５９７号
大阪府富田林市清水町３番13―308号
破産者　岡本　国治
１　決定年月日　令和８年10月８日
２　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

令和８年（フ）第６１５号
大阪府松原市天美我堂３丁目７番地
破産者　お多福こと　山本美惠子（旧姓本多）
１　決定年月日　令和８年10月８日
２　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

令和８年（フ）第６１７号
堺市堺区石津北町33番地１　ＫＳビル405号
破産者　小玉　寛次
１　決定年月日　令和８年10月８日
２　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

令和８年（フ）第６２１号
堺市堺区中永山園１番３―308号、前住所堺市南区鴨谷台１丁44番18―207号
破産者　平川　　凜
１　決定年月日　令和８年10月８日
２　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

令和８年（フ）第６２３号
堺市西区上野芝向ヶ丘町１丁17番26―101号
破産者　西手　良太
１　決定年月日　令和８年10月８日
２　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

令和８年（フ）第６２６号
大阪府富田林市藤沢台二丁目２番288号
破産者　増村　純一
１　決定年月日　令和８年10月８日
２　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

令和８年（フ）第６７３号
堺市西区津久野町３丁33番14号　エターナル津久野203号室
破産者　山下　真弓
１　決定年月日　令和８年10月８日
２　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

令和８年（フ）第６８１号
大阪府高石市加茂３丁目２番３―402号
破産者　松本　道泰
１　決定年月日　令和８年10月８日
２　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

令和８年（フ）第６９２号
大阪府高石市綾園２丁目５番１―307号
破産者　大津　久和
１　決定年月日　令和８年10月８日
２　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

令和８年（フ）第７０６号
大阪府高石市西取石３丁目３番10―210号
破産者　高田　琉暉
１　決定年月日　令和８年10月８日
２　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

令和８年（フ）第７１５号
堺市西区津久野町１丁８番13号　ムー１番館307号
破産者　橋爪　貴謙
１　決定年月日　令和８年10月８日
２　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

令和８年（フ）第７１７号
堺市南区鴨谷台１丁44番14―206号
破産者　細野　里美
１　決定年月日　令和８年10月８日
２　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

令和８年（フ）第７２１号
大阪府藤井寺市小山５丁目13番８―203号
破産者　車垣　　功
１　決定年月日　令和８年10月８日
２　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

令和８年（フ）第７３０号
堺市堺区出島海岸通１丁16番４号　ゴールデンパレス301号
破産者　山地　　肇
１　決定年月日　令和８年10月８日
２　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

令和８年（フ）第７３９号
大阪府高石市東羽衣７丁目10番39号、住民票上の住所堺市堺区浅香山町１丁５番13号　８号
破産者　奥野　己吉
１　決定年月日　令和８年10月８日
２　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

令和８年（フ）第７５４号
堺市南区茶山台２丁１番８―307号
破産者　山内ゆかり
1　決定年月日　令和８年10月８日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

令和８年（フ）第７７０号
堺市東区南野田145番地４　（５棟105号）
破産者　田中　順子
1　決定年月日　令和８年10月８日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

令和８年（フ）第７７１号
大阪府松原市北新町２丁目５番41号
破産者　麻田　琴音
1　決定年月日　令和８年10月８日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

令和８年（フ）第６５号
兵庫県明石市明南町２丁目17番５号
破産者　中尾　和仁
1　決定年月日　令和８年10月８日
2　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所明石支部破産係

令和８年（フ）第１０５号
兵庫県明石市大久保町大窪2616番地の４
破産者　山本　真一
1　決定年月日　令和８年10月８日
2　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所明石支部破産係

令和８年（フ）第３７８号
兵庫県姫路市青山西５丁目２番４―405号
県公営住宅姫路青山第三団地４棟
破産者　奥野　千恵
1　決定年月日　令和８年10月８日
2　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

令和８年（フ）第４３１号
兵庫県姫路市城見町６番地１　パティオ102号
破産者　片山　悟
1　決定年月日　令和８年10月８日
2　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

令和８年（フ）第１６６号
奈良市高畑町156番地の１
破産者　木谷　聡孝
1　決定年月日　令和８年10月８日
2　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所破産係

令和８年（フ）第１９０号
奈良県大和郡山市矢田山町47番地59　ブライトヒルズＢ201
破産者　仲澤　丈二
1　決定年月日　令和８年10月８日
2　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所破産係

令和８年（フ）第２２６号
奈良市中町5142番地の16　グループホームくわの木１
破産者　山田　重虎
1　決定年月日　令和８年10月８日
2　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所破産係

令和８年（フ）第１１号
島根県鹿足郡津和野町日原331番地２　山根団地331号
破産者　今立麻理子
1　決定年月日　令和８年10月８日
2　主文　破産者について免責を許可する。
松江地方裁判所益田支部

令和８年（フ）第２４３号
岡山県倉敷市北畝６丁目１番４号　住宅型有料老人ホーム月桃312
破産者　飯田　志穂
1　決定年月日　令和８年10月８日
2　主文　破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

令和８年（フ）第１３０号
広島県福山市山野町大字山野3218番地１
破産者　清水　裕太
1　決定年月日　令和８年10月８日
2　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

令和８年（フ）第１６１号
広島県福山市駅家町大字江良570番地　西２号棟、旧住所広島県福山市駅家町大字万能倉1444番地１　サンフィールドＢ101
破産者　西岡　伸恵
1　決定年月日　令和８年10月８日
2　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

令和８年（フ）第５３５号
北九州市小倉北区砂津１丁目６番23―801号
破産者　高木ほのか
1　決定年月日　令和８年10月８日
2　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

令和８年（フ）第５７５号
北九州市小倉北区井堀４丁目８番17―1106号
破産者　梅田かおる
1　決定年月日　令和８年10月８日
2　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

令和８年（フ）第６０６号
北九州市八幡東区上本町２丁目３番13―807号
破産者　山内　知美
1　決定年月日　令和８年10月８日
2　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

令和８年（フ）第６３５号
北九州市小倉北区高坊１丁目７番４―308号、前住所北九州市小倉北区白銀２丁目９番１―402号
破産者　田村　浩子
1　決定年月日　令和８年10月８日
2　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

令和８年（フ）第６３６号
北九州市門司区奥田３丁目６番４号
破産者　田口　宗幸
1　決定年月日　令和８年10月８日
2　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

令和８年（フ）第６３８号
北九州市小倉南区湯川新町２丁目27番24号
破産者　鈴木　吉幸
1　決定年月日　令和８年10月８日
2　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

令和８年（フ）第２４号
大分県杵築市大字杵築897番地２
破産者　矢野　美里
1　決定年月日　令和８年10月８日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所杵築支部破産係

令和８年（フ）第２８号
大分県速見郡日出町大字川崎5321番地１　ライジングサンＢ205
破産者　志々目　充
1　決定年月日　令和８年10月８日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所杵築支部破産係

令和８年（フ）第４８号
大分県宇佐市大字小向野390―２、住民票上の住所大分県宇佐市大字上田103番地の２　ＩＮＧ101号
破産者　惠良　祐月
1　決定年月日　令和８年10月８日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所中津支部破産・再生係

令和８年（フ）第１２号
北海道日高郡新ひだか町静内青柳町４丁目11番21―202号
破産者　川崎千代子
1　決定年月日　令和８年10月９日
2　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所浦河支部破産係

令和８年（フ）第１２２号
函館市亀田本町67番45―302号
破産者　山下　仁
1　決定年月日　令和８年10月９日
2　主文　破産者について免責を許可する。
函館地方裁判所

令和８年（フ）第３２９号
函館市花園町17番19号　ハイム花園　202
破産者　南　幹雄
1　決定年月日　令和８年10月９日
2　主文　破産者について免責を許可する。
函館地方裁判所

令和８年（フ）第３３４号
函館市石川町２番地61　ライフシップ石川公園前
破産者　伊藤　修一
1　決定年月日　令和８年10月９日
2　主文　破産者について免責を許可する。
函館地方裁判所

令和８年（フ）第１５７号
山形市桜町２番68号、前住所山形市前田町６番40号　シルバーコートまえた
破産者　土城　昭三
1　決定年月日　令和８年10月９日
2　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所民事部

令和８年（フ）第１６１号
福島県本宮市高木字熊ノ木37番地５
破産者　高橋　愛貴
1　決定年月日　令和８年10月９日
2　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所郡山支部破産係

令和８年（フ）第９０号
茨城県牛久市ひたち野西３丁目12番地５（オリオンピアＣ－７）
破産者　宗田　里絵
1　決定年月日　令和８年10月９日
2　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

令和８年（フ）第１００号
茨城県守谷市百合ケ丘三丁目2798番地の６
破産者　吉田　慈子
1　決定年月日　令和８年10月９日
2　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

令和８年（フ）第１０６号
茨城県牛久市栄町４丁目89番地１（有料老人ホーム姫桜）
破産者　大内　利夫
1　決定年月日　令和８年10月９日
2　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

令和８年（フ）第９５号
栃木県足利市八幡町３丁目７―12、住民票上の住所栃木県足利市山川町748番地10
破産者　清水　ひろみ
1　決定年月日　令和８年10月９日
2　主文　破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所足利支部

令和８年（フ）第９６号
栃木県佐野市田沼町1219番地６
破産者　小野　理香
1　決定年月日　令和８年10月９日
2　主文　破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所足利支部

令和８年（フ）第３５７号
相模原市南区磯部4382番地８
破産者　吉田　拓磨
1　決定年月日　令和８年10月９日
2　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所相模原支部

令和８年（フ）第１５５号
長野県松本市寿北５丁目３番３号　リンピア2000寿202号
破産者　石塚　裕也
1　決定年月日　令和８年10月９日
2　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所松本支部

令和８年（フ）第１５７号
長野県松本市大字岡田町506番地17
破産者　高橋　哲哉
1　決定年月日　令和８年10月９日
2　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所松本支部

令和８年（フ）第１６４号
長野県安曇野市穂高有明3593番地３
破産者　矢澤　瑠宇
1　決定年月日　令和８年10月９日
2　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所松本支部

令和８年（フ）第１６６号
長野県塩尻市大字広丘原新田571番地８　エメロードビル202
破産者　酒井　美香
1　決定年月日　令和８年10月９日
2　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所松本支部

令和８年（フ）第１６８号
長野県塩尻市大字広丘吉田3009番地　ウエスト手塚101
破産者　山下健太郎
1　決定年月日　令和８年10月９日
2　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所松本支部

令和８年（フ）第１６９号
長野県安曇野市豊科1832番地４
破産者　丸山恵理子
1　決定年月日　令和８年10月９日
2　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所松本支部

令和８年（フ）第２１１号
静岡県沼津市西島町８番25号　シャルール・西島町、前住所静岡県沼津市南本郷町９番14号　南本郷町Ａハウス105号室
破産者　田中　　敦
1　決定年月日　令和８年10月９日
2　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

令和８年（フ）第２３７号
静岡県三島市本町１番31号　レオパレスルーチェ・マーレ101
破産者　廣川　紅葉
1　決定年月日　令和８年10月９日
2　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

令和８年（フ）第２７７号
静岡県三島市梅名219番地の20、前住所埼玉県新座市堀ノ内一丁目６番38号　片山マンション305号室
破産者　溝田　夏菜
1　決定年月日　令和８年10月９日
2　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

令和８年（フ）第３８号
愛知県みよし市新前田一丁目４番地３　ヴィンテージ305号
破産者　堀川沙耶香
1　決定年月日　令和８年10月９日
2　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

令和８年（フ）第３３８号
愛知県安城市今本町４丁目12番１号　フレスカ稲垣205
破産者　翁長　幸浩
1　決定年月日　令和８年10月９日
2　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

令和８年（フ）第３４１号
愛知県豊田市日之出町２丁目７番地４　アドバンス日之出202号、前住所愛知県豊田市梅坪町３丁目11番地５　Ｕ―ハイム102号
破産者　小西　悠太
1　決定年月日　令和８年10月９日
2　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

令和８年（フ）第３５８号
愛知県岡崎市薮田１丁目12―７　レオパレスサニータウンⅡ　307号、住民票上の住所愛知県一宮市瀬部字水堀16番地１
破産者　川﨑　大樹
1　決定年月日　令和８年10月９日
2　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

令和８年（フ）第３６４号
愛知県豊田市青木町２丁目111番地１　シャルマンヤシキ203号
破産者　柴田　実咲
1　決定年月日　令和８年10月９日
2　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

令和８年（フ）第３９４号
愛知県高浜市論地町五丁目２番地15　（ナティフきぬうらＮｏ．２　Ａ号室）
破産者　加賀　正男
1　決定年月日　令和８年10月９日
2　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

令和８年（フ）第４２０号
愛知県岡崎市丸山町字上地畑60番地13
破産者　山中沢銘こと　ＬＩ　ＺＥＭＩＮＧ　李　沢銘
1　決定年月日　令和８年10月９日
2　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

令和８年（フ）第１３２号
三重県津市久居野村町620番地13
破産者　荒川　麗美
1　決定年月日　令和８年10月９日
2　主文　破産者について免責を許可する。
津地方裁判所破産係

令和８年（フ）第１８４号
三重県津市桜橋三丁目259番地１
破産者　岩田　羽純
1　決定年月日　令和８年10月９日
2　主文　破産者について免責を許可する。
津地方裁判所破産係

令和８年（フ）第５３号
三重県松阪市山室町2292番地２　エスポワール山室203号、前住所三重県津市藤方2283番地９
破産者　松谷　勇汰
1　決定年月日　令和８年10月９日
2　主文　破産者について免責を許可する。
津地方裁判所松阪支部

令和７年（フ）第３７号
三重県四日市市桜台２丁目45―１　クレストールサカクラ202号室、住民票上の住所三重県四日市市智積町6694番地
破産者　高田　　学
１　決定年月日　令和８年10月９日
２　主文　破産者について免責を許可する。
津地方裁判所四日市支部破産係

令和８年（フ）第１５２号
大津市坂本二丁目３番36号　メゾンエスポワールⅠ　202、前住所大津市清和町26番１号
破産者　前田　耕一
１　決定年月日　令和８年10月９日
２　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所民事部

令和８年（フ）第１８２号
大津市本堅田三丁目２番43号
破産者　浦野めぐみ
１　決定年月日　令和８年10月９日
２　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所民事部

令和８年（フ）第１９２号
大津市平津一丁目22番14号　302、前住所京都市北区衣笠東開キ町10番地　正倉ハイツ302
破産者　光田　　守（旧姓藤本）
１　決定年月日　令和８年10月９日
２　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所民事部

令和８年（フ）第１９３号
大津市平津一丁目22番14号　302、前住所京都市北区衣笠東開キ町10番地　正倉ハイツ302
破産者　光田　愛美（旧姓藤本）
１　決定年月日　令和８年10月９日
２　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所民事部

令和８年（フ）第２１５号
大津市真野二丁目27番４号　鈴鹿ビル２Ｆ、前住所大津市真野普門一丁目５番14号　Ｗｉｓｈ真野202号
破産者　髙宮　智洸（法定代理人保佐人木下康代）
１　決定年月日　令和８年10月９日
２　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所民事部

令和８年（フ）第２２３号
大津市坂本七丁目４番27号
破産者　岩佐　優生
１　決定年月日　令和８年10月９日
２　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所民事部

令和８年（フ）第２４１号
滋賀県高島市今津町弘川380番地
破産者　前川　　至
１　決定年月日　令和８年10月９日
２　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所民事部

令和８年（フ）第２４８号
大津市真野五丁目25番７―502号
破産者　田中　由紀
１　決定年月日　令和８年10月９日
２　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所民事部

令和８年（フ）第２７３号
滋賀県守山市大門町235番地　市営住宅224号
破産者　久谷　陽子
１　決定年月日　令和８年10月９日
２　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所民事部

令和８年（フ）第２７４号
滋賀県湖南市岩根499番地131、前住所滋賀県湖南市岩根3648番地（Ⅱ―204号）
破産者　池野　一希
１　決定年月日　令和８年10月９日
２　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所民事部

令和８年（フ）第２８９号
大津市坂本五丁目28番５号
破産者　枝　　啓司
１　決定年月日　令和８年10月９日
２　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所民事部

令和８年（フ）第３０３号
大津市大萱７丁目７－３　介護老人保健施設レーク・ホロニー、住民票上の住所大津市一里山四丁目19番２号
破産者　橋本　靖男
１　決定年月日　令和８年10月９日
２　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所民事部

令和８年（フ）第３０５号
大津市美空町１番１―106号、前住所滋賀県高島市勝野2873番地
破産者　仁建工こと　仁賀　明宏
１　決定年月日　令和８年10月９日
２　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所民事部

令和８年（フ）第３１０号
大津市本堅田三丁目14番18号
破産者　西村さと江
１　決定年月日　令和８年10月９日
２　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所民事部

令和８年（フ）第３１７号
滋賀県湖南市石部北五丁目３番16―107号
破産者　寺川　大地
１　決定年月日　令和８年10月９日
２　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所民事部

令和８年（フ）第３２８号
滋賀県草津市野路町663番地１―1006　ソレイユ豊　ＰａｒｔⅠ
破産者　伊藤　英雄
１　決定年月日　令和８年10月９日
２　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所民事部

令和８年（フ）第１０９号
滋賀県米原市下丹生582番地、前住所滋賀県東近江市市子殿町1336　レオパレス市子殿101号室
破産者　田中　貴拓
１　決定年月日　令和８年10月９日
２　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所彦根支部

令和８年（フ）第１２２号
滋賀県蒲生郡竜王町大字川守548番地１
破産者　山村　元啓
１　決定年月日　令和８年10月９日
２　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所彦根支部

令和８年（フ）第４３２号
京都市山科区御陵岡ノ西町16番地16
破産者　生澤　淳子（旧姓奥村）
１　決定年月日　令和８年10月９日
２　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

令和８年（フ）第４６２号
京都市伏見区深草仙石屋敷町26番地　フレーヴァー七瀬川510号
破産者　小西　彩加
１　決定年月日　令和８年10月９日
２　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

令和８年（フ）第４８６号
京都府木津川市兜台一丁目２番地　高の原駅西団地15―201号
破産者　大塚　博美
１　決定年月日　令和８年10月９日
２　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

令和８年（フ）第６２１号
京都府城陽市平川指月97番地　北尾マンション３―イ号
破産者　渡邉　利治
１　決定年月日　令和８年10月９日
２　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

令和８年（フ）第６３８号
京都市山科区厨子奥若林町41番地　クリスタ山科　202
破産者　大野杏樹蘭かれん
１　決定年月日　令和８年10月９日
２　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

令和８年（フ）第６５５号
京都府京田辺市河原北口32番地１　シャルマンコーポ新田辺118
破産者　中田　順子
１　決定年月日　令和８年10月９日
２　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

令和８年（フ）第６７７号
京都市西京区松室荒堀町111番地２、前住所京都市西京区川島玉頭町２番地11　メゾンドパプリカ511号室
破産者　佐々木正博
１　決定年月日　令和８年10月９日
２　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

令和８年（フ）第６９５号
京都市左京区一乗寺赤ノ宮町19番地２　シャトー高野401
破産者　稲田　　光
１　決定年月日　令和８年10月９日
２　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

令和８年（フ）第７００号
京都市下京区中堂寺北町１番地64
破産者　館岡　由加
１　決定年月日　令和８年10月９日
２　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

令和８年（フ）第７０３号
京都府宇治市大久保町旦椋131番地の１　府営西大久保団地１棟208号
破産者　浅田久美子
１　決定年月日　令和８年10月９日
２　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

令和８年（フ）第７２０号
京都市伏見区深草佐野屋敷町21番地１　１－Ｃ
破産者　大萱　翔太
１　決定年月日　令和８年10月９日
２　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

令和８年（フ）第７２４号
京都市北区大北山原谷乾町40番地73
破産者　山本ミカこと　ＹＡＭＡＭＯＴＯ　ＲＡＱＵＥＬ　ＡＲＲＯＧＡＮＴＥ
１　決定年月日　令和８年10月９日
２　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

令和８年（フ）第７２８号
京都府京田辺市薪小欠12番地２
破産者　野村　優人
１　決定年月日　令和８年10月９日
２　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

令和８年（フ）第７３７号
京都市右京区西京極北大入町135番地　小堀マンション　１－３
破産者　中川　靖之
１　決定年月日　令和８年10月９日
２　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

令和８年（フ）第７４０号
京都市西京区松尾木ノ曽町34番地２　ハウスアイ桂　110
破産者　西田　照彦
１　決定年月日　令和８年10月９日
２　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

令和８年（フ）第７４２号
京都府八幡市八幡吉原27番地の29
破産者　西尾商建こと　西尾　尚宏
１　決定年月日　令和８年10月９日
２　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

令和８年（フ）第７４６号
京都府宇治市蒐道池山41番地の３
破産者　清水　吉是
１　決定年月日　令和８年10月９日
２　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

令和８年（フ）第７６２号
京都市下京区綾小路通猪熊東入松本町284番地の１
破産者　橋本　幸恵
１　決定年月日　令和８年10月９日
２　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

令和８年（フ）第７６８号
京都市南区東九条松田町14番地６　モナ十条209
破産者　森田　　宏
１　決定年月日　令和８年10月９日
２　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

令和８年（フ）第７７６号
京都市右京区谷口唐田ノ内町１番地13　メゾン・ド・ヴィルこがね　107号室、前住所滋賀県東近江市葛巻町308番地
破産者　安井　康朗
１　決定年月日　令和８年10月９日
２　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

令和８年（フ）第７７９号
京都市南区吉祥院西ノ庄向田町33番地５　吉祥院ガーデンハイツＣ－633
破産者　小山美幸こと　金　　美幸
１　決定年月日　令和８年10月９日
２　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

令和８年（フ）第８１７号
京都市中京区聚楽廻西町163番地53　ミリエームジュラク　103
破産者　吉田　　稔
１　決定年月日　令和８年10月９日
２　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

令和８年（フ）第８１９号
京都市西京区下津林番条町３番地２
破産者　原　　京子
１　決定年月日　令和８年10月９日
２　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

令和８年（フ）第８２５号
京都市右京区西院東今田町45番地　プレジール西院301
破産者　北村　　鍛
１　決定年月日　令和８年10月９日
２　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

令和８年（フ）第８３４号
京都市伏見区醍醐川久保町16番地１　ピアグランディール202号
破産者　吉田　更恵
１　決定年月日　令和８年10月９日
２　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

令和８年（フ）第８４６号
京都市左京区一乗寺樋ノ口町19番地８　オレンジハウス103
破産者　山畑久美子
１　決定年月日　令和８年10月９日
２　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

令和８年（フ）第８５９号
京都市右京区嵯峨野芝野町９番地５
破産者　田中　秀典
１　決定年月日　令和８年10月９日
２　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

令和８年（フ）第８６９号
京都市右京区西院月双町７番地　パティオ篠226
破産者　片山　健二
１　決定年月日　令和８年10月９日
２　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

令和８年（フ）第８７２号
京都市右京区梅津東構口町43番地５　アウルマンション　311号室
破産者　佐瀬　智美
１　決定年月日　令和８年10月９日
２　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

令和８年（フ）第８７５号
京都府乙訓郡大山崎町字下植野小字代理分１番地１　403号
破産者　Ｂｏｗｎｉｍこと　吉木　康補
１　決定年月日　令和８年10月９日
２　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

令和８年（フ）第９０２号
京都市伏見区東奉行町１番地　桃山グランドハイツ221号
破産者　松井　清也
１　決定年月日　令和８年10月９日
２　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

令和８年（フ）第９０９号
京都市北区上賀茂竹ケ鼻町８番地　北波アパート202、前住所京都市上京区新町通寺之内上る大心院町42番地　ルナ新町102
破産者　石田　知也
１　決定年月日　令和８年10月９日
２　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

令和８年（フ）第９２４号
京都府宇治市神明石塚39番地の85　はなびえ、前住所京都府城陽市市辺城下５番地
破産者　川野　君子
１　決定年月日　令和８年10月９日
２　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

令和７年（フ）第４１２７号
大阪市東淀川区西淡路６丁目２番１―1009号
破産者　早野　享子
1　決定年月日　令和８年10月９日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第２４２８号
大阪府東大阪市渋川町１－９―10　フレーシア布施107号、住民票上の住所大阪府東大阪市客坊町１番22号　ラメゾン客坊町　A202
破産者　宗石ちなみ
1　決定年月日　令和８年10月９日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第２６１１号
兵庫県加古川市平岡町新在家1370番地の２レジデンスピラージュ701号、前住所大阪府吹田市佐井寺４丁目51番16―502号
破産者　山本　麻矢
1　決定年月日　令和８年10月９日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第２７２９号
大阪市生野区鶴橋３丁目８番12号　ＡｗｅｓｏｍｅＭＫ鶴橋　203号
破産者　猪口　正隆
1　決定年月日　令和８年10月９日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第２７５３号
大阪市浪速区浪速西３丁目１番２―904号
破産者　宮川　知里
1　決定年月日　令和８年10月９日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第２８７３号
大阪府池田市住吉１丁目７番９－１―301号
破産者　桂　　美咲
1　決定年月日　令和８年10月９日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第３０５４号
大阪市浪速区桜川４丁目１番20―1005号
破産者　松野　菜穂
1　決定年月日　令和８年10月９日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第３０５８号
大阪市浪速区浪速東３丁目10番１―1105号
破産者　上良千栄美
1　決定年月日　令和８年10月９日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第３１２４号
大阪市平野区加美北８丁目19番３―211号
破産者　松下　玲奈（旧姓和泉）
1　決定年月日　令和８年10月９日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第３１６９号
大阪府枚方市桜丘町５番13―404号、前住所大阪府枚方市南楠葉１丁目２番23―205号
破産者　片平麻利子
1　決定年月日　令和８年10月９日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第３２４１号
大阪府八尾市桂町１丁目40番地　市営住宅29―16号
破産者　有田紀久惠
1　決定年月日　令和８年10月９日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第３２７０号
大阪府高槻市牧田町６番20―407号
破産者　橋本真菜美
1　決定年月日　令和８年10月９日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第３３０１号
大阪市淀川区塚本４丁目12番２号　塚本弐番館　301号
破産者　澤　　進
1　決定年月日　令和８年10月９日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第３４０２号
大阪市住吉区長居東２丁目６番21号　エクセル長居　103号
破産者　豊島　愛未
1　決定年月日　令和８年10月９日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第３４３３号
大阪府大東市北条７丁目12番14号　野崎ＫＳ108号、前住所大阪市都島区毛馬町２丁目５番10―407号
破産者　野津　和浩
1　決定年月日　令和８年10月９日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第３４３７号
大阪市東成区中本１丁目11番19号　ネオ緑橋ハイツ　305号
破産者　濱園　　徹
1　決定年月日　令和８年10月９日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第３４４４号
大阪市淀川区西宮原３丁目３番２―1009号
破産者　力田　　薫
1　決定年月日　令和８年10月９日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第３４４６号
大阪府豊中市本町３－１－７、住民票上の住所大阪府豊中市東泉丘２丁目７番２―408号
破産者　笠島　　隆
1　決定年月日　令和８年10月９日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第３４４７号
大阪府豊中市上野西３丁目13番55―206号
破産者　小菅　紀花
1　決定年月日　令和８年10月９日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第３４６８号
大阪府東大阪市上小阪３丁目７番10号
破産者　東　千佳人
1　決定年月日　令和８年10月９日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第３４７６号
大阪市都島区御幸町１丁目10番２―103号
破産者　櫛橋　明広
1　決定年月日　令和８年10月９日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第３４９４号
大阪市平野区背戸口３丁目３番16号　202
破産者　鐘田真太郎
1　決定年月日　令和８年10月９日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第３５０７号
大阪府守口市菊水通４丁目12番12―202号
破産者　清水　隆樹
1　決定年月日　令和８年10月９日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第３５４０号
大阪市城東区諏訪４丁目17番24―215号
破産者　花畑　喜子
1　決定年月日　令和８年10月９日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第３５４１号
大阪市鶴見区横堤４丁目28番11号　鶴見緑地ローレルハイツ302号
破産者　佐野恵美子
1　決定年月日　令和８年10月９日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第３５４３号
大阪府摂津市新在家２丁目23番１号　カーサ摩耶Ⅰ　203
破産者　安達　良馬
1　決定年月日　令和８年10月９日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第３５４６号
大阪市福島区福島６丁目24番７号　尚玄ビルＢ－４号、事業所所在地京都市上京区紙屋川町839の７太田ビル２階
破産者　ヒロエボンこと　中西　弘枝
1　決定年月日　令和８年10月９日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第３５５５号
大阪市城東区東中浜３丁目３番16号　双福マンション　307号、前住所大阪市城東区東中浜１丁目６番16号　小西　方
破産者　藤井　美月
1　決定年月日　令和８年10月９日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第３５６８号
大阪府吹田市千里丘中47番17―211号
破産者　福成　　麗
1　決定年月日　令和８年10月９日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第３５８５号
大阪市淀川区塚本３丁目10番４号　ラパンジール塚本　301号
破産者　惣菜三角こと　三角　幸雄
1　決定年月日　令和８年10月９日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第３５８６号
大阪府三島郡島本町高浜３－３－１―1308
破産者　田川　和沙
1　決定年月日　令和８年10月９日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第３６０５号
大阪市東淀川区豊里４丁目１番８―206号
破産者　辻本タクシーこと　辻本　正憲
1　決定年月日　令和８年10月９日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第３６１７号
大阪市西成区天下茶屋北２丁目７番５号
破産者　岩崎　慎司
1　決定年月日　令和８年10月９日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第３６１９号
大阪市住之江区泉１丁目３番５号　中村ハイツ　107、前住所大阪市港区池島３丁目10番25―408号
破産者　氏家　圭祐
1　決定年月日　令和８年10月９日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第３６２２号
大阪市西淀川区佃２丁目２番10―303号
破産者　小田美沙恵
1　決定年月日　令和８年10月９日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第３６２３号
大阪府茨木市春日５丁目２番43号
破産者　森田　善明
1　決定年月日　令和８年10月９日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第３６３２号
大阪市生野区生野東１丁目13番29号　明静荘文化　３号
破産者　髙橋　達也
1　決定年月日　令和８年10月９日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第３６３３号
大阪府寝屋川市美井元町６番６―105号　第２田村マンション105号室
破産者　古野　純子（旧姓上甲）
1　決定年月日　令和８年10月９日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第３６３６号
大阪市西区靱本町３丁目10番21―1101号
破産者　佐藤　貴之
1　決定年月日　令和８年10月９日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第３６４０号
大阪府高槻市川西町２丁目18番32―106号
破産者　山田　裕三
1　決定年月日　令和８年10月９日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第３６５０号
大阪市此花区伝法６丁目３番４―1007号、前住所大阪市中央区大手通３丁目１番７―1003号
破産者　馬場　　司
1　決定年月日　令和８年10月９日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第３６６１号
大阪市東淀川区豊新１丁目１番49号　ベニュワールプラザ　501号
破産者　原田　隆文
1　決定年月日　令和８年10月９日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第３６７５号
大阪市西成区梅南２丁目４番27―404号
破産者　佐藤　幸一
1　決定年月日　令和８年10月９日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第３６８５号
大阪府東大阪市末広町17番３号
破産者　山見　笑里
1　決定年月日　令和８年10月９日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第３６８８号
大阪市東住吉区矢田６丁目12番４―108号
破産者　木口　清志
1　決定年月日　令和８年10月９日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第３７１９号
大阪府大東市朋来１丁目40番502号
破産者　辰己　りか
1　決定年月日　令和８年10月９日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第３７２３号
大阪府守口市祝町８番６―102号
破産者　臼井　敏子
1　決定年月日　令和８年10月９日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第３７３６号
大阪市淀川区東三国３丁目11番11―602号
破産者　川端　耕治
1　決定年月日　令和８年10月９日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第３７３８号
大阪府豊中市千成町１丁目２番23号
破産者　岩本　志穂
1　決定年月日　令和８年10月９日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第３７５１号
大阪府高槻市天川新町11番17号　アプレシオ202号
破産者　濵﨑　政浩
1　決定年月日　令和８年10月９日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第３７６４号
大阪府東大阪市衣摺２丁目９番13号　Ｍａ・Ｍａｉｓｏｎ青い鳥東大阪　211号、前住所大阪府東大阪市長瀬町１丁目６番21号　スタジオナガセ　102号
破産者　藤井惠美子
1　決定年月日　令和８年10月９日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第３７７１号
大阪市東淀川区西淡路５丁目10番６―415号
破産者　佐々木美子（旧姓木下）
1　決定年月日　令和８年10月９日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第３７８５号
大阪市東成区東今里３丁目４番８号　内外本社ビル　110号
破産者　今山幸二郎
1　決定年月日　令和８年10月９日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第３７９１号
大阪府守口市佐太東町１丁目17番９―212号
破産者　沖山　昌子
1　決定年月日　令和８年10月９日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第３８０５号
大阪市平野区平野東２丁目３番40号　コンフォート平野Ⅰ　204号
破産者　近藤　秀樹
1　決定年月日　令和８年10月９日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第３８３４号
大阪市城東区関目１丁目13番６－301号
破産者　大峯三千代
1　決定年月日　令和８年10月９日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第３８５８号
大阪市住吉区苅田３丁目16番26－307号
破産者　根笈　武将
1　決定年月日　令和８年10月９日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第３８９８号
大阪市淀川区西三国２丁目３番23号　松清荘８号
破産者　上村　　茂
1　決定年月日　令和８年10月９日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第３９４０号
大阪市鶴見区鶴見２丁目８番２－208号、前住所大阪市鶴見区鶴見２丁目22番５－611号
破産者　渡辺　美穂
1　決定年月日　令和８年10月９日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第３９７３号
大阪市城東区野江２丁目18番18号　グレースハイツ野江　307号室
破産者　食野　　浩
1　決定年月日　令和８年10月９日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第９４号
兵庫県伊丹市車塚１丁目73番地１　大道文化１階西端
破産者　北野　和代
1　決定年月日　令和８年10月９日
2　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

令和８年（フ）第１７２号
兵庫県伊丹市桑津４丁目１番１－309号、前住所兵庫県伊丹市山田６丁目５番20号　ハイツ・クレッシェンド101号
破産者　栗巣　早苗
1　決定年月日　令和８年10月９日
2　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

令和８年（フ）第１７３号
兵庫県伊丹市野間１丁目２番21－301号
破産者　平野　幸稔
1　決定年月日　令和８年10月９日
2　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

令和８年（フ）第１７４号
兵庫県川西市東久代１丁目10番17号　202、前住所兵庫県神戸市西区神出町東222番地の２
破産者　藤本　奏音
1　決定年月日　令和８年10月９日
2　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

令和８年（フ）第１７５号
兵庫県川西市向陽台１丁目12番地の５　３－52
破産者　三角ありさ
1　決定年月日　令和８年10月９日
2　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

令和８年（フ）第１７８号
兵庫県伊丹市北本町１丁目160番地　オンリーワン北本町802号
破産者　澤田　慎司
1　決定年月日　令和８年10月９日
2　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

令和８年（フ）第１８１号
兵庫県伊丹市南町４丁目５番30－305号、前住所兵庫県伊丹市御願塚４丁目７番11号　レオパレス新伊丹第２　203号
破産者　芝　　彩夏
1　決定年月日　令和８年10月９日
2　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

令和８年（フ）第３６１号
兵庫県姫路市香寺町中屋149番地１　フレグランス香寺Ⅱ103号室
破産者　髙田　　梓
1　決定年月日　令和８年10月９日
2　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

令和８年（フ）第３６６号
兵庫県姫路市書写2662番地７
破産者　矢野　敏子
1　決定年月日　令和８年10月９日
2　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

令和８年（フ）第３７２号
兵庫県姫路市城北本町３番20－301号　リベール姫路城北ウィングス
破産者　小園　陽介
1　決定年月日　令和８年10月９日
2　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

令和８年（フ）第４０２号
兵庫県姫路市大津区平松113番地６
破産者　千葉きよみ
1　決定年月日　令和８年10月９日
2　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

令和８年（フ）第４１９号
兵庫県姫路市下寺町125番地１　801
破産者　玉川　和明
1　決定年月日　令和８年10月９日
2　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

令和８年（フ）第４２９号
兵庫県姫路市西今宿６丁目４番１－５号、従前の住所兵庫県高砂市曽根町1139番地の10
破産者　齋藤　純也
1　決定年月日　令和８年10月９日
2　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

令和８年（フ）第４３４号
兵庫県加古川市平岡町土山421番地の25　土山住宅４－209号
破産者　岡本　幸義
1　決定年月日　令和８年10月９日
2　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

令和８年（フ）第４４５号
兵庫県姫路市書写2346番地
破産者　岡田麻友子
1　決定年月日　令和８年10月９日
2　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

令和８年（フ）第４２号
兵庫県揖保郡太子町東保286番地１　ラ・ロンディーネⅡ　102号室
破産者　森下　未来
1　決定年月日　令和８年10月９日
2　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所龍野支部

令和８年（フ）第４８号
兵庫県たつの市誉田町誉43番地
破産者　松本　壮平
1　決定年月日　令和８年10月９日
2　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所龍野支部

令和８年（フ）第４１号
兵庫県美方郡香美町村岡区高井256番地の14、前住所兵庫県朝来市和田山町玉置253番地
破産者　西村　明弘
1　決定年月日　令和８年10月９日
2　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所豊岡支部破産係

令和８年（フ）第４６号
兵庫県豊岡市野上1131番地の２
破産者　青田英次郎
1　決定年月日　令和８年10月９日
2　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所豊岡支部破産係

令和８年（フ）第２０９号
奈良県桜井市大字浅古260番地の13
破産者　藤本　奈那
1　決定年月日　令和８年10月９日
2　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所破産係

令和８年（フ）第２１３号
奈良県生駒市西菜畑町1745番地１　リボーン西菜畑　106
破産者　常谷　　忍
1　決定年月日　令和８年10月９日
2　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所破産係

令和８年（フ）第２３９号
奈良市南紀寺町五丁目57番地の９　グレースシャンテ258号
破産者　石川　弘稀
1　決定年月日　令和８年10月９日
2　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所破産係

令和８年（フ）第１９１号
徳島県徳島市南昭和町１丁目１番地の８　ニューハイツ大計１　107、旧住所徳島県徳島市大道１丁目15―１
破産者　笠井　裕樹
1　決定年月日　令和８年10月９日
2　主文　破産者について免責を許可する。
徳島地方裁判所民事部

令和８年（フ）第２１１号
徳島県徳島市津田本町三丁目２番44号、旧住所徳島県徳島市津田町３丁目７―７―710
破産者　近江谷由香
1　決定年月日　令和８年10月９日
2　主文　破産者について免責を許可する。
徳島地方裁判所民事部

令和８年（フ）第２３１号
福岡県久留米市山川町924番地１　スカイトラスⅠ棟208号、前住所福岡県久留米市上津町2203番地369
破産者　清島　　葵
1　決定年月日　令和８年10月９日
2　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所久留米支部

令和８年（フ）第２３３号
福岡県久留米市天神町154番地３　ラコント西鉄久留米304号、前住所福岡県福岡市東区唐原７丁目１番18―301号　ＴＳＵＢＡＭＥ
破産者　おそうじ本舗千早店こと　具志　淳哉
1　決定年月日　令和８年10月９日
2　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所久留米支部

令和８年（フ）第２３７号
福岡県久留米市梅満町1492番地
破産者　原　　章子
1　決定年月日　令和８年10月９日
2　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所久留米支部

令和８年（フ）第５７２号
北九州市小倉南区葛原東２丁目６番26―２号（サンラプロ葛原東Ｂ棟１号）、前住所兵庫県加古郡播磨町北本荘２丁目10番20号
破産者　小山　栞奈
1　決定年月日　令和８年10月９日
2　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

令和８年（フ）第６３号
佐賀県唐津市見借4749番地１　グループホーム希望、前住所佐賀県唐津市浜玉町浜崎1894番地１　ラックランドサンガーデン103号
破産者　高木眞由美
1　決定年月日　令和８年10月９日
2　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所唐津支部

令和８年（フ）第２８７号
熊本県宇城市不知火町御領56番地１　グランディールハイム207
破産者　宝来　朱莉
1　決定年月日　令和８年10月９日
2　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

令和８年（フ）第３３５号
熊本市東区月出２丁目６番13号　パレス丹波弐番館　106号室
破産者　北川　風歌
1　決定年月日　令和８年10月９日
2　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

令和８年（フ）第４０２号
熊本市中央区坪井１丁目４番７号　ビブレマンション坪井303、転入前住所熊本市北区鶴羽田４丁目12番36―１号
破産者　浜崎　楓翔
1　決定年月日　令和８年10月９日
2　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

令和８年（フ）第４３８号
熊本市東区沼山津２丁目６番１号　イッチー沼山津106
破産者　中山　将平
1　決定年月日　令和８年10月９日
2　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

令和８年（フ）第３０４号
大分市賀来南１丁目９番13―301号　ララ・リヴェール
破産者　秦　　幸輝
1　決定年月日　令和８年10月９日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

令和８年（フ）第３４４号
大分市大字皆春1059番地の１　エクセルコート皆春８
破産者　利根　　寛
1　決定年月日　令和８年10月９日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

令和８年（フ）第４１０号
大分市牧２丁目１番38号　牧12矢野ビル402
破産者　今井　　紀
1　決定年月日　令和８年10月９日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

令和８年（フ）第３５号
大分県日田市大字日高919番地８　松栄荘Ｃ棟
破産者　小暮　裕次
1　決定年月日　令和８年10月９日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所日田支部

令和８年（フ）第３７号
大分県日田市大字十二町31番地１　コーポ亀山Ⅱ―103号
破産者　財津　　緑
1　決定年月日　令和８年10月９日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所日田支部

令和８年（フ）第４１号
沖縄県名護市字宇茂佐1712番地11　メゾンニューウェーブ１―203号
破産者　山城ひとみ
1　決定年月日　令和８年10月９日
2　主文　破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所名護支部

令和８年（フ）第４２号
沖縄県国頭郡恩納村字仲泊111番地３
破産者　儀間　暖雲
1　決定年月日　令和８年10月９日
2　主文　破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所名護支部

令和８年（フ）第４３号
沖縄県国頭郡恩納村字真栄田140番地２　コーポシービューハイツ201号
破産者　久保木寿一
1　決定年月日　令和８年10月９日
2　主文　破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所名護支部

令和８年（フ）第４４号
沖縄県名護市大東二丁目３番26―205号　新垣桜テラス
破産者　比嘉　高志
1　決定年月日　令和８年10月９日
2　主文　破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所名護支部

令和８年（フ）第４６号
沖縄県名護市大北五丁目23番１―３―204号　県営大宮高層住宅
破産者　親泊　良美
1　決定年月日　令和８年10月９日
2　主文　破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所名護支部

小規模個人再生による再生計画認可

令和８年（再イ）第６２号
東京都大田区中央６―５―２―202
再生債務者　曽原　和彦
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　令和８年６月25日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年10月８日
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（再イ）第６号
福岡県行橋市西宮市５丁目２番３―802号　バルミー行橋
再生債務者　山路　雄一
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　令和８年９月17日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年10月６日
福岡地方裁判所行橋支部再生係

令和８年（再イ）第４１号
千葉県柏市旭町４丁目２番11号　リボサンテ柏旭町106号
再生債務者　大野　裕貴
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　令和８年９月24日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年10月２日
千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和８年（再イ）第３０号
大津市黒津一丁目２番39号
再生債務者　西川　和孝
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　令和８年９月24日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年10月９日
大津地方裁判所民事部再生係

令和７年（再イ）第１６１号
仙台市太白区山田本町18番20号
再生債務者　成田　友慶
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　令和８年９月25日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年10月８日
仙台地方裁判所第４民事部

令和８年（再イ）第１８号
仙台市青葉区通町２丁目16番24―503号
再生債務者　一戸　和也
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　令和８年９月25日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年10月８日
仙台地方裁判所第４民事部

令和８年（再イ）第４２号
宮城県名取市高舘吉田字東真坂３番地の３
再生債務者　長南　勇輝
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　令和８年９月25日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年10月８日
仙台地方裁判所第４民事部

令和８年（再イ）第１１号
兵庫県明石市魚住町清水1871番地の30
再生債務者　長尾　誠
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　令和８年９月28日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年10月８日
神戸地方裁判所明石支部再生係

令和８年（再イ）第９号
青森市大字新城字山田677番地818
再生債務者　熊谷　雅巳
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　令和８年９月29日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年10月９日
青森地方裁判所民事部再生係

令和８年（再イ）第３５号
千葉県柏市豊四季台２丁目１番25―602号
再生債務者　林　夏子
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　令和８年９月29日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年10月８日
千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和７年（再イ）第３２６号
名古屋市熱田区明野町16番２号　ファミリアーレ日比野スクエア1002号
再生債務者　吉水　俊毅
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　令和８年９月29日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年10月８日
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（再イ）第３４号
大阪市都島区御幸町１丁目５番３号　オーキット都島　602号
再生債務者　西村　弥生
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　令和８年９月29日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年10月８日
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（再イ）第２８号
千葉県野田市谷津750番地の４
再生債務者　末武　昭彦
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　令和８年９月30日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年10月２日
千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和８年（再イ）第１５号
青森県上北郡野辺地町字赤坂10番地１
再生債務者　久保田巨享
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　令和８年10月１日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年10月８日
青森地方裁判所民事部再生係

令和８年（再イ）第１３号
神奈川県横須賀市野比１丁目４番３―305号
再生債務者　池野谷信和
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　令和８年10月１日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年10月８日
横浜地方裁判所横須賀支部

令和８年（再イ）第８号
福井県小浜市雲浜一丁目６番16号
再生債務者　才場　雅治
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　令和８年10月１日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年10月９日
福井地方裁判所敦賀支部再生係

令和８年（再イ）第５２号
北九州市小倉北区中井１丁目13番２―301号（前住所）北九州市小倉北区中井５丁目16番20号
再生債務者　伊坂　元志
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　令和８年10月１日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年10月８日
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

令和８年（再イ）第６３号
千葉市花見川区長作町1889番地15
再生債務者　弓田　明広
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　令和８年10月２日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年10月８日
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（再イ）第６１号
東京都西東京市谷戸町１丁目13番29号
再生債務者　吉澤　豪
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　令和８年10月２日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年10月９日
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（再イ）第１６号
富山市山室144番地33
再生債務者　水戸　雅之
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　令和８年10月２日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年10月９日　富山地方裁判所民事部

令和８年（再イ）第１８号
富山県滑川市中川原302番地１
再生債務者　浜田　和輝
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　令和８年10月２日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年10月９日　富山地方裁判所民事部

令和８年（再イ）第２８号
滋賀県湖南市三雲777番地５
再生債務者　金子　明憲
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　令和８年10月２日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年10月９日
大津地方裁判所民事部再生係

令和８年（再イ）第３４号
千葉県流山市野々下６丁目594番地の５　流山ハイツＢ－303
再生債務者　戀塚　寿忠
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　令和８年10月５日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年10月７日
千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和８年（再イ）第４３号
千葉県柏市藤ケ谷719番地14
再生債務者　前田　達也
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　令和８年10月５日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年10月８日
千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和８年（再イ）第９号
新潟市江南区いぶき野２丁目６番14号
再生債務者　川崎　隆
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　令和８年10月５日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年10月９日　新潟地方裁判所民事部

令和８年（再イ）第２号
広島県庄原市中本町二丁目６番11号
再生債務者　中野田穂津美
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　令和８年10月５日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年10月９日　広島地方裁判所三次支部

令和８年（再イ）第７９号
北九州市八幡西区東鳴水３丁目６番２号
再生債務者　山本　伸一
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　令和８年10月５日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年10月７日
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

令和８年（再イ）第８７号
北九州市門司区永黒２丁目４番８－401号
再生債務者　松原　恋
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　令和８年10月５日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年10月６日
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

令和８年（再イ）第２４号
新潟市西区西有明町１番39号
再生債務者　金子　泉
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　令和８年10月６日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年10月９日　新潟地方裁判所民事部

令和８年（再イ）第２８号
福井県越前市三ツ屋町第10号23番地の23
再生債務者　上床　英二
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　令和８年10月６日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年10月８日　福井地方裁判所

令和８年（再イ）第３５号
静岡県磐田市海老塚1027番地　ＳＡＫＵＲＡ－ＡⅡ
再生債務者　小野やよい
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　令和８年10月６日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年10月９日
静岡地方裁判所浜松支部再生係

令和８年（再イ）第４６号
名古屋市西区城西２丁目１番18号　オープンレジデンシア城西802号
再生債務者　藤田　瞳　（旧姓三井）
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　令和８年10月６日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年10月８日
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（再イ）第３８号
大阪府高石市加茂３丁目５番７号
再生債務者　平野　雅春
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　令和８年10月６日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年10月８日
大阪地方裁判所堺支部個人再生係

令和８年（再イ）第２０号
和歌山市加納317（住民票上の住所）和歌山県橋本市城山台四丁目13番地の４
再生債務者　奥村木材Ｂ・Ｗこと　奥村　弘則
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　令和８年10月６日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年10月７日
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

令和８年（再イ）第３１号
和歌山市三葛250番地12
再生債務者　中前　健児
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　令和８年10月６日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年10月８日
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

令和８年（再イ）第１６号
岡山県倉敷市林1758番地２
再生債務者　立花　守
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　令和８年10月６日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年10月８日
岡山地方裁判所第３民事部

令和８年（再イ）第６２号
岡山市北区吉備津2041番地21
再生債務者　赤澤　昭二
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　令和８年10月６日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年10月８日
岡山地方裁判所第３民事部

令和８年（再イ）第１４号
広島県福山市神村町72番地１　ヴェルドミールＭＩＫＩ109
再生債務者　檀上　真史
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　令和８年10月６日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年10月９日
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

令和８年（再イ）第７３号
北九州市小倉南区横代北町３丁目１番45号
再生債務者　笹原　和江
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　令和８年10月６日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年10月７日
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

令和８年（再イ）第５号
熊本市南区海路口町498番地９
再生債務者　安光　史博
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　令和８年10月６日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年10月９日
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

令和８年（再イ）第１０６号
札幌市東区北37条東14丁目１番19―205号
再生債務者　伊沢　　修
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　令和８年10月７日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年10月９日
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（再イ）第３３号
愛知県西尾市徳次町上十五夜52番地　ジュネス徳次Ｎ棟106号室（前住所）愛知県碧南市港本町３－１第三衣浦寮2406号室
再生債務者　疋田　拓未
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　令和８年10月７日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年10月８日
名古屋地方裁判所岡崎支部

令和８年（再イ）第４９号
愛知県豊田市加納町西股66番地１
再生債務者　横田　　光　（旧姓小林）
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　令和８年10月７日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年10月８日
名古屋地方裁判所岡崎支部

令和８年（再イ）第１０号
愛知県蒲郡市形原町北森31番地３
再生債務者　芝内　敏康
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　令和８年10月７日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年10月９日
名古屋地方裁判所豊橋支部

令和８年（再イ）第６４号
岡山市北区楢津216番地10
再生債務者　久世　勝正
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　令和８年10月７日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年10月８日
岡山地方裁判所第３民事部

令和８年（再イ）第１４号
佐賀県西松浦郡有田町黒牟田丙3388番地35
再生債務者　大曲　伸一
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　令和８年10月７日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年10月９日
佐賀地方裁判所武雄支部破産再生係

令和７年（再イ）第１６３号
宮城県亘理郡亘理町逢隈鹿島字北鹿島72番地10
再生債務者　伊達　博志
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　令和８年10月８日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年10月９日
仙台地方裁判所第４民事部

令和８年（再イ）第５３号
静岡市駿河区手越492番地の34
再生債務者　黒丸　祐心
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　令和８年10月８日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年10月９日
静岡地方裁判所民事第２部

国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構第10期事業年度財務諸表に関する公告

独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第38条第３項に基づき、第10期事業年度（自　令和７年４月１日　至　令和８年３月31日）国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構の財務諸表について次のとおり公告します。

令和８年10月23日

千葉県千葉市稲毛区穴川四丁目９番１号
国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構
理事長　小安　重夫

貸　借　対　照　表

令和８年３月31日　（単位：円）

科目	金額	
（資産の部）		
Ⅰ．流動資産		71,647,111,482
現金及び預金	36,782,633,354	
売掛金	1,016,835,644	
貸倒引当金	△ 43,170	
小計	1,016,792,474	
貯蔵品	42,847,282	
補助金未収金	11,663,996	
未成受託研究支出金	21,704,731,672	
前渡金	9,933,505,091	
前払費用	167,043,528	
賞与引当金見返(注)	1,199,165,106	
環境対策引当金見返(注)	43,552,718	
その他の流動資産	745,176,261	
小計	745,176,261	
Ⅱ．固定資産		135,394,392,290
１．有形固定資産	125,069,857,999	
建物	84,551,508,438	
減価償却累計額	△ 52,476,900,442	
減損損失累計額	△ 11,412,404	
小計	32,063,195,592	
構築物	6,094,210,302	
減価償却累計額	△ 3,522,944,613	
小計	2,571,265,689	

機械装置	129,334,375,775		
減価償却累計額	△107,587,332,868		
小計		21,747,042,907	
医療用器械備品	3,207,337,380		
減価償却累計額	△ 2,392,892,784		
減損損失累計額	△ 23,229,075		
小計		791,215,521	
車両運搬具	182,888,185		
減価償却累計額	△ 153,433,912		
小計		29,454,273	
工具器具備品	48,469,536,439		
減価償却累計額	△ 37,811,929,694		
小計		10,657,606,745	
その他の有形固定資産	566,926,217		
減価償却累計額	△ 423,728,232		
小計		143,197,985	
土地	31,323,097,595		
小計		31,323,097,595	
建設仮勘定		25,743,781,692	
２．無形固定資産		954,477,058	
特許権		147,199,831	
ソフトウェア		429,045,426	
工業所有権仮勘定		373,092,472	
その他無形固定資産		5,139,329	
３．投資その他の資産		9,370,057,233	
長期前払費用		28,197,176	
退職給付引当金見返㈱		7,856,352,639	
前払年金費用		1,229,411,668	
環境対策引当金見返㈱		241,048,720	
敷金・保証金	14,940,260		
小計		14,940,260	
破産更生債権等	220		
貸倒引当金	△ 220		
小計		—	
その他の資産		106,770	
資　産　合　計			207,041,503,772

（負債の部）			
Ⅰ．流動負債			72,193,387,276
運営費交付金債務㈱		6,925,425,066	
預り施設費㈱		291,479,419	
預り補助金等㈱		11,151,712,543	
預り寄附金㈱		100,139,973	
ＢＡ分担金㈱		4,431,690,167	
預り金		770,952,825	
買掛金		9,148,424,209	
未払金		9,121,207,704	
前受金		27,915,666,467	
短期リース債務		1,079,386,044	
引当金		1,242,717,824	
賞与引当金	1,199,165,106		
環境対策引当金	43,552,718		
資産除去債務		6,073,235	
その他の流動負債		8,511,800	
Ⅱ．固定負債			54,015,497,146
資産見返負債㈱		39,460,932,790	
資産見返運営費交付金	5,608,711,917		
資産見返補助金等	7,571,234,736		
資産見返寄附金	507,236,279		
資産見返ＢＡ分担金	656,862,292		
資産見返物品受贈額	985		
建設仮勘定見返運営費交付金	306,925,811		
建設仮勘定見返施設費	22,923,821,335		
建設仮勘定見返補助金等	187,605,060		
建設仮勘定見返寄附金	1,160,427,575		
建設仮勘定見返ＢＡ分担金	538,106,800		
長期リース債務		2,058,252,058	
放射性廃棄物処理処分長期前受金		119,893	
長期預り寄附金㈱		31,416,022	
引当金		8,097,401,359	
退職給付引当金	7,856,352,639		
環境対策引当金	241,048,720		
資産除去債務		3,137,963,356	
前払年金費用見返㈱		1,229,411,668	
負　債　合　計			126,208,884,422

（純資産の部）			
Ⅰ．資本金			86,983,728,433
政府出資金		86,983,728,433	
Ⅱ．資本剰余金			△ 10,815,018,769
資本剰余金		113,897,032,587	
その他行政コスト累計額㈱		△ 124,712,051,356	
減価償却相当累計額	△ 121,116,039,634		
減損損失相当累計額	△ 18,533,152		
利息費用相当累計額	△ 267,168,455		
承継資産に係る費用相当累計額	△ 859,860,856		
除売却差額相当累計額	△ 2,450,449,259		
Ⅲ．利益剰余金			4,663,909,686
前中長期目標期間繰越積立金㈱		770,855,194	
積立金		1,434,837,444	
当期未処分利益		2,458,217,048	
（うち当期総利益		2,458,217,048）	
純　資　産　合　計			80,832,619,350
負 債 純 資 産 合 計			207,041,503,772

㈱　これらは、独立行政法人固有の会計処理に伴う勘定科目です。

損　益　計　算　書

（令和７年４月１日～令和８年３月31日）　（単位：円）

経常費用			
研究業務費			
給与、賞与及び手当	9,972,257,379		
賞与引当金繰入	1,080,475,510		
法定福利費及び福利厚生費	1,626,958,196		
退職給付費用	△ 184,470,831		
外部委託費	17,778,272,626		
環境対策引当金繰入	33,217,448		
研究材料費	2,487,334,369		
賃借料	1,602,992,006		
減価償却費	5,853,068,083		
保守修繕費	3,731,127,720		
水道光熱費	3,601,556,681		
旅費交通費	507,635,850		
消耗品費	16,711,210,172		
その他の研究業務費	1,320,122,422	66,121,757,631	
一般管理費			
役員報酬及び賞与	91,808,273		
給与、賞与及び手当	904,291,772		
賞与引当金繰入	118,689,596		
法定福利費及び福利厚生費	162,061,606		
退職給付費用	△ 45,226,941		
業務委託費	84,072,448		
減価償却費	116,505,689		
保守修繕費	189,647,206		
水道光熱費	652,710		
旅費交通費	25,698,218		
消耗品費	16,437,065		
広告宣伝費	7,903,733		
その他の一般管理費	312,760,620	1,985,301,995	
雑損			
為替差損	5,319,879		
その他の雑損	91,938,432	97,258,311	
経常費用合計			68,204,317,937
経常収益			
運営費交付金収益㈱		22,000,164,168	
臨床医学事業収益		2,772,162,294	
受託収入			
政府受託収入	661,514,329		
その他受託収入	18,429,502,362	19,091,016,691	
共同施設利用収入		749,090,779	
共同研究事業収入		318,488,757	
知的所有権収入		54,600,851	
補助金等収益㈱		16,480,152,499	
施設費収益㈱		112,647,776	
ＢＡ分担金収益㈱		648,987,101	
寄附金収益㈱		11,632,813	
資産見返負債戻入㈱			
資産見返運営費交付金戻入	1,517,879,838		
資産見返補助金等戻入	2,257,215,320		

資産見返寄附金戻入	297,700,529		
資産見返ＢＡ分担金戻入	94,077,830		
資産見返施設費戻入	229,838,442	4,396,711,959	
賞与引当金見返に係る収益㈱		1,199,165,106	
退職給付引当金見返に係る収益㈱		999,713,896	
前払年金費用見返に係る収益㈱		△ 1,229,411,668	
環境対策引当金見返に係る収益㈱		33,217,448	
その他の事業収益		383,747,122	
雑益			
その他雑益	887,547,198	887,547,198	
経常収益合計			68,909,634,790
経常利益			705,316,853
臨時損失			
固定資産除却損		25,528,316	25,528,316
臨時利益			
前期損益修正益		486,334,974	
資産見返運営費交付金戻入㈱		5,277,625	
資産見返寄附金戻入㈱		9,015,348	
資産見返物品受贈額戻入㈱		55	
資産見返補助金等戻入㈱		133	
固定資産売却益		19,129	
損害保険金		1,037,300,964	1,537,948,228
税引前当期純利益			2,217,736,765
法人税、住民税及び事業税			707,400
当期純利益			2,217,029,365
前中長期目標期間繰越積立金取崩額㈱			241,187,683
当期総利益			2,458,217,048

㈱　これらは、独立行政法人固有の会計処理に伴う勘定科目です。

利益の処分に関する書類

令和８年３月31日　（単位：円）

Ⅰ．当期未処分利益		2,458,217,048
当期総利益	2,458,217,048	
Ⅱ．利益処分額		2,458,217,048
積立金	2,458,217,048	

Ⅰ　重要な会計方針

１．運営費交付金収益の計上基準

業務達成基準を採用しております。

管理部門の活動については、期間進行基準を採用しております。

２．減価償却の会計処理方法

⑴　有形固定資産（リース資産を除く。）

定額法を採用しております。

なお、主な資産の耐用年数は以下のとおりであります。

建物	２年～55年
構築物	２年～60年
機械装置	２年～17年
医療用器械備品	２年～10年
車両運搬具	２年～６年
工具器具備品	２年～15年
その他の有形固定資産	２年～15年

また、特定の償却資産（独立行政法人会計基準第87第１項）及び資産除去債務に対応する特定の除去費用等（独立行政法人会計基準第91）に係る減価償却に相当する額については、減価償却相当累計額として資本剰余金から控除して表示しております。

⑵　無形固定資産（リース資産を除く。）

定額法を採用しております。

なお、法人内利用のソフトウェアについては、法人内における利用可能期間（２～５年）に基づいております。

⑶　リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

３．特定の承継資産（独立行政法人会計基準第87第２項）の会計処理方法

個別法に基づく承継資産のうち、前払費用の一部及び為替予約に係る費用相当額については、承継資産に係る費用相当累計額として資本剰余金から控除して表示しております。

４．賞与引当金の計上基準

役職員の賞与の支給に備えるため、賞与支給見込額のうち、当事業年度に負担すべき金額を計上しております。なお、役職員の賞与については、運営費交付金により財源措置がなされる見込みであるため、賞与引当金と同額を賞与引当金見返として計上しております。

５．退職給付に係る引当金の計上基準並びに退職給付費用の処理方法

役職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

退職給付債務の算定に当たり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については期間定額基準によっております。

過去勤務費用は、発生時に全額を費用処理しております。

数理計算上の差異は、発生時に全額を費用処理しております。

なお、退職一時金、並びに科学技術企業年金基金への掛金及び年金基金積立不足額については、運営費交付金により財源措置がなされる見込みであるため、退職給付引当金（前払年金費用）と同額を退職給付引当金見返（前払年金費用見返）として計上しております。

６．環境対策引当金の計上基準

保管中の放射性廃棄物及びポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分に伴い発生する費用に充てるため、その発生見込額を計上しております。また、放射性廃棄物及びポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分に伴い発生する費用については、運営費交付金及び補助金により財源措置がなされる見込みであるため、環境対策引当金と同額を環境対策引当金見返として計上しております。なお、放射性廃棄物について合理的な見積りができない額については、引当金に計上しておりません。

７．貸倒引当金の計上基準

一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

８．有価証券の評価基準及び評価方法

関係会社株式

出資先持分額による評価（移動平均法による取得原価との評価差額は部分純資産直入法により処理）を採用しております。

９．棚卸資産の評価基準及び評価方法

⑴　貯蔵品　　先入先出法による低価法

⑵　未成受託研究支出金　個別法による低価法

10．収益及び費用の計上基準

⑴　受託研究に係る収益

受託研究に係る収益は、主に国又は地方公共団体及び民間企業等から支出された委託費であり、委託契約等に基づいて研究の成果を委託先に引き渡す義務を負っております。

国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構（以下「ＱＳＴ」という。）が顧客と交わした契約に基づき、義務を履行するにつれて、顧客が便益を享受することで充足されると判断される場合は、原価の発生が履行義務の充足における進捗度に比例すると判断しているため、インプット法に基づき進捗度を測定し、当該進捗度に基づき収益を一定の期間にわたり認識しております。又は、個別にサービス等を引き渡す一時点において、顧客が当該サービス等に対する支配を獲得して充足されると判断される場合は、顧客が研究報告書等の成果物の検収を行った時点で研究成果の支配が顧客に移転するものと判断し、当該時点で収益を認識しております。

⑵　臨床医学事業に係る収益

臨床医学事業に係る収益は、ＱＳＴ病院における診療に係る収益であり、顧客からの委託に基づいて診療サービスを提供する履行義務を負っております。当該履行義務は、診療行為等のサービス等を実施した一時点において充足されると判断し、当該時点で収益を認識しております。

11．外貨建資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

12．ＢＡ分担金の会計処理

ＢＡ分担金（日本国内の実施機関に指定されているＱＳＴが「核融合エネルギーの研究分野におけるより広範な取組を通じた活動の共同による実施に関する日本国政府と欧州原子力共同体との間の協定」に基づき受け入れた財政上の貢献）は、独立行政法人会計基準第85第１項⑵の寄附金の会計処理によっております。

13．消費税等の処理方法

消費税等の処理方法は、税込方式によっております。

Ⅱ　注記事項

〔貸借対照表関係〕

その他行政コスト累計額のうち、独立行政法人に対する出資を財源に取得した資産に係るものが53,886,095,633円含まれております。

〔行政コスト計算書関係〕

１．独立行政法人の業務運営に関して国民の負担に帰せられるコスト

行政コスト	78,205,744,215円
自己収入等	△ 26,117,862,784円
法人税等及び国庫納付額	△ 707,400円
機会費用	2,670,038,161円
独立行政法人の業務運営に関して国民の負担に帰せられるコスト	54,757,212,192円

２．機会費用の計上方法

⑴　国又は地方公共団体財産の無償又は減額された使用料による賃借取引の機会費用の計算方法

①　無償貸付けを受けている地方公共団体公有財産に対し、各地方公共団体における算定方式及びそれらに準じた算定方式により得た賃貸価額を計上しております。

②　受託研究の予算で取得し、国へ返還した固定資産のうち、無償使用することを国から承認された固定資産に対し、承認時の残存価額を新たな取得原価とみなし、法令による中古資産耐用年数の簡便法により算出した年数で償却した金額を計上しております。

⑵　政府出資等の機会費用の計算に使用した利率

10年利付国債の令和８年３月末利回りを参考に、2.345％で計算しております。

⑶　国又は地方公共団体との人事交流による出向職員から生ずる機会費用の計算方法

当該職員が国又は地方公共団体に復帰後退職する際に支払われる退職金のうち、独立行政法人での勤務期間に対応する部分について、給与規則に定める退職給付支給基準等を参考に計算しております。

〔損益計算書関係〕

１．ファイナンス・リース取引が損益に与える影響額は、△11,862,097円であり、当該影響額を除いた当期総損益は2,470,079,145円であります。

２．固定資産除却損の内容は、次のとおりであります。

建物	724,712円
一般機械及び装置	5,578,187円
医療用器械備品	206,281円
車両運搬具	3円
工具器具備品	18,948,976円
その他の有形固定資産	3円
ソフトウェア	70,154円
計	25,528,316円

３．前期損益修正益の内容は、次のとおりであります。

令和５年度及び令和６年度において、運営費交付金、受託収入等の財源間における執行予算の取り違え等があったことが判明したことから、あるべき財源別会計処理による計上額との差額を前期損益修正益として計上しております。

〔キャッシュ・フロー計算書関係〕

１．資金の期末残高の貸借対照表科目別の内訳

現金及び預金	36,782,633,354円
資金残高	36,782,633,354円

２．重要な非資金取引

ファイナンス・リースによる資産の取得

車両運搬具	2,986,500円
医療用器械備品	624,907,140円
工具器具備品	2,383,268,855円
合計	3,011,162,495円

〔収益認識に関する注記〕
ＱＳＴは、以下に記載する内容を除き、独立行政法人会計基準第86における収益に重要性が乏しいため、注記を省略しております。
⑴　収益の分解情報
ＱＳＴの主要な収益は受託収入、臨床医学事業収益であり、各事業の主なサービス等の種類は、研究役務の提供、ＱＳＴ病院における診療であります。上記に係る一定の事業等のまとまりごとの区分における収益は、附属明細書13セグメント情報に記載のとおりであります。
⑵　収益を理解するための基礎となる情報
「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。
⑶　当該事業年度及び翌事業年度以降の収益の金額を理解するための情報
当該事業年度末における残存履行義務に配分された取引価格の総額は、48,971,300,688円であり、ＱＳＴは、当該残存履行義務について、履行義務の充足につれて令和８年度から令和16年度までの間で収益を認識することを見込んでいます。
〔金融商品関係〕
１．金融商品の状況に関する事項
資金運用については短期的な預金に限定しております。未収債権等に係る顧客の信用リスクは、内部規程に沿ってリスク低減を図っております。
２．金融商品の時価等に関する事項
「現金及び預金」、「売掛金」、「買掛金」及び「未払金」については、現金及び短期間で決済されるため、時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。
〔退職給付関係〕
１．採用している退職給付制度の概要
ＱＳＴは、役職員の退職給付に充てるため、積立型、非積立型の確定給付制度及び国家公務員共済組合法の退職等年金給付制度を採用しております。
確定給付企業年金制度（積立型制度である。）では、給与と勤務期間に基づいた一時金又は年金を支給しております。
退職一時金制度（非積立型制度である。）では、退職給付として、給与と勤務期間に基づいた一時金を支給しております。
２．確定給付制度
⑴　退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付債務	11,730,023,276円
勤務費用	713,048,516円
利息費用	213,498,153円
数理計算上の差異の当期発生額	△ 888,421,741円
退職給付の支払額	△ 345,035,331円
制度加入者からの拠出額	58,908,010円
期末における退職給付債務	11,482,020,883円

⑵　年金資産の期首残高と期末残高の調整表

期首における年金資産	4,318,841,008円
期待運用収益	203,561,373円
数理計算上の差異の当期発生額	64,261,327円
事業主からの拠出額	299,564,004円
退職給付の支払額	△ 90,055,810円
制度加入者からの拠出額	58,908,010円
期末における年金資産	4,855,079,912円

⑶　退職給付債務及び年金資産と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

積立型制度の退職給付債務	3,625,668,244円
年金資産	△ 4,855,079,912円
積立型制度の未積立退職給付債務	△ 1,229,411,668円
非積立型制度の未積立退職給付債務	7,856,352,639円
小計	6,626,940,971円
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	6,626,940,971円
退職給付引当金	7,856,352,639円
前払年金費用	△ 1,229,411,668円
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	6,626,940,971円

⑷　退職給付に関連する損益

勤務費用	713,048,516円
利息費用	213,498,153円
期待運用収益	△ 203,561,373円
数理計算上の差異の当期の費用処理額	△ 952,683,068円
合計	△ 229,697,772円

⑸　年金資産の主な内訳
年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりである。

債券	59％
株式	23％
現金及び預金	3％
その他	15％
合計	100％

⑹　長期期待運用収益率の設定方法に関する記載
年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。
⑺　数理計算上の計算基礎に関する事項
期末における主要な数理計算上の計算基礎（加重平均で表している。）

割引率	2.6605％
長期期待運用収益率	4.71％

３．退職等年金給付制度
退職等年金給付制度への要拠出額は、174,250,869円であります。
〔減損会計関係〕
１．減損を認識した固定資産
減損を認識した資産はありません。
２．減損の兆候が認められた固定資産
⑴　概要
（単位：円）

用　途	種　類	場　所	帳簿価額
実験研究用	建物	千葉県千葉市	9,199,328

⑵　減損の兆候

実験研究用として保有しているＲＩ棟及び第２研究棟について、ＱＳＴ千葉地区研究施設の防災対策の一環として建屋（ＲＩ棟及び第２研究棟）の解体を実施することを決定したことから、減損の兆候が認められたものです。

なお、解体・撤去工事が開始されるまでは引き続き使用し、現に期末時点において使用しているため、減損を認識しておりません。

使用しなくなる日における帳簿価額、回収可能サービス価額及び減損見込額は、使用しなくなる日が翌事業年度以降であり、算定することができないことから表示しておりません。

〔資産除去債務関係〕

１．資産除去債務の概要

ＱＳＴは、法人所有の建物等の解体時における「石綿障害予防規則」、「ダイオキシン類対策特別措置法」、「放射性同位元素等の規制に関する法律」並びに「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」等に基づく除去費用につき資産除去債務を計上しております。

２．当該資産除去債務の金額の算定方法

負債計上した資産除去債務の金額の算定に当たっては、使用見込期間を２年～44年と見積り、割引率は見積り時の長期国債利廻率0.167％～2.303％を使用しております。

３．当事業年度における当該資産除去債務の総額の増減　（単位：円）

期首残高	3,134,937,120
有形固定資産の取得に伴う増加額	―
資産除去債務の履行による減少額	―
時の経過による調整額	9,099,471
期末残高	3,144,036,591

４．資産除去債務のうち貸借対照表に計上していないもの

ＱＳＴが有する建物等のうち、「放射性同位元素等の規制に関する法律」及び「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」に基づき、施設の廃止に伴う措置としての解体・除染・廃棄等の講ずべき義務を有しているものに関し、現時点でその廃止措置の方法が決定していないものについては、債務履行に必要な費用を合理的に見積もることができないため、当該資産に係る資産除去債務を計上しておりません。

Ⅲ　重要な債務負担行為

契約締結後、翌年度以降に履行となるものは、以下のとおりであります。　（単位：円）

セグメント	件名	令和８年度以降支払予定額
量子技術の基盤となる研究開発	量子機能創製研究センター棟施設整備事業	1,614,604,000
	量子機能創製研究用電子加速器の製作	490,154,000
	単一イオン注入装置　Q―Oneの購入	466,950,000
健康長寿社会の実現や生命科学の革新に向けた研究開発	病院情報システムの賃貸借	629,640,000
	放射線治療システムの導入	541,586,188
	ビーム輸送用電磁石電源設備の更新	499,950,000
フュージョンエネルギーの実現に向けた研究開発	ＩＴＥＲダイバータ外側垂直ターゲットの製作⑶	9,550,980,000
	ＩＴＥＲダイバータ外側垂直ターゲットの製作⑵	4,895,481,000
	ＩＴＥＲ　ＮＢＩ　高電圧電源直流発生器の製作⑵	3,448,175,000
放射線被ばくから国民を守るための研究開発と社会システム構築	量子科学技術研究開発機構（千葉地区）医科学研究施設　建屋管理業務委託	281,459,797
研究開発成果の最大化のための取組等	Ｘ線回折ビームライン用光学系・輸送チャンネル機器の整備	198,000,000
	Microsoftソフトウェアライセンス包括利用契約（ＥＳＡ）	176,538,120

Ⅳ　重要な後発事象

該当事項はありません。

Ⅴ　その他独立行政法人の状況を適切に開示するために必要な会計情報

該当事項はありません。

国立研究開発法人理化学研究所令和７事業年度財務諸表に関する公告

独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第38条第３項に基づき、令和７事業年度国立研究開発法人理化学研究所の財務諸表について次の通り公告します。なお、同法第38条第４項の規定により附属明細書その他主務省令で定める書類は当法人のウェブサイト（https://www.riken.jp/about/disclosure/zaigen/）に掲載しております。

令和８年10月23日

埼玉県和光市広沢２番１号
国立研究開発法人理化学研究所
理事長　五神　　真

貸　借　対　照　表

（令和８年３月31日）

（単位：円）

資産の部		
Ⅰ　流動資産		
現金及び預金	47,101,166,272	
売掛金	669,491,341	
棚卸資産	109,436,884	
前払費用	16,172,865	
未収金	148,452,470	
賞与引当金見返(注)	721,869,568	
流動資産合計		48,766,589,400

Ⅱ　固定資産			
1　有形固定資産			
建物	239,625,350,778		
減価償却累計額	△141,600,077,460		
減損損失累計額	△265,020,856	97,760,252,462	
構築物	12,741,619,585		
減価償却累計額	△10,005,343,852		
減損損失累計額	△1,136,165	2,735,139,568	
機械装置	208,161,107,609		
減価償却累計額	△183,605,062,094		
減損損失累計額	△26,249,021	24,529,796,494	
車両運搬具	29,200,241		
減価償却累計額	△24,215,874	4,984,367	
工具器具備品	210,562,975,118		
減価償却累計額	△179,894,226,927		
減損損失累計額	△2	30,668,748,189	
土地		58,351,065,235	
図書		797,346,772	
建設仮勘定		35,498,553,384	
その他の有形固定資産		28,410,000	
有形固定資産合計		250,374,296,471	
2　無形固定資産			
特許権等		371,965,906	
水道等施設利用権		1,058,610	
ソフトウェア		187,692,051	
電話加入権		813,000	
工業所有権仮勘定		540,506,191	
無形固定資産合計		1,102,035,758	
3　投資その他の資産			
関係会社株式		284,555,285	
退職給付引当金見返(注)		3,755,781,826	
敷金		5,831,720	
その他の資産		50,642,620	
投資その他の資産合計		4,096,811,451	
固定資産合計			255,573,143,680
資産合計			304,339,733,080
負債の部			
Ⅰ　流動負債			
運営費交付金債務(注)		2,075,067,583	
預り寄附金(注)		144,022,250	
買掛金		10,841,294,361	
未払金		27,052,868,841	
未払費用		787,875,777	
未払法人税等		29,820,000	
契約負債		939,794,148	
前受金		526,569,489	
預り金		4,865,968,783	
リース債務		1,966,616,419	
ＰＦＩ債務		514,425,425	
賞与引当金		721,869,568	
流動負債合計			50,466,192,644
Ⅱ　固定負債			
資産見返負債(注)			
資産見返運営費交付金(注)	18,196,255,634		
資産見返補助金等(注)	27,839,317,432		
資産見返寄附金(注)	2,348,886,192		
建設仮勘定見返運営費交付金(注)	553,139,408		
建設仮勘定見返施設費(注)	27,659,314,784		
建設仮勘定見返補助金等(注)	6,840,437,660	83,437,351,110	
長期預り寄附金(注)		414,464,024	
長期リース債務		3,203,524,811	
長期ＰＦＩ債務		3,383,269,796	
退職給付引当金		3,755,781,826	
固定負債合計			94,194,391,567
負債合計			144,660,584,211

純資産の部			
Ⅰ　資本金			
政府出資金	250,749,694,556		
地方公共団体出資金	12,642,763,163		
民間出資金	157,069,496		
資本金合計		263,549,527,215	
Ⅱ　資本剰余金			
資本剰余金	132,617,882,981		
その他行政コスト累計額(注)	△254,534,406,131		
減価償却相当累計額(注)	△222,898,157,636		
減損損失相当累計額(注)	△215,104,693		
承継資産に係る費用相当累計額(注)	△39,270,000		
除売却差額相当累計額(注)	△31,381,873,802		
資本剰余金合計		△121,916,523,150	
Ⅲ　利益剰余金			
前中長期目標期間繰越積立金(注)	10,950,408,103		
当期未処分利益	6,901,922,459		
（うち当期総利益	6,901,922,459）		
利益剰余金合計		17,852,330,562	
Ⅳ　評価・換算差額等			
関係会社株式評価差額金	193,805,285		
その他有価証券評価差額金	8,957		
評価・換算差額等合計		193,814,242	
純資産合計			159,679,148,869
負債純資産合計			304,339,733,080

(注)　これらは、独立行政法人固有の会計処理に伴う勘定科目である。

行　政　コ　ス　ト　計　算　書

（令和７年４月１日～令和８年３月31日）

（単位：円）

Ⅰ　損益計算書上の費用		
研究費	122,175,372,135	
一般管理費	4,062,314,730	
財務費用	103,223,761	
雑損	363,980,897	
臨時損失	897,681,290	
法人税、住民税及び事業税	29,820,000	
損益計算書上の費用合計		127,632,392,813
Ⅱ　その他行政コスト		
減価償却相当額	4,572,148,451	
減損損失相当額	102,177,723	
除売却差額相当額	66,281,455	
その他の行政コスト合計		4,740,607,629
Ⅲ　行政コスト		132,373,000,442

損　益　計　算　書

（令和７年４月１日～令和８年３月31日）

（単位：円）

経常費用			
研究費			
職員等給与	29,571,304,567		
法定福利費	4,062,523,089		
退職給付費用	△728,262,637		
研究資材費	8,310,133,724		
役務費	10,594,168,086		
水道光熱費	12,887,755,903		
保守費	13,758,801,825		
旅費	2,263,934,047		
運営業務委託費	1,089,456,392		
減価償却費	22,536,784,213		
その他	17,828,772,926	122,175,372,135	
一般管理費			
役員報酬	116,844,312		
職員等給与	1,171,068,209		
法定福利費	185,749,196		
退職給付費用	△20,743,597		
租税公課	1,947,075,738		
減価償却費	20,834,766		
その他	641,486,106	4,062,314,730	
財務費用			
支払利息	103,223,761	103,223,761	
雑損		363,980,897	
経常費用合計			126,704,891,523

経常収益		
運営費交付金収益(注)		53,598,368,852
政府受託研究収入		2,308,416,446
政府関係法人等受託研究収入		21,291,417,040
民間受託研究収入		1,358,118,009
研究補助金収益(注)		27,862,203,775
研究助成金等収益(注)		3,125,680,255
特許権収入		272,251,210
特定先端大型研究施設利用収入		970,493,200
研究雑収入		437,866,649
寄附金収益(注)		180,992,853
資産見返運営費交付金戻入(注)		6,332,617,654
資産見返補助金等戻入(注)		7,366,746,358
資産見返寄附金戻入(注)		1,115,023,317
施設費収益(注)		1,885,690,776
賞与引当金見返に係る収益(注)		721,869,568
退職給付引当金見返に係る収益(注)		△ 749,006,234
財務収益		
受取利息	34,471,896	34,471,896
雑益	160,417,023	
経常収益合計		128,273,638,647
経常利益		1,568,747,124
臨時損失		
固定資産除却損	823,009,082	
減損損失	74,672,208	897,681,290
臨時利益		
固定資産売却益	79,999	
資産見返運営費交付金戻入(注)	229,009,654	
資産見返補助金等戻入(注)	1,797,948	
資産見返寄附金戻入(注)	616,723,057	847,610,658
税引前当期純利益		1,518,676,492
法人税、住民税及び事業税		29,820,000
当期純利益		1,488,856,492
前中長期目標期間繰越積立金取崩額(注)		5,413,065,967
当期総利益		6,901,922,459

(注)　これらは、独立行政法人固有の会計処理に伴う勘定科目である。

純　資　産　変　動　計　算　書

（令和７年４月１日～令和８年３月31日）

	Ⅰ　資本金				Ⅱ　資本剰余金					
	政府出資金	地方公共団体出資金	民間出資金	資本金合計	資本剰余金	その他行政コスト累計額				資本剰余金合計
						減価償却相当累計額（－）	減損損失相当累計額（－）	承継資産に係る費用相当累計額（－）	除売却差額相当累計額（－）	
当期首残高	250,749,694,556	12,642,763,163	157,069,496	263,549,527,215	132,921,760,037	△ 219,305,618,903	△ 112,972,970	△ 39,270,000	△ 30,335,982,629	△ 116,872,084,465
当期変動額										
Ⅰ　資本金の当期変動額										
Ⅱ　資本剰余金の当期変動額										
固定資産の取得					1,558,855,958					1,558,855,958
固定資産の除売却					△ 1,862,733,014	979,609,718			△ 1,045,891,173	△ 1,929,014,469
減価償却						△ 4,572,148,451				△ 4,572,148,451
固定資産の減損							△ 102,131,723			△ 102,131,723

Ⅲ　利益剰余金の当期変動額										
(1)　利益の処分										
前中長期目標期間からの繰越し										
利益処分による積立て										
国庫納付金の納付										
(2)　その他										
当期純利益										
前中長期目標期間繰越積立金取崩額										
Ⅳ　評価・換算差額等の当期変動額（純額）										
当期変動額合計	0	0	0	0	△　303,877,056	△　3,592,538,733	△　102,131,723	0	△　1,045,891,173	△　5,044,438,685
当期末残高	250,749,694,556	12,642,763,163	157,069,496	263,549,527,215	132,617,882,981	△222,898,157,636	△　215,104,693	△　39,270,000	△　31,381,873,802	△121,916,523,150

（単位：円）

Ⅲ　利益剰余金					Ⅳ　評価・換算差額等			純資産合計
前中長期目標期間繰越積立金	積立金	当期未処分利益	うち当期総利益	利益剰余金合計	関係会社株式評価差額金	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
863,145,183	15,322,308,914	178,986,827	—	16,364,440,924	291,974,711	0	291,974,711	163,333,858,385
								1,558,855,958
								△　1,929,014,469
								△　4,572,148,451
								△　102,131,723

15,500,328,887	△ 15,500,328,887			0				0
	178,986,827	△ 178,986,827		0				0
	△ 966,854			△ 966,854				△ 966,854
		1,488,856,492	1,488,856,492	1,488,856,492				1,488,856,492
△ 5,413,065,967		5,413,065,967	5,413,065,967	0				0
					△ 98,169,426	8,957	△ 98,160,469	△ 98,160,469
10,087,262,920	△ 15,322,308,914	6,722,935,632	6,901,922,459	1,487,889,638	△ 98,169,426	8,957	△ 98,160,469	△ 3,654,709,516
10,950,408,103	0	6,901,922,459	6,901,922,459	17,852,330,562	193,805,285	8,957	193,814,242	159,679,148,869

キャッシュ・フロー計算書

（令和７年４月１日～令和８年３月31日）

（単位：円）

Ⅰ　業務活動によるキャッシュ・フロー	
研究関係業務支出	△ 65,818,808,108
人件費支出	△ 36,190,616,693
その他の業務支出	△ 7,411,581,229
運営費交付金収入	60,547,808,000
政府受託研究収入	2,312,445,212
政府関係法人等受託研究収入	20,276,105,441
民間受託研究収入	1,355,418,803
特許権収入	258,778,308
特定先端大型研究施設利用収入	858,440,089
研究雑収入	425,401,405
国庫補助金収入	48,833,036,800
国庫補助金の精算による返還金の支出	△ 340,309,199
研究補助金収入	149,791,501
研究助成金等収入	3,263,647,476
寄附金収入	211,538,218
その他の業務収入	7,897,974,020
小計	36,629,070,044
利息の受取額	34,471,896
利息の支払額	△ 103,956,060
国庫納付金の支払額	△ 966,854
法人税等の支払額	△ 31,830,000
業務活動によるキャッシュ・フロー	36,526,789,026
Ⅱ　投資活動によるキャッシュ・フロー	
有形固定資産の取得による支出	△ 45,360,838,101
有形固定資産の売却による収入	230,255
無形固定資産の取得による支出	△ 241,977,989
投資その他の資産の取得による支出	△ 51,197,000
投資その他の資産の返還による収入	1,059,000
施設費による収入	29,343,165,200
施設費の精算による返還金の支出	△ 14,392,198
定期預金設定による支出	△ 7,000,000,000
定期預金解約による収入	7,000,000,000
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 16,323,950,833
Ⅲ　財務活動によるキャッシュ・フロー	
リース債務の返済による支出	△ 2,039,987,750
ＰＦＩ債務の返済による支出	△ 512,819,047
不要財産に係る国庫納付等による支出	△ 6,327,649
財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 2,559,134,446
Ⅳ　資金増加額	17,643,703,747
Ⅴ　資金期首残高	29,457,462,525
Ⅵ　資金期末残高	47,101,166,272

利益の処分に関する書類

（単位：円）

Ⅰ　当期未処分利益		6,901,922,459
当期総利益	6,901,922,459	
Ⅱ　利益処分額		
積立金	6,901,922,459	6,901,922,459

独立行政法人奄美群島振興開発基金令和７事業年度財務諸表に関する公告

独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第38条第３項に基づき、令和７事業年度独立行政法人奄美群島振興開発基金の財務諸表について次のとおり公告します。

なお、一部省略しておりますので、詳細をご覧になりたい方は、当基金のホームページ（https://www.amami.go.jp/kikin/wp-content/uploads/R07_zaimu.pdf）又は、当基金事務所にて閲覧下さい。

令和８年10月23日

鹿児島県奄美市名瀬港町１番５号
独立行政法人奄美群島振興開発基金
理事長　藤井　　隆

貸　借　対　照　表

（令和８年３月31日現在）

（単位：円）

科目	金額		
（資産の部）			
Ⅰ流動資産			
現金及び預金		2,643,625,067	
有価証券		1,098,654,729	
前払費用		883,091	
未収収益		11,091,272	
短期貸付金	121,634,700		
貸倒引当金	△ 458,405	121,176,295	
その他の流動資産		4,077,611	
流動資産合計			3,879,508,065
Ⅱ固定資産			
１有形固定資産			
建物	36,630,725		
減価償却累計額	△ 28,222,102	8,408,623	
車両運搬具	5,795,310		
減価償却累計額	△ 5,795,306	4	
器具及び備品	18,548,345		
減価償却累計額	△ 9,657,173	8,891,172	
土地		65,900,000	
有形固定資産合計		83,199,799	
２無形固定資産			
電話加入権		126,000	
無形固定資産合計		126,000	
３投資その他の資産			
投資有価証券		5,210,913,505	
長期貸付金	2,418,980,177		
貸倒引当金	△ 220,592,223	2,198,387,954	
求償権	512,834,930		
求償権償却引当金	△ 363,887,319	148,947,611	
敷金・保証金		498,890	
投資その他の資産合計		7,558,747,960	
固定資産合計			7,642,073,759
Ⅲ保証債務見返			
短期保証債務見返	169,525,500		
長期保証債務見返	1,371,531,584	1,541,057,084	
保証債務見返合計			1,541,057,084
資　産　合　計			13,062,638,908
（負債の部）			
Ⅰ流動負債			
未払費用		2,951,430	
前受収益		578,990	
損失補償納付金		352,974	
引当金			
賞与引当金	14,154,704		
保証債務損失引当金	1,399,643	15,554,347	
その他の流動負債		763,216	
流動負債合計			20,200,957
Ⅱ固定負債			
長期前受収益		27,199,395	
損失補償補てん金		49,427,692	
引当金			
退職給付引当金	184,380,400		
保証債務損失引当金	10,459,069	194,839,469	
固定負債合計			271,466,556
Ⅲ保証債務			
短期保証債務	169,525,500		
長期保証債務	1,371,531,584	1,541,057,084	
保証債務合計			1,541,057,084
負　債　合　計			1,832,724,597

（純資産の部）			
Ⅰ資本金			
政府出資金		11,001,271,430	
地方公共団体出資金		6,772,500,000	
資本金合計			17,773,771,430
Ⅱ繰越欠損金			
当期未処理損失		6,543,857,119	
（うち当期総損失）		(87,734,825)	
繰越欠損金合計			6,543,857,119
純資産合計			11,229,914,311
負債純資産合計			13,062,638,908

行政コスト計算書

（自　令和７年４月１日　至　令和８年３月31日）

（単位：円）

科目	金額	
Ⅰ損益計算上の費用		
引当金繰入	6,604,980	
一般管理費	243,555,107	
貸倒損失	4,816,127	
臨時損失	2	
損益計算書上の費用合計		254,976,216
Ⅱその他の行政コスト		—
Ⅲ行政コスト		254,976,216

損益計算書

（自　令和７年４月１日　至　令和８年３月31日）

（単位：円）

科目	金額		
経常費用			
引当金繰入			
求償権償却引当金繰入	1,657,373		
保証債務損失引当金繰入	4,947,607		
引当金繰入合計		6,604,980	
一般管理費			
役員報酬	20,150,199		
職員給与	110,761,822		
法定福利費	21,792,639		
旅費交通費	4,834,410		
電算関係費	6,532,558		
業務諸費	37,586,749		
公租公課	829,283		
支払手数料	84,348		
賞与引当金繰入	14,154,704		
退職給付引当金繰入	22,009,400		
減価償却費	4,818,995		
一般管理費合計		243,555,107	
貸倒損失			
貸倒損失	3,443,127		
求償権償却損失	1,373,000		
貸倒損失合計		4,816,127	
経常費用合計			254,976,214
経常収益			
貸付金利息収入		52,412,514	
保証料収入		16,647,710	
損害金収入		1,844,316	
責任共有負担金収入		2,080,000	
経営支援等収入		6,477,709	
引当金戻入			
貸倒引当金戻入	22,412,328		
引当金戻入合計		22,412,328	
財務収益			
受取利息	7,713,649		
有価証券利息	42,956,645		
財務収益合計		50,670,294	
償却貸付金取立益		4,582,378	
償却求償権取立益		9,503,246	
雑益		610,896	
経常収益合計			167,241,391
経常損失			87,734,823
臨時損失			
固定資産除却損		2	
臨時損失合計			2
当期純損失			87,734,825
当期総損失			87,734,825

純　資　産　変　動　計　算　書

（自　令和７年４月１日　至　令和８年３月31日）

（単位：円）

	Ⅰ　資　本　金		Ⅱ　利益剰余金（又は繰越欠損金）		純資産合計
	政府出資金	地方公共団体出資金	当期未処分利益（又は当期未処理損失）	うち当期総利益（又は当期総損失）	
当期首残高	11,001,271,430	6,772,500,000	△ 6,456,122,294	—	11,317,649,136
当期変動額					
Ⅰ資本金の当期変動額					
出資金の受入					
不要財産に係る国庫納付等による減資					
Ⅱ利益剰余金（又は繰越欠損金）の当期変動額					
当期純利益（又は当期純損失）			△ 87,734,825	△ 87,734,825	△ 87,734,825
当期変動額合計	—	—	△ 87,734,825	△ 87,734,825	△ 87,734,825
当期末残高	11,001,271,430	6,772,500,000	△ 6,543,857,119	△ 87,734,825	11,229,914,311

キャッシュ・フロー計算書

（自　令和７年４月１日　至　令和８年３月31日）

（単位：円）

科　目	金　額
Ⅰ業務活動によるキャッシュ・フロー	
貸付金利息収入	52,184,712
保証料収入	17,459,428
損害金収入	1,844,316
経営支援等収入	8,247,709
貸付金の回収による収入	671,061,699
求償権の回収による収入	32,842,531
償却貸付金の回収による収入	4,582,378
償却求償権の回収による収入	9,503,246
その他の業務収入	2,760,818
人件費支出	△ 184,380,235
業務経費支出	△ 50,094,031
代位弁済による支出	△ 4,178,697
貸付けによる支出	△ 450,044,000
その他の業務支出	△ 2,757,220
小　計	109,032,654
利息の受取額	38,547,807
業務活動によるキャッシュ・フロー	147,580,461
Ⅱ投資活動によるキャッシュ・フロー	
定期預金の預入による支出	△ 1,000,000,000
定期預金の払戻による収入	300,000,000
有価証券の取得による支出	△ 1,934,285,300
有価証券の償還による収入	1,700,000,000
有形固定資産の取得による支出	△ 9,005,700
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 943,291,000
財務活動によるキャッシュ・フロー	—
Ⅳ資金減少額	795,710,539
Ⅴ資金期首残高	2,439,335,606
Ⅵ資金期末残高	1,643,625,067

損失の処理に関する書類

（単位：円）

	金　額		
Ⅰ当期未処理損失			6,543,857,119
当期総損失	87,734,825		
前期繰越欠損金	6,456,122,294		
Ⅱ次期繰越欠損金			6,543,857,119

税理士証票無効公告

令和８年９月30日までに、それぞれの届出があった次の税理士証票は、事故発生の日以後は無効とする。

令和８年９月30日　日本税理士会連合会

登録番号	氏名	税理士証票交付番号	亡失年月日
16038	番家　薫	473870	8. 7.16
58194	加藤　一治	380482	8. 8.26
67349	田中　光子	431947	8. 8.12
86224	花井　孝一	401626	8. 9.16
87272	宮本　俊弘	513912	8. 9.11
92837	島津　薫	387774	8. 8. 1
96129	溝西　徳久	375455	8. 9.16
96186	関　雅信	345876	8. 9. 9
101430	大川内久雄	487887	8. 9.15
110548	玉置　修治	389230	8. 8.15
125475	筧　征紀	491783	8. 8.11
126176	宮下　睦	352519	8. 8.24
127291	大前　わか	506361	8. 8.26
133251	石塚　伸	419384	8. 9. 2
133796	髙木　利彦	383751	8. 8. 1
134427	桑村　浩弥	443961	8. 9.10
144440	森　敏久	483871	8. 8. 1
146990	都築　勇太	453338	8. 9.11
149941	佐久間次郎	469333	8. 8.13
152444	西丸　兼生	480325	8. 8.19

税理士登録者公告

税理士法（昭和26年法律第237号）第27条の規定により、令和８年９月25日税理士名簿に登録した者を次のとおり公告する。

令和８年９月25日　日本税理士会連合会

登録番号	氏名	登録番号	氏名
159780	阿武　孝之	159781	鈴木麻衣子
159782	申原　侑祐	159783	保坂　豊昇
159784	櫻間　寛也	159785	澤村　英樹
159786	長野　信明	159787	富田　将史
159788	谷北　洋康	159789	上野　徳之
159790	大越　貴典	159791	秋山　幸飛
159792	佐藤　駿太	159793	小林　真之
159794	中村　要三	159795	中山　礼子
159796	藤井　智徳	159797	田島　史都
159798	木下　貴継	159799	間　哲也
159800	岡部ゆかり	159801	三室　美佳（佐野　美佳）
159802	中村　智彦	159803	池田　雅彦
159804	美馬　正恵	159805	梅原　千絵
159806	岡田　圭史	159807	細谷雄一郎
159808	谷本　慎司	159809	渡部　裕治
159810	吉田幸之助	159811	大廣　佑樹
159812	川合　智己	159813	沖田　百世
159814	野澤　憲之	159815	石山　宏
159816	西宮翔太郎	159817	宮﨑　文太
159818	山下　佳悟	159819	逆井　涼太
159820	佐藤　雅子	159821	小出　恒夫
159822	千葉　啓之	159823	三上　瑠美
159824	福地　卓巳	159825	小野　磨
159826	幡野　正仁	159827	榎田　尚昌
159828	赤嶺　克英	159829	柳谷　光広
159830	荒内　洋之	159831	宮﨑　真実
159832	松田　雄次	159833	上田　仁
159834	山本久美子	159835	田口　記伽
159836	西野　正之	159837	柏崎　弘毅
159838	藤本　英昭	159839	山本　忠成
159840	宮﨑　一幸	159841	柳田　啓市
159842	林　英一	159843	上原　貢
159844	平川めぐみ	159845	刀根　大輔
159846	金子　洋平	159847	神尾　貴広
159848	足立小夜子	159849	越智美智子
159850	藤井　章一	159851	牟田　亨
159852	藤山　直樹	159853	田中　信行
159854	石曽根代都美	159855	松代　孝廣
159856	金谷　利明	159857	射場　大将
159858	衣川　正剛	159859	石﨑　浩文
159860	北村　勝	159861	馬場　光徳
159862	木川　稔	159863	ヴァンエクスターかおり
159864	山中　正子	159865	宮下　保
159866	齋地　義孝	159867	阿部　雄大
159868	永田紗和子	159869	村田　昌人
159870	小林　道太	159871	三木　苑子
159872	松田優貴子	159873	秋宗　勝彦
159874	呂　蕊	159875	遠藤　雄介
159876	長谷　昌彦	159877	髙梨　晃弘
159878	宮ケ野一久	159879	松田美津子
159880	古川　光司	159881	髙山　毅
159882	中村　一幸	159883	飯田　浩二
159884	村井　望美	159885	村田　尚優
159886	柴田　勝之	159887	佐藤　幸雄
159888	田中　正美	159889	内藤　拓也
159890	堀之内康仁	159891	城﨑　謙太
159892	濵中　崇至	159893	田方　謙司
159894	木佐貫　覚	159895	黒木総一郎
159896	田中　義継	159897	佐野　勇二
159898	結城　良太	159899	千須和航平
159900	落合　信之	159901	黒澤　慶
159902	朝生ちひろ	159903	平賀　孝
159904	三谷　到	159905	野口航太郎
159906	片岡　凌	159907	大澤　徹
159908	大川　忠夫	159909	森　秀寛（川瀬　秀寛）
159910	川口　泰之	159911	木村　政文
159912	中川　智也	159913	平野　正弘
159914	石黒　喬之	159915	井川　拓郎
159916	横川　茂	159917	小此木雄一郎
159918	藤本　慎也	159919	粟野　有紀
159920	石倉　大嗣	159921	伊藤　淳
159922	清水　太	159923	舘野　正男
159924	清水　隆広	159925	石﨑　和司
159926	木南　直行	159927	小髙　光次
159928	野澤　一臣	159929	常木　孝彦
159930	河野　真人	159931	竹澤　孝行
159932	森谷　義光	159933	松江　信明
159934	玉川　直文	159935	寺門　昇
159936	渡部　和彦	159937	川﨑　智久
159938	菅原　博栄	159939	伊草　暁志
159940	小平　吉秋	159941	鈴木　研介
159942	井上　知紀	159943	髙尾あゆみ
159944	中山　誉	159945	佐藤　靖
159946	小野田博文	159947	簗瀬　進
159948	稲岡　創有	159949	川勝　久美
159950	森井　大介	159951	奥本　直樹
159952	藤原　舞	159953	宮部　瑠美
159954	友定　三恵	159955	水本　涼
159956	安定　晃佑	159957	林　瑞基
159958	長谷川くにこ	159959	糸井　雄基
159960	東　光太郎	159961	岡　拓也
159962	植木　克哉	159963	草野　毅
159964	中野　康史	159965	酒井　義次
159966	佐々木拓己	159967	木ノ元隆則
159968	藤田　光三	159969	天井　大造
159970	山崎喜久男	159971	中出　裕保
159972	清水　丘雄	159973	髙橋　浩之
159974	近藤　邦之	159975	桑野　誠二
159976	田口　三裕	159977	石野　武司
159978	田中　宏之	159979	関本　孝志
159980	小柴　直樹	159981	大塚雄一郎
159982	中野　雅文	159983	天良　勉
159984	山崎　哲宏	159985	橋本　亘弘
159986	三吉　浩司	159987	武野　正好
159988	中川　友和	159989	中村　孝二
159990	前田　悦子	159991	笹原　裕
159992	駒井　道俊	159993	亀山　知資
159994	菅原　暢行	159995	河合　和浩
159996	西浦　峻希	159997	雲田　泰弘
159998	酒井　竜二	159999	後藤　幸泰
160000	寺地　哲	160001	後藤　明子
160002	増田　歌織	160003	山下　芳美
160004	鴨田　摂子	160005	西岡　裕晃
160006	久保　俊彦	160007	水流園俊一
160008	峨家　誉之	160009	表内　武司
160010	花田　泰行	160011	鴻野　福郎
160012	清水　洋利	160013	赤松　浩文
160014	武藤　正明	160015	藪　幾郎
160016	山中　浩樹	160017	松本奈穂美
160018	田宮　忠浩	160019	盛山　剛
160020	水野　ちさ	160021	一橋　祥史
160022	石田　碧	160023	石崖　和司
160024	古谷　藤和	160025	堅田　准一
160026	松浦　勉	160027	小武宏太郎
160028	野田　耕司	160029	日置　崇盛
160030	桑原　章敦	160031	王　秋菊
160032	植村　鋭一	160033	神野　誉大
160034	浅田宗一朗	160035	小森　恵理
160036	中村　晴幸	160037	中井　亮太
160038	岡村　冬樹	160039	松井　義継
160040	木下　保	160041	松村かおる
160042	大櫛　浩幸	160043	髙橋　昭浩
160044	甲斐　徹也	160045	久恵　茂樹
160046	田中　靖	160047	佐藤　茂樹
160048	小林　峰雄	160049	島田　大助
160050	佐藤　康幸	160051	鈴木　則文
160052	佐藤　尊	160053	松田　充彦
160054	藤井　宏隆	160055	鈴木　博志
160056	門眞　昌也	160057	櫻井　顕二
160058	森岡　知明	160059	鍋下　巧歩
160060	佐々木真奈美	160061	佐藤　和弘
160062	菊池　健	160063	三上　俊明
160064	我妻　良見	160065	菊地　正浩
160066	石井　魁星	160067	佐藤　孟
160068	藤原　貴洋	160069	関口　悦史
160070	田中　攻紀	160071	畠山　直樹
160072	岩間　靖治	160073	佐藤真之介
160074	丹野　昭	160075	草野　貴弘
160076	田村　雅彦	160077	村上　秀明
160078	渡邊　英章	160079	佐藤　大作

160080	長尾　昭彦	160081	草刈　達也	160170	水田　洋志	160171	平野　教義
160082	今野　剛嗣	160083	本橋　勝男	160172	佐々田　誠	160173	阿井　賢二
160084	藤原　征二	160085	阿部　誠	160174	小川　啓介	160175	佐伯　典明
160086	蛯名　紀友	160087	遠藤　文人	160176	芳賀　政志	160177	中村　義介
160088	佐藤　和幸	160089	吉田　充良	160178	小野　将義	160179	猪田　守
160090	安田　怜子	160091	木村　真徳	160180	西原　勝実	160181	増原　正
160092	林　勝	160093	髙橋　茂夫	160182	池田美代子	160183	河田　浩一
160094	嶋橋　和夫	160095	掛橋　誠司	160184	高下　裕史	160185	宇和田　誠
160096	山本　達也	160097	伊與田　健	160186	滝川　慶之	160187	角　慎也
160098	小山　太郎	160099	磯貝　泰孝	160188	下方　宏展	160189	寺田　賢悟
160100	筒井　裕一	160101	大竹　昭博	160190	寺田　渚	160191	村上　高一
160102	水谷　亜季	160103	大橋　和夫	160192	早田　達也	160193	七森　雅彦
160104	藤原　啓明	160105	小川　洋明	160194	熱田　健二	160195	池田　航平
160106	遠藤　由敬	160107	加藤　久晴	160196	内田　顕生	160197	梶山　光
160108	本山　恵理	160109	髙橋　秀樹	160198	佐伯　幸則	160199	江口　尚平
160110	吉川　聡	160111	竹谷　英明	160200	天河　靖子	160201	津田　亮
160112	樋口　勝大	160113	山口　明久	160202	藤本　淳也	160203	千葉　裕介
160114	深見　延之	160115	三浦　聖梨	160204	曽我　智樹	160205	兼若　豪
160116	加藤　貴紀	160117	筒井　佳美	160206	金藤　浩二	160207	西山　克也
160118	渡邉　秀幸	160119	丹治　雅裕	160208	松本　憲明	160209	平原　康二
160120	平野　正之	160121	三井　邦義	160210	大澤　賢徳	160211	白石　隆一
160122	中野　雅則	160123	栗　哲男	160212	西田　有宏	160213	敷田　享介
160124	仲谷　重樹	160125	山本　修	160214	松田　祐仁	160215	神崎　寛史
160126	酒井　淳	160127	山中　元成	160216	半澤　賢一	160217	中野　正剛
160128	由倉　博美	160129	原田　和彦	160218	田中　知子	160219	三本松洋行
160130	新實　亮	160131	永谷　欣也	160220	中島　仁	160221	大渕　直浩
160132	安達　和正	160133	武田　行弘	160222	高橋　俊博	160223	福田　好文
160134	中村　拓也	160135	中村　英和	160224	大林　和喜	160225	阿部　正行
160136	服部　貴史	160137	小澤　隆二	160226	緒方　幸博	160227	龍野　隆伸
160138	加藤　健二	160139	村田　明彦	160228	市野　由香	160229	渡辺　靖夫
160140	原田　陽二	160141	小田　敏也	160230	大地　誠司	160231	前村　好治
160142	酒向　一孝	160143	若林　美充	160232	安武　悟	160233	平中　剛志
160144	小山　真一	160145	角谷龍二朗	160234	靏　俊樹	160235	有島　禎治
160146	南部　吉秀	160147	中村　航希	160236	矢野　泰治	160237	原田　英明
160148	勝森　剛	160149	宮下　勉	160238	伊藤源太郎	160239	真島　征生
160150	酒井　義久	160151	鈴木　惣彦	160240	吉原　光一	160241	古賀　謙二
160152	髙　雅博	160153	石黒　誠	160242	緒方　稔泰	160243	田上　善隆
160154	山本　康弘	160155	片山　智也	160244	中村　孝則	160245	榊原　誠
160156	山崎　弘毅	160157	竹村　美乃	160246	澁田　雅史	160247	内布　真也
160158	神田　幸範	160159	荒井　美穂	160248	片岡　敬介	160249	松浦　弘照
160160	中村　国彦	160161	砂　智弘	160250	飯田　健	160251	河野　誠一
160162	松戸　寛	160163	供田　敏明	160252	溝口　英治	160253	古庄　芳朗
160164	古谷　浩治	160165	荒当　城作	160254	宮本　信吾	160255	寺本　史郎
160166	多田　省悟	160167	田中　敦巳	160256	沖崎　誠一	160257	上原慎一郎
160168	中元　康明	160169	古屋　直照				

税理士登録抹消公告

税理士法（昭和26年法律第237号）第27条の規定により令和８年９月30日までに税理士の登録を抹消した者を次のとおり公告する。

令和８年９月30日　日本税理士会連合会

登録番号	氏名	抹消の理由
12112	大隅　義一	8. 8. 3 死亡
13560	髙橋　勲	8. 8.31 業務廃止
14790	淺田　正義	8. 8.31 〃
17716	森田　功	8. 5.14 死亡
19981	小泉　克城	8. 8.15 〃
20412	越田　清	8. 8.10 〃
21971	橋本　康光	8. 8. 1 業務廃止
24906	大髙　昇	8. 6.30 〃
28001	高橋文四郎	8. 8. 1 〃
30836	杉井　得悦	8. 6. 8 死亡
32733	山田　俊靖	8. 8.31 業務廃止
35002	桑原　正信	8. 8.14 死亡
37296	依田　精一	8. 4.30 〃
38659	柏原　潔	8. 8.30 〃
39990	田中　英二	8. 8.19 〃
40548	永井　敏夫	8. 8.15 〃
42169	小川　章	8. 9.20 業務廃止
42172	宇高　壽子	8. 8.27 死亡
42336	小林　俊一	8. 5.29 〃
43458	平田　耕伸	8. 9. 7 〃
43830	山本　三男	8. 8.31 業務廃止
45769	萩原　英彦	8. 8.27 死亡
49138	荒瀬　秀俊	8. 9.15 〃
50775	中　真一	8. 9. 1 業務廃止
51290	伊東　秀志	8. 8.16 死亡
55434	新井　征男	8. 8.31 業務廃止
58060	小島　慶嗣	8. 8.31 〃
59307	萩原まつ子	8. 8.31 〃
60302	山崎　正子	8. 8.25 〃
62598	八木　常行	8. 8.30 〃
65853	向井　泰彦	8. 9. 1 〃
68147	今井　和男	8. 8.31 死亡
70372	齋藤　昭二	8. 8. 6 〃
73135	原田　政雄	8. 9.29 業務廃止
74029	藤岡　保	8. 8.16 死亡
74193	笹澤　知夫	8. 4. 2 欠格条項
74767	高木　郁子	8. 8.22 業務廃止
75679	上山　雅功	8. 8.10 〃
77755	松川　峰男	8. 8.31 〃
78371	若崎　悟	8. 9.14 〃
79304	岩井　國雄	8. 9.17 死亡
79581	小山　幹也	8. 8.28 業務廃止
80103	泉田　晶	8. 3. 6 死亡
80958	森下　治	8. 9.29 業務廃止
83737	藤田　匡典	5. 4.30 〃
86023	中島　宏行	8. 8.22 死亡
89692	中野　智之	8. 9.20 業務廃止
91151	山下　碩樹	8. 8. 6 死亡
93958	武藤　三郎	8. 9. 7 業務廃止
94251	成田　明	8. 9.10 〃
94986	奥村　正	8. 7. 1 〃
95004	田中美智代	8. 8.24 死亡
96312	三浦　誠	8. 9.18 業務廃止
97918	山本　富一	8. 9. 8 死亡
98385	西端　巖	8. 7.27 〃
98685	髙橋　清	7.12.31 業務廃止
99506	越智　基次	8. 6.13 死亡
99767	田川　紘三	8. 8.14 〃
100659	出口　忠伸	8. 8.31 業務廃止
102601	朝岡　裕士	8. 8.31 〃
109011	伊藤理一郎	8. 9.24 〃
111474	白石　俊治	8. 8.31 〃
114089	千代延和夫	8. 8.13 〃
114130	吉村　正志	8. 8. 6 死亡
115881	村田　公美	8. 8.18 〃
117443	平山　裕子	8. 7.28 業務廃止
119424	宮野　優司	8. 8.31 〃
119517	大和　剛	8. 8.31 〃
123657	髙橋　浩	8. 8.31 〃
126261	小森　康博	8. 8.31 〃
127064	遠藤　裕司	8. 9.11 〃
127700	池田　幹夫	8. 8.31 〃
127924	野村　和弘	8. 9. 1 死亡
128741	反町　公太	8. 9.16 業務廃止
128910	熊谷　穣	8. 9. 2 〃
129876	角田　元幸	8. 9.28 〃
130763	藤井　勝義	8. 8.31 〃
131002	井上　秀一	8. 9.10 〃
132963	笠野　剛市	8. 9.18 〃
137374	青戸　一朗	8. 9.20 〃
142562	仲間　歩	8. 8.31 〃
143440	岩沢　正敏	8. 8. 2 死亡
148924	井岸　司	8. 9.15 業務廃止
149310	石原めぐみ	8. 7.27 〃
149912	古川　昌弘	8. 9.13 〃
150152	高橋　正明	8. 8.31 〃
150500	及川　翔太	8. 8.31 〃
157786	小作　晃由	8. 8.31 〃
158489	藤田　直也	8. 9. 7 〃

教育職員免許状失効公告

教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第10条第１項の規定により次の免許状は失効した。

令和８年10月23日　　北海道教育委員会

１　失効した免許状

氏名　菅原　　祥　本籍地　岩手県

免許状の種類、番号、授与権者、授与年月日

高等学校教諭１種免許状（理科）、平26高１第79号、北海道教育委員会、平成26年10月22日

２　失効年月日　令和８年９月28日

３　失効の事由　教育職員免許法第10条第１項第２号該当（同法施行規則第74条の２第８号イ）

行旅死亡人

本籍・住所・氏名不詳・男性、推定年齢60歳代前後、身長約170～180センチメートル、体型不明、白髪交じり短髪、右腓骨に金属プレート固定術あり。黒色キャップ帽、黒縁眼鏡、黒系半袖ジップアップシャツ、黒系ジーンズ、右膝に黒系帯状クロスサポーター、黒色運動靴（28センチ）。所持品は青色リュックサック、ロフストランド杖（青色グリップ、右手用）

上記の者は、令和８年４月27日、沖縄県うるま市与那城饒辺950番地１北北東約230メートル地点の墓地で樹木の枝に電源コードを巻きつけて縊頸している状態で発見されました。死亡日時は令和７年８月頃から令和８年３月頃までの間と推定されます。遺体は火葬に付し、遺骨は保管しております。心当たりの方は、当市福祉部保護課まで申し出て下さい。

令和８年10月23日

沖縄県　　うるま市長　中村　正人

無縁墳墓等改葬公告

市営霊園の適正な管理を行うために無縁墳墓等について改葬することとなりましたので、墓地使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は、本公告掲載の翌日から１年以内にお申し出ください。

なお、期日までにお申し出のない場合は、無縁仏として改葬することになりますので、ご承知ください。

令和８年10月23日　　青　森　市

１　墳墓等所在地　青森市大字三内字沢部353番地

１　墳墓等の名称　青森市営三内霊園

１　死亡者の氏名及び本籍　１区ハ種87号氏名不詳本籍不詳、７区ハ種66号岡本とき本籍青森市大町166－２、15区４部ニ種92号島田為時本籍青森市橋本２丁目166番地、島田恵子本籍不詳、島田きぬ本籍不詳、16区ハ種170号喜田栄子本籍大阪府和泉市伯太町４丁目86番地、喜田利太郎本籍大阪府和泉市伯太町４丁目86番地、16区ハ種225号菊地サキ本籍青森県南津軽郡田舎館村大字畑中字藤巻144番地３、菊地興四郎本籍不詳、菊地留蔵本籍不詳、20区２部二種60号武田こと本籍青森市堤町２丁目18、武田義七本籍不詳、１区ハ種89号布施俊子本籍青森市古川１丁目20番地８、布施や江本籍青森市古川１丁目20番地８、布施勇司本籍青森市大字大野字長島48番地、布施健三本籍青森市古川１丁目20番地８、布施きせ本籍不詳、３区ハ種247号三上秀四郎本籍青森県五所川原市俵元75－２、氏名不詳本籍不詳、７区ハ種68号岡本せつ本籍青森市本町２丁目８番地９、岡本眞紀子本籍青森市本町２丁目８番地９、氏名不詳本籍不詳、氏名不詳本籍不詳、12区二種421号小笠原良逸本籍青森市茶屋町31番、小笠原キヱ本籍青森市茶屋町31番地、12区二種439号神山はつゑ本籍青森市花園２丁目552番地９、神山たま本籍青森市花園２丁目552番地９、13区５部二種282号成田知佳子本籍青森市松原３丁目７番、成田百合子本籍青森市松原３丁目７番、成田廣喜本籍青森市大字松森字佃260番地、成田チヤ本籍不詳、成田公夫本籍不詳、13区７部二種280号石原フジエ本籍香川県大川郡志度町大字小田494番地、15区３部ハ種31号木立なよ本籍青森市橋本２丁目230番地、木立聖子本籍青森市橋本２丁目230番地、木立壽本籍青森市橋本２丁目230番地、木立正次本籍不詳、15区６部二種13号佐藤進本籍不詳、佐藤その本籍青森市大字古川字美法33番地、佐藤佐智子本籍岐阜県吉城郡古川町増島町16番地、16区２部ハ種31号桑名ハル青森市橋本３丁目299番地、16区２部二種162号蛭田喜平本籍青森市大字造道字沢田69番地、蛭田光子本籍青森市大字造道字沢田69番地、蛭田かよ本籍青森市大字造道字沢田69番地、20区３部二種82号木村文貞本籍青森市堤町１丁目19番地、木村チヨ本籍青森市堤町１丁目19番地、木村貞司本籍不詳、氏名不詳本籍不詳、23区二種269号佐々木ミヤ本籍不詳

１　墳墓等所在地　青森市大字駒込字月見野281番地

１　墳墓等の名称　青森市営月見野霊園

１　死亡者の氏名及び本籍　４区１部ハ種35号矢作佐介本籍不詳、４区２部ハ種17号熊谷哲也本籍青森県上北郡野辺地町字白岩37番地２、熊谷ふさ本籍青森県上北郡野辺地町字白岩37番地２、熊谷哲二本籍不詳、６区４部ハ種193号丸尾芳郎本籍兵庫県神崎郡石川町神崎612－１、丸尾サナ本籍青森市松森字佃105番地17、丸尾恪本籍不詳、７区２部ハ種12号對馬銀右衛門本籍青森市大字新城字平岡163番地、氏名不詳本籍不詳、對馬紀子本籍不詳、10区７部ロ芝種14号木村岩次郎本籍不詳、12区２部ハ種285号青柳正美本籍青森市筒井１丁目10番９号、青柳はつゑ本籍青森市大字筒井字八ツ橋363－４、10区７部ロ芝種91号鳴海キヨ本籍青森市大字三内字稲元109番地34、鳴海敏夫本籍青森市大字三内字稲元109番地34、鳴海巌本籍青森市沖館４丁目155番地33、氏名不詳本籍青森市大字沖館字小浜155番地33、鳴海義夫本籍不詳、鳴海フツ本籍不詳

１　改葬を行おうとする者　青森市中央１丁目22番５号　青森市長　西　　秀記

無縁墳墓等改葬公告

上口地区防災安全交付金（急傾斜地崩壊対策）事業のために無縁墳墓等について改葬することとなりましたので、墓地使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は、本公告掲載の翌日から一年以内にお申し出ください。

なお、期日までにお申し出のない場合は、無縁仏として改葬することとなりますのでご承知ください。

令和８年10月23日　　島　根　県

１．墳墓等所在地

島根県雲南市木次町山方1164番地1

１．墳墓等の名称

上口地区防災安全交付金(急傾斜地崩壊対策)事業地

１．死亡者の本籍及び氏名　妙雪禅定尼

１．改葬を行おうとする者

島根県雲南市木次町里方531番地１

島根県雲南県土整備事務所長　綿貫　純也

１．連絡先

島根県雲南県土整備事務所　業務部用地課

会社その他の公告

解散公告

当社は、令和八年九月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十三日

北海道札幌市北区太平二条三丁目二番六号

株式会社ティー・オー・シー

代表清算人　加藤　　盟

解散公告

当社は、令和八年九月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十三日

札幌市手稲区曙十一条一丁目九番五

株式会社フォレスト

代表清算人　佐伯　義久

解散公告

当社は、令和八年九月二十九日株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十三日

北海道北広島市共栄町一丁目一三番地一一

有限会社ポンフルール

清算人　宮本　寛己

解散公告

当社は、令和八年八月三十一日株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十三日

札幌市東区雁来八条一丁目一番一三号

大昇株式会社

代表清算人　仁木　義彦

解散公告

当社は、令和八年九月三十日株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十三日

札幌市清田区清田六条二丁目六番一七号

スマイルホーム株式会社

代表清算人　荒木　朋之

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十三日

青森県弘前市大字富野町一一番地六

有限会社井上商事

清算人　井上　一夫

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十三日

青森県弘前市大字城東北一丁目二番地六

有限会社アイドル

清算人　船水ハルヱ

解散公告

当社は、令和八年九月十二日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十三日

岩手県盛岡市玉山字字峠三八番地二

ＴＭＫ玉山開発株式会社

代表清算人　齋藤　綾子

解散公告

当社は、令和八年十月二日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十三日

宮城県仙台市青葉区中央二丁目一一番一九

仙南ビル四階－Ａ

株式会社ＡＩテレアポパートナーズ

代表清算人　名生　和史

解散公告

当法人は、令和八年九月十九日をもって解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十三日

茨城県取手市小文間四二三四番地三

特定非営利活動法人子どもの造形美術と学びを考える会　清算人　香野　幸子

解散公告

当社は、令和六年十二月二十五日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十三日

群馬県吾妻郡草津町大字草津四五四－一四六

有限会社エイビイシイ書店

清算人　吉澤　和子

解散公告

当社は、令和八年九月二十四日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十三日

埼玉県本庄市若泉二丁目九番三九号

有限会社カーネル

代表清算人　湯浅　明徳

解散公告

当社は、令和八年九月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十三日

さいたま市浦和区岸町一丁目一一番一〇号

株式会社クルートレイン

代表清算人　山口　秀二

解散公告

当法人は、社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十三日

埼玉県戸田市本町四丁目八番一八号

特定非営利活動法人科学技術教育ネットワーク

清算人　中島　晃芳

解散公告

当社は、平成十八年八月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十三日

千葉県八千代市萱田町九三八番地一

有限会社桝屋本店

清算人　石井　康晶

解散公告

当社は、令和八年九月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十三日

千葉県香取市岩部六八七番地

株式会社澤泉

代表清算人　大日向信子

解散公告

当社は、令和八年九月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十三日

千葉県習志野市実籾五丁目二八番一八号

株式会社至誠工業

代表清算人　清水　健一

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十三日

千葉県船橋市栄町二丁目一四番一二号

有限会社エフ・ケイ・ケイ

清算人　山本　一也

解散公告

当社は、令和六年三月十三日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十三日

千葉県柏市大津ケ丘三丁目四八番地一九

合同会社ＮＴＹ

清算人　八本　亮

解散公告

当法人は、令和八年九月十七日社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十三日

東京都大田区南千束二丁目三番四号

特定非営利活動法人インターライ日本

清算人　五十嵐智嘉子

解散公告

当社は解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十三日

東京都千代田区丸の内一丁目四番一号東京共同会計事務所内

黒岩レジデンシャル合同会社７

清算人　内山隆太郎

解散公告

当社は解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十三日

東京都千代田区丸の内一丁目四番一号東京共同会計事務所内

黒岩レジデンシャル合同会社８

清算人　内山隆太郎

解散公告

当社は、令和八年十月五日に解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十三日

東京都中野区大和町二丁目二六番七号

佑澤株式会社

代表清算人　黄　柏銓

解散公告

当社は、令和八年九月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十三日

東京都新宿区新宿六丁目一〇番一号ＮＩＳ　ＳＥＩＳＨＩＮＪＵＫＵＢｌｄｇ．四階

株式会社Ｙいちはら

代表清算人　市原　登

解散公告

当社は、令和八年九月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十三日

東京都小平市学園東町五六〇番七一号

株式会社ネティップ

代表清算人　コンシダイン　ダニエル

解散公告

当社は、令和八年九月三十日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十三日

東京都豊島区南池袋一丁目九番一八号

ＭＥＫ合同会社

清算人　近藤　秀将

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十三日

東京都調布市深大寺元町一―一一―一一―二Ｆ

合同会社水玉天秤

清算人　長尾　純平

解散公告

当社は、令和八年九月三十日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出ください。

なお、右期間内にお申し出がない場合は、清算から除斥します。

令和八年十月二十三日

東京都あきる野市野辺五〇八―一一

ｅｎＦａｉｔｈ合同会社

代表清算人　小林　功

解散公告

当社は、令和八年九月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十三日

東京都品川区東五反田一丁目一九番一〇号

株式会社ヒルズ

代表清算人　清水　雅彦

解散公告

当法人は、令和八年三月二十九日開催の臨時評議員会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十三日

東京都港区西新橋一丁目二〇番三号

一般財団法人虎ノ門総合研究所

代表清算人　千賀　修一

解散公告

当法人は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第二〇三条第一項の規定により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十三日

東京都港区南麻布一丁目一番四号

一般財団法人川島財団

代表清算人　川島　隆明

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十三日

東京都新宿区大久保二丁目一七番二〇号グローリア初穂新宿Ⅱ二〇五　磐金株式会社

代表清算人　張　蓉

解散公告

当社は、令和八年十月二十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十三日

東京都中央区日本橋箱崎町二〇番三号

有限会社福本事務所

清算人　福本　光男

解散公告

当社は、令和八年九月三十日付総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十三日

東京都千代田区九段北三丁目二番四号

Ｊａｉｃ　Ｄ＆Ｉ　Ｐｒｏｊｅｃｔ合同会社

清算人　ＪＡＩＣ・キャピタル・パートナーズ株式会社

職務執行者　柴田　裕康

解散公告

当社は、令和八年九月三十日付総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十三日

東京都千代田区九段北三丁目二番四号

合同会社ＪＤＩＰ―５

清算人　ＪＡＩＣ・キャピタル・パートナーズ株式会社

職務執行者　柴田　裕康

解散公告

当社は、令和八年九月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十三日

東京都立川市曙町二丁目三二番一四号セレナハイム立川スクエアコート一〇〇三号

有限会社シー・ウッド

清算人　髙草木基恵

解散公告

当社は、令和八年十月二十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十三日

東京都千代田区神田神保町三丁目一二番三号

ＺＩＮ　Ｇｒｏｕｐ株式会社

代表清算人　安枝　太

解散公告

当社は、令和八年八月十三日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十三日

東京都渋谷区道玄坂一丁目一〇番八号渋谷道玄坂東急ビル二Ｆ―Ｃ

株式会社ＭＩＮＥ

代表清算人　山口　善史

解散公告

当社は、令和八年九月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十三日

神奈川県横浜市港北区綱島東四丁目六番一二―一号　株式会社ＴＨＡＮＫＳＭＩＬＥ

代表清算人　橋本由布子

解散公告

当社は、令和八年十月七日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十三日

神奈川県中郡大磯町西小磯二八六番地四四

ｓｌｏｗ＆ｇｌｏｗ株式会社

代表清算人　二見　尚子

解散公告

当社は、令和八年八月二十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十三日

神奈川県横浜市保土ヶ谷区常盤台三三番一三―六〇三号

株式会社ソーシャルブースト

代表清算人　齋藤　貴志

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十三日

神奈川県小田原市中里四二番地

川東建設有限会社

清算人　川口　一也

解散公告

当社は、令和八年八月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十三日

新潟県新潟市中央区古町通一番町六八三番地

株式会社中島洋服店

代表清算人　中島　順子

解散公告

当社は、令和八年九月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十三日

富山市草島三〇番地五

株式会社こしなかや

代表清算人　中陳　武

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十三日

長野県北安曇郡白馬村北城一四九二〇―六一

特定非営利活動法人落倉バックカントリーフィールド

清算人　高橋　誠

解散公告

当社は、令和八年九月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十三日

静岡県浜松市中央区和合北四丁目三二番一二号

株式会社イケヤ

代表清算人　高田　敏弘

解散公告

当社は、令和八年九月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十三日

静岡県浜松市中央区高林四丁目八番三二号

アイフーズ株式会社

代表清算人　高田　敏弘

解散公告

当法人は、令和八年九月九日開催の社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十三日

静岡県藤枝市水守一丁目七番地の二

特定非営利活動法人ゆずりは

代表清算人　山崎佳代子

解散公告

当社は、令和八年九月四日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に対し債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出ください。なお、右期間内にお申し出がないときは、清算から除斥します。

令和八年十月二十三日

静岡市葵区駒形通六丁目一〇―五―三〇一

株式会社Ａｋｉｒａ

清算人　山下　らん

解散公告

当社は、令和八年九月三十日開催の株主総会の決議により解散しましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出ください。なお、右期間内にお申し出がない時は清算から除斥します。

令和八年十月二十三日

静岡県浜松市中央区神ケ谷町二八四五番地の三

有限会社丸直商事

清算人　池谷　昌子

解散公告

当社は、令和八年九月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十三日

愛知県西尾市寄住町柴草三四番地

株式会社鈴川

代表清算人　尾崎　靖子

解散公告

当法人は、令和八年八月三十一日社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十三日

滋賀県甲賀市信楽町勅旨四九三番地

一般社団法人勅旨報徳社

代表清算人　大西　靖

解散公告

当社は、令和八年八月五日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十三日

滋賀県長浜市内保町二一二番地一

株式会社あざいまちづくり商店

代表清算人　古川　政博

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十三日

滋賀県守山市勝部六丁目二番一号

株式会社レーヴ

代表清算人　白子　善久

解散公告

当社は、令和八年九月二十四日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十三日

京都市西京区御陵峰ケ堂町三丁目三一番地

ひとリズム株式会社

代表清算人　横山　光廣

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十三日

大阪市阿倍野区王子町三丁目一三―一二―一〇一

聊購科技株式会社

代表清算人　ワンキョウ

解散公告

当社は、令和八年九月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十三日

大阪市淀川区宮原二丁目一番二一号

株式会社恭富

代表清算人　田中　恭治

解散公告

当法人は、解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十三日

大阪市東住吉区東田辺一丁目一番一〇号

一般社団法人ｉみまもり事務局

代表清算人　田辺　信広

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十三日

大阪市浪速区幸町三丁目七番五号三〇二号

合同会社Ｒｅｖｅオフィス

清算人　笹倉美千代

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十三日

大阪府大阪市北区梅田一丁目一番三号大阪駅前第三ビル二九階一―一―一号室

コーンフラワー合同会社

清算人　武林　絵美

解散公告

当社は、令和八年八月十五日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十三日

大阪府大阪市生野区小路東六丁目八番一七号昭和エクセルビュー東大阪一〇三―Ｇ一三

飛魚能源株式会社

代表清算人　楊　月全

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十三日

大阪市生野区鶴橋三丁目六番四〇号

有限会社日商紙器印刷

清算人　山本　正夫

解散公告

当法人は、解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十三日

大阪市淀川区西中島四丁目九番二八号ＴＡＩＹＯセンタービル

特定非営利活動法人世界こども基金

清算人　下向　智

解散公告

当社は、総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十三日

大阪府大阪市西成区花園北二―一〇―一七

入善ハウス二〇二　ＶＵ　ＤＴ合同会社

清算人　ズォン・トラン・ヴ

解散公告

当法人は、令和八年九月十八日開催の社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十三日

大阪府堺市西区鳳中町一丁一〇番地四三

雪の島株式会社

代表清算人　林　裕昆

解散公告

当社は、令和八年九月八日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十三日

一般社団法人インクルージョンキッズ

代表清算人　藤田　直

解散公告

当社は、令和八年九月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十三日

大阪市生野区巽中三―二〇―一五

栄グローバル株式会社

代表清算人　ゲン・コウエン

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十三日

大阪市北区梅田一丁目二番二号大阪駅前第２ビル一二―一二　株式会社ＯＵＳＥＮ

代表清算人　橋本　雄志

解散公告

当社は、令和八年十月七日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十三日

兵庫県川西市南花屋敷四丁目一三番二一号

有限会社モリシタサービス

清算人　森下　文男

解散公告

当社は、令和八年十月七日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十三日

兵庫県西宮市樋之池町八―三―一〇八

有限会社Ｔ．ｓ

清算人　高山　涼香

解散公告

当社は、令和八年九月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十三日

和歌山県橋本市神野々七四八番地

株式会社シーアイライフケア

代表清算人　瀬川　郁英

解散公告

当社は、令和八年十月一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十三日

和歌山県御坊市湯川町小松原五八二番地一二

有限会社日廣技研

清算人　廣﨑　耕三

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十三日

島根県江津市都野津町二二七八番地二七

有限会社丸田産業

清算人　丸田　増則

解散公告

当社は、令和八年九月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十三日

岡山県倉敷市四十瀬四三五番地八

株式会社シルバーストーン

代表清算人　寺岡　昌夫

解散公告

当社は、令和八年九月三十日開催の臨時株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十三日

岡山県高梁市巨瀬町八三六番地の二

有限会社石池建設工業

清算人　石池　惠己

解散公告

当社は、令和八年八月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十三日

広島市西区古江新町一七番三号

有限会社ウィル

清算人　淺川　敏文

解散公告

当社は、令和八年八月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十三日

広島県府中市高木町一五二二番地八

サンテク株式会社

代表清算人　西川　隆寛

解散公告

当社は、令和八年十月八日会社法第三一九条第一項に基づく議決権を行使することができる株主全員の書面による同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十三日

徳島県徳島市方上町六拾間一番地の六

株式会社ルスラソカンパニー

代表清算人　西　貴子

解散公告

当社は解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十三日

愛媛県松山市鷹子町九八九番地五

有限会社桝田ホーム

清算人　桝田　有二

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十三日

福岡県福岡市中央区赤坂一丁目八―二三

ＴＥＡ　ＢＲＥＥＺＥ株式会社

代表清算人　三木亜矢子

解散公告

当社は、令和八年十月三日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十三日

福岡県行橋市大字金屋四〇五番地六三

有限会社Ｈ＆ＹＵ企画

清算人　小見　勝宏

解散公告

当社は、令和八年十月五日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十三日

福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目二番一号

株式会社銀河エクスプレス

代表清算人　豊福　夏希

解散公告

当社は、令和八年九月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十三日

福岡県北九州市八幡西区穴生四丁目九番九―三〇七号

株式会社北九州ワークセンター

代表清算人　池田由香利

解散公告

当社は、令和八年九月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十三日

福岡県北九州市八幡西区則松六丁目一四番一七号

株式会社オールワーク

代表清算人　池田由香利

解散公告

当社は、令和八年九月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十三日

福岡県北九州市小倉南区城野四丁目一番三六号

有限会社大西工業

清算人　大西　里佳

解散公告

当社は、令和八年十月六日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十三日

福岡市博多区西月隈五―一八―四三

株式会社正信ソーラーホールディングス

代表清算人　蘇　慶

解散公告

当社は、令和八年九月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十三日

佐賀県武雄市武雄町大字武雄七一〇二番地二

有限会社富永設計

清算人　富永　恭治

解散公告

当公社は、令和八年十月六日付で熊本県知事の認可により解散いたしましたので、当公社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十三日

熊本県宇城市松橋町大野八五番地

宇城市土地開発公社

代表清算人　亀井　誠

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十三日

熊本市中央区保田窪一―二―一〇七

ＳＨローヤル合同会社

清算人　ウィーラッコディ・アラチラーゲ・ドナ・ヘシャニ・ウマヤ・グナティラケ

解散公告

当社は、令和八年九月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十三日

大分県玖珠郡玖珠町大字塚脇三六七番地の一〇

有限会社ニシキビル管理センター

清算人　江隈　末子

解散公告

当社は、令和八年九月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十三日

大分市大字片島六番地の一三

有限会社トチオ産業

清算人　末松　美紀

解散公告

当社は、令和八年十月六日に解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十三日

大分市南春日町七番七号　サーパス南春日四〇六

デンタルブッダ有限会社

清算人　田染　健次

解散公告

当社は、令和八年九月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十三日

宮崎県宮崎市船塚二丁目一九番地サーパス船塚九〇二号

株式会社ＥＤＷＩＬＬ

代表清算人　江口楠々歩

解散公告

当社は解散したので、当社に債権を有する方は本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出ください。期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十三日

宮崎県日南市岩崎三丁目七番二六号

株式会社ｆａｍｃｏｎ

代表清算人　奥田　慎平

解散公告

当社は令和八年九月三十日に解散したので当社に債権を有する方は本公告掲載の翌日から二箇月以内に申出下さい。なお、右期間内に申出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十三日

宮崎県延岡市南一ケ岡三丁目六番二号

合同会社スマイル保険企画

清算人　伊藤　信行

解散公告（第一回）

当法人は、令和八年九月三十日に解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十三日

埼玉県戸田市下戸田一丁目七番一六号ダイヤメゾン戸田公園一階

医療法人社団さかい皮膚科

清算人　坂井　祐子

解散公告（第一回）

当法人は、解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十三日

東京都武蔵野市西久保一丁目四九番四号

学校法人けやき学園

清算人　藤原　容子

解散公告（第二回）

当組合は、令和八年九月三十日開催の総会の決議により解散いたしましたので、当組合に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和八年十月二十二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十三日

福島県福島市飯坂町平野字館屋敷三五番地

農事組合法人アグラン

清算人　篠木　博子

解散公告（第二回）

当法人は、令和八年九月十四日解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和八年十月二十二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十三日

茨城県筑西市二木成一二六七番地

医療法人賛生会

清算人　小松﨑　潔

解散公告（第二回）

当法人は、令和八年八月三十一日をもって解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和八年十月二十日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十三日

鹿児島県曽於郡大崎町仮宿一五四八番地

医療法人上床歯科医院

清算人　上床　義人

第60期決算公告

令和８年10月22日

埼玉県新座市畑中１丁目22番28号

大東電気株式会社

代表取締役　大久保　平

貸借対照表の要旨（令和８年８月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	1,218,698
	固定資産	753,340
	合計	1,972,038
負債及び純資産の部	流動負債	165,662
	株主資本	1,806,376
	資本金	24,000
	利益剰余金	1,864,376
	利益準備金	20,000
	その他利益剰余金	1,844,376
	（うち当期純利益）	（162,315）
	自己株式	△82,000
	合計	1,972,038

解散公告（第二回）

当法人は、令和八年九月三十日に解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和八年十月二十二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十三日

沖縄県国頭郡金武町字金武三九九番地の一

医療法人いつわ会

清算人　石山　利法

解散公告（第三回）

当法人は、社員総会の決議並びに埼玉県知事の認可により、令和八年十月一日をもって解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和八年十月十九日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十三日

埼玉県朝霞市西弁財二丁目六番三四号ヴィラクレールⅡ一階

医療法人高志会

清算人　廣瀬　久忠

解散公告（第三回）

当法人は、社員総会の決議並びに長野県知事の認可により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和八年十月二十一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十三日

長野県安曇野市堀金烏川二五八一番地

医療法人米倉医院

清算人　米倉　博之

解散公告（第三回）

当組合は、令和八年八月二十七日静岡市の認可より解散したので、当組合に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和八年九月二十五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十三日

静岡県静岡市駿河区片山二五番四

恩田原・片山土地区画整理組合

代表清算人　髙津　友彦

解散公告（第三回）

当組合は、解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載（令和八年十月二十一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十三日

大阪府守口市八雲東町一丁目一〇番一二号

パナソニックエンターテインメント&コミュニケーション労働組合

清算人　中村　勇

解散公告（第三回）

当法人は、令和八年五月三十一日開催の社員総会の決議並びに長崎県知事の認可により、令和八年九月二十四日をもって解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和八年十月十九日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十三日

長崎県佐世保市権常寺町一一〇一番地三三

医療法人鶴清会シミズ小児歯科クリニック

清算人　清水　保

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北海道砂川市西一条北二丁目二番地、最後の住所北海道砂川市西一条北二丁目一番二九号　被相続人　亡　前谷　政浩

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十月二十三日

北海道滝川市花月町一丁目一番一〇号弁護士法人小寺・松田法律事務所　滝川事務所

相続財産清算人　弁護士　村田　雅彦

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北海道札幌市中央区南十七条西九丁目二番、最後の住所札幌市豊平区月寒東四条七丁目三番二二号プリモ月寒三〇五号　被相続人　亡　齊藤　隆幸

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十月二十三日

札幌市中央区北二条西二丁目四マルホビル五階　松本法律事務所

相続財産清算人　弁護士　松本　匡史

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍青森県弘前市大字五代字山本八四七番地一、最後の住所青森県黒石市馬場尻東一六一番地一三　被相続人　亡　三上　弘光

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十月二十三日

青森県弘前市大字青山四丁目一三番地一三

藤本司法書士事務所

相続財産清算人　司法書士　藤本　祥平

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍宮城県仙台市太白区泉崎一丁目一番、最後の住所仙台市太白区泉崎一丁目一番二〇―四〇三号　被相続人　亡　中山　直美

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十月二十三日

宮城県仙台市青葉区一番町一丁目四番二〇号

相続財産清算人　弁護士　小山　悠

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岩手県大船渡市大船渡町字新田六二番地、最後の住所宮城県大崎市古川狐塚字押堀一六番地一グループホームおおさきの杜A棟八号　被相続人　亡　鳥井　英志

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十月二十三日

宮城県大崎市古川駅南三丁目一三番二号小高法律事務所

相続財産清算人　冨田　成人

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍宮城県仙台市泉区実沢字二ノ関屋敷一〇番地、最後の住所仙台市泉区実沢字二ノ関屋敷一〇番地の六　被相続人　亡　石川　清貴

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、令和九年一月十五日までに請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十月二十三日

仙台市青葉区一番町一丁目一六番二三号一番町スクエア三階　金澤法律事務所

相続財産清算人　弁護士　谷　遼治

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍栃木県下都賀郡壬生町中央町一五番、最後の住所栃木県下都賀郡壬生町大字壬生丁九二番地二二　あいケアステーション六美　被相続人　亡　三田　悦子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十月二十三日

栃木県栃木市都賀町合戦場八〇九番地一

相続財産清算人　司法書士　小板橋　薫

第19期決算公告

令和８年９月24日

東京都渋谷区恵比寿４丁目20―３
恵比寿ガーデンプレイスタワー35Ｆ

株式会社アンビション・エージェンシー

代表取締役　大石　徹

貸借対照表の要旨　（令和８年６月30日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	335,586	流動負債	179,160
固定資産	61,423	（うち賞与引当金）	(70,108)
		固定負債	49,318
		株主資本	168,531
		資本金	10,000
		資本剰余金	87,600
		その他資本剰余金	87,600
		利益剰余金	70,931
		利益準備金	2,500
		その他利益剰余金	68,431
		（うち当期純利益）	(13,970)
資産合計	397,009	負債・純資産合計	397,009

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍群馬県高崎市八島町六八番地一、最後の住所群馬県北群馬郡吉岡町大字上野田三四七一番地　薫英荘　被相続人　亡　若林　決

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十月二十三日

群馬県高崎市宮元町二九二番地　ザ・グランクーブス一階　弁護士法人龍馬

相続財産清算人　弁護士　金井　健

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍群馬県前橋市富士見町小暮一九九一番地、最後の住所群馬県前橋市富士見町小暮一九九一番地　被相続人　亡　小林富士男

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十月二十三日

群馬県高崎市あら町二三三番地ドルチェヴィータ高崎三階西　あおい法律事務所

相続財産清算人　弁護士　小和瀬　聡

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍群馬県安中市野殿二〇一五番地、最後の住所群馬県安中市野殿二〇一五番地　被相続人　亡　白石恵三子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十月二十三日

群馬県前橋市新前橋町一番地三五

相続財産清算人　弁護士　岡田　卓也

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍埼玉県川口市坂下町二丁目一六番、最後の住所埼玉県川口市坂下町二丁目一六番二四号　被相続人　亡　新井　由美

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十月二十三日

埼玉県さいたま市中央区下落合六―八―一四第二東京ビル三〇一号室谷垣法律事務所

相続財産清算人　弁護士　谷垣　智之

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都世田谷区太子堂二丁目三四一番地、最後の住所埼玉県朝霞市宮戸二丁目一番三五―四〇三号　被相続人　亡　岩橋　勉

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十月二十三日

埼玉県さいたま市大宮区桜木町一―一〇―一六シーノ大宮ノースウィング一四階Ｂ

アーク法律事務所

相続財産清算人　弁護士　石川　和子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都墨田区太平二丁目一一番地四、最後の住所東京都墨田区横川一丁目六番九号　被相続人　亡　福島　宏

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、令和八年十二月二十五日までに請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十月二十三日

事務所東京都江東区東陽二丁目四番二九号

マルシンビル七〇五号　東葉法律事務所

相続財産清算人　弁護士　吉野　智

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都世田谷区中町三丁目一四番、最後の住所東京都世田谷区中町三丁目九番二六号　被相続人　亡　保坂　正樹

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十月二十三日

東京都千代田区平河町一丁目七番一一号第二大盛丸平河町ビル三階　冨永法律事務所

相続財産清算人　弁護士　冨永　忠祐

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍神奈川県座間市入谷西四丁目一七五三番地一、最後の住所神奈川県座間市南栗原六丁目九番四号　被相続人　亡　内藤力要子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十月二十三日

神奈川県相模原市緑区橋本四丁目一八番五号ノースシティスクエア一〇〇一

相続財産清算人　弁護士　小川　葵

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍神奈川県足柄上郡山北町岸一八六四番地、最後の住所神奈川県足柄上郡山北町岸二六四八番地　被相続人　亡　湯山陽一郎

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十月二十三日

神奈川県足柄上郡開成町牛島五〇番地四ＴＹＳ五〇四ビル二〇二号足柄上法律事務所

相続財産清算人　弁護士　笠間圭一郎

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍山梨県南アルプス市藤田三七九番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　飯野　芳紀

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十月二十三日

山梨県甲府市相生一丁目一九番二号ＦＬＤビル六階あおば法律事務所

相続財産清算人　弁護士　高部　裕史

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍長野県上田市十人一三番地三、最後の住所長野県上田市十人一三番地三　被相続人　亡　宮本　昌樹

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十月二十三日

長野県上田市上田原八〇五番地　倉沢司法書士事務所

相続財産清算人　司法書士　倉澤健太郎

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍静岡県浜松市中央区中郡町一七九二番地二六、最後の住所浜松市中央区中郡町一七九二番地の二六　被相続人　亡　勝田　宏昭

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十月二十三日

静岡県浜松市中央区中央一丁目三番六号

浜松イーストセブン二〇四号室

相続財産清算人　弁護士　村上亜喜央

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍三重県四日市市富田一色町八一九番地、最後の住所名古屋市北区清水三丁目一六番二三号第二セイワビル二〇三号　被相続人　亡　樋口　孝則

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十月二十三日

名古屋市中区丸の内三丁目二〇番六号　豊友ビル六階　中山共同法律事務所

相続財産清算人　弁護士　中山　裕徳

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍愛知県名古屋市中区金山五丁目一〇番、最後の住所愛知県北名古屋市井瀬木高畑五九番地シャングリ・ラ一〇三　被相続人　亡　春山　一明

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十月二十三日

名古屋市中村区名駅四丁目二番二八号名古屋第二埼玉ビル五階　弁護士法人大樹法律事務所

相続財産清算人　弁護士　高井　祐哉

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍三重県度会郡度会町牧戸一三六番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　清水　信弘

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十月二十三日

三重県津市羽所町三四五番地　津駅前第一ビル六階　相続財産清算人　北薗　太

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍三重県いなべ市北勢町麻生田三六四三番地一、最後の住所三重県四日市市赤堀一丁目六番二四号　シングルハウスＫ・１Ｃ　被相続人　亡　服部　正博

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十月二十三日

三重県いなべ市大安町石榑東一二三三番地　一　司法書士・行政書士小林聖仁事務所　相続財産清算人　司法書士　小林　聖仁

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍滋賀県近江八幡市堀上町七七番地二一、最後の住所滋賀県近江八幡市堀上町七七番地二一　被相続人　亡　廣谷　大地

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、令和八年十二月二十四日までに請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十月二十三日

滋賀県東近江市八日市上之町二番七号ウイング八日市二〇三号室　八日市法律事務所　相続財産清算人　弁護士　湯浅　浩明

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍京都府京都市北区紫野下石龍町一四番地、最後の住所滋賀県大津市大江七丁目一〇番七号　被相続人　亡　四方　照子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、令和八年十二月二十四日までに請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十月二十三日

滋賀県大津市京町二丁目一番一八号　初音ビル二階　ひらい法律事務所　相続財産清算人　弁護士　平井　建志

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍京都府京都市上京区室町通寺之内上る二丁目上柳原町一〇四番地、最後の住所京都市上京区室町通上御霊前下る上柳原町一〇四番地　被相続人　亡　浅田　照波

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十月二十三日

京都市中京区橋弁慶町二二八番地　ＡＯＩビル四〇三　東岡法律事務所　相続財産清算人　弁護士　東岡由希子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪府大阪市東成区東中本二丁目一五番地、最後の住所大阪府大阪市東成区中本三丁目一七番一号　グループホーム緑橋なごみ　被相続人　亡　徳永　惠子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十月二十三日

大阪市中央区北浜一丁目一番三〇号リバービュー北浜一〇階　相続財産清算人　弁護士　三浦　高敬

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍兵庫県神戸市須磨区東町一丁目一番地三、最後の住所大阪府堺市東区西野一七五番地九　被相続人　亡　川戸美佐子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十月二十三日

大阪府大阪市中央区今橋一―七―一四堺筋北浜宗田ビル三階　新陽法律特許事務所　相続財産清算人　弁護士　大住　洋

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪府大阪市港区弁天二丁目七番地、最後の住所山口県周南市江の宮町一二番Ｋ―二一〇号　被相続人　亡　内出　雅仁

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十月二十三日

山口県周南市緑町一丁目四七番地美重ビル二階　中坪法律事務所　相続財産清算人　弁護士　山田　貴之

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍山口県宇部市野原一丁目一六番、最後の住所山口県山陽小野田市大字小野田四三四八番地一　被相続人　亡　松沢　憲治

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十月二十三日

山口県宇部市相生町五番八号　相続財産清算人　弘藤　智基

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍高知県高岡郡中土佐町大野見下川九八番地、最後の住所高知県高岡郡中土佐町大野見吉野六番地　被相続人　亡　吉門　節美

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十月二十三日

事務所高知県高岡郡佐川町甲一二四九番地二三　相続財産清算人　司法書士　田中　勇

不在者財産管理人による供託公告

家事事件手続法第百四十六条の二第一項及び第二項の規定により、次のとおり供託しました。

一　不在者　野林　正広　住所　埼玉県飯能市大字双柳四五〇番地二ドリーム青木二〇五　生年月日　昭和三十四年三月一日

二　供託所　東京法務局

三　供託番号　令和八年度金第二七八〇八号

四　供託金額　一四万一二〇二円

五　裁判所　東京家庭裁判所

六　事件名　不在者財産管理人選任申立事件

七　事件番号　令和七年（家）第七〇八八五号

令和八年十月二十三日

事務所東京都文京区本郷二―二七―二東眞ビル四階ヒューマンネットワーク三森法律事務所　不在者財産管理人　弁護士　森本憲司郎

不在者財産管理人による供託公告

家事事件手続法第百四十六条の二第一項及び第二項の規定により、次のとおり供託しました。

一　不在者　吉本　恵治　住所　千葉県浦安市海楽一丁目一七番一八号　コーポ海楽二〇二号室　生年月日　昭和三十五年四月二十四日

二　供託所　千葉地方法務局市川支局

三　供託番号　令和八年度金第三四六号

四　供託金額　一一七、〇一九円

五　裁判所　千葉家庭裁判所市川出張所

六　事件名　不在者財産管理人選任申立事件

七　事件番号　令和七年（家）第三〇二三四号

令和八年十月二十三日

愛知県知多市にしの台一丁目二七〇七番地　フィッツビル二階　不在者財産管理人　山崎　弘平

所有者不明土地管理人による供託公告

非訟事件手続法第九十条第八項の規定により、次のとおり供託しました。

一　対象土地　長崎県諫早市平山町三九六番ロ

二　供託所　長崎地方法務局諫早支局

三　供託番号　令和八年度金第三八三号

四　供託金額　二〇七、八七八円

五　裁判所　長崎地方裁判所大村支部

六　事件名　所有者不明土地管理命令申立事件

七　事件番号　令和八年（チ）第一号

令和八年十月二十三日

長崎県大村市松並一丁目二一三番地二　所有者不明土地管理人　森川　光洋

宅地建物取引業者営業保証金取りもどし公告

宅地建物取引業法第30条及び宅地建物取引業者営業保証金規則第７条の規定により次のとおり公告します。

下記の者に係る営業保証金につき宅地建物取引業法第27条第１項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から６箇月以内にその債権の額、債権発生の原因たる事実並びに住所氏名又は名称を記載した申出書２通を下記提出先に提出して下さい。前記の申出書の提出がないときは、下記の者に係る営業保証金は同人に返還されます。

令和８年10月23日

記

［掲載順序］

①商号又は名称　②免許証番号　③（代表者の）氏名　④事務所の所在地　⑤営業保証金の額　⑥申出書提出先　⑦掲載者住所、商号又は名称及び氏名

①東京博善あんしんサポート株式会社　②東京都知事(1)108872　③代表取締役　常盤誠　④東京都中央区新川一丁目３番21号ＢＩＺＳＭＡＲＴ茅場町５階501　⑤1000万円　⑥東京都知事　⑦東京都港区芝浦一丁目２番３号シーバンスＳ館13階　東京博善あんしんサポート株式会社　代表取締役　常盤誠

①東京不動産管理株式会社　②国土交通大臣(2)9852　③代表取締役　福井弘人　④東京都墨田区太平四丁目１番３号　⑤2000万円　⑥関東地方整備局長　⑦東京都墨田区太平四丁目１番３号　東京不動産管理株式会社　代表取締役　福井弘人

宅地建物取引業保証協会弁済業務保証金取りもどし公告

宅地建物取引業法第64条の11第４項の規定により次のとおり公告します。

公益社団法人不動産保証協会（以下「保証協会」という。）の社員である下記の者と、宅地建物の取引を行ったことにより生じた債権につき、宅地建物取引業法第64条の８第１項の規定に基づき、弁済の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から６箇月以内に同法施行規則第26条の５第１項に規定する認証申出書３通を保証協会に提出して下さい。なお、認証申出書の提出がないときは、下記の者に係る弁済業務保証金分担金は同人に返還されます。

令和８年10月23日

東京都千代田区紀尾井町３番30号
公益社団法人不動産保証協会

記

年度番号	商号又は名称	免許証番号	(代表者の)氏名	主たる事務所の所在地	営業保証金相当額
令８不保767	株式会社住まいライフパートナー	国土交通大臣(1)10714	代表取締役 米本章人	千葉県市川市市川南３―14―16	1500万円
令８不保768	有限会社インテック	北海道知事 石狩(4)7287	代表取締役 松村博之	北海道札幌市東区北９条東６―２―32	1000万円
令８不保769	合同会社アイケイエステート	北海道知事 石狩(1)9200	代表社員 小島直人	北海道札幌市北区北９条西４―７―４	1000万円
令８不保770	さくはな不動産	北海道知事 石狩(1)9264	田巻裕康	北海道札幌市北区北32条西５―３―28	1000万円
令８不保771	有限会社光和建設	青森県知事 ⑽2106	代表取締役 石川春夫	青森県三戸郡階上町蒼前西１―９―1900	1000万円
令８不保772	株式会社パレットルーム	宮城県知事 (8)4008	代表取締役 本木茂	宮城県仙台市青葉区角五郎１―５―14	1000万円
令８不保773	有限会社池田企画	宮城県知事 (2)6690	代表取締役 池田妙子	宮城県仙台市宮城野区新田２―２―48	1000万円
令８不保774	にしだ不動産株式会社	山形県知事 (3)2475	代表取締役 鑓水伸次	山形県山形市西田５―５―８	1000万円
令８不保775	庄司不動産	山形県知事 (2)2550	庄司亮一	山形県西村山郡河北町西里407―３	1000万円
令８不保776	有限会社セレモアいばらき	茨城県知事 (1)7681	取締役 大髙伸一	茨城県水戸市鯉淵町1199	1000万円
令８不保777	マル菜不動産株式会社	栃木県知事 (2)5207	代表取締役 石川賢至	栃木県足利市大町13―23	1000万円
令８不保778	ウィズダムホールディングス株式会社	埼玉県知事 (2)23043	代表取締役 新村諒	埼玉県所沢市西所沢１―３―８	1000万円
令８不保779	株式会社スクエアハウス	埼玉県知事 (2)23131	代表取締役 宮澤慶祐	埼玉県上尾市柏座１―10―３―91	1000万円
令８不保780	環境クリエイト株式会社	埼玉県知事 (2)23322	代表取締役 森保	埼玉県さいたま市大宮区大成町２―277―１	1000万円
令８不保781	カイソウ開発株式会社	埼玉県知事 (2)23787	代表取締役 福壽豊	埼玉県和光市白子１―11―１	1000万円
令８不保782	株式会社ミライズワン	埼玉県知事 (1)24499	代表取締役 阿部雄太	埼玉県草加市稲荷２―32―５	1000万円
令８不保783	株式会社フルマークス	千葉県知事 (4)15676	代表取締役 内海和美	千葉県流山市江戸川台西２―43―１	1000万円
令８不保784	多賀建設工業株式会社	千葉県知事 (1)18033	代表取締役 多賀敬一	千葉県八千代市八千代台西10―６―20	1000万円
令８不保785	なのはなホーム株式会社	千葉県知事 (1)18098	代表取締役 飯沼豊	千葉県市川市南行徳３―１―２	1000万円
令８不保786	株式会社マルナカ	千葉県知事 (1)18345	代表取締役 横田夏来	千葉県市川市湊新田２―９―21	1000万円
令８不保787	株式会社平石商店	東京都知事 (8)63780	代表取締役 平石郁夫	東京都千代田区岩本町１―11―14	1000万円
令８不保788	株式会社山美堂	東京都知事 (5)79845	代表取締役 山田輝	東京都板橋区成増１―12―８	1000万円
令８不保789	株式会社ジョイント・プロパティ	東京都知事 (3)95919	代表取締役 伊香賀俊也	東京都港区芝２―31―19	1000万円
令８不保790	株式会社ＧＲＡＮＤＤＥＳＩＧＮ	東京都知事 (5)82016	代表取締役 塩見次郎	東京都渋谷区千駄ヶ谷３―62―７	1000万円
令８不保791	有限会社三朋企画	東京都知事 (5)83812	取締役 阿部東**望**子	東京都立川市柴崎町２―４―３	1000万円
令８不保792	東一不動産株式会社	東京都知事 (4)85739	代表取締役 川満廣一	東京都新宿区新宿２―８―１	1000万円
令８不保793	株式会社エルアイイーエイチ	東京都知事 (4)85781	代表取締役 福村康**廣**	東京都中央区銀座８―９―13	1000万円
令８不保794	株式会社ＧＲＡＮＤＣＩＴＹ	東京都知事 (4)91472	代表取締役 川口明彦	東京都渋谷区道玄坂１―12―１	1000万円
令８不保795	ゆくい堂株式会社	東京都知事 (3)92876	代表取締役 丸野信次郎	東京都台東区東上野４―13―９	1000万円
令８不保796	ホームリンク株式会社	東京都知事 (4)93073	代表取締役 和田俊平	東京都武蔵野市吉祥寺南町２―13―４	1000万円
令８不保797	株式会社ｅｍｂａｒｋ	東京都知事 (4)93018	代表取締役 松本吉智	東京都渋谷区広尾５―４―12	1500万円
令８不保798	株式会社ＴＫコンサルティング	東京都知事 (3)93336	代表取締役 小山由紀	東京都練馬区旭丘１―26―３	1000万円

令８不保799	東京ロイヤル株式会社	東京都知事(3)93579	代表取締役 木島寛	東京都新宿区西新宿７―10―１	1000万円
令８不保800	名城不動産株式会社	東京都知事(2)99077	代表取締役 松田綾	東京都千代田区神田錦町１―21	1000万円
令８不保801	株式会社ウィライズコーポレーション	東京都知事(2)99157	代表取締役 花澤高志	東京都新宿区新宿１―36―２	1000万円
令８不保802	アーバンネットエステート株式会社	東京都知事(2)99702	代表取締役 髙師俊輔	東京都港区赤坂９―１―７	1000万円
令８不保803	株式会社ＨｅａｒｔＭｉｎｄ	東京都知事(2)104938	代表取締役 平光良	東京都新宿区北新宿２―６―９	1000万円
令８不保804	ＡｓｓｅｔＰｌｕｓ株式会社	東京都知事(2)105228	代表取締役 古宮成明	東京都渋谷区恵比寿４―３―14	1000万円
令８不保805	株式会社ジョイフィオ	東京都知事(1)105873	代表取締役 須山裕史	東京都北区赤羽１―61―11	1000万円
令８不保806	Ｉ・Ｒ・Ｐ・Ｇ株式会社	東京都知事(2)105867	代表取締役 佐藤洋介	東京都豊島区要町１―９―３	1000万円
令８不保807	株式会社ＷＥ・ＨＯＭＥＳ	東京都知事(1)106102	代表取締役 長谷川法徳	東京都中央区新川１―５―19	1000万円
令８不保808	ＣＯＮＴＯＰ株式会社	東京都知事(1)106527	代表取締役 齊藤美知	東京都港区六本木５―２―５	1000万円
令８不保809	株式会社ＬＩＶＥＰＲＯ	東京都知事(1)106656	代表取締役 安保元希	東京都渋谷区道玄坂２―15―１	1000万円
令８不保810	家コミュニケーションズ株式会社	東京都知事(1)106811	代表取締役 田邊幸子	東京都北区滝野川５―41―３	1000万円
令８不保811	ポート株式会社	東京都知事(1)109570	代表取締役 春日博文	東京都新宿区北新宿２―21―１	1000万円
令８不保812	レガリア株式会社	東京都知事(1)111334	代表取締役 野村勝樹	東京都渋谷区道玄坂１―19―12	1000万円
令８不保813	ＷＡＣエステート株式会社	東京都知事(1)111345	代表取締役 和田晃輔	東京都港区新橋３―９―10	1000万円
令８不保814	株式会社ふげんプロパティ	東京都知事(1)111670	代表取締役 網野康彦	東京都文京区本郷４―16―６	1000万円
令８不保815	ＢＬＵＥＯＣＥＡＮ株式会社	東京都知事(1)112031	代表取締役 浅野雄一郎	東京都墨田区菊川３―22―５	1000万円
令８不保816	合同会社遠藤住建	東京都知事(1)113585	代表社員 遠藤寛	東京都世田谷区八幡山１―２―６	1000万円
令８不保817	株式会社サンリツ都市開発	東京都知事(1)114016	代表取締役 相川宏行	東京都千代田区飯田橋４―７―４	1000万円
令８不保818	有限会社トレオハス	神奈川県知事⑯2206	取締役 鬼原浩彰	神奈川県平塚市紅谷町９―１	1000万円
令８不保819	有限会社石川不動産管理	神奈川県知事(5)24287	代表取締役 石川弘子	神奈川県横須賀市田浦町２―40	1000万円
令８不保820	株式会社ハイライフ不動産	神奈川県知事(1)31195	代表取締役 藤田浩史	神奈川県海老名市中河内1234―２	1000万円
令８不保821	キャナエルエステート	神奈川県知事(1)31243	松橋裕佳子	神奈川県川崎市川崎区浅田２―１―25	1000万円
令８不保822	有限会社中部地所	富山県知事(3)3005	代表取締役 山本茂樹	富山県高岡市大手町17―22	1000万円
令８不保823	株式会社日成開発	長野県知事(8)3706	代表取締役 細田明	長野県安曇野市穂高4967―13	1000万円
令８不保824	オフィスナピカ	愛知県知事(8)16989	木村昌義	愛知県小牧市小松寺１―93	1000万円
令８不保825	有限会社ワイエスプランニング	愛知県知事(3)22267	取締役 多賀義典	愛知県名古屋市緑区東神の倉３―1075	1000万円
令８不保826	フォーブル株式会社	愛知県知事(3)22634	代表取締役 安田好伸	愛知県名古屋市中村区名駅南１―12―７	1000万円
令８不保827	ファンファンライフ株式会社	愛知県知事(1)24711	代表取締役 黄元圭	愛知県名古屋市東区白壁３―24―58	1000万円
令８不保828	ＴＤＫ合同会社	愛知県知事(1)24719	代表社員 谷津哲明	愛知県西春日井郡豊山町大字豊場字志水13	1000万円
令８不保829	株式会社フライハイト	愛知県知事(1)25568	代表取締役 猪原健斗	愛知県名古屋市東区東桜１―９―29	1000万円
令８不保830	カスタマイト株式会社	愛知県知事(1)25650	代表取締役 山田雅登	愛知県名古屋市千種区新池町１―21	1000万円
令８不保831	日邦建設株式会社	大阪府知事⑿20425	代表取締役 中田忠福	大阪府守口市竜田通２―４―８	1000万円
令８不保832	ワイ・テイ・ワイ産業株式会社	大阪府知事⑾24441	代表取締役 日髙良幸	大阪府堺市堺区市之町西２―１―15	1000万円
令８不保833	マルゲン住宅	大阪府知事(9)29743	長元克己	大阪府高槻市奈佐原元町８―４	1000万円
令８不保834	マイホームサービス	大阪府知事⑽27927	長一夫	大阪府茨木市西駅前町４	1000万円
令８不保835	株式会社セレクト建物管理	大阪府知事(7)42250	代表取締役 前田信也	大阪府大阪市西区新町１―25―８	1000万円
令８不保836	村川鉄工建設株式会社	大阪府知事(6)46045	代表取締役 村川幸作	大阪府大阪市中央区本町橋２―21	1000万円
令８不保837	株式会社アーバントラスト	大阪府知事(3)58037	代表取締役 寺井美帆	大阪府大阪市都島区御幸町１―５―26	1000万円
令８不保838	株式会社クレイン	大阪府知事(2)60338	代表取締役 豊山秀一	大阪府大阪市西成区萩之茶屋１―８―19	1000万円
令８不保839	阪彦株式会社	大阪府知事(2)61152	代表取締役 関彦嬌	大阪府大阪市浪速区日本橋西１―４―11	1000万円
令８不保840	ＳＥトラスト株式会社	大阪府知事(2)61650	代表取締役 木戸環	大阪府大阪市中央区博労町４―７―５	1000万円
令８不保841	株式会社Ｘ＆Ｔ	大阪府知事(1)62587	代表取締役 小田大喜	大阪府大阪市浪速区日本橋東１―２―16	1000万円
令８不保842	株式会社ＰａｉｒＲｉｎｇ	大阪府知事(1)64487	代表取締役 桐畑卓始	大阪府大阪市西区立売堀１―２―12	1000万円
令８不保843	株式会社ＫｅｙｏｆＨｏｍｅ	大阪府知事(1)64819	代表取締役 羽藤将志	大阪府大阪市東淀川区東中島２―８―８	1000万円
令８不保844	修斎株式会社	大阪府知事(1)65852	代表取締役 陳煉	大阪府大阪市平野区平野市町１―１―13	1000万円

令８不保845	ザ・ホーム エコー株式会社	大阪府知事(1)66255	代表取締役 張中元	大阪市大阪市北区天満１―18―４	1000万円
令８不保846	IROHA株式会社	大阪府知事(1)66415	代表取締役 紺谷紀子	大阪府大阪市西区江之子島１―７―３	1000万円
令８不保847	今井不動産	大阪府知事(1)66446	代表取締役 今井昭仁	大阪府大阪市中央区平野町１―６―８	1000万円
令８不保848	株式会社エスデート桜	兵庫県知事(2)11853	代表取締役 栗山郁未	兵庫県たつの市龍野町富永785―６	1000万円
令８不保849	YouPlan建築工房	兵庫県知事(1)401761	片桐朱美	兵庫県明石市林屋町13―１	1000万円
令８不保850	丸商ハウジング	奈良県知事(9)2326	南正弘	奈良県香芝市旭ヶ丘１―１―２	1000万円
令８不保851	株式会社ライフメントホーム	広島県知事(1)11576	代表取締役 高下譲二	広島県広島市中区舟入町２―15―１	1000万円
令８不保852	エスラインズ	山口県知事(4)3205	磯部論史	山口県下関市三河町11―10	1000万円
令８不保853	株式会社ナンバーエイト	徳島県知事(1)3153	代表取締役 巴優也	徳島県徳島市八万町内浜45―11	1000万円
令８不保854	株式会社SignWood	愛媛県知事(1)5680	代表取締役 森野慎司	愛媛県松山市朝生田町２―１―４	1000万円
令８不保855	有限会社キトー	福岡県知事(9)10315	取締役 清水孝彰	福岡県北九州市門司区上藤松１―７―12	1000万円
令８不保856	辰巳住研株式会社	福岡県知事(5)14811	代表取締役 門田栄一郎	福岡県古賀市美明３―５―９	1500万円
令８不保857	株式会社田舎暮し	福岡県知事(4)15687	代表取締役 中原宏治	福岡県遠賀郡遠賀町大字尾崎1716―９	1500万円
令８不保858	株式会社銀河エクスプレス	福岡県知事(3)18094	代表取締役 豊福裕右	福岡県福岡市博多区博多駅東２―２―11	1000万円
令８不保859	竹本建設株式会社	福岡県知事(1)19785	代表取締役 竹本剛一郎	福岡県北九州市若松区西畑町２―11	1000万円
令８不保860	株式会社ECP	福岡県知事(1)19874	代表取締役 下川佳代子	福岡県福岡市博多区祇園町２―22	1000万円
令８不保861	サニーリード不動産	佐賀県知事(1)2675	島本賀央	佐賀県武雄市武雄町大字武雄8011	1000万円
令８不保862	MIRRORCHAIN合同会社	佐賀県知事(1)2716	代表社員 黒岩利津古	佐賀県武雄市北方町大字志久1943―４	1000万円
令８不保863	有限会社どんぐり企画	長崎県知事(1)4163	取締役 宮本博文	長崎県佐世保市戸尾町14―１	1000万円
令８不保864	シティー住宅株式会社	宮崎県知事(10)3209	代表取締役 富尾光秀	宮崎県宮崎市船塚３―144	1000万円
令８不保865	株式会社トマト不動産	宮崎県知事(3)4736	代表取締役 合谷明久	宮崎県宮崎市一の宮町３―３	1000万円
令８不保866	株式会社宮古島LaLaリゾート	沖縄県知事(2)4685	代表取締役 砂川拓海	沖縄県宮古島市平良字西里251―１	1000万円

所在不明株主の株式の競売又は売却に伴う異議申述の公告

当社は、左記の所在不明株主の株式を、競売又は売却するつもりでしたので、これに対し異議のある利害関係人は、本公告掲載の翌日から三箇月以内にお申し出下さい。

令和八年十月二十三日

沖縄県島尻郡八重瀬町字世名城一五六二番地二

株式会社丸平組　沖縄県那覇市松尾一丁目一九番二五号

代表取締役　名嘉真知秀

記

株主名簿上の株主の氏名または名称及び住所

鉢嶺総合仮設株式会社

株式の種類及び数

普通株式　十五株

第27期決算公告

令和８年10月23日

東京都港区西麻布四丁目13番23―313号

株式会社ピーシーユー

代表取締役　原田佳一郎

貸借対照表の要旨

（令和８年６月30日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	5,884
	固定資産	122
	資産合計	6,006
負純資産債及びの部	流動負債	1,586
	株主資本	4,420
	資本金	3,000
	利益剰余金	1,420
	その他利益剰余金	1,420
	（うち当期純損失）	（594）
	負債・純資産合計	6,006

第１期決算公告

令和８年10月23日

東京都渋谷区恵比寿四丁目４番２―505号

株式会社ジオニック

代表取締役社長　伊福　翔大

貸借対照表の要旨（令和８年４月30日現在）

科目		金額(円)
資の産部	流動資産	4,130,612
	固定資産	483,334
	繰延資産	221,550
	資産合計	4,835,496
負純資産債及びの部	流動負債	113,108
	固定負債	1,000,000
	株主資本	3,722,388
	資本金	9,000,000
	利益剰余金	△5,277,612
	その他利益剰余金	△5,277,612
	（うち当期純損失）	（5,277,612）
	負債・純資産合計	4,835,496

決算公告

令和８年10月23日

東京都港区虎ノ門４丁目３番１号

城山トラストタワー東京赤坂法律事務所内

Vittoria株式会社

代表取締役　レスリー・ジェイ・シラト

貸借対照表の要旨（令和８年６月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	9,942
	合計	9,942
負純資産債及びの部	流動負債	1,202
	株主資本	8,739
	資本金	9,900
	利益剰余金	△1,160
	その他利益剰余金	△1,160
	（うち当期純利益）	（15）
	合計	9,942

第16期決算公告

令和８年９月28日　東京都港区浜松町１丁目24番８号

ワクチノーバ株式会社

代表取締役　大石　英司

貸借対照表の要旨　（令和８年６月30日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	1,855,555	流動負債	684,556
固定資産	834,515	（内引当金）	（101,114）
		固定負債	164,025
		（内引当金）	（98,087）
		株主資本	1,841,489
		資本金	50,000
		資本剰余金	1,390,147
		資本準備金	1,390,147
		利益剰余金	401,342
		利益準備金	5,000
		その他利益剰余金	396,342
		（うち当期純損失）	（10）
資産合計	2,690,070	負債・純資産合計	2,690,070

第75期決算公告

令和８年10月23日　香川県高松市林町475番地１

青葉工業株式会社

代表取締役　葛西　剛

貸借対照表の要旨　（令和８年７月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	5,034,159	流動負債	1,703,221
固定資産	1,195,014	賞与引当金	22,200
		固定負債	872,250
		退職給付引当金	123,793
		役員退職給与引当金	64,440
		補助金返還引当金	3,424
		損害補償損失引当金	111,354
		株主資本	3,653,702
		資本金	90,000
		利益剰余金	3,563,702
		利益準備金	22,500
		その他利益剰余金	3,541,202
		（うち当期純利益）	（22,012）
資産合計	6,229,174	負債・純資産合計	6,229,174

第 19 期 決 算 公 告

令和８年 10 月 23 日　東京都千代田区丸の内一丁目９番２号

株式会社エフバイオス

代表取締役　島﨑　知格

貸借対照表の要旨　（令和８年６月30日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	2,509,094	流動負債	5,567,079
固定資産	5,083,940	（賞与引当金）	(34,236)
		固定負債	1,393,672
		（株式給付引当金）	(20,510)
		株主資本	632,283
		資本金	10,000
		資本剰余金	5,000
		資本準備金	5,000
		利益剰余金	617,283
		その他利益剰余金	617,283
		（うち当期純損失）	(616,113)
資産合計	7,593,035	負債・純資産合計	7,593,035

第 48 期 決 算 公 告

令和８年 10 月 23 日　東京都新宿区箪笥町35番地

グローバル電子株式会社

代表取締役　松田　樹一

貸借対照表の要旨　（令和８年６月30日現在）　（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	10,136,527	流動負債	4,344,793
固定資産	8,611,644	固定負債	5,815,895
繰延資産	7,690	株主資本	6,667,517
		資本金	83,000
		資本剰余金	335,187
		その他資本剰余金	335,187
		利益剰余金	6,264,480
		利益準備金	21,250
		その他利益剰余金	6,243,230
		（うち当期純利益）	(187,016)
		自己株式	△15,150
		評価・換算差額等	1,927,655
		有価証券評価差額金	1,927,655
合計	18,755,862	合計	18,755,862

第 6 期 決 算 公 告

令和８年９月 25 日　東京都新宿区北新宿二丁目21番１号

株式会社エスコホールディングス

代表取締役　安西　　裕

貸借対照表の要旨（令和８年６月30日現在）（単位：百万円）

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	340	流動負債	1,692
固定資産	2,854	固定負債	725
		株主資本	776
		資本金	100
		資本剰余金	587
		その他資本剰余金	587
		利益剰余金	588
		利益準備金	6
		その他利益剰余金	582
		（うち当期純利益）	(445)
		自己株式	△500
資産合計	3,195	負債・純資産合計	3,195

第 12 期 決 算 公 告

令和８年９月 25 日　東京都新宿区北新宿二丁目21番１号

株式会社エスコ

代表取締役　安西　　裕

貸借対照表の要旨（令和８年６月30日現在）（単位：百万円）

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	4,498	流動負債	2,167
固定資産	478	賞与引当金	98
		固定負債	514
		株主資本	2,293
		資本金	100
		資本剰余金	1,057
		その他資本剰余金	1,057
		利益剰余金	1,136
		利益準備金	25
		その他利益剰余金	1,111
		（うち当期純利益）	(467)
資産合計	4,976	負債・純資産合計	4,976

第 23 期 決 算 公 告

令和８年 10 月 23 日　大分県日田市大字東有田字新山2813―10

株式会社エフオン日田

代表取締役　小池　久士

貸借対照表の要旨　（令和８年６月30日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	1,122,719	流動負債	355,985
固定資産	932,110	（メンテナンス引当金）	(95,380)
		固定負債	36,146
		株主資本	1,662,696
		資本金	495,000
		資本剰余金	485,000
		資本準備金	485,000
		利益剰余金	682,696
		その他利益剰余金	682,696
		（うち当期純損失）	(801,062)
資産合計	2,054,829	負債・純資産合計	2,054,829

第 26 期 決 算 公 告

令和８年９月 29 日

東京都千代田区丸の内一丁目４番１号

ＵＰＷＡＲＤ株式会社

代表取締役　金木　竜介

貸借対照表の要旨

（令和８年６月30日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	1,762,115	流動負債	965,847
固定資産	19,926	固定負債	429,208
		株主資本	313,150
		資本金	100,000
		資本剰余金	339,304
		資本準備金	100,000
		その他資本剰余金	239,304
		利益剰余金	△126,154
		その他利益剰余金	△126,154
		（うち当期純損失）	(126,154)
		新株予約権	73,836
資産合計	1,782,041	負債・純資産合計	1,782,041

第 11 期 決 算 公 告

2026 年 10 月 23 日　東京都中央区明石町８番１号

株式会社ブライトイノベーション

代表取締役　荻巣　和紀

貸借対照表の要旨　（2026年６月30日現在）　（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	185,444	流動負債	22,352
固定資産	115,649	（賞与引当金）	(3,033)
		固定負債	15,723
		（退職給付引当金）	(2,390)
		株主資本	263,018
		資本金	5,000
		資本剰余金	5,000
		資本準備金	5,000
		利益剰余金	253,018
		その他利益剰余金	253,018
		（うち当期純利益）	(17,057)
資産合計	301,094	負債・純資産合計	301,094

第 14 期 決 算 公 告

令和８年 10 月 23 日

大分県豊後大野市三重町菅生字大屋原１番39

株式会社エフオン豊後大野

代表取締役　小池　久士

貸借対照表の要旨　（令和８年６月30日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	1,713,092	流動負債	1,003,337
固定資産	4,614,037	（メンテナンス引当金）	(102,215)
		固定負債	3,511,482
		株主資本	1,812,310
		資本金	450,000
		資本剰余金	440,000
		資本準備金	440,000
		利益剰余金	922,310
		その他利益剰余金	922,310
		（うち当期純利益）	(161,452)
資産合計	6,327,130	負債・純資産合計	6,327,130

第 13 期 決 算 公 告

令和８年 10 月 23 日　長野県松本市新村2932―15

株式会社アストコ

代表取締役　春山　孝造

貸借対照表の要旨　（令和８年６月30日現在）　（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	175,058	流動負債	17,755
固定資産	23,258	（賞与引当金）	(2,254)
		固定負債	16,430
		（退職給付引当金）	(16,430)
		株主資本	164,131
		資本金	80,000
		資本剰余金	80,000
		資本準備金	80,000
		利益剰余金	4,131
		その他利益剰余金	4,131
		（うち当期純利益）	(16,266)
資産合計	198,316	負債・純資産合計	198,316

第 4 期 決 算 公 告

令和８年 10 月 23 日　神奈川県横浜市中区相生町６丁目104番地

株式会社サイテラス

代表取締役　鈴木　健朗

貸借対照表の要旨　（令和８年６月30日現在）　（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	758,036	流動負債	137,717
固定資産	42,369	賞与引当金	2,313
		固定負債	26,498
		退職給付引当金	16,400
		株主資本	636,188
		資本金	50,000
		資本剰余金	50,000
		資本準備金	50,000
		利益剰余金	536,188
		その他利益剰余金	536,188
		（うち当期純利益）	(223,715)
資産合計	800,405	負債・純資産合計	800,405

第 63 期決算公告

令和８年９月25日　東京都三鷹市新川４丁目１番11号

志賀興業株式会社

代表取締役　志賀　隆宏

貸借対照表の要旨（令和８年７月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	330,352
	固定資産	1,750,699
	繰延資産	58
	合計	2,081,109
負純資産及び部	流動負債	501,420
	固定負債	1,071,853
	株主資本	507,836
	資本金	40,000
	利益剰余金	493,536
	利益準備金	20,000
	その他利益剰余金	473,536
	（うち当期純利益）	(10,242)
	自己株式	△25,700
	合計	2,081,109

第 3 期 決 算 公 告

令和８年 10 月 23 日

東京都千代田区霞が関三丁目２番５号

ＷＬＪＭＦ２特定目的会社

取締役　**鄭**　武壽

貸借対照表の要旨　（令和８年６月30日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
特定資産	4,570,893	流動負債	43,512
投資その他の資産	4,570,893	固定負債	3,587,544
その他の資産	267,167	負債合計	3,631,056
流動資産	233,861	社員資本	1,207,004
固定資産	16,749	特定資本金	100
繰延資産	16,557	優先資本金	1,238,100
		剰余金	△31,196
		当期未処理損失	31,196
		純資産合計	1,207,004
資産合計	4,838,060	負債・純資産合計	4,838,060

損益計算書の要旨
（自　令和７年７月１日　至　令和８年６月30日）
（単位：千円）

科目	金額
営業収益	263,287
営業費用	256,200
営業利益	7,087
営業外収益	437
営業外費用	287
経常利益	7,237
税引前当期純利益	7,237
法人税、住民税及び事業税	950
当期純利益	6,287
前期繰越損失	37,483
当期未処理損失	31,196

第 63 期決算公告

令和８年９月25日　東京都中央区東日本橋一丁目１番７号

国際空港上屋株式会社

代表取締役　岸本　浩

貸借対照表の要旨（令和８年６月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	7,224,852
	固定資産	6,875,314
	合計	14,100,166
負純資産及び部	流動負債	1,136,032
	固定負債	136,599
	株主資本	12,827,535
	資本金	300,000
	資本剰余金	154,327
	資本準備金	154,327
	利益剰余金	12,373,207
	利益準備金	75,000
	その他利益剰余金	12,298,207
	（うち当期純利益）	(540,132)
	合計	14,100,166

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）左記のとおりです。

（乙）計算書類の公告義務はありません。

令和八年十月二十三日

北海道室蘭市母恋南町三丁目二五番一六号　（甲）株式会社将成工業　代表取締役　小町　将規

北海道室蘭市幕西町一六番一六号　（乙）有限会社今井組工業　代表取締役　今井　武夫

第 6 期決算公告

令和８年10月23日　北海道室蘭市母恋南町三丁目25番16号

株式会社将成工業

代表取締役　小町　将規

貸借対照表の要旨（令和７年９月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	14,393
	固定資産	12,117
	合計	26,511
負純資産及び部	流動負債	9,669
	固定負債	15,563
	株主資本	1,278
	資本金	2,000
	利益剰余金	△721
	その他利益剰余金	△721
	（うち当期純利益）	(2,097)
	合計	26,511

第 57 期決算公告

令和８年10月23日　神奈川県小田原市栄町１丁目６番１号

サンネット株式会社

代表取締役　市川　聡

貸借対照表の要旨（令和８年６月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	569,924
	固定資産	1,484,121
	合計	2,054,046
負純資産及び部	流動負債	127,394
	固定負債	208,635
	株主資本	1,718,016
	資本金	32,000
	資本剰余金	△3,378
	資本準備金	△3,378
	利益剰余金	1,689,394
	利益準備金	8,000
	その他利益剰余金	1,681,394
	（うち当期純利益）	(44,812)
	合計	2,054,046

第 34 期決算公告

令和８年10月23日　北海道苫小牧市豊川町三丁目16番10号

株式会社弘幸

代表取締役　田澤　欣也

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	23,431
	固定資産	58,567
	合計	81,998
負純資産及び部	流動負債	50,642
	固定負債	300
	株主資本	31,056
	資本金	15,000
	利益剰余金	16,056
	その他利益剰余金	16,056
	（うち当期純損失）	(3,172)
	合計	81,998

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を五百万円減少し一千万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年十月二十三日

北海道苫小牧市豊川町三丁目一六番一〇号　株式会社弘幸　代表取締役　田澤　欣也

第46期決算公告　令和８年10月23日
北海道小樽市住吉町10番２号
株式会社ダブリュー．エス．ピー
代表取締役　澁谷　直樹
貸借対照表の要旨（令和８年６月30日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	31,077
	固定資産	12,492
	合計	43,569
負債及び純資産の部	流動負債	31,794
	固定負債	3,268
	株主資本	8,506
	資本金	40,000
	資本剰余金	30,000
	資本準備金	30,000
	利益剰余金	△61,493
	利益準備金	500
	その他利益剰余金	△61,993
	（うち当期純損失）	(357)
	合計	43,569

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を三千万円減少し一千万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年十月二十三日
北海道小樽市住吉町一〇番二号
株式会社ダブリュー．エス．ピー
代表取締役　澁谷　直樹

第２期決算公告
令和８年10月23日
神奈川県横浜市港南区下永谷１―37―２
株式会社Innovation Select
代表取締役　坊田　祐貴
貸借対照表の要旨（令和８年９月30日現在）

科目		金額(円)
資産の部	流動資産	1,322,946
	繰延資産	182,560
	資産合計	1,505,506
負債及び純資産の部	流動負債	852,230
	固定負債	4,790,000
	株主資本	△4,136,724
	資本金	100
	利益剰余金	△4,136,824
	その他利益剰余金	△4,136,824
	（うち当期純損失）	(1,506,478)
	負債・純資産合計	1,505,506

第16期決算公告
令和８年10月23日
札幌市北区北二十一条西五丁目２番20号401
株式会社リペアサービス
代表取締役　富田　訓
貸借対照表の要旨（令和７年11月30日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	204,914
	固定資産	646,022
	資産合計	850,937
負債及び純資産の部	流動負債	127,811
	（賞与引当金）	(5,178)
	固定負債	579,353
	株主資本	143,772
	資本金	5,000
	利益剰余金	138,772
	その他利益剰余金	138,772
	（うち当期純利益）	(679)
	負債・純資産合計	850,937

新設分割公告

当社は、新設分割により新設する株式会社リペアサービス（住所札幌市北区北二十一条西五丁目二番二〇号四〇一）に対して当社の２４時間サービス事業に関する一切の事業に関する権利義務を承継させることにいたしましたので公告します。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年十月二十三日
札幌市北区北二十一条西五丁目二番二〇号四〇一　株式会社リペアサービス
代表取締役　富田　訓

第２期決算公告
2026年10月23日
神奈川県横浜市西区みなとみらい二丁目２番１号横浜ランドマークタワー７階
Ｑｕｂｉｔｃｏｒｅ株式会社
代表取締役　綿貫　竜太
貸借対照表の要旨（2026年６月30日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	1,484,306
	固定資産	45,972
	資産合計	1,530,278
負債及び純資産の部	流動負債	38,639
	株主資本	1,491,639
	資本金	100,000
	資本剰余金	1,483,300
	資本準備金	1,483,300
	利益剰余金	△91,660
	その他利益剰余金	△91,660
	（うち当期純損失）	(86,255)
	合計	1,530,278

貸借対照表の要旨

（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	65,425
	固定資産	24,238
	繰延資産	8,774
	合計	98,438
負債及び純資産の部	流動負債	17,704
	固定負債	37,968
	株主資本	42,765
	資本金	25,666
	資本剰余金	22,666
	資本準備金	22,666
	利益剰余金	△5,567
	その他利益剰余金	△5,567
	（うち当期純利益）	(2,911)
	合計	98,438

準備金の額の減少公告

当社は、資本準備金の額を一千五百万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年十月二十三日
東京都千代田区神田小川町三丁目二八番地九　三東ビル九Ｆ
ＯＹＣ株式会社
代表取締役　菊地　範芳

第69期決算公告　令和８年10月23日
大阪市中央区北久宝寺町一丁目９番１号
三和通信工業株式会社
代表取締役　岸村　智志
貸借対照表の要旨（令和８年７月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	1,351,215
	固定資産	207,690
	合計	1,558,906
負債及び純資産の部	流動負債	801,725
	固定負債	35,022
	株主資本	722,159
	資本金	10,000
	利益剰余金	713,909
	利益準備金	2,500
	その他利益剰余金	711,409
	（うち当期純利益）	(33,681)
	自己株式	△ 1,750
	合計	1,558,906

決　算　公　告
令和８年10月23日
東京都府中市小柳町二丁目25番地の35
株式会社わこー
代表取締役　菅原　克己
貸借対照表の要旨
（令和７年12月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	205,736
	固定資産	228,886
	資産合計	434,622
負債及び純資産の部	流動負債	236,746
	株主資本	197,876
	資本金	24,000
	利益剰余金	173,876
	法定準備金	5,872
	その他利益剰余金	168,003
	（うち当期純利益）	(4,863)
	負債・純資産合計	434,622

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し、乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）左記のとおりです。
（乙）計算書類の公告義務はありません。

令和八年十月二十三日
東京都府中市小柳町二丁目二五番地の三五　（甲）株式会社わこー
代表取締役　菅原　克己
東京都府中市小柳町二丁目二五番地の三五　（乙）有限会社晃和
代表取締役　菅原　克己

第88期決算公告　令和８年９月30日
大阪府大阪市阿倍野区播磨町１―14―２
株式会社樋口松之助商店
代表取締役　樋口　弘一
貸借対照表の要旨（令和８年７月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	253,543
	固定資産	245,093
	合計	498,636
負債及び純資産の部	流動負債	165,559
	固定負債	187,329
	株主資本	145,748
	資本金	20,000
	利益剰余金	133,213
	利益準備金	5,000
	その他利益剰余金	128,213
	（うち当期純損失）	(952)
	自己株式	△ 7,466
	合計	498,636

資本金の額の減少公告

当社は資本金の額を九千万円減少し、一千万円とすることにいたしました。なお、減少する資本金九千万円は、資本準備金とします。

この決定に対し、異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終事業年度の貸借対照表の要旨は次のとおりです。

令和八年十月二十三日

東京都新宿区新宿四丁目一番六号ＪＲ新宿ミライナタワー二二階

アイディア株式会社

代表取締役　下川部知洋

第12期決算公告　令和８年10月23日

東京都新宿区新宿四丁目１番６号
ＪＲ新宿ミライナタワー22階

アイディア株式会社

代表取締役　下川部知洋

貸借対照表の要旨（令和８年７月31日現在）

科目		金額(円)
資の産部	流動資産	799,674,457
	固定資産	212,433,870
	資産合計	1,012,108,327
負純資債及産のび部	流動負債	235,893,534
	固定負債	127,912,000
	株主資本	648,302,793
	資本金	100,000,000
	資本剰余金	342,934,303
	資本準備金	342,934,303
	利益剰余金	205,368,490
	その他利益剰余金	205,368,490
	（うち当期純利益）	(14,968,326)
	負債・純資産合計	1,012,108,327

第42期決算公告　2026年10月23日

大阪府富田林市若松町東２丁目３番30号

株式会社サンテック

代表取締役　濵田　幸盛

貸借対照表の要旨（2026年７月31日現在）

科目		金額(百万円)
資の産部	流動資産	598
	固定資産	277
	合計	875
負純資債及産のび部	流動負債	123
	固定負債	63
	株主資本	689
	資本金	50
	資本剰余金	0
	利益剰余金	639
	利益準備金	8
	その他利益剰余金	631
	（うち当期純利益）	(3)
	合計	875

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一億五千五十万五十円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年十月二十三日

東京都港区南青山六丁目一番三二号＃七一二　ＷｉｎｄＷａｇｏｎ株式会社

代表取締役　赤尾　紀明

第１期決算公告

令和８年10月23日

東京都港区南青山六丁目１番32号＃712

ＷｉｎｄＷａｇｏｎ株式会社

代表取締役　赤尾　紀明

貸借対照表の要旨

（令和７年12月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	123,167
	固定資産	1,273
	合計	124,440
負純資債及産のび部	流動負債	23,071
	固定負債	25,530
	株主資本	△24,160
	資本金	500
	利益剰余金	△24,660
	その他利益剰余金	△24,660
	（うち当期純損失）	(24,660)
	新株予約権	100,000
	合計	124,440

第１期決算公告

令和８年10月23日

広島市安佐北区小河原町104番地の１

株式会社ニシキンホールディングス

代表取締役　田村　宏一

貸借対照表の要旨（令和８年７月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	18,080
	固定資産	790,994
	合計	809,075
負純資債及産のび部	流動負債	618
	固定負債	103
	株主資本	808,354
	資本金	3,000
	資本剰余金	787,994
	その他資本剰余金	787,994
	利益剰余金	17,359
	その他利益剰余金	17,359
	（うち当期純利益）	(91)
	合計	809,075

新設分割公告

当社は、新設分割により新設する株式会社ＲＰマネジメント（住所東京都台東区上野一丁目一一番九号）に対して当社の関係会社管理事業に関する権利義務を承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年十月二十三日

東京都台東区台東一丁目三二番八号　株式会社リピスト

代表取締役　廣田　朋也

代表取締役　信川　亮太

第15期決算公告

令和８年10月23日

東京都台東区台東一丁目32番８号

株式会社リピスト

代表取締役　廣田　朋也

代表取締役　信川　亮太

貸借対照表の要旨

（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	364,456
	固定資産	104,512
	資産合計	468,968
負純資債及産のび部	流動負債	72,973
	固定負債	182,766
	株主資本	213,227
	資本金	20,000
	利益剰余金	193,227
	その他利益剰余金	193,227
	（うち当期純利益）	(1,118)
	負債・純資産合計	468,968

第22期決算公告　令和８年10月23日

香川県高松市成合町930番地10

株式会社T—NET vigla

代表取締役　南　克之

貸借対照表の要旨（令和８年６月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	84,232
	固定資産	821
	合計	85,053
負純資債及産のび部	流動負債	19,714
	固定負債	2,976
	株主資本	62,362
	資本金	30,000
	資本剰余金	20,000
	資本準備金	20,000
	利益剰余金	12,362
	利益準備金	400
	その他利益剰余金	11,962
	（うち当期純利益）	(13,073)
	合計	85,053

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を三千九百五十万円減少し一千万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年十月二十三日

名古屋市千種区千種通七丁目二五—一　サンライズ千種八Ａ　谷健株式会社

代表取締役　谷　佳津臣

貸借対照表の要旨

（令和８年２月28日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	635,852
	固定資産	846,358
	繰延資産	15
	合計	1,482,226
負純資債及産のび部	流動負債	483,854
	固定負債	127,360
	株主資本	871,011
	資本金	49,500
	資本剰余金	367,907
	その他資本剰余金	367,907
	利益剰余金	543,855
	利益準備金	12,400
	その他利益剰余金	531,455
	（うち当期純利益）	(35,653)
	自己株式	△90,251
	合計	1,482,226

第４期決算公告　令和８年６月30日

福岡県福岡市中央区渡辺通二丁目１番82号

Ｑユナイテッドエナジーサプライ＆トレーディング株式会社

代表取締役　川本　賢一

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(百万円)
資の産部	流動資産	4,162
	固定資産	43
	資産合計	4,205
負純資債及産のび部	流動負債	2,626
	株主資本	1,579
	資本金	10
	利益剰余金	1,569
	利益準備金	3
	その他利益剰余金	1,566
	（うち当期純利益）	(958)
	負債・純資産合計	4,205

第11期決算公告

令和８年10月23日
名古屋市中区大須三丁目30番40号
万松寺ビル10Ｆ
株式会社ライフプロパティ
代表取締役　阿知波吉仁

貸借対照表の要旨（令和８年５月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	1,129,971
	固定資産	220,295
	資産合計	1,350,266
負純資債及産びの部	流動負債	335,393
	固定負債	115,638
	負債合計	451,031
	株主資本	899,234
	資本金	20,000
	利益剰余金	879,234
	その他利益剰余金	879,234
	（うち当期純利益）	(423,175)
	純資産合計	899,234
	負債・純資産合計	1,350,266

新設分割公告

当社は、新設分割により新設する株式会社アセットアリー（住所名古屋市中区大須三丁目三〇番四〇号万松寺ビル一〇Ｆ）に対して当社の資産管理事業に関する権利義務を承継させることにいたしましたので公告します。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年十月二十三日
名古屋市中区大須三丁目三〇番四〇号
万松寺ビル一〇Ｆ
株式会社ライフプロパティ
代表取締役　阿知波吉仁

第106期決算公告

令和８年10月23日
福岡県京都郡苅田町港町30番１
苅田港海陸運送株式会社
代表取締役　中江　英毅

貸借対照表の要旨（令和８年６月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	4,286,129
	固定資産	1,326,466
	合計	5,612,596
負純資債及産びの部	流動負債	453,885
	固定負債	244,560
	株主資本	4,914,150
	資本金	39,000
	利益剰余金	4,875,150
	利益準備金	9,750
	その他利益剰余金	4,865,400
	（うち当期純利益）	(690,908)
	合計	5,612,596

第28期決算公告

令和８年10月23日
京都市左京区南禅寺北ノ坊町17番地
株式会社京都エステート
代表取締役　達川甲太郎

貸借対照表の要旨（令和７年11月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	16,384
	固定資産	283,550
	合計	299,935
負純資債及産びの部	流動負債	981
	固定負債	27,917
	株主資本	271,036
	資本金	10,000
	利益剰余金	261,036
	その他利益剰余金	261,036
	（うち当期純損失）	(246)
	合計	299,935

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲)左記のとおりです。
(乙)計算書類の公告義務はありません。

令和八年十月二十三日
京都市左京区南禅寺北ノ坊町一七番地
(甲)株式会社京都エステート
代表取締役　達川甲太郎
京都市右京区嵯峨釈迦堂藤ノ木町三四番地七
(乙)有限会社たから地所
代表取締役　達川　和彦

第74期決算公告

令和８年10月23日
福岡県京都郡苅田町港町30番１
東洋物産株式会社
代表取締役　中江　英毅

貸借対照表の要旨（令和８年６月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	135,635
	固定資産	53,314
	合計	188,950
負純資債及産びの部	流動負債	34,776
	固定負債	0
	株主資本	154,173
	資本金	10,000
	利益剰余金	144,173
	利益準備金	1,331
	その他利益剰余金	142,842
	（うち当期純利益）	(35,135)
	合計	188,950

第59期決算公告

令和８年10月23日
大阪府大東市明美の里町１番71号
株式会社アカカベ
代表取締役　皆川　友範

貸借対照表の要旨（令和８年２月28日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	9,984,920
	固定資産	5,541,277
	繰延資産	40,391
	資産合計	15,566,589
負純資債及産びの部	流動負債	6,212,780
	賞与引当金	60,000
	固定負債	3,010,056
	株主資本	6,343,752
	資本金	10,000
	利益剰余金	6,333,752
	利益準備金	2,500
	その他利益剰余金	6,331,252
	（うち当期純利益）	(795,963)
	負債・純資産合計	15,566,589

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲)左記のとおりです。
(乙)計算書類の公告義務はありません。

令和八年十月二十三日
大阪府大東市明美の里町一番七一号
(甲)株式会社アカカベ
代表取締役　皆川　友範
大阪府大東市明美の里町一番七一号
(乙)有限会社アペックス
取締役　田中　佑

第28期決算公告

令和８年10月23日
熊本市南区流通団地一丁目42番１号
ＴＡＫＡＳＵＧＩ株式会社
代表取締役　小沼　佳久

貸借対照表の要旨（令和８年５月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	3,784,833
	固定資産	501,060
	繰延資産	1,119
	合計	4,287,013
負純資債及産びの部	流動負債	2,033,323
	固定負債	865,983
	株主資本	1,387,706
	資本金	30,000
	利益剰余金	1,357,706
	利益準備金	7,500
	別途積立金	120,000
	その他利益剰余金	1,230,206
	（うち当期純損失）	(290,939)
	合計	4,287,013

第９期決算公告

令和８年10月23日
大阪府交野市星田北八丁目６番９―101
株式会社ベストパートナー
代表取締役　荻野　貴史

貸借対照表の要旨（令和８年６月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	42,962
	固定資産	5
	合計	42,967
負純資債及産びの部	流動負債	11,517
	株主資本	31,450
	資本金	30,000
	利益剰余金	1,450
	その他利益剰余金	1,450
	（うち当期純利益）	(263)
	合計	42,967

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二千九百万円減少し百万円とすることにいたしました。

効力発生日は令和八年十一月三十日であり、株主総会の決議は、令和八年十月一日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年十月二十三日
大阪府交野市星田北八丁目六番九―一〇一
株式会社ベストパートナー
代表取締役　荻野　貴史

第４期決算公告

令和８年10月23日
熊本市南区流通団地一丁目58番地
いいねホーム株式会社
代表取締役　平島　孝典

貸借対照表の要旨（令和８年５月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	602,091
	固定資産	3,588
	繰延資産	1,142
	合計	606,821
負純資債及産びの部	流動負債	612,453
	固定負債	32,630
	株主資本	△38,262
	資本金	10,000
	利益剰余金	△48,262
	利益準備金	58
	その他利益剰余金	△48,320
	（うち当期純損失）	(4,730)
	合計	606,821

新設分割公告

当社は、新設分割により新設するＫインベストメント株式会社（住所東京都渋谷区松濤一丁目二三番五号）に対して当社の資産管理事業に関する権利義務を承継させることにいたしましたので公告します。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年十月二十三日

兵庫県芦屋市岩園町八番二三号
株式会社ＨＫインベストメント
代表取締役　中間　秀一

決　算　公　告

令和８年10月23日

兵庫県芦屋市岩園町８番23号
株式会社ＨＫインベストメント
代表取締役　中間　秀一

貸借対照表の要旨
（令和８年６月30日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	1,239,115
	固定資産	2,996,095
	資産合計	4,235,210
負債及び純資産の部	流動負債	21,394
	固定負債	3,735,916
	株主資本	477,899
	資本金	10,000
	利益剰余金	467,899
	その他利益剰余金	467,899
	（うち当期純利益）	(43,264)
	負債・純資産合計	4,235,210

第７期決算公告

令和８年10月23日

鹿児島県熊毛郡中種子町野間11033番地
新光オーギサポート株式会社
代表取締役　濵田　博文

貸借対照表の要旨
（令和８年８月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	41,024
	固定資産	0
	資産合計	41,024
負債及び純資産の部	流動負債	420
	株主資本	40,603
	資本金	20,000
	利益剰余金	20,603
	その他利益剰余金	20,603
	（うち当期純利益）	(1,990)
	負債・純資産合計	41,024

第11期決算公告

令和８年７月27日

東京都渋谷区桜丘町24―５
一般財団法人日本文明研究所
理事長　都築　仁子

貸借対照表の要旨
（令和８年４月30日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	32,140
	合計	32,140
負債及び正味財産の部	一般正味財産	32,140
	正味財産合計	32,140
	合計	32,140

合併公告

左記会社は甲が商号変更により株式会社となることを条件に合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲)左記のとおりです。
(乙)計算書類の公告義務はありません。

令和八年十月二十三日

広島市西区井口二丁目６番３号
(甲)有限会社村商
代表取締役　中村　好伸
広島市西区井口二丁目六番三号
(乙)有限会社ヒサヨシ
代表取締役　中村　泰久

第45期決算公告

令和８年10月23日

広島市西区井口二丁目６番３号
有限会社村商
代表取締役　中村　好伸

貸借対照表の要旨
（令和７年10月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	56,958
	固定資産	1,179,924
	合計	1,236,883
負債及び純資産の部	流動負債	26,213
	固定負債	688,305
	株主資本	522,365
	資本金	3,000
	利益剰余金	519,365
	その他利益剰余金	519,365
	（うち当期純利益）	(41,689)
	合計	1,236,883

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲)左記のとおりです。
(乙)計算書類の公告義務はありません。

令和八年十月二十三日

広島市中区流川町四番二〇号
(甲)株式会社とり八
代表取締役　上瀬　将
広島市中区流川町四番二〇号
(乙)有限会社カミセ
代表取締役　上瀬美穂子

第47期決算公告

令和８年10月23日

広島市中区流川町４番20号
株式会社とり八
代表取締役　上瀬　将

貸借対照表の要旨
（令和７年12月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	136,272
	固定資産	161,816
	合計	298,089
負債及び純資産の部	流動負債	30,937
	固定負債	2,730
	株主資本	264,421
	資本金	15,000
	利益剰余金	249,421
	利益準備金	3,570
	その他利益剰余金	245,851
	（うち当期純利益）	(8,809)
	合計	298,089

第23期決算公告

令和８年10月23日

福島県白河市大信中新城字塩沢45番地５号
株式会社エフオン白河
代表取締役　小池　久士

貸借対照表の要旨（令和８年６月30日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	1,276,998
	固定資産	788,520
	資産合計	2,065,518
負債及び純資産の部	流動負債	352,939
	（メンテナンス引当金）	(105,985)
	固定負債	6,133
	株主資本	1,706,445
	資本金	441,891
	利益剰余金	1,264,554
	利益準備金	110,472
	その他利益剰余金	1,154,081
	（うち当期純損失）	(260,444)
	負債・純資産合計	2,065,518

第15期決算公告

令和８年10月23日

栃木県下都賀郡壬生町大字壬生乙3451－１
株式会社エフオン壬生
代表取締役　小池　久士

貸借対照表の要旨（令和８年６月30日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	1,355,215
	固定資産	8,500,372
	資産合計	9,855,588
負債及び純資産の部	流動負債	907,418
	（メンテナンス引当金）	(87,359)
	固定負債	8,364,561
	株主資本	583,607
	資本金	1,000
	利益剰余金	582,607
	利益準備金	250
	その他利益剰余金	582,357
	（うち当期純利益）	(261,910)
	負債・純資産合計	9,855,588

第101期決算公告

令和８年10月23日

高知県宿毛市片島14番31号
株式会社立田回漕店
代表取締役　立田　昌敬

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	43,566
	固定資産	112,150
	繰延資産	314
	合計	156,031
負債及び純資産の部	流動負債	21,433
	固定負債	123,806
	株主資本	10,791
	資本金	12,000
	利益剰余金	△1,208
	その他利益剰余金	△1,208
	（うち当期純利益）	(1,543)
	合計	156,031

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲)左記のとおりです。
(乙)計算書類の公告義務はありません。

令和八年十月二十三日

高知県宿毛市片島一四番三一号
(甲)株式会社立田回漕店
代表取締役　立田　昌敬
高知県宿毛市片島一〇番六〇―五号
(乙)ケィー・ティー・エス有限会社
取締役　立田　勝彦

第20期決算公告

令和８年10月23日

福岡市中央区高砂一丁目２番４号

ソリューションネットワーク株式会社

代表取締役　田中　賢之

貸借対照表の要旨

（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	3,072
	資産合計	3,072
負債及び純資産の部	流動負債	601
	株主資本	2,470
	資本金	1,000
	利益剰余金	1,470
	その他利益剰余金	1,470
	（うち当期純損失）	(31)
	負債・純資産合計	3,072

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）

掲載官報

掲載の日付　令和八年七月二十四日

掲載頁　六十六頁（号外第一六六号）

左記のとおりです。

令和八年十月二十三日

福岡市中央区高砂一丁目二番四号

株式会社日本テレメッセージ

代表取締役　中村　直樹

（乙）

福岡市中央区高砂一丁目二番四号

ソリューションネットワーク株式会社

代表取締役　田中　賢之

第19期決算公告

令和８年10月23日

東京都港区南青山二丁目２番15号

株式会社ＩＤＩインフラストラクチャーズ

代表取締役　石坂　弘紀

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	37,114
	固定資産	40,184
	資産合計	77,298
負債及び純資産の部	流動負債	87,969
	株主資本	△10,670
	資本金	100,000
	資本剰余金	423,628
	資本準備金	411,814
	その他資本剰余金	11,814
	利益剰余金	△534,298
	その他利益剰余金	△534,298
	（うち当期純損失）	(94,862)
	負債・純資産合計	77,298

第16期決算公告

令和８年10月23日

福岡市中央区高砂一丁目２番４号

ブロードネットワーク株式会社

代表取締役　宮谷　　滋

貸借対照表の要旨

（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	1,972
	資産合計	1,972
負債及び純資産の部	流動負債	172
	株主資本	1,800
	資本金	6,000
	利益剰余金	△4,199
	その他利益剰余金	△4,199
	（うち当期純損失）	(30)
	負債・純資産合計	1,972

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）

掲載官報

掲載の日付　令和八年七月二十四日

掲載頁　六十六頁（号外第一六六号）

左記のとおりです。

令和八年十月二十三日

福岡市中央区高砂一丁目二番四号

株式会社日本テレメッセージ

代表取締役　中村　直樹

（乙）

福岡市中央区高砂一丁目二番四号

ブロードネットワーク株式会社

代表取締役　宮谷　　滋

第52期決算公告

令和８年10月23日

東京都港区港南二丁目16番４号

ダンフォス株式会社

代表取締役　森島　淳二

貸借対照表の要旨

（令和７年12月31日現在）（単位：百万円）

科目		金額
資産の部	流動資産	4,411
	固定資産	4,767
	資産合計	9,178
負債及び純資産の部	流動負債	8,400
	株主資本	778
	資本金	413
	利益剰余金	365
	利益準備金	206
	その他利益剰余金	159
	（うち当期純損失）	(646)
	負債・純資産合計	9,178

第21期決算公告

令和８年10月23日

北九州市八幡西区大平二丁目５番21号

鮫島建設株式会社

代表取締役　鮫島　由香

貸借対照表の要旨（令和８年５月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	29,091
	固定資産	3,607
	合計	32,698
負債及び純資産の部	流動負債	11,361
	株主資本	21,337
	資本金	20,000
	資本剰余金	4
	資本準備金	4
	利益剰余金	1,333
	その他利益剰余金	1,333
	（うち当期純利益）	(20,065)
	合計	32,698

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一千万円減少し一千万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年十月二十三日

北九州市八幡西区大平二丁目五番二一号

鮫島建設株式会社

代表取締役　鮫島　由香

第１期決算公告

令和８年10月23日

東京都中央区日本橋兜町５番１号

株式会社レグコンパス

代表取締役　本行　克哉

貸借対照表の要旨（令和８年７月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	11,781
	固定資産	300
	繰延資産	836
	資産合計	12,917
負債及び純資産の部	流動負債	235
	株主資本	12,682
	資本金	10,000
	資本剰余金	5,000
	資本準備金	5,000
	利益剰余金	△2,317
	その他利益剰余金	△2,317
	（うち当期純損失）	(2,317)
	負債・純資産合計	12,917

第16期決算公告

令和８年10月23日

福岡市中央区舞鶴二丁目８番６号

クラージュ舞鶴101

株式会社Ｃ．Ｆ．Ｃ．ｃｏｍｐａｎｙ

代表取締役　武本　一利

貸借対照表の要旨（令和７年９月30日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	174,938
	固定資産	155,541
	資産合計	330,480
負債及び純資産の部	流動負債	99,746
	固定負債	233,996
	株主資本	△3,262
	資本金	10,000
	利益剰余金	△13,262
	その他利益剰余金	△13,262
	（うち当期純利益）	(16,195)
	負債・純資産合計	330,480

新設分割公告

当社は、新設分割により新たに設立する株式会社ＮＥＳＴＡ８（住所　福岡市中央区舞鶴一丁目九番三号）に当社の飲食店「炉ばた　しんがり」の運営事業に関して有する権利義務を承継させることにいたしました。

この会社分割に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は次のとおりです。

令和八年十月二十三日

福岡市中央区舞鶴二丁目八番六号

クラージュ舞鶴一〇一

株式会社Ｃ．Ｆ．Ｃ．ｃｏｍｐａｎｙ

代表取締役　武本　一利

第108期決算公告

令和８年８月31日

東京都中央区日本橋小舟町７番４号

大内新興化学工業株式会社

代表取締役　大内　茂正

貸借対照表の要旨（令和８年５月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	8,113,044
	固定資産	6,651,702
	資産合計	14,764,746
負債及び純資産の部	流動負債	5,736,138
	固定負債	1,352,396
	（退職給付引当金）	(1,060,992)
	株主資本	7,676,212
	資本金	115,000
	資本剰余金	1,891
	利益剰余金	7,559,321
	利益準備金	28,750
	その他利益剰余金	7,530,571
	（うち当期純利益）	(364,439)
	負債・純資産合計	14,764,746

第６期決算公告

令和８年９月29日
東京都港区浜松町二丁目７番19号
株式会社ArentAI
代表取締役　山﨑　翼

貸借対照表の要旨（令和８年６月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	19,230
	固定資産	34
	資産合計	**19,264**
負純資債及産のび部	流動負債	5,231
	株主資本	14,033
	資本金	50,900
	資本剰余金	50,900
	資本準備金	50,900
	利益剰余金	△87,766
	その他利益剰余金	△87,766
	（うち当期純利益）	(847)
	負債・純資産合計	**19,264**

第75期決算公告

令和８年10月23日
鹿児島県出水市米ノ津町18番35号
株式会社山口石油店
（旧商号　有限会社山口石油店）
代表取締役　山口　知徳

貸借対照表の要旨（令和８年５月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	17,247
	固定資産	73,171
	合計	**90,418**
負純資債及産のび部	流動負債	71,655
	固定負債	305
	株主資本	18,458
	資本金	10,000
	利益剰余金	8,458
	利益準備金	2,000
	別途積立金	22,000
	繰越利益剰余金	△15,541
	（うち当期純損失）	(89)
	合計	**90,418**

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）左記のとおりです。

（乙）計算書類の公告義務はありません。

令和八年十月二十三日

鹿児島県出水市米ノ津町一八番三五号
（甲）株式会社山口石油店
代表取締役　山口　知徳

鹿児島県出水市米ノ津町一八番三五号
（乙）山口石油瓦斯有限会社
代表取締役　山口　知徳

第１期決算公告

令和８年９月17日
東京都千代田区富士見二丁目10番２号
インフロニアストラテジーアンドイノベーション株式会社
代表取締役社長　岐部　一誠

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(円)
資の産部	流動資産	1,423,284,394
	固定資産	170,700,708
	資産合計	**1,593,985,102**
負純資債及産のび部	流動負債	2,049,454,804
	株主資本	△455,469,702
	資本金	5,000,000
	資本剰余金	5,000,000
	資本準備金	5,000,000
	利益剰余金	△465,469,702
	その他利益剰余金	△465,469,702
	（うち当期純損失）	(465,469,702)
	負債・純資産合計	**1,593,985,102**

第８期決算公告

令和８年10月23日

東京都港区六本木１－６－１泉ガーデンタワー
Lifestyle１特定目的会社
取締役　中村　武

貸借対照表の要旨（令和８年６月30日現在）（単位：百万円）

資産の部		負債及び純資産の部	
特定資産	11,023	流動負債	4,382
投資その他の資産	11,023	**負債合計**	**4,382**
特定資産合計	**11,023**	社員資本	6,726
その他の資産	86	特定資本金	0
流動資産	84	優先資本金	6,715
繰延資産	1	剰余金	11
その他の資産合計	**86**	**純資産合計**	**6,726**
資産合計	**11,109**	**負債・純資産合計**	**11,109**

損益計算書の要旨
（自　令和８年１月１日　至　令和８年６月30日）
（単位：百万円）

科目	金額
営業収益	93
営業費用	51
営業利益	42
営業外収益	0
営業外費用	0
経常利益	42
税引前当期純利益	42
法人税・住民税及び事業税	3
当期純利益	39

第10期決算公告

令和８年９月25日
東京都中央区日本橋小舟町８番13号
エーテンラボ株式会社
代表取締役　長坂　剛

貸借対照表の要旨（令和８年６月30日現在）

科目		金額(円)
資の産部	流動資産	376,348,648
	固定資産	5,081,622
	合計	**381,430,270**
負純資債及産のび部	流動負債	101,745,538
	固定負債	289,897,000
	株主資本	△11,492,268
	資本金	47,501,340
	資本剰余金	64,161,153
	資本準備金	64,161,153
	利益剰余金	△123,154,761
	その他利益剰余金	△123,154,761
	（うち当期純損失）	(123,154,761)
	新株予約権	1,280,000
	合計	**381,430,270**

第１期決算公告

令和８年10月23日
東京都千代田区霞が関三丁目２番５号
ＡＡＪ　Ｊ特定目的会社
取締役　鄭　武壽

貸借対照表の要旨
（令和８年６月30日現在）　（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
特定資産	3,012,299	流動負債	22,006
特定資産の部合計	**3,012,299**	固定負債	2,385,000
その他の資産	1,225,992	**負債合計**	**2,407,006**
流動資産	980,781	社員資本	1,831,285
固定資産	240,238	特定資本金	100
繰延資産	4,971	優先資本金	1,840,000
		剰余金	△8,814
		当期未処理損失	8,814
		純資産合計	**1,831,285**
資産合計	**4,238,291**	**負債・純資産合計**	**4,238,291**

損益計算書の要旨
（自　令和７年７月11日　至　令和８年６月30日）
（単位：千円）

科目	金額
営業収益	0
営業費用	7,943
営業損失	7,943
営業外収益	0
営業外費用	0
経常損失	7,943
税引前当期純損失	7,943
法人税、住民税及び事業税	870
当期純損失	8,814

第７期決算公告

令和８年10月23日
東京都千代田区丸の内一丁目９番２号
株式会社エフオン第七
代表取締役　藤井康太朗

貸借対照表の要旨
（令和８年６月30日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	436
	資産合計	**436**
負純資債及産のび部	流動負債	1,234
	株主資本	△798
	資本金	1,000
	利益剰余金	△1,798
	その他利益剰余金	△1,798
	（うち当期純損失）	(143)
	負債・純資産合計	**436**

第２期決算公告

令和８年10月23日
東京都千代田区霞が関三丁目２番５号
ＡＡＪ　Ｈ特定目的会社
取締役　鄭　武壽

貸借対照表の要旨
（令和８年６月30日現在）　（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
特定資産	10,448,834	流動負債	139,965
特定資産の部合計	**10,448,834**	固定負債	7,600,000
その他の資産	668,602	**負債合計**	**7,739,965**
流動資産	586,310	社員資本	3,377,472
固定資産	74,504	特定資本金	100
繰延資産	7,788	優先資本金	3,175,000
		剰余金	202,372
		当期未処分利益	202,372
		純資産合計	**3,377,472**
資産合計	**11,117,437**	**負債・純資産合計**	**11,117,437**

損益計算書の要旨
（自　令和７年７月１日　至　令和８年６月30日）
（単位：千円）

科目	金額
営業収益	411,434
営業費用	208,300
営業利益	203,133
営業外収益	634
営業外費用	0
経常利益	203,768
税引前当期純利益	203,768
法人税、住民税及び事業税	1,396
当期純利益	202,372

第30期決算公告

令和８年10月23日

東京都江戸川区北葛西４－３－１

社会医療法人社団森山医会

理事長　森山　貴

貸借対照表の要旨（令和８年５月31日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	6,040	流動負債	3,919
固定資産	13,825	賞与引当金	0
有形固定資産	12,904	その他	3,919
無形固定資産	361	固定負債	9,268
その他の資産	560	退職給付引当金	1,996
		その他	7,272
		負債合計	**13,187**
		積立金	6,678
		設立等積立金	3,349
		繰越利益積立金	3,329
		純資産合計	**6,678**
資産合計	**19,865**	**負債・純資産合計**	**19,865**

損益計算書の要旨

（自　令和７年６月１日　至　令和８年５月31日）

（単位：百万円）

科目	金額
事業収益	14,047
（うち本来業務）	（13,979）
（うち附帯業務）	（68）
事業費用	13,754
（うち本来業務）	（13,679）
（うち附帯業務）	（75）
事業利益	293
事業外収益	7
事業外費用	66
経常利益	234
特別利益	55
特別損失	125
税引前当期純利益	165
法人税、住民税及び事業税	0
当期純利益	165

第８期決算公告

令和８年10月23日

東京都千代田区丸の内一丁目９番２号

株式会社エフオン第六

代表取締役　藤井康太朗

貸借対照表の要旨

（令和８年６月30日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	527
	資産合計	**527**
負債及び純資産の部	流動負債	1,085
	株主資本	△557
	資本金	1,000
	利益剰余金	△1,557
	その他利益剰余金	△1,557
	（うち当期純損失）	（143）
	負債・純資産合計	**527**

第32期決算公告

令和８年10月23日

東京都中央区新川二丁目１番11号

株式会社

東京エレクトロニックマテリアルズ

代表取締役　金　榮培

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	174,114
	固定資産	35,900
	繰延資産	294
	資産合計	**210,309**
負債及び純資産の部	流動負債	54,146
	負債合計	**54,146**
	株主資本	156,163
	資本金	10,000
	利益剰余金	146,163
	その他利益剰余金	146,163
	（うち当期純利益）	（13,899）
	純資産合計	**156,163**
	負債・純資産合計	**210,309**

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）確定した最終事業年度はありません。

（乙）左記のとおりです。

令和八年十月二十三日

東京都中央区新川二丁目一番一一号

（甲）株式会社DONGJIN JAPAN

代表取締役　金　榮培

東京都中央区新川二丁目一番一一号

（乙）株式会社東京エレクトロニックマテリアルズ

代表取締役　金　榮培

第８期決算公告

令和８年10月23日

東京都千代田区丸の内一丁目９番２号

株式会社エフオン福島

代表取締役　藤井康太朗

貸借対照表の要旨

（令和８年６月30日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	5,731
	固定資産	52,700
	資産合計	**58,431**
負債及び純資産の部	流動負債	94,270
	株主資本	△35,838
	資本金	1,000
	利益剰余金	△36,838
	その他利益剰余金	△36,838
	（うち当期純損失）	（11,017）
	負債・純資産合計	**58,431**

第18期決算公告

令和８年10月23日

東京都中央区築地二丁目15番15

セントラル東銀座620号

ＨＡＤＡＲＩＫＩ　ＰＬＵＳ株式会社

代表取締役　鵜飼　亨

貸借対照表の要旨

（令和７年10月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	196,936
	固定資産	13,078
	資産合計	**210,014**
負債及び純資産の部	流動負債	65,861
	固定負債	64,827
	株主資本	79,327
	資本金	99,000
	利益剰余金	△19,673
	その他利益剰余金	△19,673
	（うち当期純利益）	（66,989）
	負債・純資産合計	**210,014**

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一千九百万円減少し八千万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年十月二十三日

東京都中央区築地二丁目一五番一五セントラル東銀座六二〇号

ＨＡＤＡＲＩＫＩ　ＰＬＵＳ株式会社

代表取締役　鵜飼　亨

第８期決算公告

令和８年10月23日

東京都千代田区丸の内一丁目９番２号

株式会社エフオン大分

代表取締役　藤井康太朗

貸借対照表の要旨

（令和８年６月30日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	9,843
	固定資産	200
	資産合計	**10,043**
負債及び純資産の部	流動負債	30,070
	株主資本	△20,026
	資本金	1,000
	利益剰余金	△21,026
	その他利益剰余金	△21,026
	（うち当期純損失）	（9,234）
	負債・純資産合計	**10,043**

第５期決算公告

令和８年10月23日

東京都港区南青山２－２－15

ウイン青山1413室

株式会社星

代表取締役　王　春　有

貸借対照表の要旨

（令和７年９月30日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	51,543
	固定資産	54,161
	合計	**105,705**
負債及び純資産の部	流動負債	950
	株主資本	104,755
	資本金	100,000
	利益剰余金	4,755
	繰越利益剰余金	4,755
	（うち当期純利益）	（1,935）
	合計	**105,705**

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を七〇〇〇万円減少し三〇〇〇万円とし、減少する資本金の額全額を資本準備金とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終の貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年十月二十三日

東京都港区南青山二―二―一五ウイン青山一四一三室

株式会社星

代表取締役　王　春　有

第２期決算公告

令和８年９月25日

東京都新宿区西新宿八丁目２番５号

株式会社ｅｅ　ｌｉｎｋ

代表取締役　比嘉　正智

貸借対照表の要旨（令和８年６月30日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	241,220
	固定資産	9,333
	資産合計	**250,554**
負債及び純資産の部	流動負債	222,287
	株主資本	28,267
	資本金	30,000
	資本剰余金	1,516
	その他資本剰余金	1,516
	利益剰余金	△3,248
	その他利益剰余金	△3,248
	（うち当期純利益）	（2,446）
	負債・純資産合計	**250,554**

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一千万円減少し一千万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年十月二十三日

東京都豊島区上池袋四丁目三六番七号
スターライト上池袋八〇一
株式会社ＲＥＮＡＴＵＳ
代表取締役　林　光章

決　算　公　告

令和８年10月23日

東京都豊島区上池袋四丁目36番７号
スターライト上池袋801
株式会社ＲＥＮＡＴＵＳ
代表取締役　林　光章

貸借対照表の要旨（令和８年６月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	40,483
	固定資産	15,802
	合計	56,286
負純資産及び債のび部	流動負債	7,875
	固定負債	220
	株主資本	48,190
	資本金	20,000
	利益剰余金	28,190
	その他利益剰余金	28,190
	（うち当期純損失）	(2,287)
	合計	56,286

第１期決算公告

令和８年10月23日
神奈川県川崎市高津区下作延一丁目１－７
ｎｏｋｕｔｉｃａ
タンデムワークス株式会社
代表取締役　多田　信資

貸借対照表の要旨（令和８年７月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	8,732
	資産合計	8,732
負純資産及び債のび部	流動負債	794
	負債合計	794
	株主資本	7,937
	資本金	10,000
	利益剰余金	△2,063
	その他利益剰余金	△2,063
	（うち当期純損失）	(2,063)
	純資産合計	7,937
	負債・純資産合計	8,732

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）左記のとおりです。
（乙）計算書類の公告義務はありません。

令和八年十月二十三日

東京都中央区日本橋浜町二丁目五五番五―九〇二号
代表取締役　株式会社寿　谷口　雅之
（乙）有限会社ザイコンアメニティ
代表取締役　谷口　雅之

第２期決算公告

令和８年10月23日
愛知県北名古屋市九之坪鴨田56番地
サンフレッシュ株式会社
代表取締役　弦間　京祐

貸借対照表の要旨（令和８年７月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	731,695
	固定資産	2,145,616
	繰延資産	209
	資産合計	2,877,521
負純資産及び債のび部	流動負債	79,324
	固定負債	1,703,763
	株主資本	1,094,433
	資本金	38,000
	資本剰余金	1,037,000
	その他資本剰余金	1,037,000
	利益剰余金	19,433
	その他利益剰余金	19,433
	（うち当期純利益）	(224,039)
	負債・純資産合計	2,877,521

第22期決算公告

令和８年10月23日
東京都中央区日本橋浜町二丁目55番５―902号
株式会社寿
代表取締役　谷口　雅之

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	88,269
	固定資産	193,774
	合計	282,043
負純資産及び債のび部	流動負債	16,518
	固定負債	447,512
	株主資本	△181,987
	資本金	30,000
	利益剰余金	△211,987
	利益準備金	△219,198
	その他利益剰余金	7,211
	（うち当期純利益）	(4,676)
	合計	282,043

新設分割公告

当社は、新設分割により新設する株式会社田中商店（住所仙台市若林区荒井字藤田中島三六番地の二二）に対して当社の不動産事業に関する権利義務を承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年十月二十三日

仙台市若林区荒浜字南長沼一四番地の二〇
田中産業株式会社
代表取締役　田中　一也

第57期決算公告

令和８年10月23日
仙台市若林区荒浜字南長沼14番地の20
田中産業株式会社
代表取締役　田中　一也

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	364,815
	固定資産	1,419,473
	合計	1,784,289
負純資産及び債のび部	流動負債	236,268
	固定負債	421,631
	株主資本	1,126,389
	資本金	30,000
	資本剰余金	353
	資本準備金	353
	利益剰余金	1,096,036
	利益準備金	7,500
	その他利益剰余金	1,088,536
	（うち当期純利益）	(40,012)
	合計	1,784,289

第15期決算公告

令和８年10月23日
大阪府大阪市西区南堀江一丁目７番４号
マルイト南堀江パロスビル７階
レプリス株式会社
代表取締役　要海　勇紀

貸借対照表の要旨（令和８年１月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	271,949
	固定資産	426,830
	資産合計	698,779
負純資産及び債のび部	流動負債	85,832
	固定負債	100,000
	株主資本	512,947
	資本金	90,000
	利益剰余金	422,947
	その他利益剰余金	422,947
	（うち当期純利益）	(98,984)
	負債・純資産合計	698,779

第１期決算公告

令和８年10月23日
奈良県奈良市学園北一丁目11番４号
エル・アベニュー学園前５階
アスフル株式会社
代表取締役　要海　勇紀

貸借対照表の要旨（令和８年５月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	22,762
	資産合計	22,762
負純資産及び債のび部	流動負債	4,689
	負債合計	4,689
	株主資本	18,073
	資本金	9,000
	利益剰余金	9,073
	その他利益剰余金	9,073
	（うち当期純利益）	(9,073)
	純資産合計	18,073
	負債・純資産合計	22,762

第20期決算公告

令和８年10月23日
愛知県知多郡東浦町大字緒川字臨時21番１
株式会社Ａｘｉｓ　Ｍａｎａｇｅｍｅｎｔ
代表取締役　久米万美子

貸借対照表の要旨
（令和８年５月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	33,567
	固定資産	33,422
	合計	66,990
負純資産及び債のび部	流動負債	82,053
	株主資本	△15,063
	資本金	3,000
	資本剰余金	10,000
	その他資本剰余金	10,000
	利益剰余金	△28,063
	その他利益剰余金	△28,063
	（うち当期純損失）	(11,764)
	合計	66,990

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を三百万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年十月二十三日

愛知県知多郡東浦町大字緒川字臨時二一番一
株式会社Ａｘｉｓ　Ｍａｎａｇｅｍｅｎｔ
代表取締役　久米万美子

第10期決算公告

令和８年10月23日
和歌山県新宮市佐野字下地2140番地１
株式会社エフオン新宮
代表取締役　小池　久士

貸借対照表の要旨（令和８年６月30日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	618,456
	固定資産	11,072,879
	資産合計	**11,691,336**
負債及び純資産の部	流動負債	1,987,921
	（メンテナンス引当金）	(61,343)
	固定負債	9,864,626
	株主資本	△161,210
	資本金	1,000
	利益剰余金	△162,210
	その他利益剰余金	△162,210
	（うち当期純利益）	(1,015,960)
	負債・純資産合計	**11,691,336**

第31期決算公告

令和８年10月23日
大阪府東大阪市柏田西一丁目11番２号
株式会社日清精工
代表取締役　岩谷　清秀

貸借対照表の要旨
（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	172,271
	固定資産	166,471
	合計	**338,743**
負債及び純資産の部	流動負債	137,912
	固定負債	310,415
	株主資本	△109,584
	資本金	76,700
	利益剰余金	△186,284
	その他利益剰余金	△186,284
	（うち当期純利益）	(813)
	合計	**338,743**

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を六千六百七十万円減少し一千万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年十月二十三日
大阪府東大阪市柏田西一丁目一一番二号
株式会社日清精工
代表取締役　岩谷　清秀

第１期決算公告

令和８年10月23日
札幌市白石区北郷七条九丁目５番12号
建築工房ダイジュ株式会社
代表取締役　阿部　大樹

貸借対照表の要旨（令和８年１月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	8,282
	固定資産	295
	資産合計	**8,577**
負債及び純資産の部	流動負債	6,454
	負債合計	**6,454**
	株主資本	2,122
	資本金	2,000
	利益剰余金	122
	その他利益剰余金	122
	純資産合計	**2,122**
	負債・純資産合計	**8,577**

注）当期純利益　122千円

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

効力発生日は令和八年十二月一日であり、両社の株主総会の承認決議は令和八年九月二十五日に終了しております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲) 左記のとおりです。

(乙) 計算書類の公告義務はありません。

令和八年十月二十三日
札幌市白石区北郷七条九丁目五番一二号
(甲) 建築工房ダイジュ株式会社
代表取締役　阿部　大樹
北海道石狩市花川南二条二丁目一三三番地
(乙) 建築工房マザーリーフ有限会社
代表取締役　岩間　秀美

第36期決算公告

令和８年10月23日
長崎県雲仙市小浜町雲仙320番地
株式会社雲仙ビードロ美術館
代表取締役　宅島　壽雄

貸借対照表の要旨
（令和７年11月30日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	31,245
	固定資産	101,431
	合計	**132,676**
負債及び純資産の部	流動負債	3,297
	固定負債	132,069
	株主資本	△2,690
	資本金	4,000
	利益剰余金	△6,690
	その他利益剰余金	△6,690
	（うち当期純損失）	(3,773)
	合計	**132,676**

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

効力発生日は令和八年十二月一日であり、甲の株主総会の承認決議は令和八年十月十三日に終了し、乙は会社法第七八四条第一項に基づき株主総会の承認決議は経ずに合併を決定しております。また、甲は乙の全株式を所有していますので、この合併による甲の新株式の発行及び資本金の額の増加はいたしません。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲) 掲載　長崎新聞
掲載の日付　令和八年十月三日
掲載頁　二十一面
(乙) 左記のとおりです。
令和八年十月二十三日
長崎県雲仙市小浜町南木指三二番地二
(甲) 雲仙観光株式会社
代表取締役　伊藤　公成
長崎県雲仙市小浜町雲仙三二〇番地
(乙) 株式会社雲仙ビードロ美術館
代表取締役　宅島　壽雄

乙の貸借対照表の要旨

令和８年10月23日
東京都千代田区丸の内一丁目９番２号
株式会社リクルートメディカルキャリア
代表取締役　渡辺　侑介

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	1,212,920
	固定資産	138,368
	資産合計	**1,351,289**
負債及び純資産の部	流動負債	438,984
	（賞与引当金）	(85,008)
	株主資本	912,304
	資本金	45,000
	資本剰余金	1,280,000
	その他資本剰余金	1,280,000
	利益剰余金	△412,695
	利益準備金	1,000
	その他利益剰余金	△413,695
	（うち当期純利益）	(22,923)
	負債・純資産合計	**1,351,289**

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲) 掲載紙　官報
掲載の日付　令和八年七月十五日
掲載頁　八十三頁（号外第一五八号）
(乙) 左記のとおりです。
令和八年十月二十三日
東京都千代田区丸の内一丁目九番二号
(甲) 株式会社インディードリクルートパートナーズ
代表取締役　淺野　健
東京都千代田区丸の内一丁目九番二号
(乙) 株式会社リクルートメディカルキャリア
代表取締役　渡辺　侑介

官報

「官報」は、法律、政令、条約、府省令、告示、公告等、様々な事項を掲載する国の公報です。行政機関の休日を除き、毎日午前８時３０分に官報発行サイトにおいて発行され、直近９０日間の「官報」を閲覧・ダウンロードすることが可能です。「官報」には内閣府の電子署名とタイムスタンプを付与し、その真正性を確保しています。

https://www.kanpo.go.jp

内閣府

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二億五千五百万円、資本準備金の額を二億五千五百万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年十月二十三日

北海道沙流郡日高町字豊郷九一六番地の六

株式会社ユートピアアグリカルチャー

代表取締役　長沼真太郎

第36期決算公告

令和８年10月23日

北海道沙流郡日高町字豊郷916番地の６

株式会社ユートピアアグリカルチャー

代表取締役　長沼真太郎

貸借対照表の要旨

（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	96,043
	固定資産	398,665
	合計	494,708
負純資産の債及び部	流動負債	398,587
	固定負債	85,208
	株主資本	10,913
	資本金	10,000
	利益剰余金	913
	その他利益剰余金	913
	（うち当期純利益）	(26,053)
	合計	494,708

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二千万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年十月二十三日

福岡県嘉穂郡桂川町大字九郎丸八一五番地

伯英ホールディングス株式会社

代表取締役　佐伯　英治

第14期決算公告

令和８年10月23日

大分県日田市大字東有田字新山2813―10

ソレイユ日田株式会社

代表取締役　有馬　浩二

貸借対照表の要旨（令和８年６月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	45,664
	固定資産	145,294
	資産合計	190,959
負純資産の債及び部	流動負債	1,401
	株主資本	189,557
	資本金	10,000
	利益剰余金	179,557
	利益準備金	2,500
	その他利益剰余金	177,057
	（うち当期純利益）	(774)
	負債・純資産合計	190,959

第12期決算公告

令和８年10月23日

鹿児島県南九州市頴娃町牧之内1596番地１

ＧＰＤすいせんソーラー株式会社

代表取締役　関口三枝子

貸借対照表の要旨（令和８年６月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	918,809
	固定資産	6,090,990
	合計	7,009,800
負純資産の債及び部	流動負債	595,989
	固定負債	6,039,241
	株主資本	△92,903
	資本金	0
	利益剰余金	△92,903
	その他利益剰余金	△92,903
	（うち当期純損失）	(13,687)
	評価・換算差額等	467,473
	繰延ヘッジ損益	467,473
	合計	7,009,800

第６期決算公告

令和８年10月23日

福岡県嘉穂郡桂川町大字九郎丸815番地

伯英ホールディングス株式会社

代表取締役　佐伯　英治

貸借対照表の要旨（令和７年11月30日現在）

科目		金額(円)
資の産部	流動資産	21,600,445
	固定資産	66,676,462
	合計	88,276,907
負純資産の債及び部	流動負債	433,460
	株主資本	87,843,447
	資本金	30,000,000
	資本剰余金	108,000,000
	その他資本剰余金	108,000,000
	利益剰余金	△50,156,553
	その他利益剰余金	△50,156,553
	（うち当期純損失）	(13,745,757)
	合計	88,276,907

合併公告

存続会社であるＢＩＸＴＡＳ株式会社（甲）と消滅会社である株式会社Ｌｉｆｅ&Ｂｅａｕｔｙ（乙）とは、合併して甲は権利義務を承継して存続し、乙は解散することにいたしました。両社における合併契約の承認は、いずれも令和八年十月一日に終了しております。この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出ください。なお、最終貸借対照表の要旨は次のとおりです。

令和八年十月二十三日

東京都渋谷区渋谷一丁目六番五号

（甲）ＢＩＸＴＡＳ株式会社

代表取締役　鵜飼　大

東京都渋谷区西原三丁目三六番三号

（乙）株式会社Ｌｉｆｅ&Ｂｅａｕｔｙ

代表取締役　鵜飼　大

第13期決算公告

令和８年10月23日

東京都渋谷区西原三丁目36番３号

株式会社Ｌｉｆｅ&Ｂｅａｕｔｙ

代表取締役　鵜飼　大

貸借対照表の要旨（令和８年６月30日現在）

科目		金額(円)
資の産部	流動資産	8,493,154
	資産合計	8,493,154
負純資産の債及び部	流動負債	554,873
	負債合計	554,873
	株主資本	7,938,281
	資本金	1,000,000
	利益剰余金	6,938,281
	その他利益剰余金	6,938,281
	（うち当期純利益）	(2,743,534)
	純資産合計	7,938,281
	負債・純資産合計	8,493,154

第15期決算公告

令和８年10月23日

東京都渋谷区渋谷一丁目６番５号

ＢＩＸＴＡＳ株式会社

代表取締役　鵜飼　大

貸借対照表の要旨（令和８年６月30日現在）

科目		金額(円)
資の産部	流動資産	6,907,264
	固定資産	178,396,626
	資産合計	185,303,890
負純資産の債及び部	流動負債	19,579,772
	固定負債	77,775,000
	負債合計	97,354,772
	株主資本	87,949,118
	資本金	1,000,000
	利益剰余金	86,949,118
	その他利益剰余金	86,949,118
	（うち当期純利益）	(1,278,887)
	純資産合計	87,949,118
	負債・純資産合計	185,303,890

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、各社の最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年十月二十三日

東京都台東区根岸四丁目一二番三号

（甲）株式会社カサイ・エステート

代表取締役　河西ひとみ

埼玉県八潮市西袋七三三番地

（乙）河西工芸株式会社

代表取締役　河西ひとみ

第９期決算公告

令和８年10月23日

埼玉県八潮市西袋733番地

河西工芸株式会社

代表取締役　河西ひとみ

貸借対照表の要旨（令和８年５月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	323,244
	固定資産	22,017
	資産合計	345,261
負純資産の債及び部	流動負債	22,500
	株主資本	322,760
	資本金	10,000
	資本剰余金	291,538
	その他資本剰余金	291,538
	利益剰余金	21,222
	利益準備金	2,500
	その他利益剰余金	18,722
	（うち当期純損失）	(12,927)
	負債・純資産合計	345,261

令和８年10月23日

東京都台東区根岸四丁目12番３号

株式会社カサイ・エステート

代表取締役　河西ひとみ

貸借対照表の要旨

（令和８年５月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	47,797
	固定資産	1,062,244
	資産合計	1,110,041
負純資産の債及び部	流動負債	13,308
	固定負債	312,221
	株主資本	784,511
	資本金	15,000
	利益剰余金	774,545
	利益準備金	3,750
	その他利益剰余金	770,795
	（うち当期純利益）	(16,798)
	自己株式	△5,034
	負債・純資産合計	1,110,041

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年十月二十三日

新潟県小千谷市大字三仏生四一四四番地一〇
（甲）大日養鯉場株式会社
代表取締役　間野　太

新潟県小千谷市大字三仏生四二二九番地一
（乙）株式会社ＭＳＤ
代表取締役　間野　茂

第10期決算公告

令和８年10月23日
新潟県小千谷市大字三仏生4229番地１
株式会社ＭＳＤ
代表取締役　間野　茂

貸借対照表の要旨
（令和８年６月30日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	2,538
	固定資産	211
	合計	2,749
負債及び純資産の部	流動負債	465
	固定負債	33,600
	株主資本	△31,316
	資本金	9,000
	利益剰余金	△40,316
	その他利益剰余金	△40,316
	（うち当期純損失）	(3,858)
	合計	2,749

第37期決算公告

令和８年10月23日
新潟県小千谷市大字三仏生4144番地10
大日養鯉場株式会社
代表取締役　間野　太

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	944,877
	固定資産	1,693,134
	合計	2,638,011
負債及び純資産の部	流動負債	695,269
	固定負債	711,791
	株主資本	1,216,759
	資本金	10,000
	利益剰余金	1,206,759
	利益準備金	2,500
	その他利益剰余金	1,204,259
	（うち当期純利益）	(403,233)
	評価・換算差額等	14,192
	合計	2,638,011

合併公告

令和八年十月八日開催の臨時株主総会において、左記会社は合併して甲は乙の権利義務一切を承継して存続し乙は解散することを決議したので、この決議に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申出下さい。

なお、両社の最終の貸借対照表は左記のとおりです。

令和八年十月二十三日

愛媛県松山市勝山町二丁目四番地七
（甲）株式会社ミツワ都市開発
代表取締役　佐伯　政則

愛媛県松山市勝山町二丁目四番地七
（乙）株式会社松山シテイ企画
代表取締役　佐伯　政則

第43期決算公告

令和８年10月23日
愛媛県松山市勝山町二丁目４番地７
株式会社松山シテイ企画
代表取締役　佐伯　政則

貸借対照表の要旨（令和７年11月30日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	3,833
	固定資産	8,474
	合計	12,307
負債及び純資産の部	流動負債	55,614
	固定負債	—
	株主資本	△43,307
	資本金	6,000
	利益剰余金	△49,307
	（うち当期純損失）	(777)
	合計	12,307

第53期決算公告

令和８年10月23日
愛媛県松山市勝山町二丁目４番地７
株式会社ミツワ都市開発
代表取締役　佐伯　政則

貸借対照表の要旨（令和８年４月30日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	1,875,656
	固定資産	4,948,851
	合計	6,824,507
負債及び純資産の部	流動負債	1,936,641
	固定負債	2,344,386
	株主資本	2,543,480
	資本金	98,000
	利益剰余金	2,445,480
	利益準備金	13,490
	その他利益剰余金	2,431,990
	（うち当期純利益）	(102,442)
	合計	6,824,507

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年十月二十三日

東京都世田谷区南烏山六丁目七番一二号
（甲）株式会社Ｈ３
代表取締役　浜吉　範晴

東京都世田谷区弦巻三丁目一一番九号
（乙）株式会社Ｈ１
代表清算人　浜吉　範晴

第18期決算公告

令和８年10月23日
東京都世田谷区弦巻三丁目11番９号
株式会社Ｈ１
代表清算人　浜吉　範晴

貸借対照表の要旨（令和７年11月30日現在）

科目		金額(円)
資産の部	流動資産	31,715,856
	資産合計	31,715,856
負債及び純資産の部	流動負債	70,000
	負債合計	70,000
	株主資本	31,645,856
	資本金	1,000,000
	利益剰余金	30,645,856
	その他利益剰余金	30,645,856
	（うち当期純損失）	(432,785)
	純資産合計	31,645,856
	負債・純資産合計	31,715,856

第２期決算公告

令和８年10月23日
東京都世田谷区南烏山六丁目７番12号
株式会社Ｈ３
代表取締役　浜吉　範晴

貸借対照表の要旨（令和７年10月31日現在）

科目		金額(円)
資産の部	流動資産	29,632,872
	固定資産	49,199,981
	資産合計	78,832,853
負債及び純資産の部	流動負債	47,712,475
	固定負債	20,571,674
	負債合計	68,284,149
	株主資本	10,548,704
	資本金	1,000,000
	利益剰余金	9,548,704
	その他利益剰余金	9,548,704
	（うち当期純利益）	(4,765,538)
	純資産合計	10,548,704
	負債・純資産合計	78,832,853

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年十月二十三日

東京都千代田区神田小川町三丁目八番地
（甲）株式会社八木書店
代表取締役　八木　乾二

東京都千代田区神田猿楽町一丁目二番四号
（乙）第二出版販売株式会社
代表取締役　八木　壯一

第69期決算公告

令和８年10月23日
東京都千代田区神田猿楽町一丁目２番４号
第二出版販売株式会社
代表取締役　八木　壯一

貸借対照表の要旨（令和７年11月30日現在）

科目		金額(百万円)
資産の部	流動資産	36
	固定資産	38
	合計	75
負債及び純資産の部	流動負債	50
	固定負債	4
	株主資本	20
	資本金	12
	利益剰余金	20
	利益準備金	3
	その他利益剰余金	17
	（うち当期純利益）	(16)
	自己株式	△12
	合計	75

第13期決算公告

令和８年10月23日
東京都千代田区神田小川町三丁目８番地
株式会社八木書店
代表取締役　八木　乾二

貸借対照表の要旨（令和７年８月31日現在）

科目		金額(百万円)
資産の部	流動資産	532
	固定資産	17
	合計	549
負債及び純資産の部	流動負債	514
	固定負債	36
	株主資本	△1
	資本金	10
	資本剰余金	197
	その他資本剰余金	197
	利益剰余金	△209
	その他利益剰余金	△209
	（うち当期純利益）	(7)
	合計	549

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

効力発生日は令和八年十二月一日であり、両社の株主総会の承認決議は令和八年十月五日に終了しております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、両社の最終貸借対照表の要旨は次のとおりです。

令和八年十月二十三日

東京都港区三田一丁目四番二八号

（甲）株式会社アイスター商事

代表取締役　木下　萠美

東京都港区三田一丁目四番二八号

（乙）株式会社アイスター

代表取締役　西山　庸行

第49期決算公告　令和８年10月23日

東京都港区三田一丁目４番28号

株式会社アイスター

代表取締役　西山　庸行

貸借対照表の要旨（令和７年７月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	469,977
	固定資産	3,022,854
	資産合計	3,492,831
負純資産債及のび部	流動負債	284,536
	固定負債	1,155,071
	株主資本	2,053,224
	資本金	20,000
	資本剰余金	20,000
	資本準備金	20,000
	利益剰余金	2,013,224
	利益準備金	53,500
	その他利益剰余金	1,959,724
	（うち当期純損失）	(57,622)
	負債・純資産合計	3,492,831

第46期決算公告　令和８年10月23日

東京都港区三田一丁目４番28号

株式会社アイスター商事

代表取締役　木下　萠美

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	1,032,393
	固定資産	4,934,093
	資産合計	5,966,486
負純資産債及のび部	流動負債	1,579,606
	固定負債	6,522,275
	株主資本	△2,135,395
	資本金	50,000
	資本剰余金	50,000
	資本準備金	50,000
	利益剰余金	△2,235,395
	利益準備金	31,000
	その他利益剰余金	△2,266,395
	（うち当期純利益）	(59,664)
	負債・純資産合計	5,966,486

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は次のとおりです。

令和八年十月二十三日

東京都渋谷区代々木一丁目二五番五号

ＢＩＺＳＭＡＲＴ代々木三〇六

（甲）株式会社ＫｉｎＴｓｕｇｉ

代表取締役　西岡　恵子

茨城県筑西市辻一二八八―一

（乙）株式会社ユニーク

代表取締役　西岡　恵子

第６期決算公告

令和８年10月23日

茨城県筑西市辻1288―１

株式会社ユニーク

代表取締役　西岡　恵子

貸借対照表の要旨

（令和８年２月28日現在）　（単位：円）

科目		金額
資の産部	流動資産	57,909
	資産合計	57,909
負純資産債及のび部	流動負債	1,549,822
	株主資本	△1,491,913
	資本金	290,000
	利益剰余金	△1,781,913
	その他利益剰余金	△1,781,913
	（うち当期純損失）	(1,096,837)
	負債・純資産合計	57,909

第１期決算公告　令和８年10月23日

東京都渋谷区代々木一丁目25番５号

ＢＩＺＳＭＡＲＴ代々木306

株式会社ＫｉｎＴｓｕｇｉ

代表取締役　西岡　恵子

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額(円)
資の産部	流動資産	107,477,195
	資産合計	107,477,195
負純資産債及のび部	流動負債	7,882,177
	固定負債	12,300,000
	株主資本	87,295,018
	資本金	44,000,000
	資本剰余金	40,000,000
	資本準備金	40,000,000
	利益剰余金	3,295,018
	その他利益剰余金	3,295,018
	（うち当期純利益）	(3,295,018)
	負債・純資産合計	107,477,195

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の不動産事業、経営管理事業及び総務・経理部門に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年十月二十三日

愛知県名古屋市瑞穂区弥富通五丁目五六番地

（甲）メドイットＨＤ株式会社

代表取締役　山本　真也

愛知県名古屋市瑞穂区弥富通五丁目五六番地

（乙）株式会社メドイット

代表取締役　山本　真也

第23期決算公告

令和８年10月23日

愛知県名古屋市瑞穂区弥富通五丁目56番地

株式会社メドイット

代表取締役　山本　真也

貸借対照表の要旨（令和７年８月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	1,168,355
	固定資産	1,706,476
	繰延資産	3,810
	合計	2,878,642
負純資産債及のび部	流動負債	442,369
	固定負債	1,844,755
	株主資本	591,517
	資本金	9,000
	利益剰余金	582,517
	利益準備金	2,250
	その他利益剰余金	580,267
	（うち当期純利益）	(69,415)
	合計	2,878,642

第32期決算公告　令和８年10月23日

愛知県名古屋市瑞穂区弥富通五丁目56番地

メドイットＨＤ株式会社

代表取締役　山本　真也

貸借対照表の要旨（令和７年11月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	145,147
	固定資産	353,105
	合計	498,253
負純資産債及のび部	流動負債	96,041
	株主資本	402,211
	資本金	10,000
	資本剰余金	348,111
	その他資本剰余金	348,111
	利益剰余金	117,068
	利益準備金	150
	その他利益剰余金	116,918
	（うち当期純利益）	(118,739)
	自己株式	△72,968
	合計	498,253

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）左記のとおりです。

（乙）左記のとおりです。

令和八年十月二十三日

福岡県久留米市山川神代一丁目四番三号

（甲）尾花建設株式会社

代表取締役　小田　真也

熊本県菊池市隈府一五一二番地一八

（乙）株式会社前川建設

代表取締役　後田　隆徳

第50期決算公告

令和８年10月23日

熊本県菊池市隈府1512番地18

株式会社前川建設

代表取締役　後田　隆徳

貸借対照表の要旨（令和８年６月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	34,470
	固定資産	15,325
	合計	49,795
負純資産債及のび部	流動負債	5,220
	固定負債	88,000
	株主資本	△43,425
	資本金	30,000
	利益剰余金	△73,425
	その他利益剰余金	△73,425
	（うち当期純損失）	(9,793)
	合計	49,795

第55期決算公告

令和８年10月23日

福岡県久留米市山川神代一丁目４番３号

尾花建設株式会社

代表取締役　小田　真也

貸借対照表の要旨（令和８年５月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	700,530
	固定資産	52,917
	合計	753,447
負純資産債及のび部	流動負債	255,132
	固定負債	0
	株主資本	498,315
	資本金	50,000
	利益剰余金	448,315
	利益準備金	9,000
	その他利益剰余金	439,315
	（うち当期純利益）	(43,686)
	合計	753,447

第 9 期 決 算 公 告

令和８年 10 月 23 日　静岡県富士市大野55－１

株式会社ＶＯＬＴＡ

代表取締役　北詰　一隆

貸借対照表の要旨（令和８年６月30日現在）（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	1,486,163	流動負債	692,136
固定資産	679,851	賞与引当金	3,517
		その他	688,619
		固定負債	14,098
		退職給付引当金	9,980
		その他	4,118
		株主資本	1,459,779
		資本金	400,000
		資本剰余金	400,000
		資本準備金	400,000
		利益剰余金	659,779
		その他利益剰余金	659,779
		（うち当期純利益）	（342,223）
資産合計	2,166,014	負債・純資産合計	2,166,014

第 3 期 決 算 公 告

令和８年 10 月 23 日　静岡県富士宮市山宮3507番地の19

株式会社エコデモ

代表取締役　遠藤　洋仁

貸借対照表の要旨（令和８年６月30日現在）（単位：百万円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	522	流動負債	240
固定資産	4	賞与引当金	0
		固定負債	2
		退職給付引当金	2
		株主資本	285
		資本金	100
		資本剰余金	100
		資本準備金	100
		利益剰余金	85
		その他利益剰余金	85
		（うち当期純利益）	（95）
合計	527	合計	527

第 7 期 決 算 公 告

令和８年 10 月 23 日　東京都中央区京橋二丁目５番15号

株式会社ＮＥＷＳＣＯＮ

代表取締役　妙見　英樹

貸借対照表の要旨（令和８年６月30日現在）（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	6,307,653	流動負債	5,223,630
固定資産	204,703	（賞与引当金）	（6,242）
		固定負債	127,403
		（退職給付引当金）	（64,786）
		株主資本	1,161,323
		資本金	200,000
		資本剰余金	286,000
		その他資本剰余金	286,000
		利益剰余金	675,323
		その他利益剰余金	675,323
		（うち当期純利益）	（263,496）
資産合計	6,512,357	負債・純資産合計	6,512,357

第 52 期 決 算 公 告

令和８年 10 月 23 日　北九州市小倉北区東篠崎一丁目３番13号

株式会社不動産中央情報センター

代表取締役　濱村　美和

貸借対照表の要旨（令和８年６月30日現在）（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	1,549,299	流動負債	1,248,375
固定資産	1,874,055	固定負債	391,418
		株主資本	1,783,561
		資本金	100,000
		資本剰余金	151,891
		その他の資本剰余金	151,891
		利益剰余金	1,531,670
		利益準備金	26,070
		別途積立金	200,000
		繰越利益剰余金	1,305,599
		（うち当期純利益）	（103,121）
資産合計	3,423,354	負債・純資産合計	3,423,354

第 39 期 決 算 公 告

令和８年 10 月 23 日　福島県郡山市開成三丁目６番15号

アルファクラブ東北株式会社

代表取締役　神田　貢典

貸借対照表の要旨（令和８年６月30日現在）（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	10,840,057	流動負債	3,298,181
固定資産	22,739,087	賞与引当金	7,200
繰延資産	27,557	その他	3,290,981
		固定負債	26,623,697
		退職給付引当金	23,929
		役員退職慰労引当金	2,400
		雑収入復活引当金	56,794
		その他	26,540,573
		負債合計	29,921,879
		株主資本	3,686,840
		資本金	100,000
		資本剰余金	302,000
		その他資本剰余金	302,000
		利益剰余金	3,284,840
		利益準備金	300
		その他利益剰余金	3,284,540
		評価・換算差額等	△ 2,018
		その他有価証券評価差額金	△ 2,018
		純資産合計	3,684,822
資産合計	33,606,701	負債・純資産合計	33,606,701

損益計算書の要旨（自　令和７年７月１日　至　令和８年６月30日）（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
売上高	8,734,431	経常利益	890,734
売上原価	2,419,993	特別利益	266
売上総利益	6,314,438	特別損失	311,794
販売費及び一般管理費	5,608,154	税引前当期純利益	579,206
営業利益	706,284	法人税、住民税及び事業税	187,509
営業外収益	333,517	法人税等調整額	△ 1,445
営業外費用	149,067	当期純利益	393,142

第 47 期 決 算 公 告

令和８年 10 月 23 日　福島県郡山市鶴見坦二丁目４番５号

アルファクラブ株式会社

代表取締役　神田　貢典

貸借対照表の要旨（令和８年６月30日現在）（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	11,615,584	流動負債	5,744,102
固定資産	42,964,772	賞与引当金	17,000
繰延資産	1,850	その他	5,727,102
		固定負債	41,791,003
		退職給付引当金	122,413
		役員退職慰労引当金	234,770
		雑収入復活引当金	14,651
		その他	41,419,168
		負債合計	47,535,106
		株主資本	7,041,206
		資本金	100,000
		資本剰余金	4,799
		資本準備金	4,799
		利益剰余金	6,936,406
		利益準備金	1,000
		その他利益剰余金	6,935,406
		評価・換算差額等	5,894
		その他有価証券評価差額金	5,894
		純資産合計	7,047,100
資産合計	54,582,207	負債・純資産合計	54,582,207

損益計算書の要旨（自　令和７年７月１日　至　令和８年６月30日）（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
売上高	12,499,579	経常利益	1,163,144
売上原価	3,021,237	特別利益	29,857
売上総利益	9,478,342	特別損失	1,058,281
販売費及び一般管理費	8,931,900	税引前当期純利益	134,719
営業利益	546,441	法人税、住民税及び事業税	148,462
営業外収益	785,967	法人税等調整額	△ 80,172
営業外費用	169,264	当期純利益	66,429

第３期決算公告

令和８年10月23日
茨城県ひたちなか市山崎43番地
株式会社Ｊ－Ｃｙｃｌｅ
代表取締役　北詰　一隆

貸借対照表の要旨（令和８年６月30日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	79,839
	固定資産	0
	合計	79,839
負債及び純資産の部	流動負債	335
	株主資本	79,504
	資本金	100,000
	資本剰余金	100,000
	資本準備金	100,000
	利益剰余金	△120,495
	その他利益剰余金	△120,495
	（うち当期純損失）	(101,173)
	合計	79,839

第31期決算公告

2026年９月28日
新潟県新潟市中央区清五郎67番地12
株式会社アルビレックス新潟
代表取締役社長　野沢　洋輔

貸借対照表の要旨（2026年６月30日現在）

科目		金額(百万円)
資産の部	流動資産	2,522
	固定資産	929
	資産合計	3,451
負債及び純資産の部	流動負債	1,320
	固定負債	117
	株主資本	2,014
	資本金	100
	資本剰余金	612
	資本準備金	612
	利益剰余金	1,301
	その他利益剰余金	1,301
	（うち当期純利益）	(66)
	負債・純資産合計	3,451

第20期決算公告

令和８年10月23日
愛知県名古屋市港区名港二丁目９番27号
株式会社３ＷＭ
代表取締役　竹川　直希

貸借対照表の要旨（令和８年６月30日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	519,086
	固定資産	1,287
	合計	520,374
負債及び純資産の部	流動負債	264,920
	固定負債	13
	株主資本	255,440
	資本金	1,000
	資本剰余金	190,250
	資本準備金	250
	その他資本剰余金	190,000
	利益剰余金	64,190
	その他利益剰余金	64,190
	（うち当期純利益）	(3,476)
	合計	520,374

第３期決算公告

令和８年10月23日
京都府京都市左京区吉田橘町32番地
Ｃｙｎ－Ｋバイオ株式会社
代表取締役　上野　隆司

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	225,113
	固定資産	2,281
	合計	227,394
負債及び純資産の部	流動負債	306
	固定負債	0
	株主資本	87,089
	資本金	97,500
	資本剰余金	97,500
	利益剰余金	△107,911
	その他利益剰余金	△107,911
	（うち当期純損失）	(52,398)
	新株予約権	140,000
	合計	227,394

第31期決算公告

令和８年10月23日

福岡県福岡市中央区長浜一丁目１番１号
株式会社ダックス
代表取締役　平崎　守

貸借対照表の要旨
（令和８年１月31日現在）（単位：百万円）

科目		金額
資産の部	流動資産	2,060
	固定資産	2,110
	資産合計	4,170
負債及び純資産の部	流動負債	1,194
	固定負債	2,481
	負債合計	3,675
	株主資本	498
	資本金	100
	資本剰余金	70
	その他資本剰余金	70
	利益剰余金	329
	利益準備金	2
	その他利益剰余金	327
	（うち当期純利益）	(58)
	自己株式	△1
	評価・換算差額等	△3
	その他有価証券評価差額金	△3
	純資産合計	495
	負債・純資産合計	4,170

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

効力発生日は令和九年一月一日であり、両社の株主総会の承認決議は令和八年十二月十一日に予定しております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は次のとおりです。

令和八年十月二十三日
福岡県福岡市中央区長浜一丁目一番一号
（甲）株式会社ダックス
代表取締役　平崎　守
福岡県福岡市中央区長浜一丁目一番一号
（乙）株式会社ダックスエナジー
代表取締役　藤川謙一郎

第８期決算公告

令和８年10月23日
福岡県福岡市中央区長浜一丁目１番１号
株式会社ダックスエナジー
代表取締役　藤川謙一郎

貸借対照表の要旨
（令和７年10月31日現在）（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	2,713
	固定資産	9,000
	資産合計	11,713
負債及び純資産の部	流動負債	0
	固定負債	0
	負債合計	0
	株主資本	11,713
	資本金	10,000
	利益剰余金	1,713
	その他利益剰余金	1,713
	（うち当期純利益）	(2)
	純資産合計	11,713
	負債・純資産合計	11,713

第１期決算公告

令和８年10月23日
東京都港区北青山二丁目12番４号
坂本ビル３階
株式会社コロレス
代表取締役　東　鉄雄

貸借対照表の要旨
（令和８年６月15日現在）　（単位：円）

科目		金額
資産の部	流動資産	10,000
	繰延資産	263,310
	合計	273,310
負債及び純資産の部	流動負債	263,310
	株主資本	10,000
	資本金	10,000
	利益剰余金	—
	その他利益剰余金	—
	（うち当期純利益）	(—)
	合計	273,310

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）左記のとおりです。
（乙）左記のとおりです。

令和八年十月二十三日
東京都港区北青山二丁目一二番四号坂本ビル三階
（甲）株式会社コロレス
代表取締役　東　鉄雄
京都市左京区岩倉中町五〇五番地
（乙）株式会社イエロ
代表取締役　東　鉄雄

第７期決算公告

令和８年10月23日
京都市左京区岩倉中町505番地
株式会社イエロ
代表取締役　東　鉄雄

貸借対照表の要旨
（令和７年11月30日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	528,255
	固定資産	503,556
	合計	1,031,812
負債及び純資産の部	流動負債	146,881
	固定負債	205,940
	株主資本	678,991
	資本金	5,000
	利益剰余金	673,991
	その他利益剰余金	673,991
	（うち当期純利益）	(207,960)
	合計	1,031,812

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二億一円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年十月二十三日
東京都港区北青山二丁目一二番四号坂本ビル三階
株式会社コロレス
代表取締役　東　鉄雄

第 100 期決算公告

令和８年 10 月 23 日

神奈川県高座郡寒川町一之宮六丁目１番３号

日東化工株式会社

代表取締役社長　春山　孝造

貸借対照表の要旨

（令和８年６月30日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	3,269,695
	固定資産	4,556,169
	合計	7,825,865
負債及び純資産の部	流動負債	2,508,907
	賞与引当金	41,429
	固定負債	879,860
	退職給付引当金	411,552
	株主資本	3,664,518
	資本金	100,000
	資本剰余金	2,577,101
	その他資本剰余金	2,577,101
	利益剰余金	987,417
	利益準備金	179,912
	その他利益剰余金	807,505
	（うち当期純利益）	(156,307)
	評価・換算差額等	772,578
	土地再評価差額金	772,578
	合計	7,825,865

第 48 期決算公告

令和８年 10 月 23 日

静岡県富士宮市山宮3507番地の19

株式会社エコネコル

代表取締役　佐野　文勝

貸借対照表の要旨

（令和８年６月30日現在）（単位：百万円）

科目		金額
資の産部	流動資産	5,600
	固定資産	7,297
	資産合計	12,898
負債及び純資産の部	流動負債	3,062
	（賞与引当金）	(55)
	固定負債	2,211
	（退職給付引当金）	(536)
	株主資本	7,641
	資本金	435
	資本剰余金	257
	その他資本剰余金	257
	利益剰余金	6,949
	利益準備金	17
	その他利益剰余金	6,931
	（うち当期純利益）	(1,228)
	評価・換算差額等	△16
	その他有価証券評価差額金	△16
	負債・純資産合計	12,898

第 31 期決算公告

令和８年10月23日
佐賀県小城市三日月町久米2088番地
株式会社行武燃料
代表取締役　行武　正博

貸借対照表の要旨（令和８年５月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	181,333
	固定資産	112,505
	合計	293,839
負債及び純資産の部	流動負債	17,813
	固定負債	320
	株主資本	275,704
	資本金	61,000
	資本剰余金	46,969
	資本準備金	46,969
	利益剰余金	167,734
	利益準備金	3,250
	その他利益剰余金	164,484
	（うち当期純損失）	(7,835)
	合計	293,839

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、令和八年十一月二十八日を効力発生日とする株式会社行武商事との株式交換により資本準備金の額が増加することを停止条件として、資本金の額を四千八百万円、資本準備金の額を八千七百九十五万九千六百九十八円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年十月二十三日
佐賀県小城市三日月町久米二〇八八番地
株式会社行武燃料
代表取締役　行武　正博

合併公告

左記会社は合併して甲は乙、丙及び丁の権利義務全部を承継して存続し乙、丙及び丁は解散することにいたしましたので公告します。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は下記のとおりです。

令和八年十月二十三日
山口県光市浅江一丁目一四番一号
（甲）株式会社ホンダカーズ光東
代表取締役　東　日出夫
広島県呉市広古新開二丁目一三番八号
（乙）株式会社ホンダカーズ中央広島
代表取締役　東　日出夫
広島県三次市南畑敷町四六一番地の一
（丙）株式会社三輪モータース
代表取締役　東　日出夫
岡山県浅口郡里庄町里見三七五四番地
（丁）株式会社酒井ホンダ商会
代表取締役　東　日出夫

第 45 期決算公告

令和８年10月23日
広島県呉市広古新開二丁目13番８号
株式会社ホンダカーズ中央広島
代表取締役　東　日出夫

貸借対照表の要旨（令和７年９月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	460,147
	固定資産	263,811
	合計	723,958
負債及び純資産の部	流動負債	171,364
	固定負債	65,145
	株主資本	487,449
	資本金	10,000
	利益剰余金	477,449
	その他利益剰余金	477,449
	（うち当期純利益）	(71,901)
	合計	723,958

第 55 期決算公告

令和８年10月23日
山口県光市浅江一丁目14番１号
株式会社ホンダカーズ光東
代表取締役　東　日出夫

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	1,088,436
	固定資産	1,029,036
	合計	2,117,473
負債及び純資産の部	流動負債	826,869
	固定負債	214,071
	（退職給付引当金）	(88,311)
	株主資本	1,076,532
	資本金	40,000
	利益剰余金	1,036,532
	利益準備金	50
	その他利益剰余金	1,036,482
	（うち当期純利益）	(69,154)
	合計	2,117,473

第 40 期決算公告

令和８年10月23日
岡山県浅口郡里庄町里見3754番地
株式会社酒井ホンダ商会
代表取締役　東　日出夫

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	180,544
	固定資産	193,533
	合計	374,078
負債及び純資産の部	流動負債	171,782
	固定負債	182,548
	株主資本	19,747
	資本金	10,000
	利益剰余金	9,747
	その他利益剰余金	9,747
	（うち当期純利益）	(8,628)
	合計	374,078

第 69 期決算公告

令和８年10月23日
広島県三次市南畑敷町461番地の１
株式会社三輪モータース
代表取締役　東　日出夫

貸借対照表の要旨（令和８年６月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	589,409
	固定資産	136,243
	繰延資産	458
	合計	726,111
負債及び純資産の部	流動負債	455,657
	固定負債	25,774
	株主資本	244,679
	資本金	10,000
	利益剰余金	256,285
	利益準備金	2,500
	その他利益剰余金	253,785
	（うち当期純利益）	(71,972)
	自己株式	△21,606
	合計	726,111